別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　山形市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・山形市公共交通活性化協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山形市）
・山形市外に影響する公共交通の検討・協議、及び村山地域別部会への提案・協議（山形市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（山形市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（山形市）
・本市作成の GTFS-JP を活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載（山形市）
・やまがた MaaS「らくのる」のポータルサイトにおいて、路線情報や観光情報等を掲載したデジタルマップを作成予定（山形市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山形市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、山形市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入（山形市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（山形市）
・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通したモビリティマネジメントを行う（山形市、事業者）
・郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行（山形市、事業者）
・MaaS の導入（山形市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の山形市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・山形市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 12,245 人、県内 3,016 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の山形市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・山形市の目標値（目標年度 R7 年度末）
4.98 回／人（直近年度の実績 4.48 回／人）

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の山形市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 円）

・山形市目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,477 万 9 千円（直近年度の実績 7,070 万千円）

コミュニティバス：3,078 万 2 千円（直近年度の実績 4,995 万千円）

デマンド交通：263 万 8 千円（直近年度の実績 332 万円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

コミュニティバス高瀬線の年間利用者数：4,148 人以上（直近年度の実績 3,059 人）

コミュニティバス高瀬線の収支率：7.3%以上（直近年度の実績 6.5%）

コミュニティバス高瀬線への山形市負担額 432 万 8 千円（直近年度の実績 432 万 8 千円）

スマイルグリーン号の年間利用者数：1,870 人以上（直近年度の実績 1,446 人）

スマイルグリーン号の収支率：12.7%以上（直近年度の実績 6.5%）

スマイルグリーン号への山形市負担額：282 万 4 千円（直近年度の実績 332 万円）

山交ビル～関沢線の年間利用者数：52,164 人以上（直近年度の実績 52,164 人）

山交ビル～関沢線の収支率：70.8%以上（直近年度の実績 80.2%）

山交ビル～関沢線の山形市負担額 376 万 9 千円（直近年度の実績 226 万千円）

山交ビル～山寺線の年間利用者数：52,479 人以上（直近年度の実績 52,479 人）

山交ビル～山寺線の収支率：43,1%以上（直近年度の実績 48.8%）

山交ビル～山寺線の山形市負担額 865 万千円（直近年度の実績 756 万 5 千円）

山交ビル～新山線の年間利用者数：14,124 人以上（直近年度の実績 14,124 人）

山交ビル～新山線の収支率：82.0%以上（直近年度の実績 92.8%）

山交ビル～新山線の山形市負担額 17 万 9 千円（直近年度の実績 6 万 2 千円）

山交ビル（県庁）関沢線の年間利用者数：4,660 人以上（直近年度の実績 4,660 人）

山交ビル（県庁）関沢線の収支率：75.7%以上（直近年度の実績 85.7%）

山交ビル（県庁）関沢線の山形市負担額 31 万 2 千円（直近年度の実績 16 万千円）

山交ビル～唐松観音線の年間利用者数：48,267 人以上（直近年度の実績 48,267 人）

山交ビル～唐松観音線の収支率：87.1%以上（直近年度の実績 98.6%）

山交ビル～唐松観音線の山形市負担額 151 万 5 千円（直近年度の実績 14 万 4 千円）

山交ビル（県庁）唐松観音線の年間利用者数：3,383 人以上（直近年度の実績 3,383 人）

山交ビル（県庁）唐松観音線の収支率：87.5%以上（直近年度の実績 98.3%）

山交ビル（県庁）唐松観音線の山形市負担額 10 万千円（直近年度の実績 1 万 2 千円）

別　紙

山交ビル～宝沢線の年間利用者数：68,252 人以上（直近年度の実績 68,252 人）
山交ビル～宝沢線の収支率：86.5%以上（直近年度の実績 98.3%）
山交ビル～宝沢線の山形市負担額 149 万千円（直近年度の実績 28 万 1 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区、及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス７路線について、その運行に係る費用総額 6,547 万 2 千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス７路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

別　紙

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和４年度＞

・開催なし

＜令和５年度＞

・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（日付は書面報告日）

〇 山形市公共交通活性化協議会

＜令和３年度＞

・令和３年５月７日（第１回）：規約の改正

・令和３年 ５月26日（第２回）：R2事業・収支決算、R3事業計画・収支予算、地域内フィーダー系統補助に関して

・令和４年１月19日（第３回）：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等

＜令和４年度＞

・令和４年６月２日（第１回）：地域内フィーダー系統補助について

・令和４年７月14日（第２回）：山形市地域公共交通計画に基づく取組内容について、生活交通改善事業計画の策定について

＜令和５年度＞

・令和５年６月16日（第１回）：地域内フィーダー系統補助について

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　山形県山形市旅篭町二丁目 3-25
（所　属）　山形市企画調整部公共交通課
（氏　名）　滝口　実奈
（電　話）　023-641-1212（内線 438）
（e-mail）kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	山寺観光タクシー株式会社（期間：令和5年10月1日～令和6年3月31日） 未定（期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日）	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 － 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 － 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 － 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社（期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日）	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	未定（期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日）	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）（左回り）	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）（右回り）	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 － 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル（県庁）関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 － 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル（県庁）唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 － 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社（期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日）	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	未定（期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日）	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②（1）	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク（JR仙山線）と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）（左回り）	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）（右回り）	山形駅	高沢	山形駅	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル（県庁）関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル（県庁）唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観	往 - 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②（1）	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 中山町	未定（期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山形市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	63,208人
交通不便地域等	6,721人

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,323人	旧東沢村	山村振興法
3,267人	旧高瀬村	山村振興法
1,131人	旧山寺村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
山形市地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

紅花バス（山形市コミュニティバス高瀬線）

運行日	平日毎日運行〔土曜日・日曜日・祝日（振替休日含む）・12/29～1/3を除く〕 ※午前7時40分発の便は、高瀬小学校・高楯中学校がともに休校の日は運休します。
運賃	**大人（中学生以上）300円　一定区間だけの乗降 200円** **小学生は大人運賃の半額　未就学児は無料** 一定区間は次のとおりです 高瀬・楯山地区 ：高沢～風間入口の間 市街地地区 ：鈴川ことぶき荘～山形駅前の間 乗車時に、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した方（介助の同行者1名を含む）と、車いすの利用者（介助の同行者2名までを含む）は、上記運賃の半額（10円未満切り上げ）になります。

★コミュニティバス等専用の高齢者乗車証・子育て支援乗車証を発行しています。
詳しくは、公共交通課へお問い合わせください。

運　行　時　刻　表（令和5年4月3日～）

通学便	午前					午後			
	1便		2便	停留所名		3便		4便	
（上り）	（上り）	（下り）	（上り）			（下り）	（上り）	（下り）	（上り）
			(B)				(C)		(E)
7:40	8:32	10:21	10:32	高瀬・楯山地区	①高沢	14:35	14:48	16:35	16:48
7:45	8:35	10:18	10:35		②平石水公民館前	14:32	14:51	16:32	16:51
7:47	8:37	10:16	10:37		③平石水	14:30	14:53	16:30	16:53
7:49	8:39		10:39		④蔦の木十字路	14:28		16:28	
↓	8:40		10:40		⑤上蔦の木多目的集会所前	14:27		16:27	
↓	8:43		10:43		⑥上切畑神明神社前	14:24		16:24	
↓	8:45		10:45		⑦下切畑集会所前	14:22		16:22	
	8:48		10:48		⑧下蔦ノ木公民館前	14:19		16:19	
↓	8:50		10:50		⑨休石八幡神社前	14:17		16:17	
↓	8:52		10:52		⑩元高瀬公民館前	14:15		16:15	
7:53	8:53		10:53		⑪高瀬小学校前	14:14		16:14	
7:54	8:54		10:54		⑫高瀬駅前	14:13		16:13	
↓	8:55		10:55		⑬田中	14:12		16:12	
↓	8:58		10:58		⑭大森住宅前	14:09		16:09	
↓	9:00		11:00		⑮大森	14:07		16:07	
↓	9:01		11:01		⑯二本堂	14:06		16:06	
↓	9:03		11:03		⑰中里	14:04		16:04	
8:00	9:04		11:04		⑱高楯中学校前	14:03		16:03	
	9:05		11:05		⑲法伝寺前	14:02		16:02	
	9:06		11:06		⑳風間	14:00		16:00	
	9:07		11:07		㉑風間入口	13:59		15:59	
	9:14		11:14	市街地地区	㉒鈴川ことぶき荘	13:53		15:53	
	9:18		11:18		㉓東北中央病院	13:49		15:49	
	9:20		11:20		㉔双月町	13:47		15:47	
	9:27	9:58	11:27		㉕市役所前	13:40	15:10	15:40	17:10
	9:29	9:56	11:29		㉖七日町　上り：済生館西側 下り：旧大沼デパート前	13:38	15:13	15:38	17:13
	9:31	－	11:31		㉗NHK前	－	15:15	－	17:15
	9:34	9:52	11:34		㉘山交ビル前	13:34	15:18	15:34	17:18
	9:36	9:50	11:36		㉙山形駅前	13:32	15:20	15:32	17:20

（べにばなトンネル経由）

(A)　(D)

※（A）～（E）の区間は引き続き乗車することができます。（山形駅前および高沢で10分程度の調整時間あり）

- ㉕市役所前は、上り線は6番のりば、下り線は3番のりばになります。
- ㉙山形駅前は、2番線のりばになります。
- 高沢から法伝寺前の区間は、自由乗降区間として停留所以外の場所でも自由に乗降できる区間になります。乗車の際は手をあげてお知らせください。ただし、午前7時40分発の便を除きます。
- ㉗NHK前は、下りの便は停車しません。
- ⑳風間、㉑風間入口の停留所は、鈴川ことぶき荘・東北中央病院にて降車する方のみ乗車できます。また、鈴川ことぶき荘・東北中央病院から乗車した方のみ降車できます。

【お問い合わせ先】
山形市役所 公共交通課
☎641－1212（代表）

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

＜全体略図＞

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

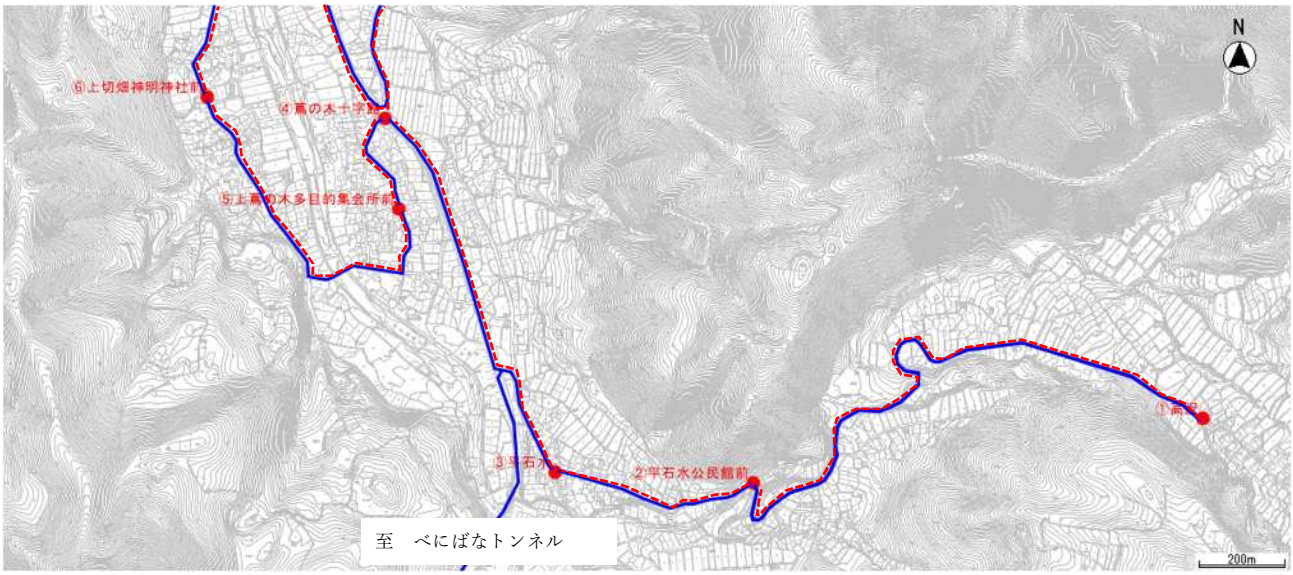

運行経路　　停留所　　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

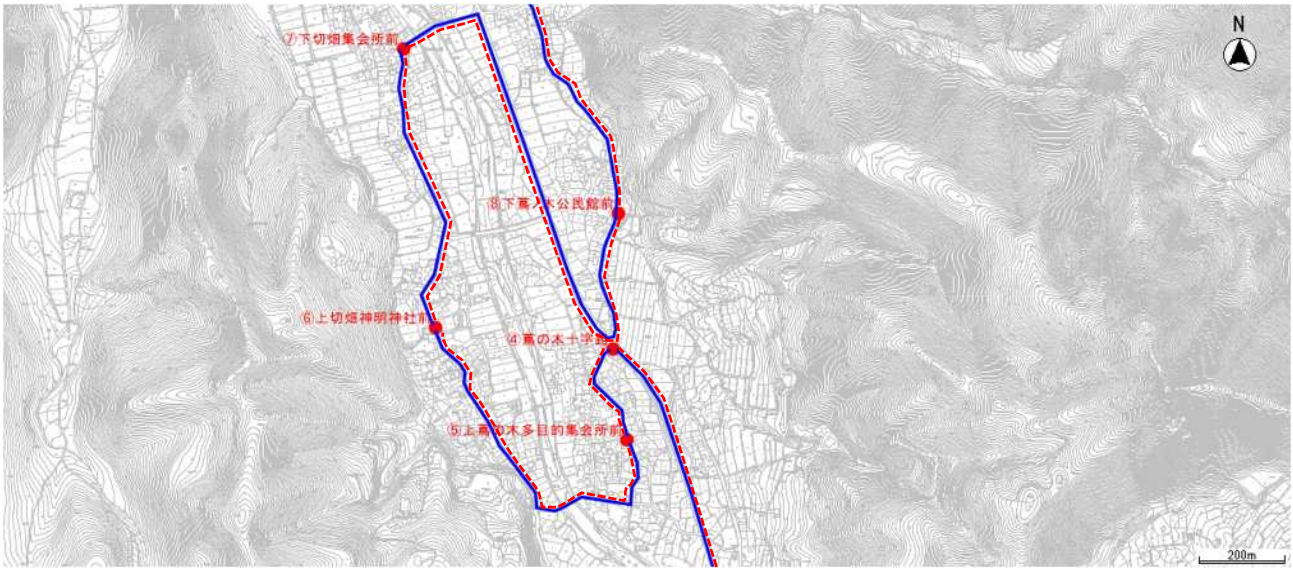

運行経路　停留所　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

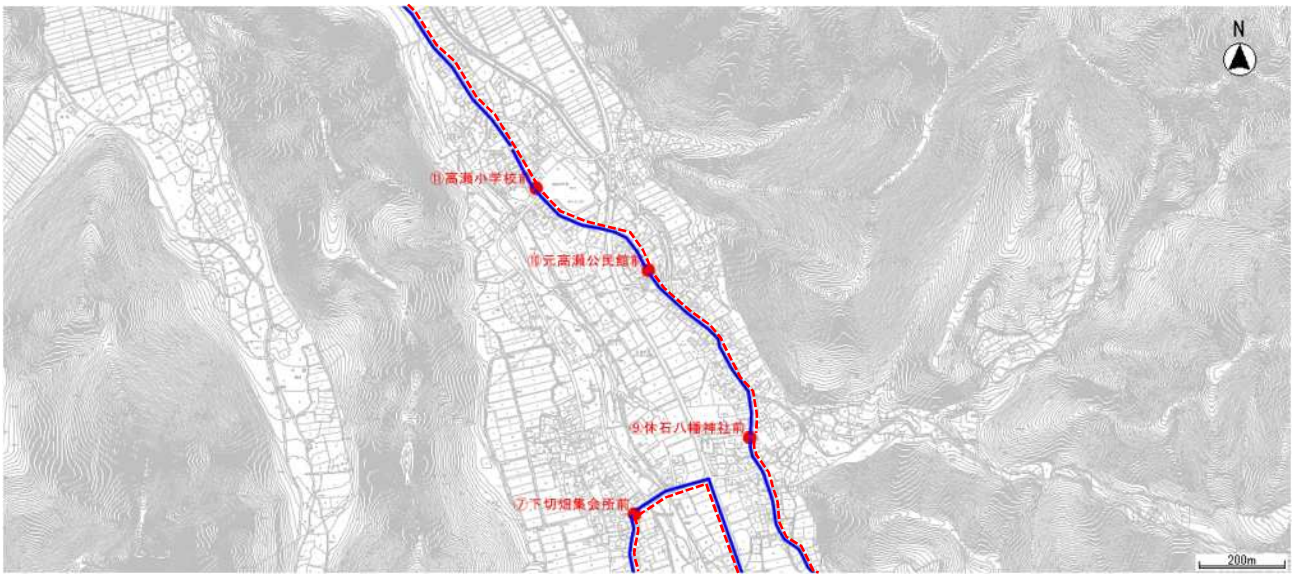

運行経路　停留所　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

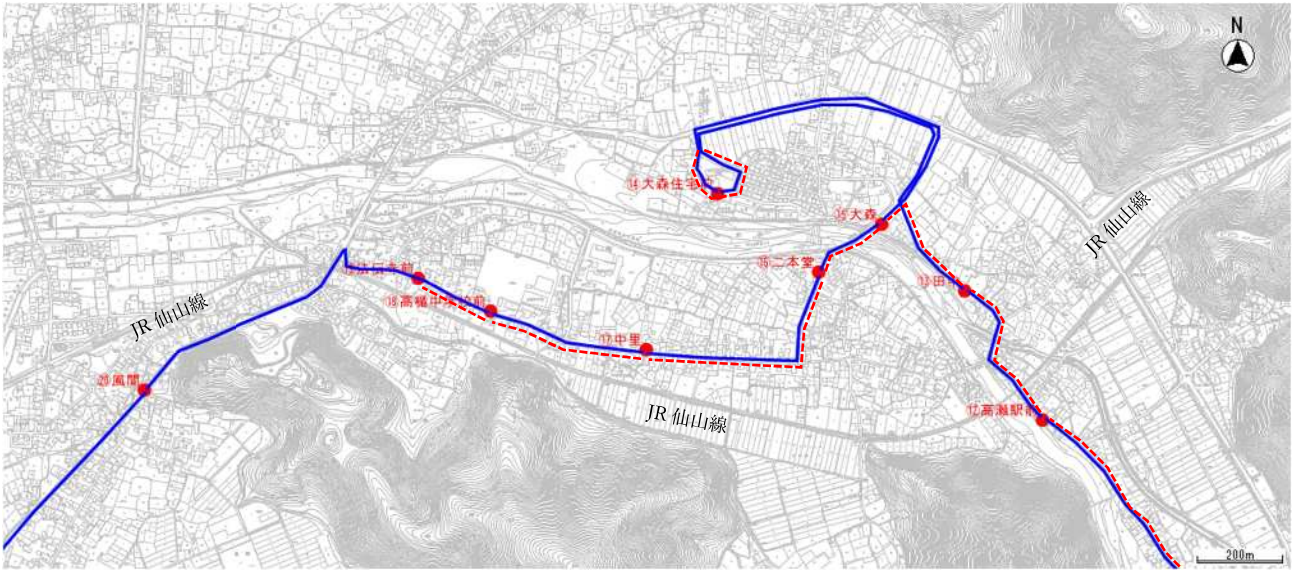

運行経路　停留所　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

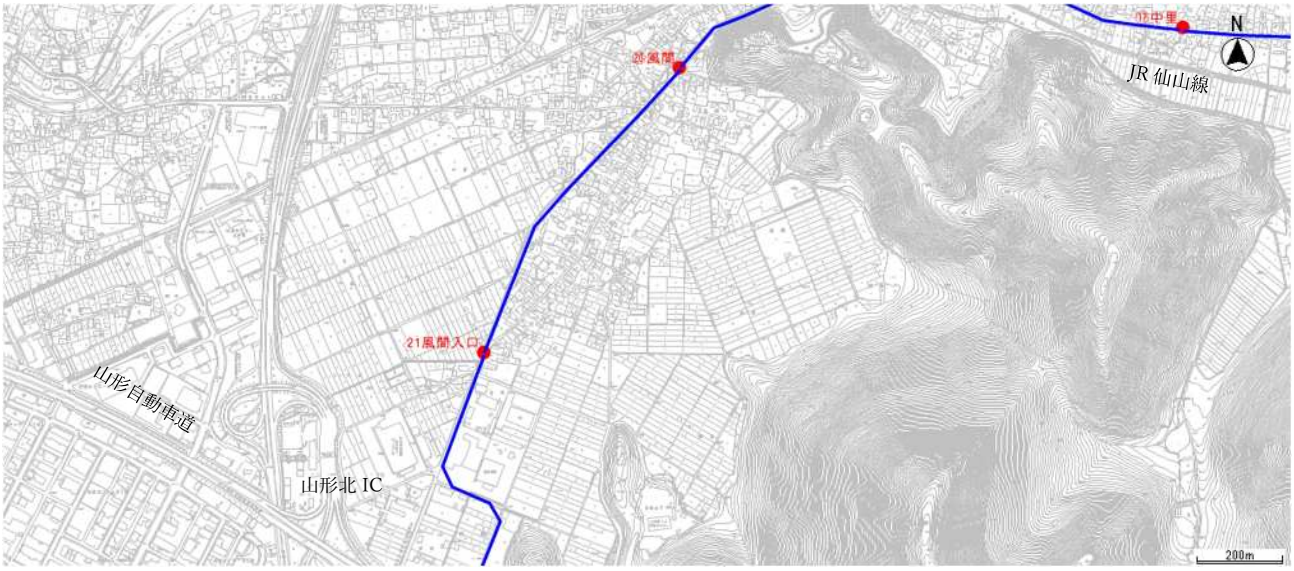

運行経路　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

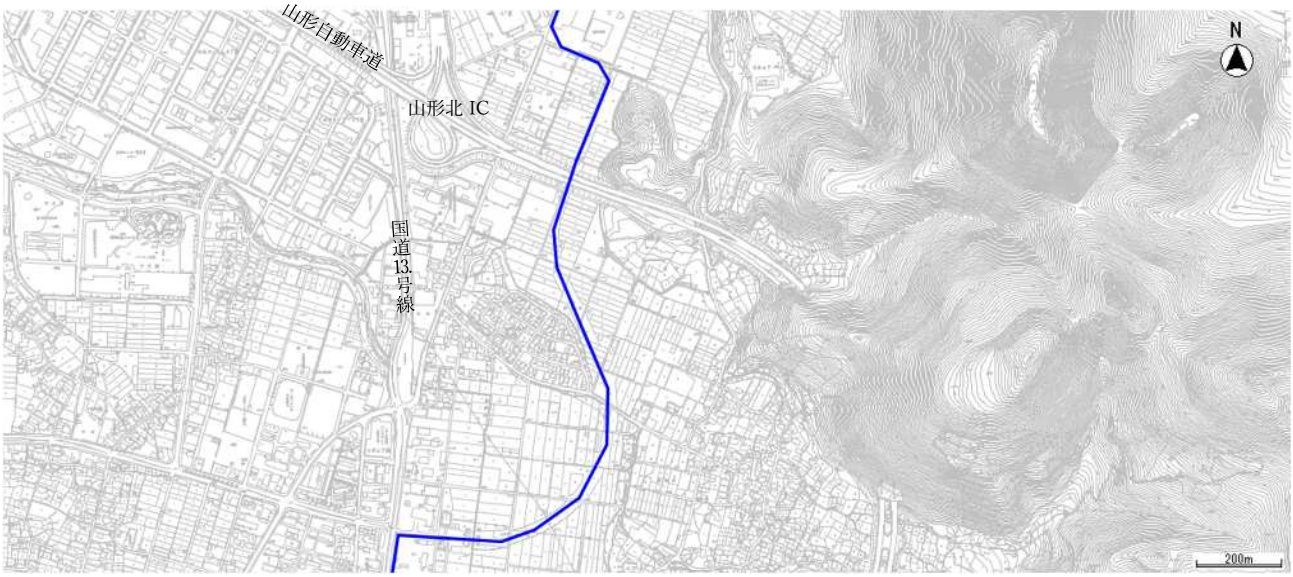

運行経路　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

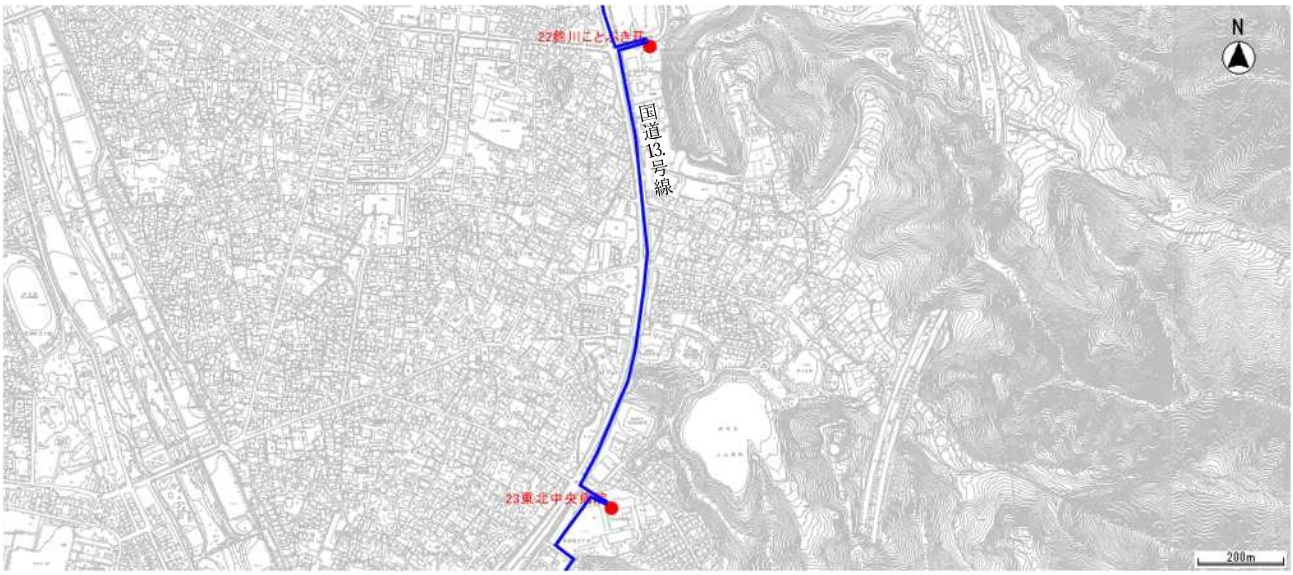

運行経路　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

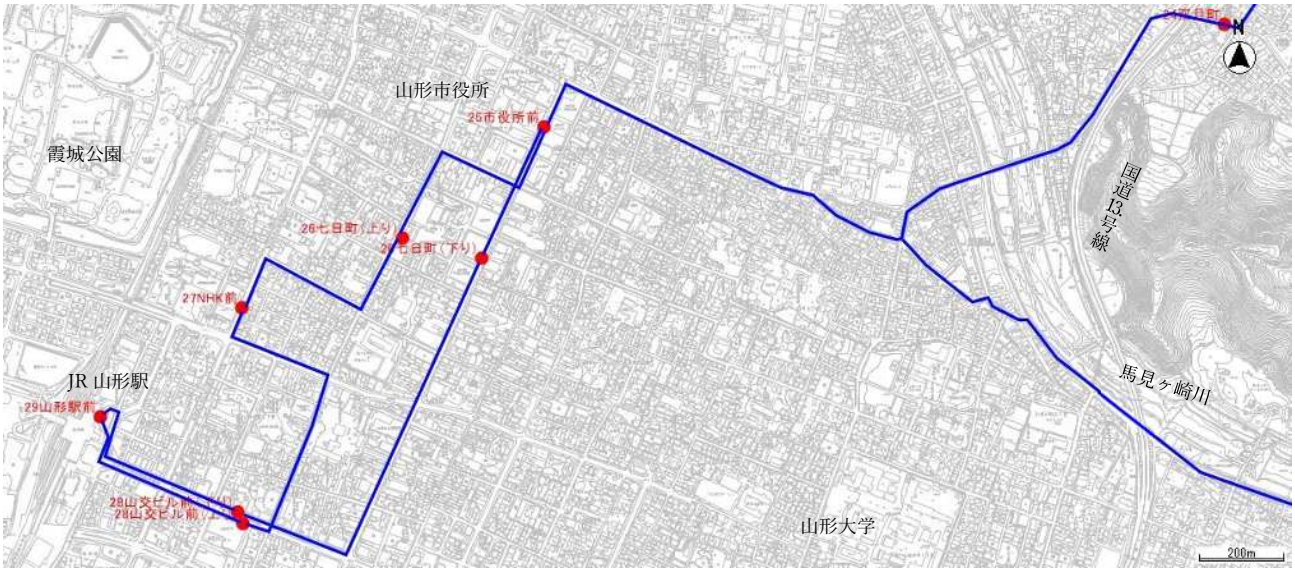

運行経路　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

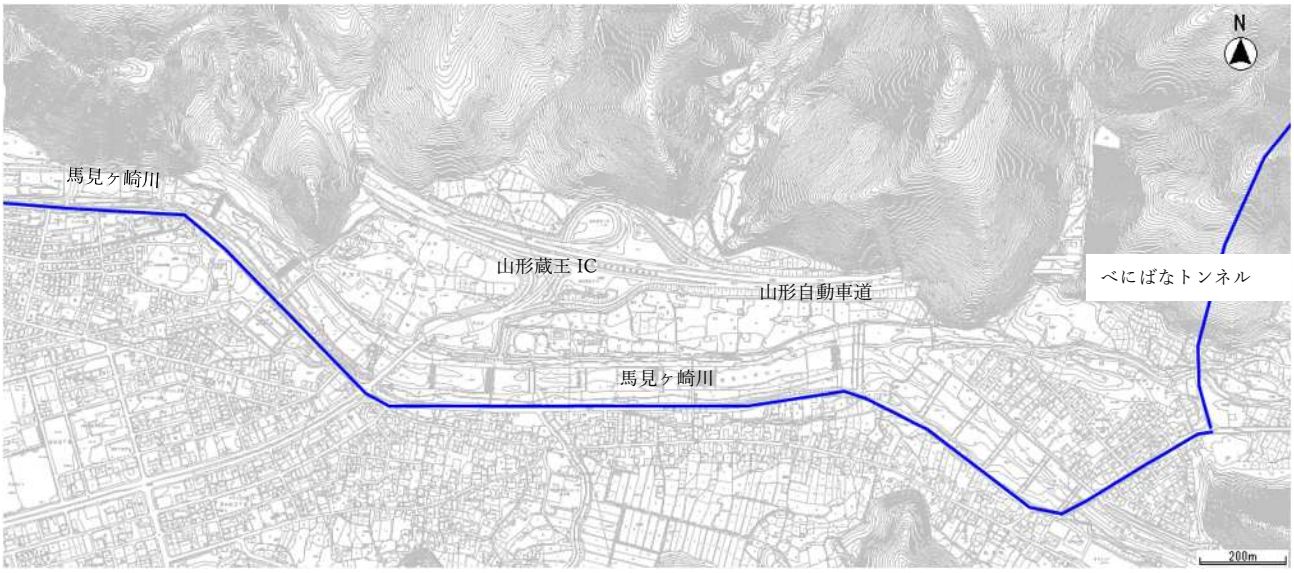

運行経路　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

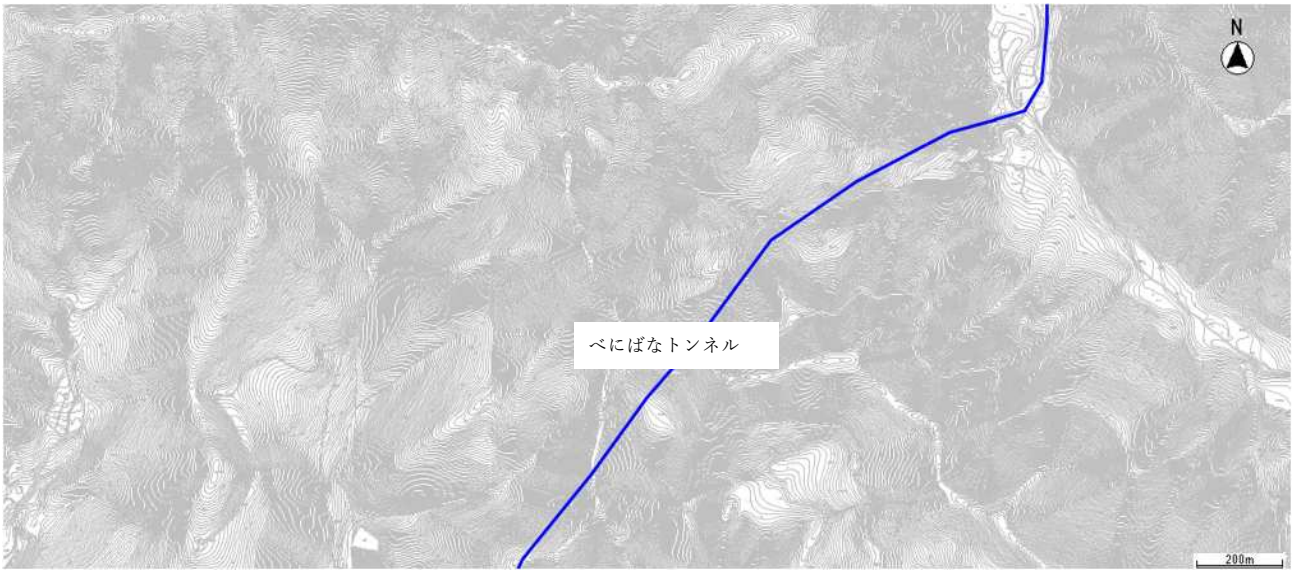

運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

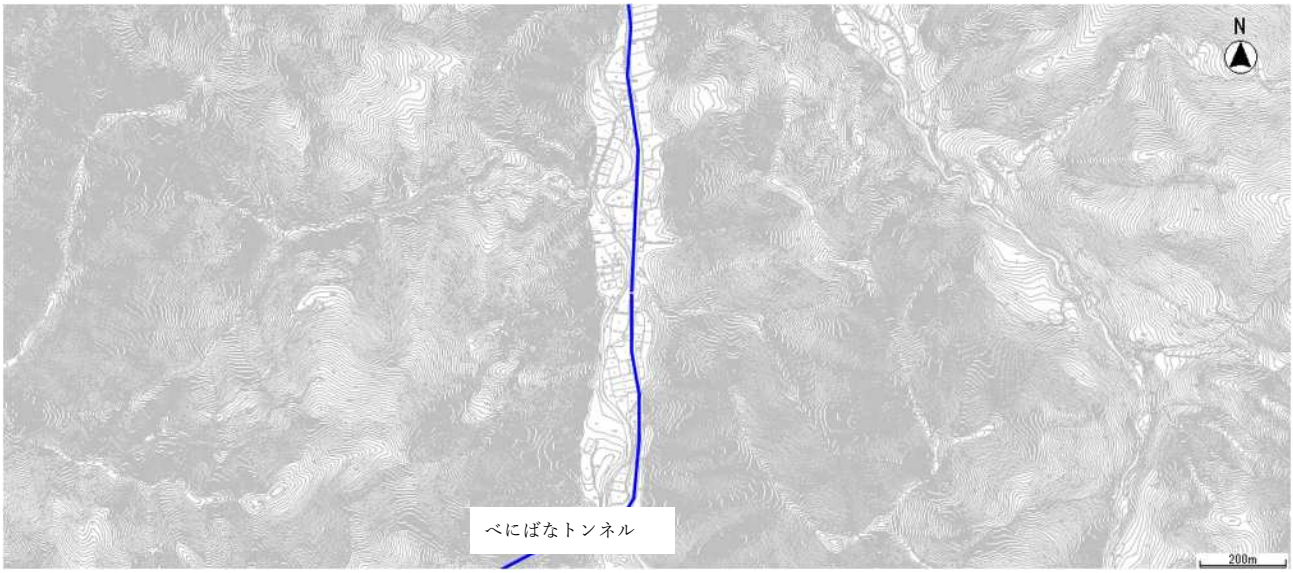

運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

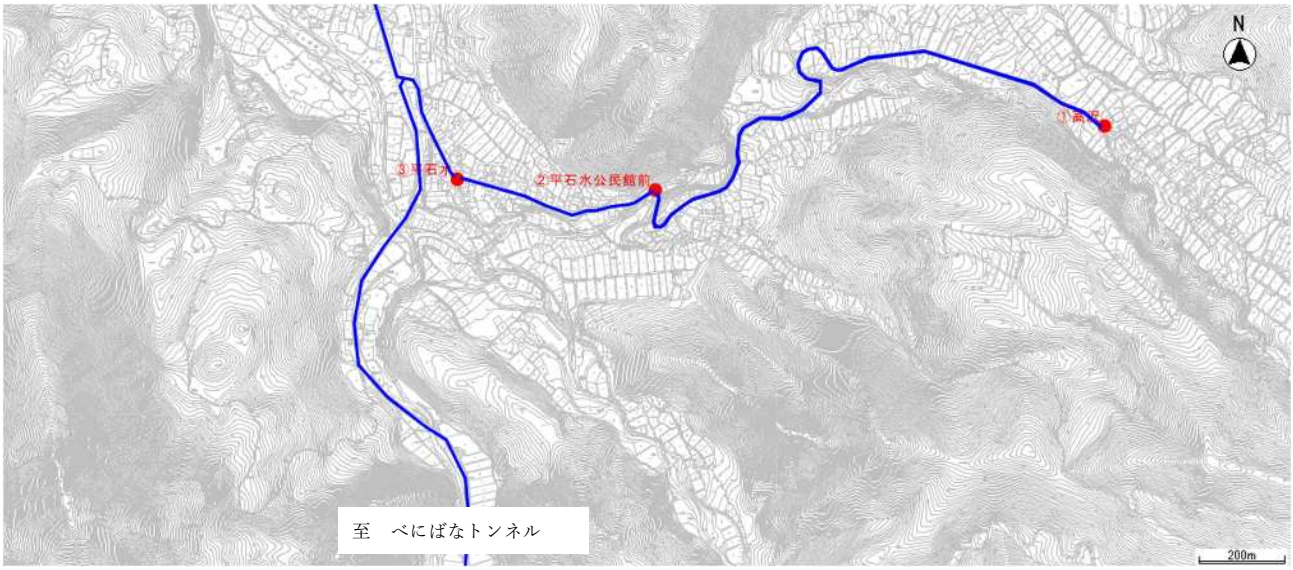

運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図（通学便）

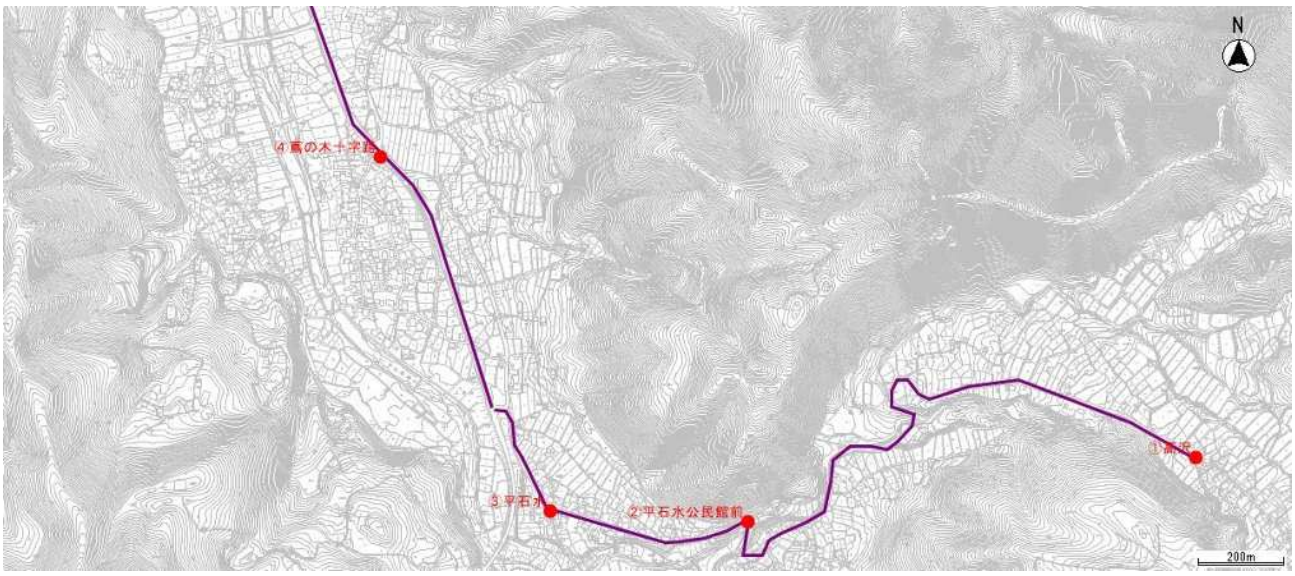

運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図（通学便）

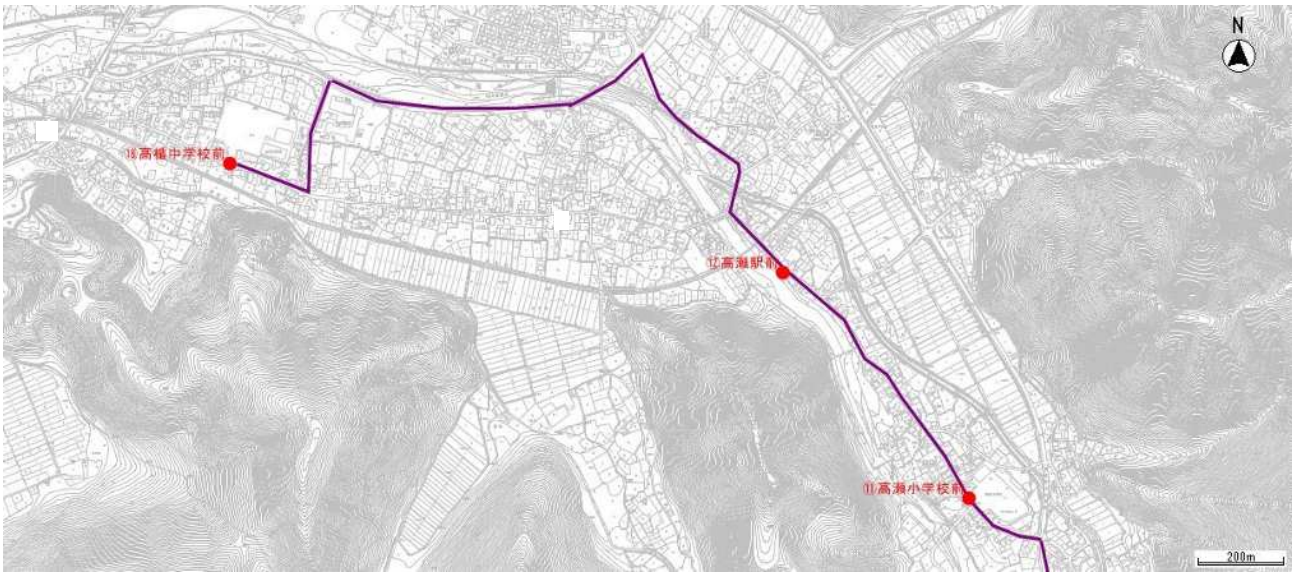

運行経路　　停留所

デマンド型乗合タクシー

スマイルグリーン号

令和４年４月１日 発行（保存）

- 主要病院まで乗り継ぎなし
- 月・水・金の完全予約制

中山町
あおば

バス停を追加！

明治　成安
天神町　見崎
東中野

新たに乗り入れ！

県　立
中央病院

済生病院

イオン
山形北店

ヨークベニマル
山形嶋店

4月から新たに停車！

山　形
市役所

市立病院
済生館

山形駅

スマイルグリーン号は、山形市の
大郷明治交通サービス運営協議会が運営する
デマンド型乗合タクシーです。
乗車する便とバス停を事前に予約し、他の
利用者と乗り合わせて目的地に向かいます。
（予約のないところには停まりません）

ご利用の仕方

利用会員登録（初回のみ）

ご利用いただくにはまず会員登録が必要です。
下記の場所で受付いたしますので、直接来庁いただくか、電話又はFAXでお申し込みください。

山形市民の方

明治コミュニティセンター内
大郷明治交通サービス運営協議会

電話　０２３－６８４－７３３３

中山町民の方

中山町役場（２階）
総合政策課　まちづくり推進グループ

電話　０２３－６６２－５１７６

※氏名・住所・連絡先・生年月日・利用頻度・最寄りのバス停　をお聞きいたします。
※登録完了まで数日かかる場合があります。

1 利用予約

ご利用の日時が決まったら、電話又はFAXで予約します。

中山明子です。〇月〇日の第〇便（〇時の便）に乗りたいです。
～のバス停から乗って、
～までお願いします！

【スマイルグリーン号予約センター】
（　山交ハイヤー株式会社内）

☎　０２３－６８１－３８０９

FAX　０２３－６８１－１５７０

◇予約は、利用する前日の夜７時までにお願いします
（定員が予約に満たない場合に限り、第１便は当日朝５時まで、
第２便以降は当日朝７時まで予約が可能です）
◇予約の変更・キャンセルの場合は必ず、一時間以上前までに予約センターへご連絡ください

2 バス停から乗車

発車の目安時刻までにご予約のバス停でお待ちください。

3 目的地到着

車内で運賃を支払います。

時刻表・バス停

デマンド型乗合タクシー　スマイルグリーン号

時刻は目安です。予約・道路状況によって変わりますので、予約時またはドライバーにご確認ください。

行き（山形市中心部方面）

番号	バス停留所名	行き		
		第１便	第3便	第8便
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）	7:35	9:50	16:50
502	町立図書館			
503	JR長崎駅前（秋葉医院前）			
504	ライズ（ヤマザワ中山店）	7:40	9:55	17:00
505	上町（安達歯科医院前）			
506	中山町役場	7:45	10:00	17:05
507	旭町（安藤医院前）			
508	旭町東（小松石材店前）			
509	文新田北（生活改善センター）			
510	あおば（しぶや歯科医院前）			
1～14	明治地区内	7:50	10:05	17:10
15～24	明治・成安地区内	7:55	10:10	17:15
25	渋江真福寺前駐車場			
26～29	渋江・天神町地区内			
34	大郷コミュニティセンター前	8:05		
35～37	東中野地区		10:20	
201	かとう内科クリニック	8:15	10:30	
202	ヤマザワ漆山店			
203	県立中央病院	8:20	10:35	
30～33	見崎地区内	8:30	10:45	
101	済生病院	8:35	10:50	
102	イオン山形北店			
103	ヨークベニマル山形嶋店		10:55	
305	山形市役所前	8:50	11:15	
304	七日町（旧大沼デパート前）			
303	済生館	8:55	11:20	
302	NHK前	9:00	11:25	
301	山形駅前			

帰り（明治・大郷地区、中山町方面）

番号	バス停留所名	帰り			
		第2便	第5便	第7便	第9便
301	山形駅前		11:55	14:15	16:35
302	NHK前				
303	済生館				
304	七日町（旧大沼デパート前）		12:05	14:25	16:45
305	山形市役所前				
103	ヨークベニマル山形嶋店		12:25	14:45	17:05
102	イオン山形北店		12:30	14:50	17:10
101	済生病院				
30～33	見崎地区内		12:35	14:55	17:15
203	県立中央病院		12:45	15:05	17:25
202	ヤマザワ漆山店		12:50	15:10	17:30
201	かとう内科クリニック				
35～37	東中野地区		13:00	15:20	17:40
34	大郷コミュニティセンター前				
26～29	渋江・天神町地区内		13:10	15:30	17:50
25	渋江真福寺前駐車場	10:00			
15～24	明治・成安地区内				
1～14	明治地区内	10:05	13:15	15:35	17:55
510	あおば（しぶや歯科医院前）	10:15	13:20	15:40	
509	文新田北（生活改善センター）				
508	旭町東（小松石材店前）				
507	旭町（安藤医院前）				
506	中山町役場				
505	上町（安達歯科医院前）	10:20	13:25	15:45	
504	ライズ（ヤマザワ中山店）				
503	JR長崎駅前（秋葉医院前）	10:25	13:30	15:50	
502	町立図書館				
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）				

◇運行日　　月・水・金　（予約のない日は運行しません）

◇運休日　　祝日、８月１３～１７日、１２月２９日～１月３日

運　賃

区分	運行発着地	明治地区	大郷地区	経由地	山形市中心市街地
		・石澤さん宅前～大日堂前 ・秋葉さん宅前～渋江真福寺前駐車場	・三沢さん宅前～板垣さん宅南側 ・大郷コミュニティセンター前～中野（八幡）神社前 ・天神町集会所前～安藤さん宅前	かとう内科クリニック前・ヤマザワ漆山店・県立中央病院・済生病院・イオン山形北店・ヨークベニマル山形嶋店前	山形市役所・七日町（済生館前）・NHK前・山形駅
		（1～16・23～25）	（17～22・34～37・28～33）	（201・202・203・101・102・103）	（305・304・303・302・301）
大人	中山町 ゆらら～あおば （501～510）	200円	ー	500円	600円
	明治・大郷（成安・東中野）地区 石澤さん宅前～北川さん宅南 大郷コミュニティセンター前～中野（八幡）神社前 （1～27・34～37）	200円 （2・8便を除く）	200円 （2・8便を除く）	300円	500円
	大郷（天神町・見崎）地区 天神町集会所前～安藤さん宅前 （28～33）	200円 （2・8便を除く）	200円 （2・8便を除く）	200円	500円
子ども	小学生（大人運賃の半額）、未就学児（無料）				
その他	・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した方（介助の同行者1名を含む）（大人運賃の半額） ・車いすの利用者（介助の同行者2名までを含む）（大人運賃の半額） ・500円券（6回分）を1,800円で購入できる回数券を設定する ・上記に記載する以外の区域内利用料金（200円）				

便利でお得な回数券　（６回券　１，８００円）

◇車内で販売しております

◇１枚で５００円分の区間まで乗車できます

（回数券の払い戻し、おつりはありません）

◇６００円区間では１００円を追加でお支払いください

【スマイルグリーン号予約センター】

（　山交ハイヤー株式会社内）

☎　０２３－６８１－３８０９

FAX　０２３－６８１－１５７０

【お問合せ】

◇ 大郷明治交通サービス運営協議会（明治コミュニティセンター内）
☎　023-684-7333　FAX　023-684-2899

◇ 中山町総合政策課　まちづくり推進グループ
☎　023-662-4271　FAX　023-662-5176

スマイルグリーン号
バス乗り場一覧

（令和4年4月1日予定）

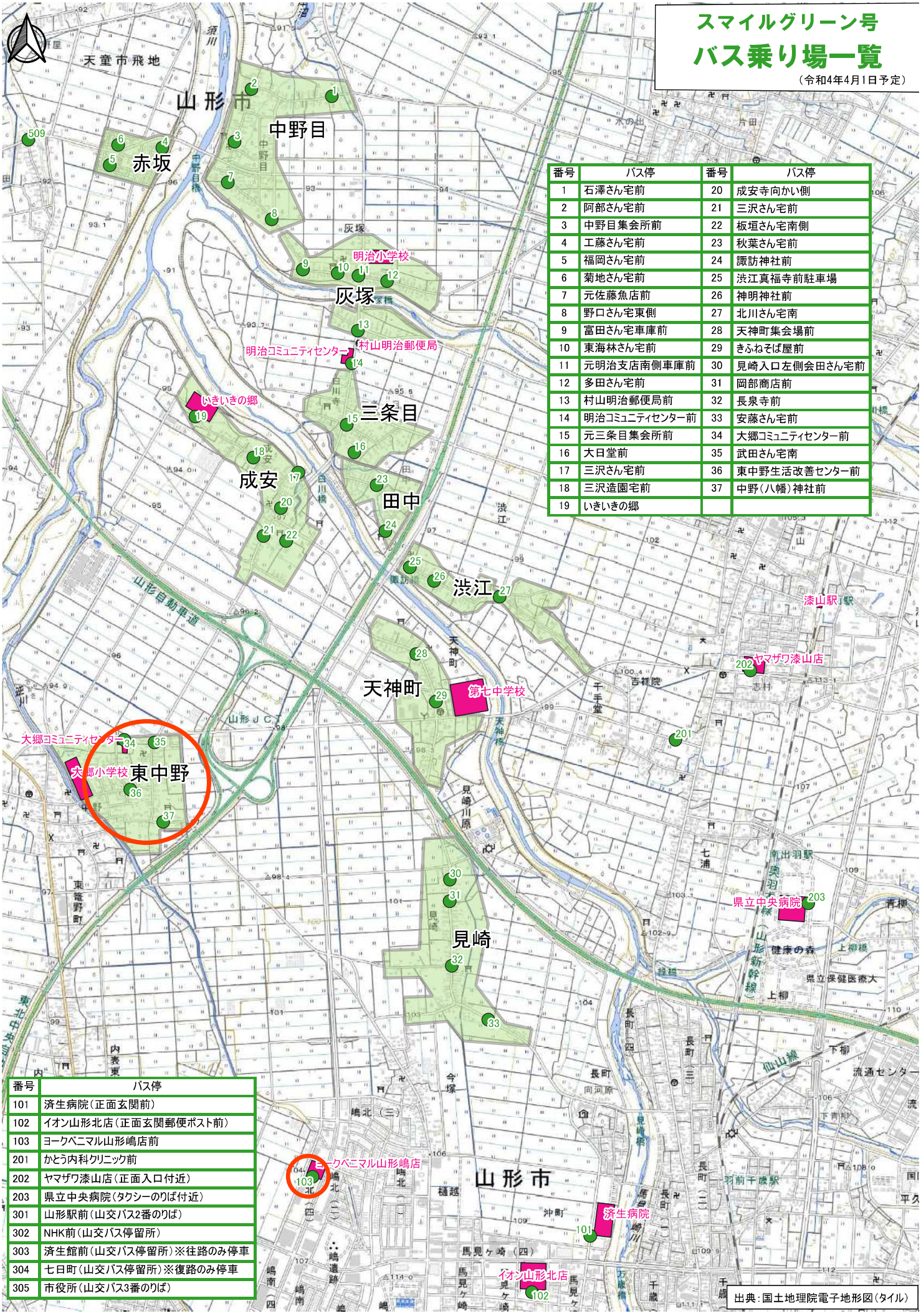

番号	バス停	番号	バス停
1	石澤さん宅前	20	成安寺向かい側
2	阿部さん宅前	21	三沢さん宅前
3	中野目集会所前	22	板垣さん宅南側
4	工藤さん宅前	23	秋葉さん宅前
5	福岡さん宅前	24	諏訪神社前
6	菊地さん宅前	25	渋江真福寺前駐車場
7	元佐藤魚店前	26	神明神社前
8	野口さん宅東側	27	北川さん宅南
9	富田さん宅車庫前	28	天神町集会場前
10	東海林さん宅前	29	きふねそば屋前
11	元明治支店南側車庫前	30	見崎入口左側会田さん宅前
12	多田さん宅前	31	岡部商店前
13	村山明治郵便局前	32	長泉寺前
14	明治コミュニティセンター前	33	安藤さん宅前
15	元三条目集会所前	34	大郷コミュニティセンター前
16	大日堂前	35	武田さん宅南
17	三沢さん宅前	36	東中野生活改善センター前
18	三沢造園宅前	37	中野（八幡）神社前
19	いきいきの郷		

番号	バス停
101	済生病院（正面玄関前）
102	イオン山形北店（正面玄関郵便ポスト前）
103	ヨークベニマル山形嶋店前
201	かとう内科クリニック前
202	ヤマザワ漆山店（正面入口付近）
203	県立中央病院（タクシーのりば付近）
301	山形駅前（山交バス2番のりば）
302	NHK前（山交バス停留所）
303	済生館前（山交バス停留所）※往路のみ停車
304	七日町（山交バス停留所）※復路のみ停車
305	市役所（山交バス3番のりば）

出典：国土地理院電子地形図（タイル）

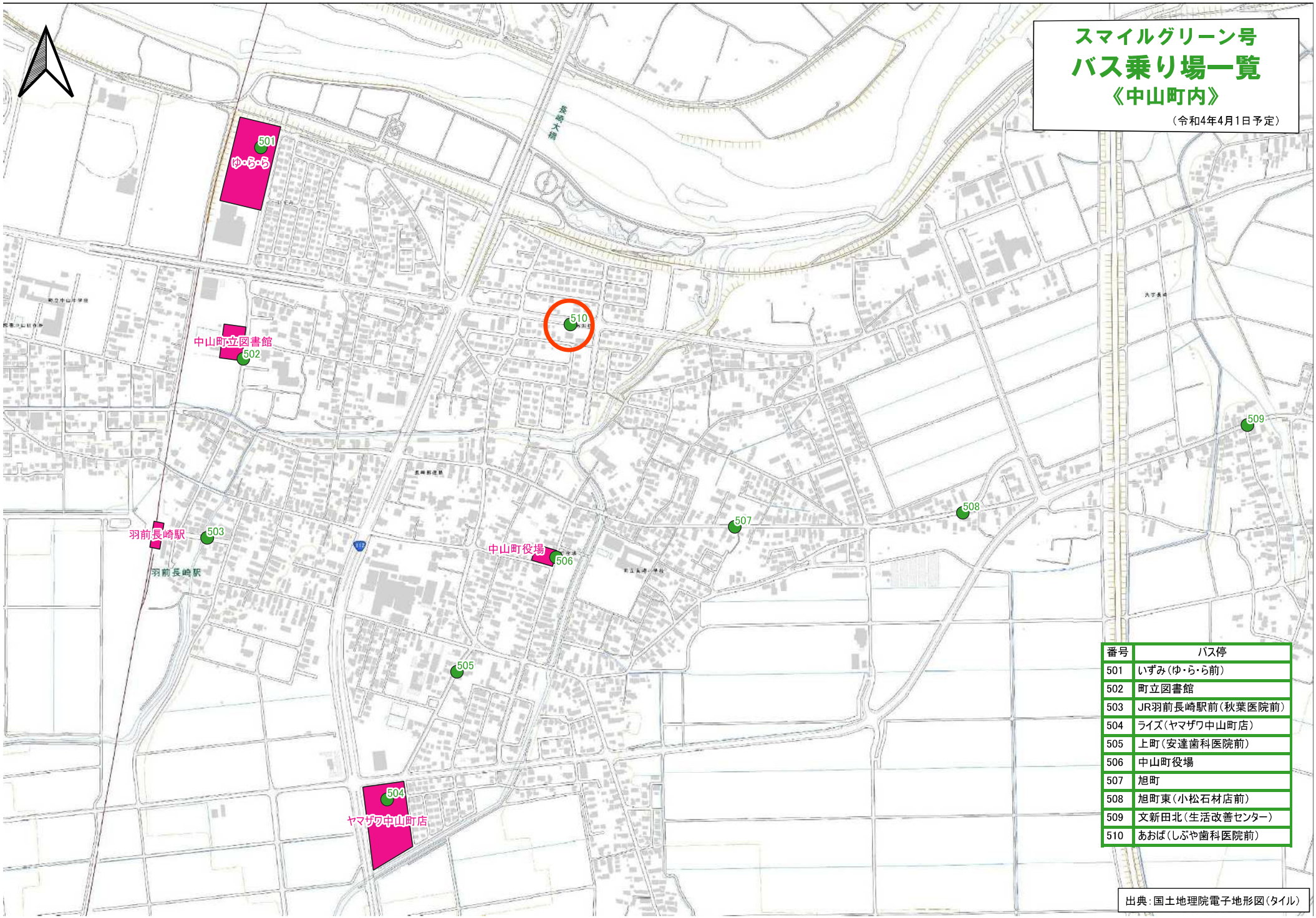

スマイルグリーン号
バス乗り場一覧
《中山町内》

（令和4年4月1日予定）

番号	バス停
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）
502	町立図書館
503	JR羽前長崎駅前（秋葉医院前）
504	ライズ（ヤマザワ中山町店）
505	上町（安達歯科医院前）
506	中山町役場
507	旭町
508	旭町東（小松石材店前）
509	文新田北（生活改善センター）
510	あおば（しぶや歯科医院前）

出典：国土地理院電子地形図（タイル）

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢（平日）

行先番号	E31	E32	E12	E32	E31	E12	E32	E30	E12	E31	E12	E32	E12	E32	E30	E31	E30	E30	E30	E30	E30
	宝	関	県	関	宝	県	関	唐	県	宝	県	関	県	関	唐	宝	唐	唐	唐	唐	唐
山交ビル	7:40	8:15	9:10	10:10	11:10	11:40	12:10	13:10	13:40	14:10	14:40	15:10	15:40	16:10	16:40	17:10	17:45	18:15	18:45	19:25	20:05
山形駅前	7:42	8:17	9:12	10:12	11:12	11:42	12:12	13:12	13:42	14:12	14:42	15:12	15:42	16:12	16:42	17:12	17:47	18:17	18:47	19:27	20:07
NHK前	7:44	8:19	9:14	10:14	11:14	11:44	12:14	13:14	13:44	14:14	14:44	15:14	15:44	16:14	16:44	17:14	17:49	18:19	18:49	19:29	20:09
霞城公園前	7:45	8:20	9:15	10:15	11:15	11:45	12:15	13:15	13:45	14:15	14:45	15:15	15:45	16:15	16:45	17:15	17:50	18:20	18:50	19:30	20:10
美術館前	7:46	8:21	9:16	10:16	11:16	11:46	12:16	13:16	13:46	14:16	14:46	15:16	15:46	16:16	16:46	17:16	17:51	18:21	18:51	19:31	20:10
旅籠町四辻	7:47	8:22	9:17	10:17	11:17	11:47	12:17	13:17	13:47	14:17	14:47	15:17	15:47	16:17	16:47	17:17	17:52	18:22	18:52	19:32	20:11
旭銀座	7:49	8:24	9:19	10:19	11:19	11:49	12:19	13:19	13:49	14:19	14:49	15:19	15:49	16:19	16:49	17:19	17:54	18:24	18:54	19:34	20:12
七日町四丁目	7:51	8:26	9:21	10:21	11:21	11:51	12:21	13:21	13:51	14:21	14:51	15:21	15:51	16:21	16:51	17:21	17:56	18:26	18:56	19:36	20:14
小白川至誠堂病院前	7:52	8:27	9:22	10:22	11:22	11:52	12:22	13:22	13:52	14:22	14:52	15:22	15:52	16:22	16:52	17:22	17:57	18:27	18:57	19:37	20:15
小白川一丁目	7:53	8:28	9:23	10:23	11:23	11:53	12:23	13:23	13:53	14:23	14:53	15:23	15:53	16:23	16:53	17:23	17:58	18:28	18:58	19:38	20:16
八小南	7:54	8:29	9:24	10:24	11:24	11:54	12:24	13:24	13:54	14:24	14:54	15:24	15:54	16:24	16:54	17:24	17:59	18:29	18:59	19:39	20:17
小白川四丁目	7:55	8:30	9:25	10:25	11:25	11:55	12:25	13:25	13:55	14:25	14:55	15:25	15:55	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:00	19:40	20:18
ジャパン入口	7:55	8:30	9:25	10:25	11:25	11:55	12:25	13:25	13:55	14:25	14:55	15:25	15:55	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:00	19:40	20:18
頭加智地蔵尊前	7:56	8:31	9:26	10:26	11:26	11:56	12:26	13:26	13:56	14:26	14:56	15:26	15:56	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:01	19:41	20:19
松原口	7:56	8:31	9:26	10:26	11:26	11:56	12:26	13:26	13:56	14:26	14:56	15:26	15:56	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:01	19:41	20:19
小白川五丁目	7:57	8:32	9:27	10:27	11:27	11:57	12:27	13:27	13:57	14:27	14:57	15:27	15:57	16:27	16:57	17:27	18:02	18:32	19:02	19:42	20:20
水源池	7:58	8:33	9:28	10:28	11:28	11:58	12:28	13:28	13:58	14:28	14:58	15:28	15:58	16:28	16:58	17:28	18:03	18:33	19:03	19:43	20:20
あさひ町東	-	-	9:28	-	-	11:58	-	-	13:58	-	14:58	-	15:58	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	-	-	9:29	-	-	11:59	-	-	13:59	-	14:59	-	15:59	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	7:59	8:34	…	10:29	11:29	…	12:29	13:29	…	14:29	…	15:29	…	16:29	16:59	17:29	18:04	18:34	19:04	19:44	20:21
妙見寺	8:00	8:35	…	10:30	11:30	…	12:30	13:30	…	14:30	…	15:30	…	16:30	17:00	17:30	18:05	18:35	19:05	19:45	20:22
東沢コミュニティセンター前	8:01	8:36	…	10:31	11:31	…	12:31	13:31	…	14:31	…	15:31	…	16:31	17:01	17:31	18:06	18:36	19:06	19:46	20:23
東沢郵便局前	8:02	8:37	…	10:32	11:32	…	12:32	13:32	…	14:32	…	15:32	…	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:07	19:47	20:24
釈迦堂	8:02	8:37	…	10:32	11:32	…	12:32	13:32	…	14:32	…	15:32	…	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:07	19:47	20:24
法来寺前	8:03	8:38	…	10:33	11:33	…	12:33	13:33	…	14:33	…	15:33	…	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:08	19:48	20:25
防原	8:03	8:38	…	10:33	11:33	…	12:33	13:33	…	14:33	…	15:33	…	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:08	19:48	20:25
唐松の杜入口	-	-	…	-	-	…	-	13:35	…	-	…	-	…	-	17:05	-	18:10	18:40	19:10	19:50	20:27
唐松観音	-	-	…	-	-	…	-	13:35	…	-	…	-	…	-	17:05	-	18:10	18:40	19:10	19:50	20:27
蔵王口	8:04	-	…	-	11:34	…	-	…	…	14:34	…	-	…	-	…	17:34	…	…	…	…	…
雷神社前	8:05	-	…	-	11:35	…	-	…	…	14:35	…	-	…	-	…	17:35	…	…	…	…	…
座禅堂	8:06	-	…	-	11:36	…	-	…	…	14:36	…	-	…	-	…	17:36	…	…	…	…	…
下宝沢	8:07	-	…	-	11:37	…	-	…	…	14:37	…	-	…	-	…	17:37	…	…	…	…	…
上宝沢	8:08	-	…	-	11:38	…	-	…	…	14:38	…	-	…	-	…	17:38	…	…	…	…	…
住吉神社前	8:09	-	…	-	11:39	…	-	…	…	14:39	…	-	…	-	…	17:39	…	…	…	…	…
宝沢	8:09	-	…	-	11:39	…	-	…	…	14:39	…	-	…	-	…	17:39	…	…	…	…	…
滑川住宅前	…	8:39	…	10:34	…	…	12:34	…	…	…	…	15:34	…	16:34	…	…	…	…	…	…	…
滑川集会所前	…	8:40	…	10:35	…	…	12:35	…	…	…	…	15:35	…	16:35	…	…	…	…	…	…	…
上滑川	…	8:41	…	10:36	…	…	12:36	…	…	…	…	15:36	…	16:36	…	…	…	…	…	…	…
ゆきざわ橋	…	8:42	…	10:37	…	…	12:37	…	…	…	…	15:37	…	16:37	…	…	…	…	…	…	…
新山	…	8:43	…	10:38	…	…	12:38	…	…	…	…	15:38	…	16:38	…	…	…	…	…	…	…
新山公民館前	…	8:43	…	10:38	…	…	12:38	…	…	…	…	15:38	…	16:38	…	…	…	…	…	…	…
第一養鱒場前	…	8:43	…	10:38	…	…	12:38	…	…	…	…	15:38	…	16:38	…	…	…	…	…	…	…
新山釣堀前	…	8:44	…	10:39	…	…	12:39	…	…	…	…	15:39	…	16:39	…	…	…	…	…	…	…
岩の沢	…	8:45	…	10:40	…	…	12:40	…	…	…	…	15:40	…	16:40	…	…	…	…	…	…	…
関沢口	…	8:46	…	10:41	…	…	12:41	…	…	…	…	15:41	…	16:41	…	…	…	…	…	…	…
関沢	…	8:47	…	10:42	…	…	12:42	…	…	…	…	15:42	…	16:42	…	…	…	…	…	…	…

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル（平日）

行先番号	C4															
関沢	…	…	…	…	…	9:05	…	…	11:00	…	13:00	…	…	…	17:05	…
関沢口	…	…	…	…	…	9:06	…	…	11:01	…	13:01	…	…	…	17:06	…
岩の沢	…	…	…	…	…	9:07	…	…	11:02	…	13:02	…	…	…	17:07	…
新山釣堀前	…	7:18	…	…	…	9:08	…	…	11:03	…	13:03	…	…	…	17:08	…
第一養鱒場前	…	7:18	…	…	…	9:08	…	…	11:03	…	13:03	…	…	…	17:08	…
新山公民館前	…	7:19	…	…	…	9:09	…	…	11:04	…	13:04	…	…	…	17:09	…
新山	…	7:19	…	…	…	9:09	…	…	11:04	…	13:04	…	…	…	17:09	…
ゆきざわ橋	…	7:20	…	…	…	9:10	…	…	11:05	…	13:05	…	…	…	17:10	…
上滑川	…	7:21	…	…	…	9:11	…	…	11:06	…	13:06	…	…	…	17:11	…
滑川集会所前	…	7:22	…	…	…	9:12	…	…	11:07	…	13:07	…	…	…	17:12	…
滑川住宅前	…	7:23	…	…	…	9:13	…	…	11:08	…	13:08	…	…	…	17:13	…
宝沢	…	-	7:29	…	8:29	-	9:39	…	-	12:04	-	…	15:04	…	-	…
住吉神社前	…	-	7:29	…	8:29	-	9:39	…	-	12:04	-	…	15:04	…	-	…
上宝沢	…	-	7:30	…	8:30	-	9:40	…	-	12:05	-	…	15:05	…	-	…
下宝沢	…	-	7:31	…	8:31	-	9:41	…	-	12:06	-	…	15:06	…	-	…
座禅堂	…	-	7:31	…	8:31	-	9:41	…	-	12:06	-	…	15:06	…	-	…
雷神社前	…	-	7:32	…	8:32	-	9:42	…	-	12:07	-	…	15:07	…	-	…
蔵王口	…	-	7:33	…	8:33	-	9:43	…	-	12:08	-	…	15:08	…	-	…
唐松観音	6:58	-	-	8:13	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	…	-	17:43
唐松の杜入口	6:58	-	-	8:13	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	…	-	17:43
防原	7:00	7:25	7:35	8:15	8:35	9:15	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15	17:45
法来寺前	7:00	7:25	7:35	8:15	8:35	9:15	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15	17:45
釈迦堂	7:01	7:26	7:36	8:16	8:36	9:16	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16	17:46
東沢郵便局前	7:01	7:26	7:36	8:16	8:36	9:16	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16	17:46
東沢コミュニティセンター前	7:02	7:27	7:37	8:17	8:37	9:17	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	…	17:17	17:47
妙見寺	7:03	7:28	7:38	8:18	8:38	9:18	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	…	17:18	17:48
生長の家前	7:05	7:30	7:40	8:20	8:40	9:20	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	…	17:20	17:50
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-	-
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	17:21	17:51
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:23	17:53
水源池	7:06	7:31	7:41	8:21	8:41	9:21	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	-	-
小白川五丁目	7:07	7:32	7:42	8:22	8:42	9:22	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	-	-
松原口	7:08	7:33	7:43	8:23	8:43	9:23	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:25	17:55
頭加智地蔵尊前	7:08	7:33	7:43	8:23	8:43	9:23	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:25	17:55
ジャパン入口	7:09	7:34	7:44	8:24	8:44	9:24	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:26	17:56
小白川四丁目	7:09	7:34	7:44	8:24	8:44	9:24	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:26	17:56
八小南	7:10	7:35	7:45	8:25	8:45	9:25	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:27	17:57
小白川一丁目	7:11	7:36	7:46	8:26	8:46	9:26	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:28	17:58
小白川至誠堂病院前	7:12	7:37	7:47	8:27	8:47	9:27	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:29	17:59
七日町四丁目	7:13	7:38	7:48	8:28	8:48	9:28	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:30	18:00
七日町三丁目	7:15	7:40	7:50	8:30	8:50	9:30	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:32	18:02
山形市役所前	7:17	7:42	7:52	8:32	8:52	9:32	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:34	18:04
旅籠町四辻	7:19	7:44	7:54	8:34	8:54	9:34	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:36	18:06
霞城公園前	7:20	7:45	7:55	8:35	8:55	9:35	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:37	18:07
NHK前	7:21	7:46	7:56	8:36	8:56	9:36	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:38	18:08
鈴らん街	7:22	7:47	7:57	8:37	8:57	9:37	10:07	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:39	18:09
山交ビル	7:25	7:50	8:00	8:40	9:00	9:40	10:10	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:42	18:12

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢（土曜）

行先番号	E12	E32	E31	E32	E30	E31	E32	E32	E30	E31	E30	E30	E30
	県	関	宝	関	唐	宝	関	関	唐	宝	唐	唐	唐
山交ビル	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	16:40	17:10	17:45	18:15	19:25
山形駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	16:42	17:12	17:47	18:17	19:27
NHK前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	16:44	17:14	17:49	18:19	19:29
霞城公園前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	16:45	17:15	17:50	18:20	19:30
美術館前	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	16:46	17:16	17:51	18:21	19:31
旅籠町四辻	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	16:47	17:17	17:52	18:22	19:32
旭銀座	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	16:49	17:19	17:54	18:24	19:34
七日町四丁目	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	16:51	17:21	17:56	18:26	19:36
小白川至誠堂病院前	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	16:52	17:22	17:57	18:27	19:37
小白川一丁目	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	16:53	17:23	17:58	18:28	19:38
八小南	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	16:54	17:24	17:59	18:29	19:39
小白川四丁目	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:40
ジャバ入口	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:40
頭加智地蔵尊前	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:41
松原口	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:41
小白川五丁目	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	16:57	17:27	18:02	18:32	19:42
水源池	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	16:58	17:28	18:03	18:33	19:43
あさひ町東	9:28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	9:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	…	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	16:59	17:29	18:04	18:34	19:44
妙見寺	…	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:00	17:30	18:05	18:35	19:45
東沢コミュニティセンター前	…	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:01	17:31	18:06	18:36	19:46
東沢郵便局前	…	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:47
釈迦堂	…	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:47
法来寺前	…	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:48
防原	…	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:48
唐松の杜入口	…	-	-	-	13:35	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:50
唐松観音	…	-	-	-	13:35	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:50
蔵王口	…	-	11:34	-	…	14:34	-	-	…	17:34	…	…	…
雷神社前	…	-	11:35	-	…	14:35	-	-	…	17:35	…	…	…
座禅堂	…	-	11:36	-	…	14:36	-	-	…	17:36	…	…	…
下宝沢	…	-	11:37	-	…	14:37	-	-	…	17:37	…	…	…
上宝沢	…	-	11:38	-	…	14:38	-	-	…	17:38	…	…	…
住吉神社前	…	-	11:39	-	…	14:39	-	-	…	17:39	…	…	…
宝沢	…	-	11:39	-	…	14:39	-	-	…	17:39	…	…	…
滑川住宅前	…	10:34	…	12:34	…	…	15:34	16:34	…	…	…	…	…
滑川集会所前	…	10:35	…	12:35	…	…	15:35	16:35	…	…	…	…	…
上滑川	…	10:36	…	12:36	…	…	15:36	16:36	…	…	…	…	…
ゆきざわ橋	…	10:37	…	12:37	…	…	15:37	16:37	…	…	…	…	…
新山	…	10:38	…	12:38	…	…	15:38	16:38	…	…	…	…	…
新山公民館前	…	10:38	…	12:38	…	…	15:38	16:38	…	…	…	…	…
第一養鱒場前	…	10:38	…	12:38	…	…	15:38	16:38	…	…	…	…	…
新山釣堀前	…	10:39	…	12:39	…	…	15:39	16:39	…	…	…	…	…
岩の沢	…	10:40	…	12:40	…	…	15:40	16:40	…	…	…	…	…
関沢口	…	10:41	…	12:41	…	…	15:41	16:41	…	…	…	…	…
関沢	…	10:42	…	12:42	…	…	15:42	16:42	…	…	…	…	…

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル（土曜）

行先番号	C4										
関沢	…	…	…	…	11:00	…	13:00	…	…	…	17:05
関沢口	…	…	…	…	11:01	…	13:01	…	…	…	17:06
岩の沢	…	…	…	…	11:02	…	13:02	…	…	…	17:07
新山釣堀前	…	…	…	…	11:03	…	13:03	…	…	…	17:08
第一養鱒場前	…	…	…	…	11:03	…	13:03	…	…	…	17:08
新山公民館前	…	…	…	…	11:04	…	13:04	…	…	…	17:09
新山	…	…	…	…	11:04	…	13:04	…	…	…	17:09
ゆきざわ橋	…	…	…	…	11:05	…	13:05	…	…	…	17:10
上滑川	…	…	…	…	11:06	…	13:06	…	…	…	17:11
滑川集会所前	…	…	…	…	11:07	…	13:07	…	…	…	17:12
滑川住宅前	…	…	…	…	11:08	…	13:08	…	…	…	17:13
宝沢	7:29	8:29	9:39	…	-	12:04	-	…	15:04	…	-
住吉神社前	7:29	8:29	9:39	…	-	12:04	-	…	15:04	…	-
上宝沢	7:30	8:30	9:40	…	-	12:05	-	…	15:05	…	-
下宝沢	7:31	8:31	9:41	…	-	12:06	-	…	15:06	…	-
座禅堂	7:31	8:31	9:41	…	-	12:06	-	…	15:06	…	-
雷神社前	7:32	8:32	9:42	…	-	12:07	-	…	15:07	…	-
蔵王口	7:33	8:33	9:43	…	-	12:08	-	…	15:08	…	-
唐松観音	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	…	-
唐松の杜入口	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	…	-
防原	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15
法来寺前	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15
釈迦堂	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16
東沢郵便局前	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16
東沢コミュニティセンター前	7:37	8:37	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	…	17:17
妙見寺	7:38	8:38	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	…	17:18
生長の家前	7:40	8:40	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	…	17:20
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水源池	7:41	8:41	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:21
小白川五丁目	7:41	8:42	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:22
松原口	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
頭加智地蔵尊前	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
ジャバ入口	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
小白川四丁目	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
八小南	7:44	8:45	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:25
小白川一丁目	7:45	8:46	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:26
小白川至誠堂病院前	7:46	8:47	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:27
七日町四丁目	7:47	8:48	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:28
七日町三丁目	7:48	8:50	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:30
山形市役所前	7:50	8:52	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:32
旅籠町四辻	7:51	8:54	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:34
霞城公園前	7:52	8:55	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:35
NHK前	7:53	8:56	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:36
鈴らん街	7:54	8:57	10:07	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:37
山交ビル	7:57	9:00	10:10	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:40

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢（日祝日）

行先番号	E12	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30
	県	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐
山交ビル	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:15
山形駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:17
NHK前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:19
霞城公園前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:20
美術館前	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:21
旅籠町四辻	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:22
旭銀座	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:24
七日町四丁目	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:26
小白川至誠堂病院前	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:27
小白川一丁目	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:28
八小南	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:29
小白川四丁目	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30
ジャバ入口	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30
頭加智地蔵尊前	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31
松原口	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31
小白川五丁目	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:32
水源池	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:33
あさひ町東	9:28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	9:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	…	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:34
妙見寺	…	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:35
東沢コミュニティセンター前	…	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:36
東沢郵便局前	…	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37
釈迦堂	…	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37
法来寺前	…	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38
防原	…	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38
唐松の杜入口	…	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40
唐松観音	…	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40
蔵王口	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
雷神社前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
座禅堂	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
下宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
上宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
住吉神社前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
滑川住宅前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
滑川集会所前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
上滑川	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ゆきざわ橋	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山公民館前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
第一養鱒場前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山釣堀前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
岩の沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
関沢口	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
関沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル（日祝日）

行先番号	C4										
関沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
関沢口	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
岩の沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山釣堀前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
第一養鱒場前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山公民館前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
新山	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ゆきざわ橋	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
上滑川	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
滑川集会所前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
滑川住宅前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
住吉神社前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
上宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
下宝沢	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
座禅堂	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
雷神社前	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
蔵王口	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
唐松観音	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	…	17:13
唐松の杜入口	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	…	17:13
防原	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15
法来寺前	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	…	17:15
釈迦堂	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16
東沢郵便局前	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	…	17:16
東沢コミュニティセンター前	7:37	8:37	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	…	17:17
妙見寺	7:38	8:38	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	…	17:18
生長の家前	7:40	8:40	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	…	17:20
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水源池	7:41	8:41	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:21
小白川五丁目	7:41	8:42	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:22
松原口	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
頭加智地蔵尊前	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
ジャバ入口	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
小白川四丁目	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
八小南	7:44	8:45	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:25
小白川一丁目	7:45	8:46	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:26
小白川至誠堂病院前	7:46	8:47	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:27
七日町四丁目	7:47	8:48	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:28
七日町三丁目	7:48	8:50	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:30
山形市役所前	7:50	8:52	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:32
旅籠町四辻	7:51	8:54	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:34
霞城公園前	7:52	8:55	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:35
NHK前	7:53	8:56	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:36
鈴らん街	7:54	8:57	10:07	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:37
山交ビル	7:57	9:00	10:10	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:40

山交ビル→（高原）→山寺（平日）※土日祝日は運休

行先番号	D56				
山交ビル	9:35	11:35	13:35	15:30	17:25
山形駅前	9:37	11:37	13:37	15:32	17:27
NHK前	9:39	11:39	13:39	15:34	17:29
霞城公園前	9:40	11:40	13:40	15:35	17:30
美術館前	9:41	11:41	13:41	15:36	17:31
旅籠町四辻	9:42	11:42	13:42	15:37	17:32
山形市役所前	9:45	11:45	13:45	15:40	17:35
新築西通り	9:47	11:47	13:47	15:42	17:37
薬師堂	9:48	11:48	13:48	15:43	17:38
印役一丁目	9:49	11:49	13:49	15:44	17:39
神明神社前	9:50	11:50	13:50	15:45	17:40
印役寺前	9:51	11:51	13:51	15:46	17:41
鈴川小学校口	9:52	11:52	13:52	15:47	17:42
鈴川ことぶき荘	9:53	11:53	13:53	15:48	17:43
高原上	9:55	11:55	13:55	15:50	17:45
高原公民館前	9:56	11:56	13:56	15:51	17:46
高原団地前	9:57	11:57	13:57	15:52	17:47
高原口	9:58	11:58	13:58	15:53	17:48
押出	9:59	11:59	13:59	15:54	17:49
青野	10:00	12:00	14:00	15:55	17:50
鷺の森	10:01	12:01	14:01	15:56	17:51
風間入口	10:03	12:03	14:03	15:58	17:53
風間新橋	10:04	12:04	14:04	15:59	17:54
風間ガード下	10:05	12:05	14:05	16:00	17:55
高砂	10:06	12:06	14:06	16:01	17:56
大森	10:07	12:07	14:07	16:02	17:57
立谷川工業団地口	10:08	12:08	14:08	16:03	17:58
荒谷橋	10:09	12:09	14:09	16:04	17:59
八千代台団地	10:10	12:10	14:10	16:05	18:00
上荒谷	10:11	12:11	14:11	16:06	18:01
福田園	10:12	12:12	14:12	16:07	18:02
中地蔵	10:13	12:13	14:13	16:08	18:03
追分	10:14	12:14	14:14	16:09	18:04
山寺宮崎	10:15	12:15	14:15	16:10	18:05
芦沢口	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
芭蕉橋	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
山寺駅前	10:17	12:17	14:17	16:12	18:07
芭蕉記念館前	10:19	12:19	14:19	16:14	18:09

山寺→（高原）→山交ビル（平日）※土日祝日は運休

行先番号	C4				
芭蕉記念館前	7:00	10:40	12:40	14:40	16:35
山寺駅前	7:01	10:41	12:41	14:41	16:36
芭蕉橋	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
芦沢口	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
山寺宮崎	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
追分	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
中地蔵	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
福田園	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
上荒谷	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
八千代台団地	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
荒谷橋	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
立谷川工業団地口	7:07	10:47	12:47	14:47	16:42
大森	7:08	10:48	12:48	14:48	16:43
高砂	7:09	10:49	12:49	14:49	16:44
風間ガード下	7:11	10:51	12:51	14:51	16:46
風間新橋	7:12	10:52	12:52	14:52	16:47
風間入口	7:13	10:53	12:53	14:53	16:48
鷺の森	7:15	10:55	12:55	14:55	16:50
青野	7:16	10:56	12:56	14:56	16:51
押出	7:17	10:57	12:57	14:57	16:52
高原口	7:18	10:58	12:58	14:58	16:53
高原団地前	7:19	10:59	12:59	14:59	16:54
高原公民館前	7:20	11:00	13:00	15:00	16:55
高原上	7:21	11:01	13:01	15:01	16:56
鈴川ことぶき荘	7:23	11:03	13:03	15:03	16:58
鈴川小学校口	7:24	11:04	13:04	15:04	16:59
印役寺前	7:25	11:05	13:05	15:05	17:00
神明神社前	7:26	11:06	13:06	15:06	17:01
印役一丁目	7:27	11:07	13:07	15:07	17:02
薬師堂	7:28	11:08	13:08	15:08	17:03
新築西通り	7:30	11:10	13:10	15:10	17:05
山形市役所前	7:33	11:13	13:13	15:13	17:08
旅籠町四辻	7:35	11:15	13:15	15:15	17:10
霞城公園前	7:36	11:16	13:16	15:16	17:11
NHK前	7:37	11:17	13:17	15:17	17:12
鈴らん街	7:38	11:18	13:18	15:18	17:13
山交ビル	7:41	11:21	13:21	15:21	17:16

路線バス　運行経路図（山交ビル～唐松観音、宝沢、関沢方面）

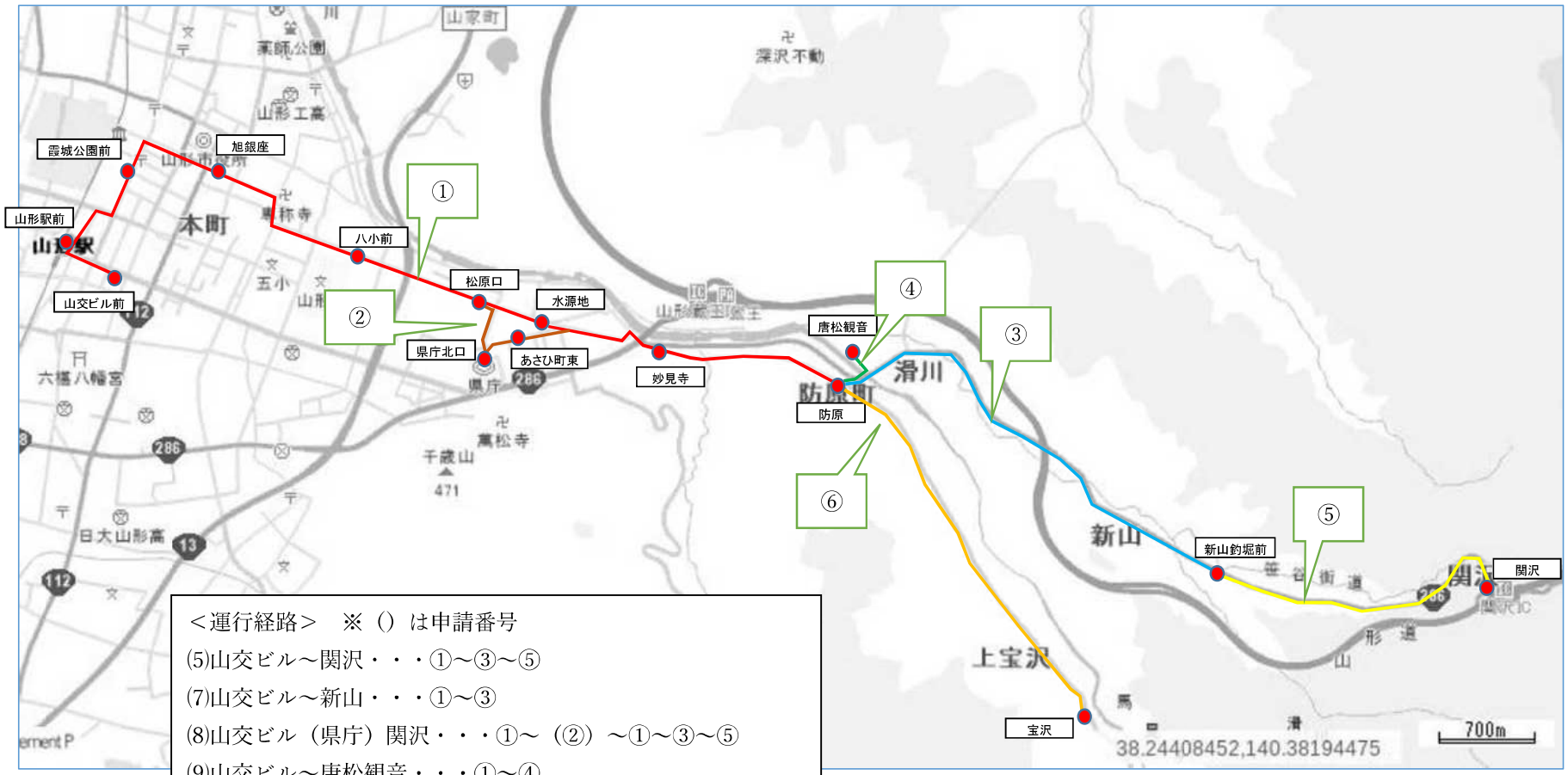

＜運行経路＞　※（）は申請番号

⑸山交ビル～関沢・・・①～③～⑤

⑺山交ビル～新山・・・①～③

⑻山交ビル（県庁）関沢・・・①～（②）～①～③～⑤

⑼山交ビル～唐松観音・・・①～④

⑽山交ビル（県庁）唐松観音・・・①～（②）～①～④

⑾山交ビル～宝沢・・・①～⑥

路線バス　運行経路図（(6)山交ビル～山寺）

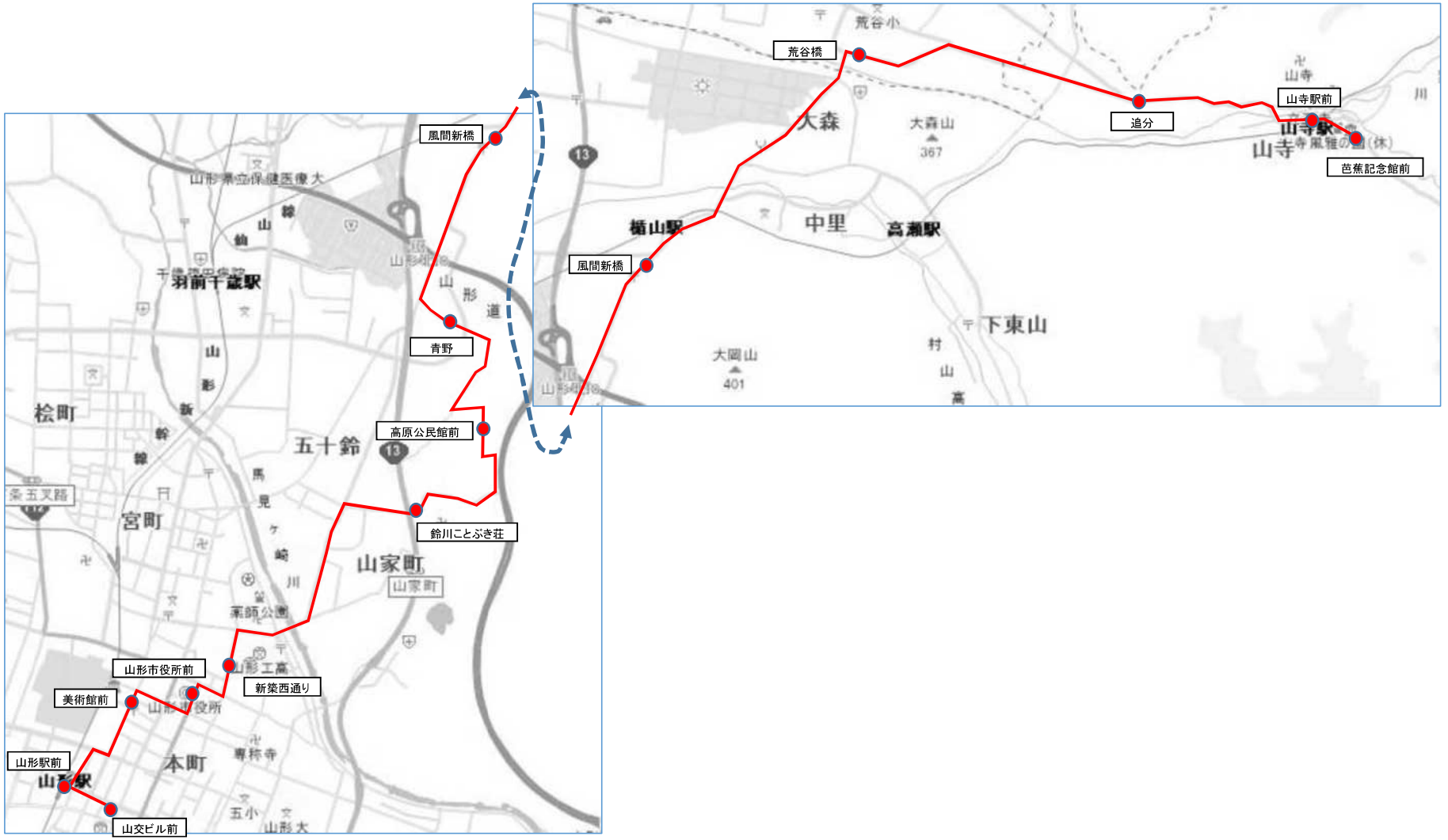

【人口集中地区 拡大図】

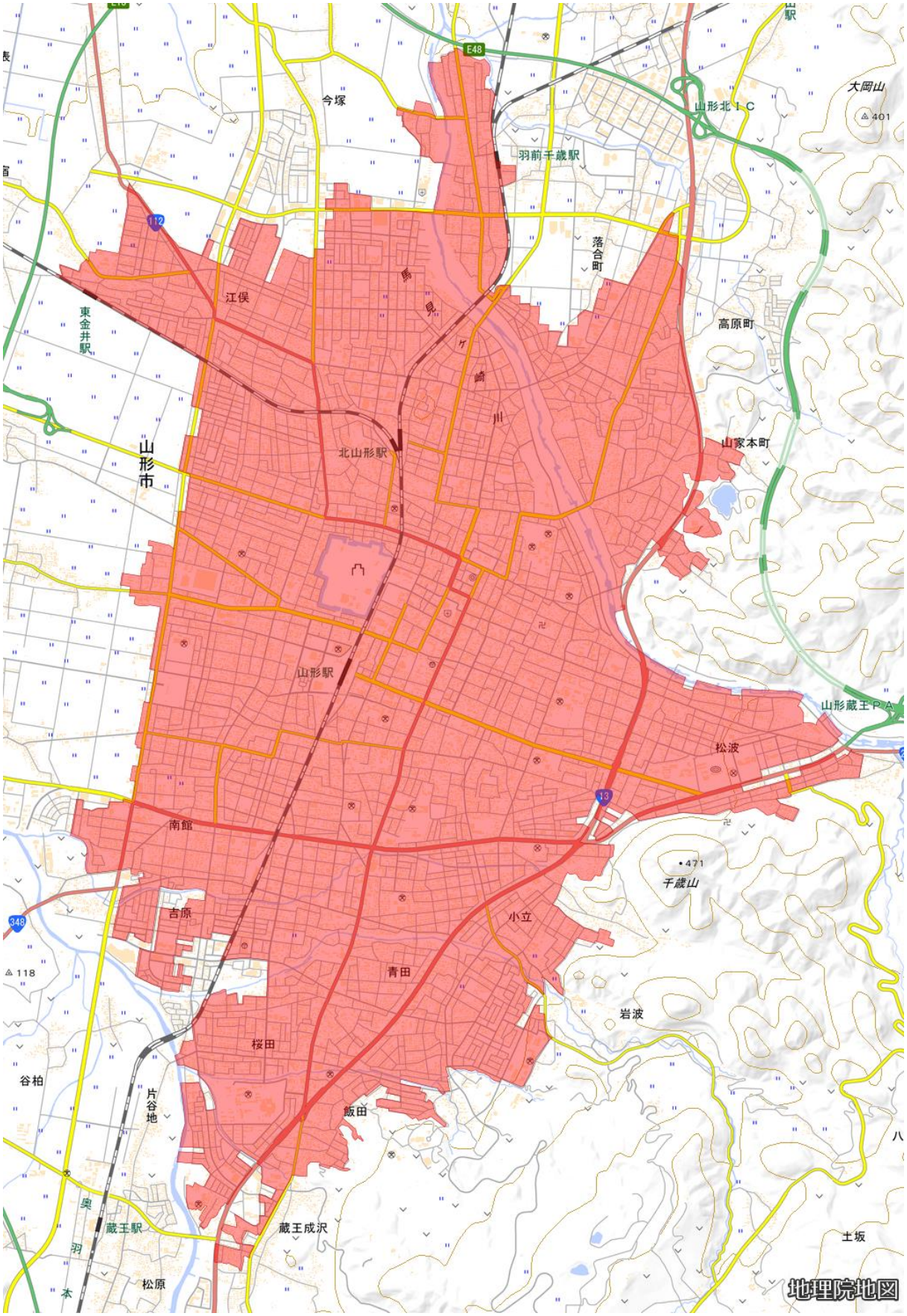
E48
今塚
山形北ＩＣ
大岡山
△401
羽前千歳駅
落合町
高原町
山家本町
江俣
東金井駅
馬見ケ崎川
北山形駅
山形市
山形駅
山形蔵王ＰＡ
松波
南館
千歳山
吉原
小立
青田
岩波
桜田
谷柏
片谷地
飯田
蔵王駅
蔵王成沢
松原
土坂
地理院地図

地　図

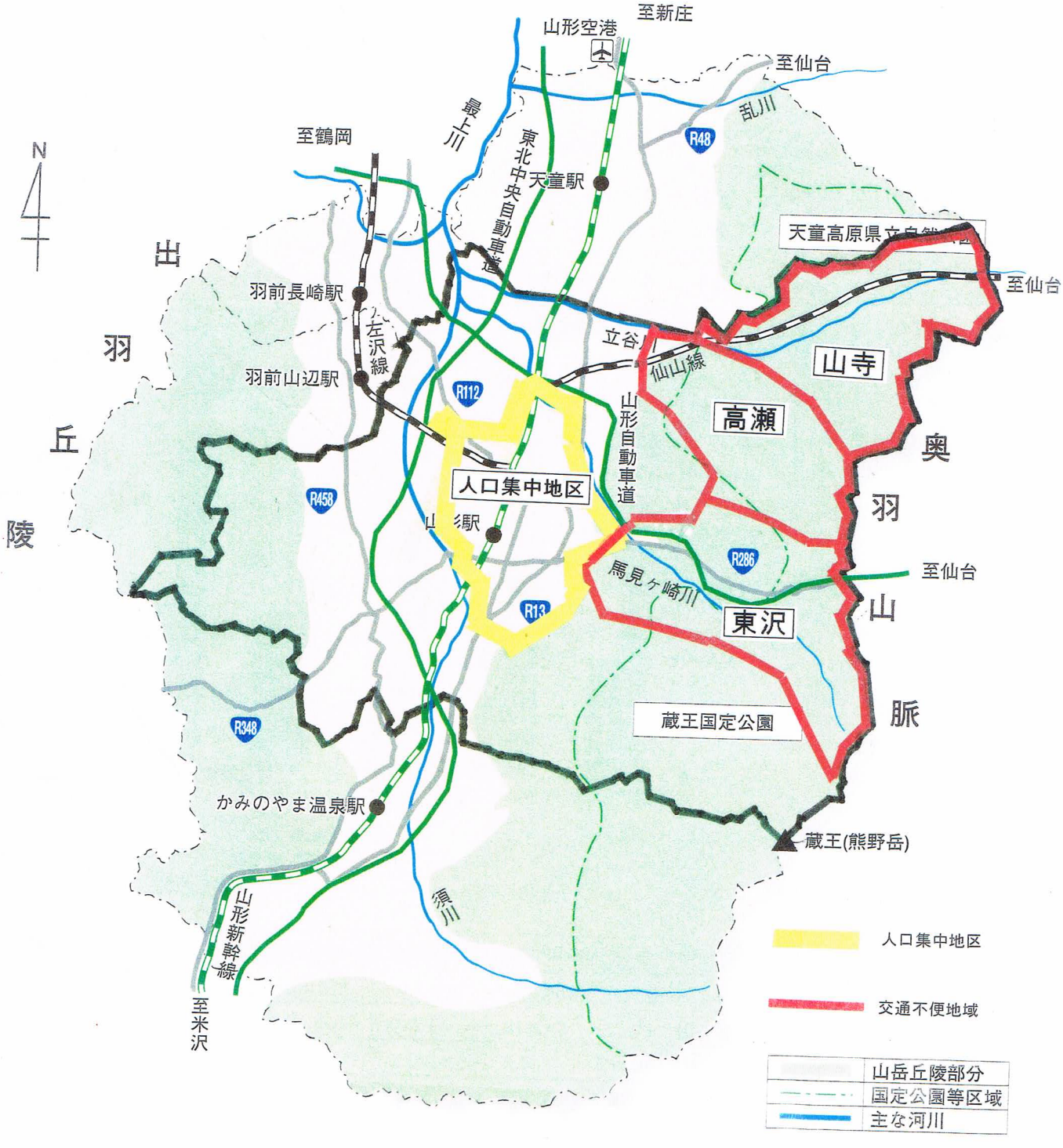
N
出羽丘陵
奥羽山脈
至新庄
山形空港
至仙台
乱川
R48
最上川
東北中央自動車道
天童駅
至鶴岡
天童高原県立自然公園
至仙台
羽前長崎駅
左沢線
羽前山辺駅
立谷
仙山線
山寺
R112
高瀬
山形自動車道
人口集中地区
R458
駅
R286
馬見ヶ崎川
至仙台
R13
東沢
蔵王国定公園
R348
かみのやま温泉駅
蔵王(熊野岳)
須川
山形新幹線
至米沢
人口集中地区
交通不便地域
山岳丘陵部分
国定公園等区域
主な河川

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中山町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	10,746
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

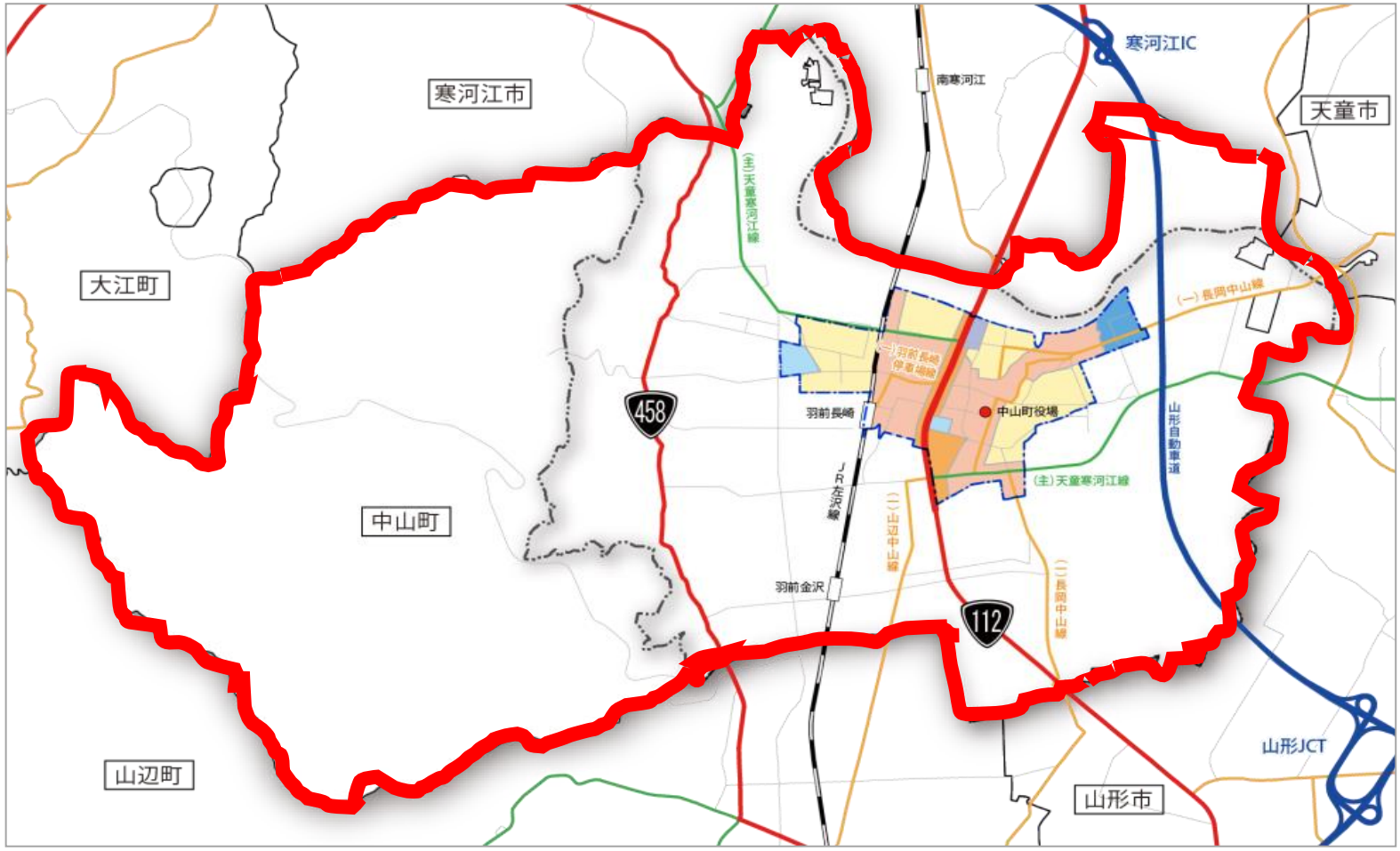
寒河江市
大江町
中山町
山辺町
天童市
山形市
寒河江IC
南寒河江
羽前長崎
羽前金沢
中山町役場
458
112
JR左沢線
(主)天童寒河江線
(一)長岡中山線
山形自動車道
山形JCT

人口集中地区以外

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：米沢市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年５回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（米沢市）
・本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、米沢市）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（米沢市）
・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市）
・バスの乗り方教室（交通系 IC カードの使い方）の実施（米沢市、事業者）
・バスの待合環境の整備（米沢市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の米沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・米沢市目標値（目標年度:R7）
RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の米沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・米沢市の目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績　人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の米沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・米沢市の目標値（目標年度:R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：3,262 万円（直近年度の実績 4,362 万 8 千円）
コミュニティバス：3,814 万円（直近年度の実績 4,939 万 9 千円）
デマンド交通：726 万円（直近年度の実績 1,367 万円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①米沢（南原）白布温泉線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：53,000 人以上（直近年度の実績 32,975 人）
収支率：55%以上（直近年度の実績 38.4%）
米沢市補助額 1,211 万 5 千円（直近年度の実績 1,941 万 5 千円）

②米沢（備越）小野川線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：31,820 人以上（直近年度の実績 21,397 人）
収支率：72.7%以上（直近年度の実績 50.3%）
米沢市補助額 394 万 8 千円（直近年度の実績 840 万 3 千円）

③米沢～上郷線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：2,580 人以上（直近年度の実績 3,317 人）
収支率：12%以上（直近年度の実績 15.5%）
米沢市補助額 500 万円（直近年度の実績 544 万 3 千円）

④米沢（市立病院）窪田線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：16,000 人以上（直近年度の実績 11,004 人）
収支率：40.0%以上（直近年度の実績 31.2%）
米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 477 万 5 千円）

⑤米沢（市立病院）糠野目線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,919 人）
収支率：95%以上（直近年度の実績 83.3%）
米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 20 万 6 千円）

・コミュニティバス

⑥市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 20,175 人）
収支率：21.5%以上（直近年度の実績 21.1%）
米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 1,450 万 3 千円）

⑦市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 40,989 人）
収支率：62%以上（直近年度の実績 64.1%）
米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 409 万 9 千円）

⑧市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 37,965 人）
収支率：58%以上（直近年度の実績 58.3%）
米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 515 万円）

⑨米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 24,027 人）

収支率：26.5%以上（直近年度の実績 43.7%）
米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,412 万 5 千円）

・デマンド交通

⑩山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 9,915 人）
収支率：25%以上（直近年度の実績 14.2%）
米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,016 万 6 千円）

⑪田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 2,009 人）
収支率：30%以上（直近年度の実績 21.6%）
米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 305 万 5 千円）

⑫広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 840 人）
収支率：14%以上（直近年度の実績 16.3%）
米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 169 万 2 千円）

⑬六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）　※直近年度の実績なし
年間利用者数：800 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 150 万円

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。

①～⑥の路線バスの運行に係る費用総額 6,946 万 9 千円のうち、米沢市から運行事業者への補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

⑦～⑨のコミュニティバスの運行に係る費用 5,424 万 2 千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。

⑩～⑬のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 3,366 万 6 千円のうち、米沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。

また、①～⑬の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和４年度に、万世線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入した。

また、市民バス市街地循環路線を運行するバス車両については、令和 5 年度には耐用年数を大幅に経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型バス車両を 1 台購入する必要がある。

※現在、市街地循環路線は、小型バス車両で運行しているが、路線の見直しへの対応や費用対効果を勘案し、中型バス車両を購入する予定である。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）: 県外 60,000 人、県内 70,000 人

・米沢市目標値（目標年度:R7）

RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）: 県外 5,333 人、県内 6,559 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・米沢市の目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績　人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・米沢市の目標値（目標年度:R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,262 万円（直近年度の実績 4,362 万 8 千円）

コミュニティバス：3,814 万円（直近年度の実績 4,939 万 9 千円）

デマンド交通：726 万円（直近年度の実績 1,367 万円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①米沢（南原）白布温泉線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：53,000 人以上（直近年度の実績 32,975 人）

収支率：55%以上（直近年度の実績 38.4%）

米沢市補助額 1,211 万 5 千円（直近年度の実績 1,941 万 5 千円）

別　紙

②米沢（備越）小野川線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：31,820 人以上（直近年度の実績 21,397 人）
収支率：72.7%以上（直近年度の実績 50.3%）
米沢市補助額 394 万 8 千円（直近年度の実績 840 万 3 千円）
③米沢～上郷線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：2,580 人以上（直近年度の実績 3,317 人）
収支率：12%以上（直近年度の実績 15.5%）
米沢市補助額 500 万円（直近年度の実績 544 万 3 千円）
④米沢（市立病院）窪田線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：16,000 人以上（直近年度の実績 11,004 人）
収支率：40.0%以上（直近年度の実績 31.2%）
米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 477 万 5 千円）
⑤米沢（市立病院）糠野目線（山交バス㈱国庫補助対象路線）
年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,919 人）
収支率：95%以上（直近年度の実績 83.3%）
米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 20 万 6 千円）
・コミュニティバス
⑥市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 20,175 人）
収支率：21.5%以上（直近年度の実績 21.1%）
米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 1,450 万 3 千円）
⑦市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 40,989 人）
収支率：62%以上（直近年度の実績 64.1%）
米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 409 万 9 千円）
⑧市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 37,965 人）
収支率：58%以上（直近年度の実績 58.3%）
米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 515 万円）
⑨米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 24,027 人）
収支率：26.5%以上（直近年度の実績 43.7%）
米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,412 万 5 千円）
・デマンド交通
⑩山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 9,915 人）
収支率：25%以上（直近年度の実績 14.2%）
米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,016 万 6 千円）
⑪田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 2,009 人）
収支率：30%以上（直近年度の実績 21.6%）
米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 305 万 5 千円）
⑫広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 840 人）
収支率：14%以上（直近年度の実績 16.3%）
米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 169 万 2 千円）

別　紙

⑬六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）　※直近年度の実績なし
年間利用者数：800 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 150 万円

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

（２）事業の効果

市街地循環路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に、高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる

市民バスは、市街地循環路線・万世線を計 6 台（予備車 2 台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があり、修繕費の負担が年々大きくなっている。車両を購入することでコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市街地循環路線の車両の取得に係る費用総額 2,300 万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

別　紙

＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）
＜令和４年度＞
・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

○米沢市地域公共交通活性化協議会
・令和４年６月29日（第１回）：事業報告・収支決算・事業計画・収支予算について
・令和５年３月20日（第２回）：地域公共交通計画の進捗状況、令和５年度以降の事業等について

○米沢市地域公共交通会議
・令和４年８月30日（第１回）：乗合タクシーの乗降場所の追加、バス路線を活用した電動レンタサイクルの輸送について
・令和４年12月15日（第２回）：乗合タクシーの増便について
・令和５年２月16日（第３回）：路線バスの廃止、乗合タクシーのエリア拡大、バス停の設置、企画乗車券の発券について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県米沢市金池五丁目２番２５号
（所　属）企画調整部地域振興課
（氏　名）鈴木　翔太
（電　話）0238-22-5111　内線2802
（e-mail）chiiki-ka@city.yonezawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
	山交バス（株）	(1) 米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	365日	2432.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(2) 米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	365日	2128回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(3)　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院上郷	長手	往11.7km 復12.1km	243日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(4) 米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	243日	1047回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(5) 米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	79日	158回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(6)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	298日	298回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(7)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	298日	1192回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(8)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	稲荷の里入口	往13.0km	298日	298回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(9)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	稲荷の里入口	往16.7km 復16.5km	298日	596回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(10)　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	96日	48回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	366日	3904回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	366日	3904回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	(13) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	366日	1464回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	296日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	296日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(16) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	296日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(17) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往　km 復　km	296日	230回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
	山交バス（株）	(1) 米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2425回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(2) 米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2122回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(3)　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院上郷	長手	往11.7km 復12.1km	242日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(4) 米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	242日	1042回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(5) 米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	78日	156回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(6)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(7)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	297日	1188回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(8)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(9)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	297日	594回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(10)　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	(13) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	295日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	295日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(16) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	295日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(17) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往　km 復　km	295日	230回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
	山交バス（株）	(1) 米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2425回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(2) 米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2122回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(3)　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院上郷	長手	往11.7km 復12.1km	242日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(4) 米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	242日	1042回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(5) 米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	78日	156回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(6)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(7)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	297日	1188回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(8)　万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	297日	297回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(9)　万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	297日	594回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(10)　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3893回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	(13) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	295日	2300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	295日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(16) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	295日	600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		(17) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往　km 復　km	295日	230回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	米沢市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	37,782
交通不便地域等	12,056

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
12,056	万世村、山上村、南原村、三沢村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
米沢市	米沢市	1	(7)～(11) 万世線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	R4.6（契約年月）			一括
		2	(11)～(12) 市街地循環路線右回り 市街地循環路線左回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	R6.6（契約年月）			一括
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

米沢（南原）白布温泉線

路線図

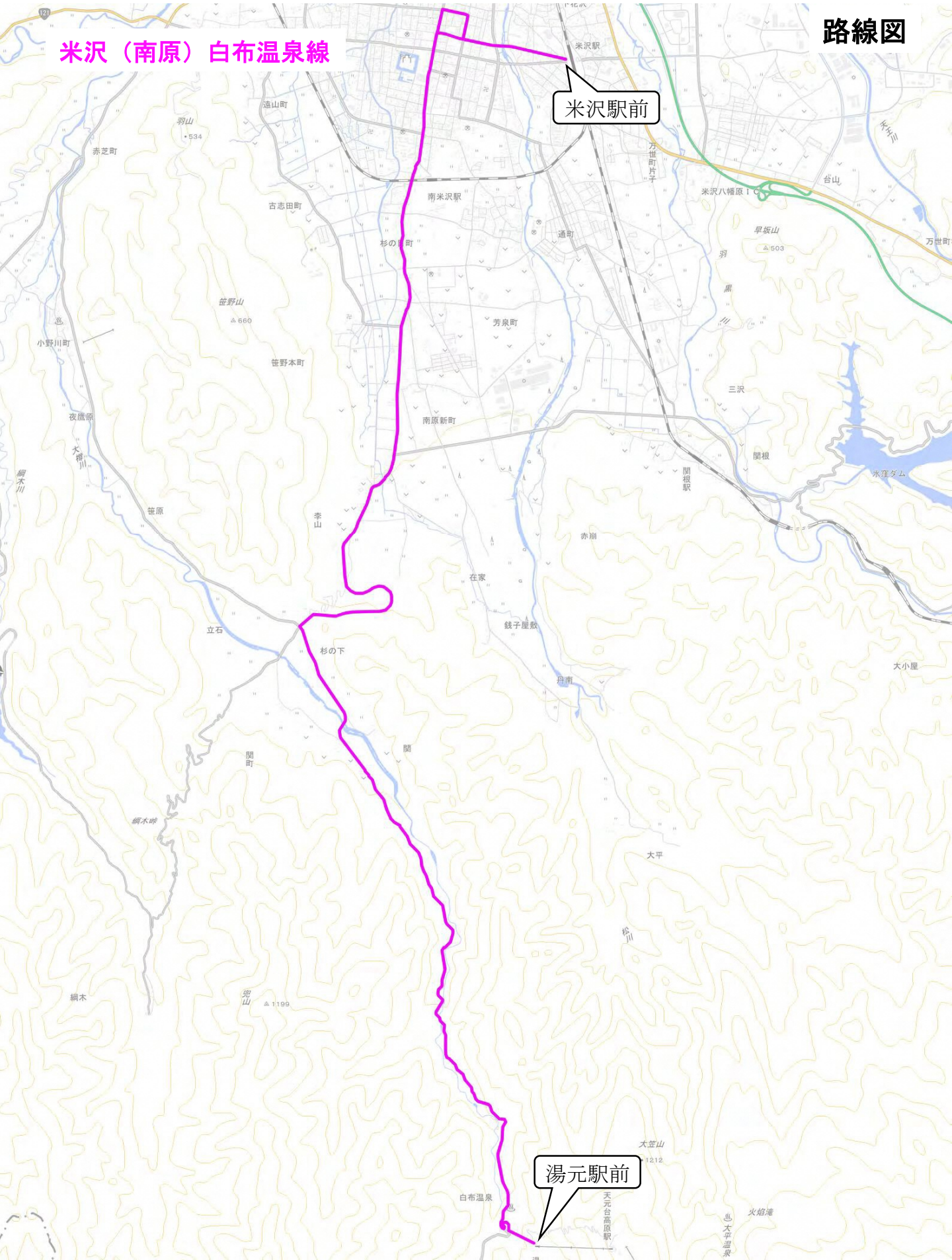

米沢（備越）小野川線

路線図

米沢～上郷線

路線図

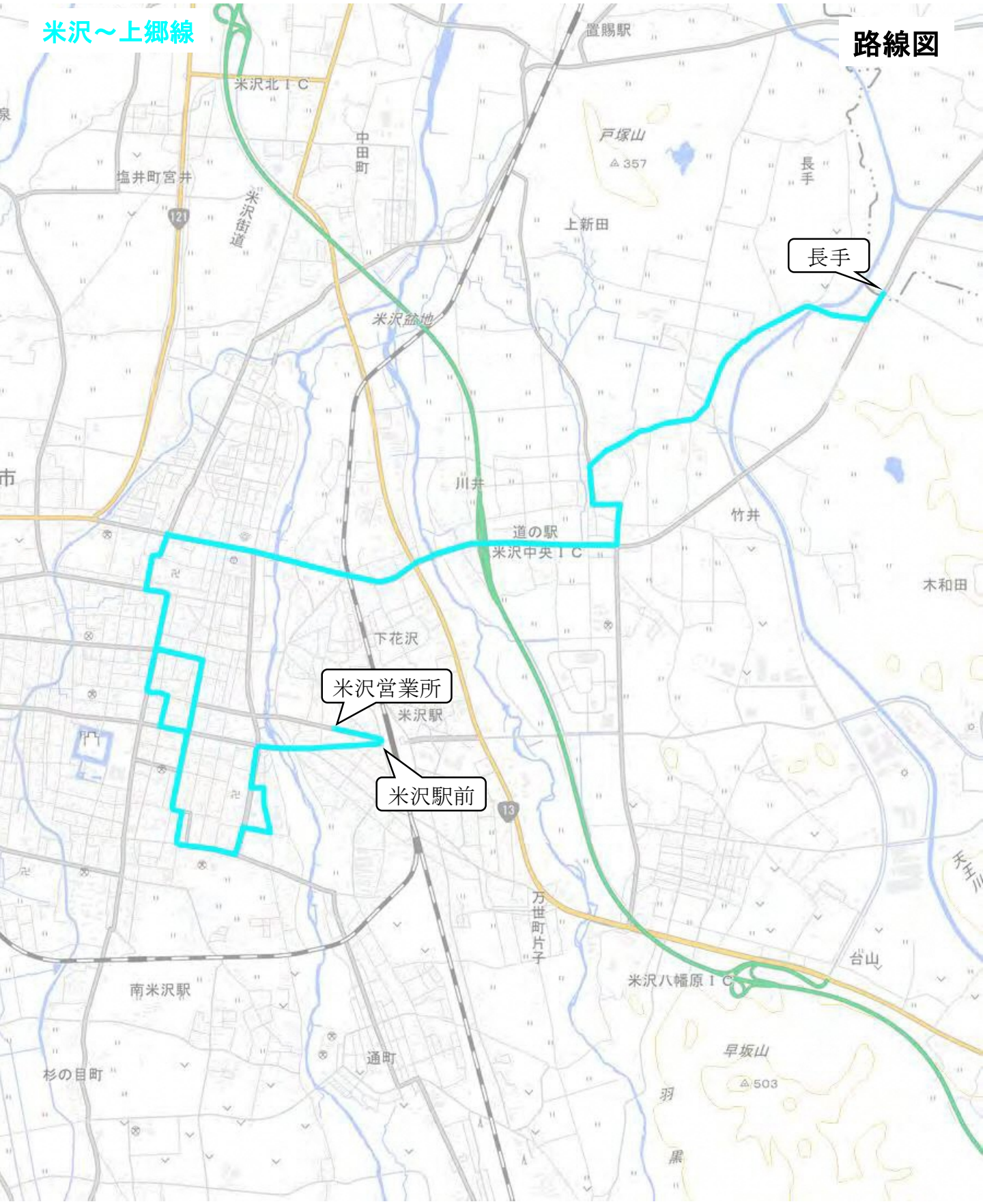
置賜駅
米沢北ＩＣ
戸塚山
△357
中田町
塩井町宮井
121
米沢街道
上新田
長手
米沢盆地
川井
竹井
道の駅
米沢中央ＩＣ
木和田
下花沢
米沢営業所
米沢駅
米沢駅前
13
万世町片子
台山
南米沢駅
米沢八幡原ＩＣ
通町
杉の目町
早坂山
△503
羽
黒

米沢（市立病院）窪田線

路線図

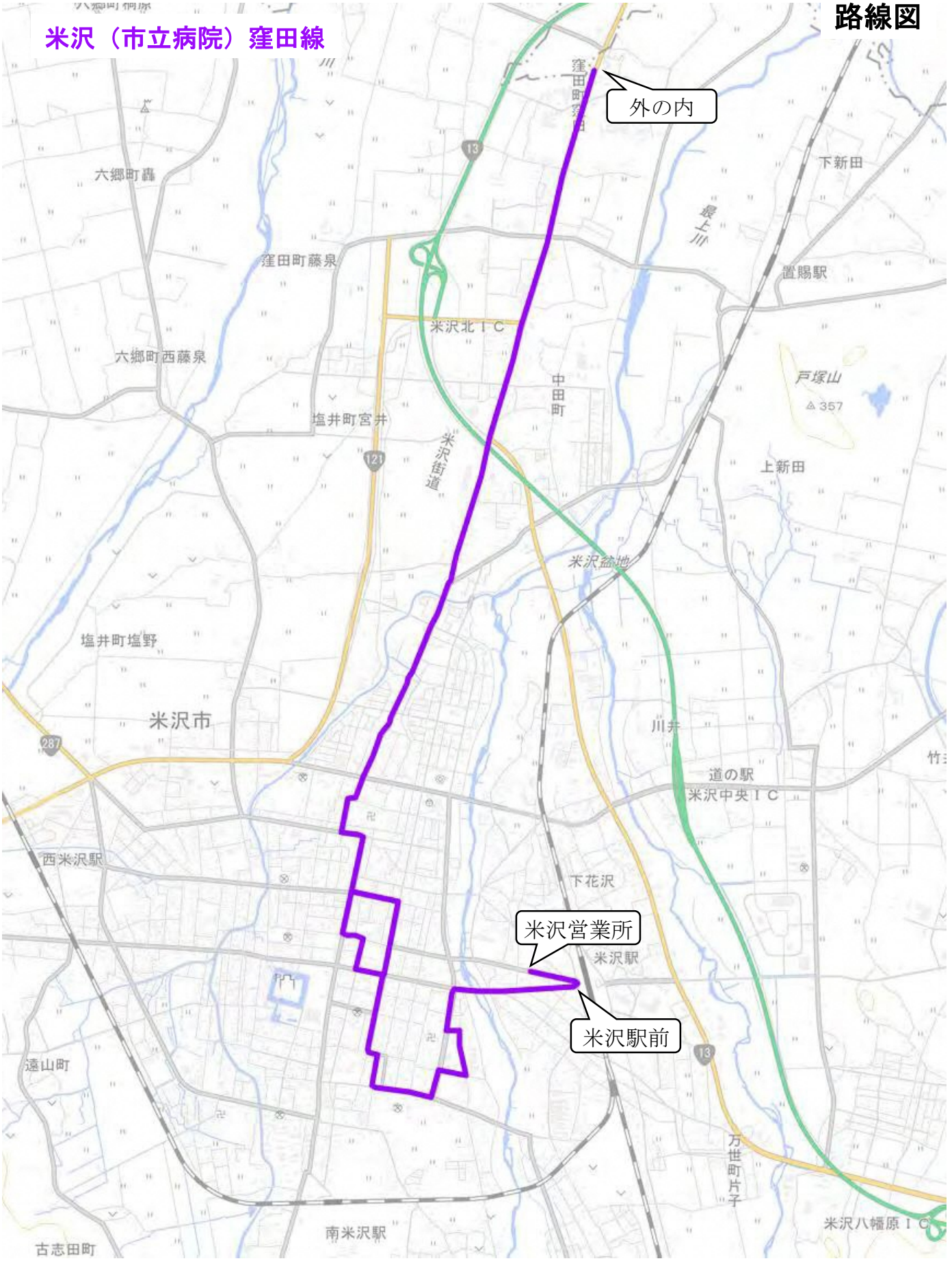

米沢（市立病院）糠野目線

路線図

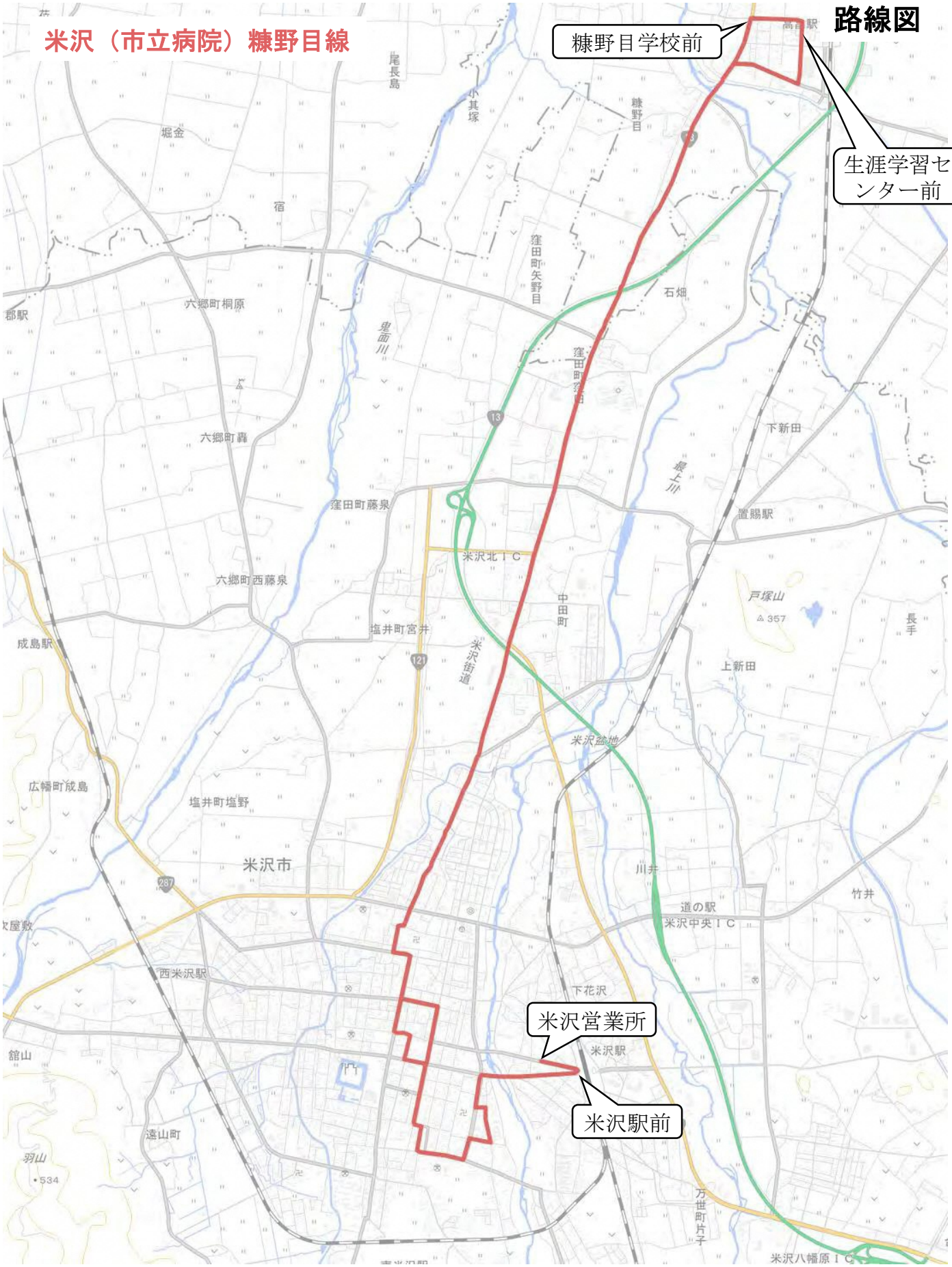

市民バス・万世線　運行経路図

米沢市役所前
春日一丁目
中央五丁目
中央三丁目
大町（下り）
中央一丁目
住之江橋
駅前四丁目
米沢営業所
皇大神社前
大町（上り）
東一丁目
米沢駅前
東大通
ナセＢＡ前
片子
金谷口
桑山団地口
七中前
米工前
桑山団地西
アルカディア
（米沢こころの病院前）
桑山団地中
桑山公園前
桑山団地東
牛森
万世小学校前
テクノセンター前
工業団地入口
梓神社前
松林寺口
梓山
木場
梓川
福祉の里入口
刈安
川越石
米沢スキー場前

凡例	
	共通路線（上り・下り）
	上りのみの路線
	下りのみの路線
	下り直行便
	自由乗降区間
	バス停留所

運行距離（最大距離）	
上り（米沢市役所方面行）	25.3km
下り（万世方面行）	25.1km
下り（米沢駅前→米工前 直行便）	3.1km

市街地循環路線（右回り・左回り）　運行経路図

令和5年4月1日改正

凡例	
━━	共通路線（右回り・左回り）
━━	右回りのみの路線
━━	左回りのみの路線
●	バス停留所

総合公園口
イオン米沢前
年金事務所西
米沢市役所前
文化センター南
北村公園西
金池一丁目
中央三丁目
中央四丁目
三友堂病院前
信夫町
すこやかセンター
城西郵便局前
法泉寺西
ＮＴＴ前
中央二丁目
中央一丁目
皇大神社前
ナセＢＡ前
大町
住之江橋
駅前四丁目
米沢営業所
米沢駅前
米沢駅前（東口）
駅前二丁目
舟山病院前
相生橋西
市立病院前
県営相生アパート東
大町一丁目
福田町西
税務署前
上杉神社前
城南一丁目
城南二丁目
山大正門
二中前
愛宕小前
西部こども園前
御廟所西口
西部コミュニティセンター前

左回り

右回り

別紙

米沢市街地循環バス南回り路線　路線図

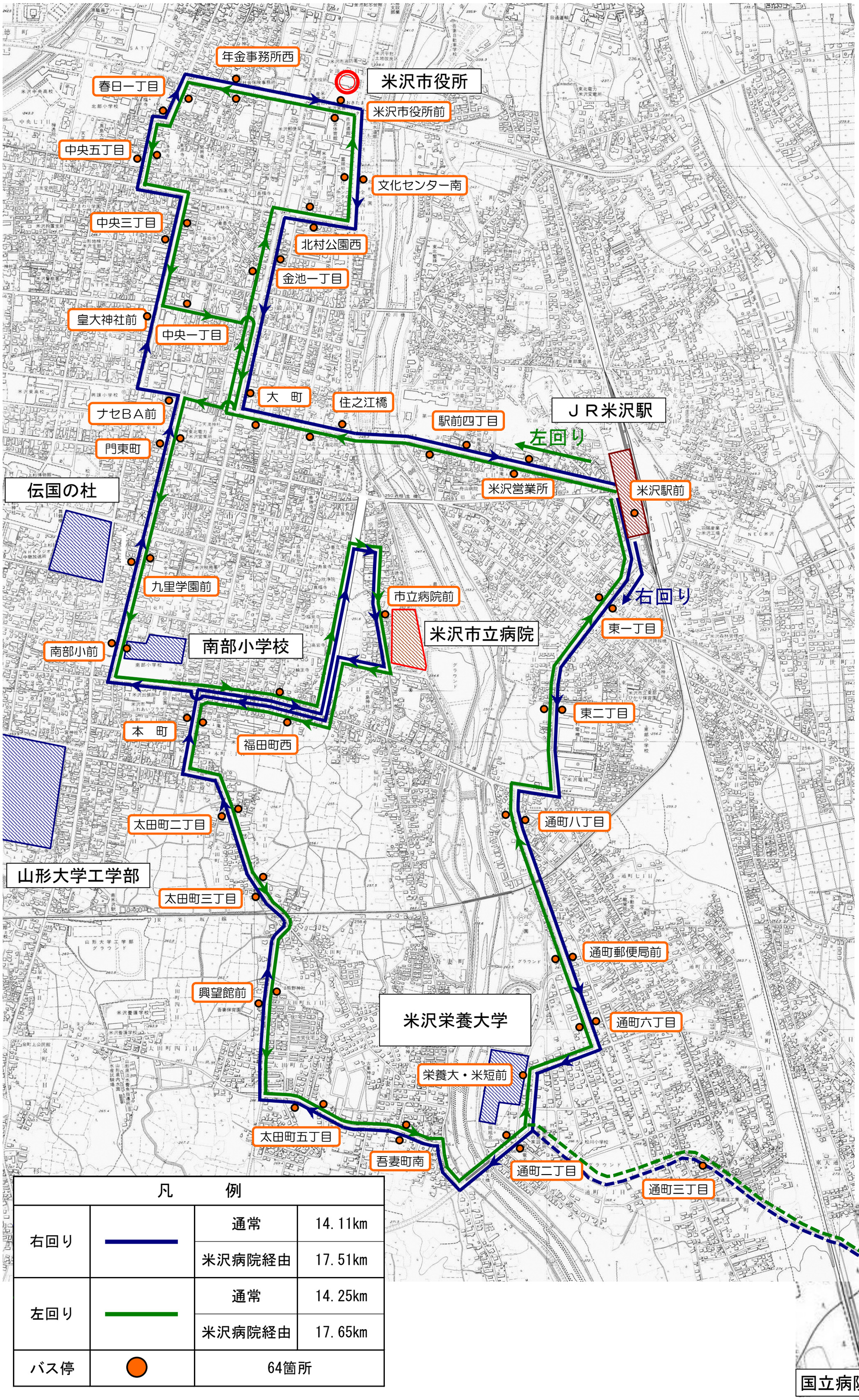

凡　例			
右回り		通常	14.11km
		米沢病院経由	17.51km
左回り		通常	14.25km
		米沢病院経由	17.65km
バス停		64箇所	

運行区域図１

山上地区乗合タクシー（関根方面）　エリア

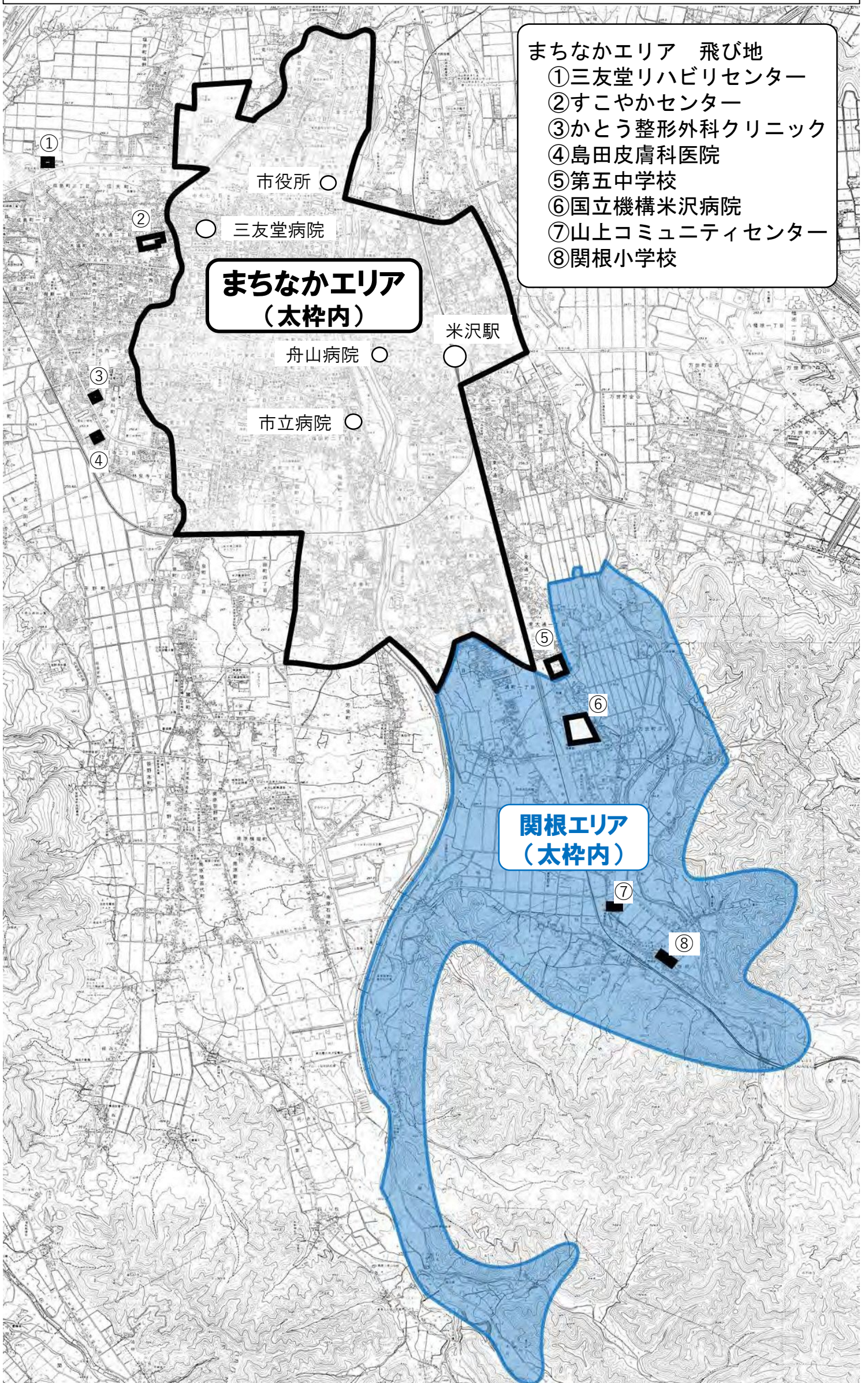

運行区域図２

山上地区乗合タクシー（大沢・大小屋方面）　エリア

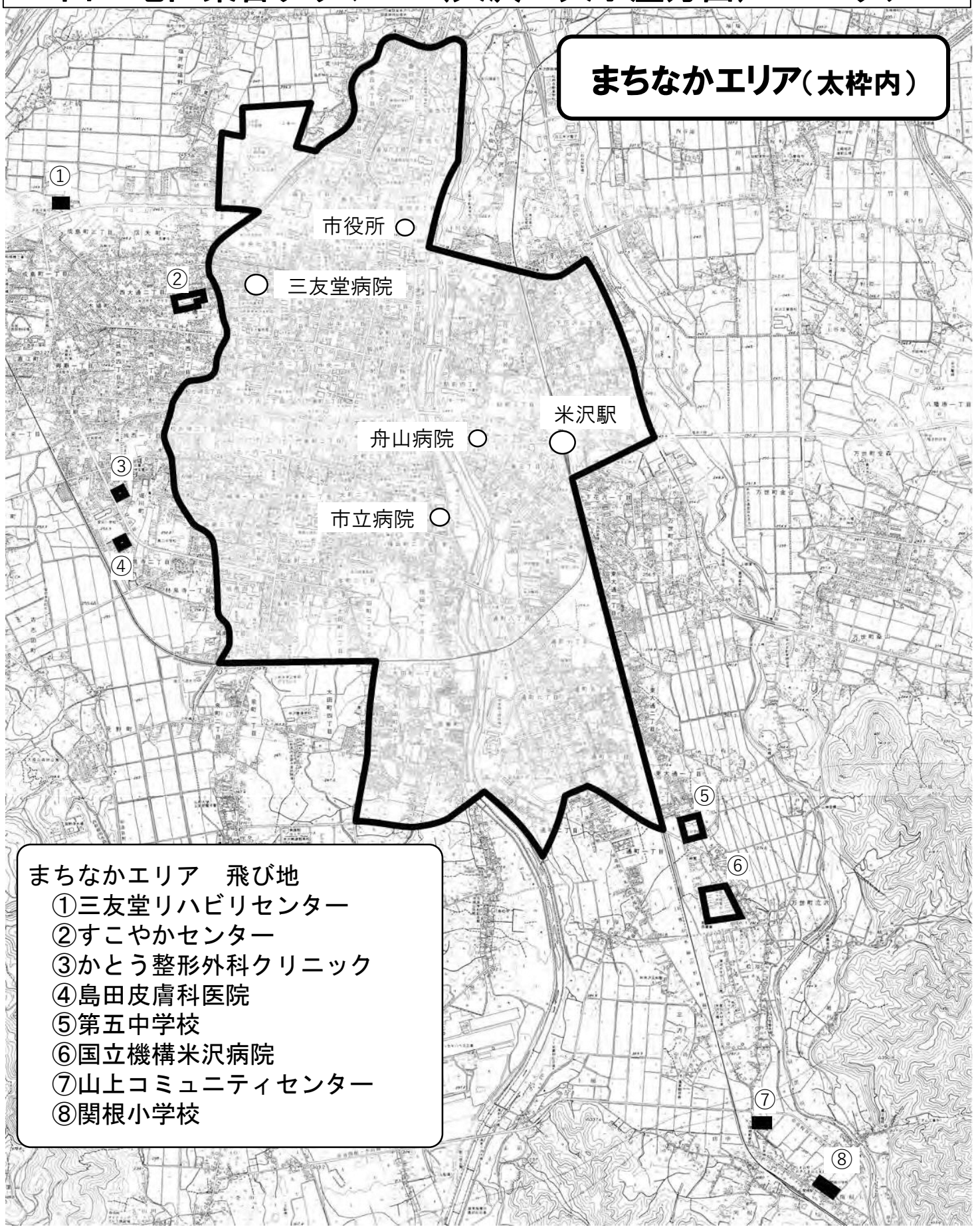

まちなかエリア　飛び地
- ①三友堂リハビリセンター
- ②すこやかセンター
- ③かとう整形外科クリニック
- ④島田皮膚科医院
- ⑤第五中学校
- ⑥国立機構米沢病院
- ⑦山上コミュニティセンター
- ⑧関根小学校

運行区域図３

山上地区乗合タクシー（板谷方面）　エリア

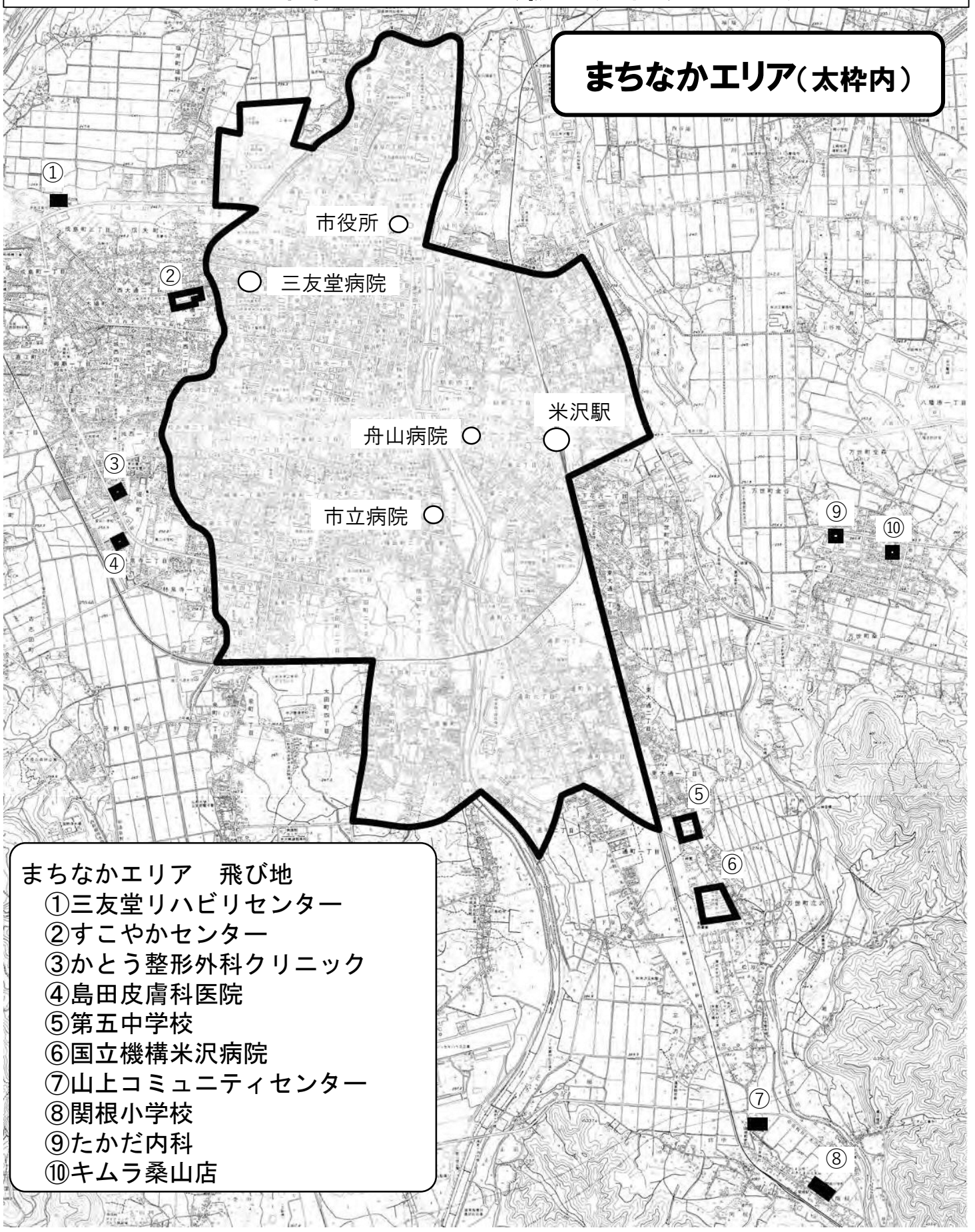

まちなかエリア　飛び地
- ①三友堂リハビリセンター
- ②すこやかセンター
- ③かとう整形外科クリニック
- ④島田皮膚科医院
- ⑤第五中学校
- ⑥国立機構米沢病院
- ⑦山上コミュニティセンター
- ⑧関根小学校
- ⑨たかだ内科
- ⑩キムラ桑山店

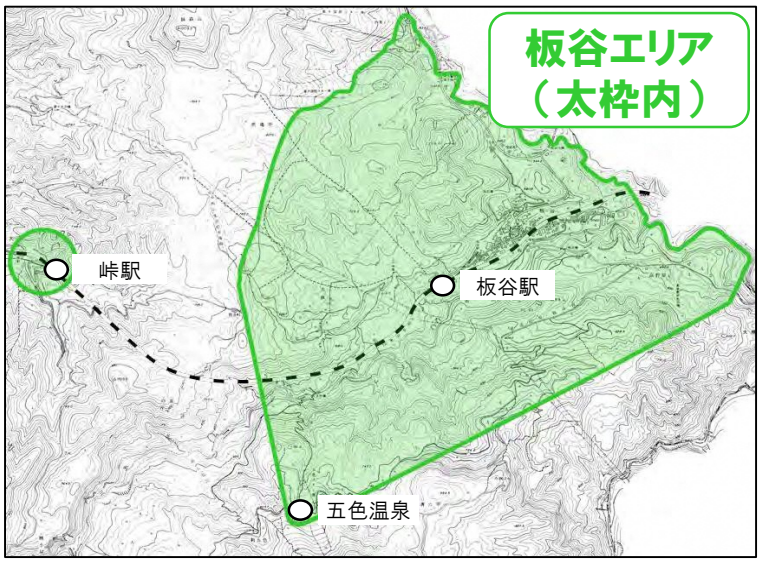

（別紙）田沢のりあいタクシー運行区域図

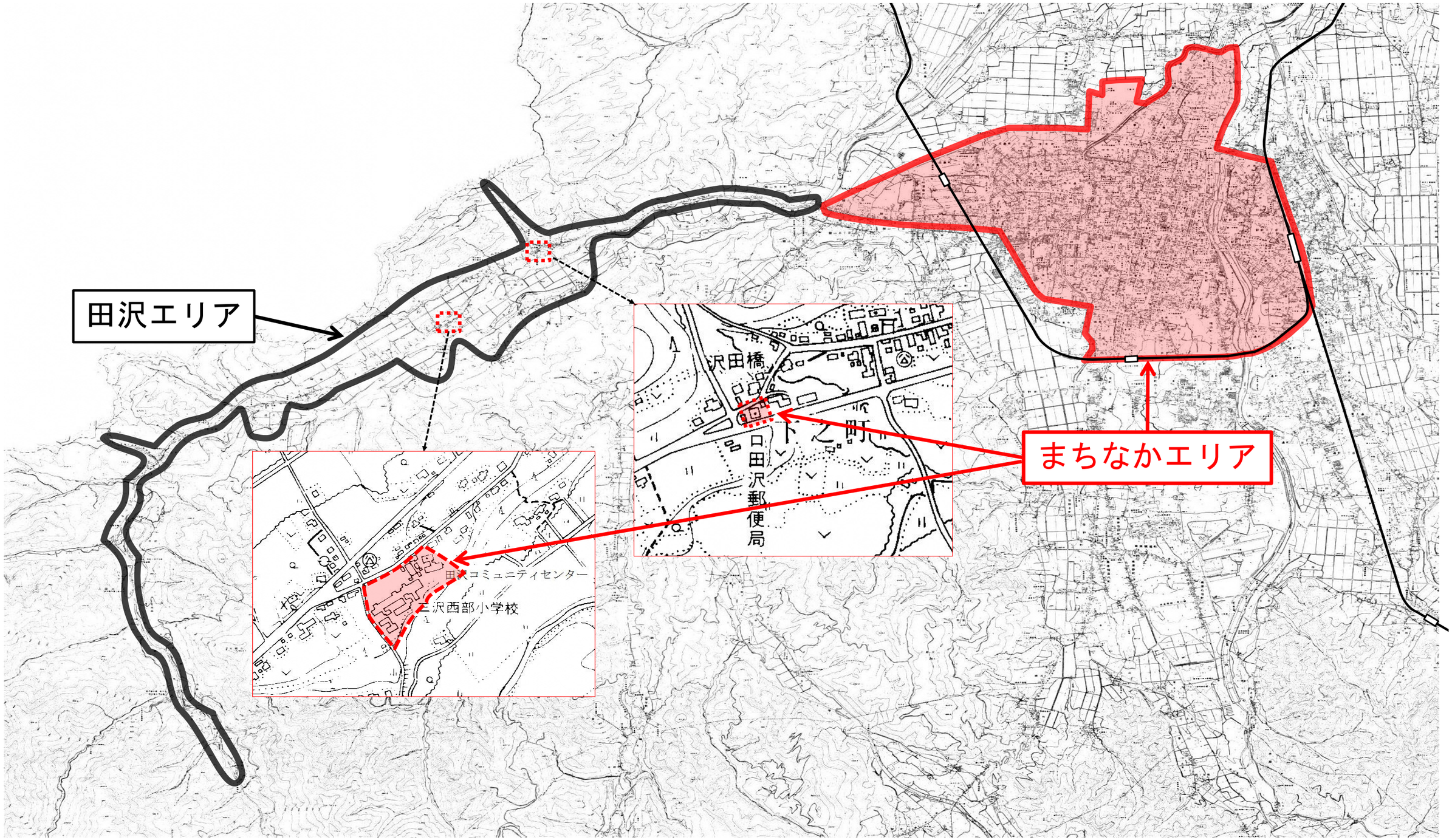

（別紙）運行区域図

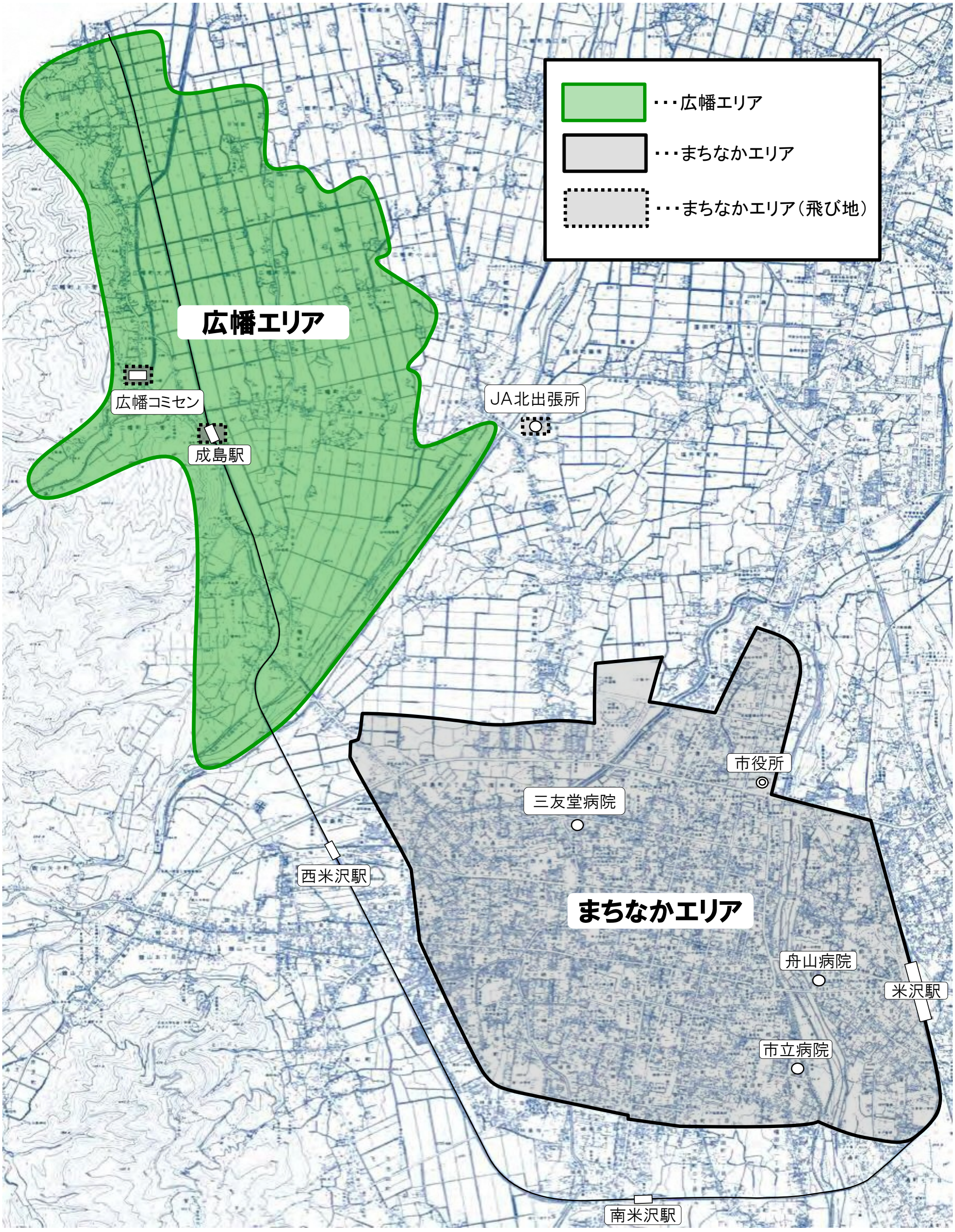
・・・広幡エリア
・・・まちなかエリア
・・・まちなかエリア（飛び地）
広幡エリア
広幡コミセン
成島駅
JA北出張所
西米沢駅
三友堂病院
市役所
まちなかエリア
舟山病院
米沢駅
市立病院
南米沢駅

（別紙）運行区域図

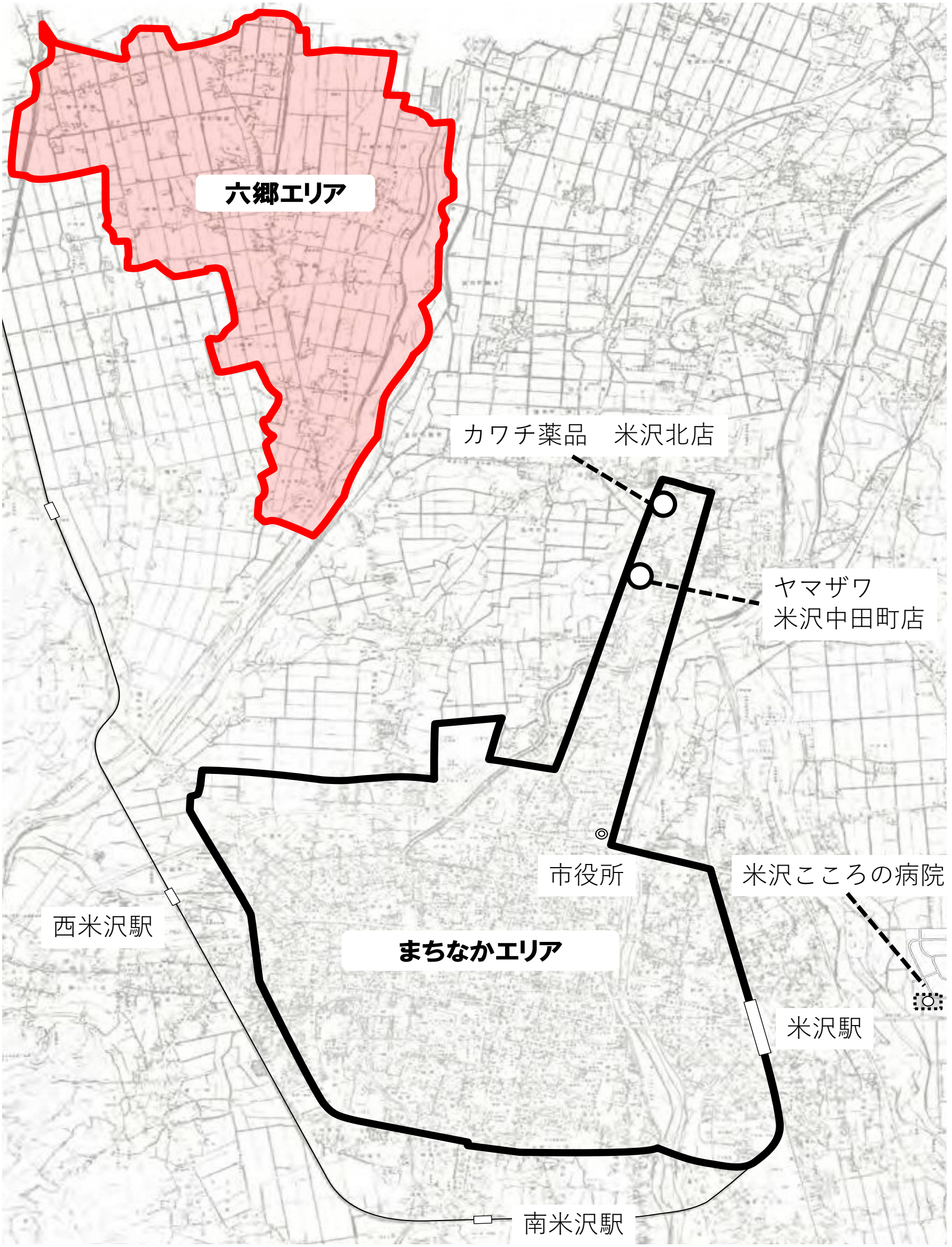
六郷エリア
カワチ薬品　米沢北店
ヤマザワ
米沢中田町店
市役所
米沢こころの病院
西米沢駅
まちなかエリア
米沢駅
南米沢駅

UTORIA 山交バス株式会社

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

白布温泉→米沢（平日）時刻表

湯元駅前	7:25	9:20	10:10	11:45	13:20	14:30	16:40	18:25
森の館前	7:26	9:21	10:11	11:46	13:21	14:31	16:41	18:26
石切	7:27	9:22	10:12	11:47	13:22	14:32	16:42	18:27
白布温泉	7:28	9:23	10:13	11:48	13:23	14:33	16:43	18:28
白布温泉待合所	7:30	9:25	10:15	11:50	13:25	14:35	16:45	18:30
白布口	7:31	9:26	10:16	11:51	13:26	14:36	16:46	18:31
高橋	7:34	9:29	10:19	11:54	13:29	14:39	16:49	18:34
上畑	7:36	9:31	10:21	11:56	13:31	14:41	16:51	18:36
大白布	7:38	9:33	10:23	11:58	13:33	14:43	16:53	18:38
小白布	7:39	9:34	10:24	11:59	13:34	14:44	16:54	18:39
三玄荒神	7:40	9:35	10:25	12:00	13:35	14:45	16:55	18:40
杉の下	7:41	9:36	10:26	12:01	13:36	14:46	16:56	18:41
横道	7:42	9:37	10:27	12:02	13:37	14:47	16:57	18:42
坂下	7:46	9:41	10:31	12:06	13:41	14:51	17:01	18:46
坂下口	7:46	9:41	10:31	12:06	13:41	14:51	17:01	18:46
線返	7:47	9:42	10:32	12:07	13:42	14:52	17:02	18:47
あづま診療所前	7:47	9:42	10:32	12:07	13:42	14:52	17:02	18:47
八ケ代	7:48	9:43	10:33	12:08	13:43	14:53	17:03	18:48
三角	7:49	9:44	10:34	12:09	13:44	14:54	17:04	18:49
南原	7:50	9:45	10:35	12:10	13:45	14:55	17:05	18:50
上笹野	7:51	9:46	10:36	12:11	13:46	14:56	17:06	18:51
笹野大門前	7:51	9:46	10:36	12:11	13:46	14:56	17:06	18:51
諸仏	7:52	9:47	10:37	12:12	13:47	14:57	17:07	18:52
興譲館高校口	7:53	9:48	10:38	12:13	13:48	14:58	17:08	18:53
杉の目	7:54	9:49	10:39	12:14	13:49	14:59	17:09	18:54
泉町	7:54	9:49	10:39	12:14	13:49	14:59	17:09	18:54
中泉町	7:55	9:50	10:40	12:15	13:50	15:00	17:10	18:55
城南四丁目	7:56	9:51	10:41	12:16	13:51	15:01	17:11	18:56
城南二丁目	7:57	9:52	10:42	12:17	13:52	15:02	17:12	18:57
城南一丁目	7:58	9:53	10:43	12:18	13:53	15:03	17:13	18:58
上杉神社前	7:59	9:54	10:44	12:19	13:54	15:04	17:14	18:59
丸の内二丁目	8:00	9:55	10:45	12:20	13:55	15:05	17:15	19:00
皇大神社前	8:01	9:56	10:46	12:21	13:56	15:06	17:16	19:01
中央一丁目	8:02	9:57	10:47	12:22	13:57	15:07	17:17	19:02
大町	8:04	9:59	10:49	12:24	13:59	15:09	17:19	19:04
住之江橋	8:05	10:00	10:50	12:25	14:00	15:10	17:20	19:05
駅前四丁目	8:06	10:01	10:51	12:26	14:01	15:11	17:21	19:06
米沢営業所	8:06	10:01	10:51	12:26	14:01	15:11	17:21	19:06
米沢駅前	8:09	10:04	10:54	12:29	14:04	15:14	17:24	19:09

白布温泉→米沢（土日祝）時刻表

湯元駅前	9:20	11:45	14:30	16:40	18:25
森の館前	9:21	11:46	14:31	16:41	18:26
石切	9:22	11:47	14:32	16:42	18:27
白布温泉	9:23	11:48	14:33	16:43	18:28
白布温泉待合所	9:25	11:50	14:35	16:45	18:30
白布口	9:26	11:51	14:36	16:46	18:31
高橋	9:29	11:54	14:39	16:49	18:34
上畑	9:31	11:56	14:41	16:51	18:36
大白布	9:33	11:58	14:43	16:53	18:38
小白布	9:34	11:59	14:44	16:54	18:39
三玄荒神	9:35	12:00	14:45	16:55	18:40
杉の下	9:36	12:01	14:46	16:56	18:41
横道	9:37	12:02	14:47	16:57	18:42
坂下	9:41	12:06	14:51	17:01	18:46
坂下口	9:41	12:06	14:51	17:01	18:46
線返	9:42	12:07	14:52	17:02	18:47
あづま診療所前	9:42	12:07	14:52	17:02	18:47
八ケ代	9:43	12:08	14:53	17:03	18:48
三角	9:44	12:09	14:54	17:04	18:49
南原	9:45	12:10	14:55	17:05	18:50
上笹野	9:46	12:11	14:56	17:06	18:51
笹野大門前	9:46	12:11	14:56	17:06	18:51
諸仏	9:47	12:12	14:57	17:07	18:52
興譲館高校口	9:48	12:13	14:58	17:08	18:53
杉の目	9:49	12:14	14:59	17:09	18:54
泉町	9:49	12:14	14:59	17:09	18:54
中泉町	9:50	12:15	15:00	17:10	18:55
城南四丁目	9:51	12:16	15:01	17:11	18:56
城南二丁目	9:52	12:17	15:02	17:12	18:57
城南一丁目	9:53	12:18	15:03	17:13	18:58
上杉神社前	9:54	12:19	15:04	17:14	18:59
丸の内二丁目	9:55	12:20	15:05	17:15	19:00
皇大神社前	9:56	12:21	15:06	17:16	19:01
中央一丁目	9:57	12:22	15:07	17:17	19:02
大町	9:59	12:24	15:09	17:19	19:04
住之江橋	10:00	12:25	15:10	17:20	19:05
駅前四丁目	10:01	12:26	15:11	17:21	19:06
米沢営業所	10:01	12:26	15:11	17:21	19:06
米沢駅前	10:04	12:29	15:14	17:24	19:09

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

米沢→白布温泉（平日）時刻表

米沢駅前	8:10	9:00	10:45	12:20	13:30	15:40	17:30
米沢営業所	8:12	9:02	10:47	12:22	13:32	15:42	17:32
駅前四丁目	8:12	9:02	10:47	12:22	13:32	15:42	17:32
住之江橋	8:13	9:03	10:48	12:23	13:33	15:43	17:33
大町	8:14	9:04	10:49	12:24	13:34	15:44	17:34
門東町三丁目ナセＢＡ前	8:16	9:06	10:51	12:26	13:36	15:46	17:36
上杉神社前	8:18	9:08	10:53	12:28	13:38	15:48	17:38
城南二丁目	8:20	9:10	10:55	12:30	13:40	15:50	17:40
城南四丁目	8:21	9:11	10:56	12:31	13:41	15:51	17:41
中泉町	8:22	9:12	10:57	12:32	13:42	15:52	17:42
泉町	8:23	9:13	10:58	12:33	13:43	15:53	17:43
杉の目	8:23	9:13	10:58	12:33	13:43	15:53	17:43
興譲館高校口	8:24	9:14	10:59	12:34	13:44	15:54	17:44
諸仏	8:25	9:15	11:00	12:35	13:45	15:55	17:45
笹野大門前	8:26	9:16	11:01	12:36	13:46	15:56	17:46
上笹野	8:26	9:16	11:01	12:36	13:46	15:56	17:46
南原	8:27	9:17	11:02	12:37	13:47	15:57	17:47
三角	8:28	9:18	11:03	12:38	13:48	15:58	17:48
八ケ代	8:29	9:19	11:04	12:39	13:49	15:59	17:49
あづま診療所前	8:30	9:20	11:05	12:40	13:50	16:00	17:50
繰返	8:30	9:20	11:05	12:40	13:50	16:00	17:50
坂下口	8:31	9:21	11:06	12:41	13:51	16:01	17:51
坂下	8:31	9:21	11:06	12:41	13:51	16:01	17:51
横道	8:35	9:25	11:10	12:45	13:55	16:05	17:55
杉の下	8:36	9:26	11:11	12:46	13:56	16:06	17:56
三宝荒神	8:37	9:27	11:12	12:47	13:57	16:07	17:57
小白布	8:38	9:28	11:13	12:48	13:58	16:08	17:58
大白布	8:39	9:29	11:14	12:49	13:59	16:09	17:59
上畑	8:41	9:31	11:16	12:51	14:01	16:11	18:01
高橋	8:43	9:33	11:18	12:53	14:03	16:13	18:03
白布口	8:47	9:37	11:22	12:57	14:07	16:17	18:07
白布温泉待合所	8:48	9:38	11:23	12:58	14:08	16:18	18:08
白布温泉	8:48	9:38	11:23	12:58	14:08	16:18	18:08
石切	8:49	9:39	11:24	12:59	14:09	16:19	18:09
森の館前	8:50	9:40	11:25	13:00	14:10	16:20	18:10
湯元駅前	8:51	9:41	11:26	13:01	14:11	16:21	18:11

米沢→白布温泉（土日祝）時刻表

米沢駅前	8:10	10:45	13:30	15:40	17:30
米沢営業所	8:12	10:47	13:32	15:42	17:32
駅前四丁目	8:12	10:47	13:32	15:42	17:32
住之江橋	8:13	10:48	13:33	15:43	17:33
大町	8:14	10:49	13:34	15:44	17:34
門東町三丁目ナセＢＡ前	8:16	10:51	13:36	15:46	17:36
上杉神社前	8:18	10:53	13:38	15:48	17:38
城南二丁目	8:20	10:55	13:40	15:50	17:40
城南四丁目	8:21	10:56	13:41	15:51	17:41
中泉町	8:22	10:57	13:42	15:52	17:42
泉町	8:23	10:58	13:43	15:53	17:43
杉の目	8:23	10:58	13:43	15:53	17:43
興譲館高校口	8:24	10:59	13:44	15:54	17:44
諸仏	8:25	11:00	13:45	15:55	17:45
笹野大門前	8:26	11:01	13:46	15:56	17:46
上笹野	8:26	11:01	13:46	15:56	17:46
南原	8:27	11:02	13:47	15:57	17:47
三角	8:28	11:03	13:48	15:58	17:48
八ケ代	8:29	11:04	13:49	15:59	17:49
あづま診療所前	8:30	11:05	13:50	16:00	17:50
繰返	8:30	11:05	13:50	16:00	17:50
坂下口	8:31	11:06	13:51	16:01	17:51
坂下	8:31	11:06	13:51	16:01	17:51
横道	8:35	11:10	13:55	16:05	17:55
杉の下	8:36	11:11	13:56	16:06	17:56
三宝荒神	8:37	11:12	13:57	16:07	17:57
小白布	8:38	11:13	13:58	16:08	17:58
大白布	8:39	11:14	13:59	16:09	17:59
上畑	8:41	11:16	14:01	16:11	18:01
高橋	8:43	11:18	14:03	16:13	18:03
白布口	8:47	11:22	14:07	16:17	18:07
白布温泉待合所	8:48	11:23	14:08	16:18	18:08
白布温泉	8:48	11:23	14:08	16:18	18:08
石切	8:49	11:24	14:09	16:19	18:09
森の館前	8:50	11:25	14:10	16:20	18:10
湯元駅前	8:51	11:26	14:11	16:21	18:11

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

小野川温泉→米沢（平日）時刻表

駐車場前	7:40	8:45	10:15	12:55	14:40	16:30	…
小野川温泉	7:42	8:47	10:17	12:57	14:42	16:32	…
窪	7:43	8:48	10:18	12:58	14:43	16:33	…
中の原	7:44	8:49	10:19	12:59	14:44	16:34	…
学校前	7:45	8:50	10:20	13:00	14:45	16:35	…
備越	7:46	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36	…
小中沢	7:46	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36	…
松の下	7:47	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37	…
赤芝	7:47	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37	…
館山浄水場口	7:48	8:53	10:23	13:03	14:48	16:38	…
館山六丁目	7:49	8:54	10:24	13:04	14:49	16:39	…
館山四丁目	7:50	8:55	10:25	13:05	14:50	16:40	…
館山局前	7:51	8:56	10:26	13:06	14:51	16:41	…
館山一丁目	7:52	8:57	10:27	13:07	14:52	16:42	…
中矢来	7:53	8:58	10:28	13:08	14:53	16:43	…
矢来	7:54	8:59	10:29	13:09	14:54	16:44	…
御廟前	7:55	9:00	10:30	13:10	14:55	16:45	…
城西町	7:56	9:01	10:31	13:11	14:56	16:46	…
松ケ岬	7:57	9:02	10:32	13:12	14:57	16:47	…
上杉神社北口	7:58	9:03	10:33	13:13	14:58	16:48	…
丸の内二丁目	7:59	9:04	10:34	13:14	14:59	16:49	…
皇大神社前	8:00	9:05	10:35	13:15	15:00	16:50	…
中央一丁目	8:01	9:06	10:36	13:16	15:01	16:51	…
大町	8:03	9:08	10:38	13:18	15:03	16:53	…
住之江橋	8:04	9:09	10:39	13:19	15:04	16:54	…
駅前四丁目	8:05	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55	…
米沢営業所	8:05	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55	…
米沢駅前	8:07	9:12	10:42	13:22	15:07	16:57	…

小野川温泉→米沢（土日祝）時刻表

駐車場前	8:45	10:15	12:55	14:40	16:30	…
小野川温泉	8:47	10:17	12:57	14:42	16:32	…
窪	8:48	10:18	12:58	14:43	16:33	…
中の原	8:49	10:19	12:59	14:44	16:34	…
学校前	8:50	10:20	13:00	14:45	16:35	…
備越	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36	…
小中沢	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36	…
松の下	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37	…
赤芝	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37	…
館山浄水場口	8:53	10:23	13:03	14:48	16:38	…
館山六丁目	8:54	10:24	13:04	14:49	16:39	…
館山四丁目	8:55	10:25	13:05	14:50	16:40	…
館山局前	8:56	10:26	13:06	14:51	16:41	…
館山一丁目	8:57	10:27	13:07	14:52	16:42	…
中矢来	8:58	10:28	13:08	14:53	16:43	…
矢来	8:59	10:29	13:09	14:54	16:44	…
御廟前	9:00	10:30	13:10	14:55	16:45	…
城西町	9:01	10:31	13:11	14:56	16:46	…
松ケ岬	9:02	10:32	13:12	14:57	16:47	…
上杉神社北口	9:03	10:33	13:13	14:58	16:48	…
丸の内二丁目	9:04	10:34	13:14	14:59	16:49	…
皇大神社前	9:05	10:35	13:15	15:00	16:50	…
中央一丁目	9:06	10:36	13:16	15:01	16:51	…
大町	9:08	10:38	13:18	15:03	16:53	…
住之江橋	9:09	10:39	13:19	15:04	16:54	…
駅前四丁目	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55	…
米沢営業所	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55	…
米沢駅前	9:12	10:42	13:22	15:07	16:57	…

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

米沢→小野川温泉（平日）時刻表

米沢駅前	8:05	9:35	12:15	14:00	15:45	17:35	…
米沢営業所	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37	…
駅前四丁目	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37	…
住之江橋	8:08	9:38	12:18	14:03	15:48	17:38	…
大町	8:09	9:39	12:19	14:04	15:49	17:39	…
門東町三丁目ナセＢＡ前	8:11	9:41	12:21	14:06	15:51	17:41	…
興譲小前	8:12	9:42	12:22	14:07	15:52	17:42	…
松ケ岬	8:14	9:44	12:24	14:09	15:54	17:44	…
城西町	8:15	9:45	12:25	14:10	15:55	17:45	…
御廟前	8:16	9:46	12:26	14:11	15:56	17:46	…
矢来	8:17	9:47	12:27	14:12	15:57	17:47	…
中矢来	8:18	9:48	12:28	14:13	15:58	17:48	…
館山一丁目	8:19	9:49	12:29	14:14	15:59	17:49	…
館山局前	8:20	9:50	12:30	14:15	16:00	17:50	…
館山四丁目	8:21	9:51	12:31	14:16	16:01	17:51	…
館山六丁目	8:22	9:52	12:32	14:17	16:02	17:52	…
館山浄水場口	8:23	9:53	12:33	14:18	16:03	17:53	…
赤芝	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54	…
松の下	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54	…
小中沢	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55	…
備越	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55	…
学校前	8:26	9:56	12:36	14:21	16:06	17:56	…
中の原	8:27	9:57	12:37	14:22	16:07	17:57	…
窪	8:28	9:58	12:38	14:23	16:08	17:58	…
小野川温泉	8:29	9:59	12:39	14:24	16:09	17:59	…
駐車場前	8:31	10:01	12:41	14:26	16:11	18:01	…

米沢→小野川温泉（土日祝）時刻表

米沢駅前	8:05	9:35	12:15	14:00	15:45	17:35
米沢営業所	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
駅前四丁目	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
住之江橋	8:08	9:38	12:18	14:03	15:48	17:38
大町	8:09	9:39	12:19	14:04	15:49	17:39
門東町三丁目ナセＢＡ前	8:11	9:41	12:21	14:06	15:51	17:41
興譲小前	8:12	9:42	12:22	14:07	15:52	17:42
松ケ岬	8:14	9:44	12:24	14:09	15:54	17:44
城西町	8:15	9:45	12:25	14:10	15:55	17:45
御廟前	8:16	9:46	12:26	14:11	15:56	17:46
矢来	8:17	9:47	12:27	14:12	15:57	17:47
中矢来	8:18	9:48	12:28	14:13	15:58	17:48
館山一丁目	8:19	9:49	12:29	14:14	15:59	17:49
館山局前	8:20	9:50	12:30	14:15	16:00	17:50
館山四丁目	8:21	9:51	12:31	14:16	16:01	17:51
館山六丁目	8:22	9:52	12:32	14:17	16:02	17:52
館山浄水場口	8:23	9:53	12:33	14:18	16:03	17:53
赤芝	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
松の下	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
小中沢	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
備越	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
学校前	8:26	9:56	12:36	14:21	16:06	17:56
中の原	8:27	9:57	12:37	14:22	16:07	17:57
窪	8:28	9:58	12:38	14:23	16:08	17:58
小野川温泉	8:29	9:59	12:39	14:24	16:09	17:59
駐車場前	8:31	10:01	12:41	14:26	16:11	18:01

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

上郷→米沢（平日）時刻表

長手	7:25	11:00	14:50	…
天神前	7:26	11:01	14:51	…
川西	7:27	11:02	14:52	…
竹井	7:28	11:03	14:53	…
八幡原入口	7:28	11:03	14:53	…
上郷小学校前	7:29	11:04	14:54	…
上郷	7:29	11:04	14:54	…
上郷倉庫前	7:30	11:05	14:55	…
ＪＡ米沢東支店前	7:30	11:05	14:55	…
細原	7:32	11:07	14:57	…
花沢大橋	7:34	11:09	14:59	…
米沢市役所前	7:35	11:10	15:00	…
年金事務所西	7:36	11:11	15:01	…
春日一丁目	7:37	11:12	15:02	…
中央五丁目	7:38	11:13	15:03	…
中央三丁目	7:39	11:14	15:04	…
中央一丁目	7:40	11:15	15:05	…
大町	7:42	11:17	15:07	…
税務署前	7:43	11:18	15:08	…
大町一丁目	7:44	11:19	15:09	…
福田町西	7:45	11:20	15:10	…
相生町南	7:46	11:21	15:11	…
市立病院前	7:47	11:22	15:12	…
相生町南	7:48	11:23	15:13	…
相生橋西	7:49	11:24	15:14	…
舟山病院前	7:50	11:25	15:15	…
駅前二丁目	7:50	11:25	15:15	…
米沢駅前	7:51	11:26	15:16	…

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

米沢→上郷（平日）時刻表

米沢営業所	10:10	14:00	17:30
米沢駅前	10:12	14:02	17:32
駅前二丁目	10:14	14:04	17:34
舟山病院前	10:14	14:04	17:34
相生橋西	10:15	14:05	17:35
市立病院前	10:16	14:06	17:36
福田町西	10:18	14:08	17:38
大町一丁目	10:19	14:09	17:39
税務署前	10:20	14:10	17:40
門東町	10:21	14:11	17:41
門東町三丁目ナセＢＡ前	10:23	14:13	17:43
皇大神社前	10:25	14:15	17:45
中央三丁目	10:26	14:16	17:46
中央五丁目	10:27	14:17	17:47
春日一丁目	10:28	14:18	17:48
年金事務所西	10:29	14:19	17:49
米沢市役所前	10:30	14:20	17:50
花沢大橋	10:31	14:21	17:51
細原	10:33	14:23	17:53
ＪＡ米沢東支店前	10:35	14:25	17:55
上郷倉庫前	10:35	14:25	17:55
上郷	10:36	14:26	17:56
上郷小学校前	10:37	14:27	17:57
八幡原入口	10:37	14:27	17:57
竹井	10:38	14:28	17:58
川西	10:38	14:28	17:58
天神前	10:39	14:29	17:59
長手	10:39	14:29	17:59

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

米沢→窪田（平日）時刻表

米沢営業所	6:45	8:30	12:30	15:20	17:15
米沢駅前	6:47	8:32	12:32	15:22	17:17
駅前二丁目	6:49	8:34	12:34	15:24	17:19
舟山病院前	6:49	8:34	12:34	15:24	17:19
相生橋西	6:50	8:35	12:35	15:25	17:20
市立病院前	6:51	8:36	12:36	15:26	17:21
福田町西	6:53	8:38	12:38	15:28	17:23
大町一丁目	6:54	8:39	12:39	15:29	17:24
税務署前	6:55	8:40	12:40	15:30	17:25
門東町	6:56	8:41	12:41	15:31	17:26
門東町三丁目ナセＢＡ前	6:58	8:43	12:43	15:33	17:28
皇大神社前	7:00	8:45	12:45	15:35	17:30
中央三丁目	7:01	8:46	12:46	15:36	17:31
中央五丁目	7:02	8:47	12:47	15:37	17:32
春日一丁目	7:03	8:48	12:48	15:38	17:33
春日二丁目	7:04	8:49	12:49	15:39	17:34
春日三丁目	7:05	8:50	12:50	15:40	17:35
四中前	7:06	8:51	12:51	15:41	17:36
芦付	7:07	8:52	12:52	15:42	17:37
北産業通り	7:08	8:53	12:53	15:43	17:38
中田	7:09	8:54	12:54	15:44	17:39
笹原	7:10	8:55	12:55	15:45	17:40
上窪田	7:11	8:56	12:56	15:46	17:41
窪田	7:13	8:58	12:58	15:48	17:43
外の内	7:14	8:59	12:59	15:49	17:44
三軒屋	…	…	…	…	…
矢の目口	…	…	…	…	…
黒井橋	…	…	…	…	…
鞠野目	…	…	…	…	…
生涯学習センター前	…	…	…	…	…
鞠野目学校前	…	…	…	…	…

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

UTORIA 山交バス株式会社

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

窪田→米沢（平日）時刻表

生涯学習センター前	…	…	…	…	…
鞠野目学校前	…	…	…	…	…
鞠野目	…	…	…	…	…
黒井橋	…	…	…	…	…
矢の目口	…	…	…	…	…
三軒屋	…	…	…	…	…
外の内	7:45	9:20	13:20	16:10	18:15
窪田	7:46	9:21	13:21	16:11	18:16
上窪田	7:47	9:22	13:22	16:12	18:17
笹原	7:48	9:23	13:23	16:13	18:18
中田	7:49	9:24	13:24	16:14	18:19
北産業通り	7:50	9:25	13:25	16:15	18:20
芦付	7:51	9:26	13:26	16:16	18:21
四中前	7:52	9:27	13:27	16:17	18:22
春日三丁目	7:53	9:28	13:28	16:18	18:23
春日二丁目	7:54	9:29	13:29	16:19	18:24
春日一丁目	7:55	9:30	13:30	16:20	18:25
中央五丁目	7:56	9:31	13:31	16:21	18:26
中央三丁目	7:57	9:32	13:32	16:22	18:27
中央一丁目	7:58	9:33	13:33	16:23	18:28
大町	8:00	9:35	13:35	16:25	18:30
税務署前	8:01	9:36	13:36	16:26	18:31
大町一丁目	8:02	9:37	13:37	16:27	18:32
福田町西	8:03	9:38	13:38	16:28	18:33
相生町南	8:04	9:39	13:39	16:29	18:34
市立病院前	8:05	9:40	13:40	16:30	18:35
相生町南	8:06	9:41	13:41	16:31	18:36
相生橋西	8:07	9:42	13:42	16:32	18:37
舟山病院前	8:08	9:43	13:43	16:33	18:38
駅前二丁目	8:08	9:43	13:43	16:33	18:38
米沢駅前	8:10	9:45	13:45	16:35	18:40

路線バスの時刻・運賃などのお問合せは、山交バス米沢営業所0238-22-3392まで

山交バス米沢営業所の営業時間

- 乗車券販売　9:00～17:15
- 定期券販売　9:00～17:15

2022.12.1　ダイヤ改正

米沢　→　窪田　（平日）土日祝運休

	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	市立病院前	福田町西	大町一丁目	税務署前	門東町	門東町三丁目ナセBA前	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	春日二丁目	春日三丁目	四中前	芦付	北産業通り	中田	笹原	上窪田	窪田	外の内	三軒屋	矢の目口	黒井橋	糠野目	生涯学習センター前	糠野目学校前
糠	6:45	6:47	6:49	6:49	6:50	6:51	6:53	6:54	6:55	6:56	6:58	7:00	7:01	7:02	7:03	7:04	7:05	7:06	7:07	7:08	7:09	7:10	7:11	7:13	7:14	7:15	7:16	7:18	7:19	7:20	7:22
窪	8:30	8:32	8:34	8:34	8:35	8:36	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	8:58	8:59	…	…	…	…	…	…
窪	12:30	12:32	12:34	12:34	12:35	12:36	12:38	12:39	12:40	12:41	12:43	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:58	12:59	…	…	…	…	…	…
窪	15:20	15:22	15:24	15:24	15:25	15:26	15:28	15:29	15:30	15:31	15:33	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:43	15:44	15:45	15:46	15:48	15:49	…	…	…	…	…	…
糠	17:15	17:17	17:19	17:19	17:20	17:21	17:23	17:24	17:25	17:26	17:28	17:30	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:43	17:44	17:45	17:47	17:48	17:51	17:52	17:54

2022.12.1　ダイヤ改正

窪田　→　米沢　（平日）土日祝運休

	生涯学習センター前	糠野目学校前	糠野目	黒井橋	矢の目口	三軒屋	外の内	窪田	上窪田	笹原	中田	北産業通り	芦付	四中前	春日三丁目	春日二丁目	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	中央一丁目	大町	税務署前	大町一丁目	福田町西	相生町南	市立病院前	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前
糠	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	8:00	8:01	8:02	8:03	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08	8:10
窪	…	…	…	…	…	…	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32	9:33	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:43	9:43	9:45
窪	…	…	…	…	…	…	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:31	13:32	13:33	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:45
窪	…	…	…	…	…	…	16:10	16:11	16:12	16:13	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	16:30	16:31	16:32	16:33	16:33	16:35
糠	18:08	18:10	18:11	18:12	18:13	18:14	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:20	18:21	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:38	18:40

市民バス時刻表　万世線

万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所　（上り）　　4月～11月

バス停名	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:40
川越石（万世大路記念公園）		7:37				12:52	16:02	16:42
刈安		7:39				12:54	16:04	16:44
福祉の里入口（栄光の里入口）	7:25	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:50
梓川	7:26	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:51
木場	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
梓山	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
松林寺口	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
梓神社前	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
工業団地入口	7:29	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:54
テクノセンター前	7:30	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:33	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:34	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア（米沢こころの病院前）	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:37	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:38	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:39	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:40	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセＢＡ前	7:45	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:47	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:48	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:50	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:51	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:52	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日（５月～１１月の第１日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

第1便は、12月から冬時刻に変更予定です。

市民バス時刻表　万世線

米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世　（下り）　　4月～11月

バス停名	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢市役所前	9:00	10:15	11:55	13:30	15:00	15:45	17:10	18:10
春日一丁目	9:02	10:17	11:57	13:32	15:02	15:47	17:12	18:12
中央五丁目	9:03	10:18	11:58	13:33	15:03	15:48	17:13	18:13
中央三丁目	9:04	10:19	11:59	13:34	15:04	15:49	17:14	18:14
中央一丁目	9:05	10:20	12:00	13:35	15:05	15:50	17:15	18:15
大町	9:07	10:22	12:02	13:37	15:07	15:52	17:17	18:17
住之江橋	9:08	10:23	12:03	13:38	15:08	15:53	17:18	18:18
駅前四丁目	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢営業所	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢駅前	9:11	10:26	12:06	13:41	15:16	15:56	17:21	18:30
東一丁目	9:12	10:27	12:07	13:42	15:17	15:57	17:22	18:31
東大通	9:13	10:28	12:08	13:43	15:18	15:58	17:23	18:32
片子	9:14	10:29	12:09	13:44	15:19	15:59	17:24	18:33
桑山団地口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
金谷口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
アルカディア（米沢こころの病院前）	9:19	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	—	—	—	—	—	16:05	17:30	18:39
七中前	—	—	—	—	—	16:10	17:34	18:40
桑山団地西	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山公園前	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山団地中	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
桑山団地東	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
牛森	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
万世小学校前	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
テクノセンター前	9:27	10:42	12:15	13:57	15:32	16:15	17:39	18:45
工業団地入口	9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:17	17:41	18:47
梓神社前	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
松林寺口	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
梓山	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
木場	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
梓川	9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:20	17:44	18:50
福祉の里入口（栄光の里入口）	9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:21	17:45	18:51
刈安	9:39		12:29		15:44	16:27	17:51	18:57
川越石（万世大路記念公園）	9:41		12:31		15:46	16:29	17:53	18:59
米沢スキー場前	9:43		12:33		15:48	16:31	17:55	19:01

運休日：日曜日（５月～１１月の第１日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

12月から3月の冬期間は、第1便の前に『米沢駅→米工前』直行便を増便する予定です。

市民バス時刻表　万世線

万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所　（上り）　　12月～3月

バス停名	第１便 12月～3月	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:40
川越石 （万世大路記念碑公園）		7:37				12:52	16:02	16:42
刈安		7:39				12:54	16:04	16:44
福祉の里入口 （栄光の里入口）	7:05	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:50
梓川	7:06	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:51
木場	7:07	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
梓山	7:07	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
松林寺口	7:08	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
梓神社前	7:08	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
工業団地入口	7:09	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:54
テクノセンター前	7:10	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:11	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:11	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:12	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:12	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:13	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:14	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア （米沢こころの病院前）	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:15	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:15	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:17	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:18	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:19	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:20	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:22	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:22	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:23	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:23	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセＢＡ前	7:25	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:27	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:28	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:30	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:31	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:32	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

市民バス時刻表　万世線

米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世　（下り）　　12月～3月

バス停名	直行便 12月～3月	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢市役所前		9:00	10:15	11:55	13:30	15:00	15:45	17:10	18:10
春日一丁目		9:02	10:17	11:57	13:32	15:02	15:47	17:12	18:12
中央五丁目		9:03	10:18	11:58	13:33	15:03	15:48	17:13	18:13
中央三丁目		9:04	10:19	11:59	13:34	15:04	15:49	17:14	18:14
中央一丁目		9:05	10:20	12:00	13:35	15:05	15:50	17:15	18:15
大町		9:07	10:22	12:02	13:37	15:07	15:52	17:17	18:17
住之江橋		9:08	10:23	12:03	13:38	15:08	15:53	17:18	18:18
駅前四丁目		9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢営業所		9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢駅前	8:10	9:11	10:26	12:06	13:41	15:16	15:56	17:21	18:30
東一丁目	—	9:12	10:27	12:07	13:42	15:17	15:57	17:22	18:31
東大通	—	9:13	10:28	12:08	13:43	15:18	15:58	17:23	18:32
片子	—	9:14	10:29	12:09	13:44	15:19	15:59	17:24	18:33
桑山団地口	—	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
金谷口	—	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
アルカディア （米沢こころの病院前）	—	9:19	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	8:19	—	—	—	—	—	16:05	17:30	18:39
七中前		—	—	—	—	—	16:10	17:34	18:40
桑山団地西		9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山公園前		9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山団地中		9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
桑山団地東		9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
牛森		9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
万世小学校前		9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
テクノセンター前		9:27	10:42	12:15	13:57	15:32	16:15	17:39	18:45
工業団地入口		9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:17	17:41	18:47
梓神社前		9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
松林寺口		9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
梓山		9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
木場		9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
梓川		9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:20	17:44	18:50
福祉の里入口 （栄光の里入口）		9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:21	17:45	18:51
刈安		9:39		12:29		15:44	16:27	17:51	18:57
川越石 （万世大路記念碑公園）		9:41		12:31		15:46	16:29	17:53	18:59
米沢スキー場前		9:43		12:33		15:48	16:31	17:55	19:01

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

市民バス時刻表　循環右回り

年中無休　　4～11月

	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
1	米沢駅前（東口）	6:55	8:02	9:10	10:30	11:30	12:40	13:40	15:15	16:20	17:25	18:55
2	米沢駅前	7:00	8:07	9:15	10:35	11:35	12:45	13:45	15:20	16:25	17:30	19:00
3	駅前二丁目	7:01	8:08	9:16	10:36	11:36	12:46	13:46	15:21	16:26	17:31	19:01
4	舟山病院前	7:02	8:09	9:17	10:37	11:37	12:47	13:47	15:22	16:27	17:32	19:02
5	相生橋西	7:03	8:10	9:18	10:38	11:38	12:48	13:48	15:23	16:28	17:33	19:03
6	市立病院前	7:04	8:11	9:19	10:39	11:39	12:49	13:49	15:24	16:29	17:34	19:04
7	福田町西	7:06	8:13	9:21	10:41	11:41	12:51	13:51	15:26	16:31	17:36	19:06
8	大町一丁目	7:07	8:14	9:22	10:42	11:42	12:52	13:52	15:27	16:32	17:37	19:07
9	税務署前	7:08	8:15	9:23	10:43	11:43	12:53	13:53	15:28	16:33	17:38	19:08
10	上杉神社前	7:09	8:16	9:24	10:44	11:44	12:54	13:54	15:29	16:34	17:39	19:09
11	城南一丁目	7:10	8:17	9:25	10:45	11:45	12:55	13:55	15:30	16:35	17:40	19:10
12	城南二丁目	7:11	8:18	9:26	10:46	11:46	12:56	13:56	15:31	16:36	17:41	19:11
13	山大正門	7:13	8:20	9:28	10:48	11:48	12:58	13:58	15:33	16:38	17:43	19:13
14	二中前	7:14	8:21	9:29	10:49	11:49	12:59	13:59	15:34	16:39	17:44	19:14
15	愛宕小前	7:15	8:22	9:30	10:50	11:50	13:00	14:00	15:35	16:40	17:45	19:15
16	西部こども園前	7:16	8:23	9:31	10:51	11:51	13:01	14:01	15:36	16:41	17:46	19:16
17	御廟所西口	7:17	8:25	9:32	10:52	11:52	13:02	14:03	15:38	16:43	17:48	19:17
18	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:18	8:26	9:33	10:53	11:53	13:03	14:04	15:39	16:44	17:49	19:18
19	城西郵便局前	7:19	8:27	9:34	10:54	11:54	13:04	14:05	15:40	16:45	17:50	19:19
20	すこやかセンター	7:25	8:33	9:40	11:00	12:00	13:10	14:11	15:46	16:51	17:56	19:25
21	法泉寺西	7:26	8:34	9:41	11:01	12:01	13:11	14:12	15:47	16:52	17:58	19:26
22	ＮＴＴ前	7:27	8:35	9:42	11:02	12:02	13:12	14:13	15:48	16:53	17:59	19:27
23	中央二丁目	7:28	8:36	9:43	11:03	12:03	13:13	14:14	15:49	16:54	18:00	19:28
24	中央三丁目	7:29	8:37	9:44	11:04	12:04	13:14	14:15	15:50	16:55	18:01	19:29
25	中央四丁目	7:30	8:38	9:45	11:05	12:05	13:15	14:16	15:51	16:56	18:02	19:30
26	三友堂病院前	7:31	8:39	9:46	11:06	12:06	13:16	14:17	15:52	16:57	18:03	19:31
27	信夫町	7:32	8:40	9:47	11:07	12:07	13:17	14:18	15:53	16:58	18:04	19:32
28	総合公園口	7:33	8:41	9:48	11:08	12:08	13:18	14:19	15:54	16:59	18:06	19:33
29	イオン米沢前	7:34	8:42	9:49	11:09	12:09	13:19	14:20	15:55	17:00	18:07	19:34
30	年金事務所西	7:35	8:43	9:50	11:10	12:10	13:20	14:21	15:56	17:01	18:08	19:35
31	米沢市役所前	7:36	8:45	9:51	11:11	12:11	13:21	14:23	15:58	17:03	18:10	19:36
32	文化センター南	7:37	8:46	9:52	11:12	12:12	13:22	14:24	15:59	17:04	18:11	19:37
33	北村公園西	7:38	8:47	9:53	11:13	12:13	13:23	14:25	16:00	17:05	18:12	19:38
34	金池一丁目	7:39	8:48	9:54	11:14	12:14	13:24	14:26	16:01	17:06	18:13	19:39
35	大町	7:40	8:49	9:55	11:15	12:15	13:25	14:27	16:02	17:07	18:14	19:40
36	住之江橋	7:42	8:51	9:57	11:17	12:17	13:27	14:29	16:04	17:09	18:16	19:42
37	駅前四丁目	7:43	8:52	9:58	11:18	12:18	13:28	14:30	16:05	17:10	18:17	19:43
38	米沢営業所	7:44	8:53	9:59	11:19	12:19	13:29	14:31	16:06	17:11	18:18	19:44
39	米沢駅前	7:45	8:54	10:00	11:20	12:20	13:30	14:32	16:07	17:12	18:19	19:45
40	米沢駅前（東口）	7:50	8:59	10:05	11:25	12:25	13:35	14:37	16:12	17:17	18:24	19:50

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス時刻表　循環左回り

年中無休　　4月～11月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便	11便
1	米沢駅前（東口）	6:55	8:02	9:25	10:35	12:10	13:20	14:25	15:40	16:50	18:05	19:30
2	米沢駅前	7:00	8:07	9:30	10:40	12:15	13:25	14:30	15:45	16:55	18:10	19:35
3	米沢営業所	7:01	8:08	9:31	10:41	12:16	13:26	14:31	15:46	16:56	18:11	19:36
4	駅前四丁目	7:02	8:09	9:32	10:42	12:17	13:27	14:32	15:47	16:57	18:12	19:37
5	住之江橋	7:03	8:10	9:33	10:43	12:18	13:28	14:33	15:48	16:58	18:13	19:38
6	大町	7:04	8:11	9:34	10:44	12:19	13:29	14:34	15:49	16:59	18:14	19:39
7	ナセＢＡ前	7:05	8:12	9:35	10:45	12:20	13:30	14:35	15:50	17:00	18:15	19:40
8	皇大神社前	7:06	8:13	9:36	10:46	12:21	13:31	14:36	15:51	17:01	18:16	19:41
9	中央一丁目	7:07	8:15	9:37	10:47	12:22	13:32	14:38	15:53	17:03	18:18	19:42
10	金池一丁目	7:08	8:16	9:38	10:48	12:23	13:33	14:39	15:54	17:04	18:19	19:43
11	北村公園西	7:09	8:17	9:39	10:49	12:24	13:34	14:40	15:55	17:05	18:20	19:44
12	文化センター南	7:10	8:18	9:40	10:50	12:25	13:35	14:41	15:56	17:06	18:21	19:45
13	米沢市役所前	7:11	8:19	9:41	10:51	12:26	13:36	14:42	15:57	17:07	18:23	19:46
14	年金事務所西	7:13	8:20	9:43	10:53	12:28	13:38	14:43	15:58	17:08	18:24	19:48
15	イオン米沢前	7:14	8:21	9:44	10:54	12:29	13:39	14:44	15:59	17:09	18:25	19:49
16	総合公園口	7:15	8:23	9:45	10:55	12:30	13:40	14:46	16:01	17:11	18:27	19:50
17	信夫町	7:16	8:24	9:46	10:56	12:31	13:41	14:47	16:02	17:12	18:28	19:51
18	三友堂病院前	7:17	8:25	9:47	10:57	12:32	13:42	14:48	16:03	17:13	18:30	19:52
19	中央四丁目	7:18	8:26	9:48	10:58	12:33	13:43	14:49	16:04	17:14	18:31	19:53
20	中央三丁目	7:19	8:27	9:49	10:59	12:34	13:44	14:50	16:05	17:15	18:32	19:54
21	中央二丁目	7:20	8:28	9:50	11:00	12:35	13:45	14:51	16:06	17:16	18:33	19:55
22	ＮＴＴ前	7:21	8:29	9:51	11:01	12:36	13:46	14:52	16:07	17:17	18:34	19:56
23	法泉寺西	7:22	8:30	9:52	11:02	12:37	13:47	14:53	16:08	17:18	18:35	19:57
24	すこやかセンター	7:28	8:37	9:58	11:08	12:43	13:53	15:00	16:15	17:25	18:42	20:03
25	城西郵便局前	7:29	8:38	9:59	11:09	12:44	13:54	15:01	16:16	17:26	18:43	20:04
26	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:30	8:39	10:00	11:10	12:45	13:55	15:02	16:17	17:27	18:44	20:05
27	御廟所西口	7:32	8:40	10:02	11:12	12:47	13:57	15:03	16:18	17:28	18:45	20:07
28	西部こども園前	7:33	8:41	10:03	11:13	12:48	13:58	15:04	16:19	17:29	18:46	20:08
29	愛宕小前	7:34	8:42	10:04	11:14	12:49	13:59	15:05	16:20	17:30	18:47	20:09
30	二中前	7:35	8:44	10:05	11:15	12:50	14:00	15:07	16:22	17:32	18:49	20:10
31	山大正門	7:36	8:45	10:06	11:16	12:51	14:01	15:08	16:23	17:33	18:50	20:11
32	城南二丁目	7:37	8:46	10:07	11:17	12:52	14:02	15:09	16:24	17:34	18:51	20:12
33	城南一丁目	7:38	8:47	10:08	11:18	12:53	14:03	15:10	16:25	17:35	18:52	20:13
34	上杉神社前	7:39	8:48	10:09	11:19	12:54	14:04	15:11	16:26	17:36	18:53	20:14
35	税務署前	7:40	8:49	10:10	11:20	12:55	14:05	15:12	16:27	17:37	18:54	20:15
36	大町一丁目	7:41	8:50	10:11	11:21	12:56	14:06	15:13	16:28	17:38	18:55	20:16
37	福田町西	7:42	8:52	10:12	11:22	12:57	14:07	15:15	16:30	17:40	18:57	20:17
38	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:43	8:53	10:13	11:23	12:58	14:08	15:16	16:31	17:41	18:58	20:18
39	市立病院前	7:44	8:54	10:14	11:24	12:59	14:09	15:17	16:32	17:42	18:59	20:19
40	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:45	8:55	10:15	11:25	13:00	14:10	15:18	16:33	17:43	19:00	20:20
41	相生橋西	7:46	8:56	10:16	11:26	13:01	14:11	15:19	16:34	17:44	19:01	20:21
42	舟山病院前	7:47	8:58	10:17	11:27	13:02	14:12	15:21	16:36	17:46	19:03	20:22
43	駅前二丁目	7:48	8:59	10:18	11:28	13:03	14:13	15:22	16:37	17:47	19:04	20:23
44	米沢駅前	7:49	9:00	10:19	11:29	13:04	14:14	15:23	16:38	17:48	19:05	20:24
45	米沢駅前（東口）	7:54	9:05	10:24	11:34	13:09	14:19	15:28	16:43	17:53	19:10	20:29

：右回りは止まりません

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス　市街地循環路線右回り（冬ダイヤ）

年中無休　　12月～3月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便
1	米沢駅前	6:45	8:07	9:20	10:35	12:10	13:35	15:00	16:20	17:30	19:00
2	駅前二丁目	6:46	8:08	9:21	10:36	12:11	13:36	15:01	16:21	17:31	19:01
3	舟山病院前	6:47	8:09	9:22	10:37	12:12	13:37	15:02	16:22	17:32	19:02
4	相生橋西	6:48	8:10	9:23	10:38	12:13	13:38	15:03	16:23	17:33	19:03
5	市立病院前	6:49	8:11	9:24	10:39	12:14	13:39	15:04	16:24	17:34	19:04
6	福田町西	6:51	8:13	9:26	10:41	12:16	13:41	15:06	16:26	17:36	19:06
7	大町一丁目	6:52	8:14	9:27	10:42	12:17	13:42	15:07	16:27	17:37	19:07
8	税務署前	6:53	8:15	9:28	10:43	12:18	13:43	15:08	16:28	17:38	19:08
9	上杉神社前	6:54	8:16	9:29	10:44	12:19	13:44	15:09	16:29	17:39	19:09
10	城南一丁目	6:55	8:17	9:30	10:45	12:20	13:45	15:10	16:30	17:40	19:10
11	城南二丁目	6:56	8:18	9:31	10:46	12:21	13:46	15:11	16:31	17:41	19:11
12	山大正門	6:59	8:21	9:34	10:49	12:24	13:49	15:14	16:34	17:44	19:14
13	二中前	7:00	8:22	9:35	10:50	12:25	13:50	15:15	16:35	17:45	19:15
14	愛宕小前	7:01	8:23	9:36	10:51	12:26	13:51	15:16	16:36	17:46	19:16
15	西部こども園前	7:02	8:24	9:37	10:52	12:27	13:52	15:17	16:37	17:47	19:17
16	御廟所西口	7:03	8:26	9:38	10:53	12:28	13:53	15:18	16:38	17:49	19:18
17	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:04	8:27	9:39	10:54	12:29	13:54	15:19	16:39	17:50	19:19
18	城西郵便局前	7:05	8:28	9:40	10:55	12:30	13:55	15:20	16:40	17:51	19:20
19	すこやかセンター	7:12	8:35	9:47	11:02	12:37	14:02	15:27	16:47	17:58	19:27
20	法泉寺西	7:13	8:36	9:48	11:03	12:38	14:03	15:28	16:48	17:59	19:28
21	ＮＴＴ前	7:14	8:37	9:49	11:04	12:39	14:04	15:29	16:49	18:00	19:29
22	中央二丁目	7:15	8:38	9:50	11:05	12:40	14:05	15:30	16:50	18:01	19:30
23	中央三丁目	7:17	8:40	9:52	11:07	12:42	14:07	15:32	16:52	18:03	19:32
24	中央四丁目	7:18	8:41	9:53	11:08	12:43	14:08	15:33	16:53	18:04	19:33
25	三友堂病院前	7:19	8:42	9:54	11:09	12:44	14:09	15:34	16:54	18:05	19:34
26	信夫町	7:20	8:44	9:55	11:10	12:45	14:10	15:35	16:55	18:07	19:35
27	総合公園口	7:21	8:46	9:57	11:12	12:47	14:12	15:37	16:57	18:09	19:36
28	イオン米沢前	7:22	8:47	9:58	11:13	12:48	14:13	15:38	16:58	18:10	19:37
29	年金事務所西	7:23	8:48	9:59	11:14	12:49	14:14	15:39	16:59	18:11	19:38
30	米沢市役所前	7:25	8:51	10:02	11:17	12:52	14:17	15:42	17:02	18:14	19:40
31	文化センター南	7:26	8:52	10:03	11:18	12:53	14:18	15:43	17:03	18:15	19:41
32	北村公園西	7:27	8:53	10:04	11:19	12:54	14:19	15:44	17:04	18:16	19:42
33	金池一丁目	7:28	8:54	10:05	11:20	12:55	14:20	15:45	17:05	18:17	19:43
34	大町	7:29	8:55	10:06	11:21	12:56	14:21	15:46	17:06	18:18	19:44
35	住之江橋	7:31	8:57	10:08	11:23	12:58	14:23	15:48	17:08	18:20	19:46
36	駅前四丁目	7:32	8:58	10:09	11:24	12:59	14:24	15:49	17:09	18:21	19:47
37	米沢営業所	7:33	8:59	10:10	11:25	13:00	14:25	15:50	17:10	18:22	19:48
38	米沢駅前	7:34	9:00	10:11	11:26	13:01	14:26	15:51	17:11	18:23	19:49

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス　市街地循環路線左回り（冬ダイヤ）

年中無休　　12月～3月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便
1	米沢駅前	6:45	8:07	9:40	11:00	12:20	13:40	15:00	16:15	18:00	19:35
2	米沢営業所	6:46	8:08	9:41	11:01	12:21	13:41	15:01	16:16	18:01	19:36
3	駅前四丁目	6:47	8:09	9:42	11:02	12:22	13:42	15:02	16:17	18:02	19:37
4	住之江橋	6:48	8:10	9:43	11:03	12:23	13:43	15:03	16:18	18:03	19:38
5	大町	6:49	8:11	9:44	11:04	12:24	13:44	15:04	16:19	18:04	19:39
6	ナセＢＡ前	6:50	8:12	9:45	11:05	12:25	13:45	15:05	16:20	18:05	19:40
7	皇大神社前	6:51	8:13	9:46	11:06	12:26	13:46	15:06	16:21	18:06	19:41
8	中央一丁目	6:52	8:15	9:47	11:07	12:27	13:47	15:07	16:22	18:08	19:42
9	金池一丁目	6:53	8:16	9:48	11:08	12:28	13:48	15:08	16:23	18:09	19:43
10	北村公園西	6:54	8:17	9:49	11:09	12:29	13:49	15:09	16:24	18:10	19:44
11	文化センター南	6:55	8:19	9:50	11:10	12:30	13:50	15:10	16:25	18:12	19:45
12	米沢市役所前	6:57	8:21	9:52	11:12	12:32	13:52	15:12	16:27	18:14	19:47
13	年金事務所西	6:58	8:22	9:53	11:13	12:33	13:53	15:13	16:28	18:15	19:48
14	イオン米沢前	6:59	8:23	9:54	11:14	12:34	13:54	15:14	16:29	18:16	19:49
15	総合公園口	7:00	8:25	9:55	11:15	12:35	13:55	15:15	16:30	18:18	19:50
16	信夫町	7:01	8:26	9:56	11:16	12:36	13:56	15:16	16:31	18:19	19:51
17	三友堂病院前	7:02	8:27	9:57	11:17	12:37	13:57	15:17	16:32	18:21	19:52
18	中央四丁目	7:03	8:28	9:58	11:18	12:38	13:58	15:18	16:33	18:22	19:53
19	中央三丁目	7:04	8:29	9:59	11:19	12:39	13:59	15:19	16:34	18:23	19:54
20	中央二丁目	7:05	8:30	10:00	11:20	12:40	14:00	15:20	16:35	18:24	19:55
21	ＮＴＴ前	7:06	8:32	10:01	11:21	12:41	14:01	15:21	16:36	18:26	19:56
22	法泉寺西	7:07	8:33	10:02	11:22	12:42	14:02	15:22	16:37	18:27	19:57
23	すこやかセンター	7:14	8:41	10:09	11:29	12:49	14:09	15:29	16:44	18:35	20:04
24	城西郵便局前	7:15	8:42	10:10	11:30	12:50	14:10	15:30	16:45	18:36	20:05
25	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:16	8:43	10:11	11:31	12:51	14:11	15:31	16:46	18:37	20:06
26	御廟所西口	7:18	8:45	10:13	11:33	12:53	14:13	15:33	16:48	18:39	20:08
27	西部こども園前	7:19	8:46	10:14	11:34	12:54	14:14	15:34	16:49	18:40	20:09
28	愛宕小前	7:20	8:47	10:15	11:35	12:55	14:15	15:35	16:50	18:41	20:10
29	二中前	7:21	8:48	10:16	11:36	12:56	14:16	15:36	16:51	18:43	20:11
30	山大正門	7:22	8:49	10:17	11:37	12:57	14:17	15:37	16:52	18:44	20:12
31	城南二丁目	7:23	8:50	10:18	11:38	12:58	14:18	15:38	16:53	18:45	20:13
32	城南一丁目	7:24	8:51	10:19	11:39	12:59	14:19	15:39	16:54	18:46	20:14
33	上杉神社前	7:25	8:52	10:20	11:40	13:00	14:20	15:40	16:55	18:47	20:15
34	税務署前	7:26	8:53	10:21	11:41	13:01	14:21	15:41	16:56	18:48	20:16
35	大町一丁目	7:27	8:54	10:22	11:42	13:02	14:22	15:42	16:57	18:49	20:17
36	福田町西	7:29	8:56	10:24	11:44	13:04	14:24	15:44	16:59	18:51	20:19
37	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:30	8:57	10:25	11:45	13:05	14:25	15:45	17:00	18:52	20:20
38	市立病院前	7:31	8:58	10:26	11:46	13:06	14:26	15:46	17:01	18:53	20:21
39	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:32	8:59	10:27	11:47	13:07	14:27	15:47	17:02	18:54	20:22
40	相生橋西	7:33	9:00	10:28	11:48	13:08	14:28	15:48	17:03	18:55	20:23
41	舟山病院前	7:35	9:02	10:30	11:50	13:10	14:30	15:50	17:05	18:57	20:25
42	駅前二丁目	7:36	9:03	10:31	11:51	13:11	14:31	15:51	17:06	18:58	20:26
43	米沢駅前	7:37	9:04	10:32	11:52	13:12	14:32	15:52	17:07	18:59	20:27

：右回りは止まりません

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

別紙

米沢市街地循環バス南回り路線　運行ダイヤ

右回り				
バス停名	１便	２便	３便	５便
米沢駅前	8:12	9:35	11:00	13:35
東一丁目	8:13	9:36	11:01	13:36
東二丁目	8:14	9:37	11:02	13:37
通町八丁目	8:16	9:39	11:04	13:39
通町郵便局前	8:17	9:40	11:05	13:40
通町六丁目	8:18	9:41	11:06	13:41
栄養大・米短前	8:20	9:43	11:08	13:43
通町三丁目	8:22	9:45	—	—
国立米沢病院前	8:25	9:48	—	—
通町三丁目	8:28	9:51	—	—
通町二丁目	8:30	9:53	11:09	13:44
吾妻町南	8:32	9:55	11:11	13:46
太田町五丁目	8:33	9:56	11:12	13:47
興望館前	8:34	9:57	11:13	13:48
太田町三丁目	8:35	9:58	11:14	13:49
太田町二丁目	8:36	9:59	11:15	13:50
本町	8:37	10:00	11:16	13:51
福田町西	8:38	10:01	11:17	13:52
市立病院前	8:40	10:03	11:19	13:54
福田町西	8:42	10:05	11:21	13:56
南部小前	8:44	10:07	11:23	13:58
九里学園前	8:45	10:08	11:24	13:59
門東町	8:47	10:10	11:26	14:01
ナセＢＡ前	8:48	10:11	11:27	14:02
皇大神社前	8:49	10:12	11:28	14:03
中央三丁目	8:50	10:13	11:29	14:04
中央五丁目	8:51	10:14	11:30	14:05
春日一丁目	8:52	10:15	11:31	14:06
年金事務所西	8:54	10:17	11:33	14:08
米沢市役所前	8:56	10:19	11:35	14:10
文化センター南	8:58	10:21	11:37	14:12
北村公園西	8:59	10:22	11:38	14:13
金池一丁目	9:00	10:23	11:39	14:14
大町	9:01	10:24	11:40	14:15
住之江橋	9:02	10:25	11:41	14:16
駅前四丁目	9:03	10:26	11:42	14:17
米沢営業所	9:04	10:27	11:43	14:18
米沢駅前	9:05	10:28	11:44	14:19

左回り				
バス停名	４便	６便	７便	８便
米沢駅前	12:10	14:45	16:00	17:25
米沢営業所	12:11	14:46	16:01	17:26
駅前四丁目	12:12	14:47	16:02	17:27
住之江橋	12:13	14:48	16:03	17:28
大町	12:14	14:49	16:04	17:29
金池一丁目	12:15	14:50	16:05	17:30
北村公園西	12:16	14:51	16:06	17:31
文化センター南	12:17	14:52	16:07	17:32
米沢市役所前	12:18	14:53	16:08	17:33
年金事務所西	12:19	14:54	16:09	17:34
春日一丁目	12:20	14:55	16:10	17:35
中央五丁目	12:21	14:56	16:11	17:36
中央三丁目	12:23	14:58	16:13	17:38
中央一丁目	12:24	14:59	16:14	17:39
大町	12:26	15:01	16:16	17:41
門東町	12:28	15:03	16:18	17:43
九里学園前	12:30	15:05	16:20	17:45
南部小前	12:31	15:06	16:21	17:46
福田町西	12:33	15:08	16:23	17:48
市立病院前	12:35	15:10	16:25	17:50
福田町西	12:37	15:12	16:27	17:52
本町	12:38	15:13	16:28	17:53
太田町二丁目	12:39	15:14	16:29	17:54
太田町三丁目	12:40	15:15	16:30	17:55
興望館前	12:41	15:16	16:31	17:56
太田町五丁目	12:43	15:18	16:33	17:58
吾妻町南	12:44	15:19	16:34	17:59
通町二丁目	12:46	15:21	16:36	18:01
通町三丁目	12:48	—	—	—
国立米沢病院前	12:51	—	—	—
通町三丁目	12:54	—	—	—
栄養大・米短前	12:56	15:22	16:37	18:02
通町六丁目	12:57	15:23	16:38	18:03
通町郵便局前	12:58	15:24	16:39	18:04
通町八丁目	12:59	15:25	16:40	18:05
東二丁目	13:01	15:27	16:42	18:07
東一丁目	13:03	15:29	16:44	18:09
米沢駅前	13:05	15:31	16:46	18:11

※太枠部分の便のみ国立米沢病院まで運行

山上地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目＼エリア</th><th>関根エリア</th><th>大沢・大小屋エリア</th><th>板谷エリア</th></tr>
<tr><td>１　名称</td><td>山上のりあいタクシー（関根方面）</td><td>山上のりあいタクシー（大沢・大小屋方面）</td><td>山上のりあいタクシー（板谷方面）</td></tr>
<tr><td>２　運行日</td><td>月曜日～土曜日</td><td>火曜日・金曜日・土曜日</td><td>月曜日～金曜日</td></tr>
<tr><td>３　運休日</td><td>日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td><td>月曜日、水曜日、木曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td><td>土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>４　運行エリア</td><td>関根エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図１」のとおり）</td><td>大沢・大小屋エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図２」のとおり）</td><td>板谷エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図３」のとおり）</td></tr>
<tr><td>５　運行方面</td><td>上り：関根エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→関根エリア</td><td>上り：大沢・大小屋エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→大沢・大小屋エリア</td><td>上り：板谷エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→大沢・板谷エリア</td></tr>
<tr><td>６　運行時刻</td><td>
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th><th>６便</th><th>７便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>7:40</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:00</td><td>15:00</td><td>17:00</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>10:30</td><td>11:30</td><td>13:00</td><td>14:00</td><td>15:00</td><td>16:00</td><td>18:40</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>9:00</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>13:30</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>8:00</td><td>9:00</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>12:00</td><td>15:00</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="4">※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
ただし、板谷方面において、五色温泉や峠駅周辺からも予約があった場合は、板谷駅周辺を 8：00 発基点とした時間調整を行う</td></tr>
<tr><td>７　運行方法</td><td colspan="3">予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>８　乗降場</td><td colspan="3">運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所
※同一エリア内での乗降はできない</td></tr>
<tr><td>９　利用対象者</td><td>関根エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td><td>大沢・大小屋エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td><td>板谷エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>１０　運行車両</td><td colspan="3">セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>１１　予約受付</td><td colspan="3">①受付期間：利用日の７日前から前日まで
②受付時間：午前９時から午後４時３０分まで</td></tr>
<tr><td>１２　当日予約</td><td>上り４便から７便と下り全便は、「１１の②」の時間内において、利用便の１時間前まで予約を受付けることができる</td><td colspan="2">下りは、「１１の②」の時間内において、利用便の１時間前まで予約を受付けることができる</td></tr>
<tr><td>１３　予約取消</td><td colspan="3">予約の取消があった場合は、利用時間１時間前までに受付するものとする</td></tr>
<tr><td>１４　利用料区分の定義</td><td colspan="3">
<table>
<tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr>
</table>
・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳</td></tr>
<tr><td>１５　乗車１回当たりの利用料</td><td colspan="3">
<table>
<tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>子供・幼児・障がい者</td><td>250 円</td></tr>
</table>
・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする</td></tr>
<tr><td>１６　回数券利用料</td><td colspan="3">
<table>
<tr><th>種類</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>500 円券</td><td>5,000 円（11 枚綴り）</td></tr>
<tr><td>250 円券</td><td>2,500 円（11 枚綴り）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>１７　定期券利用料</td><td colspan="3">
<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">金額（大人）</th></tr>
<tr><th>１か月</th><th>３か月</th><th>６か月</th></tr>
<tr><td>普通</td><td>14,700 円</td><td>41,890 円</td><td>79,380 円</td></tr>
<tr><td>通学</td><td>12,600 円</td><td>35,910 円</td><td>68,040 円</td></tr>
</table>
・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する</td></tr>
</table>

田沢地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>運　　行　　要　　領</th></tr>
<tr><td>1　運行日</td><td>月曜日～土曜日
※運休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>2　運行エリア</td><td>田沢エリア及びまちなかエリア　（別紙「運行区域図」のとおり）</td></tr>
<tr><td>3　運行の態様</td><td>①　運行方面
上り：「田沢エリア」発「まちなかエリア」行
下り：「まちなかエリア」発「田沢エリア」行
※同一エリア内の目的地への運行は行わない
②　運行時刻
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th><th>６便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>7:30</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:30</td><td>16:30</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>11:30</td><td>12:30</td><td>13:30</td><td>15:30</td><td>16:30</td><td>18:35（17:50）</td></tr>
</table>
※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
※（　　）内は１１月～３月までの時刻とする
③　運行方法
予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>4　乗降場</td><td>運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所</td></tr>
<tr><td>5　利用対象者</td><td>田沢エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>6　運行車両</td><td>セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>7　利用料</td><td>①　利用料区分の定義
<table>
<tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr>
</table>
・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳
②　乗車１回当たりの利用料
<table>
<tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>250 円</td></tr>
</table>
・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする。</td></tr>
</table>

③回数券利用料

種類	金額
500 円券	5,000 円（11 枚綴り）
250 円券	2,500 円（11 枚綴り）

④定期券利用料（大人）

種類	金額		
	１か月	３か月	６か月
普通	14,700 円	41,890 円	79,380 円
通学	12,600 円	35,910 円	68,040 円

・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する。
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する。

広幡地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>運　　行　　要　　領</th></tr>
<tr><td>1　運行日</td><td>月曜日～土曜日
※運休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>2　運行エリア</td><td>広幡エリア及びまちなかエリア　（別紙「運行区域図」のとおり）</td></tr>
<tr><td>3　運行の態様</td><td>①　運行方面
上り：「広幡エリア」発「まちなかエリア」行
下り：「まちなかエリア」発「広幡エリア」行
※同一エリア内の目的地への運行は行わない
②　運行時刻
<table><tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th></tr><tr><td>上り</td><td>7:30</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:30</td></tr><tr><td>下り</td><td>11:30</td><td>12:30</td><td>13:30</td><td>15:30</td><td>16:30</td></tr></table>※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
③　運行方法
予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>4　乗降場</td><td>運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所</td></tr>
<tr><td>5　利用対象者</td><td>広幡エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>6　運行車両</td><td>セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>7　利用料</td><td>①　利用料区分の定義
<table><tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr><tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr><tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr></table>・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳
②　乗車１回当たりの利用料
<table><tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr><tr><td>子供</td><td>250 円</td></tr><tr><td>幼児</td><td>250 円</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>250 円</td></tr></table>・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>③回数券利用料
<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>500 円券</td><td>5,000 円（11 枚綴り）</td></tr><tr><td>250 円券</td><td>2,500 円（11 枚綴り）</td></tr></table>④定期券利用料（大人）
<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>１か月</th><th>３か月</th><th>６か月</th></tr><tr><td>普通</td><td>14,700 円</td><td>41,890 円</td><td>79,380 円</td></tr><tr><td>通学</td><td>12,600 円</td><td>35,910 円</td><td>68,040 円</td></tr></table>・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する</td></tr>
<tr><td>８　予約受付</td><td>①受付期間
利用日の７日前から前日までの午前９時から午後４時３０分までとする
ただし、「３　運行の態様②運行時刻」の上り４便から５便と下り全便については、上記受付時間内において、利用便の１時間前まで当日予約を受付ける
②予約取消
予約の取消があった場合は、利用時間１時間前までに受付するものとする</td></tr>
</table>

六郷地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>運　　行　　要　　領</th></tr>
<tr><td>1　運行日</td><td>【通常】
火曜日、水曜日、金曜日
※運休日：月曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【定期券でのみ利用可能】
月～土曜日
※運休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>2　運行エリア</td><td>六郷エリア及びまちなかエリア　（別図「運行区域図」のとおり）</td></tr>
<tr><td>3　運行の態様</td><td>①　運行方面
上り：「六郷エリア」発「まちなかエリア」行
下り：「まちなかエリア」発「六郷エリア」行
※同一エリア内の目的地への運行は行わない
②　運行時刻
【通常】
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>8:00</td><td>9:00</td><td>10:00</td><td>13:00</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>11:00</td><td>12:00</td><td>16:00</td><td></td></tr>
</table>
【定期券でのみ利用可能】
<table>
<tr><th>便</th><th>０便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>０便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>7:00</td><td>8:00</td><td>9:00</td><td>10:00</td><td>13:00</td><td></td></tr>
<tr><td>下り</td><td></td><td>11:00</td><td>12:00</td><td>16:00</td><td></td><td>18:00</td></tr>
</table>
※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
③　運行方法
予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>4　乗降場</td><td>運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所</td></tr>
<tr><td>5　利用対象者</td><td>六郷エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>6　運行車両</td><td>セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>7　利用料</td><td>①　利用料区分の定義
<table>
<tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr>
</table>
・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳

②　乗車１回当たりの利用料
<table>
<tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>250 円</td></tr>
</table>
・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする
③回数券利用料
<table>
<tr><td>種類</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>500 円券</td><td>5,000 円（11 枚綴り）</td></tr>
<tr><td>250 円券</td><td>2,500 円（11 枚綴り）</td></tr>
</table>
④定期券利用料（大人）
<table>
<tr><td rowspan="2">種類</td><td colspan="3">金額</td></tr>
<tr><td>１か月</td><td>３か月</td><td>６か月</td></tr>
<tr><td>普通</td><td>14,700 円</td><td>41,890 円</td><td>79,380 円</td></tr>
<tr><td>通学</td><td>12,600 円</td><td>35,910 円</td><td>68,040 円</td></tr>
</table>
・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する</td>
</tr>
<tr>
<td>８　予約受付</td>
<td>①受付期間
利用日の７日前から前日までの午前９時から午後４時３０分までとする
ただし、「３　運行の態様②運行時刻」の上り４便と下り全便については、上記受付時間内において、利用便の１時間前まで当日予約を受付ける
②予約取消
予約の取消があった場合は、利用時間１時間前までに受付するものとする</td>
</tr>
</table>

表5にかかる図（山形県米沢市全域）

人口集中地区

交通不便地域（振興山村）

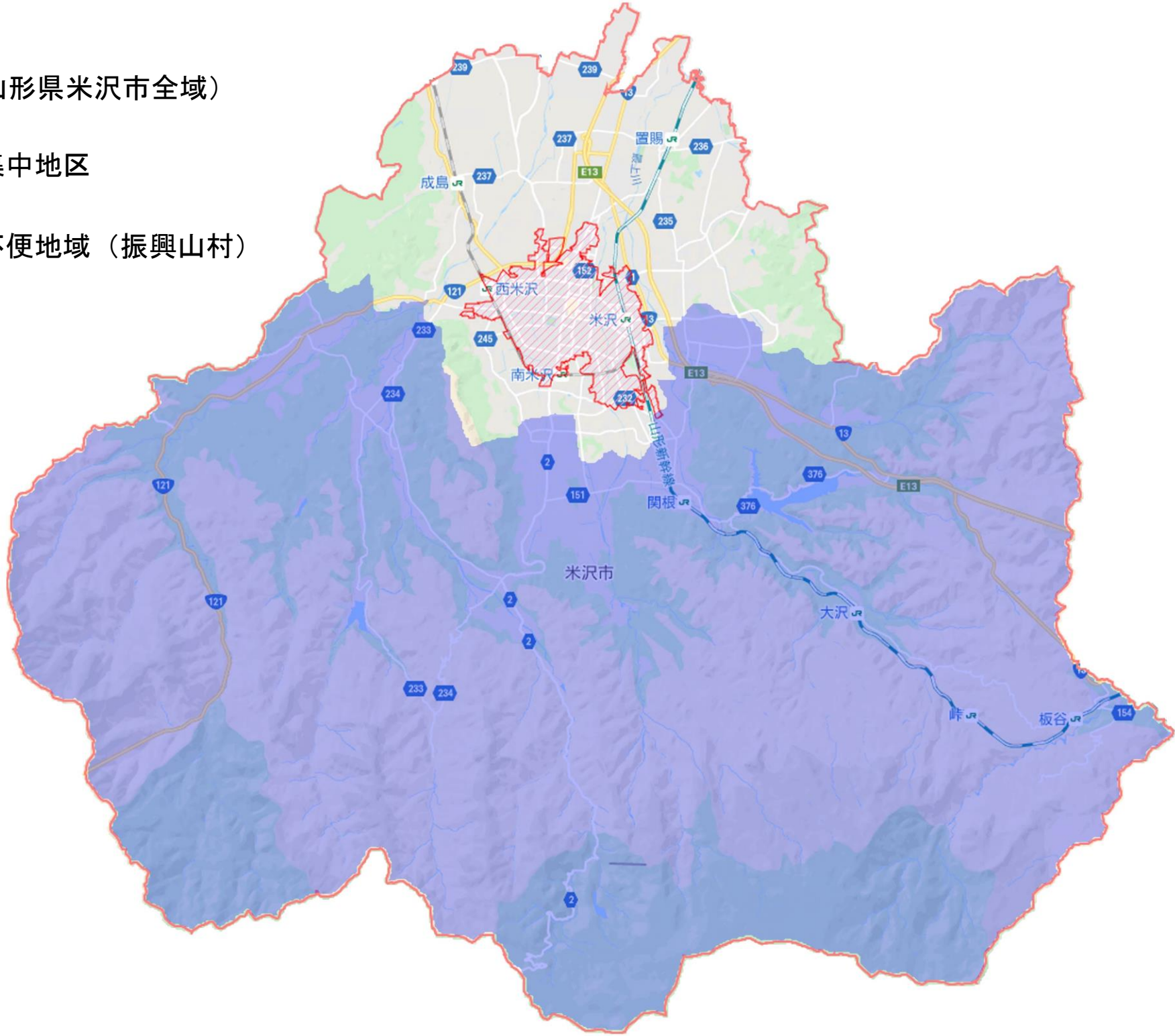

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　鶴岡市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（鶴岡市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】
〇「既存路線ネットワークの再編」
公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
〇「多くの機関と連動したサービス展開」
温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
〇「公共交通に対する市民意識の醸成」
モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
〇「公共交通について議論する場の創出」
地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
〇「交通案内の改善・充実」
公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その

別　紙

他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

県外 5,000 人、県内 5,000 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01　現況値　2.48 回/人）

・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）

3.3 回／人（直近年度の実績　2.9 回／人　　実績 359,018 人／人口 122,347 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

路線バス　　：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万円）

コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績　　1,697 万 5 千円）

デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績　420 万 3 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）

◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.3%）

◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 397 円）

〇事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやＪＲとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別　紙

別表１に記載の路線について、その運行に係る費用総額２億 2,311 万円（Ｒ４年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧 04 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧 21 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表１に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第１号～第４号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が 20 年を超える車両も 15 台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

別　紙

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。
（令和４年度に計８台の車両を購入）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鶴岡市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01　現況値　2.48 回/人）
・鶴岡市の目標値（目標年度 R7）
3.3 回／人（直近年度の実績　2.9 回／人　　実績 359,018 人／人口 122,347 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鶴岡市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・鶴岡市目標値（目標年度 R7）
路線バス　　：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万）
コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績　1,697 万 5 千円）
デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績　420 万 3 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加：413 人（直近年度の実績 414 人）
◇◇駅や商店街の歩行者数：4,480 人（直近年度の実績 3,375 人）

（２）事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。
また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

【取得計画】令和４年度に計８台の車両購入
【事業者名】庄内交通株式会社
【取得総額】 80,400,000 円（R4 年度）
【市負担額】 18,000,000 円（R4 年度～R8 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

別　紙

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付は書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付は書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和４年度＞

・令和４年７月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

・令和４年８月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

・令和４年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

〇 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（県鶴岡市市地域公共交通会議）

＜令和４年度＞

・令和４年６月21日（第１回）：
(1)令和５年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
(2)生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

・令和４年８月17日（第２回・書面協議）：
庄内交通バス路線等の変更について

・令和４年９月28日（第３回・書面協議）：
庄内交通バス　市内循環線の運賃について

・令和４年11月９日(第４回・書面開催)：
(1) 庄内交通バス　冬季間の運行計画の変更について
(2) 藤島東栄地区デマンド交通運行計画の一部変更について

・令和５年２月１日(第５回)：
(1) 庄内交通バス路線について（廃止・変更等）
(2) 朝日地域市営バスの経路変更について
(3) 櫛引地域スクールバス混乗（中学校～たらのき代線）の運行時刻等の変更について

＜令和５年度＞

・令和５年４月20日（第１回・書面開催）：
温海地域乗合タクシーの経路変更等について

１０．利用者等の意見の反映状況

別　紙

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成 22 年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成 27 年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和 2 年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をＨＰでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてＨＰに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号
（所　属）鶴岡市企画部地域振興課
（氏　名）横田　淳一郎
（電　話）0235-35-1191　内線 522
（e-mail）chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	239日	717.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,573.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	239日	717.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	239日	358.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	366日	1,025.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	239日	184.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	366日	2,666.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	366日	1,759.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往17.0km 復17.1km	366日	1,549.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往1.3km 復1.3km	211日	211.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館−羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	366日	1,933.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線に鶴岡駅で接続	③
		(15) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.9km 左14.6km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.4km 左12.8km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.8km 左14.9km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぽか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	142日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぽか	往 18.7 km 復 18.7 km	142日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぽか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	151日	226.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぽか	往 14.2 km 復 14.2 km	151日	226.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(22) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往 km 復 km	293日	1,758.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日	720.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,023.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	240日	187.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往17.0km 復17.1km	365日	1,546.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往1.3km 復1.3km	213日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館−羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	365日	1,928.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線に鶴岡駅で接続	③
		(15) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.9km 左14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.4km 左12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.8km 左14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぽか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぽか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぽか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぽか	往 14.2 km 復 14.2 km	144日	216.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(22) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往 km 復 km	287日	1,722.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	238日	714.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,020.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	238日	186.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往17.0km 復17.1km	365日	1,544.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往1.3km 復1.3km	208日	208.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) いでは文化記念館−羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	365日	1,925.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線に鶴岡駅で接続	③
		(15) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.9km 左14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.4km 左12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.8km 左14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぽか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	140日	210.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぽか	往 18.7 km 復 18.7 km	140日	210.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぽか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぽか	往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぽかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(22) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,728.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鶴岡市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	65,109
交通不便地域等	122,347

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
122,347	鶴岡市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	1	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		2	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		3	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		4	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		5	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		6	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		7	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括
		8	(15)(16)(17) 鶴岡市内循環線	小型車両			13	R4.10			一括

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

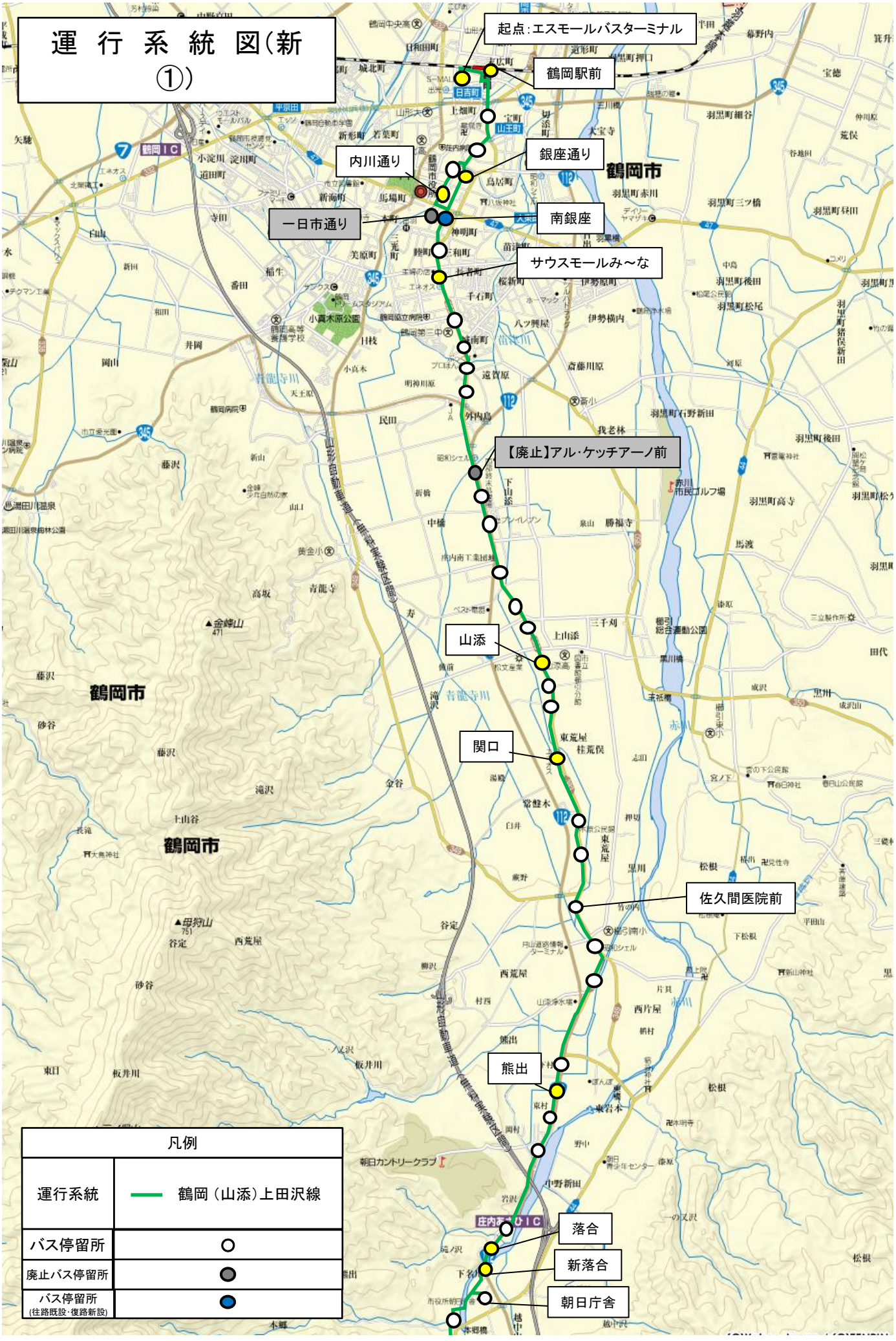
運 行 系 統 図(新①)
起点:エスモールバスターミナル
鶴岡駅前
銀座通り
内川通り
南銀座
一日市通り
サウスモールみ～な
【廃止】アル･ケッチアーノ前
山添
関口
佐久間医院前
熊出
落合
新落合
朝日庁舎
凡例
運行系統
鶴岡（山添）上田沢線
バス停留所
廃止バス停留所
バス停留所
(往路既設･復路新設)

運 行 系 統 図 （新②）

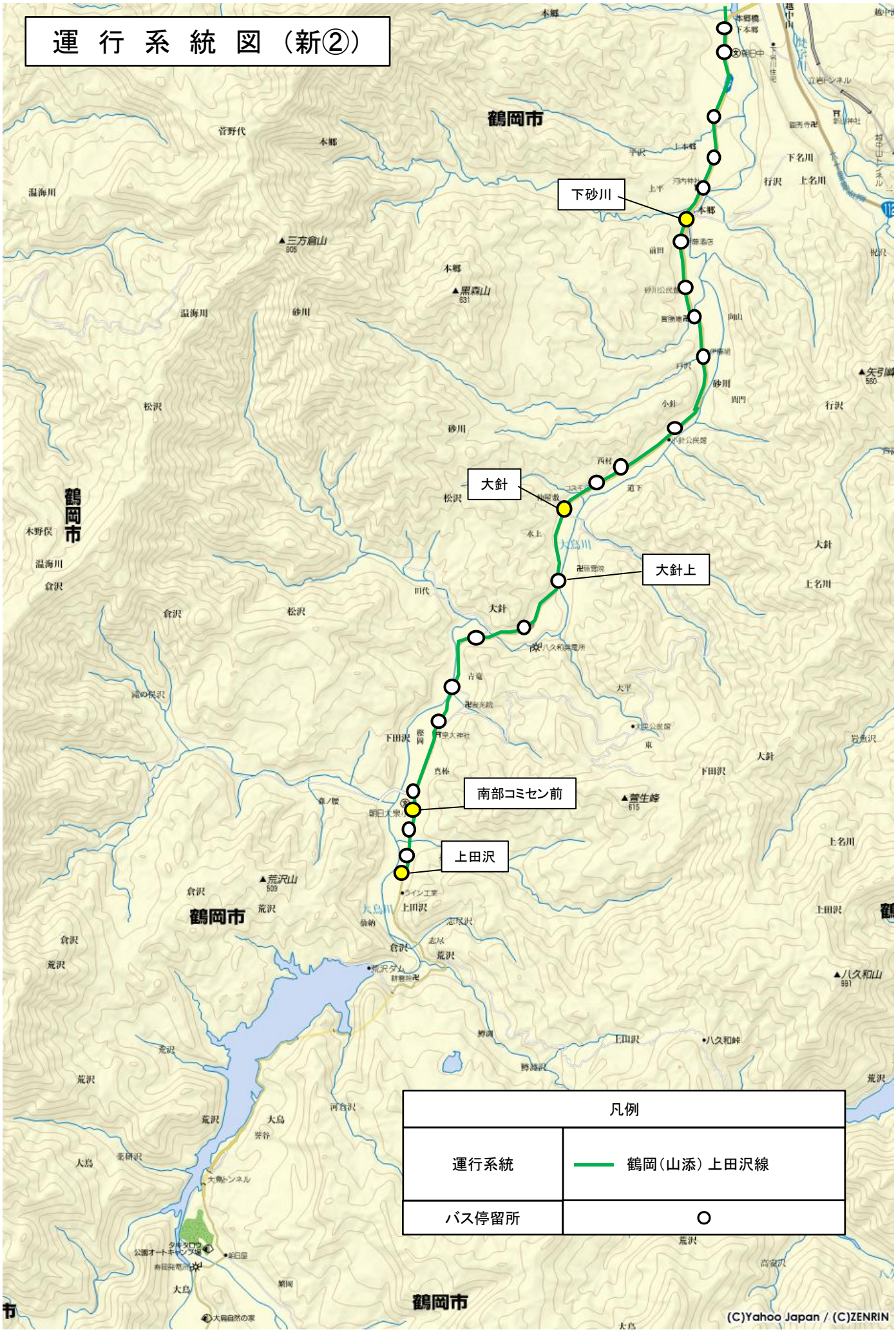
下砂川
大針
大針上
南部コミセン前
上田沢
凡例
運行系統
鶴岡（山添）上田沢線
バス停留所
鶴岡市
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

運 行 系 統 図（旧①）

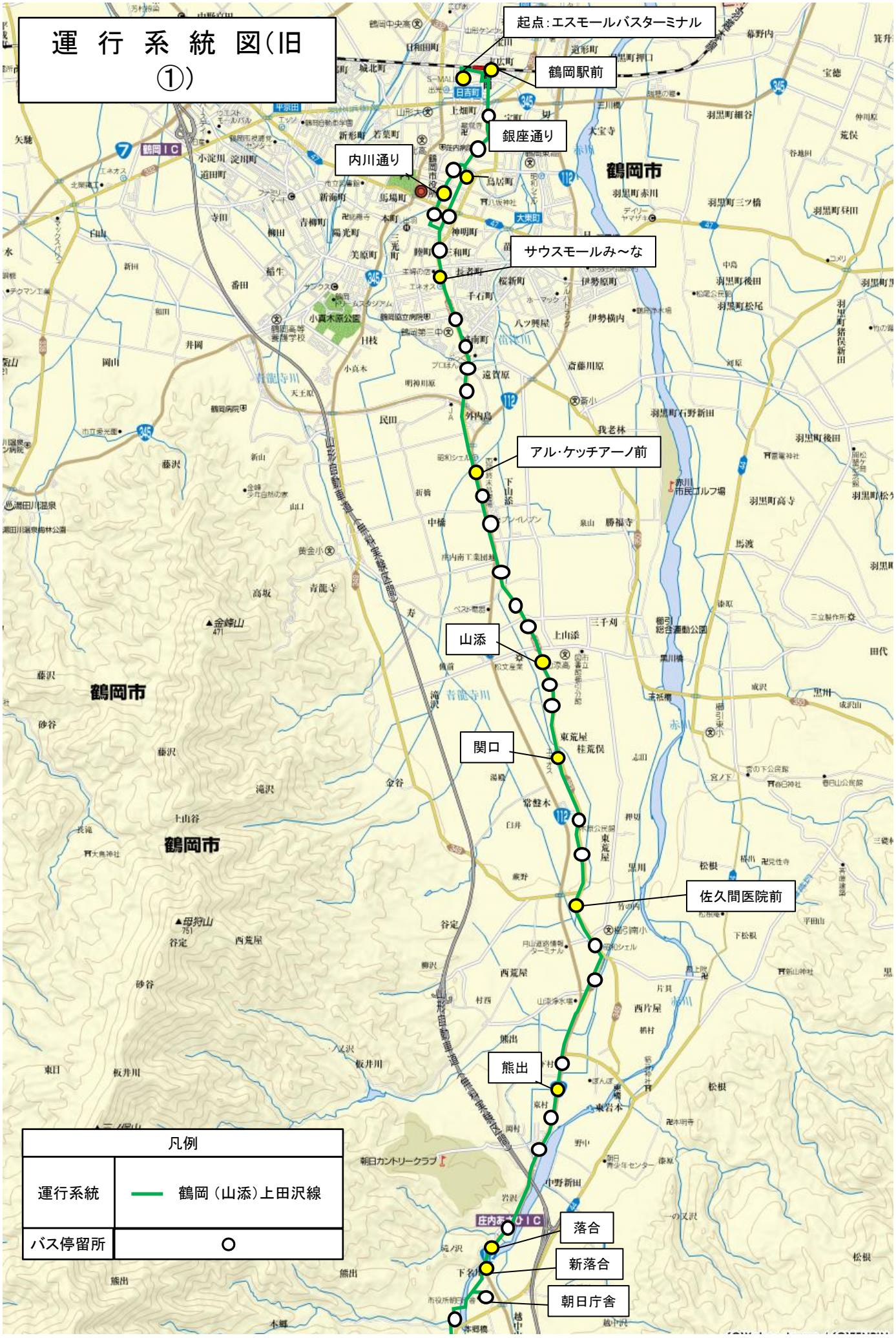
起点：エスモールバスターミナル
鶴岡駅前
銀座通り
内川通り
サウスモールみ～な
アル･ケッチアーノ前
山添
関口
佐久間医院前
熊出
落合
新落合
朝日庁舎
鶴岡市
凡例
運行系統
鶴岡（山添）上田沢線
バス停留所

運 行 系 統 図 （旧②）

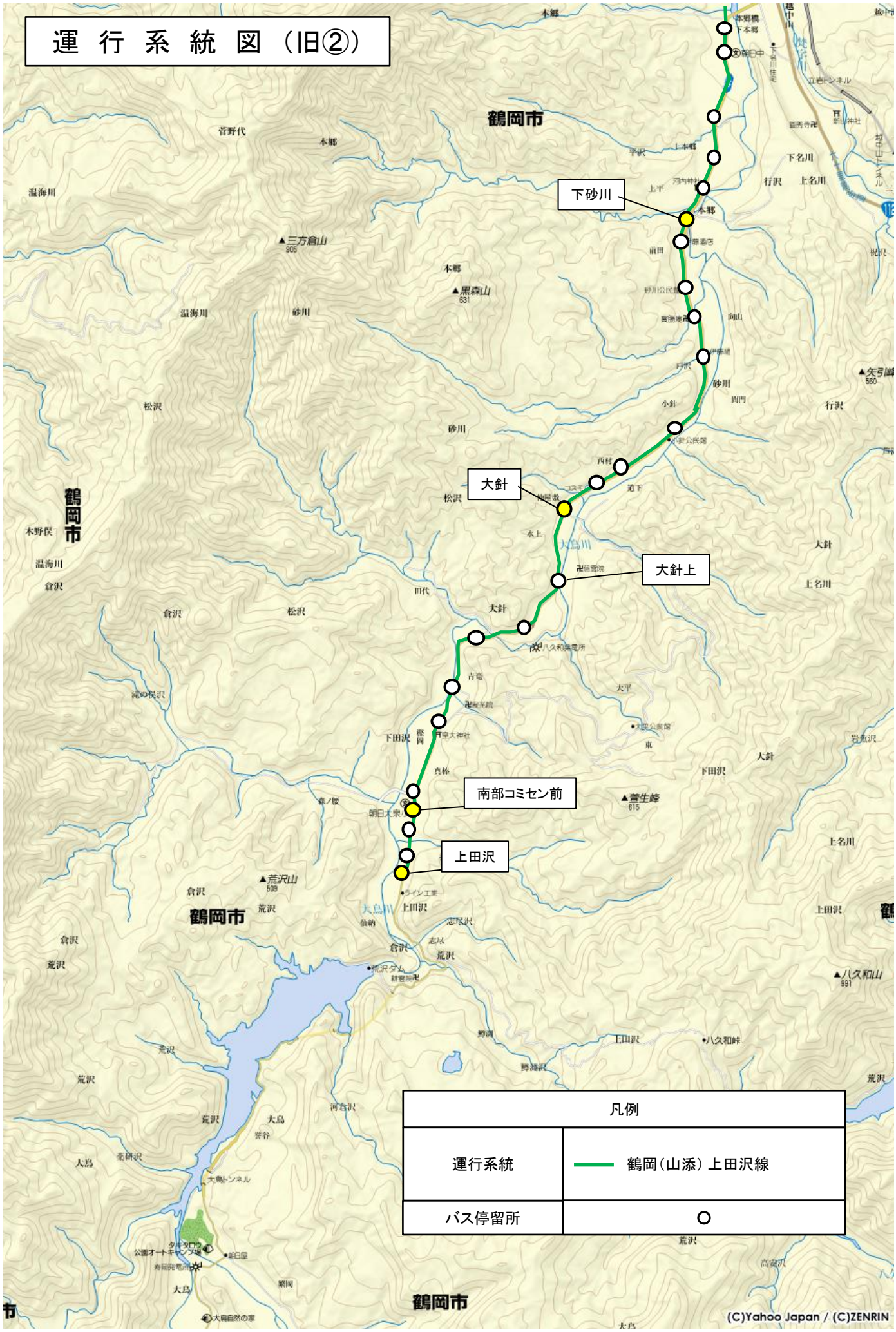
下砂川
大針
大針上
南部コミセン前
上田沢
凡例
運行系統
鶴岡（山添）上田沢線
バス停留所
鶴岡市
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

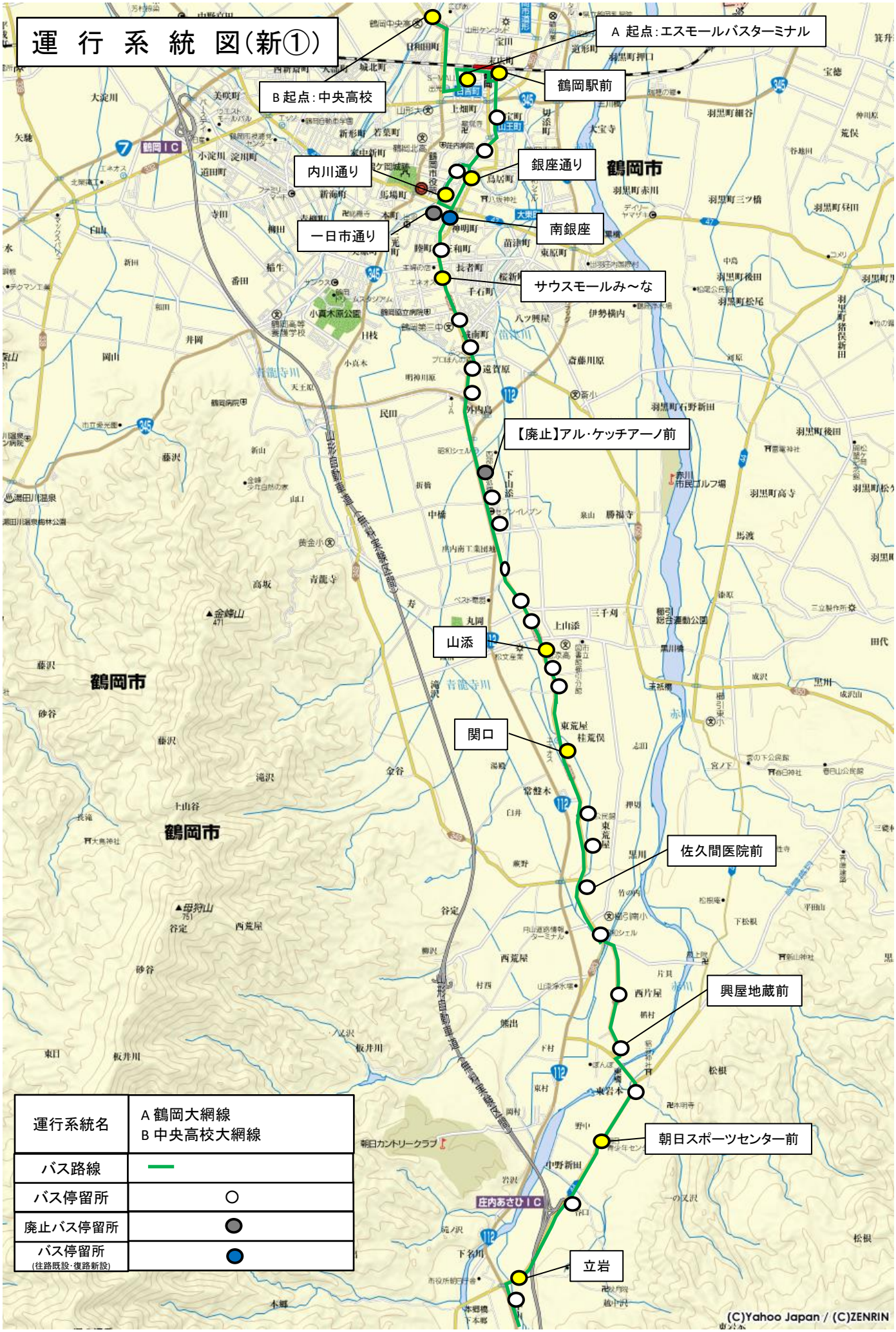
運　行　系　統　図（新①）
A 起点：エスモールバスターミナル
B 起点：中央高校
鶴岡駅前
内川通り
銀座通り
一日市通り
南銀座
サウスモールみ～な
【廃止】アル・ケッチアーノ前
山添
関口
佐久間医院前
興屋地蔵前
朝日スポーツセンター前
立岩
鶴岡市
鶴岡ＩＣ
庄内あさひＩＣ
運行系統名
A 鶴岡大網線
B 中央高校大網線
バス路線
バス停留所
廃止バス停留所
バス停留所
(往路既設・復路新設)
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

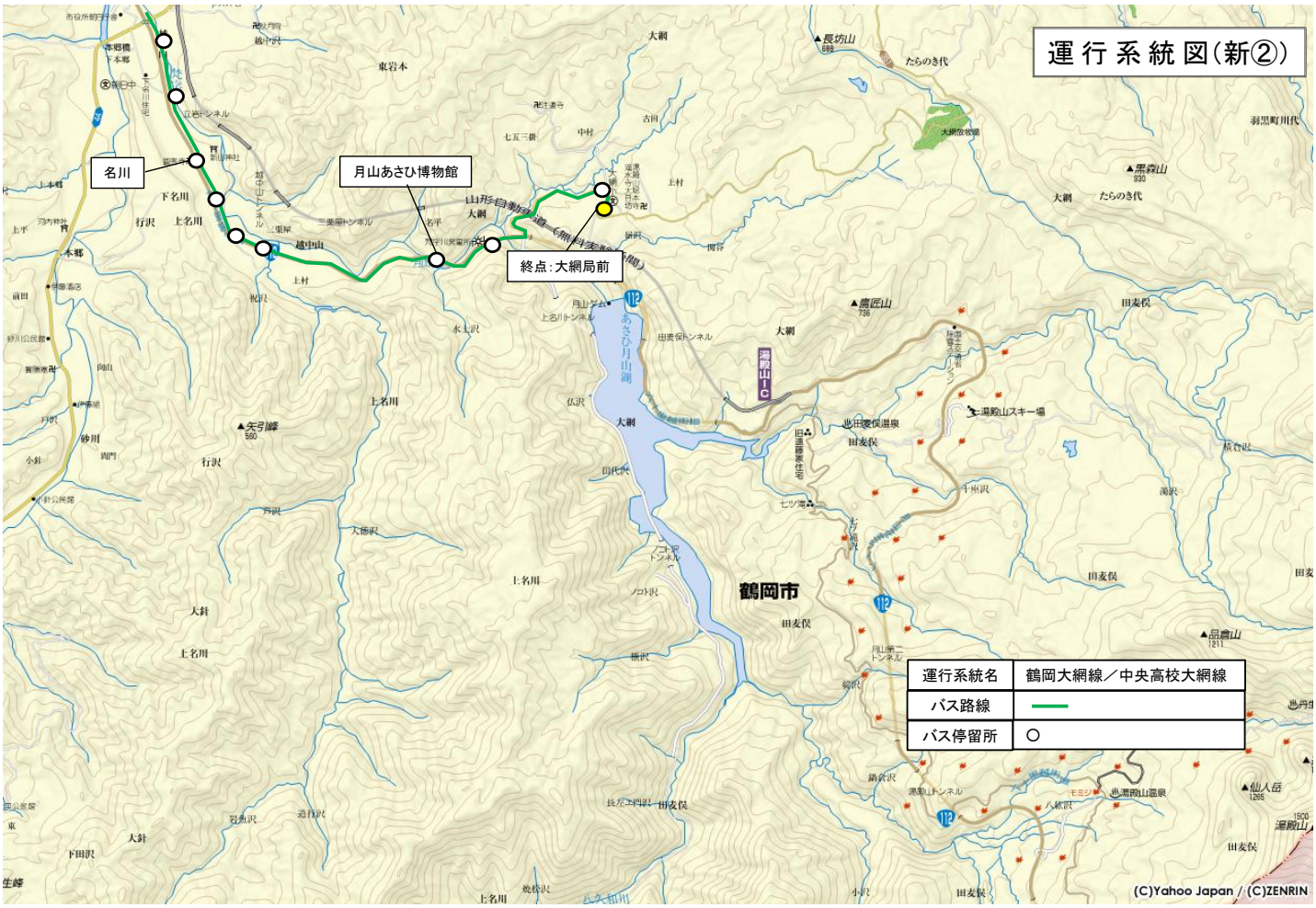
運行系統図(新②)
名川
月山あさひ博物館
終点：大網局前
鶴岡市
運行系統名
鶴岡大網線／中央高校大網線
バス路線
バス停留所
○
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

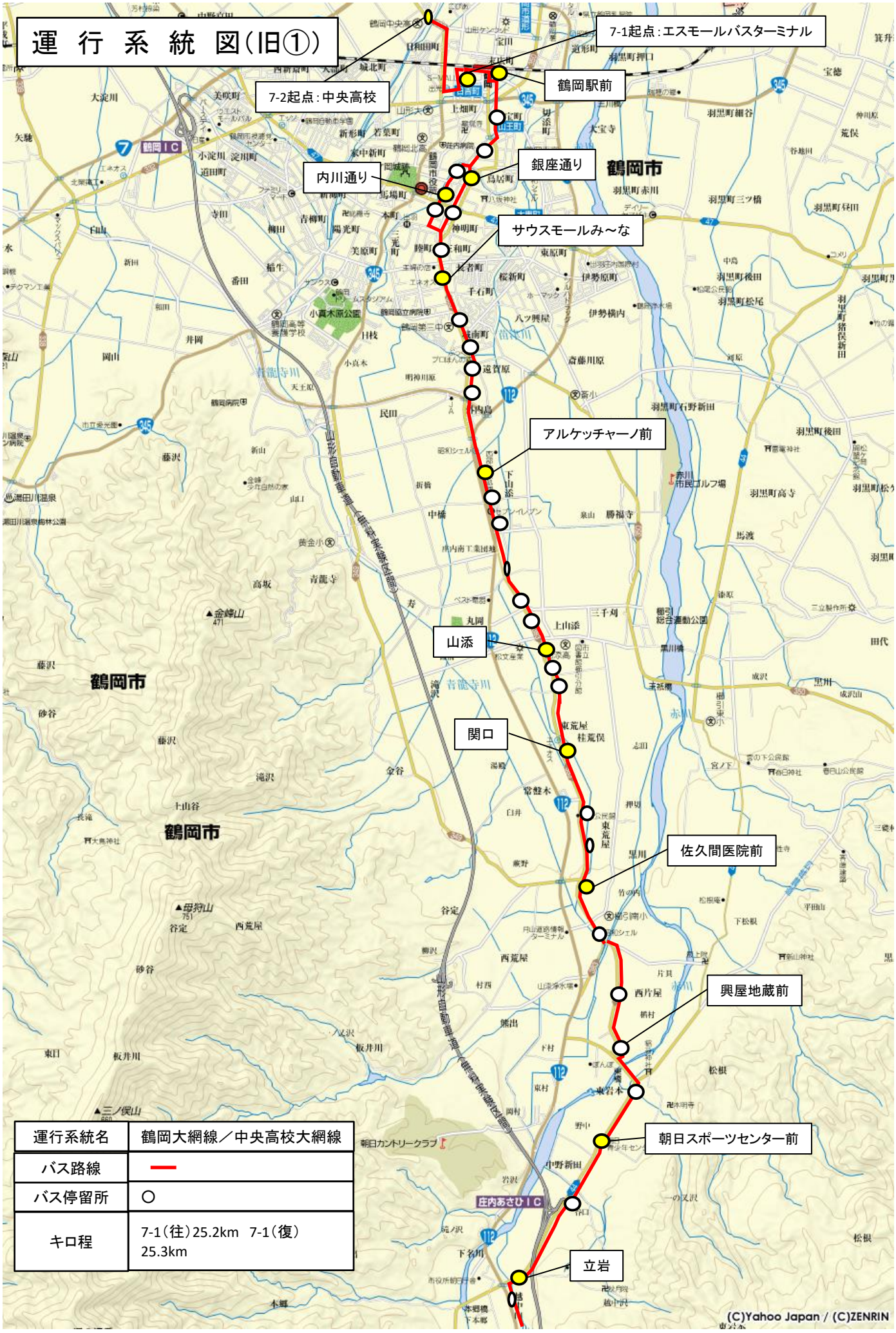

運行系統名	鶴岡大網線／中央高校大網線
バス路線	―
バス停留所	○
キロ程	7-1（往）25.2km　7-1（復）25.3km

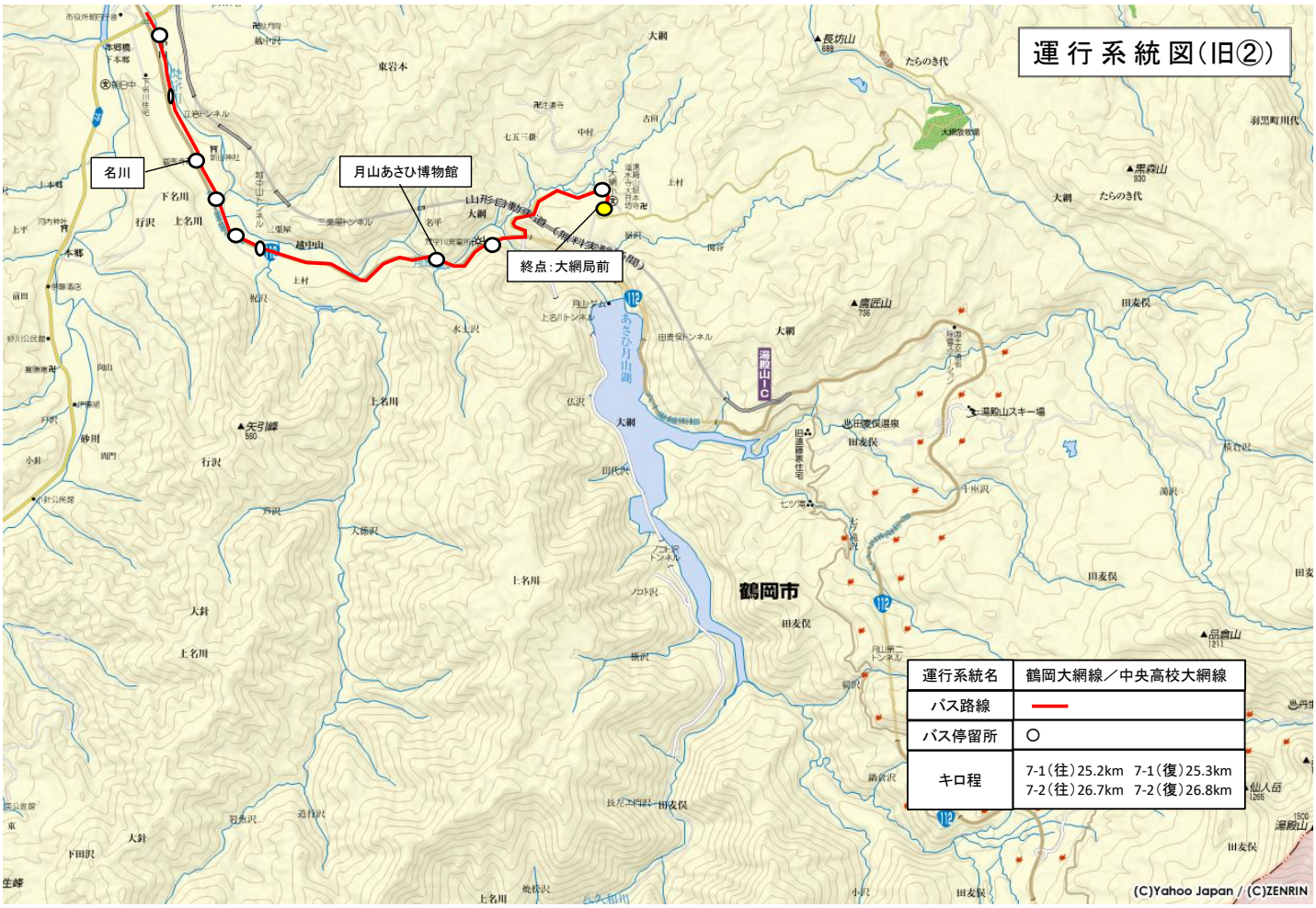
運行系統図(旧②)
名川
月山あさひ博物館
終点:大網局前
鶴岡市
運行系統名
鶴岡大網線／中央高校大網線
バス路線
バス停留所
○
キロ程
7-1(往)25.2km 7-1(復)25.3km
7-2(往)26.7km 7-2(復)26.8km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

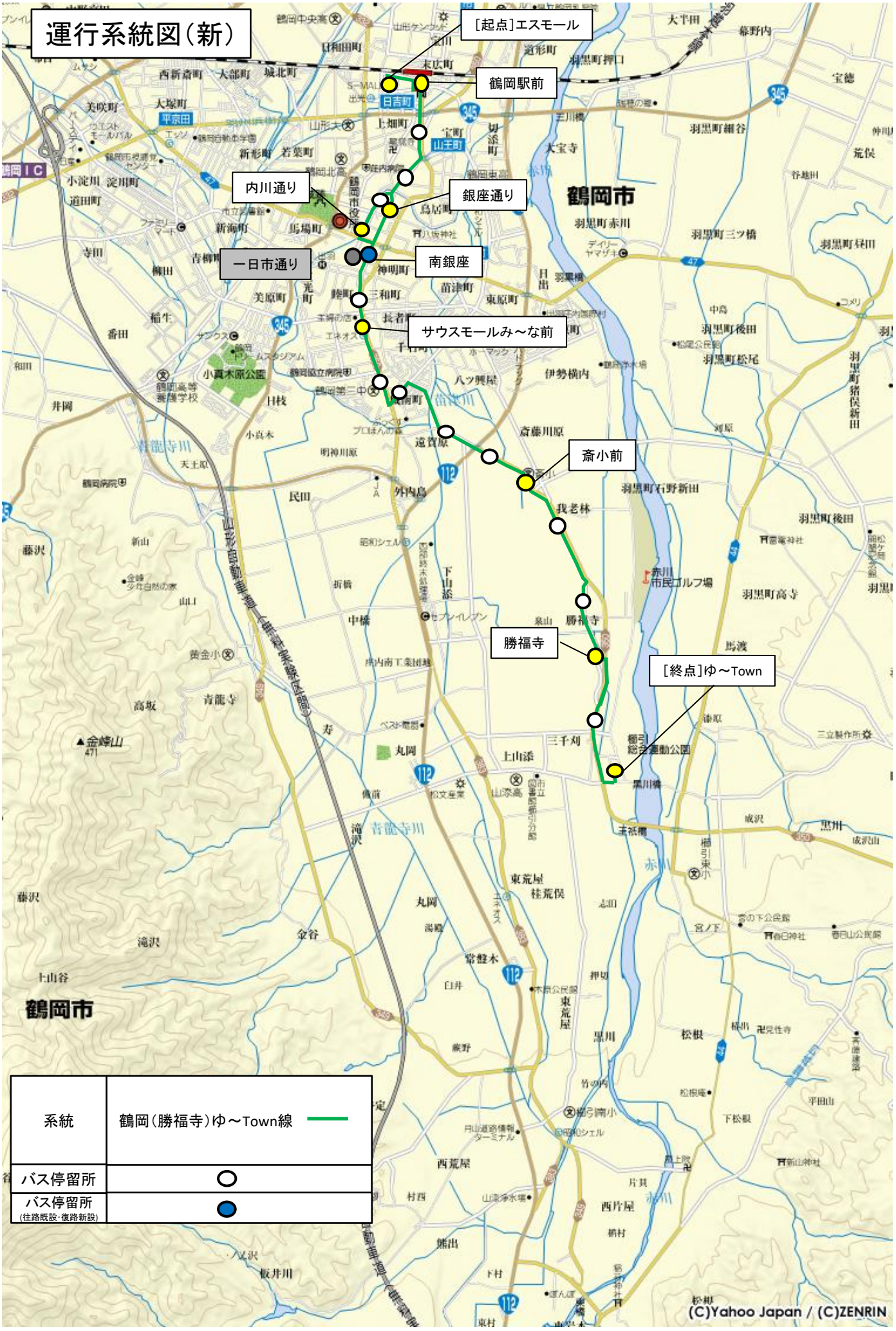
運行系統図（新）
[起点]エスモール
鶴岡駅前
内川通り
銀座通り
一日市通り
南銀座
サウスモールみ～な前
斎小前
勝福寺
[終点]ゆ～Town
鶴岡市
鶴岡市
系統
鶴岡（勝福寺）ゆ～Town線
バス停留所
バス停留所
(往路既設･復路新設)
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

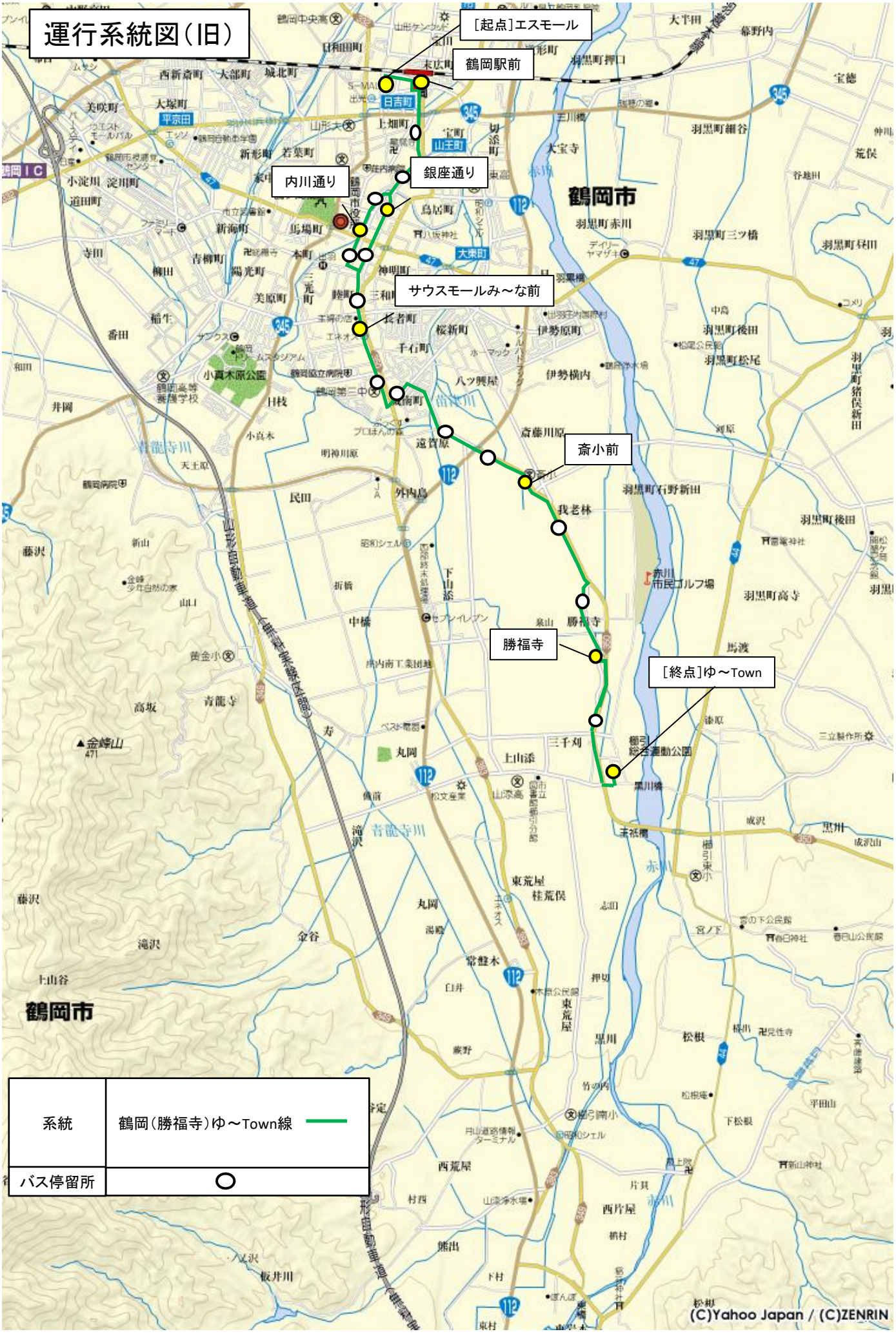
運行系統図（旧）
[起点]エスモール
鶴岡駅前
内川通り
銀座通り
サウスモールみ～な前
斎小前
勝福寺
[終点]ゆ～Town
鶴岡市
鶴岡市
系統
鶴岡（勝福寺）ゆ～Town線
バス停留所
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

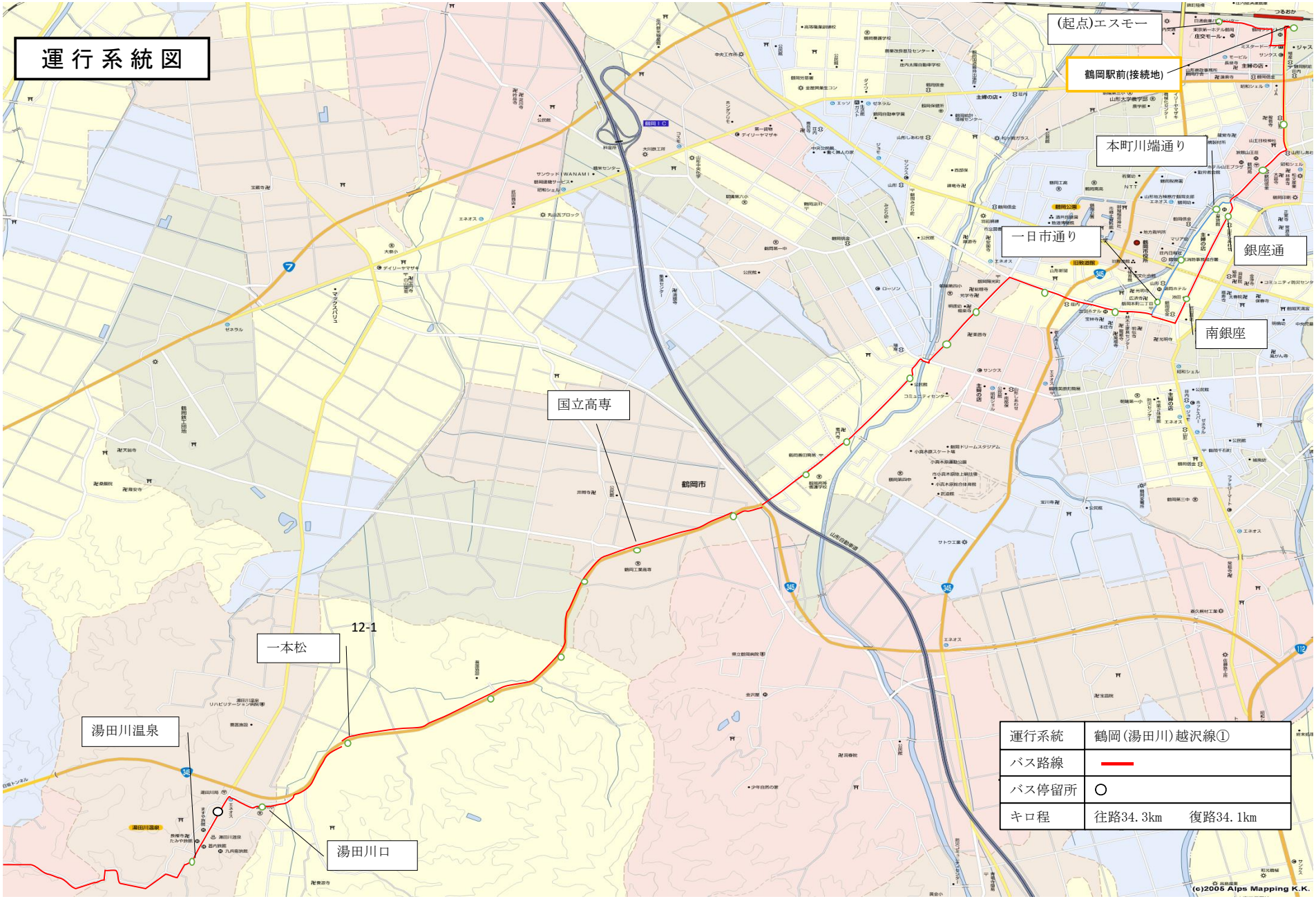
運行系統図
(起点)エスモー
鶴岡駅前(接続地)
本町川端通り
一日市通り
銀座通
南銀座
国立高専
鶴岡市
12-1
一本松
湯田川温泉
湯田川口
運行系統
鶴岡(湯田川)越沢線①
バス路線
バス停留所
○
キロ程
往路34.3km　復路34.1km
(c)2005 Alps Mapping K.K.

運行系統図

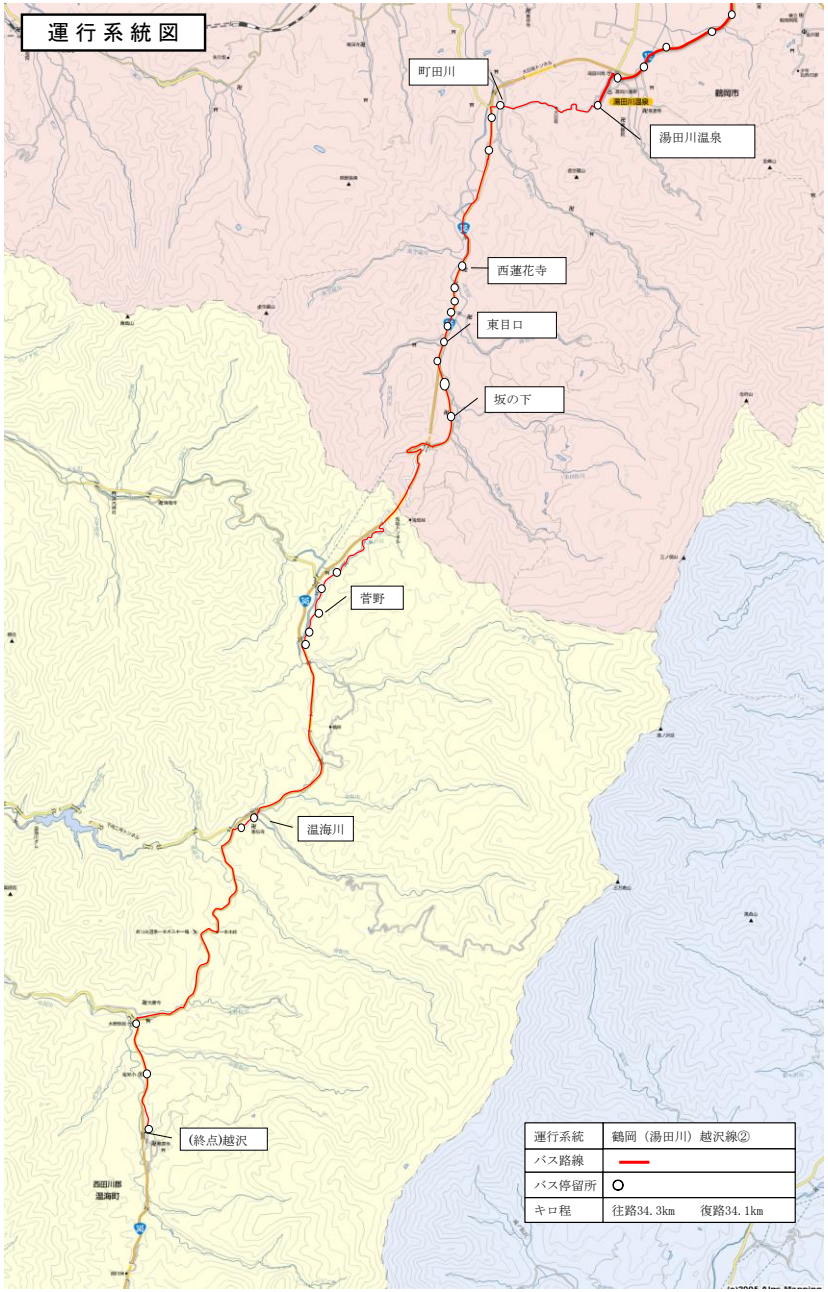

運行系統	鶴岡（湯田川）越沢線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路34.3km　復路34.1km

運行系統図

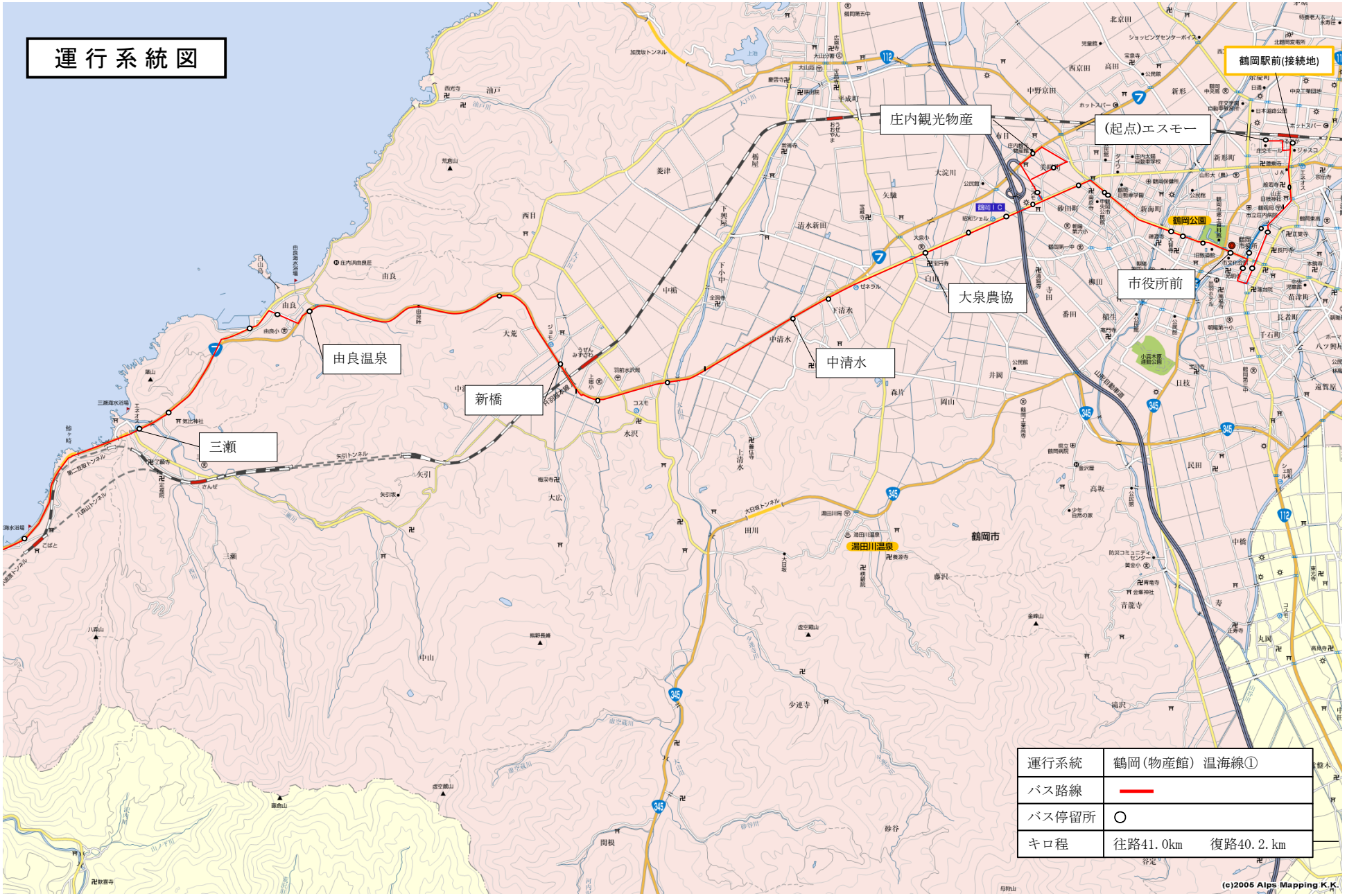

運行系統	鶴岡(物産館) 温海線①
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路41.0km　　復路40.2.km

運行系統図

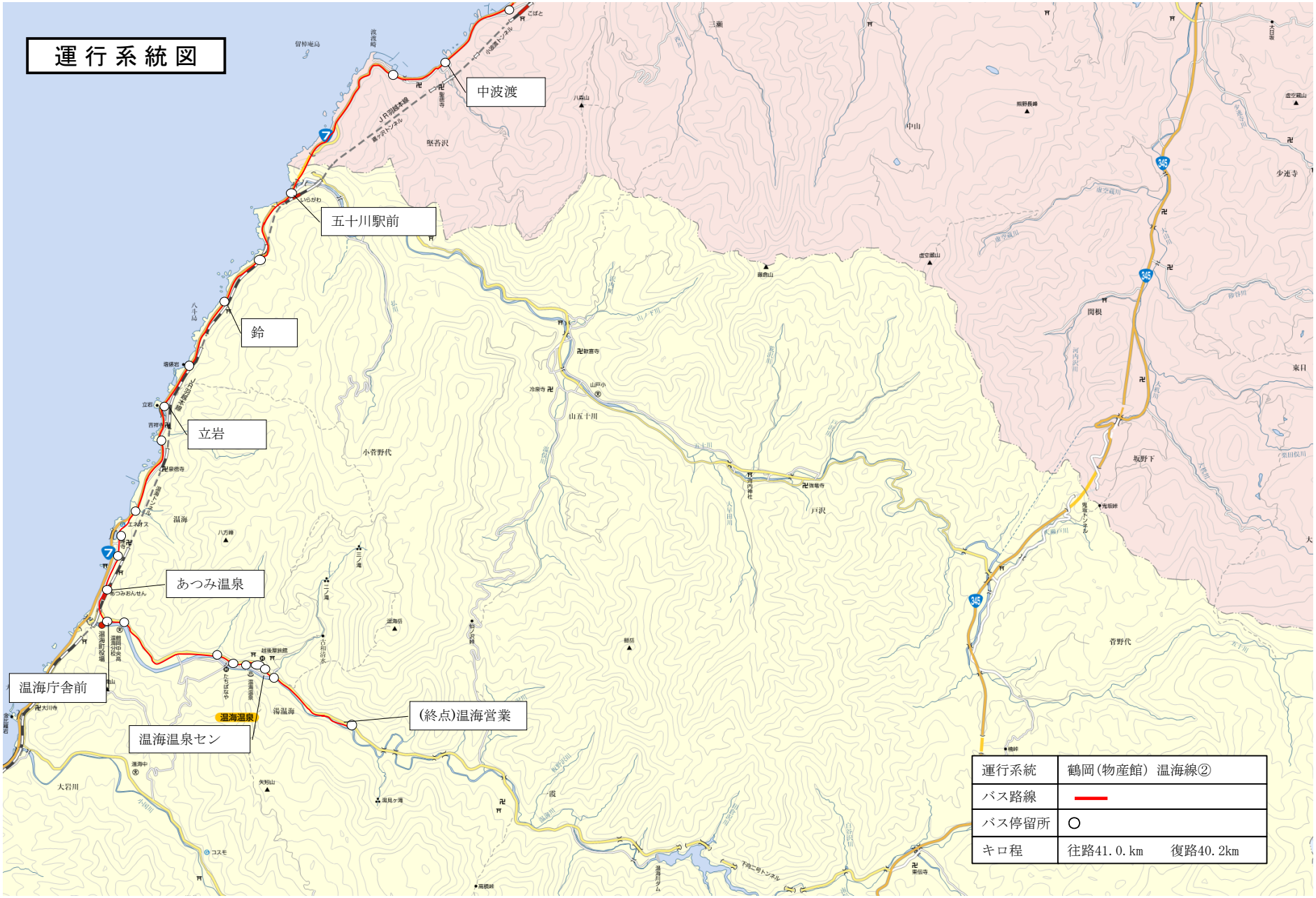

運行系統	鶴岡(物産館) 温海線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路41.0.km　　復路40.2km

運 行 系 統 図

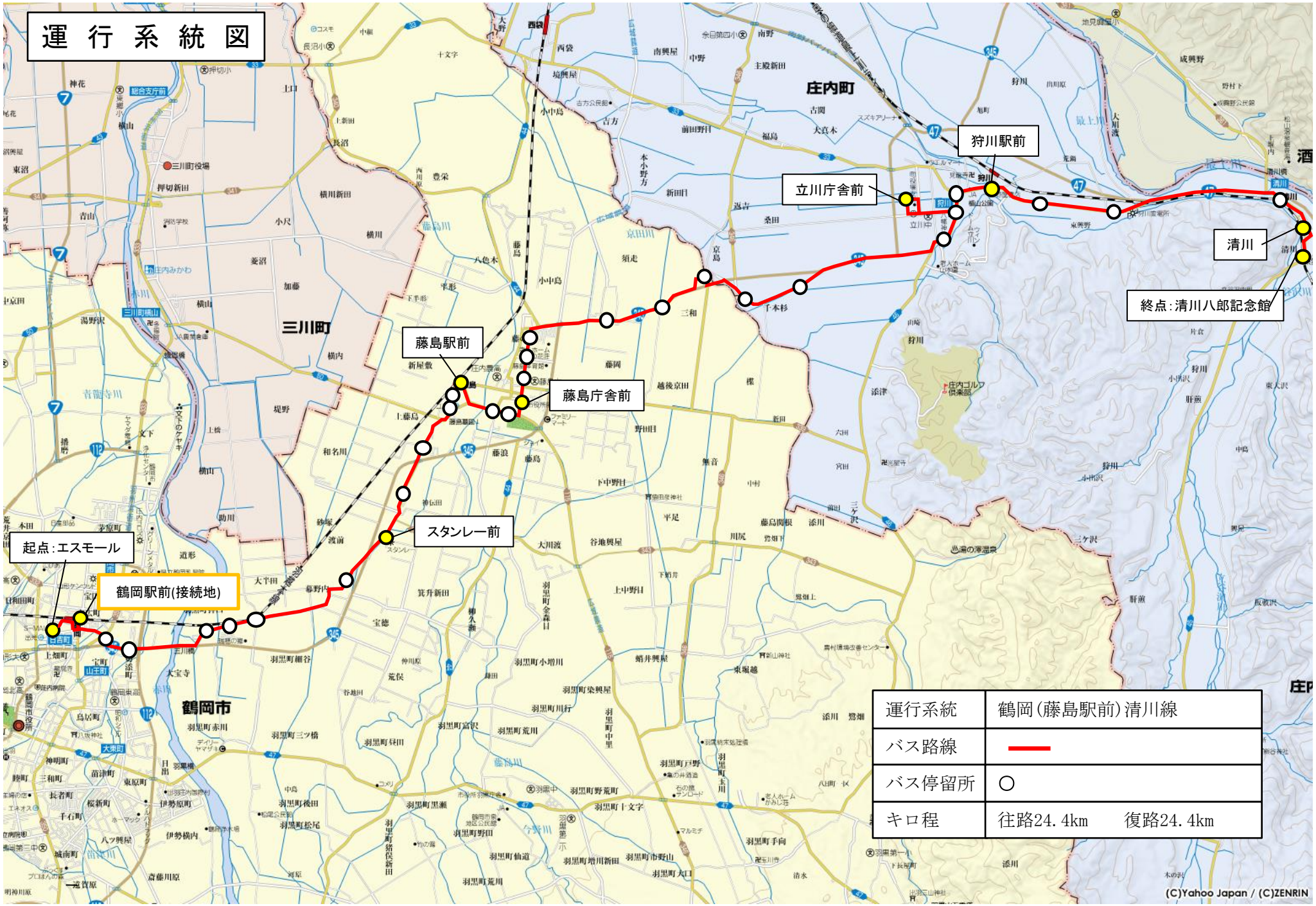

運行系統	鶴岡（藤島駅前）清川線
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路24.4km　　復路24.4km

運 行 系 統 図①

申請番号	(7)
運行系統名	鶴岡（湯田川）坂の下線
バス路線	エスモール～湯田川温泉 湯田川温泉～坂の下
バス停留所	○
キロ程	往路17.5km　復路17.3km

運 行 系 統 図②

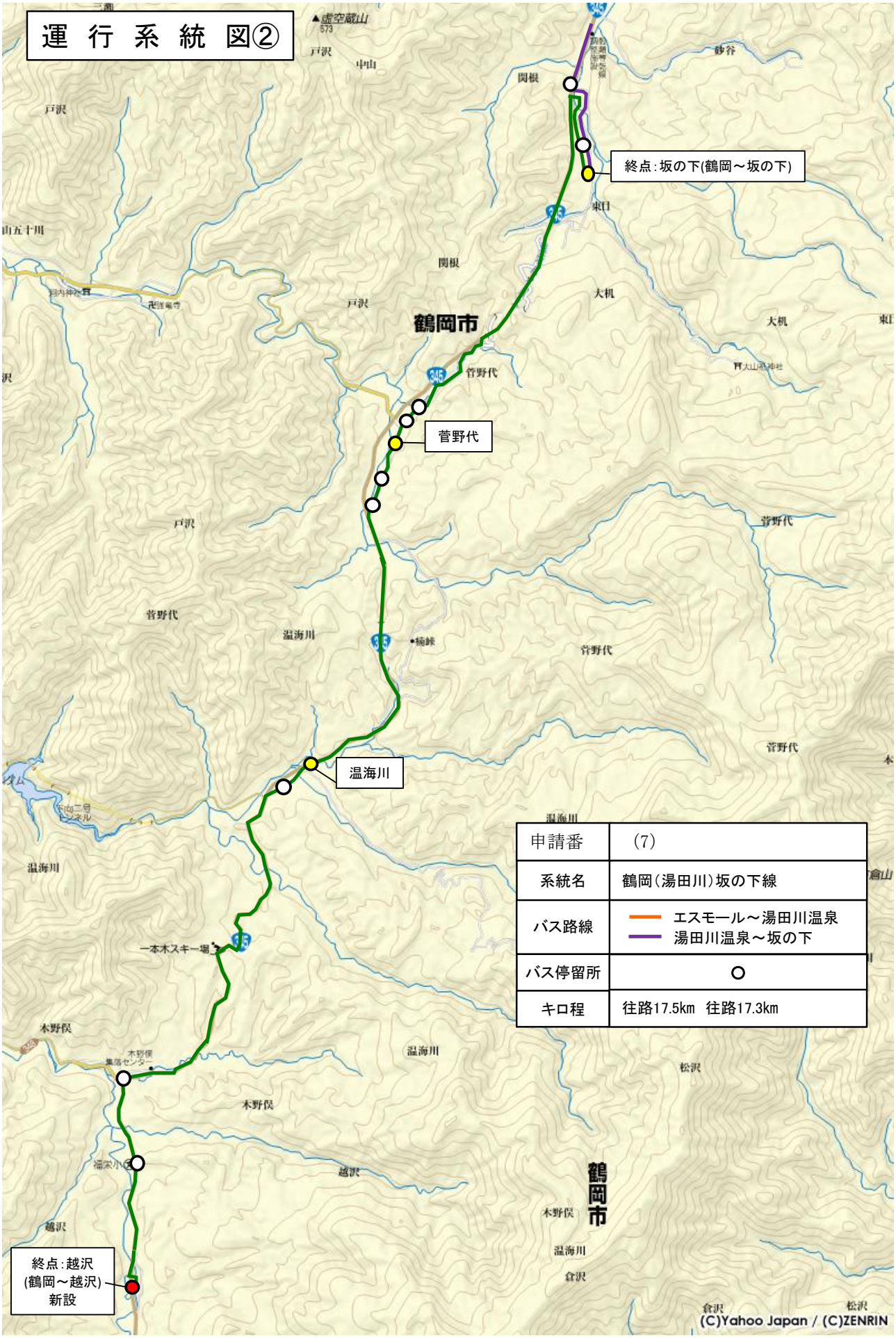

申請番	(7)
系統名	鶴岡(湯田川)坂の下線
バス路線	エスモール～湯田川温泉 湯田川温泉～坂の下
バス停留所	○
キロ程	往路17.5km　往路17.3km

運 行 系 統 図
エスモールバスターミナル
鶴岡駅前(接続地)
本町川端通り
銀座通り
南銀座
一日市通り
国立高専前
一本松
湯田川学校下
終点：湯田川温泉(鶴岡～湯田川温泉)
鶴岡ＩＣ
鶴岡市
羽前水沢
系統名
鶴岡（稲生町）湯田川線
バス路線
エスモール～湯田川温泉
バス停留所
キロ程
往路10.0km　復路9.8km

運　行　系　統　図①

系統名	こころの医療センター（湯田川）湯田川線
バス路線	エスモール～こころの医療センター エスモール～湯田川
バス停留所	○
キロ程	往路13.3km　復路13.0km

運 行 系 統 図②
エスモールバスターミナル
鶴岡駅前
本町川端通り
銀座通り
南銀座
一日市通り
国立高専前
一本松
湯田川学校下
終点：湯田川温泉(鶴岡～湯田川温泉)
鶴岡市
鶴岡IC
羽前水沢
羽越本線
系統名
こころの医療センター（稲生）湯田川温泉線
バス路線
エスモール～湯田川温泉
バス停留所
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

運　行　系　統　図

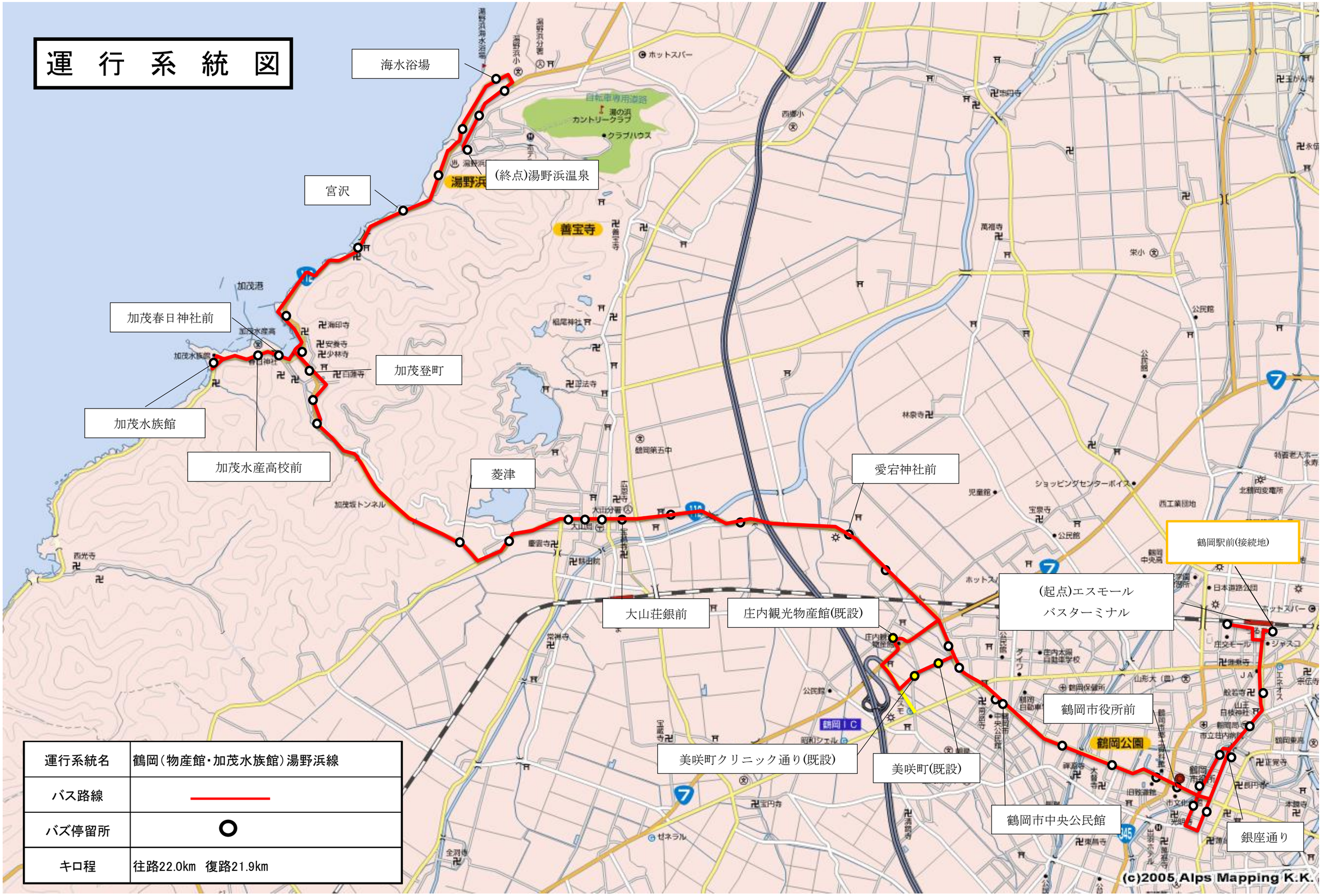

運行系統名	鶴岡（物産館・加茂水族館）湯野浜線
バス路線	――
バズ停留所	○
キロ程	往路22.0km　復路21.9km

運 行 系 統 図

運行系統名	鶴岡（物産館・善宝寺）湯野浜線
バス路線	――
バズ停留所	○
キロ程	往路18.3km　復路18.2km

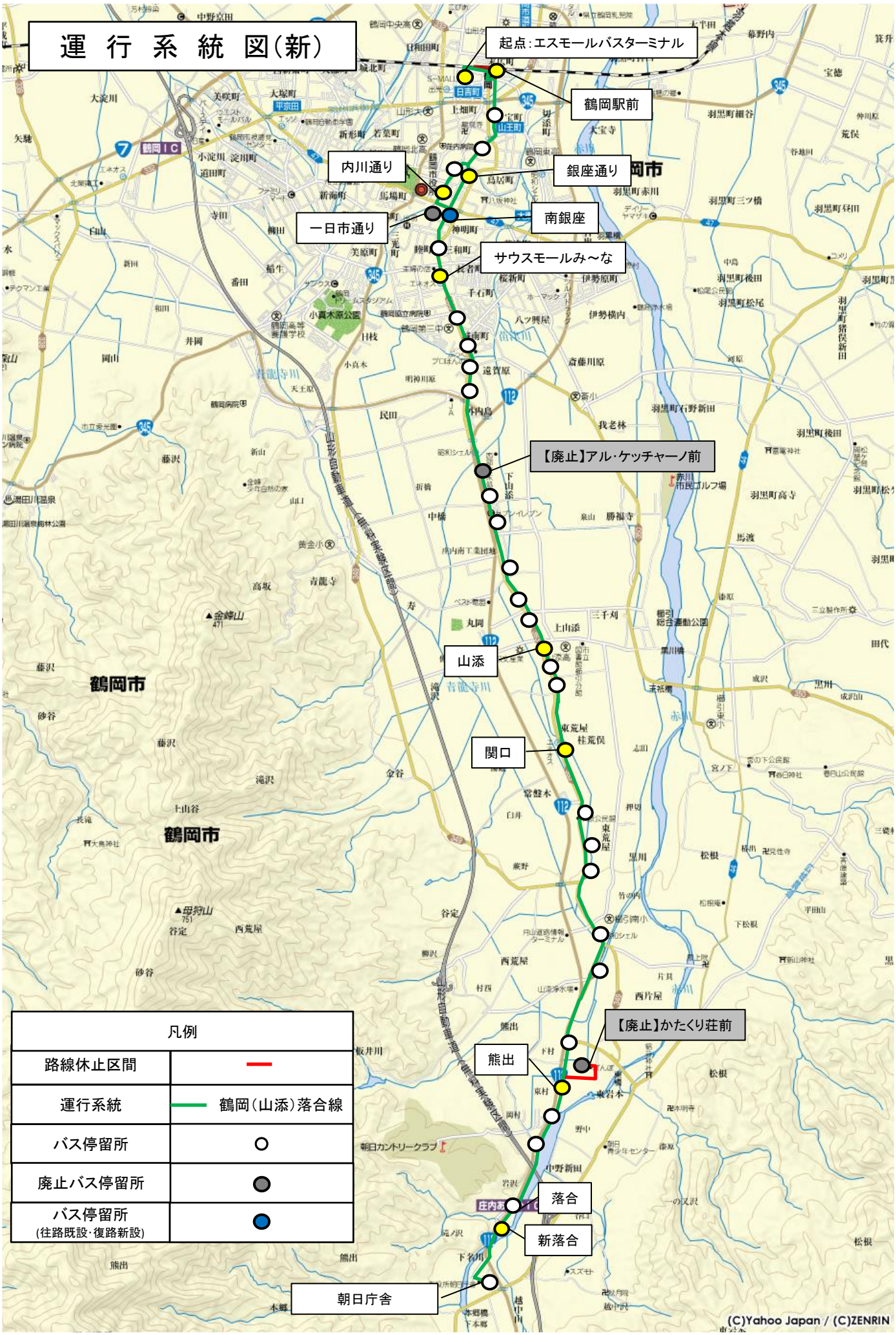
運 行 系 統 図(新)
起点:エスモールバスターミナル
鶴岡駅前
銀座通り
内川通り
南銀座
一日市通り
サウスモールみ～な
【廃止】アル･ケッチャーノ前
山添
関口
【廃止】かたくり荘前
熊出
落合
新落合
朝日庁舎
凡例
路線休止区間
運行系統
鶴岡(山添)落合線
バス停留所
廃止バス停留所
バス停留所
(往路既設･復路新設)
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

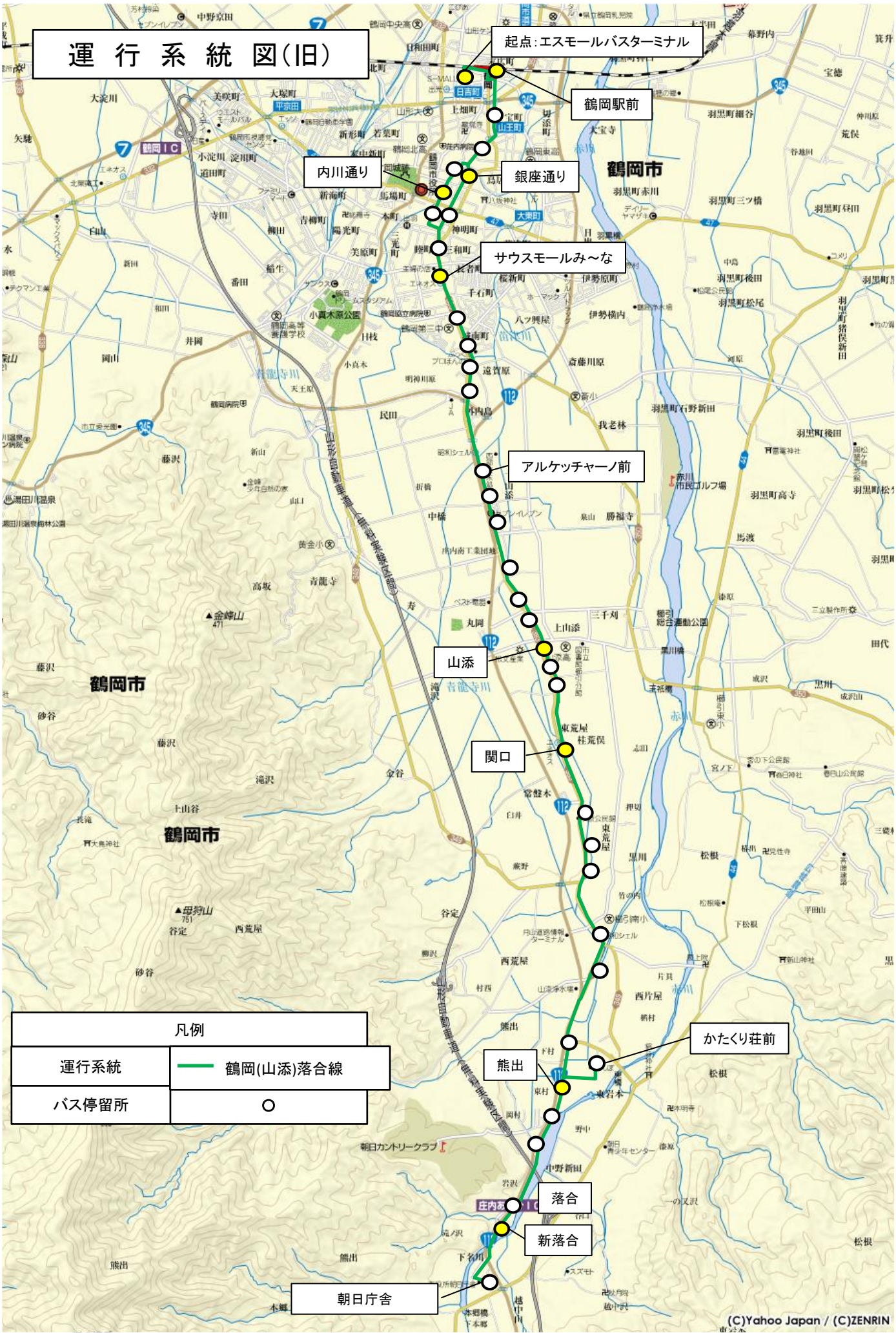
運 行 系 統 図(旧)
起点:エスモールバスターミナル
鶴岡駅前
内川通り
銀座通り
サウスモールみ～な
アルケッチャーノ前
山添
関口
かたくり荘前
熊出
落合
新落合
朝日庁舎
凡例
運行系統
鶴岡(山添)落合線
バス停留所
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

運 行 系 統 図

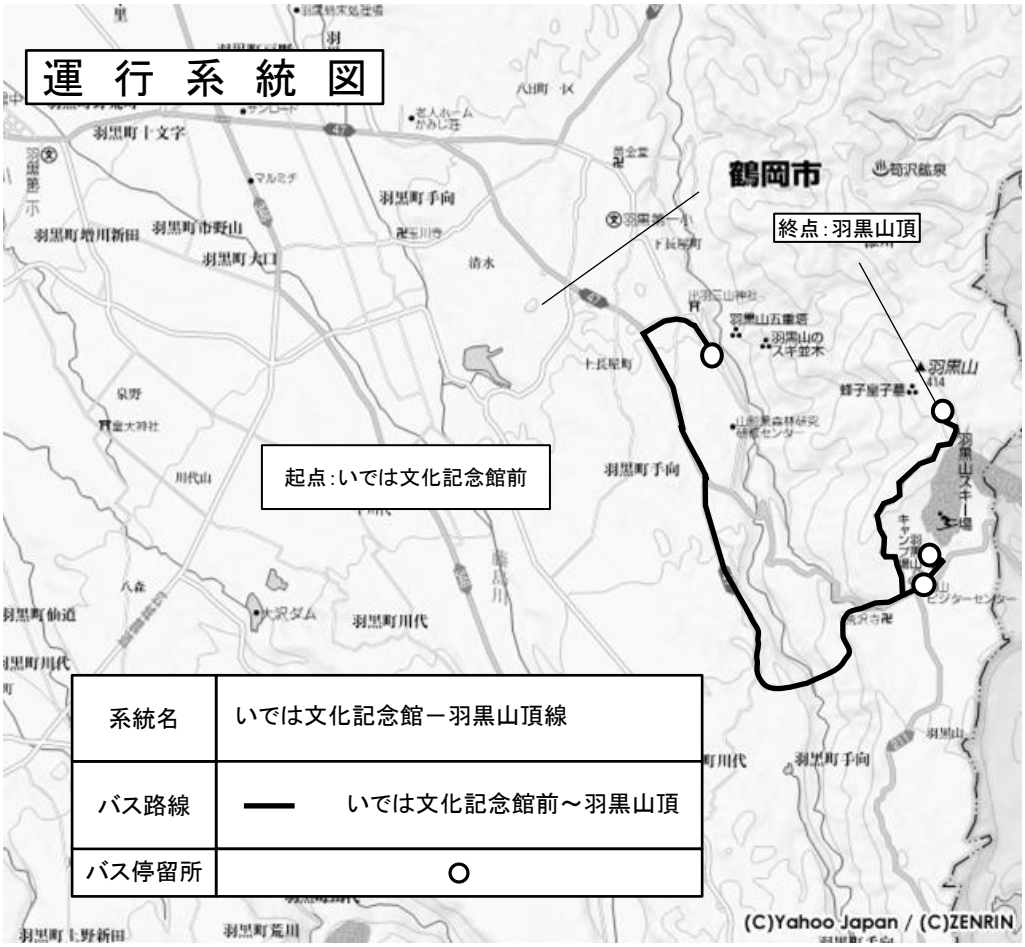

系統名	いでは文化記念館－羽黒山頂線
バス路線	━━ いでは文化記念館前～羽黒山頂
バス停留所	○

令和５年４月１日改正

鶴岡市内循環線　運行系統図

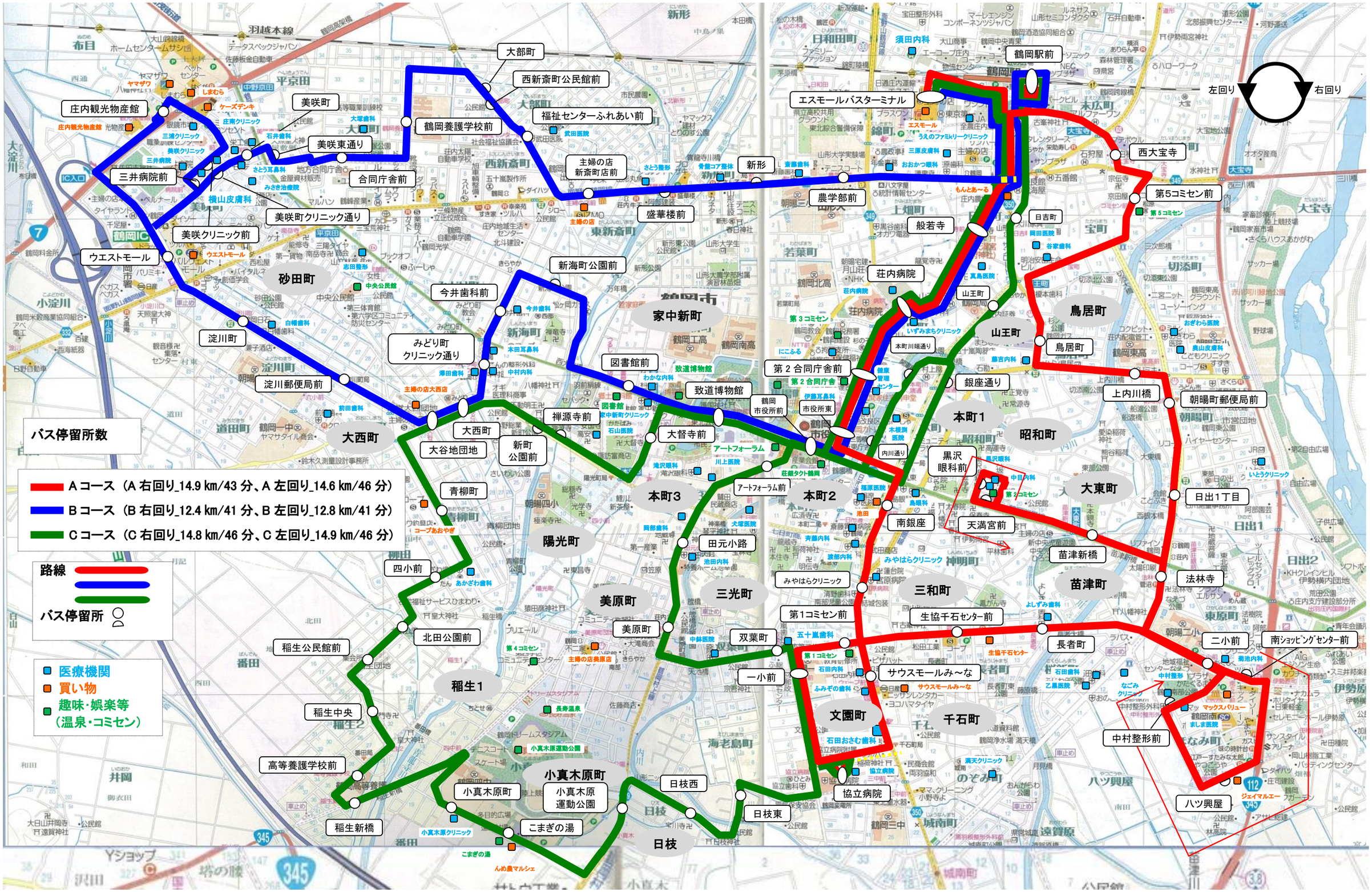

鶴岡市羽黒地域市営バス運行経路略図

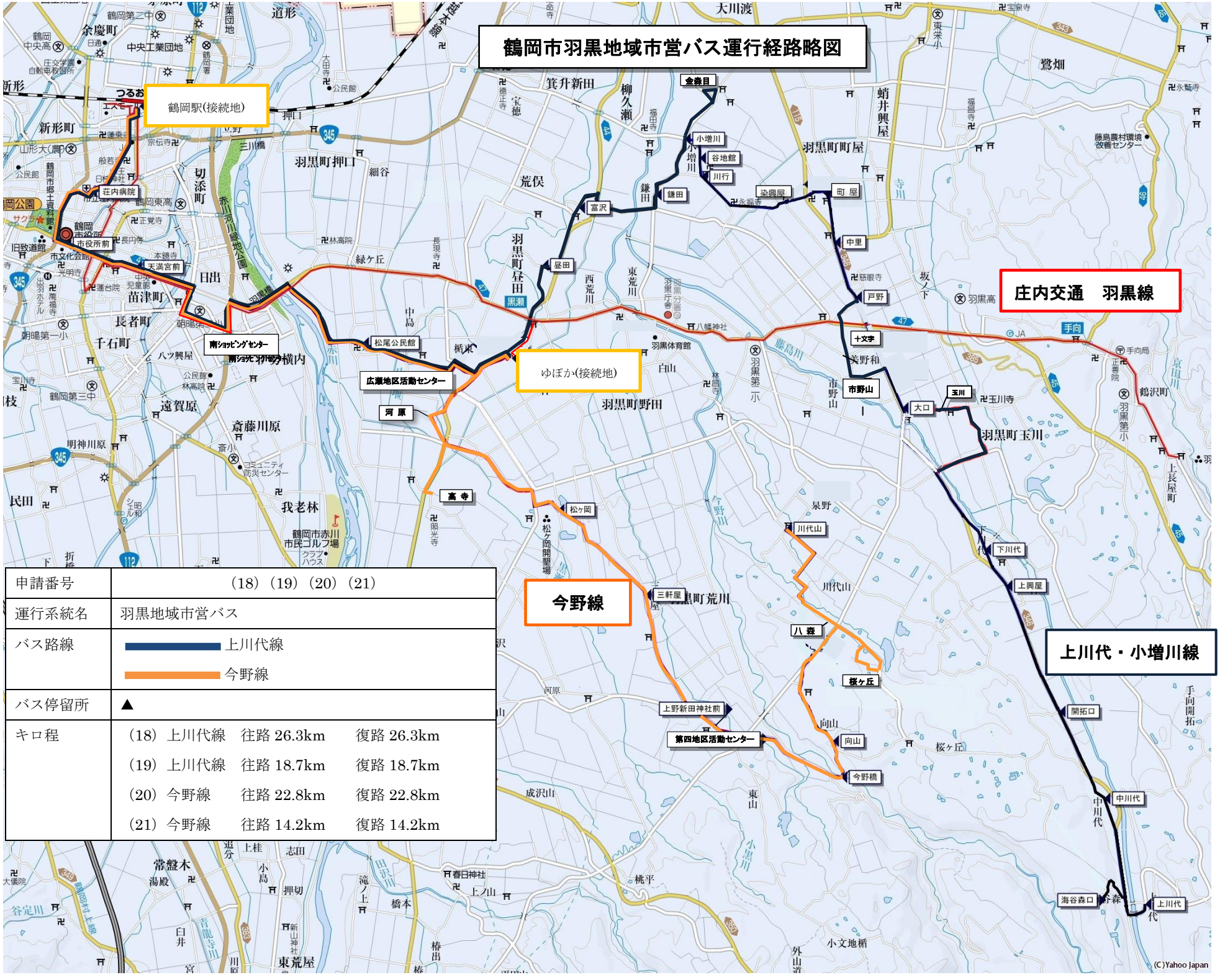

申請番号	（18）（19）（20）（21）
運行系統名	羽黒地域市営バス
バス路線	上川代線 今野線
バス停留所	▲
キロ程	（18）上川代線　往路 26.3km　復路 26.3km （19）上川代線　往路 18.7km　復路 18.7km （20）今野線　往路 22.8km　復路 22.8km （21）今野線　往路 14.2km　復路 14.2km

資料2

藤島東栄地区デマンド交通　乗降場所

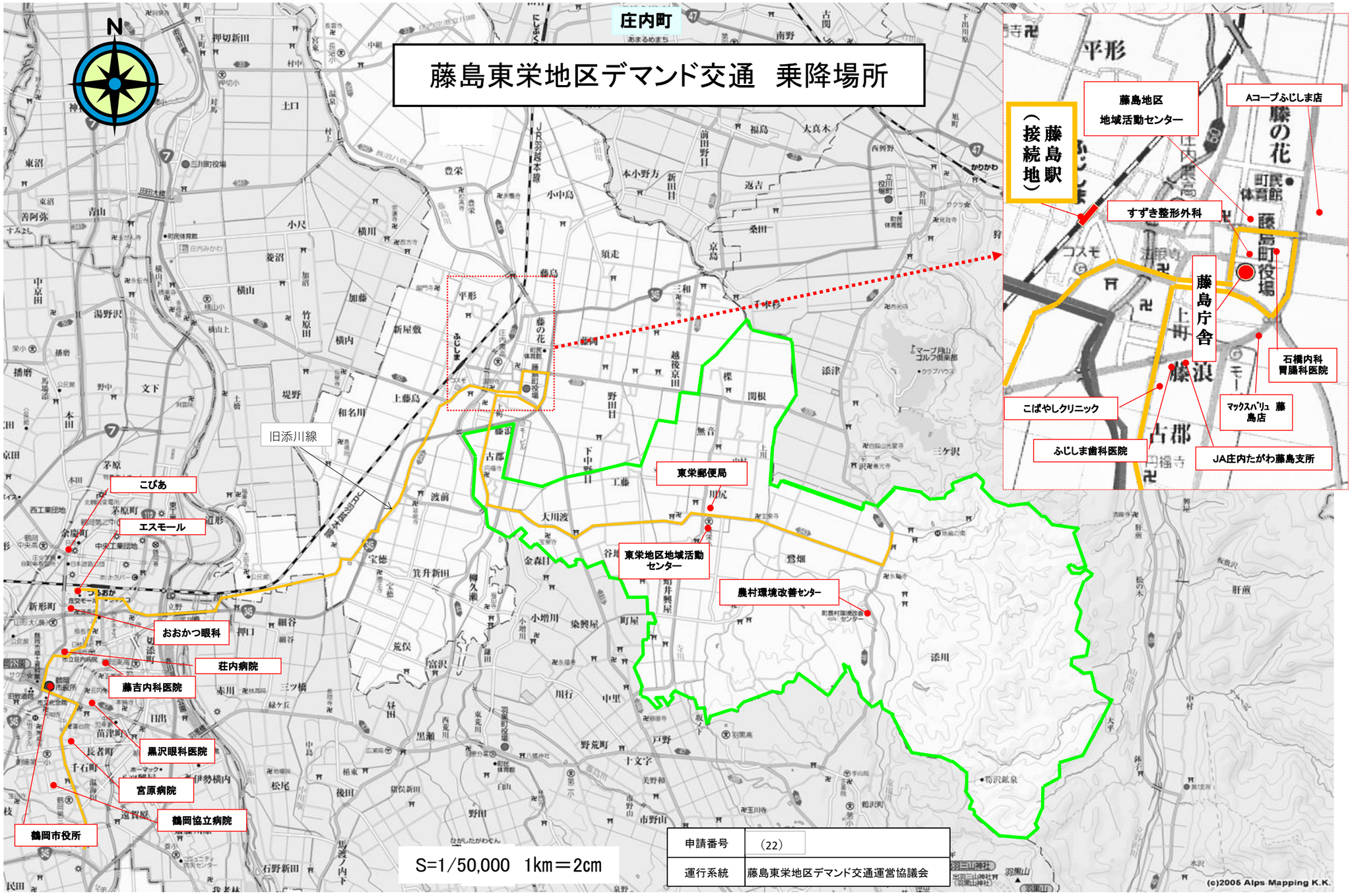

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－上田沢－大鳥

令和5年9月30日までのダイヤ

【平日のみ運行】

	行先	
系統番号	324	322
停留所名	大鳥	上田沢
エスモールバスターミナル①のりば	○17:20	○19:05
鶴岡駅前③のりば	○17:23	○19:08
日吉町	○17:25	○19:10
山王町	○17:26	○19:11
銀座通り	○17:27	○19:12
南銀座	○17:30	○19:15
みやはらクリニック	○17:32	○19:17
サウスモールみ～な	○17:34	○19:19
三中前	○17:35	○19:20
城南町	○17:36	○19:21
外内島	○17:37	○19:22
民田口	○17:37	○19:22
一里塚	○17:39	○19:24
南工業団地	○17:40	○19:25
茶屋川原	○17:41	○19:26
山添神明前	○17:42	○19:27
山添	○17:43	○19:28
下桂	○17:43	○19:28
追分	○17:44	○19:29
関口	○17:45	○19:30
木原	○17:46	○19:31
下川原村	○17:47	○19:32
佐久間医院前	○17:48	○19:33
板井川	○17:49	○19:34
吉祥寺口	○17:49	○19:34
下村口	○17:51	○19:36
熊出	○17:52	○19:37
熊出公民館	○17:53	○19:38
頭首工前	○17:54	○19:39
朝日局前	○17:55	○19:40
落合	○17:55	○19:40
新落合	○17:56	○19:41
朝日庁舎	○17:57	○19:42
下本郷	○17:58	○19:43
湯ノ沢岳登山口	○17:58	○19:43
朝日中学校	○17:59	○19:44
上本郷	○18:00	○19:45
高瀬口	○18:01	○19:46
本郷神社前	○18:02	○19:47
行沢口	○18:02	○19:47
中砂川	○18:03	○19:48
砂川公民館	○18:04	○19:49
砂川西村	○18:05	○19:50
上砂川	○18:06	○19:51
小針	○18:07	○19:52
西村口	○18:08	○19:53
大針公民館前	○18:09	○19:54
大針	○18:10	○19:55
大針上	○18:11	○19:56
八久和発電所	○18:12	○19:57
尾浦橋	○18:13	○19:58
下田沢	○18:14	○19:59
下田沢中村	○18:15	○20:00
倉沢口	○18:16	○20:01
南部コミセン前	○18:17	○20:02
上田沢公民館前	○18:18	○20:03
診療所前	○18:19	○20:04
上田沢	○18:20	○20:05
鱒淵口	○18:24	・・・
荒沢ダム口	○18:28	・・・
勝岡橋	○18:31	・・・
誉谷	○18:34	・・・
大鳥口	○18:36	・・・
大鳥自然の家	○18:38	・・・
西大鳥	○18:39	・・・

【平日のみ運行】

	行先
系統番号	324
停留所名	エスモール
西大鳥	○6:20
大鳥自然の家	○6:20
大鳥口	○6:22
誉谷	○6:24
勝岡橋	○6:27
荒沢ダム口	○6:31
鱒淵口	○6:33
上田沢	○6:36
診療所前	○6:36
上田沢公民館前	○6:37
南部コミセン前	○6:37
倉沢口	○6:38
下田沢中村	○6:39
下田沢	○6:39
尾浦橋	○6:40
八久和発電所	○6:40
大針上	○6:41
大針	○6:42
大針公民館前	○6:43
西村口	○6:44
小針	○6:46
上砂川	○6:47
砂川西村	○6:48
砂川公民館	○6:48
中砂川	○6:49
行沢口	○6:50
本郷神社前	○6:50
高瀬口	○6:51
上本郷	○6:52
朝日中学校	○6:53
湯ノ沢岳登山口	○6:54
下本郷	○6:55
朝日庁舎	○6:56
新落合	○6:57
落合	○6:57
朝日局前	○6:58
頭首工前	○6:59
熊出公民館	○7:00
熊出	○7:00
下村口	○7:01
吉祥寺口	○7:02
板井川	○7:03
佐久間医院前	○7:04
下川原村	○7:04
木原	○7:05
関口	○7:06
追分	○7:07
下桂	○7:08
山添	○7:09
山添神明前	○7:10
茶屋川原	○7:11
南工業団地	○7:12
一里塚	○7:13
民田口	○7:15
外内島	○7:15
城南町	○7:16
三中前	○7:17
サウスモールみ～な	○7:18
みやはらクリニック	○7:19
南銀座	○7:21
内川通り	○7:22
本町川端通り	○7:23
山王町	○7:25
日吉町	○7:26
鶴岡駅前	○7:29
エスモールバスターミナル	○7:31

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

（中央高校）エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－大網

【平日のみ運行】

	行先	
系統番号	326	326
停留所	大網	大網
エスモールバスターミナル①のりば	○17:00	○18:50
鶴岡駅前③のりば	○17:03	○18:53
日吉町	○17:05	○18:55
山王町	○17:06	○18:56
銀座通り	○17:07	○18:57
南銀座	○17:10	○19:00
みやはらクリニック	○17:12	○19:02
サウスモールみ～な	○17:14	○19:04
三中前	○17:15	○19:05
城南町	○17:16	○19:06
外内島	○17:17	○19:07
民田口	○17:17	○19:07
一里塚	○17:19	○19:09
南工業団地	○17:20	○19:10
茶屋川原	○17:21	○19:11
山添神明前	○17:22	○19:12
山添	○17:23	○19:13
下桂	○17:23	○19:13
追分	○17:24	○19:14
関口	○17:25	○19:15
木原	○17:26	○19:16
下川原村	○17:27	○19:17
佐久間医院前	○17:28	○19:18
板井川	○17:29	○19:19
楯村口	○17:30	○19:20
興屋地蔵前	○17:31	○19:21
沖田	○17:32	○19:22
朝日スポーツセンター前	○17:33	○19:23
谷口	○17:34	○19:24
立岩	○17:35	○19:25
産直あさひグー	○17:36	○19:26
新落合発電所	○17:37	○19:27
下名川	○17:38	○19:28
名川	○17:39	○19:29
柳屋	○17:40	○19:30
上名川	○17:41	○19:31
かみの	○17:41	○19:31
月山あさひ博物村	○17:43	○19:33
※米の粉の滝ﾄﾞﾗｲﾌﾞｲﾝ	○17:45	○19:35
大網	○17:49	○19:39
大網局前	○17:49	○19:39

【平日のみ運行】

	行先
系統番号	326
停留所	エスモール中央高校
大網局前	○6:35
大網	○6:35
※米の粉の滝ﾄﾞﾗｲﾌﾞｲﾝ	○6:39
月山あさひ博物村	○6:40
かみの	○6:41
上名川	○6:42
柳屋	○6:43
名川	○6:44
下名川	○6:45
新落合発電所	○6:46
産直あさひグー	○6:47
立岩	○6:48
谷口	○6:49
朝日スポーツセンター前	○6:50
沖田	○6:51
興屋地蔵前	○6:52
楯村口	○6:53
板井川	○6:54
佐久間医院前	○6:55
下川原村	○6:55
木原	○6:56
関口	○6:57
追分	○6:58
下桂	○6:59
山添	○7:00
山添神明前	○7:01
茶屋川原	○7:02
南工業団地	○7:03
一里塚	○7:04
民田口	○7:06
外内島	○7:06
城南町	○7:07
三中前	○7:08
サウスモールみ～な	○7:09
みやはらクリニック	○7:10
南銀座	○7:12
内川通り	○7:13
本町川端通り	○7:14
山王町	○7:16
日吉町	○7:17
鶴岡駅前①のりば	○7:20
エスモールバスターミナル①のりば	○7:22
中央高校	○7:30

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

※印のバス停留所「米の粉の滝ドライブイン」は12/1～3/31までの間は停車しません。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－ゆ～Town

【平日のみ運行】

	行先		
系統番号	321	321	321
停留所	ゆ～Town	ゆ～Town	ゆ～Town
エスモールバスターミナル①のりば	○9:35	○16:10	○17:55
鶴岡駅前③のりば	○9:38	○16:13	○17:58
日吉町	○9:40	○16:15	○18:00
山王町	○9:41	○16:16	○18:01
銀座通り	○9:42	○16:17	○18:02
南銀座	○9:45	○16:20	○18:05
みやはらクリニック	○9:47	○16:22	○18:07
サウスモールみ～な	○9:49	○16:24	○18:09
三中前	○9:50	○16:25	○18:10
城南町中央	○9:51	○16:26	○18:11
稲荷前	○9:52	○16:27	○18:12
斎藤川原	○9:54	○16:29	○18:14
斎学校前	○9:55	○16:30	○18:15
我老林	○9:56	○16:31	○18:16
泉山	○9:57	○16:32	○18:17
勝福寺	○9:58	○16:33	○18:18
下三千刈	○10:00	○16:35	○18:20
くしびき温泉ゆ～Town	○10:01	○16:36	○18:21

【平日のみ運行】

	行先		
系統番号	321	321	321
停留所	エスモール	エスモール	エスモール
くしびき温泉ゆ～Town	○7:26	○13:30	○17:00
下三千刈	○7:27	○13:31	○17:01
勝福寺	○7:28	○13:32	○17:02
泉山	○7:29	○13:33	○17:03
我老林	○7:30	○13:34	○17:04
斎学校前	○7:31	○13:35	○17:05
斎藤川原	○7:32	○13:36	○17:06
稲荷前	○7:34	○13:38	○17:08
城南町中央	○7:35	○13:39	○17:09
三中前	○7:36	○13:40	○17:10
サウスモールみ～な	○7:37	○13:41	○17:11
みやはらクリニック	○7:38	○13:42	○17:12
南銀座	○7:40	○13:44	○17:14
内川通り	○7:41	○13:45	○17:15
本町川端通り	○7:42	○13:46	○17:16
山王町	○7:44	○13:48	○17:18
日吉町	○7:45	○13:49	○17:19
鶴岡駅前	○7:48	○13:52	○17:22
エスモールバスターミナル	○7:50	○13:54	○17:24

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

(こころの医療センター)－　エスモール・鶴岡駅前－湯田川温泉－坂の下－越沢

系統番号	071	071	071	076 073	071	075	073	073		
停留所	湯田川	湯田川	湯田川	越沢	湯田川	坂の下	越沢	越沢 4～11月 平日	越沢 4～11月 土日祝	越沢 12～3月
こころの医療センター	…	…	…	○13:05	…	○15:25	…	…	…	…
茅原	…	…	…	○13:07	…	○15:27	…	…	…	…
二中前	…	…	…	○13:08	…	○15:28	…	…	…	…
道形	…	…	…	○13:10	…	○15:30	…	…	…	…
エスモールバスターミナル①のりば	○7:42	○7:55	11:25	13:15	14:35	○15:35	16:20	○18:55	※18:00	18:00
鶴岡駅前①のりば	○7:45	○7:58	11:28	13:18	14:38	○15:38	16:23	○18:58	※18:03	18:03
日吉町	○7:47	○8:00	11:30	13:20	14:40	○15:40	16:25	○19:00	※18:05	18:05
山王町	○7:48	○8:01	11:31	13:21	14:41	○15:41	16:26	○19:01	※18:06	18:06
銀座通り	○7:49	○8:02	11:32	13:22	14:42	○15:42	16:27	○19:02	※18:07	18:07
南銀座	○7:52	○8:05	11:35	13:25	14:45	○15:45	16:30	○19:05	※18:10	18:10
七日町	○7:54	○8:07	11:37	13:27	14:47	○15:47	16:32	○19:07	※18:12	18:12
上肴町	○7:55	○8:08	11:38	13:28	14:48	○15:48	16:33	○19:08	※18:13	18:13
光学寺前	○7:57	○8:10	11:40	13:30	14:50	○15:50	16:35	○19:10	※18:15	18:15
陽光町	○7:58	○8:11	11:41	13:31	14:51	○15:51	16:36	○19:11	※18:16	18:16
稲生一丁目	○8:00	○8:13	11:43	13:33	14:53	○15:53	16:38	○19:13	※18:18	18:18
稲生	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	○19:14	※18:19	18:19
高等養護学校前	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	○19:14	※18:19	18:19
新山口	○8:02	○8:15	11:45	13:35	14:55	○15:55	16:40	○19:15	※18:20	18:20
国立高専前	○8:03	○8:16	11:46	13:36	14:56	○15:56	16:41	○19:16	※18:21	18:21
岡山	○8:04	○8:17	11:47	13:37	14:57	○15:57	16:42	○19:17	※18:22	18:22
ニツ屋	○8:05	○8:18	11:48	13:38	14:58	○15:58	16:43	○19:18	※18:23	18:23
愛光園	○8:06	○8:19	11:49	13:39	14:59	○15:59	16:44	○19:19	※18:24	18:24
一本松	○8:08	○8:21	11:51	13:41	15:01	○16:01	16:46	○19:21	※18:26	18:26
湯田川口	○8:09	○8:22	11:52	13:42	15:02	○16:02	16:47	○19:22	※18:27	18:27
湯田川温泉リハビリテーション病院	○8:12	○8:25	11:55	…	…	○16:05	…	…	…	…
湯田川公園前	○8:13	○8:26	11:56	13:43	15:03	○16:06	16:48	○19:23	※18:28	18:28
湯田川温泉	○8:14	○8:27	11:57	13:44	15:04	○16:07	16:49	○19:24	※18:29	18:29
町田川	…	…	…	13:49	…	○16:12	16:54	○19:29	※18:34	18:34
中河原	…	…	…	13:50	…	○16:13	16:55	○19:30	※18:35	18:35
田川コミセン前	…	…	…	13:51	…	○16:14	16:56	○19:31	※18:36	18:36
西蓮花寺	…	…	…	13:51	…	○16:14	16:56	○19:31	※18:36	18:36
蓮花寺	…	…	…	13:52	…	○16:15	16:57	○19:32	※18:37	18:37
下関根	…	…	…	13:53	…	○16:16	16:58	○19:33	※18:38	18:38
中関根	…	…	…	13:53	…	○16:16	16:58	○19:33	※18:38	18:38
上関根	…	…	…	13:54	…	○16:17	16:59	○19:34	※18:39	18:39
東目口	…	…	…	13:54	…	○16:17	16:59	○19:34	※18:39	18:39
五十川俣	…	…	…	13:55	…	○16:18	17:00	○19:35	※18:40	18:40
河倉口	…	…	…	13:56	…	○16:19	17:01	○19:36	※18:41	18:41
坂の下	…	…	…	13:57	…	○16:20	17:02	○19:37	※18:42	18:42
◆菅野代公民館前	…	…	…	14:04	…	…	17:09	○19:44	※18:49	…
下菅野代	…	…	…	14:04	…	…	17:09	○19:44	※18:49	18:49
菅野代	…	…	…	14:04	…	…	17:09	○19:44	※18:49	18:49
中菅野代	…	…	…	14:05	…	…	17:10	○19:45	※18:50	18:50
上菅野代	…	…	…	14:06	…	…	17:11	○19:46	※18:51	18:51
温海川長元屋	…	…	…	14:10	…	…	17:15	○19:50	※18:55	18:55
温海川	…	…	…	14:10	…	…	17:15	○19:50	※18:55	18:55
木野俣郵便局前	…	…	…	14:17	…	…	17:22	○19:57	※19:02	19:02
旧福栄小学校前	…	…	…	14:19	…	…	17:24	○19:59	※19:04	19:04
越沢	…	…	…	14:21	…	…	17:26	○20:01	※19:06	19:06

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16, 1/4～1/5　の間運休。
※印の青時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16, 1/4～1/5 のみ運行
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16, 12/30～12/31, 1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
◆印のバス停留所「菅野代公民館前」は12月～3月までの間は停車しません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

越沢－坂の下－湯田川温泉－鶴岡駅前・エスモール　-(中央高校)・(こころの医療センター)

系統番号	073	092	075	073	071	073	074 071	073	071	072	071
停留所	エスモール	中央高校	エスモール こころの医療センター 平日	エスモール こころの医療センター 土日祝	エスモール	エスモール	エスモール こころの医療センター	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
越沢	○6:40	…	…	※7:12	…	8:50	…	13:40	…	…	…
旧福栄小学校前	○6:42	…	…	※7:14	…	8:52	…	13:42	…	…	…
木野俣郵便局前	○6:44	…	…	※7:16	…	8:54	…	13:44	…	…	…
温海川	○6:52	…	…	※7:24	…	9:02	…	13:52	…	…	…
温海川長元屋	○6:52	…	…	※7:24	…	9:02	…	13:52	…	…	…
上菅野代	○6:57	…	…	※7:29	…	9:07	…	13:57	…	…	…
中菅野代	○6:58	…	…	※7:30	…	9:08	…	13:58	…	…	…
菅野代	○6:58	…	…	※7:30	…	9:08	…	13:58	…	…	…
下菅野代	○6:59	…	…	※7:31	…	9:09	…	13:59	…	…	…
◆菅野代公民館前	○6:59	…	…	※7:31	…	9:09	…	13:59	…	…	…
坂の下	○7:08	…	○7:40	※7:40	…	9:18	…	14:08	…	○16:55	…
河倉口	○7:08	…	○7:40	※7:40	…	9:18	…	14:08	…	○16:55	…
五十川俣	○7:09	…	○7:41	※7:41	…	9:19	…	14:09	…	○16:56	…
東目口	○7:10	…	○7:42	※7:42	…	9:20	…	14:10	…	○16:57	…
上関根	○7:10	…	○7:42	※7:42	…	9:20	…	14:10	…	○16:57	…
中関根	○7:11	…	○7:43	※7:43	…	9:21	…	14:11	…	○16:58	…
下関根	○7:12	…	○7:44	※7:44	…	9:22	…	14:12	…	○16:59	…
蓮花寺	○7:13	…	○7:45	※7:45	…	9:23	…	14:13	…	○17:00	…
西蓮花寺	○7:13	…	○7:45	※7:45	…	9:23	…	14:13	…	○17:00	…
田川コミセン前	○7:14	…	○7:46	※7:46	…	9:24	…	14:14	…	○17:01	…
中河原	○7:15	…	○7:47	※7:47	…	9:25	…	14:15	…	○17:02	…
町田川	○7:16	…	○7:48	※7:48	…	9:26	…	14:16	…	○17:03	…
湯田川温泉	○7:21	…	○7:55	※7:55	○8:40	9:31	12:15	14:21	15:25	○17:08	○18:26
湯田川公園前	○7:22	…	○7:56	※7:56	○8:41	9:32	12:16	14:22	15:26	○17:09	○18:27
湯田川温泉リハビリテーション病院	…	…	…	…	○8:44	…	12:19	14:25	15:29	○17:12	…
湯田川口	○7:23	…	○7:57	※7:57	○8:45	9:33	12:20	14:26	15:30	○17:13	○18:28
一本松	○7:24	…	○7:58	※7:58	○8:46	9:34	12:21	14:27	15:31	○17:14	○18:29
愛光園	○7:25	…	○7:59	※7:59	○8:47	9:35	12:22	14:28	15:32	○17:15	○18:30
ニツ屋	○7:26	…	○8:00	※8:00	○8:48	9:36	12:23	14:29	15:33	○17:16	○18:31
岡山	○7:27	…	○8:01	※8:01	○8:49	9:37	12:24	14:30	15:34	○17:17	○18:32
国立高専前	○7:28	…	○8:02	※8:02	○8:50	9:38	12:25	14:31	15:35	○17:18	○18:33
新山口	○7:28	…	○8:02	※8:02	○8:50	9:38	12:25	14:31	15:35	○17:18	○18:33
高等養護学校前	○7:29	…	○8:03	※8:03	○8:51	9:39	12:26	14:32	15:36	○17:19	○18:34
稲生	○7:30	…	○8:04	※8:04	○8:52	9:40	12:27	14:33	15:37	○17:20	○18:35
稲生一丁目	○7:31	…	○8:05	※8:05	○8:53	9:41	12:28	14:34	15:38	○17:21	○18:36
陽光町	○7:32	…	○8:06	※8:06	○8:54	9:42	12:29	14:35	15:39	○17:22	○18:37
光学寺前	○7:33	…	○8:07	※8:07	○8:55	9:43	12:30	14:36	15:40	○17:23	○18:38
上肴町	○7:34	…	○8:08	※8:08	○8:56	9:44	12:31	14:37	15:41	○17:24	○18:39
七日町	○7:35	…	○8:09	※8:09	○8:57	9:45	12:32	14:38	15:42	○17:25	○18:40
一日市通り	○7:36	…	○8:10	※8:10	○8:58	9:46	12:33	14:39	15:43	○17:26	○18:41
内川通り	○7:37	…	○8:11	※8:11	○8:59	9:47	12:34	14:40	15:44	○17:27	○18:42
本町川端通り	○7:38	…	○8:12	※8:12	○9:00	9:48	12:35	14:41	15:45	○17:28	○18:43
山王町	○7:40	…	○8:14	※8:14	○9:02	9:50	12:37	14:43	15:47	○17:30	○18:45
日吉町	○7:41	…	○8:15	※8:15	○9:03	9:51	12:38	14:44	15:48	○17:31	○18:46
鶴岡駅前	○7:44	…	○8:18	※8:18	○9:06	9:54	12:41	14:47	15:51	○17:34	○18:49
エスモールバスターミナル①のりば	○7:46	○7:46	○8:20	※8:20	○9:08	9:56	12:43	14:49	15:53	○17:36	○18:51
道形	…	…	○8:24	…	…	…	○12:47	…	…	…	…
二中前	…	…	○8:25	…	…	…	○12:48	…	…	…	…
茅原	…	…	○8:26	…	…	…	○12:49	…	…	…	…
こころの医療センター	…	…	○8:27	…	…	…	○12:50	…	…	…	…
中央高校	…	○7:53	…	…	…	…	…	…	…	…	…

鶴岡駅前から「中央高校」・「こころの医療センター」行きは、①番のりばとなります。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16, 1/4～1/5　の間運休。
※印の青時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16, 1/4～1/5 のみ運行
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16, 12/30～12/31, 1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
◆印のバス停留所「菅野代公民館前」は12月～3月までの間は停車しません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

（中央高校）エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－庄内観光物産館－あつみ温泉

【平日時刻表】

系統番号	061	061	061	061	061	
停留所	あつみ温泉	あつみ温泉	あつみ温泉	あつみ温泉	あつみ温泉	
					4～11月	12～3月
エスモールバスターミナル①のりば	11:05	12:40	13:50	17:05	18:45	18:20
鶴岡駅前①のりば	11:08	12:43	13:53	17:08	18:48	18:23
日吉町	11:10	12:45	13:55	17:10	18:50	18:25
山王町	11:11	12:46	13:56	17:11	18:51	18:26
銀座通り	11:12	12:47	13:57	17:12	18:52	18:27
南銀座	11:15	12:50	14:00	17:15	18:55	18:30
一日市通り	11:18	12:53	14:03	17:18	18:58	18:33
鶴岡市役所前	11:20	12:55	14:05	17:20	19:00	18:35
致道博物館	11:21	12:56	14:06	17:21	19:01	18:36
図書館前	11:22	12:57	14:07	17:22	19:02	18:37
新海町	11:23	12:58	14:08	17:23	19:03	18:38
鶴岡市中央公民館	11:25	13:00	14:10	17:25	19:05	18:40
庄内銀行西支店-志田整形外科医院前	11:25	13:00	14:10	17:25	19:05	18:40
南岳寺	11:26	13:01	14:11	17:26	19:06	18:41
ウエストモール	11:28	13:03	14:13	17:28	19:08	18:43
庄内観光物産館	11:31	13:06	14:16	17:31	19:11	18:46
美咲町クリニック通り	11:34	13:09	14:19	17:34	19:14	18:49
ウエストモール	11:35	13:10	14:20	17:35	19:15	18:50
小淀川口	11:36	13:11	14:21	17:36	19:16	18:51
淀川	11:37	13:12	14:22	17:37	19:17	18:52
白山興屋	11:38	13:13	14:23	17:38	19:18	18:53
大泉小前	11:39	13:14	14:24	17:39	19:19	18:54
下清水	11:41	13:16	14:26	17:41	19:21	18:56
中清水	11:42	13:17	14:27	17:42	19:22	18:57
上清水	11:43	13:18	14:28	17:43	19:23	18:58
新橋	11:44	13:19	14:29	17:44	19:24	18:59
水沢口	11:46	13:21	14:31	17:46	19:26	19:01
水沢駅口	11:47	13:22	14:32	17:47	19:27	19:02
大荒	11:48	13:23	14:33	17:48	19:28	19:03
お釈迦様・荒倉口	11:50	13:25	14:35	17:50	19:30	19:05
由良温泉	11:53	13:28	14:38	17:53	19:33	19:08
由良郵便局前	11:54	13:29	14:39	17:54	19:34	19:09
由良漁協前	11:55	13:30	14:40	17:55	19:35	19:10
ユースホステル	11:57	13:32	14:42	17:57	19:37	19:12
三瀬	11:58	13:33	14:43	17:58	19:38	19:13
小波渡	12:00	13:35	14:45	18:00	19:40	19:15
中波渡	12:01	13:36	14:46	18:01	19:41	19:16
大波渡	12:02	13:37	14:47	18:02	19:42	19:17
五十川駅前(国道)	12:05	13:40	14:50	18:05	19:45	19:20
鈴漁港前	12:07	13:42	14:52	18:07	19:47	19:22
鈴	12:07	13:42	14:52	18:07	19:47	19:22
塩俵岩	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49	19:24
立岩	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49	19:24
暮坪	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49	19:24
米子	12:11	13:46	14:56	18:11	19:51	19:26
長喜屋前	12:12	13:47	14:57	18:12	19:52	19:27
不動岩前	12:13	13:48	14:58	18:13	19:53	19:28
あつみ温泉駅	12:14	13:49	14:59	18:14	19:54	19:29
温海庁舎前	12:15	13:50	15:00	18:15	19:55	19:30
あつみ小学校前	12:18	13:53	15:03	18:18	19:58	19:33
温海柳原	12:19	13:54	15:04	18:19	19:59	19:34
温海ＮＴＴ交換所	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00	19:35
あつみ観光協会前	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00	19:35
足湯あんべ湯前	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00	19:35
熊野神社前	12:21	13:56	15:06	18:21	20:01	19:36
月見橋	12:21	13:56	15:06	18:21	20:01	19:36
温海営業所	12:23	13:58	15:08	18:23	20:03	19:38

系統番号	061	092	061	061	061	061
停留所	エスモール	中央高校	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
温海営業所	6:35	・・・	7:20	8:55	10:10	15:50
月見橋	6:37	・・・	7:22	8:57	10:12	15:52
熊野神社前	6:37	・・・	7:22	8:57	10:12	15:52
足湯あんべ湯前	6:38	・・・	7:23	8:58	10:13	15:53
あつみ観光協会前	6:38	・・・	7:23	8:58	10:13	15:53
温海ＮＴＴ交換所	6:38	・・・	7:23	8:58	10:13	15:53
温海柳原	6:39	・・・	7:24	8:59	10:14	15:54
あつみ小学校前	6:40	・・・	7:25	9:00	10:15	15:55
温海庁舎前	6:43	・・・	7:28	9:03	10:18	15:58
あつみ温泉駅	6:44	・・・	7:29	9:04	10:19	15:59
不動岩前	6:45	・・・	7:30	9:05	10:20	16:00
長喜屋前	6:46	・・・	7:31	9:06	10:21	16:01
米子	6:48	・・・	7:33	9:08	10:23	16:03
暮坪	6:49	・・・	7:34	9:09	10:24	16:04
立岩	6:50	・・・	7:35	9:10	10:25	16:05
塩俵岩	6:50	・・・	7:35	9:10	10:25	16:05
鈴	6:51	・・・	7:36	9:11	10:26	16:06
鈴漁港前	6:51	・・・	7:36	9:11	10:26	16:06
五十川駅前(国道)	6:54	・・・	7:39	9:14	10:29	16:09
大波渡	6:57	・・・	7:42	9:17	10:32	16:12
中波渡	6:58	・・・	7:43	9:18	10:33	16:13
小波渡	6:59	・・・	7:44	9:19	10:34	16:14
三瀬	7:01	・・・	7:46	9:21	10:36	16:16
ユースホステル	7:02	・・・	7:47	9:22	10:37	16:17
由良漁協前	7:04	・・・	7:49	9:24	10:39	16:19
由良郵便局前	7:05	・・・	7:50	9:25	10:40	16:20
由良温泉	7:06	・・・	7:51	9:26	10:41	16:21
お釈迦様・荒倉口	7:09	・・・	7:54	9:29	10:44	16:24
大荒	7:10	・・・	7:55	9:30	10:45	16:25
水沢駅口	7:11	・・・	7:56	9:31	10:46	16:26
水沢口	7:13	・・・	7:58	9:33	10:48	16:28
新橋	7:14	・・・	7:59	9:34	10:49	16:29
上清水	7:15	・・・	8:00	9:35	10:50	16:30
中清水	7:16	・・・	8:01	9:36	10:51	16:31
下清水	7:17	・・・	8:02	9:37	10:52	16:32
大泉小前	7:20	・・・	8:05	9:40	10:55	16:35
白山興屋	7:21	・・・	8:06	9:41	10:56	16:36
淀川	7:22	・・・	8:07	9:42	10:57	16:37
小淀川口	7:23	・・・	8:08	9:43	10:58	16:38
ウエストモール	7:24	・・・	8:09	9:44	10:59	16:39
庄内観光物産館	7:27	・・・	8:12	9:47	11:02	16:42
美咲町クリニック通り	7:30	・・・	8:15	9:50	11:05	16:45
ウエストモール	7:31	・・・	8:16	9:51	11:06	16:46
南岳寺	7:32	・・・	8:17	9:52	11:07	16:47
鶴岡市中央公民館	7:34	・・・	8:19	9:54	11:09	16:49
新海町	7:35	・・・	8:20	9:55	11:10	16:50
図書館前	7:36	・・・	8:21	9:56	11:11	16:51
致道博物館	7:37	・・・	8:22	9:57	11:12	16:52
鶴岡市役所前	7:38	・・・	8:23	9:58	11:13	16:53
内川通り	7:40	・・・	8:25	10:00	11:15	16:55
本町川端通り	7:41	・・・	8:26	10:01	11:16	16:56
山王町	7:43	・・・	8:28	10:03	11:18	16:58
日吉町	7:44	・・・	8:29	10:04	11:19	16:59
鶴岡駅前	7:47	・・・	8:32	10:07	11:22	17:02
エスモールバスターミナル	7:49	7:49	8:34	10:09	11:24	17:04
中央高校	・・・	7:56	・・・	・・・	・・・	・・・

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	061	061	061
停留所	あつみ温泉	あつみ温泉	あつみ温泉
エスモールバスターミナル①のりば	11:05	12:40	17:05
鶴岡駅前①のりば	11:08	12:43	17:08
日吉町	11:10	12:45	17:10
山王町	11:11	12:46	17:11
銀座通り	11:12	12:47	17:12
南銀座	11:15	12:50	17:15
一日市通り	11:18	12:53	17:18
鶴岡市役所前	11:20	12:55	17:20
致道博物館	11:21	12:56	17:21
図書館前	11:22	12:57	17:22
新海町	11:23	12:58	17:23
鶴岡市中央公民館	11:25	13:00	17:25
庄内銀行西支店-志田整形外科医院前	11:25	13:00	17:25
南岳寺	11:26	13:01	17:26
ウエストモール	11:28	13:03	17:28
庄内観光物産館	11:31	13:06	17:31
美咲町クリニック通り	11:34	13:09	17:34
ウエストモール	11:35	13:10	17:35
小淀川口	11:36	13:11	17:36
淀川	11:37	13:12	17:37
白山興屋	11:38	13:13	17:38
大泉小前	11:39	13:14	17:39
下清水	11:41	13:16	17:41
中清水	11:42	13:17	17:42
上清水	11:43	13:18	17:43
新橋	11:44	13:19	17:44
水沢口	11:46	13:21	17:46
水沢駅口	11:47	13:22	17:47
大荒	11:48	13:23	17:48
お釈迦様・荒倉口	11:50	13:25	17:50
由良温泉	11:53	13:28	17:53
由良郵便局前	11:54	13:29	17:54
由良漁協前	11:55	13:30	17:55
ユースホステル	11:57	13:32	17:57
三瀬	11:58	13:33	17:58
小波渡	12:00	13:35	18:00
中波渡	12:01	13:36	18:01
大波渡	12:02	13:37	18:02
五十川駅前(国道)	12:05	13:40	18:05
鈴漁港前	12:07	13:42	18:07
鈴	12:07	13:42	18:07
塩俵岩	12:09	13:44	18:09
立岩	12:09	13:44	18:09
暮坪	12:09	13:44	18:09
米子	12:11	13:46	18:11
長喜屋前	12:12	13:47	18:12
不動岩前	12:13	13:48	18:13
あつみ温泉駅	12:14	13:49	18:14
温海庁舎前	12:15	13:50	18:15
あつみ小学校前	12:18	13:53	18:18
温海柳原	12:19	13:54	18:19
温海ＮＴＴ交換所	12:20	13:55	18:20
あつみ観光協会前	12:20	13:55	18:20
足湯あんべ湯前	12:20	13:55	18:20
熊野神社前	12:21	13:56	18:21
月見橋	12:21	13:56	18:21
温海営業所	12:23	13:58	18:23

系統番号	061	061	061
停留所	エスモール	エスモール	エスモール
温海営業所	7:20	8:55	10:10
月見橋	7:22	8:57	10:12
熊野神社前	7:22	8:57	10:12
足湯あんべ湯前	7:23	8:58	10:13
あつみ観光協会前	7:23	8:58	10:13
温海ＮＴＴ交換所	7:23	8:58	10:13
温海柳原	7:24	8:59	10:14
あつみ小学校前	7:25	9:00	10:15
温海庁舎前	7:28	9:03	10:18
あつみ温泉駅	7:29	9:04	10:19
不動岩前	7:30	9:05	10:20
長喜屋前	7:31	9:06	10:21
米子	7:33	9:08	10:23
暮坪	7:34	9:09	10:24
立岩	7:35	9:10	10:25
塩俵岩	7:35	9:10	10:25
鈴	7:36	9:11	10:26
鈴漁港前	7:36	9:11	10:26
五十川駅前(国道)	7:39	9:14	10:29
大波渡	7:42	9:17	10:32
中波渡	7:43	9:18	10:33
小波渡	7:44	9:19	10:34
三瀬	7:46	9:21	10:36
ユースホステル	7:47	9:22	10:37
由良漁協前	7:49	9:24	10:39
由良郵便局前	7:50	9:25	10:40
由良温泉	7:51	9:26	10:41
お釈迦様・荒倉口	7:54	9:29	10:44
大荒	7:55	9:30	10:45
水沢駅口	7:56	9:31	10:46
水沢口	7:58	9:33	10:48
新橋	7:59	9:34	10:49
上清水	8:00	9:35	10:50
中清水	8:01	9:36	10:51
下清水	8:02	9:37	10:52
大泉小前	8:05	9:40	10:55
白山興屋	8:06	9:41	10:56
淀川	8:07	9:42	10:57
小淀川口	8:08	9:43	10:58
ウエストモール	8:09	9:44	10:59
庄内観光物産館	8:12	9:47	11:02
美咲町クリニック通り	8:15	9:50	11:05
ウエストモール	8:16	9:51	11:06
南岳寺	8:17	9:52	11:07
鶴岡市中央公民館	8:19	9:54	11:09
新海町	8:20	9:55	11:10
図書館前	8:21	9:56	11:11
致道博物館	8:22	9:57	11:12
鶴岡市役所前	8:23	9:58	11:13
内川通り	8:25	10:00	11:15
本町川端通り	8:26	10:01	11:16
山王町	8:28	10:03	11:18
日吉町	8:29	10:04	11:19
鶴岡駅前	8:32	10:07	11:22
エスモールバスターミナル	8:34	10:09	11:24

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。
※鶴岡駅前から中央高校行きは①番のりばとなります。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

鶴岡－藤島駅前－清川

【平日のみ運行】

系統番号	081	081	081
停留所	清川	清川	清川
エスモールバスターミナル③のりば	○7:40	○13:45	○17:15
鶴岡駅前③のりば	○7:43	○13:48	○17:18
西大宝寺	○7:45	○13:50	○17:20
大宝寺	○7:46	○13:51	○17:21
押口	○7:49	○13:54	○17:24
大半田住宅前	○7:50	○13:55	○17:25
大半田	○7:51	○13:56	○17:26
幕の内	○7:53	○13:58	○17:28
スタンレー前	○7:55	○14:00	○17:30
渡前	○7:56	○14:01	○17:31
下渡前	○7:57	○14:02	○17:32
上藤島	○7:58	○14:03	○17:33
六所神社前	○7:59	○14:04	○17:34
藤島駅前	○8:01	○14:06	○17:36
藤島上町	○8:03	○14:08	○17:38
農業改良普及センター	○8:04	○14:09	○17:39
藤島庁舎前	○8:04	○14:09	○17:39
藤島仲町	○8:05	○14:10	○17:40
下町会館	○8:06	○14:11	○17:41
藤島下町	○8:07	○14:12	○17:42
三枚橋	○8:09	○14:14	○17:44
三和	○8:10	○14:15	○17:45
京田橋	○8:11	○14:16	○17:46
千本杉	○8:12	○14:17	○17:47
桑田口	○8:13	○14:18	○17:48
山水園口	○8:15	○14:20	○17:50
立川庁舎前	○8:18	○14:23	○17:53
旧商工会前	○8:19	○14:24	○17:54
狩川銀行前	○8:20	○14:25	○17:55
狩川駅前	○8:21	○14:26	○17:56
東本町	○8:22	○14:27	○17:57
東興野	○8:24	○14:29	○17:59
清川駅	○8:27	○14:32	○18:02
清川	○8:28	○14:33	○18:03
※清川八郎記念館	○8:29	○14:34	○18:04

【平日のみ運行】

系統番号	081	081	081
停留所	エスモール	エスモール	エスモール
※清川八郎記念館	○6:45	○8:50	○15:00
清川	○6:46	○8:51	○15:01
清川駅	○6:47	○8:52	○15:02
東興野	○6:50	○8:55	○15:05
東本町	○6:52	○8:57	○15:07
狩川駅前	○6:53	○8:58	○15:08
狩川銀行前	○6:54	○8:59	○15:09
旧商工会前	○6:55	○9:00	○15:10
立川庁舎前	○6:56	○9:01	○15:11
山水園口	○6:59	○9:04	○15:14
桑田口	○7:02	○9:07	○15:17
千本杉	○7:03	○9:08	○15:18
京田橋	○7:04	○9:09	○15:19
三和	○7:05	○9:10	○15:20
三枚橋	○7:06	○9:11	○15:21
藤島下町	○7:08	○9:13	○15:23
下町会館	○7:08	○9:13	○15:23
藤島仲町	○7:09	○9:14	○15:24
藤島庁舎前	○7:10	○9:15	○15:25
農業改良普及センター	○7:10	○9:15	○15:25
藤島上町	○7:11	○9:16	○15:26
藤島駅前	○7:12	○9:17	○15:27
六所神社前	○7:14	○9:19	○15:29
上藤島	○7:15	○9:20	○15:30
下渡前	○7:16	○9:21	○15:31
渡前	○7:17	○9:22	○15:32
スタンレー前	○7:18	○9:23	○15:33
幕の内	○7:19	○9:24	○15:34
大半田	○7:21	○9:26	○15:36
大半田住宅前	○7:22	○9:27	○15:37
押口	○7:23	○9:28	○15:38
大宝寺	○7:26	○9:31	○15:41
西大宝寺	○7:27	○9:32	○15:42
鶴岡駅前②のりば	○7:29	○9:34	○15:44
エスモールバスターミナル	○7:31	○9:36	○15:46

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

※印の清川八郎記念館は12/1～3/31までの間は停車しません。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前→（庄内観光物産館）→加茂水族館→湯野浜温泉

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034
停留所	湯野浜温泉 加茂水族館経由	湯野浜温泉 加茂水族館経由	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館
エスモールバスターミナル①のりば	7:15	7:45	8:50	10:35	13:00	14:45	16:00	18:05
鶴岡駅前②のりば	7:18	7:48	8:53	10:38	13:03	14:48	16:03	18:08
日吉町	7:20	7:50	8:55	10:40	13:05	14:50	16:05	18:10
山王町	7:21	7:51	8:56	10:41	13:06	14:51	16:06	18:11
銀座通り	7:22	7:52	8:57	10:42	13:07	14:52	16:07	18:12
南銀座	7:25	7:55	9:00	10:45	13:10	14:55	16:10	18:15
一日市通り	7:28	7:58	9:03	10:48	13:13	14:58	16:13	18:18
鶴岡市役所前	7:30	8:00	9:05	10:50	13:15	15:00	16:15	18:20
致道博物館	7:31	8:01	9:06	10:51	13:16	15:01	16:16	18:21
図書館前	7:32	8:02	9:07	10:52	13:17	15:02	16:17	18:22
新海町	7:33	8:03	9:08	10:53	13:18	15:03	16:18	18:23
鶴岡市中央公民館	7:35	8:05	9:10	10:55	13:20	15:05	16:20	18:25
荘内銀行西支店・忠田整形外科医院前	7:35	8:05	9:10	10:55	13:20	15:05	16:20	18:25
美咲町	—	—	9:11	10:56	13:21	15:06	16:21	18:26
美咲町クリニック通り	—	—	9:12	10:57	13:22	15:07	16:22	18:27
庄内観光物産館	—	—	9:16	11:01	13:26	15:11	16:26	18:31
美咲町通り	7:36	8:06	—	—	—	—	—	—
中野京田	7:38	8:08	9:18	11:03	13:28	15:13	16:28	18:33
愛宕神社前	7:39	8:09	9:19	11:04	13:29	15:14	16:29	18:34
柳原	7:40	8:10	9:20	11:05	13:30	15:15	16:30	18:35
友江町	7:41	8:11	9:21	11:06	13:31	15:16	16:31	18:36
大山荘銀前	7:42	8:12	9:22	11:07	13:32	15:17	16:32	18:37
大山郵便局前	7:43	8:13	9:23	11:08	13:33	15:18	16:33	18:38
大山西町	7:44	8:14	9:24	11:09	13:34	15:19	16:34	18:39
大山NTT前	7:44	8:14	9:24	11:09	13:34	15:19	16:34	18:39
菱津口	7:45	8:15	9:25	11:10	13:35	15:20	16:35	18:40
菱津	7:46	8:16	9:26	11:11	13:36	15:21	16:36	18:41
加茂新屋敷	7:48	8:18	9:28	11:13	13:38	15:23	16:38	18:43
加茂緑町	7:49	8:19	9:29	11:14	13:39	15:24	16:39	18:44
加茂登町	7:50	8:20	9:30	11:15	13:40	15:25	16:40	18:45
加茂春日神社前	7:51	8:21	9:31	11:16	13:41	15:26	16:41	18:46
加茂水産高校前	7:52	8:22	9:32	11:17	13:42	15:27	16:42	18:47
加茂水族館	7:54	8:24	9:34	11:19	13:44	15:29	16:44	18:49
加茂水産高校前	7:55	8:25	9:35	11:20	13:45	15:30	16:45	18:50
加茂春日神社前	7:56	8:26	9:36	11:21	13:46	15:31	16:46	18:51
加茂石野屋前	7:57	8:27	9:37	11:22	13:47	15:32	16:47	18:52
北防波堤前	7:58	8:28	9:38	11:23	13:48	15:33	16:48	18:53
金沢	7:59	8:29	9:39	11:24	13:49	15:34	16:49	18:54
宮沢	8:00	8:30	9:40	11:25	13:50	15:35	16:50	18:55
レストハウス前	8:01	8:31	9:41	11:26	13:51	15:36	16:51	18:56
湯野浜海岸	8:02	8:32	9:42	11:27	13:52	15:37	16:52	18:57
海水浴場	8:03	8:33	9:43	11:28	13:53	15:38	16:53	18:58
湯野浜一丁目	8:04	8:34	9:44	11:29	13:54	15:39	16:54	18:59
うしお荘前	8:04	8:34	9:44	11:29	13:54	15:39	16:54	18:59
湯野浜温泉	8:05	8:35	9:45	11:30	13:55	15:40	16:55	19:00

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	034	034	034	034	034
停留所	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館	湯野浜温泉 加茂水族館経由 物産館
エスモールバスターミナル①のりば	8:35	10:35	13:00	14:45	16:00
鶴岡駅前②のりば	8:38	10:38	13:03	14:48	16:03
日吉町	8:40	10:40	13:05	14:50	16:05
山王町	8:41	10:41	13:06	14:51	16:06
銀座通り	8:42	10:42	13:07	14:52	16:07
南銀座	8:45	10:45	13:10	14:55	16:10
一日市通り	8:48	10:48	13:13	14:58	16:13
鶴岡市役所前	8:50	10:50	13:15	15:00	16:15
致道博物館	8:51	10:51	13:16	15:01	16:16
図書館前	8:52	10:52	13:17	15:02	16:17
新海町	8:53	10:53	13:18	15:03	16:18
鶴岡市中央公民館	8:55	10:55	13:20	15:05	16:20
荘内銀行西支店・忠田整形外科医院前	8:55	10:55	13:20	15:05	16:20
美咲町	8:56	10:56	13:21	15:06	16:21
美咲町クリニック通り	8:57	10:57	13:22	15:07	16:22
庄内観光物産館	9:01	11:01	13:26	15:11	16:26
中野京田	9:03	11:03	13:28	15:13	16:28
愛宕神社前	9:04	11:04	13:29	15:14	16:29
柳原	9:05	11:05	13:30	15:15	16:30
友江町	9:06	11:06	13:31	15:16	16:31
大山荘銀前	9:07	11:07	13:32	15:17	16:32
大山郵便局前	9:08	11:08	13:33	15:18	16:33
大山西町	9:09	11:09	13:34	15:19	16:34
大山NTT前	9:09	11:09	13:34	15:19	16:34
菱津口	9:10	11:10	13:35	15:20	16:35
菱津	9:11	11:11	13:36	15:21	16:36
加茂新屋敷	9:13	11:13	13:38	15:23	16:38
加茂緑町	9:14	11:14	13:39	15:24	16:39
加茂登町	9:15	11:15	13:40	15:25	16:40
加茂春日神社前	9:16	11:16	13:41	15:26	16:41
加茂水産高校前	9:17	11:17	13:42	15:27	16:42
加茂水族館	9:19	11:19	13:44	15:29	16:44
加茂水産高校前	9:20	11:20	13:45	15:30	16:45
加茂春日神社前	9:21	11:21	13:46	15:31	16:46
加茂石野屋前	9:22	11:22	13:47	15:32	16:47
北防波堤前	9:23	11:23	13:48	15:33	16:48
金沢	9:24	11:24	13:49	15:34	16:49
宮沢	9:25	11:25	13:50	15:35	16:50
レストハウス前	9:26	11:26	13:51	15:36	16:51
湯野浜海岸	9:27	11:27	13:52	15:37	16:52
海水浴場	9:28	11:28	13:53	15:38	16:53
湯野浜一丁目	9:29	11:29	13:54	15:39	16:54
うしお荘前	9:29	11:29	13:54	15:39	16:54
湯野浜温泉	9:30	11:30	13:55	15:40	16:55

この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

湯野浜温泉→加茂水族館→（庄内観光物産館）→鶴岡駅前・エスモールバスターミナル

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034	032
停留所	エスモール 加茂水族館経由	エスモール 加茂水族館経由	エスモール 物産館経由 加茂水族館	物産館経由 加茂水族館	物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館	物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館	エスモール 加茂水族館経由
湯野浜温泉	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
うしお荘前	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
湯野浜一丁目	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
湯野浜温泉口	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
海水浴場	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
湯野浜海岸	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
レストハウス前	7:13	8:23	9:03	10:08	12:18	14:18	16:03	17:18	19:23
宮沢	7:14	8:24	9:04	10:09	12:19	14:19	16:04	17:19	19:24
金沢	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
北防波堤前	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
加茂石野屋前	7:17	8:27	9:07	10:12	12:22	14:22	16:07	17:22	19:27
加茂春日神社前	7:18	8:28	9:08	10:13	12:23	14:23	16:08	17:23	19:28
加茂水産高校前	7:19	8:29	9:09	10:14	12:24	14:24	16:09	17:24	19:29
加茂水族館	7:21	8:31	9:11	10:16	12:26	14:26	16:11	17:26	19:31
加茂水産高校前	7:22	8:32	9:12	10:17	12:27	14:27	16:12	17:27	19:32
加茂春日神社前	7:23	8:33	9:13	10:18	12:28	14:28	16:13	17:28	19:33
加茂登町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂緑町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂新屋敷	7:25	8:35	9:15	10:20	12:30	14:30	16:15	17:30	19:35
菱津	7:27	8:37	9:17	10:22	12:32	14:32	16:17	17:32	19:37
菱津口	7:28	8:38	9:18	10:23	12:33	14:33	16:18	17:33	19:38
大山NTT前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山西町	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山郵便局前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山荘銀前	7:30	8:40	9:20	10:25	12:35	14:35	16:20	17:35	19:40
友江町	7:31	8:41	9:21	10:26	12:36	14:36	16:21	17:36	19:41
柳原	7:32	8:42	9:22	10:27	12:37	14:37	16:22	17:37	19:42
愛宕神社前	7:33	8:43	9:23	10:28	12:38	14:38	16:23	17:38	19:43
中野京田	7:34	8:44	9:24	10:29	12:39	14:39	16:24	17:39	19:44
美咲町	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	—
美咲町クリニック通り	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	—
庄内観光物産館	—	—	9:29	10:34	12:44	14:44	16:29	17:44	—
美咲町通り	7:36	8:46	9:31	10:36	12:46	14:46	16:31	17:46	19:46
鶴岡市中央公民館	7:38	8:48	9:33	10:38	12:48	14:48	16:33	17:48	19:48
新海町	7:39	8:49	9:34	10:39	12:49	14:49	16:34	17:49	19:49
図書館前	7:40	8:50	9:35	10:40	12:50	14:50	16:35	17:50	19:50
致道博物館	7:41	8:51	9:36	10:41	12:51	14:51	16:36	17:51	19:51
鶴岡市役所前	7:42	8:52	9:37	10:42	12:52	14:52	16:37	17:52	19:52
内川通り	7:44	8:54	9:39	10:44	12:54	14:54	16:39	17:54	19:54
本町川端通り	7:45	8:55	9:40	10:45	12:55	14:55	16:40	17:55	19:55
山王町	7:47	8:57	9:42	10:47	12:57	14:57	16:42	17:57	19:57
日吉町	7:48	8:58	9:43	10:48	12:58	14:58	16:43	17:58	19:58
鶴岡駅前	7:51	9:01	9:46	10:51	13:01	15:01	16:46	18:01	20:01
エスモールバスターミナル	7:53	9:03	9:48	10:53	13:03	15:03	16:48	18:03	20:03

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	034	034	034	034	034
停留所	エスモール 物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館	エスモール 物産館経由 加茂水族館
湯野浜温泉	9:50	12:15	14:15	16:00	17:15
うしお荘前	9:50	12:15	14:15	16:00	17:15
湯野浜一丁目	9:51	12:16	14:16	16:01	17:16
湯野浜温泉口	9:51	12:16	14:16	16:01	17:16
海水浴場	9:52	12:17	14:17	16:02	17:17
湯野浜海岸	9:52	12:17	14:17	16:02	17:17
レストハウス前	9:53	12:18	14:18	16:03	17:18
宮沢	9:54	12:19	14:19	16:04	17:19
金沢	9:56	12:21	14:21	16:06	17:21
北防波堤前	9:56	12:21	14:21	16:06	17:21
加茂石野屋前	9:57	12:22	14:22	16:07	17:22
加茂春日神社前	9:58	12:23	14:23	16:08	17:23
加茂水産高校前	9:59	12:24	14:24	16:09	17:24
加茂水族館	10:01	12:26	14:26	16:11	17:26
加茂水産高校前	10:02	12:27	14:27	16:12	17:27
加茂春日神社前	10:03	12:28	14:28	16:13	17:28
加茂登町	10:04	12:29	14:29	16:14	17:29
加茂緑町	10:04	12:29	14:29	16:14	17:29
加茂新屋敷	10:05	12:30	14:30	16:15	17:30
菱津	10:07	12:32	14:32	16:17	17:32
菱津口	10:08	12:33	14:33	16:18	17:33
大山NTT前	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山西町	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山郵便局前	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山荘銀前	10:10	12:35	14:35	16:20	17:35
友江町	10:11	12:36	14:36	16:21	17:36
柳原	10:12	12:37	14:37	16:22	17:37
愛宕神社前	10:13	12:38	14:38	16:23	17:38
中野京田	10:14	12:39	14:39	16:24	17:39
美咲町	10:15	12:40	14:40	16:25	17:40
美咲町クリニック通り	10:15	12:40	14:40	16:25	17:40
庄内観光物産館	10:19	12:44	14:44	16:29	17:44
美咲町通り	10:21	12:46	14:46	16:31	17:46
鶴岡市中央公民館	10:23	12:48	14:48	16:33	17:48
新海町	10:24	12:49	14:49	16:34	17:49
図書館前	10:25	12:50	14:50	16:35	17:50
致道博物館	10:26	12:51	14:51	16:36	17:51
鶴岡市役所前	10:27	12:52	14:52	16:37	17:52
内川通り	10:29	12:54	14:54	16:39	17:54
本町川端通り	10:30	12:55	14:55	16:40	17:55
山王町	10:32	12:57	14:57	16:42	17:57
日吉町	10:33	12:58	14:58	16:43	17:58
鶴岡駅前	10:36	13:01	15:01	16:46	18:01
エスモールバスターミナル	10:38	13:03	15:03	16:48	18:03

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－庄内観光物産館－善宝寺－湯野浜温泉

【平日時刻表】

系統番号	033	033	033	033	033	033
停留所	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	9:45	12:00	13:45	16:30	17:30	18:30
鶴岡駅前②のりば	9:48	12:03	13:48	16:33	17:33	18:33
日吉町	9:50	12:05	13:50	16:35	17:35	18:35
山王町	9:51	12:06	13:51	16:36	17:36	18:36
銀座通り	9:52	12:07	13:52	16:37	17:37	18:37
南銀座	9:55	12:10	13:55	16:40	17:40	18:40
一日市通り	9:58	12:13	13:58	16:43	17:43	18:43
鶴岡市役所前	10:00	12:15	14:00	16:45	17:45	18:45
致道博物館	10:01	12:16	14:01	16:46	17:46	18:46
図書館前	10:02	12:17	14:02	16:47	17:47	18:47
新海町	10:03	12:18	14:03	16:48	17:48	18:48
鶴岡市中央公民館	10:05	12:20	14:05	16:50	17:50	18:50
庄内銀行酉支店・忠田整形外科医院前	10:05	12:20	14:05	16:50	17:50	18:50
美咲町	10:06	12:21	14:06	16:51	17:51	18:51
美咲町クリニック通り	10:07	12:22	14:07	16:52	17:52	18:52
庄内観光物産館	10:11	12:26	14:11	16:56	17:56	18:56
中野京田	10:13	12:28	14:13	16:58	17:58	18:58
愛宕神社前	10:14	12:29	14:14	16:59	17:59	18:59
柳原	10:15	12:30	14:15	17:00	18:00	19:00
友江町	10:16	12:31	14:16	17:01	18:01	19:01
大山荘銀前	10:17	12:32	14:17	17:02	18:02	19:02
大山上本町	10:18	12:33	14:18	17:03	18:03	19:03
大山公園口	10:19	12:34	14:19	17:04	18:04	19:04
大山馬町	10:20	12:35	14:20	17:05	18:05	19:05
椙尾神社前	10:21	12:36	14:21	17:06	18:06	19:06
善宝寺	10:25	12:40	14:25	17:10	18:10	19:10
西郷学校口	10:27	12:42	14:27	17:12	18:12	19:12
スパール前	10:28	12:43	14:28	17:13	18:13	19:13
東松並町	10:29	12:44	14:29	17:14	18:14	19:14
松並町	10:30	12:45	14:30	17:15	18:15	19:15
西松並町	10:31	12:46	14:31	17:16	18:16	19:16
湯野浜小学校	10:31	12:46	14:31	17:16	18:16	19:16
湯野浜一丁目	10:32	12:47	14:32	17:17	18:17	19:17
うしお荘前	10:32	12:47	14:32	17:17	18:17	19:17
湯野浜温泉	10:33	12:48	14:33	17:18	18:18	19:18

系統番号	031	033	033	033	033
停留所	エスモール経由	エスモール経由善宝寺・物産館	エスモール経由物産館・善宝寺	エスモール経由善宝寺・物産館	エスモール経由物産館・善宝寺
湯野浜温泉	7:15	11:00	13:00	14:45	17:30
うしお荘前	7:15	11:00	13:00	14:45	17:30
湯野浜一丁目	7:16	11:01	13:01	14:46	17:31
湯野浜温泉口	7:16	11:01	13:01	14:46	17:31
湯野浜小学校	7:17	11:02	13:02	14:47	17:32
西松並町	7:17	11:02	13:02	14:47	17:32
松並町	7:18	11:03	13:03	14:48	17:33
東松並町	7:19	11:04	13:04	14:49	17:34
スパール前	7:20	11:05	13:05	14:50	17:35
西郷学校口	7:21	11:06	13:06	14:51	17:36
善宝寺	7:23	11:08	13:08	14:53	17:38
椙尾神社前	7:25	11:10	13:10	14:55	17:40
大山馬町	7:26	11:11	13:11	14:56	17:41
大山公園口	7:27	11:12	13:12	14:57	17:42
大山上本町	7:28	11:13	13:13	14:58	17:43
大山荘銀前	7:29	11:14	13:14	14:59	17:44
友江町	7:30	11:15	13:15	15:00	17:45
柳原	7:31	11:16	13:16	15:01	17:46
愛宕神社前	7:32	11:17	13:17	15:02	17:47
中野京田	7:33	11:18	13:18	15:03	17:48
美咲町	—	11:19	13:19	15:04	17:49
美咲町クリニック通り	—	11:19	13:19	15:04	17:49
庄内観光物産館	—	11:23	13:23	15:08	17:53
美咲裏通り	7:35	11:25	13:25	15:10	17:55
鶴岡市中央公民館	7:37	11:27	13:27	15:12	17:57
新海町	7:38	11:28	13:28	15:13	17:58
図書館前	7:39	11:29	13:29	15:14	17:59
致道博物館	7:40	11:30	13:30	15:15	18:00
鶴岡市役所前	7:41	11:31	13:31	15:16	18:01
内川通り	7:43	11:33	13:33	15:18	18:03
本町川端通り	7:44	11:34	13:34	15:19	18:04
山王町	7:46	11:36	13:36	15:21	18:06
日吉町	7:47	11:37	13:37	15:22	18:07
鶴岡駅前	7:50	11:40	13:40	15:25	18:10
エスモールバスターミナル	7:52	11:42	13:42	15:27	18:12

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	033	033	033	033
停留所	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由善宝寺・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	9:45	11:30	14:00	17:30
鶴岡駅前②のりば	9:48	11:33	14:03	17:33
日吉町	9:50	11:35	14:05	17:35
山王町	9:51	11:36	14:06	17:36
銀座通り	9:52	11:37	14:07	17:37
南銀座	9:55	11:40	14:10	17:40
一日市通り	9:58	11:43	14:13	17:43
鶴岡市役所前	10:00	11:45	14:15	17:45
致道博物館	10:01	11:46	14:16	17:46
図書館前	10:02	11:47	14:17	17:47
新海町	10:03	11:48	14:18	17:48
鶴岡市中央公民館	10:05	11:50	14:20	17:50
庄内銀行酉支店・忠田整形外科医院前	10:05	11:50	14:20	17:50
美咲町	10:06	11:51	14:21	17:51
美咲町クリニック通り	10:07	11:52	14:22	17:52
庄内観光物産館	10:11	11:56	14:26	17:56
中野京田	10:13	11:58	14:28	17:58
愛宕神社前	10:14	11:59	14:29	17:59
柳原	10:15	12:00	14:30	18:00
友江町	10:16	12:01	14:31	18:01
大山荘銀前	10:17	12:02	14:32	18:02
大山上本町	10:18	12:03	14:33	18:03
大山公園口	10:19	12:04	14:34	18:04
大山馬町	10:20	12:05	14:35	18:05
椙尾神社前	10:21	12:06	14:36	18:06
善宝寺	10:25	12:10	14:40	18:10
西郷学校口	10:27	12:12	14:42	18:12
スパール前	10:28	12:13	14:43	18:13
東松並町	10:29	12:14	14:44	18:14
松並町	10:30	12:15	14:45	18:15
西松並町	10:31	12:16	14:46	18:16
湯野浜小学校	10:31	12:16	14:46	18:16
湯野浜一丁目	10:32	12:17	14:47	18:17
うしお荘前	10:32	12:17	14:47	18:17
湯野浜温泉	10:33	12:18	14:48	18:18

系統番号	033	033	033
停留所	エスモール経由物産館・善宝寺	エスモール経由善宝寺・物産館	エスモール経由物産館・善宝寺
湯野浜温泉	10:45	13:00	15:00
うしお荘前	10:45	13:00	15:00
湯野浜一丁目	10:46	13:01	15:01
湯野浜温泉口	10:46	13:01	15:01
湯野浜小学校	10:47	13:02	15:02
西松並町	10:47	13:02	15:02
松並町	10:48	13:03	15:03
東松並町	10:49	13:04	15:04
スパール前	10:50	13:05	15:05
西郷学校口	10:51	13:06	15:06
善宝寺	10:53	13:08	15:08
椙尾神社前	10:55	13:10	15:10
大山馬町	10:56	13:11	15:11
大山公園口	10:57	13:12	15:12
大山上本町	10:58	13:13	15:13
大山荘銀前	10:59	13:14	15:14
友江町	11:00	13:15	15:15
柳原	11:01	13:16	15:16
愛宕神社前	11:02	13:17	15:17
中野京田	11:03	13:18	15:18
美咲町	11:04	13:19	15:19
美咲町クリニック通り	11:04	13:19	15:19
庄内観光物産館	11:08	13:23	15:23
美咲裏通り	11:10	13:25	15:25
鶴岡市中央公民館	11:12	13:27	15:27
新海町	11:13	13:28	15:28
図書館前	11:14	13:29	15:29
致道博物館	11:15	13:30	15:30
鶴岡市役所前	11:16	13:31	15:31
内川通り	11:18	13:33	15:33
本町川端通り	11:19	13:34	15:34
山王町	11:21	13:36	15:36
日吉町	11:22	13:37	15:37
鶴岡駅前	11:25	13:40	15:40
エスモールバスターミナル	11:27	13:42	15:42

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－落合

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	7:40	9:00	11:45	13:20	14:40
鶴岡駅前③のりば	7:43	9:03	11:48	13:23	14:43
日吉町	7:45	9:05	11:50	13:25	14:45
山王町	7:46	9:06	11:51	13:26	14:46
銀座通り	7:47	9:07	11:52	13:27	14:47
南銀座	7:50	9:10	11:55	13:30	14:50
みやはらクリニック	7:52	9:12	11:57	13:32	14:52
サウスモールみ～な	7:54	9:14	11:59	13:34	14:54
三中前	7:55	9:15	12:00	13:35	14:55
城南町	7:56	9:16	12:01	13:36	14:56
外内島	7:57	9:17	12:02	13:37	14:57
民田口	7:57	9:17	12:02	13:37	14:57
一里塚	7:59	9:19	12:04	13:39	14:59
南工業団地	8:00	9:20	12:05	13:40	15:00
茶屋川原	8:01	9:21	12:06	13:41	15:01
協立リハビリ病院	8:02	9:22	12:07	13:42	15:02
山添神明前	8:02	9:22	12:07	13:42	15:02
山添	8:03	9:23	12:08	13:43	15:03
下桂	8:03	9:23	12:08	13:43	15:03
追分	8:04	9:24	12:09	13:44	15:04
関口	8:05	9:25	12:10	13:45	15:05
木原	8:06	9:26	12:11	13:46	15:06
下川原村	8:07	9:27	12:12	13:47	15:07
佐久間医院前	8:08	9:28	12:13	13:48	15:08
板井川	8:09	9:29	12:14	13:49	15:09
吉祥寺口	8:09	9:29	12:14	13:49	15:09
下村口	8:11	9:31	12:16	13:51	15:11
熊出	8:12	9:32	12:17	13:52	15:12
熊出公民館	8:13	9:33	12:18	13:53	15:13
頭首工前	8:14	9:34	12:19	13:54	15:14
朝日局前	8:15	9:35	12:20	13:55	15:15
落合	8:15	9:35	12:20	13:55	15:15
新落合	8:16	9:36	12:21	13:56	15:16
朝日庁舎	8:17	9:37	12:22	13:57	15:17

【土曜日時刻表】

系統番号	行先			
	329	329	329	329
停留所名	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	6:30	9:00	13:20	17:00
鶴岡駅前③のりば	6:33	9:03	13:23	17:03
日吉町	6:35	9:05	13:25	17:05
山王町	6:36	9:06	13:26	17:06
銀座通り	6:37	9:07	13:27	17:07
南銀座	6:40	9:10	13:30	17:10
みやはらクリニック	6:42	9:12	13:32	17:12
サウスモールみ～な	6:44	9:14	13:34	17:14
三中前	6:45	9:15	13:35	17:15
城南町	6:46	9:16	13:36	17:16
外内島	6:47	9:17	13:37	17:17
民田口	6:47	9:17	13:37	17:17
一里塚	6:49	9:19	13:39	17:19
南工業団地	6:50	9:20	13:40	17:20
茶屋川原	6:51	9:21	13:41	17:21
協立リハビリ病院	6:52	9:22	13:42	17:22
山添神明前	6:52	9:22	13:42	17:22
山添	6:53	9:23	13:43	17:23
下桂	6:53	9:23	13:43	17:23
追分	6:54	9:24	13:44	17:24
関口	6:55	9:25	13:45	17:25
木原	6:56	9:26	13:46	17:26
下川原村	6:57	9:27	13:47	17:27
佐久間医院前	6:58	9:28	13:48	17:28
板井川	6:59	9:29	13:49	17:29
吉祥寺口	6:59	9:29	13:49	17:29
下村口	7:01	9:31	13:51	17:31
熊出	7:02	9:32	13:52	17:32
熊出公民館	7:03	9:33	13:53	17:33
頭首工前	7:04	9:34	13:54	17:34
朝日局前	7:05	9:35	13:55	17:35
落合	7:05	9:35	13:55	17:35
新落合	7:06	9:36	13:56	17:36
朝日庁舎	7:07	9:37	13:57	17:37

【日曜・祝休日】

系統番号	行先	
	329	329
停留所名	朝日庁舎	朝日庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	9:00	13:20
鶴岡駅前③のりば	9:03	13:23
日吉町	9:05	13:25
山王町	9:06	13:26
銀座通り	9:07	13:27
南銀座	9:10	13:30
みやはらクリニック	9:12	13:32
サウスモールみ～な	9:14	13:34
三中前	9:15	13:35
城南町	9:16	13:36
外内島	9:17	13:37
民田口	9:17	13:37
一里塚	9:19	13:39
南工業団地	9:20	13:40
茶屋川原	9:21	13:41
協立リハビリ病院	9:22	13:42
山添神明前	9:22	13:42
山添	9:23	13:43
下桂	9:23	13:43
追分	9:24	13:44
関口	9:25	13:45
木原	9:26	13:46
下川原村	9:27	13:47
佐久間医院前	9:28	13:48
板井川	9:29	13:49
吉祥寺口	9:29	13:49
下村口	9:31	13:51
熊出	9:32	13:52
熊出公民館	9:33	13:53
頭首工前	9:34	13:54
朝日局前	9:35	13:55
落合	9:35	13:55
新落合	9:36	13:56
朝日庁舎	9:37	13:57

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
朝日庁舎	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
新落合	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
落合	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
朝日局前	8:51	10:11	13:01	14:31	15:51
頭首工前	8:52	10:12	13:02	14:32	15:52
熊出公民館	8:53	10:13	13:03	14:33	15:53
熊出	8:53	10:13	13:03	14:33	15:53
下村口	8:55	10:15	13:05	14:35	15:55
吉祥寺口	8:56	10:16	13:06	14:36	15:56
板井川	8:57	10:17	13:07	14:37	15:57
佐久間医院前	8:58	10:18	13:08	14:38	15:58
下川原村	8:58	10:18	13:08	14:38	15:58
木原	8:59	10:19	13:09	14:39	15:59
関口	9:00	10:20	13:10	14:40	16:00
追分	9:01	10:21	13:11	14:41	16:01
下桂	9:02	10:22	13:12	14:42	16:02
山添	9:03	10:23	13:13	14:43	16:03
山添神明前	9:04	10:24	13:14	14:44	16:04
協立リハビリ病院	9:05	10:25	13:15	14:45	16:05
茶屋川原	9:06	10:26	13:16	14:46	16:06
南工業団地	9:07	10:27	13:17	14:47	16:07
一里塚	9:07	10:27	13:17	14:47	16:07
民田口	9:09	10:29	13:19	14:49	16:09
外内島	9:09	10:29	13:19	14:49	16:09
城南町	9:10	10:30	13:20	14:50	16:10
三中前	9:11	10:31	13:21	14:51	16:11
サウスモールみ～な	9:12	10:32	13:22	14:52	16:12
みやはらクリニック	9:13	10:33	13:23	14:53	16:13
南銀座	9:15	10:35	13:25	14:55	16:15
内川通り	9:16	10:36	13:26	14:56	16:16
本町川端通り	9:17	10:37	13:27	14:57	16:17
山王町	9:19	10:39	13:29	14:59	16:19
日吉町	9:20	10:40	13:30	15:00	16:20
鶴岡駅前	9:23	10:43	13:33	15:03	16:23
エスモールバスターミナル	9:25	10:45	13:35	15:05	16:25

【土曜日時刻表】

系統番号	行先			
	329	329	329	329
停留所名	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
朝日庁舎	7:28	10:00	14:30	18:00
新落合	7:28	10:00	14:30	18:00
落合	7:28	10:00	14:30	18:00
朝日局前	7:29	10:01	14:31	18:01
頭首工前	7:30	10:02	14:32	18:02
熊出公民館	7:31	10:03	14:33	18:03
熊出	7:31	10:03	14:33	18:03
下村口	7:33	10:05	14:35	18:05
吉祥寺口	7:34	10:06	14:36	18:06
板井川	7:35	10:07	14:37	18:07
佐久間医院前	7:36	10:08	14:38	18:08
下川原村	7:36	10:08	14:38	18:08
木原	7:37	10:09	14:39	18:09
関口	7:38	10:10	14:40	18:10
追分	7:39	10:11	14:41	18:11
下桂	7:40	10:12	14:42	18:12
山添	7:41	10:13	14:43	18:13
山添神明前	7:42	10:14	14:44	18:14
協立リハビリ病院	7:43	10:15	14:45	18:15
茶屋川原	7:44	10:16	14:46	18:16
南工業団地	7:45	10:17	14:47	18:17
一里塚	7:45	10:17	14:47	18:17
民田口	7:47	10:19	14:49	18:19
外内島	7:47	10:19	14:49	18:19
城南町	7:48	10:20	14:50	18:20
三中前	7:49	10:21	14:51	18:21
サウスモールみ～な	7:50	10:22	14:52	18:22
みやはらクリニック	7:51	10:23	14:53	18:23
南銀座	7:53	10:25	14:55	18:25
内川通り	7:54	10:26	14:56	18:26
本町川端通り	7:55	10:27	14:57	18:27
山王町	7:57	10:29	14:59	18:29
日吉町	7:58	10:30	15:00	18:30
鶴岡駅前	8:01	10:33	15:03	18:33
エスモールバスターミナル	8:03	10:35	15:05	18:35

【日曜・祝休日】

系統番号	行先	
	329	329
停留所名	エスモール	エスモール
朝日庁舎	10:00	14:30
新落合	10:00	14:30
落合	10:00	14:30
朝日局前	10:01	14:31
頭首工前	10:02	14:32
熊出公民館	10:03	14:33
熊出	10:03	14:33
下村口	10:05	14:35
吉祥寺口	10:06	14:36
板井川	10:07	14:37
佐久間医院前	10:08	14:38
下川原村	10:08	14:38
木原	10:09	14:39
関口	10:10	14:40
追分	10:11	14:41
下桂	10:12	14:42
山添	10:13	14:43
山添神明前	10:14	14:44
協立リハビリ病院	10:15	14:45
茶屋川原	10:16	14:46
南工業団地	10:17	14:47
一里塚	10:17	14:47
民田口	10:19	14:49
外内島	10:19	14:49
城南町	10:20	14:50
三中前	10:21	14:51
サウスモールみ～な	10:22	14:52
みやはらクリニック	10:23	14:53
南銀座	10:25	14:55
内川通り	10:26	14:56
本町川端通り	10:27	14:57
山王町	10:29	14:59
日吉町	10:30	15:00
鶴岡駅前	10:33	15:03
エスモールバスターミナル	10:35	15:05

8/13～8/16，12/30～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

エスモール・鶴岡駅前→羽黒随神門・いでは文化記念館前
いでは文化記念館前・羽黒随神門→羽黒山頂⇒　月山八合目

系統番号	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041
停留所	※羽黒随神門	※羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	○羽黒随神門
エスモールバスターミナル①のりば	※6:00	※7:00	7:50	9:40	10:40	11:40	12:55	14:30	15:30	17:25	○18:35
鶴岡駅前①のりば	※6:03	※7:03	7:53	9:43	10:43	11:43	12:58	14:33	15:33	17:28	○18:38
日吉町	※6:05	※7:05	7:55	9:45	10:45	11:45	13:00	14:35	15:35	17:30	○18:40
山王町	※6:06	※7:06	7:56	9:46	10:46	11:46	13:01	14:36	15:36	17:31	○18:41
銀座通り	※6:07	※7:07	7:57	9:47	10:47	11:47	13:02	14:37	15:37	17:32	○18:42
南銀座	※6:10	※7:10	8:00	9:50	10:50	11:50	13:05	14:40	15:40	17:35	○18:45
天満宮前	※6:12	※7:12	8:02	9:52	10:52	11:52	13:07	14:42	15:42	17:37	○18:47
苗津新橋	※6:13	※7:13	8:03	9:53	10:53	11:53	13:08	14:43	15:43	17:38	○18:48
苗津荘銀前	※6:14	※7:14	8:04	9:54	10:54	11:54	13:09	14:44	15:44	17:39	○18:49
出羽庄内国際村	※6:15	※7:15	8:05	9:55	10:55	11:55	13:10	14:45	15:45	17:40	○18:50
赤川	※6:16	※7:16	8:06	9:56	10:56	11:56	13:11	14:46	15:46	17:41	○18:51
三ツ橋	※6:17	※7:17	8:07	9:57	10:57	11:57	13:12	14:47	15:47	17:42	○18:52
狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	14:48	15:48	17:43	○18:53
中狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	14:48	15:48	17:43	○18:53
西黒瀬	※6:19	※7:19	8:09	9:59	10:59	11:59	13:14	14:49	15:49	17:44	○18:54
ゆぽか	※6:21	※7:21	8:11	10:01	11:01	12:01	13:16	14:51	15:51	17:46	○18:56
黒瀬	※6:23	※7:23	8:13	10:03	11:03	12:03	13:18	14:53	15:53	17:48	○18:58
荒川	※6:24	※7:24	8:14	10:04	11:04	12:04	13:19	14:54	15:54	17:49	○18:59
羽黒庁舎前	※6:25	※7:25	8:15	10:05	11:05	12:05	13:20	14:55	15:55	17:50	○19:00
笹川	※6:27	※7:27	8:17	10:07	11:07	12:07	13:22	14:57	15:57	17:52	○19:02
野荒町	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	14:58	15:58	17:53	○19:03
十文字	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	14:58	15:58	17:53	○19:03
石の館サンロード前	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	15:00	16:00	17:55	○19:05
大鳥居	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	15:00	16:00	17:55	○19:05
羽黒高校前	※6:31	※7:31	8:21	10:11	11:11	12:11	13:26	15:01	16:01	17:56	○19:06
松原町	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	15:02	16:02	17:57	○19:07
蝦夷館公園前	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	15:02	16:02	17:57	○19:07
羽黒案内所	※6:33	※7:33	8:23	10:13	11:13	12:13	13:28	15:03	16:03	17:58	○19:08
黄金堂前	※6:34	※7:34	8:24	10:14	11:14	12:14	13:29	15:04	16:04	17:59	○19:09
羽黒荒町	※6:35	※7:35	8:25	10:15	11:15	12:15	13:30	15:05	16:05	18:00	○19:10
桜小路	※6:36	※7:36	8:26	10:16	11:16	12:16	13:31	15:06	16:06	18:01	○19:11
羽黒随神門	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	15:09	16:09	18:04	○19:14
いでは文化記念館前	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	15:09	16:09	18:04	○19:14
	⇓	⇓	⇓		⇓	⇓	⇓	⇓	⇓		
	⇓	⇓	⇓		⇓	⇓	⇓	⇓	⇓		

系統番号	044	044	044	044	044	044	044	044	044		
停留所	※山頂	※山頂	■山頂	※山頂	山頂	■山頂	山頂	山頂	■山頂		
いでは文化記念館前	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37	15:12	■16:12		
羽黒随神門	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37	15:12	■16:12		
荒沢寺・ビジターセンター前	※6:50	※7:50	■8:40	※10:38	11:30	■12:30	13:45	15:20	■16:20		
休暇村庄内羽黒	※6:52	※7:52	■8:42	※10:40	11:32	■12:32	13:47	15:22	■16:22		
羽黒山頂	※6:57	※7:57	■8:47	※10:45	11:37	■12:37	13:52	15:27	■16:27		
	⇓	⇓			↓注意		⇓				
	⇓	⇓			このダイヤで月山へ行かれる場合、『休暇村羽黒』で乗継してください。		⇓				
	⇓	⇓					⇓				
	⇓	⇓					⇓				

系統番号	043	043			043		043				
停留所	※月山	※月山			※月山		※月山				
羽黒山頂	※7:05	※8:05			※11:37		※14:05				
休暇村庄内羽黒	※7:10	※8:10			※11:42		※14:10				
荒沢寺・ビジターセンター前	※7:11	※8:11			※11:43		※14:11				
月山八合目	※8:00	※9:00			※12:32		※15:00				

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
※印の青時刻は、7月～9月の予定日のみ 運行。
■印の時刻は、4月～11月の間 運行。
(注)「つるおか1日乗り放題券，ゴールドパス高齢者福祉定期券，自動車運転免許返納者割引定期券」は羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

■ 令和5(2023)年 「月山八合目線」路線バス運行日

■ ･･･ ※印青時刻の運行日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

令和5年(2023年)4月1日改正

月山八合目→羽黒山頂→羽黒随神門・いでは文化記念館前
いでは文化記念館前・羽黒随神門→鶴岡駅前・エスモール

系統番号			043	043			043		043
停留所			※山頂	※山頂			※山頂		※山頂
月山八合目			※8:30	※9:30			※13:10		※15:45
荒沢寺・ビジターセンター前			※9:19	※10:19			※13:59		※16:34
休暇村庄内羽黒			※9:20	※10:20			※14:00		※16:35
羽黒山頂			※9:25	※10:25			※14:05		※16:40
							⇓		⇓
							⇓		⇓

系統番号		044	044	044	044	044	044	044	044
停留所		随神門	随神門	随神門	随神門	随神門	随神門	随神門	随神門
羽黒山頂		■9:00	※10:00	※11:00	12:00	■13:00	14:25	15:50	■17:00
休暇村庄内羽黒		■9:05	※10:05	※11:05	12:05	■13:05	14:30	15:55	■17:05
荒沢寺・ビジターセンター前		■9:06	※10:06	※11:06	12:06	■13:06	14:31	15:56	■17:06
羽黒随神門		■9:14	※10:14	※11:14	12:14	■13:14	14:39	16:04	■17:14
いでは文化記念館前		■9:14	※10:14	※11:14	12:14	■13:14	14:39	16:04	■17:14
		⇓			⇓	⇓	⇓	⇓	⇓
		⇓			⇓	⇓	⇓	⇓	⇓

系統番号	041	041	041		041	041	041	041	041
停留所	○鶴岡	鶴岡	鶴岡		鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡
いでは文化記念館前	○7:20	9:17	10:40		12:17	13:17	14:42	16:07	17:17
羽黒随神門	○7:21	9:18	10:41		12:18	13:18	14:43	16:08	17:18
桜小路	○7:22	9:19	10:42		12:19	13:19	14:44	16:09	17:19
羽黒荒町	○7:23	9:20	10:43		12:20	13:20	14:45	16:10	17:20
黄金堂前	○7:24	9:21	10:44		12:21	13:21	14:46	16:11	17:21
羽黒案内所	○7:24	9:21	10:44		12:21	13:21	14:46	16:11	17:21
蝦夷舘公園前	○7:25	9:22	10:45		12:22	13:22	14:47	16:12	17:22
松原町	○7:26	9:23	10:46		12:23	13:23	14:48	16:13	17:23
羽黒高校前	○7:27	9:24	10:47		12:24	13:24	14:49	16:14	17:24
大鳥居	○7:27	9:24	10:47		12:24	13:24	14:49	16:14	17:24
石の館サンロード前	○7:28	9:25	10:48		12:25	13:25	14:50	16:15	17:25
十文字	○7:29	9:26	10:49		12:26	13:26	14:51	16:16	17:26
野荒町	○7:30	9:27	10:50		12:27	13:27	14:52	16:17	17:27
笹川	○7:31	9:28	10:51		12:28	13:28	14:53	16:18	17:28
羽黒庁舎前	○7:32	9:29	10:52		12:29	13:29	14:54	16:19	17:29
荒川	○7:33	9:30	10:53		12:30	13:30	14:55	16:20	17:30
黒瀬	○7:34	9:31	10:54		12:31	13:31	14:56	16:21	17:31
ゆぽか	○7:36	9:33	10:56		12:33	13:33	14:58	16:23	17:33
西黒瀬	○7:38	9:35	10:58		12:35	13:35	15:00	16:25	17:35
中狩谷	○7:39	9:36	10:59		12:36	13:36	15:01	16:26	17:36
狩谷	○7:39	9:36	10:59		12:36	13:36	15:01	16:26	17:36
三ツ橋	○7:41	9:38	11:01		12:38	13:38	15:03	16:28	17:38
赤川	○7:41	9:38	11:01		12:38	13:38	15:03	16:28	17:38
出羽庄内国際村	○7:42	9:39	11:02		12:39	13:39	15:04	16:29	17:39
苗津荘銀前	○7:44	9:41	11:04		12:41	13:41	15:06	16:31	17:41
苗津新橋	○7:45	9:42	11:05		12:42	13:42	15:07	16:32	17:42
天満宮前	○7:46	9:43	11:06		12:43	13:43	15:08	16:33	17:43
南銀座	○7:47	9:44	11:07		12:44	13:44	15:09	16:34	17:44
一日市通り	○7:50	9:47	11:10		12:47	13:47	15:12	16:37	17:47
内川通り	○7:51	9:48	11:11		12:48	13:48	15:13	16:38	17:48
本町川端通り	○7:52	9:49	11:12		12:49	13:49	15:14	16:39	17:49
山王町	○7:54	9:51	11:14		12:51	13:51	15:16	16:41	17:51
日吉町	○7:55	9:52	11:15		12:52	13:52	15:17	16:42	17:52
鶴岡駅前	○7:58	9:55	11:18		12:55	13:55	15:20	16:45	17:55
エスモールバスターミナル	○8:00	9:57	11:20		12:57	13:57	15:22	16:47	17:57

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
※印の青時刻は、7月～9月の予定日のみ 運行。
■印の時刻は、4月～11月の間 運行。
(注)「つるおか1日乗り放題券，ゴールドパス高齢者福祉定期券，自動車運転免許返納者割引定期券」は
羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

鶴岡市内循環 Aコース 右回り

系統番号	051	051	051	051	051	051	051	051
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:00	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00
鶴岡駅前③のりば	8:03	9:03	10:03	11:03	13:03	14:03	15:03	16:03
西大宝寺	8:05	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	15:05	16:05
第５コミセン前	8:06	9:06	10:06	11:06	13:06	14:06	15:06	16:06
鳥居町	8:08	9:08	10:08	11:08	13:08	14:08	15:08	16:08
上内川橋	8:10	9:10	10:10	11:10	13:10	14:10	15:10	16:10
朝暘町郵便局前	8:10	9:10	10:10	11:10	13:10	14:10	15:10	16:10
日出１丁目	8:11	9:11	10:11	11:11	13:11	14:11	15:11	16:11
苗津新橋[南側]	8:12	9:12	10:12	11:12	13:12	14:12	15:12	16:12
黒沢眼科前	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	16:13
天満宮前[北側]	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	16:13
苗津新橋[北側]	8:14	9:14	10:14	11:14	13:14	14:14	15:14	16:14
法林寺	8:16	9:16	10:16	11:16	13:16	14:16	15:16	16:16
二小前	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	16:17
南ショッピングセンター前	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	16:17
八ツ興屋	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:20	16:20
中村整形前	8:21	9:21	10:21	11:21	13:21	14:21	15:21	16:21
二小前	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	15:23	16:23
長者町	8:24	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:24	16:24
生協千石センター前	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	15:25	16:25
第１コミセン前	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	16:26
一小前	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	16:26
協立病院	8:28	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	16:28
サウスモールみ～な	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30
みやはらクリニック	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	15:31	16:31
南銀座	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	15:33	16:33
市役所東	8:34	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	15:34	16:34
第2合同庁舎前	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	15:35	16:35
荘内病院	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	16:36
般若寺	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	15:37	16:37
鶴岡駅前	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	15:40	16:40
エスモールバスターミナル	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	15:43	16:43

鶴岡市内循環 Aコース 左回り

系統番号	052	052	052	052	052	052	052	052
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	7:45	8:45	9:45	10:45	12:45	13:45	14:45	16:45
鶴岡駅前③のりば	7:48	8:48	9:48	10:48	12:48	13:48	14:48	16:48
般若寺	7:50	8:50	9:50	10:50	12:50	13:50	14:50	16:50
荘内病院	7:52	8:52	9:52	10:52	12:52	13:52	14:52	16:52
第2合同庁舎前	7:53	8:53	9:53	10:53	12:53	13:53	14:53	16:53
市役所東	7:54	8:54	9:54	10:54	12:54	13:54	14:54	16:54
南銀座	7:56	8:56	9:56	10:56	12:56	13:56	14:56	16:56
みやはらクリニック	7:58	8:58	9:58	10:58	12:58	13:58	14:58	16:58
サウスモールみ～な	8:00	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	17:00
協立病院	8:02	9:02	10:02	11:02	13:02	14:02	15:02	17:02
一小前	8:03	9:03	10:03	11:03	13:03	14:03	15:03	17:03
第１コミセン前	8:04	9:04	10:04	11:04	13:04	14:04	15:04	17:04
生協千石センター前	8:05	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	15:05	17:05
長者町	8:06	9:06	10:06	11:06	13:06	14:06	15:06	17:06
二小前	8:07	9:07	10:07	11:07	13:07	14:07	15:07	17:07
南ショッピングセンター前	8:07	9:07	10:07	11:07	13:07	14:07	15:07	17:07
八ツ興屋	8:10	9:10	10:10	11:10	13:10	14:10	15:10	17:10
中村整形前	8:11	9:11	10:11	11:11	13:11	14:11	15:11	17:11
二小前	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	17:13
法林寺	8:15	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	15:15	17:15
苗津新橋[南側]	8:16	9:16	10:16	11:16	13:16	14:16	15:16	17:16
黒沢眼科前	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	17:17
天満宮前[北側]	8:18	9:18	10:18	11:18	13:18	14:18	15:18	17:18
苗津新橋[北側]	8:19	9:19	10:19	11:19	13:19	14:19	15:19	17:19
日出１丁目	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:20	17:20
朝暘町郵便局前	8:21	9:21	10:21	11:21	13:21	14:21	15:21	17:21
上内川橋	8:22	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	15:22	17:22
鳥居町	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	15:23	17:23
第５コミセン前	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	15:25	17:25
西大宝寺	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	17:26
鶴岡駅前	8:28	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	17:28
エスモールバスターミナル	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	15:31	17:31

12/31～1/3 は、全便運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

鶴岡市内循環 Bコース 右回り

系統番号	053	053	053	053	053	053	053	053
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	7:50	8:50	9:50	10:50	12:50	13:50	14:50	16:50
鶴岡駅前③のりば	7:53	8:53	9:53	10:53	12:53	13:53	14:53	16:53
般若寺	7:55	8:55	9:55	10:55	12:55	13:55	14:55	16:55
荘内病院	7:57	8:57	9:57	10:57	12:57	13:57	14:57	16:57
第2合同庁舎前	7:58	8:58	9:58	10:58	12:58	13:58	14:58	16:58
市役所東	7:58	8:58	9:58	10:58	12:58	13:58	14:58	16:58
鶴岡市役所前	7:59	8:59	9:59	10:59	12:59	13:59	14:59	16:59
致道博物館	8:00	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	17:00
図書館前	8:01	9:01	10:01	11:01	13:01	14:01	15:01	17:01
新海町公園前	8:02	9:02	10:02	11:02	13:02	14:02	15:02	17:02
今井歯科前	8:03	9:03	10:03	11:03	13:03	14:03	15:03	17:03
みどり町クリニック通り	8:04	9:04	10:04	11:04	13:04	14:04	15:04	17:04
大西町	8:05	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	15:05	17:05
大谷地団地	8:05	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	15:05	17:05
淀川郵便局前	8:06	9:06	10:06	11:06	13:06	14:06	15:06	17:06
淀川町	8:07	9:07	10:07	11:07	13:07	14:07	15:07	17:07
ウエストモール	8:09	9:09	10:09	11:09	13:09	14:09	15:09	17:09
庄内観光物産館	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	17:13
美咲クリニック前	8:15	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	15:15	17:15
三井病院前	8:16	9:16	10:16	11:16	13:16	14:16	15:16	17:16
美咲町	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	17:17
美咲東通り	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	17:17
合同庁舎前	8:19	9:19	10:19	11:19	13:19	14:19	15:19	17:19
鶴岡養護学校前	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:20	17:20
大部町	8:22	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	15:22	17:22
福祉センターふれあい前	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	15:23	17:23
主婦の店新斎町店前	8:24	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:24	17:24
新形	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	17:26
農学部前	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	17:26
鶴岡駅前	8:28	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	17:28
エスモールバスターミナル	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	15:31	17:31

鶴岡市内循環 Bコース 左回り

系統番号	054	054	054	054	054	054	054	054
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	15:40	16:40
鶴岡駅前③のりば	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	15:43	16:43
農学部前	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	15:46	16:46
盛華楼前	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	15:47	16:47
主婦の店新斎町店前	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	15:47	16:47
福祉センターふれあい前	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	15:49	16:49
西新斎町公民館前	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	15:49	16:49
鶴岡養護学校前	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	15:51	16:51
合同庁舎前	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	15:52	16:52
美咲町	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	15:54	16:54
美咲町クリニック通り	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	15:54	16:54
庄内観光物産館	8:58	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	15:58	16:58
美咲クリニック前	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00
三井病院前	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	16:01	17:01
ウエストモール	9:02	10:02	11:02	12:02	14:02	15:02	16:02	17:02
淀川町	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	16:03	17:03
淀川郵便局前	9:04	10:04	11:04	12:04	14:04	15:04	16:04	17:04
大谷地団地	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05	17:05
大西町	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05	17:05
みどり町クリニック通り	9:06	10:06	11:06	12:06	14:06	15:06	16:06	17:06
今井歯科前	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	16:07	17:07
新海町公園前	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	16:08	17:08
図書館前	9:09	10:09	11:09	12:09	14:09	15:09	16:09	17:09
致道博物館	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	16:10	17:10
鶴岡市役所前	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	16:11	17:11
市役所東	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	16:11	17:11
第2合同庁舎前	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	16:12	17:12
荘内病院	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	15:13	16:13	17:13
般若寺	9:15	10:15	11:15	12:15	14:15	15:15	16:15	17:15
鶴岡駅前	9:18	10:18	11:18	12:18	14:18	15:18	16:18	17:18
エスモールバスターミナル	9:21	10:21	11:21	12:21	14:21	15:21	16:21	17:21

12/31～1/3 は、全便運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和5年(2023年)4月1日改正

鶴岡市内循環 Cコース 右回り

系統番号	055	055	055	055	055	055	055	055
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:20	9:25	10:30	11:35	13:20	14:25	15:30	16:35
鶴岡駅前③のりば	8:23	9:28	10:33	11:38	13:23	14:28	15:33	16:38
日吉町	8:25	9:30	10:35	11:40	13:25	14:30	15:35	16:40
山王町	8:26	9:31	10:36	11:41	13:26	14:31	15:36	16:41
銀座通り	8:27	9:32	10:37	11:42	13:27	14:32	15:37	16:42
鶴岡市役所前	8:29	9:34	10:39	11:44	13:29	14:34	15:39	16:44
アートフォーラム前	8:30	9:35	10:40	11:45	13:30	14:35	15:40	16:45
田元小路	8:31	9:36	10:41	11:46	13:31	14:36	15:41	16:46
美原町	8:32	9:37	10:42	11:47	13:32	14:37	15:42	16:47
双葉町	8:33	9:38	10:43	11:48	13:33	14:38	15:43	16:48
一小前	8:34	9:39	10:44	11:49	13:34	14:39	15:44	16:49
協立病院	8:37	9:42	10:47	11:52	13:37	14:42	15:47	16:52
日枝東	8:39	9:44	10:49	11:54	13:39	14:44	15:49	16:54
日枝西	8:40	9:45	10:50	11:55	13:40	14:45	15:50	16:55
小真木原運動公園	8:41	9:46	10:51	11:56	13:41	14:46	15:51	16:56
こまぎの湯	8:43	9:48	10:53	11:58	13:43	14:48	15:53	16:58
小真木原町	8:43	9:48	10:53	11:58	13:43	14:48	15:53	16:58
稲生新橋	8:45	9:50	10:55	12:00	13:45	14:50	15:55	17:00
高等養護学校前	8:45	9:50	10:55	12:00	13:45	14:50	15:55	17:00
稲生中央	8:46	9:51	10:56	12:01	13:46	14:51	15:56	17:01
稲生公民館前	8:47	9:52	10:57	12:02	13:47	14:52	15:57	17:02
北田公園前	8:48	9:53	10:58	12:03	13:48	14:53	15:58	17:03
四小前	8:49	9:54	10:59	12:04	13:49	14:54	15:59	17:04
青柳町	8:51	9:56	11:01	12:06	13:51	14:56	16:01	17:06
大谷地団地	8:53	9:58	11:03	12:08	13:53	14:58	16:03	17:08
大西町	8:53	9:58	11:03	12:08	13:53	14:58	16:03	17:08
禅源寺前	8:54	9:59	11:04	12:09	13:54	14:59	16:04	17:09
大督寺前	8:55	10:00	11:05	12:10	13:55	15:00	16:05	17:10
致道博物館	8:56	10:01	11:06	12:11	13:56	15:01	16:06	17:11
鶴岡市役所前	8:57	10:02	11:07	12:12	13:57	15:02	16:07	17:12
市役所東	8:57	10:02	11:07	12:12	13:57	15:02	16:07	17:12
第2合同庁舎前	8:58	10:03	11:08	12:13	13:58	15:03	16:08	17:13
荘内病院	8:59	10:04	11:09	12:14	13:59	15:04	16:09	17:14
般若寺	9:00	10:05	11:10	12:15	14:00	15:05	16:10	17:15
鶴岡駅前	9:03	10:08	11:13	12:18	14:03	15:08	16:13	17:18
エスモールバスターミナル	9:06	10:11	11:16	12:21	14:06	15:11	16:16	17:21

鶴岡市内循環 Cコース 左回り

系統番号	056	056	056	056	056	056	056	056
停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	7:55	9:00	10:05	11:10	12:55	14:00	15:05	16:05
鶴岡駅前③のりば	7:58	9:03	10:08	11:13	12:58	14:03	15:08	16:08
般若寺	8:00	9:05	10:10	11:15	13:00	14:05	15:10	16:10
荘内病院	8:02	9:07	10:12	11:17	13:02	14:07	15:12	16:12
第2合同庁舎前	8:03	9:08	10:13	11:18	13:03	14:08	15:13	16:13
市役所東	8:03	9:08	10:13	11:18	13:03	14:08	15:13	16:13
鶴岡市役所前	8:04	9:09	10:14	11:19	13:04	14:09	15:14	16:14
致道博物館	8:05	9:10	10:15	11:20	13:05	14:10	15:15	16:15
大督寺前	8:06	9:11	10:16	11:21	13:06	14:11	15:16	16:16
新町公園前	8:07	9:12	10:17	11:22	13:07	14:12	15:17	16:17
大西町	8:08	9:13	10:18	11:23	13:08	14:13	15:18	16:18
大谷地団地	8:08	9:13	10:18	11:23	13:08	14:13	15:18	16:18
青柳町	8:10	9:15	10:20	11:25	13:10	14:15	15:20	16:20
四小前	8:12	9:17	10:22	11:27	13:12	14:17	15:22	16:22
北田公園前	8:12	9:17	10:22	11:27	13:12	14:17	15:22	16:22
稲生公民館前	8:13	9:18	10:23	11:28	13:13	14:18	15:23	16:23
稲生中央	8:14	9:19	10:24	11:29	13:14	14:19	15:24	16:24
高等養護学校前	8:15	9:20	10:25	11:30	13:15	14:20	15:25	16:25
稲生新橋	8:15	9:20	10:25	11:30	13:15	14:20	15:25	16:25
小真木原町	8:17	9:22	10:27	11:32	13:17	14:22	15:27	16:27
こまぎの湯	8:17	9:22	10:27	11:32	13:17	14:22	15:27	16:27
小真木原運動公園	8:19	9:24	10:29	11:34	13:19	14:24	15:29	16:29
日枝西	8:20	9:25	10:30	11:35	13:20	14:25	15:30	16:30
日枝東	8:21	9:26	10:31	11:36	13:21	14:26	15:31	16:31
協立病院	8:23	9:28	10:33	11:38	13:23	14:28	15:33	16:33
一小前	8:24	9:29	10:34	11:39	13:24	14:29	15:34	16:34
双葉町	8:24	9:29	10:34	11:39	13:24	14:29	15:34	16:34
美原町	8:26	9:31	10:36	11:41	13:26	14:31	15:36	16:36
田元小路	8:27	9:32	10:37	11:42	13:27	14:32	15:37	16:37
アートフォーラム前	8:28	9:33	10:38	11:43	13:28	14:33	15:38	16:38
鶴岡市役所前	8:29	9:34	10:39	11:44	13:29	14:34	15:39	16:39
内川通り	8:31	9:36	10:41	11:46	13:31	14:36	15:41	16:41
本町川端通り	8:32	9:37	10:42	11:47	13:32	14:37	15:42	16:42
山王町	8:34	9:39	10:44	11:49	13:34	14:39	15:44	16:44
日吉町	8:35	9:40	10:45	11:50	13:35	14:40	15:45	16:45
鶴岡駅前	8:38	9:43	10:48	11:53	13:38	14:43	15:48	16:48
エスモールバスターミナル	8:41	9:46	10:51	11:56	13:41	14:46	15:51	16:51

12/31～1/3 は、全便運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

R4.6.1改訂版

鶴岡市羽黒地域市営バス

にこにこバス ご利用のしおり

★にこにこバスは、羽黒地域内の公共交通として、2路線を隔日運行しています。お気軽にご利用ください。

≪路線・運行日≫

○上川代・小増川線　：　月・水・金曜（ただし祝祭日、年末年始は運休）

○今野線　：　火・木・土曜（ただし祝祭日、年末年始は運休）

＊停留所および運行ダイヤは中頁「時刻表」をご覧ください。

＊羽黒地域内の運行経路上であれば停留所以外でも乗降ができます。

＊料金は初乗り100円～最大500円です。末頁「料金表」をご覧ください。

【各種割引制度】
以下に該当する方は、料金が「半額」になります。
○ 障がいをお持ちの方（※）及びその介護人
※療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
○ 小学生以下
なお、小学生未満の幼児は保護者が同伴する場合２名まで無料

【回数乗車券・その他定期券】
○市営バスで利用できるお得な回数乗車券（100円22枚綴り：2,000円）を販売しています。
バス車内（乗務員取扱）や羽黒庁舎総務企画課でお求めください。

○庄内交通㈱が販売する「ゴールドパス（70歳以上専用バス割引定期券）」「運転免許証返納者割引定期券」をお持ちの方は、市営バスの利用料金が免除（無料）されます。
※令和4年5月以降、各定期券はICカード「shoko cherica」での発券となります。
市営バス降車時に「shoko cherica」と定期券内容が記載された「ＩＣカード内容控」を乗務員にご提示ください。

【にこにこバス限定：ポイントカード制度】
にこにこバスをご利用のたびにポイントが付き、一定ポイントがたまると以下の景品と交換できます。是非ご活用ください。
（乗車料金200円までの支払いは1ポイント、200円を越える支払いは2ポイントを付与）

★15ポイント・・・ゴミ袋等日用品　★20ポイント・・・ゆぽか入浴券または日用品

ポイントカードはバス車内で発行します。ポイント付与・景品の交換は、カードをご提示のうえ乗務員にお申しつけください。

～皆様のご利用をお待ちしております。～

鶴岡市羽黒庁舎総務企画課
〒997-0192 山形県鶴岡市羽黒町荒川字前田元89
TEL：0235-26-8772　FAX：0235-62-3755

上川代・小増川線　時刻表 【月・水・金運行】 ※祝祭日と年末年始（12/31～1/3）を除く

※ 通過時刻は、交通事情により前後する場合があります。予めご了承下さい。

のぼり	1便	2便	3便
上　川　代	7:15	9:15	12:43
海 谷 森 口	7:19	9:19	12:47
中　川　代	7:23	9:23	12:51
開　拓　口	7:24	9:24	12:52
上　興　屋	7:26	9:26	12:54
下　川　代	7:27	9:27	12:55
玉　　川	7:30	9:30	12:58
大　　口	7:33	9:33	13:01
市　野　山	7:35	9:35	13:03
十　文　字	7:37	9:37	13:05
戸　　野	7:39	9:39	13:07
中　　里	7:40	9:40	13:08
町　　屋	7:41	9:41	13:09
染　興　屋	7:42	9:42	13:10
川　　行	7:43	9:43	13:11
谷　地　館	7:44	9:44	13:12
金　森　目	7:46	9:46	13:14
小　増　川	7:47	9:47	13:15
鎌　　田	7:48	9:48	13:16
富　　沢	7:51	9:51	13:19
昼　　田	7:54	9:54	13:22
ゆ　ぽ　か	7:57	9:57	13:25
広瀬地区地域活動C	8:00	10:00	(庄交バス) ゆぽか発 13:33 鶴岡駅着 13:55 乗り換え
松尾公民館	8:02	10:02	
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	8:08	10:08	
天 満 宮 前	8:11	10:11	
市 役 所 前	8:13	10:13	
荘 内 病 院	8:17	10:17	
鶴　岡　駅	8:22	10:22	

くだり	1便	2便	3便
鶴　岡　駅	11:32	(庄交バス) 鶴岡駅発 14:33 ゆぽか着 14:51 乗り換え	(庄交バス) 鶴岡駅発 15:33 ゆぽか着 15:51 乗り換え
荘 内 病 院	11:37		
市 役 所 前	11:41		
天 満 宮 前	11:43		
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	11:46		
松尾公民館	11:52		
広瀬地区地域活動C	11:54		
ゆ　ぽ　か	11:57	15:10	16:30
昼　　田	12:00	15:13	16:33
富　　沢	12:03	15:16	16:36
鎌　　田	12:06	15:19	16:39
小　増　川	12:07	15:20	16:40
金　森　目	12:08	15:21	16:41
谷　地　館	12:10	15:23	16:43
川　　行	12:11	15:24	16:44
染　興　屋	12:12	15:25	16:45
町　　屋	12:13	15:26	16:46
中　　里	12:14	15:27	16:47
戸　　野	12:15	15:28	16:48
十　文　字	12:17	15:30	16:50
市　野　山	12:19	15:32	16:52
大　　口	12:21	15:34	16:54
玉　　川	12:24	15:37	16:57
下　川　代	12:27	15:40	17:00
上　興　屋	12:28	15:41	17:01
開　拓　口	12:30	15:43	17:03
中　川　代	12:31	15:44	17:04
海 谷 森 口	12:35	15:48	17:08
上　川　代	12:39	15:52	17:12

＊乗車区間の注意等について、「今野線時刻表」下段をご参照ください。

今野線　時刻表【火･木･土運行】

※祝祭日と年末年始（12/31～1/3）を除く）

※ 通過時刻は、交通事情により前後する場合があります。予めご了承下さい。

のぼり	1便	2便	3便
川　代　山	7:27	9:27	12:50
八　森　①	7:30	9:30	12:53
八　森　②	7:32	9:32	12:55
桜　ヶ　丘	7:34	9:34	12:57
向　　山	7:37	9:37	13:00
今　野　橋	7:39	9:39	13:02
第四地区地域活動C	7:41	9:41	13:04
上野新田神社前	7:43	9:43	13:06
三　軒　屋	7:46	9:46	13:09
松　ケ　岡	7:49	9:49	13:12
高　　寺	7:53	9:53	13:16
河　　原	7:55	9:55	13:18
ゆ　ぽ　か	7:58	9:58	13:21
広瀬地区地域活動C	8:01	10:01	(庄交バス) ゆぽか発 13:33 鶴岡駅着 13:55 乗り換え
松尾公民館	8:03	10:03	
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	8:09	10:09	
天満宮前	8:12	10:12	
市役所前	8:14	10:14	
荘内病院	8:18	10:18	
鶴　岡　駅	8:23	10:23	

くだり	1便	2便	3便
鶴　岡　駅	11:50	(庄交バス) 鶴岡駅発 14:33 ゆぽか着 14:51 乗り換え	(庄交バス) 鶴岡駅発 15:33 ゆぽか着 15:51 乗り換え
荘内病院	11:55		
市役所前	11:59		
天満宮前	12:01		
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	12:04		
松尾公民館	12:10		
広瀬地区地域活動C	12:12		
ゆ　ぽ　か	12:15	15:10	16:30
河　　原	12:18	15:13	16:33
高　　寺	12:20	15:15	16:35
松　ケ　岡	12:24	15:19	16:39
三　軒　屋	12:27	15:22	16:42
上野新田神社前	12:30	15:25	16:45
第四地区地域活動C	12:32	15:27	16:47
今　野　橋	12:34	15:29	16:49
向　　山	12:36	15:31	16:51
桜　ヶ　丘	12:39	15:34	16:54
八　森　②	12:41	15:36	16:56
八　森　①	12:43	15:38	16:58
川　代　山	12:46	15:41	17:01

【乗降区間の注意】

庄内交通の路線と重複する区間となるため、「ゆぽか」から市街地の「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」へ行くための乗車、市街地から「ゆぽか」へ来るための乗車はできません。また、「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」で乗車して、市街地で降りることもできません。「広瀬地区地域活動センター」「松尾公民館」と市街地間との乗車は可能です。

【フリー乗降区間】

羽黒地域内はフリー乗降区間とし、運転経路上であればバス停以外の場所でも乗降車ができます。
料金は、乗車の場合は手前のバス停から、降車の場合は次のバス停までの運賃となります。

上川代・小増川線　料金表

海谷森口 上川代	中川代	開拓口	上興屋	下川代	玉川	大口	市野山	十文字	戸野	中里	町屋	染興屋	川行	谷地館	金森目	小増川	鎌田	富沢	昼田	ゆぽか	広瀬C	松尾公民館	
100																							
100	100																						
100	100	100																					
100	100	100	100																				
200	200	100	100	100																			
200	200	200	100	100	100																		
200	200	200	100	100	100	100																	
200	200	200	100	100	100	100	100																
200	200	200	100	100	100	100	100	100															
200	200	200	200	100	100	100	100	100	100														
200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100													
300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100												
300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100											
300	300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100										
300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100									
300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100								
300	300	300	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100							
300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100						
300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100					
400	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100				
400	400	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100			
400	400	400	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100		
500	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	南SC・二小前
500	500	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	-	100	100	天満宮前
500	500	500	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	200	100	市役所
500	500	500	400	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	-	200	200	荘内病院
500	500	500	500	500	400	400	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	200	-	200	200	鶴岡駅

【にこにこバスポイントカード】
乗車のたびにポイントがつき、
たまると景品と交換できます。

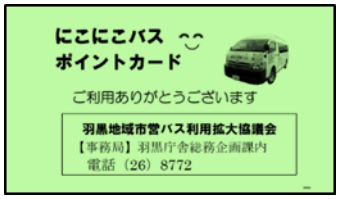

今野線　料金表

川代山	八森①②	桜ケ丘	向山	今野橋	第四C	上野新田	三軒屋	松ケ岡	高寺	河原	ゆぽか	広瀬C	松尾公民館	
100														
100	100													
100	100	100												
100	100	100	100											
100	100	100	100	100										
100	100	100	100	100	100									
100	100	100	100	100	100	100								
100	100	100	100	100	100	100	100							
200	200	200	200	200	200	100	100	100						
200	200	200	200	200	200	100	100	100	100					
200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100				
200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100			
300	300	300	300	300	300	200	200	200	100	100	100	100		
300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	100	100	100	南SC・二小前
300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	100	100	天満宮前
300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	200	100	市役所
400	400	400	400	400	300	300	300	300	200	200	-	200	200	荘内病院
400	400	400	400	400	400	300	300	300	300	200	-	200	200	鶴岡駅

【市営バス回数乗車券】
お得な回数券です。バス車内で
販売しています。

【乗降区間の注意】
庄内交通の路線と重複する区間となるため、「ゆぽか」から市街地の「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」へ行くための乗車、市街地から「ゆぽか」へ来るための乗車はできません。また、「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」で乗車して、市街地で降りることもできません。「広瀬地区地域活動センター」「松尾公民館」と市街地間との乗車は可能です。

【フリー乗降区間】
羽黒地域内はフリー乗降区間とし、運転経路内であればバス停以外の場所でも乗降車ができます。
料金は、乗車の場合は手前のバス停から、降車の場合は次のバス停までの運賃となります。

保存版

藤島東栄地区デマンドタクシー　R4．12．1

『ふれあい号』利用のしおり

◆ ご利用の予約申込みは･･･ ◆

予約センター

電話番号　２２－００５５　に電話をしてください。

◆ 電話では･･･ ◆

①予約する人の
　会員番号、氏名、町内会名、電話番号を伝えてください。
②ご利用の予約内容
　行き　「いつ、何時の便、どこから、どこまで」
　帰り　「いつ、何時の便、どこから、どこまで」
　を伝えてください。

◆ ファックスでの申し込みもできます ◆

ファックス番号　２５－０５１５

※ファックス用の申込書は、事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは藤島庁舎総務企画課にあります。

◆ ふれあい号時刻表 ◆

上り（行き）	７：００	９：１５	１３：００	
下り（帰り）	１１：３０	１４：００	１７：３０	１８：３０

＊ 各時刻とも上りは添川発、下りは鶴岡（最遠の乗降場所）発を示します。

◆ 運 行 日 ◆　月～土曜日まで運行

＊ 日,祝日,年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は運休します。

◆ 利用できる方 ◆

東栄地区、古郡、大川渡、谷地興屋の区域にお住まいの方。

◇ 利用者登録をお願いします ◇

利用者登録には、費用はかかりません。

利用者登録をされる方は、申込書に必要事項をご記入の上、お手数でも事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは、藤島庁舎総務企画課へお申し込みください。申込書は、事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは藤島庁舎総務企画課にあります。　ファックスでの利用者登録申込みも可能です。

裏面に、乗降場所・運賃等を掲載しておりますのでご覧ください。

◆ 乗 降 地 ◆

乗降地は指定された場所で、下記の合計２１か所です。

① 藤島農村環境改善センター　② 東栄地区地域活動センター
③ 東栄郵便局　④ こばやしクリニック
⑤ ＪＡ庄内たがわ藤島支所　⑥ マックスバリュ藤島店
⑦ Ａコープ藤島店　⑧ 石橋内科胃腸科医院
⑨ 藤島地区地域活動センター　⑩ 鶴岡市藤島庁舎
⑪ すずき整形外科　⑫ 藤島駅
⑬ ふじしま歯科医院　⑭ エスモール
⑮ 藤吉内科医院　⑯ 荘内病院　⑰ 鶴岡市役所
⑱ 黒沢眼科医院　⑲ みやはらクリニック　⑳ 鶴岡協立病院
㉑ こぴあ

※ 行きは『自宅から乗降地まで』、帰りは『乗降地から自宅まで』送迎します。

◆ 運 賃 ◆

	地区内	地域内	鶴岡市街地	備　考
大人（１乗車）	３００円	４００円	８００円	中学生以上
小学生（１乗車）	１５０円	２００円	４００円	
障 が い 者 等	１５０円	２００円	４００円	手帳所持者
高校生通学割引	**１５０円**	**２００円**	**４００円**	**学生証呈示**
回　数　券	—	—	２０回分で２２回券	

＊ 地　区　内：東栄地区内または藤島地区内での利用の場合
　 地　域　内：東栄から藤島へ、または藤島から東栄への利用の場合
　 鶴岡市街地：東栄または藤島から鶴岡への利用の場合
＊ 小学生未満の乳幼児は無料です。
＊ 回数券は、事務局（東栄地区地域活動センター内）で取り扱っています。

◆ 利用上の注意 ◆

◎ 予約は、利用予定(希望)日の１週間前から前日の午後５時まで、予約センターに電話２２－００５５またはファックス２５－０５１５で連絡してください。
◎ 予約は、日祝祭日も受付しております。
　 予約時間は、午前８時３０分から午後５時までです。
　 予約取消しは、利用前日、午後５時までお願いします。
◎ デマンドタクシー「ふれあい号」は、複数の方と乗り合わせになります。
◎ 通常のタクシーとは異なりますので、時間に余裕をもってご利用してください。

藤島東栄地区デマンド交通運営協議会事務局
（東栄地区地域活動センター内）　TEL 64-2123　FAX 64-6113
鶴岡市藤島庁舎総務企画課　TEL 64-2111（代表）　FAX 64-4280

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　酒田市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○ 山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・ 地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（酒田市）
○ 山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（酒田市、事業者）
・ GTFS-JP の作成・提供（酒田市）
・ 本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（酒田市）
○ 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（酒田市）
・ 地域公共交通計画の＜施策･事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、酒田市）
・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの今後導入について検討（酒田市、事業者）
○ その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○ 山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・ 酒田市目標値（目標年度：R7）
県外 4,687 人、県内 3,828 人
○ 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・ 酒田市の目標値（目標年度：R7）
1.2 回／人（直近年度の実績 143,212 人）
○ 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　：　7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　：　4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：　4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：　1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　：　1 億円　（直近年度の実績 103 千円）

別　紙

・ 酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：　7,179 万 3 千円（直近年度の実績 1 億 5,248 万 6 千円）

デマンド交通：　3,908 万 9 千円（直近年度の実績　　3,877 万 4 千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和５年 10 月１日～令和６年９月 30 日】

系統名（国庫補助対象路線）		利用者数（人）（直近年度の実績）		収支率（%）（直近年度の実績）		酒田市負担額（千円）（直近年度の実績）	
コミュニティバス	市内循環Ａ線	30,582	(21,132)	32.5	(34.4)	11,092	(7,357)
	市内循環Ｂ線	31,182	(20,467)	32.7	(38.8)	11,222	(8,101)
	市内循環Ｃ線	3,993	(3,698)	10.5	(15.5)	5,956	(3,901)
	市内循環Ｄ線	3,993	(3,781)	10.3	(15.5)	6,046	(3,988)
	酒田駅大学線１	17,606	(20,765)	15.5	(24.1)	16,744	(10,273)
	酒田駅大学線２	5,869	(5,887)	19.1	(24.1)	4,341	(2,913)
	酒田駅大学線３	3,912	(5,137)	13.9	(24.1)	4,235	(2,541)
	酒田駅大学線４	3,912	(1,801)	40.2	(24.1)	1,016	(891)
	酒田駅大学線５	3,912	(2,586)	27.8	(24.1)	1,776	(1,279)
	酒田駅大学線６	1,956	(854)	42.4	(24.2)	463	(422)
	古湊アイアイひらた線	9,166	(6,759)	15.2	(18.1)	8,900	(6,062)
デマンド交通	新堀・広野地区	447	(640)	15.3	(9.3)	1,234	(3,086)
	東平田・中平田・北平田地区	1,187	(622)	14.2	(12.7)	3,584	(2,144)
	西荒瀬・南遊佐地区	1,640	(932)	17.2	(12.7)	3,957	(3,151)
	本楯・上田地区	999	(526)	14.8	(11.7)	2,879	(2,020)
	浜中・黒森・十坂地区	1,174	(1,032)	15.6	(8.8)	3,171	(3,660)
	八幡地域	1,494	(560)	15.6	(5.2)	4,035	(3,607)
	松山地域	2,382	(1,421)	16.1	(8.2)	6,227	(6,106)
	平田地域	1,598	(624)	15.6	(9.2)	4,316	(2,545)
	平田総合支所管内便	1,598	(836)	9.4	(6.0)	4,636	(2,795)

○ 事業の効果

・ 上記路線を維持することにより、酒田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線については、その運行に係る費用総額 1 億 3,204 万円のうち、酒田市では運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記酒田市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する酒田市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

古湊アイアイひらた線（月水金曜日の運行）と曜日を分け、週３日の運行日であった市内循環Ｃ線・Ｄ線を路線改編し、酒田駅飯森山線の一部経路を統合した新しい市内循環Ｃ線・Ｄ線を運行している。運行経路の増加に加え、運行日を週３日から平日運行に拡充することで利便性向上と利用者数の増加を図るため、古湊アイアイひらた線と曜日を分け合わずに運行できるよう、ノンステップ型のバスを１台購入して運行に使用している。

また、主として酒田駅大学線で使用しているバス車両は、導入から１５年を超えており、毎日運行の路線として使用頻度が高いことなどもあって、老朽化が著しい状況となっている。

修繕機会の増加や長期化が重なって必要な車両数に不足が生じ、路線運休につながることになれば、利用者の利便性と信頼を大きく失うこととなる。

安全安心な公共交通を維持し、通院、買物、通学、通勤、観光といった日常生活に必要な移動手段を確保するため、ノンステップ型のバスを１台購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の酒田市相当分の達成

・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・ 酒田市の目標値（目標年度：R7）

1.2 回／人（直近年度の実績 143,212 人）

〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の酒田市相当分の達成

・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：　7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：　4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：　4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：　1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：　1 億円　　（直近年度の実績 103 千円）

・ 酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：　7,179 万 3 千円（直近年度の実績　1 億 5,248 万 6 千円）
デマンド交通：　3,908 万 9 千円（直近年度の実績　　3,877 万 4 千円）

別　紙

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和５年 10 月１日～令和６年９月 30 日】

系統名 （国庫補助対象路線）	利用者数（人） （直近年度の実績）		収支率（%） （直近年度の実績）		酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）	
市内循環Ｃ線	3,993	(3,698)	10.5	(15.5)	5,956	(3,901)
市内循環Ｄ線	3,993	(3,781)	10.3	(15.5)	6,046	(3,988)
酒田駅大学線１	17,606	(20,765)	15.5	(24.1)	16,744	(10,273)
酒田駅大学線２	5,869	(5,887)	19.1	(24.1)	4,341	(2,913)
酒田駅大学線３	3,912	(5,137)	13.9	(24.1)	4,235	(2,541)
酒田駅大学線４	3,912	(1,801)	40.2	(24.1)	1,016	(891)
酒田駅大学線５	3,912	(2,586)	27.8	(24.1)	1,776	(1,279)
酒田駅大学線６	1,956	(854)	42.4	(24.2)	463	(422)

（２）事業の効果

市内循環Ｃ線・Ｄ線を維持することにより、市街地の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、酒田駅大学線を維持することにより、宮野浦地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。沿線には大学や工業団地、観光施設などもあり、通学、通勤、観光など、さまざまなニーズに対応する路線を維持することによって、外出促進や地域活性化にもつながる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環Ｃ線・Ｄ線について、車両の取得に係る費用 21,439 千円（総額 21,513 千円）のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

また、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る酒田駅大学線については、車両の取得に係る費用 25,000 千円（見込み概算）のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月 27 日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）

（日付けは書面協議成立時）

・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 7 月 19 日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）
・令和 4 年 8 月 30 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）
・令和 4 年 12 月 23 日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）

○ 酒田市地域公共交通会議
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 8 月 22 日：生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について協議
令和 3 年度の酒田市地域公共交通運行状況について報告
酒田市地域公共交通計画における数値指標の状況について報告

○ その他公共交通に関連する住民説明会等
＜令和 4 年度＞
・地域自治会の集会等での説明、地元小学校の総合学習の場での説明　合計 18 回

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により酒田市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

酒田市地域公共交通計画の策定及び路線改編の実施に際しては、利用者アンケートの実施、地域団体・交通事業者等との意見交換会、パブリックコメントの実施、酒田市地域公共交通会議で出された意見なども内容に反映させている。今後も継続的に利用者アンケートなどによって意見収集しながら、公共交通施策や運行内容に反映させていく。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　酒田市本町二丁目２番 45 号
（所　属）　酒田市企画部都市デザイン課
（氏　名）　齋藤武有
（電　話）　0234-26-5756
（e-mail）　kotu@city.sakata.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	364日	2,548回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	364日	2,548回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	364日	1,638回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	364日	546回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	364日	364回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復　km	364日	364回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 11.2km	364日	364回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 7.4km	364日	182.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往　km 復　km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往　km 復　km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往　km 復　km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往　km 復　km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往　km 復　km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17)　八幡地域		八幡地域		往　km 復　km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(18)　松山地域		松山地域		往　km 復　km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(19)　平田地域		平田地域		往　km 復　km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往　km 復　km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	砂越駅でJR羽越本線と接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,633.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	155日	620回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17)　八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(18)　松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(19)　平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	砂越駅でJR羽越本線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,633.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17)　八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(18)　松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(19)　平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統（三川酒田線）と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	砂越駅でJR羽越本線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	酒田市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	41,600
交通不便地域等	5,594

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
5,594	旧平田町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項及び第2項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
酒田市	酒田市	1	（3）　市内循環C線 （4）　市内循環D線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R4.5			一括
	酒田市	2	（5） ～　酒田駅大学線 （10）	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	34	R6.9（予定）			一括
		3	（　）								
		4	（　）								
		5	（　）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

酒田市管内
生活交通路線図

令和5年4月1日 現在

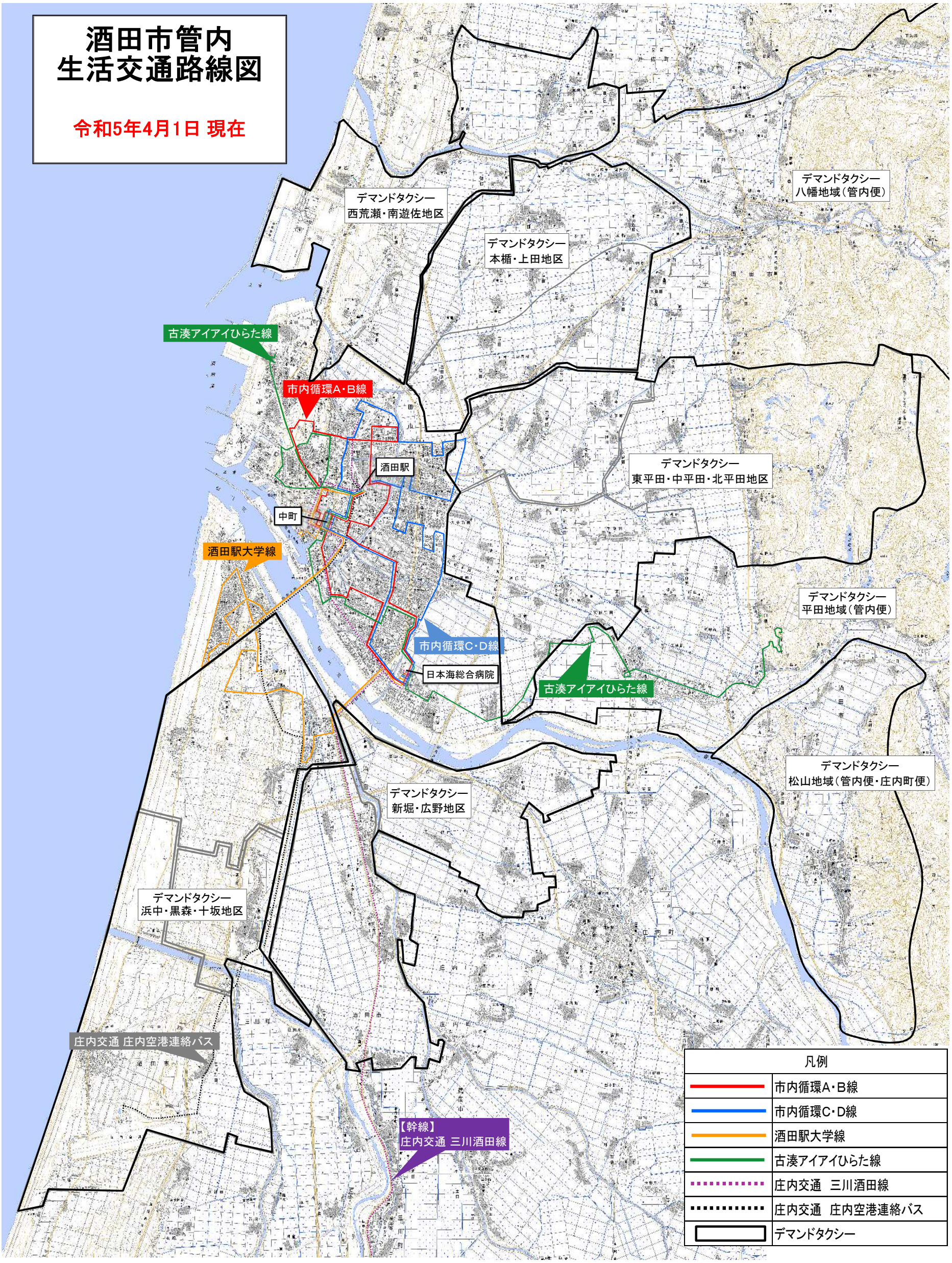

デマンドタクシーの運行時刻

［運休日：土・日・祝、12/31～1/3］

■ 市街地行（平日運行）

便	自宅等から	乗降場所から
1便	7:30	11:30
2便	9:30	14:00
3便	13:00	16:00
4便	15:00	17:30

■ 総合支所管内線（平日運行）

便	自宅等から	乗降場所から
1便	9:00	10:00
2便	10:30	11:30
3便	14:00	13:00
4便	－	15:00

■ 松山庄内町線（月水金運行）

便	自宅等から	乗降場所から
1便	9:30	11:30
2便	11:00	14:00

酒田市　市街地バス路線図

［令和5年4月1日　現在］

古湊アイアイひらた線

市内循環A・B線

酒田駅

中町

酒田駅大学線

市内循環C・D線

日本海総合病院

凡例
市内循環A・B線
市内循環C・D線
酒田駅大学線
古湊アイアイひらた線
庄内交通　三川酒田線
庄内交通　庄内空港連絡バス

令和４年８月

市内循環 A 線

るんるんバス

毎日 運行

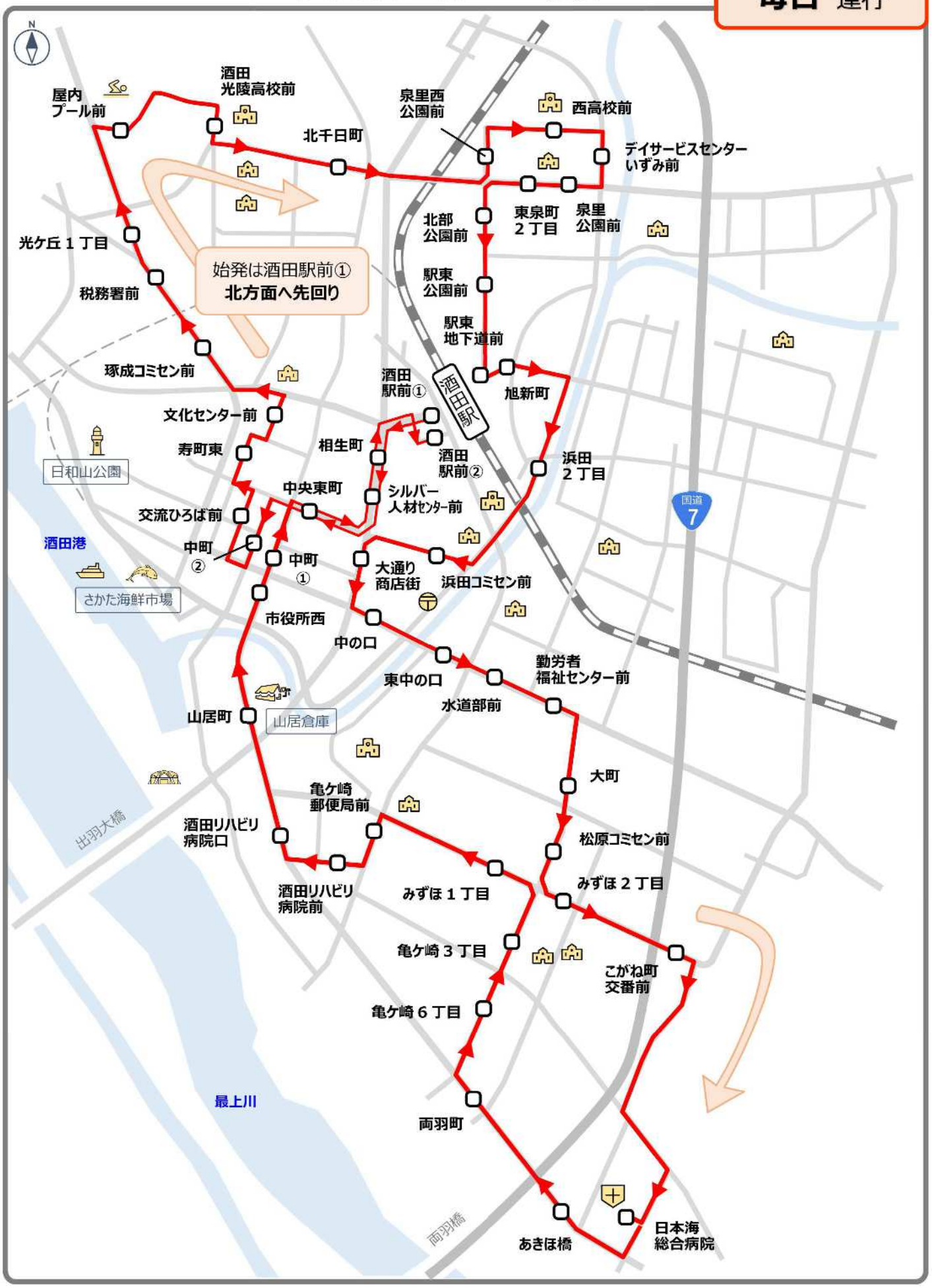

【市内循環A線】毎日運行 ： 酒田駅前① 発 ▶ 中町② ▶ 光ケ丘･東泉町 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	**7:40**	**9:25**	**11:00**	**12:35**	**14:25**	**16:00**	**17:30**
相生町	7:41	9:26	11:01	12:36	14:26	16:01	17:31
シルバー人材センター前	7:41	9:26	11:01	12:36	14:26	16:01	17:31
中央東町	7:42	9:27	11:02	12:37	14:27	16:02	17:32
中町 ②	**7:43**	**9:28**	**11:03**	**12:38**	**14:28**	**16:03**	**17:33**
交流ひろば前	7:44	9:29	11:04	12:39	14:29	16:04	17:34
寿町東	7:46	9:31	11:06	12:41	14:31	16:06	17:36
文化センター前	7:47	9:32	11:07	12:42	14:32	16:07	17:37
琢成コミセン前	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:39
税務署前	7:50	9:35	11:10	12:45	14:35	16:10	17:40
光ケ丘１丁目	7:51	9:36	11:11	12:46	14:36	16:11	17:41
屋内プール前	**7:53**	**9:38**	**11:13**	**12:48**	**14:38**	**16:13**	**17:43**
酒田光陵高校前	7:54	9:39	11:14	12:49	14:39	16:14	17:44
北千日町	7:56	9:41	11:16	12:51	14:41	16:16	17:46
泉里西公園前	7:59	9:44	11:19	12:54	14:44	16:19	17:49
西高校前	8:00	9:45	11:20	12:55	14:45	16:20	17:50
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	8:01	9:46	11:21	12:56	14:46	16:21	17:51
泉里公園前	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	17:52
東泉町２丁目	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	17:52
北部公園前	8:03	9:48	11:23	12:58	14:48	16:23	17:53
駅東公園前	8:04	9:49	11:24	12:59	14:49	16:24	17:54
駅東地下道前	**8:05**	**9:50**	**11:25**	**13:00**	**14:50**	**16:25**	**17:55**
旭新町	8:06	9:51	11:26	13:01	14:51	16:26	17:56
浜田２丁目	8:08	9:53	11:28	13:03	14:53	16:28	17:58
浜田コミセン前	8:09	9:54	11:29	13:04	14:54	16:29	17:59
大通り商店街	8:10	9:55	11:30	13:05	14:55	16:30	18:00
中の口	8:11	9:56	11:31	13:06	14:56	16:31	18:01
東中の口	8:12	9:57	11:32	13:07	14:57	16:32	18:02
水道部前	8:13	9:58	11:33	13:08	14:58	16:33	18:03
勤労者福祉センター前	8:14	9:59	11:34	13:09	14:59	16:34	18:04
大町	8:16	10:01	11:36	13:11	15:01	16:36	18:06
松原コミセン前	8:17	10:02	11:37	13:12	15:02	16:37	18:07
みずほ２丁目	8:17	10:02	11:37	13:12	15:02	16:37	18:07
こがね町交番前	8:19	10:04	11:39	13:14	15:04	16:39	18:09
日本海総合病院	**8:22**	**10:07**	**11:42**	**13:17**	**15:07**	**16:42**	**18:12**
あきほ橋	8:24	10:09	11:44	13:19	15:09	16:44	18:14
両羽町	8:27	10:12	11:47	13:22	15:12	16:47	18:17
亀ケ崎６丁目	8:28	10:13	11:48	13:23	15:13	16:48	18:18
亀ケ崎３丁目	8:29	10:14	11:49	13:24	15:14	16:49	18:19
みずほ１丁目	8:30	10:15	11:50	13:25	15:15	16:50	18:20
亀ケ崎郵便局前	8:32	10:17	11:52	13:27	15:17	16:52	18:22
酒田リハビリ病院前	8:33	10:18	11:53	13:28	15:18	16:53	18:23
酒田リハビリ病院口	8:34	10:19	11:54	13:29	15:19	16:54	18:24
山居町	8:36	10:21	11:56	13:31	15:21	16:56	18:26
市役所西	8:38	10:23	11:58	13:33	15:23	16:58	18:28
中町 ①	**8:39**	**10:24**	**11:59**	**13:34**	**15:24**	**16:59**	**18:29**
中央東町	8:40	10:25	12:00	13:35	15:25	17:00	18:30
シルバー人材センター前	8:41	10:26	12:01	13:36	15:26	17:01	18:31
相生町	8:41	10:26	12:01	13:36	15:26	17:01	18:31
酒田駅前 ②	8:42	10:27	12:02	13:37	15:27	17:02	18:32

るんるんバス

令和４年８月

市内循環Ｂ線

毎日 運行

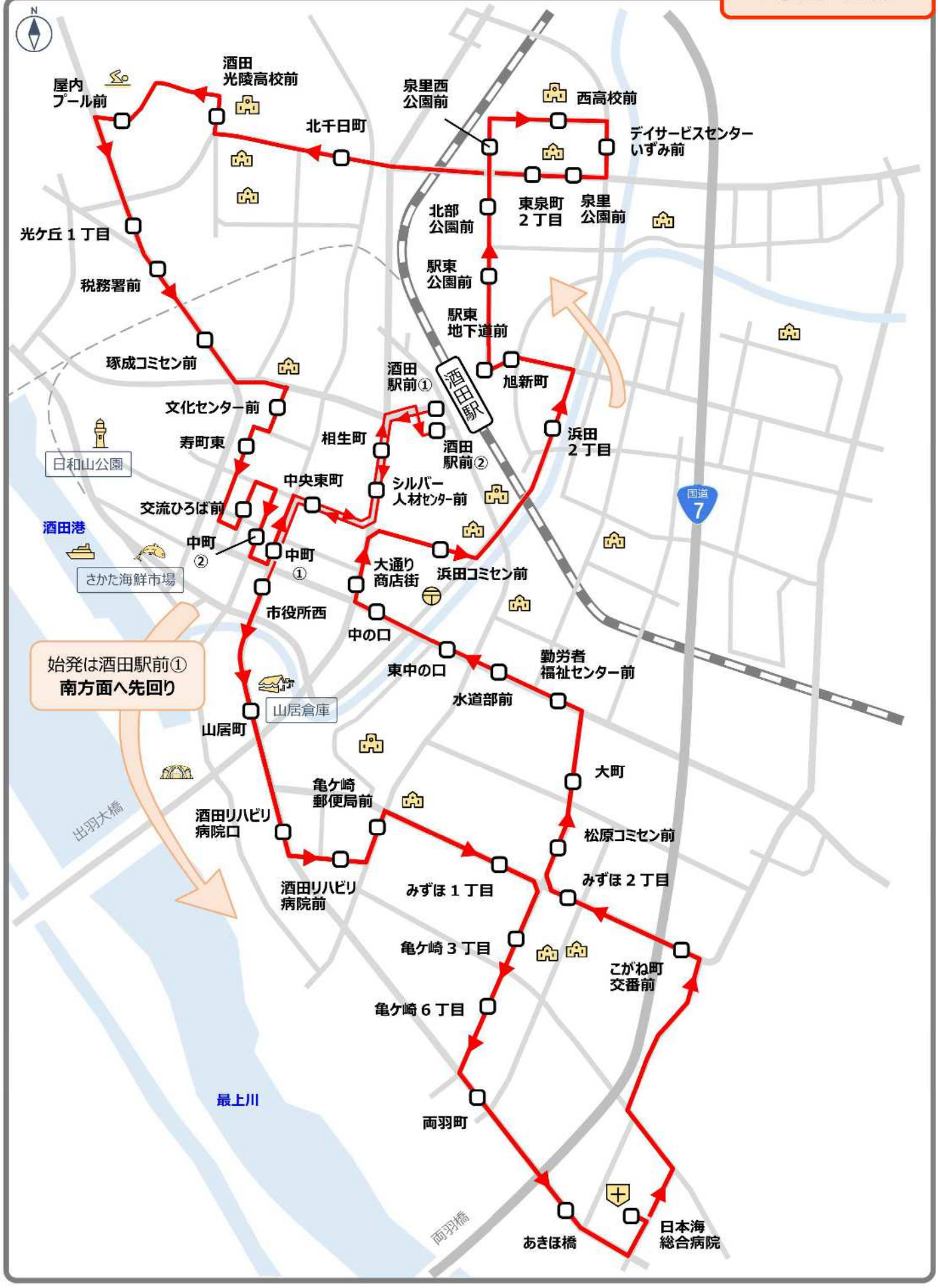

【市内循環B線】毎日運行 ： 酒田駅前① 発 ▶ 市役所西 ▶ 亀ケ崎･日本海総合病院 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	**7:25**	**9:10**	**10:45**	**12:20**	**14:10**	**15:45**	**17:25**
相生町	7:26	9:11	10:46	12:21	14:11	15:46	17:26
シルバー人材センター前	7:26	9:11	10:46	12:21	14:11	15:46	17:26
中央東町	7:27	9:12	10:47	12:22	14:12	15:47	17:27
市役所西	7:29	9:14	10:49	12:24	14:14	15:49	17:29
山居町	7:31	9:16	10:51	12:26	14:16	15:51	17:31
酒田リハビリ病院口	7:32	9:17	10:52	12:27	14:17	15:52	17:32
酒田リハビリ病院前	7:33	9:18	10:53	12:28	14:18	15:53	17:33
亀ケ崎郵便局前	7:34	9:19	10:54	12:29	14:19	15:54	17:34
みずほ１丁目	7:36	9:21	10:56	12:31	14:21	15:56	17:36
亀ケ崎３丁目	7:37	9:22	10:57	12:32	14:22	15:57	17:37
亀ケ崎６丁目	7:38	9:23	10:58	12:33	14:23	15:58	17:38
両羽町	7:39	9:24	10:59	12:34	14:24	15:59	17:39
あきほ橋	7:42	9:27	11:02	12:37	14:27	16:02	17:42
日本海総合病院	7:44	9:29	11:04	12:39	14:29	16:04	17:44
こがね町交番前	7:47	9:32	11:07	12:42	14:32	16:07	17:47
みずほ２丁目	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:49
松原コミセン前	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:49
大町	7:50	9:35	11:10	12:45	14:35	16:10	17:50
勤労者福祉センター前	7:52	9:37	11:12	12:47	14:37	16:12	17:52
水道部前	7:53	9:38	11:13	12:48	14:38	16:13	17:53
東中の口	7:54	9:39	11:14	12:49	14:39	16:14	17:54
中の口	7:55	9:40	11:15	12:50	14:40	16:15	17:55
大通り商店街	7:55	9:40	11:15	12:50	14:40	16:15	17:55
浜田コミセン前	7:56	9:41	11:16	12:51	14:41	16:16	17:56
浜田２丁目	7:58	9:43	11:18	12:53	14:43	16:18	17:58
旭新町	8:00	9:45	11:20	12:55	14:45	16:20	18:00
駅東地下道前	8:01	9:46	11:21	12:56	14:46	16:21	18:01
駅東公園前	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	18:02
北部公園前	8:03	9:48	11:23	12:58	14:48	16:23	18:03
泉里西公園前	8:04	9:49	11:24	12:59	14:49	16:24	18:04
西高校前	8:05	9:50	11:25	13:00	14:50	16:25	18:05
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	8:06	9:51	11:26	13:01	14:51	16:26	18:06
泉里公園前	8:07	9:52	11:27	13:02	14:52	16:27	18:07
東泉町２丁目	8:07	9:52	11:27	13:02	14:52	16:27	18:07
北千日町	8:09	9:54	11:29	13:04	14:54	16:29	18:09
酒田光陵高校前	8:11	9:56	11:31	13:06	14:56	16:31	18:11
屋内プール前	8:12	9:57	11:32	13:07	14:57	16:32	18:12
光ケ丘１丁目	8:14	9:59	11:34	13:09	14:59	16:34	18:14
税務署前	8:15	10:00	11:35	13:10	15:00	16:35	18:15
琢成コミセン前	8:16	10:01	11:36	13:11	15:01	16:36	18:16
文化センター前	8:18	10:03	11:38	13:13	15:03	16:38	18:18
寿町東	8:19	10:04	11:39	13:14	15:04	16:39	18:19
交流ひろば前	8:21	10:06	11:41	13:16	15:06	16:41	18:21
中町 ②	8:22	10:07	11:42	13:17	15:07	16:42	18:22
中町 ①	8:23	10:08	11:43	13:18	15:08	16:43	18:23
中央東町	8:25	10:10	11:45	13:20	15:10	16:45	18:25
シルバー人材センター前	8:26	10:11	11:46	13:21	15:11	16:46	18:26
相生町	8:26	10:11	11:46	13:21	15:11	16:46	18:26
酒田駅前 ②	8:27	10:12	11:47	13:22	15:12	16:47	18:27

令和４年８月

市内循環Ｃ線

るんるんバス

平日 運行

［運休］土日祝
12/31～1/3

【市内循環C線】平日運行 ： 中町① 発 ▶ 酒田駅前･ゆたか 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便
中町 ①	**7:10**	**10:35**	**14:00**	**17:30**
中央東町	7:11	10:36	14:01	17:31
シルバー人材センター前	7:12	10:37	14:02	17:32
相生町	7:12	10:37	14:02	17:32
酒田駅前 ①	**7:14**	**10:39**	**14:04**	**17:34**
八雲神社前	7:15	10:40	14:05	17:35
南千日町	7:17	10:42	14:07	17:37
泉町西	7:18	10:43	14:08	17:38
ゆたか１丁目	**7:20**	**10:45**	**14:10**	**17:40**
泉コミセン前	7:21	10:46	14:11	17:41
西高グラウンド前	7:24	10:49	14:14	17:44
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	7:24	10:49	14:14	17:44
下安町	7:26	10:51	14:16	17:46
上安町	7:27	10:52	14:17	17:47
上安北公園前	7:28	10:53	14:18	17:48
上安町３丁目	7:29	10:54	14:19	17:49
明日葉前	7:35	11:00	14:25	17:55
富士見町２丁目	7:35	11:00	14:25	17:55
新橋	7:37	11:02	14:27	17:57
北新橋	7:38	11:03	14:28	17:58
北新橋郵便局前	7:39	11:04	14:29	17:59
旭新町（南側）	7:41	11:06	14:31	18:01
駅東地下道前	**7:42**	**11:07**	**14:32**	**18:02**
旭新町（北側）	7:43	11:08	14:33	18:03
新橋１丁目	7:45	11:10	14:35	18:05
地域福祉センター前	7:46	11:11	14:36	18:06
第二中学校前	7:47	11:12	14:37	18:07
新橋４丁目	7:48	11:13	14:38	18:08
こあら２丁目	7:52	11:17	14:42	18:12
酒田東病院前	7:53	11:18	14:43	18:13
東大町３丁目	7:57	11:22	14:47	18:17
こがね団地前	7:58	11:23	14:48	18:18
日本海総合病院	**8:01**	**11:26**	**14:51**	**18:21**
あきほ橋	8:03	11:28	14:53	18:23
両羽町	8:06	11:31	14:56	18:26
亀ケ崎６丁目	8:07	11:32	14:57	18:27
亀ケ崎３丁目	8:08	11:33	14:58	18:28
松原コミセン前	8:09	11:34	14:59	18:29
大町	8:10	11:35	15:00	18:30
勤労者福祉センター前	8:12	11:37	15:02	18:32
水道部前	8:13	11:38	15:03	18:33
東中の口	8:14	11:39	15:04	18:34
中の口	8:15	11:40	15:05	18:35
本間家旧本邸前	8:16	11:41	15:06	18:36
酒田市役所前	8:17	11:42	15:07	18:37
中町 ①	**8:18**	**11:43**	**15:08**	**18:38**

令和４年８月

市内循環Ｄ線

るんるんバス

平日 運行

［運休］土日祝
12/31～1/3

【市内循環D線】平日運行 ： 中町② 発 ▶ 亀ケ崎・日本海総合病院 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便
中町 ②	**8:55**	**12:15**	**15:40**	**19:00**
本間家旧本邸前	8:57	12:17	15:42	19:02
中の口	8:58	12:18	15:43	19:03
東中の口	8:59	12:19	15:44	19:04
水道部前	9:00	12:20	15:45	19:05
勤労者福祉センター前	9:01	12:21	15:46	19:06
大町	9:03	12:23	15:48	19:08
松原コミセン前	9:04	12:24	15:49	19:09
亀ケ崎３丁目	9:05	12:25	15:50	19:10
亀ケ崎６丁目	9:06	12:26	15:51	19:11
両羽町	9:07	12:27	15:52	19:12
あきほ橋	9:10	12:30	15:55	19:15
日本海総合病院	**9:12**	**12:32**	**15:57**	**19:17**
こがね団地前	9:15	12:35	16:00	19:20
東大町３丁目	9:16	12:36	16:01	19:21
酒田東病院前	9:20	12:40	16:05	19:25
こあら２丁目	9:21	12:41	16:06	19:26
新橋４丁目	9:25	12:45	16:10	19:30
第二中学校前	9:26	12:46	16:11	19:31
地域福祉センター前	9:27	12:47	16:12	19:32
新橋１丁目	9:28	12:48	16:13	19:33
旭新町（南側）	9:30	12:50	16:15	19:35
駅東地下道前	**9:31**	**12:51**	**16:16**	**19:36**
旭新町（北側）	9:32	12:52	16:17	19:37
北新橋郵便局前	9:34	12:54	16:19	19:39
北新橋	9:35	12:55	16:20	19:40
新橋	9:36	12:56	16:21	19:41
富士見町２丁目	9:38	12:58	16:23	19:43
明日葉前	9:38	12:58	16:23	19:43
上安町３丁目	9:44	13:04	16:29	19:49
上安北公園前	9:45	13:05	16:30	19:50
上安町	9:46	13:06	16:31	19:51
下安町	9:47	13:07	16:32	19:52
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	9:49	13:09	16:34	19:54
西高グラウンド前	9:49	13:09	16:34	19:54
泉コミセン前	9:52	13:12	16:37	19:57
ゆたか１丁目	**9:53**	**13:13**	**16:38**	**19:58**
泉町西	9:55	13:15	16:40	20:00
南千日町	9:56	13:16	16:41	20:01
八雲神社前	9:58	13:18	16:43	20:03
酒田駅前 ①	**10:00**	**13:20**	**16:45**	**20:05**
相生町	10:01	13:21	16:46	20:06
シルバー人材センター前	10:01	13:21	16:46	20:06
中央東町	10:02	13:22	16:47	20:07
中町 ②	**10:03**	**13:23**	**16:48**	**20:08**

令和４年８月

酒田駅大学線

るんるんバス

毎日 運行

【酒田駅大学線】毎日運行 ： 酒田駅前① 発 ▶ 東北公益文科大学･土門拳記念館 ▶ 日本海総合病院 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
酒田駅前 ①	**7:30**	**8:10**	**9:50**	**10:40**	**12:25**	**13:25**	**15:32**	**16:00**	**17:55**
八雲神社前	7:31	8:11	9:51	10:41	12:26	13:26	15:33	16:01	17:56
文化センター正面口	7:32	8:12	9:52	10:42	12:27	13:27	15:34	16:02	17:57
寿町	7:33	8:13	9:53	10:43	12:28	13:28	15:35	16:03	17:58
山王くらぶ前（南側）	-	-	-	-	12:29	13:29	-	-	-
日和山公園	-	-	-	-	12:30	13:30	-	-	-
山王くらぶ前（北側）	-	-	-	-	12:31	13:31	-	-	-
看護専門学校前	7:34	8:14	9:54	10:44	12:32	13:32	15:36	16:04	17:59
さかた海鮮市場前	-	-	-	-	12:35	13:35	-	-	-
中町 ③	**7:36**	**8:16**	**9:56**	**10:46**	**12:37**	**13:37**	**15:38**	**16:06**	**18:01**
本間家旧本邸前	7:37	8:17	9:57	10:47	12:38	13:38	15:39	16:07	18:02
上本町	7:38	8:18	9:58	10:48	12:39	13:39	15:40	16:08	18:03
山居倉庫前	**7:39**	**8:19**	**9:59**	**10:49**	**12:40**	**13:40**	**15:41**	**16:09**	**18:04**
市営体育館前	7:41	8:21	10:01	10:51	12:42	13:42	15:43	16:11	18:06
高見台	**7:44**	**-**	**10:04**	**10:54**	**12:45**	**13:45**	**15:46**	**16:14**	**18:09**
緑ケ丘１丁目	7:45	-	10:05	10:55	12:46	13:46	15:47	16:15	18:10
宮野浦郵便局前	7:45	-	10:05	10:55	12:46	13:46	15:47	16:15	18:10
県営川南団地前	**7:46**	**-**	**10:06**	**10:56**	**12:47**	**13:47**	**15:48**	**16:16**	**18:11**
緑ケ丘二丁目公園前	7:49	-	10:09	10:59	12:50	-	15:51	-	18:14
若宮町２丁目	7:52	-	10:12	11:02	12:53	-	15:54	-	18:17
酒田第二幼稚園前	7:53	-	10:13	11:03	12:54	-	15:55	-	18:18
若宮町１丁目	7:54	-	10:14	11:04	12:55	-	15:56	-	18:19
宮野浦	**7:55**	**-**	**10:15**	**11:05**	**12:56**	**-**	**15:57**	**-**	**18:20**
宮野浦口	7:56	-	10:16	11:06	12:57	-	15:58	-	18:21
大学前（北側）	7:58	8:26	10:18	11:08	12:59	13:52	16:00	16:21	18:23
土門拳記念館	**7:59**	**8:27**	**10:19**	**11:09**	**13:00**	**13:53**	**16:01**	**16:22**	**18:24**
大学前（南側）	**8:00**	**8:28**	**10:20**	**11:10**	**13:01**	**13:54**	**16:02**	**16:23**	**18:25**
出羽遊心館・美術館	8:02	8:30	10:22	11:12	13:03	13:56	16:04	16:25	18:27
工業団地前	8:03	8:31	10:23	11:13	13:04	13:57	16:05	16:26	18:28
飯森山公民館前	8:05	-	10:25	11:15	13:06	13:59	16:07	-	18:30
錦町３丁目北	8:06	-	10:26	11:16	13:07	14:00	16:08	-	18:31
錦町３丁目南	8:06	-	10:26	11:16	13:07	14:00	16:08	-	18:31
錦町４丁目北	8:08	-	10:28	11:18	13:09	14:02	16:10	-	18:33
錦町４丁目南	8:08	-	10:28	11:18	13:09	14:02	16:10	-	18:33
錦町５丁目南	8:11	-	10:31	11:21	13:12	14:05	16:13	-	18:36
錦町５丁目北	8:11	-	10:31	11:21	13:12	14:05	16:13	-	18:36
第四中学校前	8:13	-	10:33	11:23	13:14	14:07	16:15	-	18:38
あきほ橋	**8:18**	**-**	**10:38**	**11:28**	**13:19**	**14:12**	**16:20**	**-**	**18:43**
日本海総合病院	**8:20**	**-**	**10:40**	**11:30**	**13:21**	**14:14**	**16:22**	**-**	**18:45**

【酒田駅大学線】毎日運行 ： 日本海総合病院 発 ▶ 東北公益文科大学･土門拳記念館 ▶ 酒田駅前② 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
日本海総合病院	-	-	8:55	11:10	12:05	13:50	14:40	-	16:50	19:10
あきほ橋	-	-	8:57	11:12	12:07	13:52	14:42	-	16:52	19:12
第四中学校前	-	-	9:02	11:17	12:12	13:57	14:47	-	16:57	19:17
錦町５丁目北	-	-	9:04	11:19	12:14	13:59	14:49	-	16:59	19:19
錦町５丁目南	-	-	9:04	11:19	12:14	13:59	14:49	-	16:59	19:19
錦町４丁目南	-	-	9:07	11:22	12:17	14:02	14:52	-	17:02	19:22
錦町４丁目北	-	-	9:07	11:22	12:17	14:02	14:52	-	17:02	19:22
錦町３丁目南	-	-	9:09	11:24	12:19	14:04	14:54	-	17:04	19:24
錦町３丁目北	-	-	9:09	11:24	12:19	14:04	14:54	-	17:04	19:24
飯森山公民館前	-	-	9:10	11:25	12:20	14:05	14:55	-	17:05	19:25
工業団地前	-	-	9:12	11:27	12:22	14:07	14:57	16:50	17:07	19:27
出羽遊心館・美術館	-	-	9:13	11:28	12:23	14:08	14:58	16:51	17:08	19:28
大学前（北側）	-	-	9:15	11:30	12:25	14:10	15:00	16:53	17:10	19:30
土門拳記念館	-	-	9:16	11:31	12:26	14:11	15:01	16:54	17:11	19:31
大学前（南側）	7:20	8:55	9:17	11:32	12:27	14:12	15:02	16:55	17:12	19:32
宮野浦口	7:22	-	9:19	11:34	12:29	14:14	-	16:57	-	19:34
宮野浦	7:23	-	9:20	11:35	12:30	14:15	-	16:58	-	19:35
若宮町１丁目	7:24	-	9:21	11:36	12:31	14:16	-	16:59	-	19:36
酒田第二幼稚園前	7:25	-	9:22	11:37	12:32	14:17	-	17:00	-	19:37
若宮町２丁目	7:26	-	9:23	11:38	12:33	14:18	-	17:01	-	19:38
緑ケ丘二丁目公園前	7:29	-	9:26	11:41	12:36	14:21	-	17:04	-	19:41
県営川南団地前	7:32	9:00	9:29	11:44	12:39	14:24	15:07	17:07	17:17	19:44
宮野浦郵便局前	7:33	9:01	9:30	11:45	12:40	14:25	15:08	17:08	17:18	19:45
緑ケ丘１丁目	7:33	9:01	9:30	11:45	12:40	14:25	15:08	17:08	17:18	19:45
高見台	7:34	9:02	9:31	11:46	12:41	14:26	15:09	17:09	17:19	19:46
市営体育館前	7:37	9:05	9:34	11:49	12:44	14:29	15:12	17:12	17:22	19:49
山居倉庫前	7:39	9:07	9:36	11:51	12:46	14:31	15:14	17:14	17:24	19:51
上本町	7:40	9:08	9:37	11:52	12:47	14:32	15:15	17:15	17:25	19:52
本間家旧本邸前	7:41	9:09	9:38	11:53	12:48	14:33	15:16	17:16	17:26	19:53
酒田市役所前	7:41	9:09	9:38	11:53	12:48	14:33	15:16	17:16	17:26	19:53
さかた海鮮市場前	-	-	-	-	-	14:36	15:19	-	-	-
山王くらぶ前（南側）	-	-	-	-	-	14:40	15:23	-	-	-
日和山公園	-	-	-	-	-	14:41	15:24	-	-	-
山王くらぶ前（北側）	-	-	-	-	-	14:42	15:25	-	-	-
寿町	7:45	9:13	9:43	11:57	12:52	14:43	15:26	17:20	17:30	19:57
文化センター正面口	7:46	9:14	9:44	11:58	12:53	14:44	15:27	17:21	17:31	19:58
八雲神社前	7:47	9:15	9:45	11:59	12:54	14:45	15:28	17:22	17:32	19:59
酒田駅前 ②	7:49	9:17	9:47	12:01	12:56	14:47	15:30	17:24	17:34	20:01

令和４年８月

古湊アイアイひらた線

るんるんバス

月水金 運行

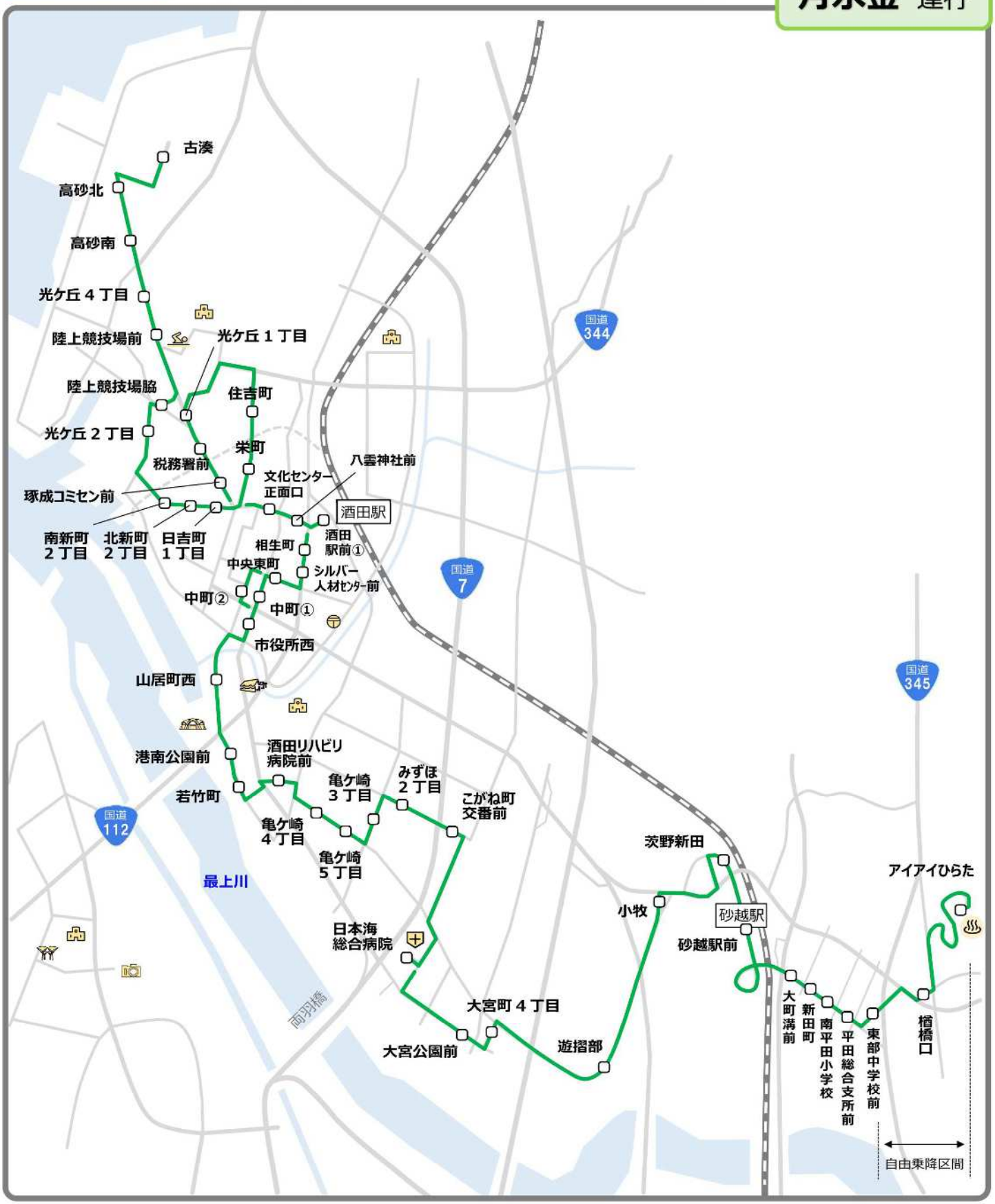

【古湊アイアイひらた線】月水金運行 ： アイアイひらた 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
古湊	7:30	10:50	14:00	17:15
高砂北	7:32	10:52	14:02	17:17
高砂南	7:33	10:53	14:03	17:18
光ケ丘４丁目	7:35	10:55	14:05	17:20
陸上競技場前	7:36	10:56	14:06	17:21
陸上競技場脇	7:37	10:57	14:07	17:22
光ケ丘２丁目	7:38	10:58	14:08	17:23
南新町２丁目	7:39	10:59	14:09	17:24
北新町２丁目	7:40	11:00	14:10	17:25
日吉町１丁目	7:41	11:01	14:11	17:26
栄町	7:42	11:02	14:12	17:27
住吉町	7:44	11:04	14:14	17:29
光ケ丘１丁目	7:50	11:10	14:20	17:35
税務署前	7:50	11:10	14:20	17:35
琢成コミセン前	7:51	11:11	14:21	17:36
文化センター正面口	7:52	11:12	14:22	17:37
八雲神社前	7:53	11:13	14:23	17:38
酒田駅前 ①	**7:55**	**11:15**	**14:25**	**17:40**
相生町	7:56	11:16	14:26	17:41
シルバー人材センター前	7:56	11:16	14:26	17:41
中央東町	7:57	11:17	14:27	17:42
中町 ②	**7:58**	**11:18**	**14:28**	**17:43**
市役所西	7:59	11:19	14:29	17:44
山居町西	8:02	11:22	14:32	17:47
港南公園前	8:05	11:25	14:35	17:50
若竹町	8:06	11:26	14:36	17:51
酒田リハビリ病院前	8:08	11:28	14:38	17:53
亀ケ崎４丁目	8:09	11:29	14:39	17:54
亀ケ崎５丁目	8:10	11:30	14:40	17:55
亀ケ崎３丁目	8:11	11:31	14:41	17:56
みずほ２丁目	8:12	11:32	14:42	17:57
こがね町交番前	8:14	11:34	14:44	17:59
日本海総合病院	**8:17**	**11:37**	**14:47**	**18:02**
大宮公園前	8:19	11:39	14:49	18:04
大宮町４丁目	8:20	11:40	14:50	18:05
遊摺部	8:23	11:43	14:53	18:08
小牧	8:26	11:46	14:56	18:11
茨野新田	8:28	11:48	14:58	18:13
砂越駅前	**8:29**	**11:49**	**14:59**	**18:14**
大町溝前	8:31	11:51	15:01	18:16
新田町	8:32	11:52	15:02	18:17
南平田小学校	8:33	11:53	15:03	18:18
平田総合支所前	8:34	11:54	15:04	18:19
東部中学校前	8:36	11:56	15:06	18:21
楢橋口	8:37	11:57	15:07	18:22
アイアイひらた	8:43	12:03	15:13	18:28

【古湊アイアイひらた線】月水金運行 ： 古湊 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
アイアイひらた	**9:10**	**12:25**	**15:35**	**18:50**
楢橋口	9:16	12:31	15:41	18:56
東部中学校前	9:17	12:32	15:42	18:57
平田総合支所前	9:19	12:34	15:44	18:59
南平田小学校	9:20	12:35	15:45	19:00
新田町	9:21	12:36	15:46	19:01
大町溝前	9:22	12:37	15:47	19:02
砂越駅前	**9:24**	**12:39**	**15:49**	**19:04**
茨野新田	9:25	12:40	15:50	19:05
小牧	9:27	12:42	15:52	19:07
遊摺部	9:30	12:45	15:55	19:10
大宮町４丁目	9:33	12:48	15:58	19:13
大宮公園前	9:34	12:49	15:59	19:14
日本海総合病院	**9:36**	**12:51**	**16:01**	**19:16**
こがね町交番前	9:39	12:54	16:04	19:19
みずほ２丁目	9:41	12:56	16:06	19:21
亀ケ崎３丁目	9:42	12:57	16:07	19:22
亀ケ崎５丁目	9:43	12:58	16:08	19:23
亀ケ崎４丁目	9:44	12:59	16:09	19:24
酒田リハビリ病院前	9:45	13:00	16:10	19:25
若竹町	9:47	13:02	16:12	19:27
港南公園前	9:48	13:03	16:13	19:28
山居町西	9:51	13:06	16:16	19:31
市役所西	9:54	13:09	16:19	19:34
中町 ①	**9:55**	**13:10**	**16:20**	**19:35**
中央東町	9:56	13:11	16:21	19:36
シルバー人材センター前	9:57	13:12	16:22	19:37
相生町	9:57	13:12	16:22	19:37
酒田駅前 ①	**9:59**	**13:14**	**16:24**	**19:39**
八雲神社前	10:00	13:15	16:25	19:40
文化センター正面口	10:01	13:16	16:26	19:41
琢成コミセン前	10:02	13:17	16:27	19:42
税務署前	10:03	13:18	16:28	19:43
光ケ丘１丁目	10:03	13:18	16:28	19:43
住吉町	10:09	13:24	16:34	19:49
栄町	10:11	13:26	16:36	19:51
日吉町１丁目	10:12	13:27	16:37	19:52
北新町２丁目	10:13	13:28	16:38	19:53
南新町２丁目	10:14	13:29	16:39	19:54
光ケ丘２丁目	10:15	13:30	16:40	19:55
陸上競技場脇	10:16	13:31	16:41	19:56
陸上競技場前	10:17	13:32	16:42	19:57
光ケ丘４丁目	10:18	13:33	16:43	19:58
高砂南	10:20	13:35	16:45	20:00
高砂北	10:21	13:36	16:46	20:01
古湊	10:23	13:38	16:48	20:03

酒田市デマンドタクシー運行地区（令和５年４月１日 現在）

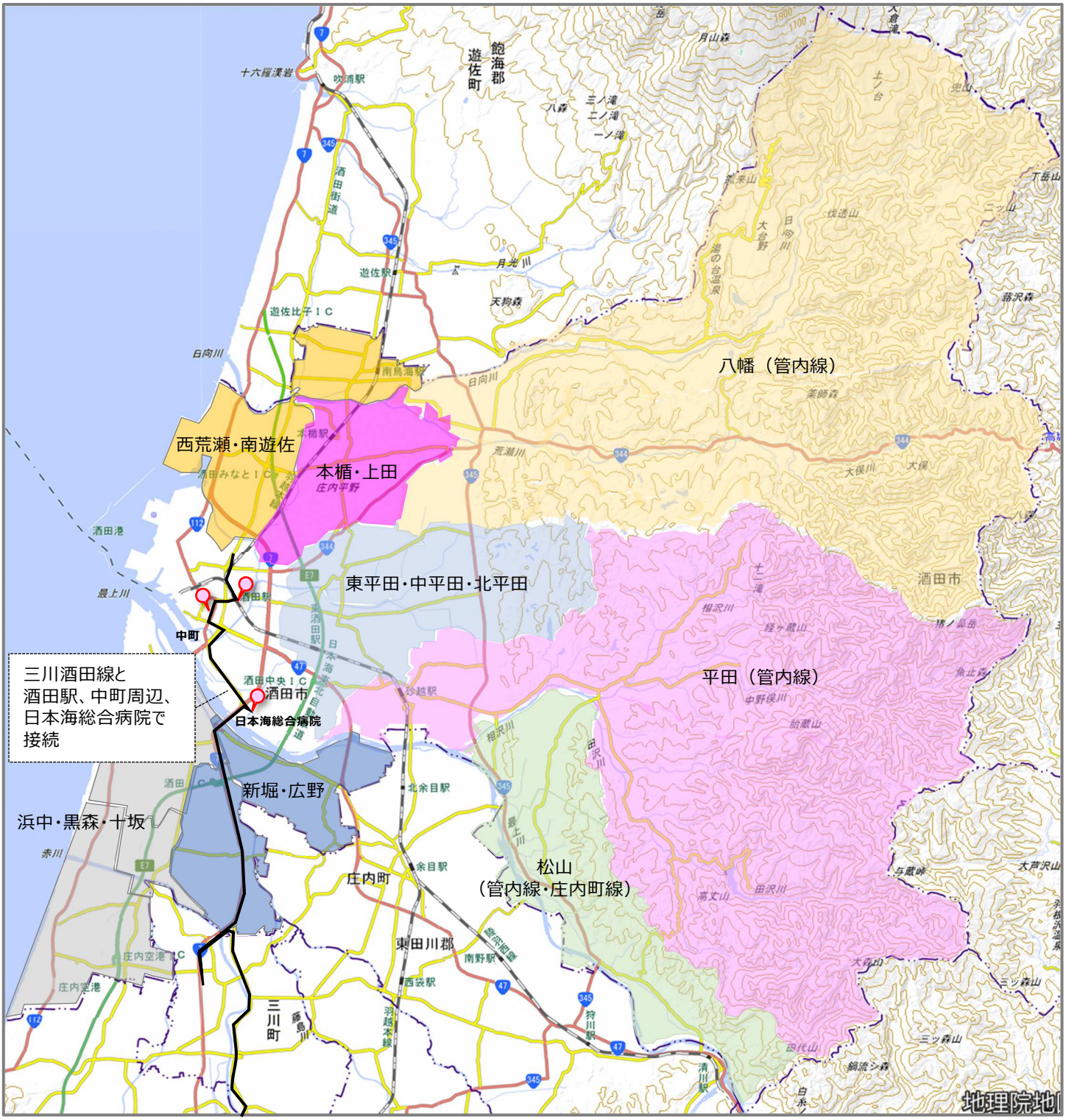

デマンドタクシー運行時刻　※運休日（全便）／土日祝休日、12/31～1/3

市街地行（平日運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	7：30	11：30
2便	9：30	14：00
3便	13：00	16：00
4便	15：00	17：30

総合支所管内線（平日運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	9：00	10：00
2便	10：30	11：30
3便	14：00	13：00
4便	–	15：00

松山庄内町線（月水金運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	9：30	11：30
2便	11：00	14：00

【乗降場所】

市街地行き		日本海総合病院、酒田リハビリ病院、中町、酒田駅前、文化センター正面口、東中の口、亀ケ崎小学校前、亀ケ崎６丁目、東泉町２丁目、ゆたか１丁目、旭新町、あきほ橋、富士見町２丁目、錦町４丁目北、高見台、大町構前（松山限定）
総合支所管内線	八幡	たわわ、日本海八幡クリニック、八幡昭和通り、八幡総合支所、ゆりんこ
	松山	庄内みどり農協松山支店、松山診療所
	平田	砂越駅前、大町溝前、ひらたタウンセンター、東部中学校前
松山庄内町線		庄内余目病院、余目郵便局、庄内警察署

【乗車予約】

予約受付センター：　0234-22-2232

・７時 30 分から 17 時（土日祝休み）

・利用予定日の２週間前から運行時刻の２時間前まで

酒田市の人口集中地区（R2 年 国勢調査）と 交通不便地域（旧平田町）

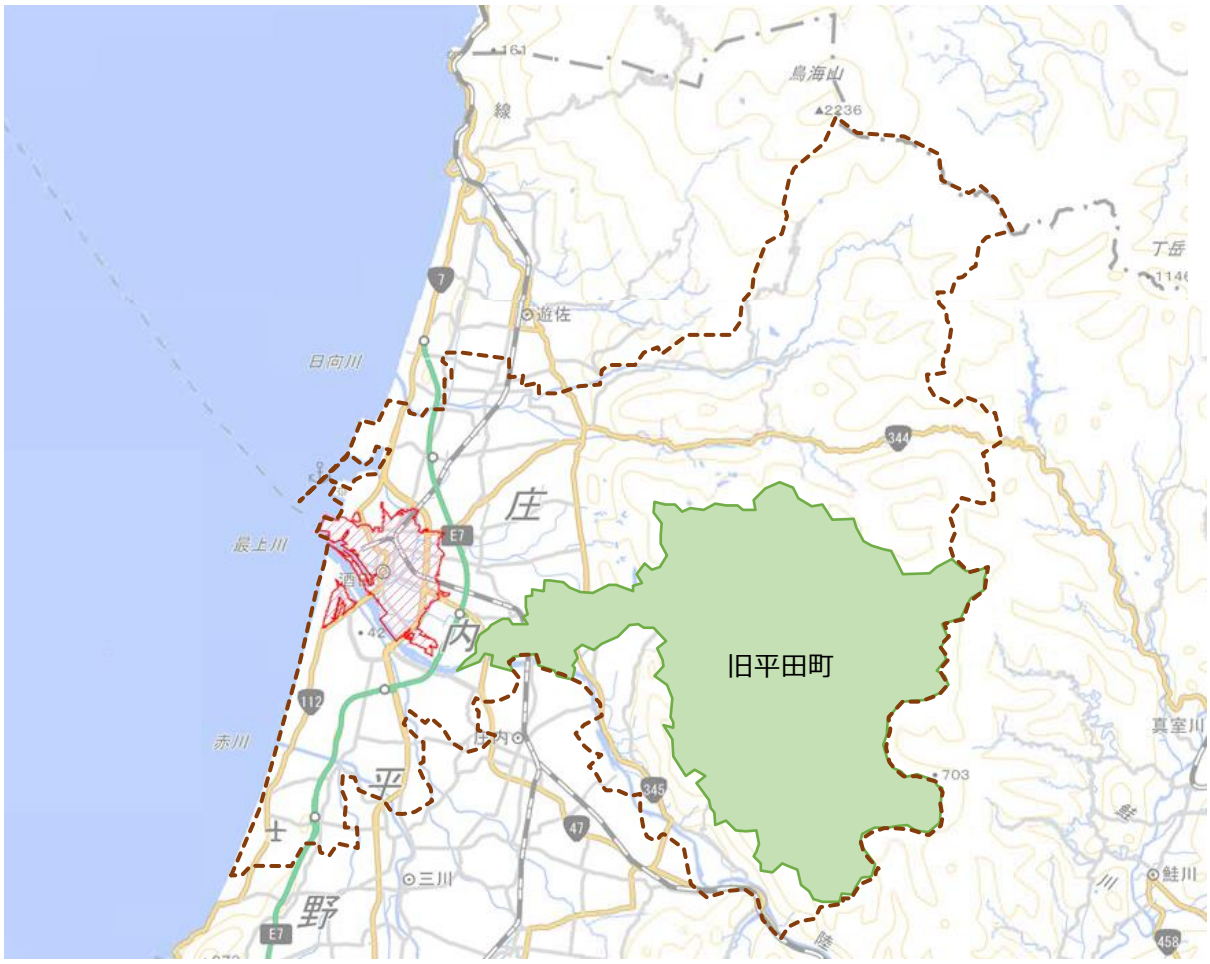

酒田市
人口集中地区　拡大図
（R2 年 国勢調査）

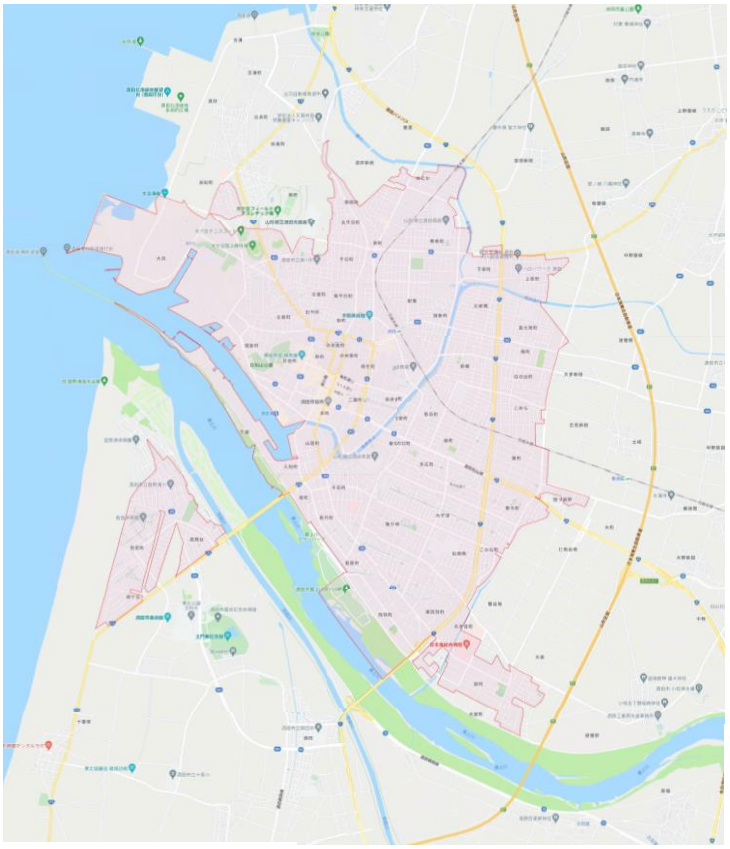

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：新庄市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（新庄市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（新庄市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。
・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の新庄市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・新庄市目標値（目標年度:R7）
県外 1,900 人、県内 1,300 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の新庄市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.3 回／人（直近年度の実績 11,930 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の新庄市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績103万円）

・新庄市目標値（目標年度R7年度末）
市営バス：20,700,000円（直近年度の実績26,605,683円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,381人）
土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績3.9%）
土内路線への市負担額3,000,000円（直近年度の実績6,019,035円）
芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900人以上（直近年度の実績1,559人）
芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.1%）
芦沢路線への市負担額1,700,000円（直近年度の実績3,341,857円）
まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300人以上（直近年度の実績7,990人）
まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.8%）
まちなか循環線路線への市負担額16,000,000円（直近年度の実績17,244,791円）
鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900人（直近年度の実績：13,272人）
鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績75.8%）
鳥越路線への市負担額：290,000円（直近年度の実績325,000円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額29,436,259円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る12年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を1台購入する必要がある。

別　紙

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・新庄市目標値（目標年度:R7）

県外 1,900 人、県内 1,300 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.3 回／人（直近年度の実績 11,930 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）

市営バス：20,700,000 円（直近年度の実績 26,605,683 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,381 人）

土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 3.9%）

土内路線への市負担額 3,000,000 円（直近年度の実績 6,019,035 円）

芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,559 人）

芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.1%）

芦沢路線への市負担額 1,700,000 円（直近年度の実績 3,341,857 円）

まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 7,990 人）

まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.8%）

まちなか循環線路線への市負担額 16,000,000 円（直近年度の実績 17,244,791 円）

鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900 人（直近年度の実績：13,272 人）

鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績 75.8%）

鳥越路線への市負担額：290,000 円（直近年度の実績 325,000 円）

（２）事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

別　紙

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額 480 万円は、新庄市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助金は新庄市の収入となる。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞

・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 7 月 15 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

・令和 5 年 2 月 27 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

〇 新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 8 月 4 日（第 1 回）：令和 3 年度における市営バスの利用状況について
デマンド型乗合タクシー実証運行事業の運行内容の変更について（書面協議）

・令和 5 年 2 月 20 日（第 2 階）：新庄市地域公共交通網形成計画最終評価について
デマンド型乗合タクシー実証運行事業について
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別　紙

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県新庄市沖の町 10 番 37 号
（所　属）新庄市総合政策課　企画政策・デジタル推進室
（氏　名）中嶋　祐樹
（電　話）0233-22-2115
（e-mail）seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環線あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	210日	315回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環線あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	212日	318回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環線あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	209日	313.5回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新庄市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	16,695
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
新庄市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
新庄市	新庄市	1	(3)　土内線	小型車両			14	令和4年10月購入			一括
	新庄市	2	(4)　芦沢線								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

もみの木ライン　ダイヤ(案)					
No.	停留所名	第1便	第3便	第5便	第7便
1	新庄駅前	7:20	10:00	13:10	15:50
2	JA新庄市前	7:21	10:01	13:11	15:51
3	市役所前	7:22	10:02	13:12	15:52
4	図書館前	7:23	10:03	13:13	15:53
5	老人福祉センター前	7:25	10:05	13:15	15:55
6	ナカムラ薬局前	7:27	10:07	13:17	15:57
7	千門町	7:28	10:08	13:18	15:58
8	新町	7:30	10:10	13:20	16:00
9	ヨークベニマル新庄下田店前	7:31	10:11	13:21	16:01
10	下田町	7:33	10:13	13:23	16:03
11	若葉町	7:35	10:15	13:25	16:05
12	県立病院前	7:42	10:22	13:32	16:12
13	野球所前	7:46	10:26	13:36	16:16
14	東山町	7:46	10:26	13:36	16:16
15	三吉町	7:47	10:27	13:37	16:17
16	ヤマザワ新庄店前	7:51	10:31	13:41	16:21
17	同人社前	7:53	10:33	13:43	16:23
18	ニューグランドホテル前	7:55	10:35	13:45	16:25
19	新庄駅前	7:58	10:38	13:48	16:28
20	JA新庄市前	7:59	10:39	13:49	16:29
21	市役所前	8:00	10:40	13:50	16:30
22	図書館前	8:01	10:41	13:51	16:31
23	老人福祉センター前	8:03	10:43	13:53	16:33
24	堀端町	8:04	10:44	13:54	16:34
25	北高口	8:05	10:45	13:55	16:35
26	川原町	8:06	10:46	13:56	16:36
27	マルシェゴーノメ新庄店前	8:07	10:47	13:57	16:37
28	小桧室団地前	8:09	10:49	13:59	16:39
29	明倫学園前	8:10	10:50	14:00	16:40
30	鍛冶町	8:11	10:51	14:01	16:41
31	マックスバリュ新庄店前	8:14	10:54	14:04	16:44
32	円満寺入口	8:16	10:56	14:06	16:46
33	県立病院前	8:20	11:00	14:10	16:50
34	新庄駅前	8:28	11:08	14:18	16:58

あじさいライン　ダイヤ(案)					
No.	停留所名	第2便	第4便	第6便	第8便
1	新庄駅前	8:32	11:12	14:22	17:02
2	ニューグランドホテル前	8:33	11:13	14:23	17:03
3	同人社前	8:34	11:14	14:24	17:04
4	ヤマザワ新庄店前	8:36	11:16	14:26	17:06
5	三吉町	8:39	11:19	14:29	17:09
6	東山町	8:41	11:21	14:31	17:11
7	野球場前	8:41	11:21	14:31	17:11
8	県立病院前	8:45	11:25	14:35	17:15
9	若葉町	8:51	11:31	14:41	17:21
10	下田町	8:54	11:34	14:44	17:24
11	ヨークベニマル新庄下田店前	8:55	11:35	14:45	17:25
12	新町	8:57	11:37	14:47	17:27
13	千門町	9:01	11:41	14:51	17:31
14	ペットクリニック山科前	9:02	11:42	14:52	17:32
15	老人福祉センター前	9:04	11:44	14:54	17:34
16	図書館前	9:05	11:45	14:55	17:35
17	市役所前	9:06	11:46	14:56	17:36
18	JA新庄市前	9:07	11:47	14:57	17:37
19	新庄駅前	9:09	11:49	14:59	17:39
20	県立病院前	9:15	11:55	15:05	17:45
21	マックスバリュ新庄店前	9:19	11:59	15:09	17:49
22	円満寺入口	9:20	12:00	15:10	17:50
23	鍛冶町	9:23	12:03	15:13	17:53
24	明倫学園前	9:24	12:04	15:14	17:54
25	小桧室団地前	9:25	12:05	15:15	17:55
26	マルシェゴーノメ新庄店前	9:27	12:07	15:17	17:57
27	川原町	9:29	12:09	15:19	17:59
28	北高口	9:29	12:09	15:19	17:59
29	堀端町	9:31	12:11	15:21	18:01
30	老人福祉センター前	9:32	12:12	15:22	18:02
31	図書館前	9:34	12:14	15:24	18:04
32	市役所前	9:35	12:15	15:25	18:05
33	JA新庄市前	9:37	12:17	15:27	18:07
34	新庄駅前	9:39	12:19	15:29	18:09

新庄駅前・土内線ダイヤ案

【土内線(土内→新庄駅)】 1便目

No.	停留所名	時刻
1	土内	7:40
2	黒岩	7:41
3	朴沢	7:41
4	二枚橋	7:46
5	仁田山	7:48
6	仁田山橋	7:49
7	水上	7:50
8	萩野たばこ屋前	7:50
9	旧萩野小学校前	7:50
10	上野	7:50
11	吉沢	7:53
12	黒沢	7:54
13	萩野学園前	7:56
14	泉田十字路	7:58
15	泉田四番町	7:58
16	泉田三番町	7:58
17	小橋	7:58
18	六軒屋	8:01
19	小泉	8:03
20	小泉入口	8:05
21	中山公民館前	8:06
22	中山入口	8:07
23	一本柳	8:08
24	月岡	8:09
25	小月野	8:10
26	円満寺	8:12
27	円満寺入口	8:12
28	県立病院前	8:17
29	新庄駅	8:23

フリー乗降区間

【土内線(新庄駅→土内)】 2便目

No.	停留所名	時刻
1	新庄駅	13:00
2	県立病院前	13:06
3	円満寺入口	13:09
4	円満寺	13:09
5	小月野	13:11
6	月岡	13:12
7	一本柳	13:14
8	中山入口	13:15
9	中山公民館前	13:16
10	小泉入口	13:16
11	小泉	13:18
12	六軒屋	13:20
13	小橋	13:24
14	泉田三番町	13:24
15	泉田四番町	13:24
16	泉田十字路	13:25
17	萩野学園前	13:26
18	黒沢	13:28
19	吉沢	13:29
20	上野	13:31
21	旧萩野小学校前	13:31
22	萩野たばこ屋前	13:31
23	水上	13:32
24	仁田山橋	13:33
25	仁田山	13:34
26	二枚橋	13:37
27	朴沢	13:42
28	黒岩	13:42
29	土内	13:43

フリー乗降区間

【土内線(土内→新庄駅)】 3便目

No.	停留所名	時刻
1	土内	13:50
2	黒岩	13:51
3	朴沢	13:51
4	二枚橋	13:56
5	仁田山	13:58
6	仁田山橋	13:59
7	水上	14:00
8	萩野たばこ屋前	14:00
9	旧萩野小学校前	14:00
10	上野	14:00
11	吉沢	14:03
12	黒沢	14:04
13	萩野学園前	14:06
14	泉田十字路	14:08
15	泉田四番町	14:08
16	泉田三番町	14:08
17	小橋	14:08
18	六軒屋	14:11
19	小泉	14:13
20	小泉入口	14:15
21	中山公民館前	14:16
22	中山入口	14:17
23	一本柳	14:18
24	月岡	14:19
25	小月野	14:20
26	円満寺	14:22
27	円満寺入口	14:22
28	県立病院前	14:27
29	新庄駅	14:33

フリー乗降区間

【土内線(新庄駅→土内)】 4便目

No.	停留所名	時刻
1	新庄駅	15:40
2	県立病院前	15:46
3	円満寺入口	15:49
4	円満寺	15:49
5	小月野	15:51
6	月岡	15:52
7	一本柳	15:54
8	中山入口	15:55
9	中山公民館前	15:56
10	小泉入口	15:56
11	小泉	15:58
12	六軒屋	16:00
13	小橋	16:04
14	泉田三番町	16:04
15	泉田四番町	16:04
16	泉田十字路	16:05
17	萩野学園前	16:06
18	黒沢	16:08
19	吉沢	16:09
20	上野	16:11
21	旧萩野小学校前	16:11
22	萩野たばこ屋前	16:11
23	水上	16:12
24	仁田山橋	16:13
25	仁田山	16:14
26	二枚橋	16:17
27	朴沢	16:22
28	黒岩	16:22
29	土内	16:23

フリー乗降区間

県立病院前・芦沢線ダイヤ案

【芦沢線(芦沢→県立病院前)】 1便目

No.	停留所名	時刻
1	芦沢	9:00
2	芦沢公民館前	9:01
3	志津	9:03
4	角沢公民館前	9:05
5	角沢	9:05
6	一本杉	9:06
7	虫森	9:09
8	野際団地前	9:13
9	東高前	9:13
10	本宮町	9:14
11	最上学園前	9:16
12	神室産業高校前	9:17
13	新松本町	9:17
14	玉の木町	9:17
15	松枝	9:18
16	金沢	9:19
17	鉄砲町	9:20
18	ヨークベニマル新庄下田店前	9:21
19	荘内銀行前	9:23
20	清水川町	9:23
21	南本町十字路	9:24
22	沖の町	9:24
23	新庄駅前	9:25
24	県立病院前	9:32

フリー乗降区間

【芦沢線(県立病院前→芦沢)】 2便目

No.	停留所名	時刻
1	県立病院前	10:56
2	新庄駅前	11:02
3	沖の町	11:04
4	南本町十字路	
5	清水川町	11:06
6	荘内銀行前	11:06
7	ヨークベニマル新庄下田店前	11:08
8	鉄砲町	
9	金沢	11:10
10	松枝	11:11
11	玉の木町	11:13
12	新松本町	11:13
13	神室産業高校前	11:13
14	最上学園前	11:14
15	本宮町	11:17
16	東高前	11:18
17	野際団地前	11:18
18	虫森	11:21
19	一本杉	11:24
20	角沢	11:24
21	角沢公民館前	11:25
22	志津	11:27
23	芦沢公民館前	11:28
24	芦沢	11:30

フリー乗降区間

【芦沢線(芦沢→県立病院前)】 3便目

No.	停留所名	時刻
1	芦沢	11:40
2	芦沢公民館前	11:41
3	志津	11:43
4	角沢公民館前	11:45
5	角沢	11:45
6	一本杉	11:46
7	虫森	11:49
8	野際団地前	11:53
9	東高前	11:53
10	本宮町	11:54
11	最上学園前	11:56
12	神室産業高校前	11:57
13	新松本町	11:57
14	玉の木町	11:57
15	松枝	11:58
16	金沢	11:59
17	鉄砲町	12:00
18	ヨークベニマル新庄下田店前	12:01
19	荘内銀行前	12:03
20	清水川町	12:03
21	南本町十字路	12:04
22	沖の町	12:04
23	新庄駅前	12:05
24	県立病院前	12:12

フリー乗降区間

【芦沢線(県立病院前→芦沢)】 4便目

No.	停留所名	時刻
1	県立病院前	14:46
2	新庄駅前	14:52
3	沖の町	14:54
4	南本町十字路	
5	清水川町	14:56
6	荘内銀行前	14:56
7	ヨークベニマル新庄下田店前	14:58
8	鉄砲町	
9	金沢	15:00
10	松枝	15:01
11	玉の木町	15:03
12	新松本町	15:03
13	神室産業高校前	15:03
14	最上学園前	15:04
15	本宮町	15:07
16	東高前	15:08
17	野際団地前	15:08
18	虫森	15:11
19	一本杉	15:14
20	角沢	15:14
21	角沢公民館前	15:15
22	志津	15:17
23	芦沢公民館前	15:18
24	芦沢	15:20

フリー乗降区間

1･3･5･7便

まちなか循環線　もみの木ライン路線案
（補助対象幹線系統との結節点）

No.	停留所名	結節停留所
1	新庄駅	○
2	JA新庄市前	
3	市役所前	
4	図書館前	
5	老人福祉センター前	○
6	ナカムラ薬局前	
7	千門町	
8	新町	
9	ヨークベニマル新庄下田店	
10	下田町	
11	若葉町	
12	県立病院前	○
13	野球所前	
14	東山町	
15	三吉町	
16	ヤマザワ新庄店前	
17	同人社前	
18	ニューグランドホテル前	
19	新庄駅	○

No.	停留所名	結節停留所
20	JA新庄市前	
21	市役所前	
22	図書館前	
23	老人福祉センター前	○
24	堀端町	
25	北高口	
26	川原町	
27	マルシェゴーノメ新庄店前	
28	小桧室団地前	
29	明倫学園前	
30	鍛冶町	○
31	マックスバリュ新庄店	
32	円満寺入口	
33	県立病院前	○
34	新庄駅	○

【補足】
○については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

2･4･6･8便

まちなか循環線　あじさいライン路線案
（補助対象幹線系統との結節点）

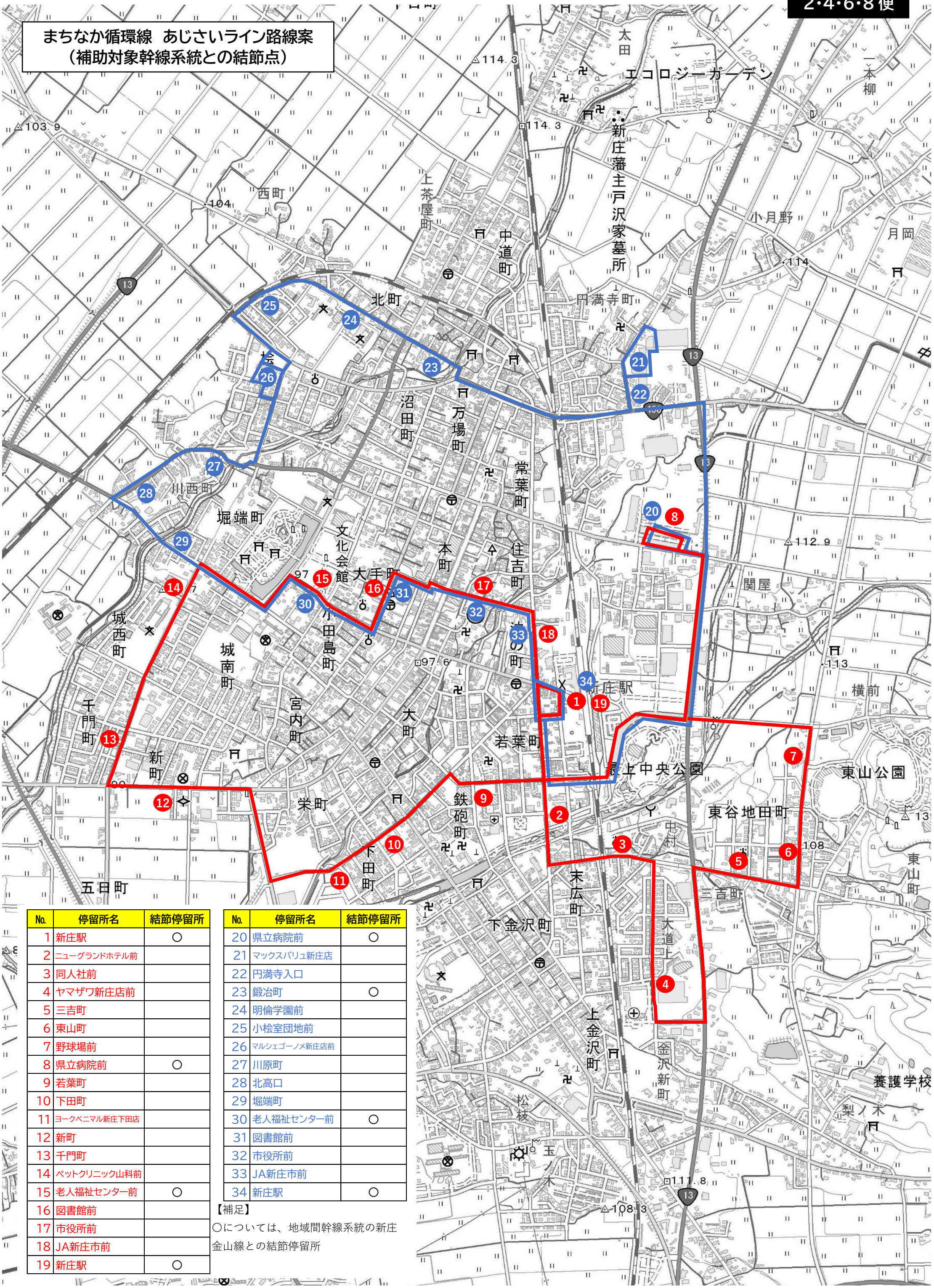

No.	停留所名	結節停留所
1	新庄駅	○
2	ニューグランドホテル前	
3	同人社前	
4	ヤマザワ新庄店前	
5	三吉町	
6	東山町	
7	野球場前	
8	県立病院前	○
9	若葉町	
10	下田町	
11	ヨークベニマル新庄下田店	
12	新町	
13	千門町	
14	ペットクリニック山科前	
15	老人福祉センター前	○
16	図書館前	
17	市役所前	
18	JA新庄市前	
19	新庄駅	○

No.	停留所名	結節停留所
20	県立病院前	○
21	マックスバリュ新庄店	
22	円満寺入口	
23	鍛冶町	○
24	明倫学園前	
25	小桧室団地前	
26	マルシェゴーノメ新庄店前	
27	川原町	
28	北高口	
29	堀端町	
30	老人福祉センター前	○
31	図書館前	
32	市役所前	
33	JA新庄市前	
34	新庄駅	○

【補足】

○については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

県立新庄病院移転に伴う土内線路線案（R5.5.31 現在）

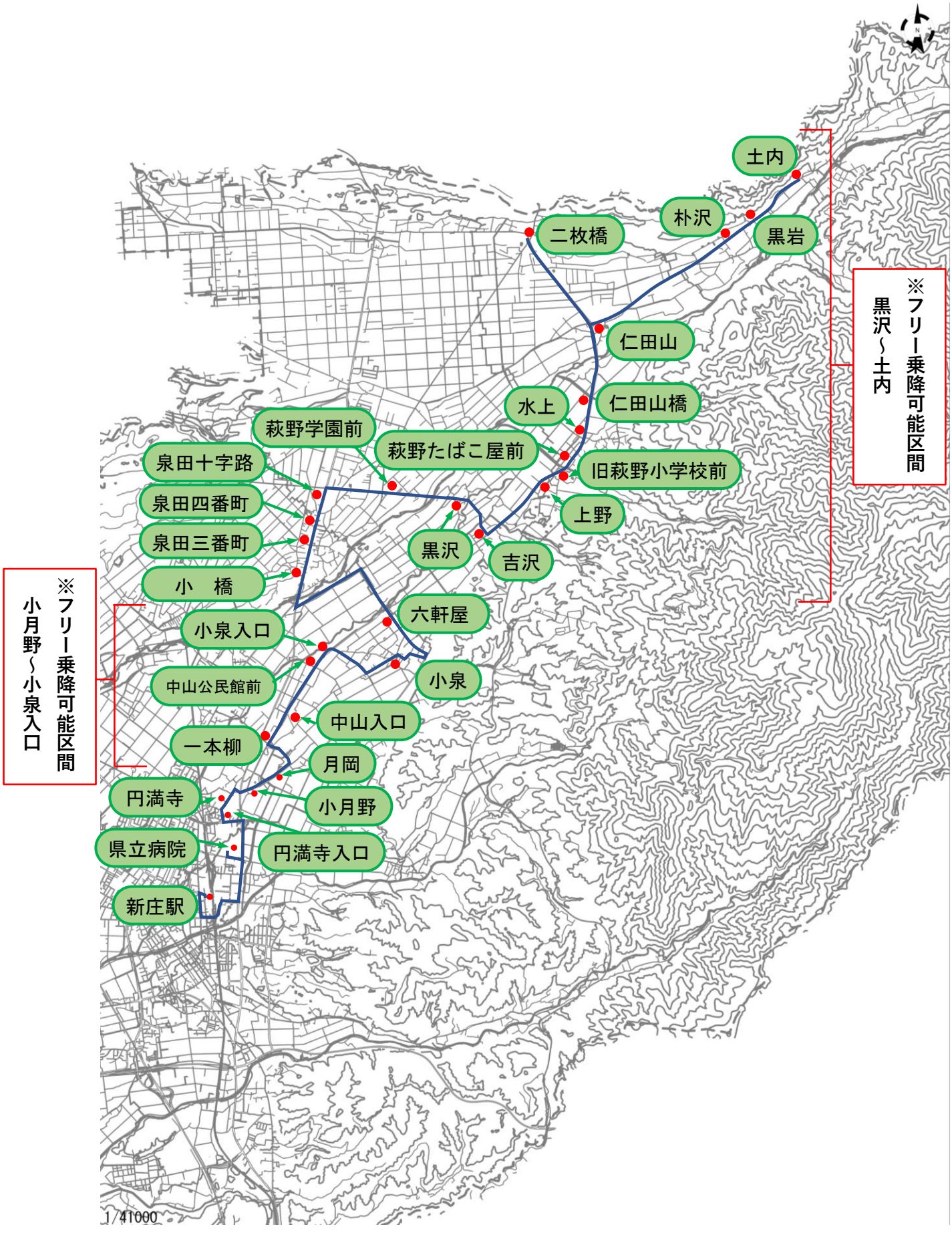

県立新庄病院移転に伴う芦沢線路線案（R5.5.31 現在）

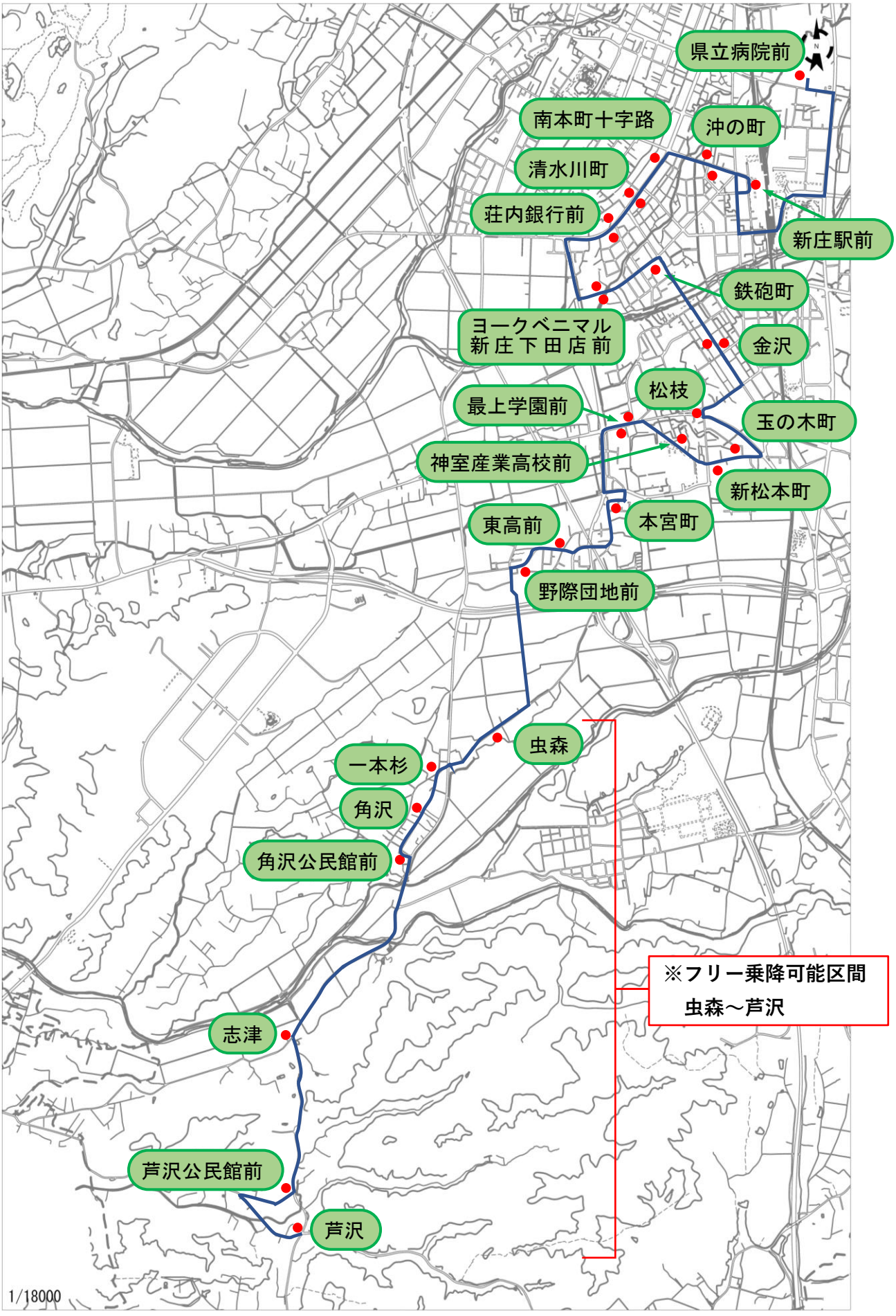

2023年10月1日～ダイヤ(案)

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

◆日新小学校休校日は下記の便は運休となります。

※移設後の県立病院を経由

【平日ダイヤ】　県立病院　⇒　鳥越

	県立病院前	新庄駅前	沖の町	清水川町	鉄砲町	金沢	上金沢	元宮	鳥越八幡前	鳥越	鳥越上	鳥越中	鳥越南	農大入口
	14:10	14:15	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:24	14:25	14:26	14:27	14:27	14:28	14:28
	15:10	15:15	15:16	15:17	15:18	15:20	15:21	15:24	15:25	15:26	15:27	15:27	15:28	15:28

【平日ダイヤ】　鳥越　⇒　県立病院

	農大入口	鳥越南	鳥越中	鳥越上	鳥越	鳥越八幡前	元宮	上金沢	金沢	鉄砲町	清水川町	南本町十字路	沖の町	新庄駅前	県立病院前
	7:30	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	7:34	7:37	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:49

新庄～鳥越線　路線図　（2023.10～）

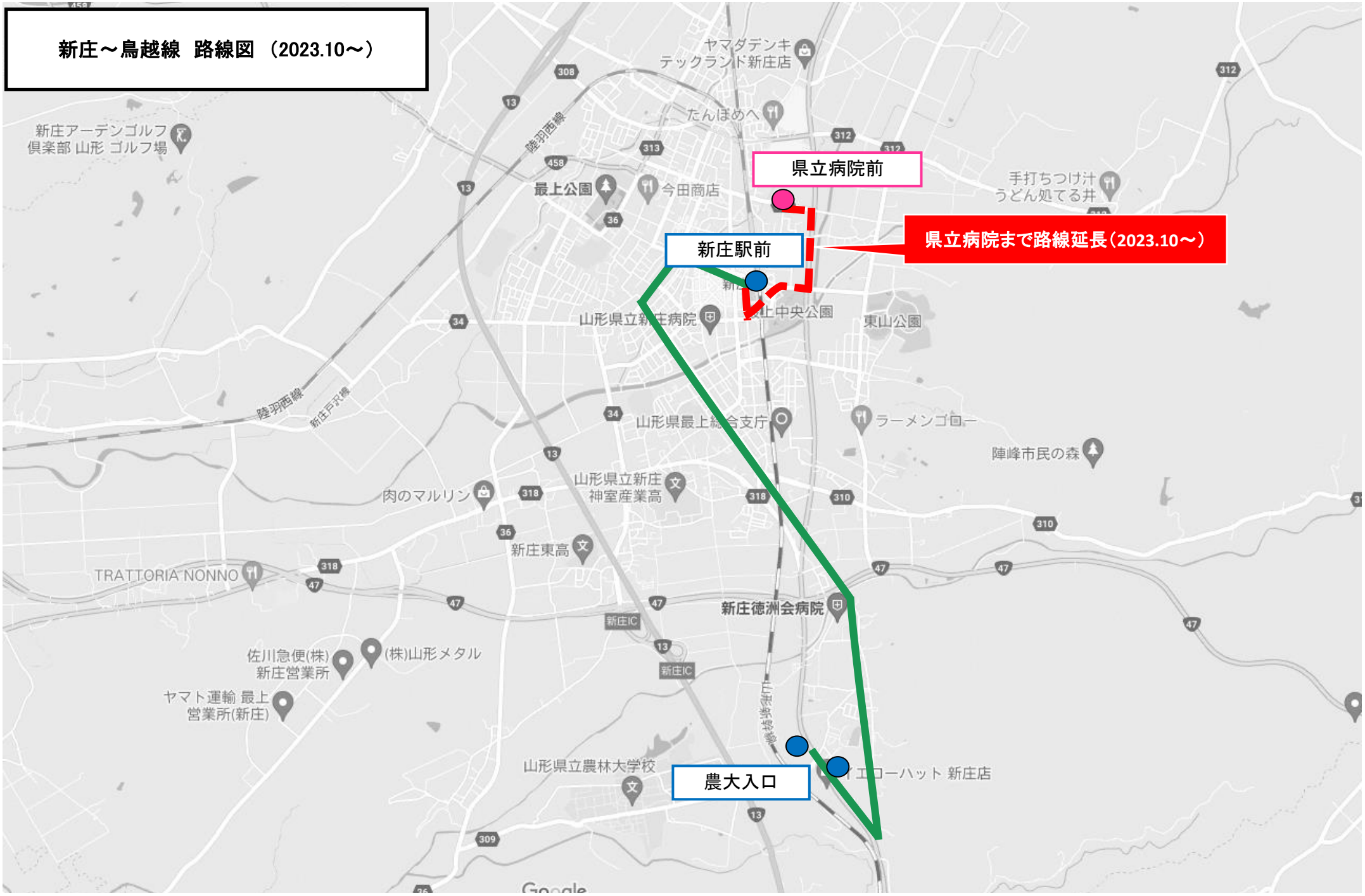

あたご団地

人口集中地区(市街地拡大図)

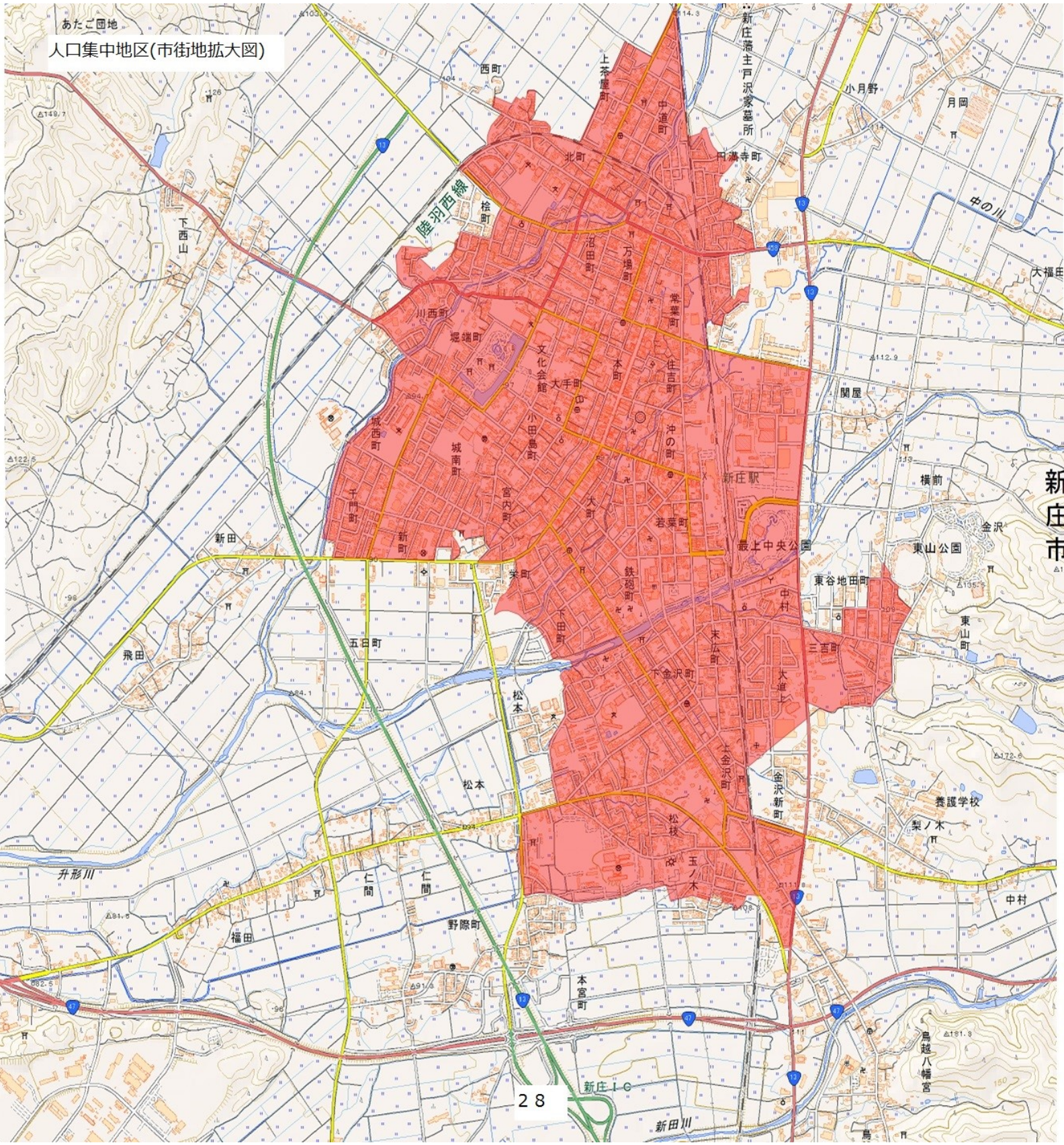

人口集中地区（市全体図）
最上郡
金山町
新庄市
最上郡
鮭川村
新庄市
戸沢村
大蔵村
最上郡
舟形町
最上郡
最上町
新庄盆地
新庄盆地
新庄駅
泉田駅
真室川駅
羽前豊里駅
新庄ＩＣ
舟形ＩＣ
舟形駅
古口駅
津谷駅
羽前前波駅
升形駅
升形川
泉田川
新田川
最上川
鮭川
小国川
白川
奥羽本線
陸羽西線
陸羽東線
新幹線
尾花沢新庄道路
長沢駅
東長沢駅
鶴杉駅
大堀駅
最上駅
瀬見温泉駅
E13
13
47
458
344
日山
大森山
八森山
金山川
新庄盆地
真室川
大芦沢山
三ツ森山
八石山
八向山
松山
高森山
黒森山
堂ケ峰山
羽根沢温泉
曲川
滝沢川
桝沢ダム
不動山
火打岳
天狗森
台山
雷滝
小又山
権現山
沢原山
金山
戸平山
熊ノ返山
大焼黒山
笙ノ森
二ツ森
日山
大蔵村
舟形町
最上郡
最上町
27

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　寒河江市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・寒河江市地域公共交通会議において、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（寒河江市）
・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（寒河江市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（寒河江市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（寒河江市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（寒河江市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（寒河江市）
・交通系 IC カードの導入やサービスの連携の検討（寒河江市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、市報や SNS、チラシ等の活用による周知の徹底（寒河江市）
・域内の幹線系統も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる広域公共交通マップ等の周知による利用促進（西村山地域広域連携協議会・寒河江市）
・新規利用者の増加を図るために、公共交通体験会等の実施を検討（寒河江市、事業者）
・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施（寒河江市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

「表１」のとおり

別　紙

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・寒河江市目標値（目標年度 R7）

県外 2,300 人、県内 900 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・寒河江市の目標値（目標年度 R7）

0.66 回／人（直近年度の実績：0.63 回／人の約 105%）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・寒河江市目標値（目標年度 R7）

市内循環バス：9,575 千円（直近年度の実績：10,639 千円の約 90%）

デマンド交通：5,992 千円（直近年度の実績：6,658 千円の約 90%）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約 105%を目標）

・市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,192 人以上

（直近年度の実績：4,945 人）

・デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,176 人以上

（直近年度の実績：3,025 人）

・市内循環バスの収支率： 5.4%以上（直近年度の実績： 5.1%）

・デマンド交通の収支率：15.1%以上（直近年度の実績：14.4%）

・市内循環バスへの寒河江市負担額：9,575 千円（直近年度の実績：10,639 千円）

・デマンド交通への寒河江市負担額：5,992 千円（直近年度の実績：6,658 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額のうち、寒河江市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 　また、上記の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

別　紙

・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）: 山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）: 山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和 4 年度＞
・開催なし
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 5 月 30 日:地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の
（日付は書面報告日）　変更について(報告のみ)

○ 寒河江市市地域公共交通会議
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 8 月 19 日（第 1 回：書面開催）
大江町乗合タクシーモニター試験運行について
・令和 5 年 1 月 31 日（第２回：書面開催）
山交バス路線「寒河江～谷地線」及び「寒河江～宮宿線」の日祝日便の運休について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

別　紙

１０．利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために２地区の町会長連合会長及び１地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から１名の方にそれぞれ就任いただいており、地域の実態に基づき様々なご意見をいただいている。 なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
「表５」のとおり
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
対象なし
（２）交通手段の検討状況
対象なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県寒河江市中央一丁目９番45号
（所　属）山形県　寒河江市　企画創成課
（氏　名）主事　阿部　悠大
（電　話）0237-85-1413
（e-mail）seisaku@city.sagae.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5)　幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		往　km 復　km	240日	2160回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5)　幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		往　km 復　km	240日	2160回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	238日	476回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	238日	476回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	238日	476回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	238日	476回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5)　幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		幸生、醍醐・三泉、中郷、田代、谷沢		往　km 復　km	238日	2142回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	寒河江市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	18,071
交通不便地域等	1,768

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
1,768	白岩地区（旧白岩村）	山村振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

山形県 西村山地域 公共交通マップ

2023【令和5】年度
2023.04.01 → 2024.03.31

寒河江市
河北町
西川町
朝日町
大江町

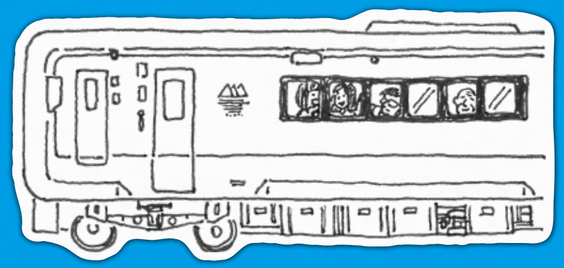

各路線時刻表

JR左沢線	JR左沢線	山交バス・高速バス	寒河江市	天童市
A 山形・左沢	A 左沢・山形	B C D E	F G	H

河北町	東根市	西川町	朝日町	朝日町	大江町
I J K	L	M N O P Q	R	S	T

レンタサイクル

寒河江市
受付場所：❶寒河江駅（土日祝のみ）（〒991-0031 山形県寒河江市本町1丁目1-1 / 寒河江駅 見晴らしサロン）
❷道の駅寒河江チェリーランド（〒990-0523 山形県寒河江市八鍬字川原919-8／道の駅寒河江 総合観光案内所）
受付時間：開始（未定）～10月下旬　9:00～15:00
料　　金：300円／回
お問合せ：（一社）寒河江市観光物産協会　TEL 0237-86-8866

大江町
受付場所：JR左沢駅窓口（〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢字前田）
受付時間：4月中旬～11月中旬　10:00～16:00
料　　金：無料（電動アシスト付自転車・申込時に本人確認のため免許証等をご提示いただきます）
最大台数：5台
お問合せ：大江町政策推進課 まちづくり推進係　TEL 0237-62-2118

お問い合わせ先

寒河江市 ☎0237-85-1413（寒河江市企画創成課 政策調整係／寒河江市地域公共交通会議 事務局）
河北町 ☎0237-73-2111（河北町まちづくり推進課 生活環境係）
西川町 ☎0237-74-4118（西川町町民税務課 生活環境係）
朝日町 ☎0237-67-2112（朝日町政策推進課 地域振興係）
大江町 ☎0237-62-2118（大江町政策推進課 まちづくり推進係）
天童市 ☎023-654-1111（天童市市民部生活環境課）
東根市 ☎0237-42-1111（東根市生活環境課 市民生活係）
山交バス ☎0237-86-2181（寒河江営業所）

発行元：西村山地域広域連携協議会（事務局：村山総合支庁西村山連携支援室　☎0237-86-8143）

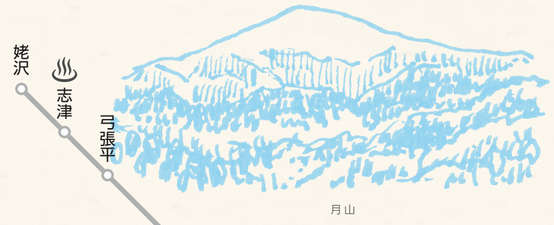

別紙１①　※令和５年４月１日～１９日

運行路線及び停留所（北部ルート・南部ルート）

１　運行路線（ルート図）

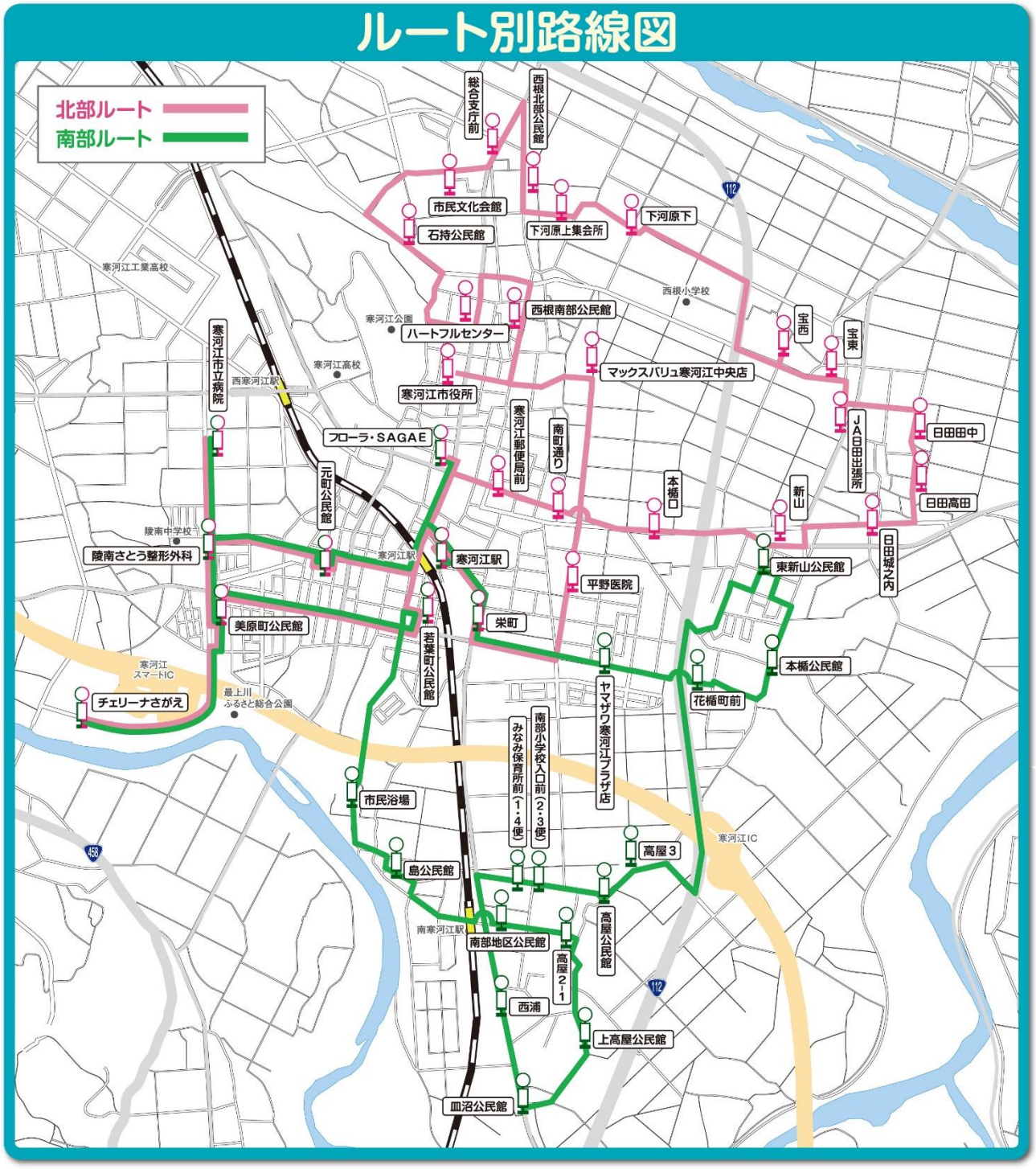

ルート概要

（北部ルート）走行距離：21.8ｋｍ、所要時間：68 分

（南部ルート）走行距離：19.4ｋｍ、所要時間：62 分

別紙１①　※令和５年４月２０日～

運行路線及び停留所（北部ルート・南部ルート）

１　運行路線（ルート図）

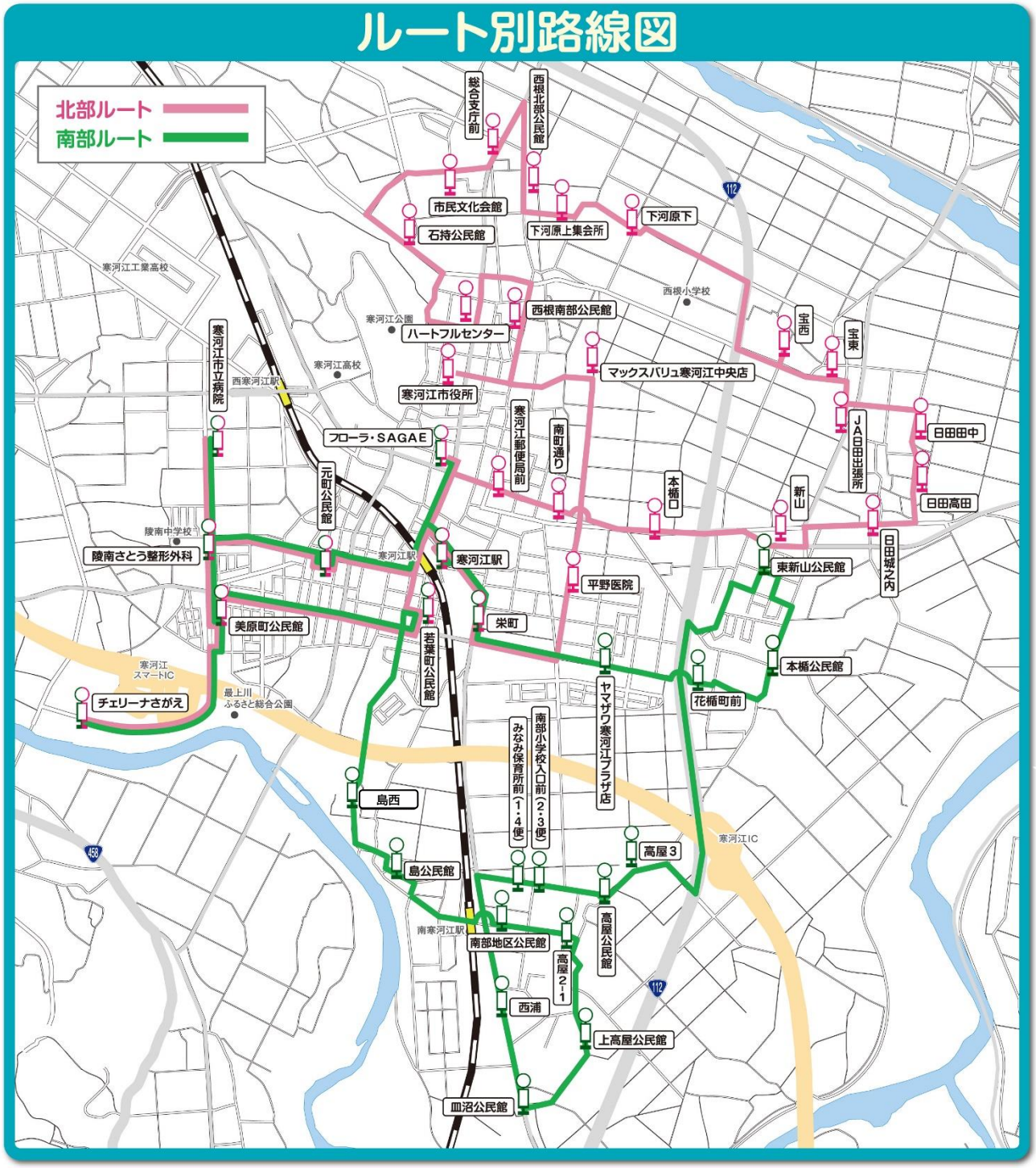

ルート概要

（北部ルート）走行距離：21.8ｋｍ、所要時間：68 分

（南部ルート）走行距離：19.4ｋｍ、所要時間：62 分

別紙　２

運休日
土日祝日及び振替休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、
お盆（8 月 13 日～8 月 16 日）

運行ダイヤ（北部ルート）　１、２便　右回り、３、４便　左回り

バス停名	1便	2便
寒河江駅	7:20	9:15
フローラ SAGAE	7:23	9:18
寒河江郵便局前	7:25	9:20
南町通り	7:26	9:21
本楯口	7:27	9:22
新山	7:30	9:25
日田城之内	7:32	9:27
日田高田	7:33	9:28
日田田中	7:34	9:29
JA 日田出張所	7:36	9:31
宝東	7:37	9:32
宝西	7:38	9:33
下河原下	7:42	9:37
下河原上集会所	7:44	9:39
西根北部公民館	7:46	9:41
総合支庁前	7:48	9:43
市民文化会館	7:50	9:45
石持公民館	7:52	9:47
ハートフルセンター	7:55	9:50
西根南部公民館	7:58	9:53
寒河江市役所	8:00	9:55
マックスバリュ寒河江中央店	8:02	9:57
平野医院	8:05	10:00
栄町	8:08	10:03
寒河江駅	8:10	10:05
元町公民館	8:13	10:08
寒河江市立病院	8:16	10:11
陵南さとう整形外科	8:17	10:12
チェリーナさがえ	8:20	10:15
美原町公民館	8:22	10:17
若葉町公民館	8:26	10:21
寒河江駅	8:28	10:23

バス停名	3便	4便
寒河江駅	10:40	13:20
若葉町公民館	10:42	13:22
美原町公民館	10:46	13:26
チェリーナさがえ	10:48	13:28
陵南さとう整形外科	10:51	13:31
寒河江市立病院	10:52	13:32
元町公民館	10:55	13:35
寒河江駅	10:58	13:38
栄町	11:00	13:41
平野医院	11:03	13:43
マックスバリュ寒河江中央店	11:06	13:46
寒河江市役所	11:08	13:48
西根南部公民館	11:10	13:50
ハートフルセンター	11:13	13:53
石持公民館	11:16	13:56
市民文化会館	11:18	13:58
総合支庁前	11:20	14:00
西根北部公民館	11:22	14:02
下河原上集会所	11:24	14:04
下河原下	11:26	14:06
宝西	11:30	14:10
宝東	11:31	14:11
JA 日田出張所	11:32	14:12
日田田中	11:34	14:14
日田高田	11:35	14:15
日田城之内	11:36	14:16
新山	11:38	14:18
本楯口	11:41	14:21
南町通り	11:42	14:22
寒河江郵便局前	11:43	14:23
フローラ SAGAE	11:45	14:25
寒河江駅	11:48	14:28

別紙　２

※令和５年４月２０日～

運行ダイヤ（南部ルート）　１、４便　右回り、２、３便　左回り

バス停名	1便	4便
寒河江駅	7:50	13:00
栄町	7:52	13:02
ヤマザワ寒河江プラザ店	7:54	13:04
花楯町前	7:56	13:06
本楯公民館	7:58	13:08
東新山公民館	8:01	13:11
高屋3	8:07	13:17
高屋公民館	8:08	13:18
南部小学校入口前	8:10	13:20
西浦	8:13	13:23
皿沼公民館	8:15	13:25
上高屋公民館	8:17	13:27
高屋2－1	8:19	13:29
南部地区公民館	8:20	13:30
島公民館	8:22	13:32
島西	8:24	13:34
若葉町公民館	8:28	13:38
美原町公民館	8:32	13:42
チェリーナさがえ	8:35	13:45
陵南さとう整形外科	8:39	13:49
寒河江市立病院	8:41	13:51
元町公民館	8:44	13:54
フローラ SAGAE	8:49	13:59
寒河江駅	8:52	14:02

バス停名	2便	3便
寒河江駅	9:50	11:10
フローラ SAGAE	9:53	11:13
元町公民館	9:58	11:18
寒河江市立病院	10:01	11:21
陵南さとう整形外科	10:03	11:23
チェリーナさがえ	10:07	11:27
美原町公民館	10:10	11:30
若葉町公民館	10:14	11:34
島西	10:18	11:38
島公民館	10:20	11:40
南部地区公民館	10:22	11:42
高屋2－1	10:23	11:43
上高屋公民館	10:25	11:45
皿沼公民館	10:27	11:47
西浦	10:29	11:49
みなみ保育所前	10:32	11:52
高屋公民館	10:34	11:54
高屋3	10:35	11:55
東新山公民館	10:41	12:01
本楯公民館	10:44	12:04
花楯町前	10:46	12:06
ヤマザワ寒河江プラザ店	10:48	12:08
栄町	10:50	12:10
寒河江駅	10:52	12:12

運休日
土日祝日及び振替休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、お盆（8 月 13 日～8 月 16 日）

（ア）幸生エリア

（イ）田代エリア

（ウ）醍醐・三泉エリア

（エ）谷沢エリア

（オ）中郷エリア

令和4年5月1日改定

事前登録・予約制

寒河江市デマンドタクシー チェリン号GO

路線バスなどが走っていない地域の乗合タクシーです！
ご自宅前と共通乗降場間を走ります！

寒河江市
イメージキャラクター
「チェリン」

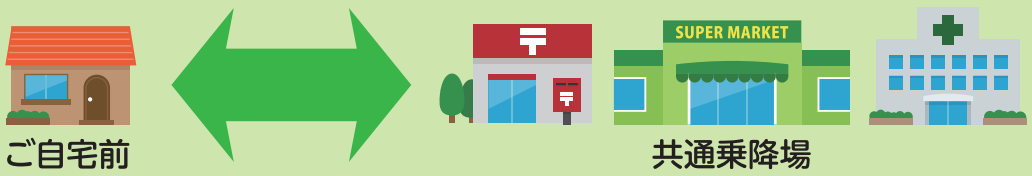

ご自宅前　共通乗降場

運行日
月曜日から金曜日
（土曜日、日曜日、祝日、8月13～16日、12月29日～1月3日は運休）

運行回数・時間
1日7便
午前の便▶7:30発・9:00発・10:30発・12:00発
午後の便▶1:30発・3:00発・5:30発
（タクシー会社の車庫を出発する時間です。）

共通乗降場
公共施設等・市内医療機関・調剤薬局・金融機関等・食品スーパーマーケット
※詳しくは裏面をご覧ください。

運行地域・利用料金

運行地域	利用料金（大人片道）
幸生地区	500円
中郷地区（中郷、金谷、平塩）	300円
醍醐・三泉地区（慈恩寺、日和田、箕輪、道生、雲河原、菊地堂、上河原、入倉）	300円

予約センター電話番号 ☎86-8395

運行地域	利用料金（大人片道）
田代地区（田代、留場）	500円
谷沢地区（米沢、清助新田、谷沢）	300円

予約センター電話番号 ☎86-8393

※小学生、障がい者は半額。
6歳未満は無料。

予約時間
午前8:30から午後5:00まで
※利用日の3日前から予約できます。

午前の便▶前日午後5:00まで
午後の便▶当日午前10:00まで

利用手順

電話でカンタン予約！

❶電話で予約
利用者証を準備し、予約センターに電話します。利用者番号、お名前、利用日、利用したい便の時刻、乗降場所を伝えます。

❷お迎え
ご自宅前または共通乗降場へ迎えに行きます。車両にチェリン号のステッカーをつけております。乗車の際、利用者証を提示してください。

乗り合いだからおトク！

❸目的地へ
同じ地域で同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。

共通乗降場　一覧表

施設等名称		施設等名称		施設等名称	
公共施設等		41	陵南眼科クリニック	81	さがえ調剤薬局
1	寒河江市役所	42	ほなみ透析クリニック	82	ら・ふらんす調剤薬局寒河江店
2	ハートフルセンター	43	寒河江市西村山郡医師会総合健診センター	83	陵南調剤薬局
3	フローラ・SAGAE	44	あんどうクリニック	84	ファーコス薬局あんず
4	寒河江市文化センター	45	鬼海小児科	85	カワチ薬局寒河江店
5	JR寒河江駅	46	おやま整形外科クリニック	86	ウエルシア薬局寒河江栄町店
6	JR羽前高松駅	**医療機関（歯科）**		87	ふれあい調剤薬局中郷店
7	寒河江市立病院	47	土田歯科医院	88	かえで薬局ほなみ店
8	西部地区公民館	48	鈴木歯科医院	89	かえで薬局末広町店
9	柴橋地区公民館	49	菊地歯科医院	90	コスモス薬局南寒河江店
10	寒河江市市民浴場	50	せいの歯科医院	**金融機関等**	
11	チェリーナさがえ	51	鈴木歯科	91	白岩郵便局
12	寒河江市老人福祉センター	52	奥山歯科医院	92	宮内簡易郵便局
13	チェリーランドさがえ	53	大沼歯科医院	93	JA寒河江西支所 白岩ふれあいセンター
14	慈恩寺テラス	54	大久保歯科医院	94	JA寒河江西支所 醍醐ふれあいセンター
医療機関（医科）		55	石山歯科	95	三泉郵便局
15	中正堂髙橋医院	56	石川歯科医院	96	JA寒河江東支所 三泉ふれあいセンター
16	三浦医院	57	サカエ歯科クリニック	97	高松郵便局
17	国井クリニック	58	高橋歯科	98	JA寒河江西支所
18	陵南さとう整形外科	59	卯月歯科クリニック	99	柴橋郵便局
19	折居内科医院	60	佐藤歯科医院	100	JA柴橋支所
20	渡辺外科胃腸科医院	61	井上歯科医院	101	JA本所
21	にとう小児科医院	62	みずき歯科クリニック	102	荘内銀行寒河江支店
22	土田内科医院	63	国井デンタルクリニック	103	山形銀行寒河江中央支店
23	横山耳鼻咽喉科医院	64	白田歯科医院	104	きらやか銀行寒河江支店
24	大原医院	65	さくらんぼ歯科クリニック	105	山形中央信用組合寒河江支店
25	菊地胃腸科内科医院	66	なないろデンタルクリニック	106	山形中央信用組合陵南出張所
26	豊岡整形外科	**調剤薬局**		107	山形信用金庫寒河江支店
27	寒河江武田内科往診クリニック	67	佐藤薬局	108	東北労働金庫寒河江支店
28	鈴木眼科	68	中央通り調剤薬局	109	寒河江郵便局
29	国井医院	69	大久保薬局落衣店	110	寒河江北郵便局
30	小松医院	70	共創未来寒河江薬局	111	寒河江島郵便局
31	小関内科胃腸科医院	71	アップル調剤薬局	**食品スーパーマーケット**	
32	山﨑医院	72	柴橋薬局	112	ヤマザワ寒河江プラザ店
33	あびこ耳鼻咽喉科クリニック	73	ファーコス薬局あすなろ	113	ヤマザワ寒河江西店
34	あきば医院	74	健康堂薬局	114	ヨークベニマル寒河江店
35	熊坂整形外科医院	75	大久保薬局	115	マックスバリュ東北高松店
36	すまいるレディースクリニック	76	コスモ調剤薬局高田店	116	マックスバリュ東北寒河江西店
37	平野医院	77	おしどり薬局仲谷地店	117	マックスバリュ東北寒河江中央店
38	田村内科・消化器科クリニック	78	調剤薬局ツルハドラッグ寒河江西店	118	おーばん寒河江店
39	さとうクリニック	79	日本調剤寒河江薬局	119	おーばん寒河江西店
40	南さがえ病院	80	そよかぜ薬局寒河江店	120	フードセンターたかき元町店

利用上の注意　**デマンドタクシーは通常のタクシーとは異なります！**

❶利用する前に、事前に市に利用登録が必要です。
❷各運行地域と共通乗降場間の運行となるため途中乗車及び途中下車はできません。
❸同じ便を予約した方と乗り合いとなるため、時間には余裕をもってご予約ください。

【問合せ先】　寒河江市役所　企画創成課　85−1413

2022.05

山形県寒河江市　交通不便地域

山形県寒河江市　人口集中地区（赤色）

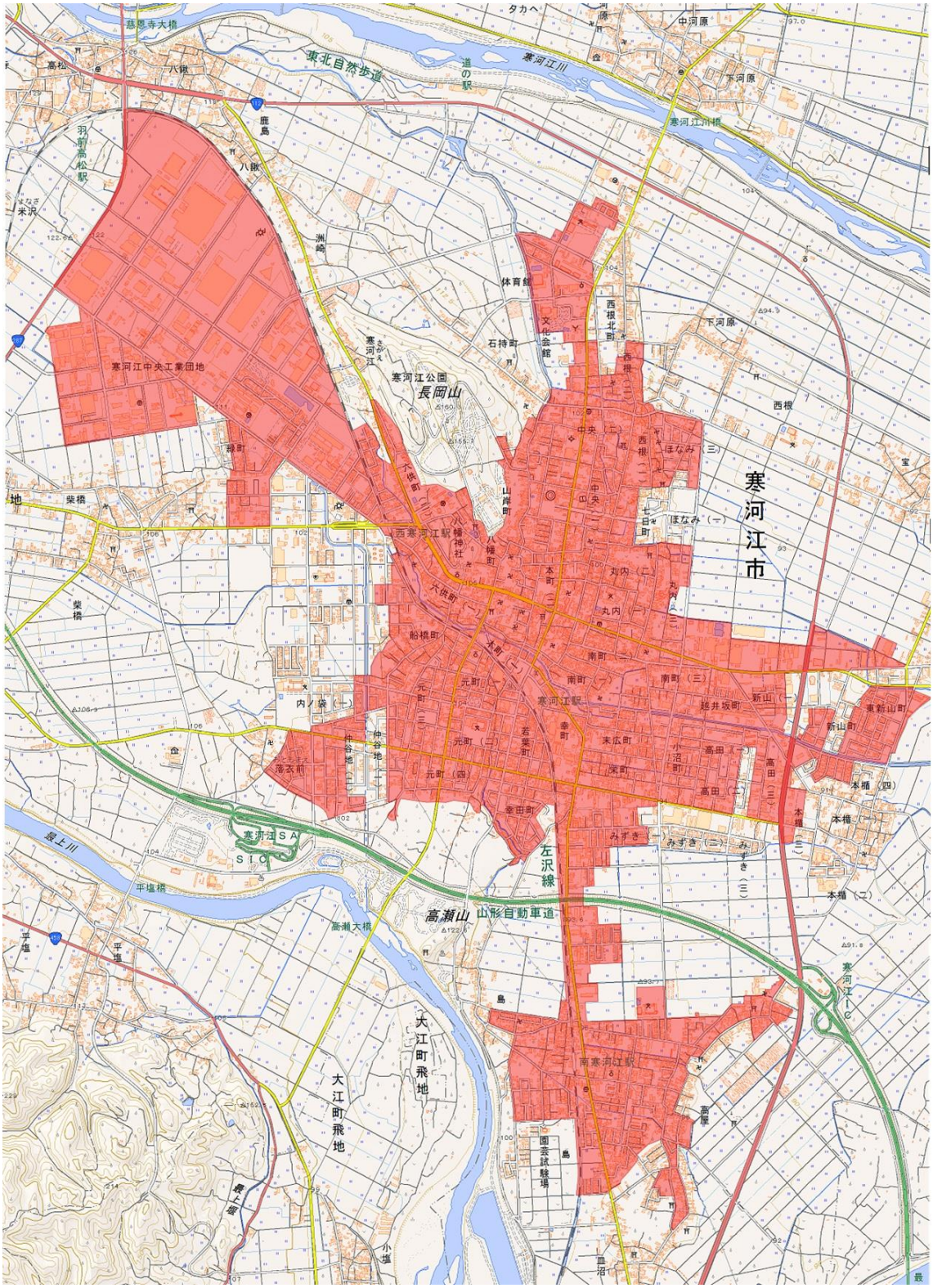

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　上山市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（上山市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（上山市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（上山市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（上山市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、上山市）
・本事業対象路線・サービスに対する交通系ＩＣカードの導入による利便性向上（上山市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・上山市目標値（目標年度:R7）
県外 2,500 人、県内 2,000 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・上山市の目標値（目標年度:R7）
2.0 回／人（直近年度の実績 1.36 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・上山市目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：2,200 万円（直近年度の実績 3,964 万 5 千円）
デマンド交通：1,200 万円（直近年度の実績 1,279 万 2 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,300 人以上
（直近年度の実績 9,242 人）
上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,900 人以上
（直近年度の実績 7,524 人）
上記２路線の収支率：25%以上（直近年度の実績 23.7%）
上記２路線への上山市負担額 1,000 万円（直近年度の実績 1,133 万 4 千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,600 人以上
（直近年度の実績 5,571 人）
市内循環線の収支率：6.5%以上（直近年度の実績 6.5%）
市内循環線への上山市負担額 1,373 万円（直近年度の実績 1,377 万 9 千円）
市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,600 人以上
（直近年度の実績 6,429 人）
市営予約制乗合タクシーの収支率：16.5%以上（直近年度の実績 15.9%）
市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 1,067 万円（直近年度の実績 1,075 万 3 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等か

ら提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額 1,486 万 4 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環線について、その運行に係る費用総額 1,474 万 2 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 1,279 万 2 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。 また、上山～棚木路線、上山～久保手路線、市内循環線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

別　紙

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和４年度＞

・開催なし

＜令和５年度＞

・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇上山市地域公共交通会議

＜令和４年度＞

・令和５年２月28日：市営バスにおけるＩＣ乗車サービスの導入について（書面協議）
（日付は書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月７日：山交バス路線の一部廃止について
山交バス路線の一部廃止に伴う代替交通について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市においても、上記動向について適宜周知している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県上山市河崎一丁目１番10号

別　紙

（所　属）市政戦略課
（氏　名）古瀬　康成
（電　話）023-672-1111（内線 226）
（e-mail）shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松葉山温泉	小倉	棚木公民館前	往13.7km 復13.3km	239日	1075.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～久保手	高松葉山温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	239日	956.回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	356日	3560回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山中川・本庄東・宮生地区		往　km 復　km	356日	7120回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	240日	1080回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	240日	960回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山 中川・本庄 東・宮生地区		往　km 復　km	355日	7100回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松葉山温泉	小倉	棚木公民館前	往13.7km 復13.3km	238日	1071回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～久保手	高松葉山温泉	新丁坂下	久保手	往 7.2km 復 7.2km	238日	952回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・中山中川・本庄東・宮生地区		往　km 復　km	355日	7100回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上山市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	12,808
交通不便地域等	28,419

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
28,419	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

[平日]高松葉山 ⇔ 棚木

※土日祝日運休

	高松葉山温泉	上山市役所前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	新丁坂下	みゆき会病院前	弁天	長寿園前	中川小学校前	蓮仙園前	棚洞堂	小倉	棚木公民館前
運賃	190	190	190	190	230	300	300	360	420	420	520	610	660	
	7:55	7:55	7:57	8:00	8:02	8:04	8:09	8:10	8:11	8:13	8:14	8:17	8:21	8:23
	12:02	12:02	12:04	12:07	12:09	12:11	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:24	12:28	12:30
	14:35	14:35	14:37	14:40	14:42	14:44	14:49	14:50	14:51	14:53	14:54	14:57	15:01	15:03
	16:28	16:28	16:30	16:33	16:35	16:37	16:42	16:43	16:44	16:46	16:47	16:50	16:54	16:56

	棚木公民館前	小倉	棚洞堂	蓮仙園前	中川小学校前	長寿園前	弁天	みゆき会病院前	新丁坂下	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	南小学校前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃		190	280	370	370	430	490	490	560	610	610	610	660	660
	7:15	7:17	7:21	7:24	7:25	7:27	7:28	7:29	7:34	7:37	7:39	7:40	7:42	7:42
	8:35	8:37	8:41	8:44	8:45	8:47	8:48	8:49	8:54	8:57	8:59	9:00	9:02	9:02
	12:45	12:47	12:51	12:54	12:55	12:57	12:58	12:59	13:04	13:07	13:09	13:10	13:12	13:12
	15:15	15:17	15:21	15:24	15:25	15:27	15:28	15:29	15:34	15:37	15:39	15:40	15:42	15:42
	17:05	17:07	17:11	17:14	17:15	17:17	17:18	17:19	17:24	17:27	17:29	17:30	17:32	17:32

[平日]高松葉山 ⇔ 久保手

※土日祝日運休

	高松葉山温泉	上山市役所前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	上山城口	浴場前	新丁坂下	旭町西	新町	四ツ谷	大石	三本松	久保手
運賃	190	190	190	190	190	230	230	230	240	240	310	350	360	
	9:15	9:15	9:17	9:20	9:22	9:23	9:24	9:24	9:25	9:26	9:27	9:29	9:31	9:31
	14:10	14:10	14:12	14:15	14:17	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:24	14:26	14:26
	16:00	16:00	16:02	16:05	16:07	16:08	16:09	16:09	16:10	16:11	16:12	16:14	16:16	16:16
	17:50	17:50	17:52	17:55	17:57	17:58	17:59	17:59	18:00	18:01	18:02	18:04	18:06	18:06

	久保手	三本松	大石	四ツ谷	新町	旭町西	旭町	新丁坂下	浴場前	上山城口	かみのやま温泉駅前	南小学校前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃		190	190	250	310	310	310	310	310	340	340	340	360	360
	7:30	7:30	7:32	7:34	7:35	7:36	7:36	7:37	7:37	7:38	7:42	7:43	7:45	7:45
	9:45	9:45	9:47	9:49	9:50	9:51	9:51	9:52	9:52	9:53	9:57	9:58	10:00	10:00
	14:35	14:35	14:37	14:39	14:40	14:41	14:41	14:42	14:42	14:43	14:47	14:48	14:50	14:50
	16:25	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:31	16:32	16:32	16:33	16:37	16:38	16:40	16:40

8/13～16、12/29～31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元旦は運休となります。

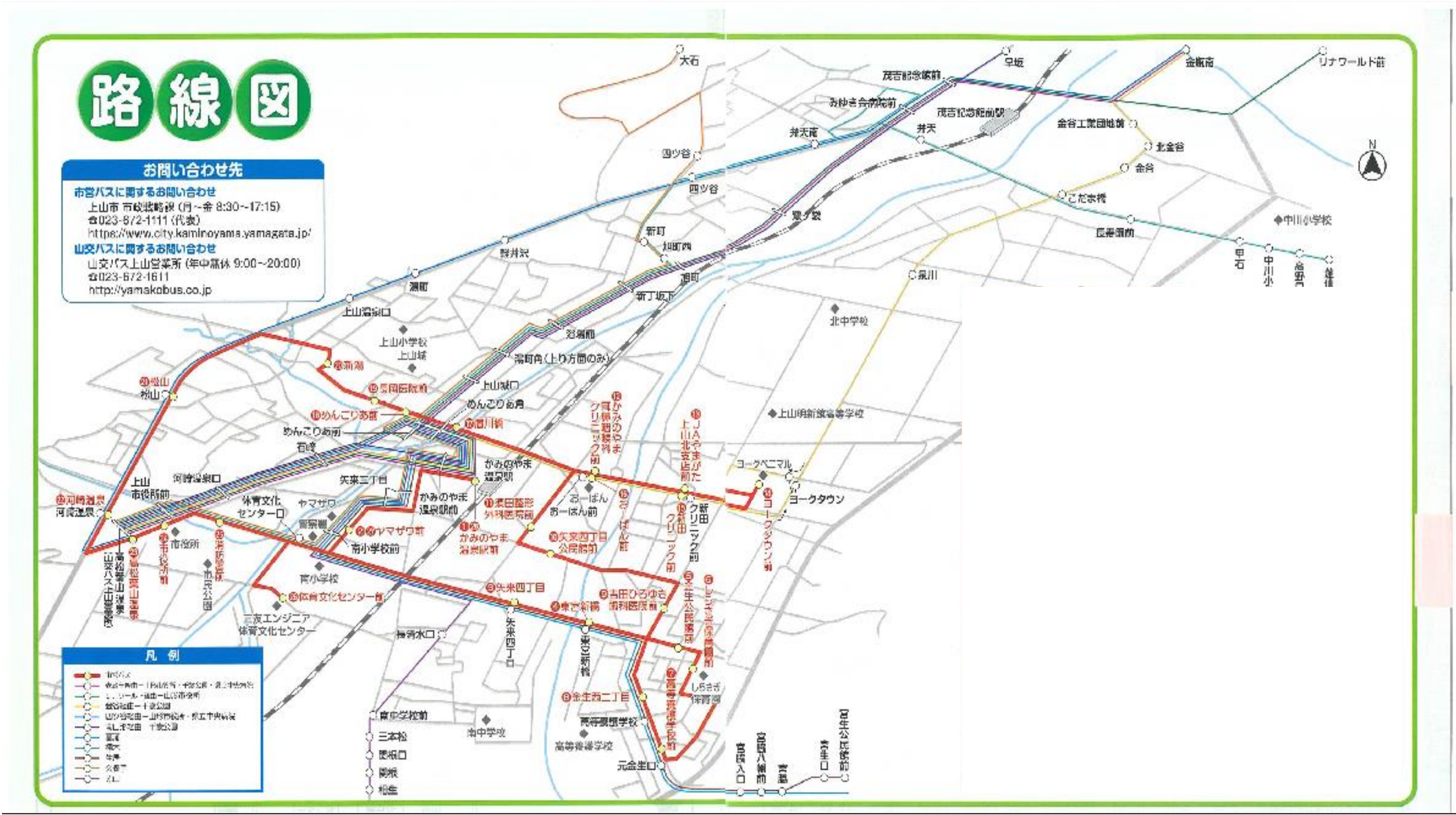
路線図
お問い合わせ先
市営バスに関するお問い合わせ
上山市 市役所総務課 (月～金 8:30～17:15)
☎023-672-1111 (代表)
https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/
山交バスに関するお問い合わせ
山交バス上山営業所 (年中無休 9:00～20:00)
☎023-672-1611
http://yamakobus.co.jp
凡例
大石
四ツ谷
新町
旭町西
旭町
新丁坂下
泉川
早坂
茂吉記念館前
みゆき会病院前
茂吉記念館前駅
井天
金瓶南
リナワールド前
金谷工業団地前
北金谷
金谷
こだま橋
◆中川小学校
◆北中学校
◆上山明新館高等学校
ヨークベニマル
ヨークタウン
新田クリニック前
JAやまがた上山北支店前
かみのやま温泉病院クリニック前
おーばん
おーばん前
かみのやま温泉駅前
矢来四丁目公民館前
矢来四丁目
東ヶ丘病院
高野病院前
金生公民館前
金生西二丁目
しらさぎ体育館
青中学校前
三本松
医療団
関根
松生
元金生口
南中学校
高等養護学校
梅清水口
三友エンジニア体育文化センター
体育文化センター前
南小学校前
市民公園
市役所
上山市役所前
外育文化センター口
ヤマザワ
ヤマザワ前
河崎温泉口
河崎温泉
上山温泉口
湯町
鮮井沢
上山小学校 上山城
上山城
上山城口
めんこりあ前
めんこりあ
石崎
矢来三丁目
かみのやま温泉駅前
かみのやま温泉駅前
◆◆◆

市営バス　市内循環線

　かみのやま温泉駅前を起点・終点とし、市街地南部を循環する、「市営バス市内循環線」を運行しています。めんごりあ前、市役所、各商業施設などを通るルートです。発行済みの山交バス普通回数券は、市内の区間での利用に限られますのでご注意ください。
　また、令和５年４月１日（土）から、yamako cherica（ヤマコーチェリカ）の利用が可能となります。利用料金をchericaでお支払いいただくと、市営バスや山交バスなどで利用できる交通ポイントが付与されます。
　chericaは、山交バスの上山営業所ほか、県内営業所等で販売しております。

料金

おとな（中学生以上）　1回　２００円

※　子ども（小学生）、障がい者（障がい者手帳等を提示ください）は１００円です。
※　就学前の幼児は無料です。ただし、単独で乗車する幼児は子ども料金です。大人（中学生）が同伴して乗車する幼児も3人目以降は子ども料金です。
※　子育て応援パスポートカードを持っている方は無料です（紙カードの場合は、裏面に記載されている保護者と子ども（１８歳未満）が対象となります。氏名、生年月日の記載が無い方は対象となりません）。
※　山交バス普通回数券は、市内の区間に限り利用できます。なお、現在山交バス回数券の販売は行っておりません。
※　定期券は取り扱いしていません。

路線図

●青いバス停が目印です
●定員は９名です

◆問い合わせ先
　上山市役所　市政戦略課　電話 672-1111 内線 223

市営バス　市内循環線

令和5年10月2日～

時刻表

《順路》
かみのやま温泉駅前（かみのやま温泉観光案内所前・起点）
⇒市街地
⇒かみのやま温泉駅前（終点）

《運休日》
夏　　季：８月１３日～８月１６日
年末年始：１２月２９日～１月３日

	停留所名	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻
	①かみのやま温泉駅前(起点)	6:50	7:50	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:50	17:00	18:00
	②ヤマザワ前	6:52	7:52	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	15:52	17:02	18:02
	③長清水口	6:54	7:54	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:54	17:04	18:04
	④南中学校前	6:55	7:55	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	15:55	17:05	18:05
	⑤三本松	6:56	7:56	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:56	17:06	18:06
	⑥紅柿団地口	6:57	7:57	9:27	10:27	11:27	13:27	14:27	15:57	17:07	18:07
	⑦矢来四丁目	6:58	7:58	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:58	17:08	18:08
	⑧東宮新橋	6:59	7:59	9:29	10:29	11:29	13:29	14:29	15:59	17:09	18:09
	⑨金生公民館前	7:00	8:00	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	16:00	17:10	18:10
	⑩しらさぎ保育園前	7:01	8:01	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	16:01	17:11	18:11
	⑪高等養護学校前	7:02	8:02	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	16:02	17:12	18:12
	⑫金生西二丁目	7:03	8:03	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:03	17:13	18:13
	⑬吉田ひろゆき歯科医院前	7:04	8:04	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	16:04	17:14	18:14
	⑭矢来四丁目公民館前	7:06	8:06	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:06	17:16	18:16
	⑮須田整形外科医院前	7:07	8:07	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:07	17:17	18:17
	⑯かみのやま耳鼻咽喉科クリニック前	7:09	8:09	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	16:09	17:19	18:19
	⑰JAやまがた上山北支店前	7:10	8:10	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:10	17:20	18:20
	⑱ヨークタウン前	7:11	8:11	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	16:11	17:21	18:21
	⑲新田クリニック前	7:12	8:12	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	16:12	17:22	18:22
	⑳おーばん前	7:13	8:13	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:13	17:23	18:23
	㉑眉川橋	7:15	8:15	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	16:15	17:25	18:25
	㉒めんごりあ前	7:17	8:17	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	16:17	17:27	18:27
	㉓長岡医院前	7:18	8:18	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	16:18	17:28	18:28
	㉔新湯	7:19	8:19	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:19	17:29	18:29
	㉕松山	7:19	8:19	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:19	17:29	18:29
	㉖河崎温泉	7:20	8:20	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	16:20	17:30	18:30
	㉗高松葉山温泉	7:21	8:21	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:21	17:31	18:31
	㉘市役所前	7:23	8:23	9:53	10:53	11:53	13:53	14:53	16:23	17:33	18:33
	㉙消防署前	7:24	8:24	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:24	17:34	18:34
	㉚体育文化センター前	7:25	8:25	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:25	17:35	18:35
	㉛ヤマザワ前	7:26	8:26	9:56	10:56	11:56	13:56	14:56	16:26	17:36	18:36
	㉜かみのやま温泉駅前(終点)	7:27	8:27	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	16:27	17:37	18:37

上山市営予約制乗合タクシー運行区域

N

西郷

中山

本庄

宮生

中川

東

※目（３００円）

市営予約制乗合タクシー　時刻表

中山地区

6:30	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

西郷地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

東地区

7:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

宮生地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

中川地区

6:30	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	17:00

本庄地区

8:00	11:30
8:30	13:00
9:30	15:00
10:30	16:00

※運休日は夏季（８月１３日～１６日)、年末年始（１２月２９日～１月３日）

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　村山市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（村山市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（村山市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（村山市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（村山市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、村山市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（村山市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。（村山市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・村山市目標値（目標年度 R7）
県外 1,500 人、県内 2,500 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・村山市の目標値（目標年度 R7）
1.18 回／人（直近年度の実績 26,498 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績3,0000千円）

・村山市目標値（目標年度R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）

路線バス　　：40,000千円（直近年度の実績41,637千円）

デマンド交通：7,000千円（直近年度の実績7,484千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・河北病院（稲下）公立病院

年間利用者数：6,000人以上（直近年度の実績4,855人）

・天童（東根市役所）北町

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績5,336人）

・公立病院（大石田）尾花沢

年間利用者数：8,000人以上（直近年度の実績7,823人）

上記３路線の収支率：30.0%以上（直近年度の実績28.4%）

上記３路線への市負担額：14,000千円（直近年度の実績15,224千円）

・山の内～北村山公立病院線

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績5,167人）

・富並～河北病院線

年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績1,096人）

・楯岡北町～市役所線

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績5,080人）

・深沢・宮下～村山駅（西口）線

年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,509人）

上記４路線の収支率：0.5%以上（直近年度の実績0.5%）

上記４路線への村山市負担額：26,500千円（直近年度の実績26,414千円）

・冨本・戸沢地域～楯岡方面

年間利用者数：1,200人以上（直近年度の実績1,351人）

収支率：8.5%以上（直近年度の実績8.8%）

市負担額：4,000千円（直近年度の実績3,953千円）

・冨本・戸沢地域～河北方面

年間利用者数：800人以上（直近年度の実績817人）

収支率：8.0%以上（直近年度の実績8.2%）

市負担額：2,100千円（直近年度の実績2,346千円）

・大倉地域・五十沢地区～楯岡方面

年間利用者数：1,100人以上（直近年度の実績1,121人）

収支率：9.5%以上（直近年度の実績9.5%）

市負担額：2,300千円（直近年度の実績2,322千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から

別　紙

提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の３路線の運行に係る費用総額のうち、村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の冨本・戸沢地域～楯岡方面、冨本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（36,914 千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

別　紙

＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和 4 年度＞
・開催なし
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 5 月 30 日:地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について(報告のみ)
（日付は書面報告日）

○ 村山市地域公共交通会議
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 11 月 24 日：市営バス、乗合タクシーの変更について

＜令和 4 年度＞
・令和 5 年 1 月（書面協議）：市営バスの変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65 歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和 2 年 2 月に実施した。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）村山市中央一丁目３番６号
（所　属）村山市市民環境課
（氏　名）阿部　愛
（電　話）0237-55-2111
（e-mail）shimin@city.murayama.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前東口	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.3km 復 15.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.8km 復 18.7km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
村山市	㈱楯岡交通	(11) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	360日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	360日	620回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	360日	906回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
		(14)				往 km 復 km	日	回						
		(15)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	北村山公立病院	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.3km 復 15.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.8km 復 18.7km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
村山市	㈱楯岡交通	(11) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	610回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	933回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
		(14)				往 km 復 km	日	回						
		(15)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	北村山公立病院	往 14.6km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	240日	360回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	240日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.3km 復 15.2km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.8km 復 18.7km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
村山市	㈱楯岡交通	(11) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	610回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	933回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
		(14)				往 km 復 km	日	回						
		(15)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

（令和５年４月１日改正）

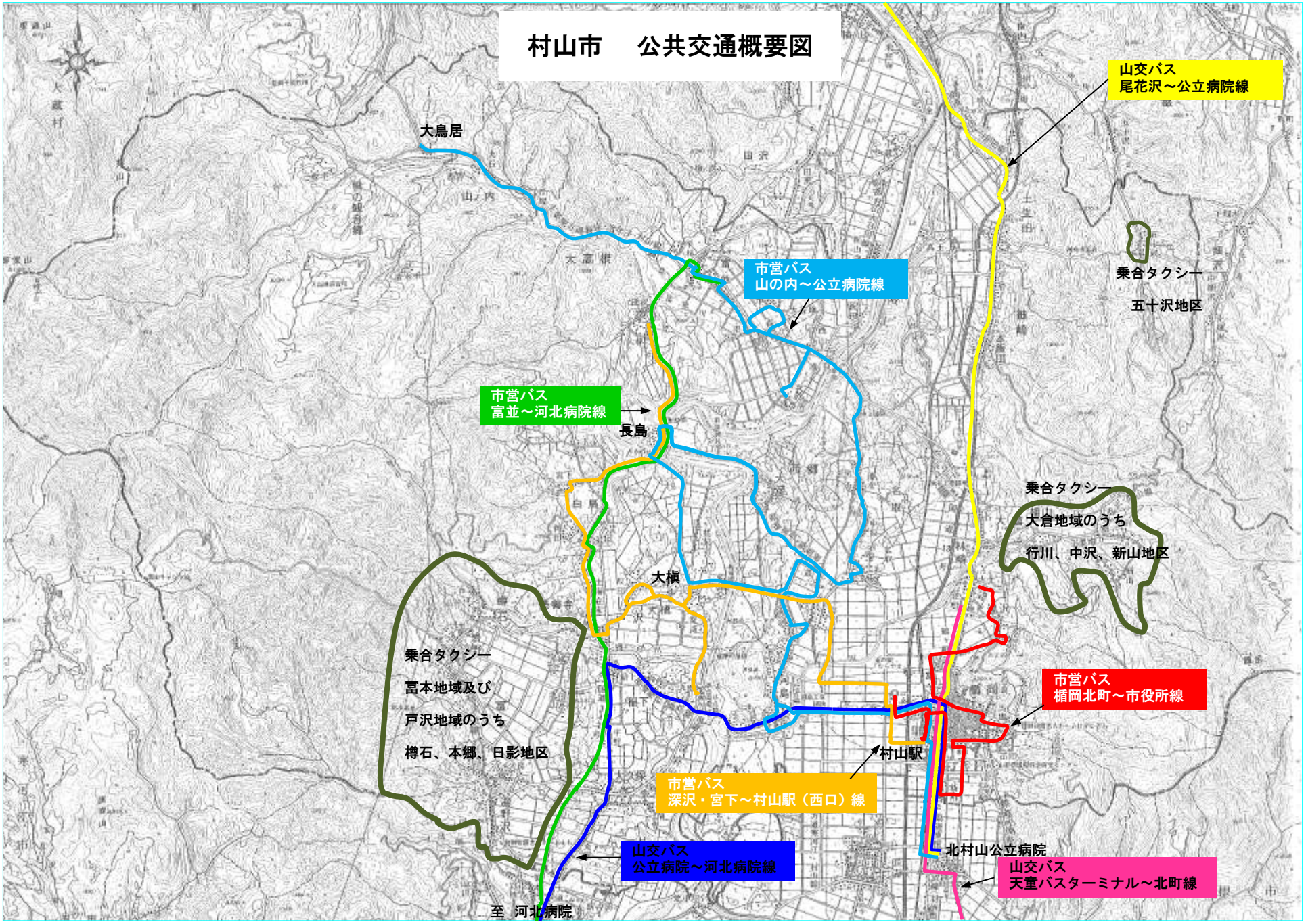
村山市　公共交通概要図
山交バス
尾花沢～公立病院線
大鳥居
市営バス
山の内～公立病院線
乗合タクシー
五十沢地区
市営バス
富並～河北病院線
長島
乗合タクシー
大倉地域のうち
行川、中沢、新山地区
大槇
乗合タクシー
冨本地域及び
戸沢地域のうち
樽石、本郷、日影地区
市営バス
楯岡北町～市役所線
村山駅
市営バス
深沢・宮下～村山駅（西口）線
山交バス
公立病院～河北病院線
北村山公立病院
山交バス
天童バスターミナル～北町線
至 河北病院

村山市市営バス時刻表（令和5年4月1日改正）

楯岡北町～市役所線

停留所	1便	2便
ひばり保育園前	9:50	14:50
グリーンタウン前	9:51	14:51
北町団地前	9:52	14:52
高橋架設前	9:53	14:53
湯沢公民館前	9:54	14:54
鏡清水住宅前	9:56	14:56
市民センター前	9:59	14:59
媛屋北	10:00	15:00
法務局前	10:02	15:02
井戸組合用地前	10:03	15:03
馬場公園前	10:04	15:04
新馬場団地前	10:05	15:05
旧松田商店前	10:06	15:06
市民会館前	10:07	15:07
村山税務署前	10:08	15:08
リンクむらやま	10:10	15:10
ヤマザワ村山店	10:12	15:12
檜山カメラ店前	10:16	15:16
山銀・荘銀支店前	10:17	15:17
麻屋北	10:18	15:18
甑葉プラザ	10:19	15:19
村山駅前（東口）	10:20	15:20
村山市役所	10:23	15:23

停留所	1便	2便
村山市役所	11:32	16:32
村山駅前（東口）	11:35	16:35
甑葉プラザ	11:36	16:36
麻屋北	11:37	16:37
山銀・荘銀支店前	11:38	16:38
檜山カメラ店前	11:39	16:39
ヤマザワ村山店	11:43	16:43
リンクむらやま	11:45	16:45
村山税務署前	11:47	16:47
市民会館前	11:48	16:48
旧松田商店前	11:49	16:49
新馬場団地前	11:50	16:50
馬場公園前	11:51	16:51
井戸組合用地前	11:52	16:52
法務局前	11:53	16:53
媛屋北	11:55	16:55
市民センター前	11:56	16:56
鏡清水住宅前	11:59	16:59
湯沢公民館前	12:01	17:01
高橋架設前	12:02	17:02
北町団地前	12:03	17:03
グリーンタウン前	12:04	17:04
ひばり保育園前	12:05	17:05

深沢・宮下～村山駅（西口）線

停留所	1便	2便
深沢	9:00	13:50
長島	9:03	13:53
宮下口	9:04	13:54
宮下公民館	9:06	13:56
中里工業前	9:08	13:58
白鳥	9:10	14:00
土海在家	9:12	14:02
戸沢小学校	9:14	14:04
あい美容室前	9:15	14:05
反田	9:17	14:07
沖・政善寺前	9:19	14:09
大槇会館東	9:20	14:10
驚滝	—	14:11
クアハウス碁点前	—	14:13
船橋	9:22	14:18
河島山ニュータウン北	9:25	14:21
西郷学校前	9:26	14:22
浮沼東	9:28	14:24
市役所西	9:33	14:29
ヤマザワ村山駅西店	9:36	14:32
村山駅（西口）	9:38	14:34

停留所	1便	2便
村山駅（西口）	10:40	15:40
ヤマザワ村山駅西店	10:42	15:42
市役所西	10:45	15:45
浮沼東	10:50	15:50
西郷学校前	10:52	15:52
河島山ニュータウン北	10:53	15:53
船橋	10:56	15:56
クアハウス碁点前	—	16:01
驚滝	—	16:03
大槇会館東	10:58	16:04
沖・政善寺前	10:59	16:05
反田	11:01	16:07
あい美容室前	11:03	16:09
戸沢小学校	11:04	16:10
土海在家	11:06	16:12
白鳥	11:08	16:14
中里工業前	11:10	16:16
宮下公民館	11:12	16:18
宮下口	11:14	16:20
長島	11:15	16:21
深沢	11:18	16:24

【運休日】
土曜・日曜日、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3）

村山市市営バス時刻表（令和４年４月1日改正：Ｒ５改正なし）

山の内～北村山公立病院線

停留所	１便	２便	３便	４便
大鳥居	—	7:30	9:05	14:30
大石	—	7:32	9:07	14:32
下小屋	—	7:33	9:08	14:33
平林	—	7:37	9:12	14:37
富並	6:09	7:39	9:14	14:39
富並小学校前	6:10	7:40	9:15	14:40
大高根保育園	6:10	7:40	9:15	14:40
富並東	6:11	7:41	9:16	14:41
里	6:12	7:42	9:17	14:42
中山大谷地	—	—	9:20	—
森	6:13	7:43	9:23	14:43
小滝	—	—	9:28	—
西山	6:14	7:44	9:31	14:44
隼橋	6:14	7:44	9:31	14:44
境ノ目	6:15	7:45	9:32	14:45
清水北	6:18	7:48	9:35	14:48
清水	6:18	7:48	9:35	14:48
中原	6:19	7:49	9:36	14:49
名取	6:22	7:52	9:39	14:52
大淀	—	7:59	—	—
長島	—	8:03	—	—
船橋	—	8:08	—	—
道六	6:24	8:13	9:41	14:54
西郷学校前	6:25	8:14	9:42	14:55
河島山ニュータウン	6:26	8:15	9:43	14:56
ＪＡ西郷支店前	6:26	8:15	9:43	14:56
下組	6:27	8:16	9:44	14:57
河島郵便局前	6:27	8:16	9:44	14:57
北河島	6:28	8:17	9:45	14:58
河島	6:30	8:19	9:47	15:00
中条	—	—	9:49	—
中央二丁目	6:32	8:21	9:51	15:02
最上徳内記念館前	6:34	8:23	9:53	15:04
十日町	6:36	8:25	9:55	15:06
甑葉プラザ	6:36	8:25	9:55	15:06
村山駅前（東口）	6:37	8:26	9:56	15:07
新町	—	8:28	9:58	15:09
新町南	—	8:29	9:59	15:10
北村山公立病院	—	8:31	10:01	15:12

停留所	１便	２便	３便
北村山公立病院	11:40	13:30	17:20
新町南	11:42	13:32	17:22
新町	11:43	13:33	17:23
村山駅前（東口）	11:45	13:35	17:25
甑葉プラザ	11:46	13:36	17:26
十日町	11:46	13:36	17:26
最上徳内記念館前	11:48	13:38	17:28
中央二丁目	11:50	13:40	17:30
中条	—	13:42	17:32
河島	11:52	13:44	17:34
北河島	11:54	13:46	17:36
河島郵便局前	11:55	13:47	17:37
下組	11:55	13:47	17:37
ＪＡ西郷支店前	11:56	13:48	17:38
河島山ニュータウン	11:56	13:48	17:38
西郷学校前	11:57	13:49	17:39
道六	11:58	13:50	17:40
船橋	12:03	—	17:45
長島	12:08	—	17:50
大淀	12:12	—	17:54
名取	12:19	13:52	18:01
中原	12:21	13:54	18:03
清水	12:23	13:56	18:05
清水北	12:23	13:56	18:05
境ノ目	12:26	13:59	18:08
隼橋	12:27	14:00	18:09
西山	12:27	14:00	18:09
小滝	—	14:03	18:12
森	12:28	14:08	18:17
中山大谷地	—	14:11	18:20
里	12:29	14:14	18:23
富並東	12:30	14:15	18:24
大高根保育園	12:31	14:16	18:25
富並小学校前	12:31	14:16	18:25
富並	12:32	14:17	18:26
平林	12:34	14:19	18:28
下小屋	12:38	14:23	18:32
大石	12:39	14:24	18:33
大鳥居	12:41	14:26	18:35

富並～河北病院線

停留所	１便	２便
大高根保育園	—	9:00
富並小学校前	—	9:01
富並	—	9:02
深沢	7:35	9:05
長島	7:38	9:08
宮下口	7:39	9:09
白鳥	7:40	9:10
土海在家	7:42	9:12
戸沢小学校	7:44	9:14
稲下	7:45	9:15
羽根田医院前	7:47	9:17
サハトベに花	7:53	9:23
谷地高校前	7:55	9:25
河北病院	7:58	9:28
河北中学校	7:59	9:29
河北町どんがホール	8:00	9:30

停留所	１便	２便
河北町どんがホール	13:10	16:50
河北中学校	13:11	16:51
河北病院	13:12	16:52
谷地高校前	13:15	16:55
サハトベに花	13:17	16:57
羽根田医院前	13:23	17:03
稲下	13:25	17:05
戸沢小学校	13:26	17:06
土海在家	13:28	17:08
白鳥	13:30	17:10
宮下口	13:31	17:11
長島	13:32	17:12
深沢	13:35	17:15
富並	13:38	17:18
富並小学校前	13:39	17:19
大高根保育園	13:40	17:20

【運休日】
土曜・日曜日、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3）

五十沢地区

村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

五十沢地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（五十沢地区へは約 30 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	鈴木内科医院	小室医院
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	高橋内科神経科医院	しんまち小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
袖崎地域市民センター	ＪＡみちのく村山楯岡支店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
村山総合支庁北村山地域振興局	北郡信用組合本店	八鍬医院	タナカ歯科医院
村山市社会福祉協議会	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
村山駅	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
ヤマザワ村山店	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
村山郵便局	村山産業高校	たておか小児クリニック	
村山北町郵便局	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	
山形銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック	

東根市内

北村山公立病院

尾花沢市内

尾花沢待合所	おーばん南尾花沢店

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください。）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ

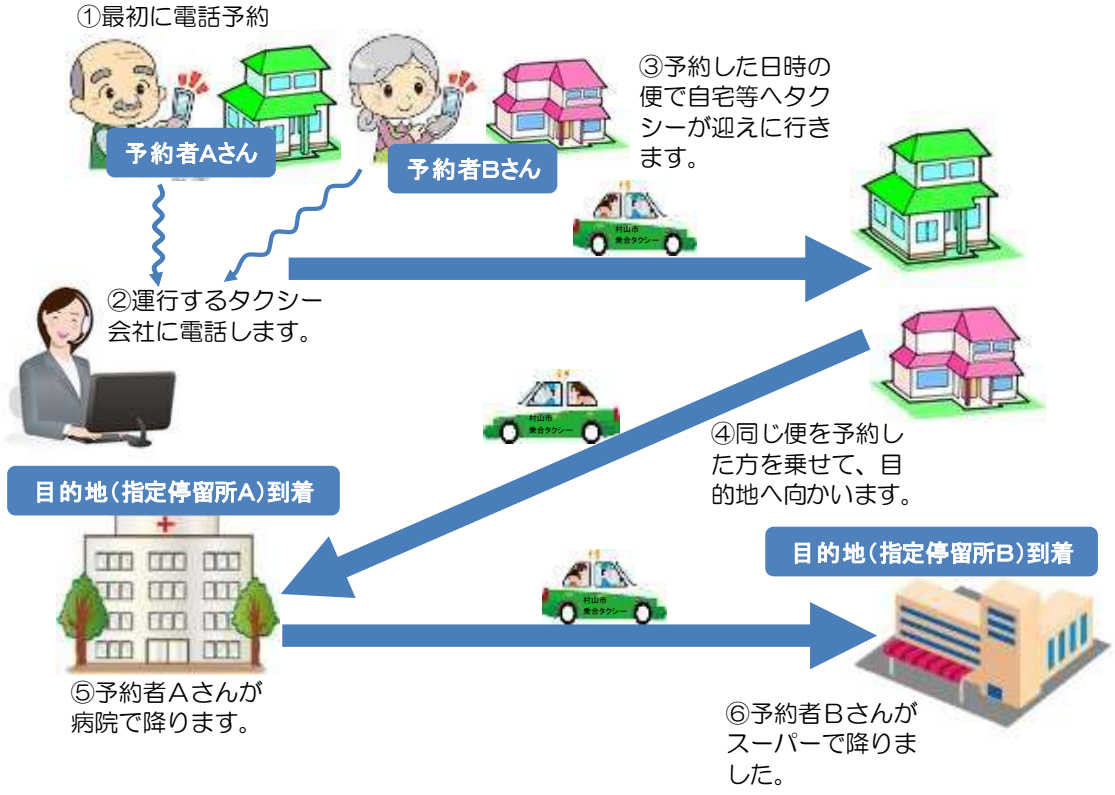

■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。

（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

五十沢地区 ⇒ 村山タクシー　０２３７－５５－４３２１

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。
予約受付時間：午前７時～午後７時
※ 予約は１便目、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

大倉地域の一部で

村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

大倉地域	行川地区
	新山地区
	中沢地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（大倉地域へは約 15 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス碁点	小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	ＪＡみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	ＪＡみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

東根市内

北村山公立病院

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください。）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ

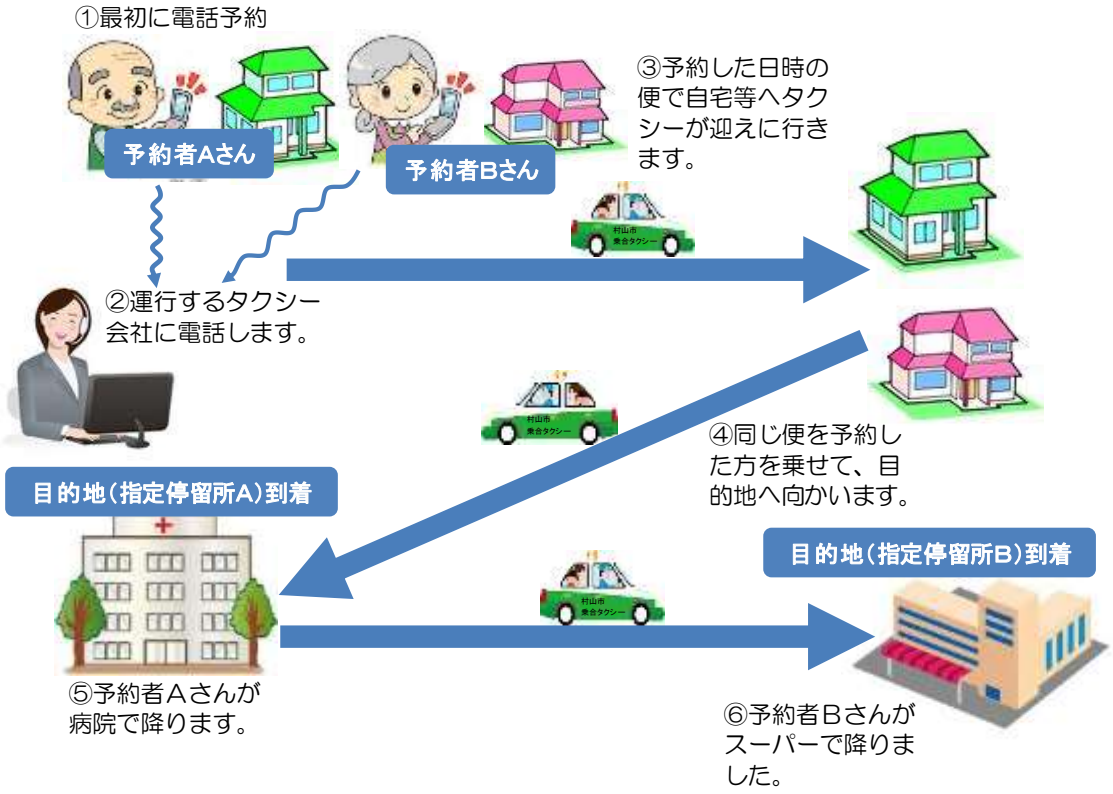

■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。

（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

大倉地域 ⇒ 村山タクシー　０２３７－５５－４３２１

（行川地区・新山地区・中沢地区）

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前７時～午後７時

※ 予約は１便目、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

冨本地域・戸沢地域の一部で

村山市乗合タクシーを運行しています

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

冨本地域	全域
戸沢地域	樽石地区
	長善寺のうち本郷地区
	稲下のうち日影地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（冨本地域・戸沢地域へは約 20 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

楯岡地域

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス碁点	小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	ＪＡみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	ＪＡみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

東根市内・河北町内

北村山公立病院	県立河北病院	河北町どんがホール	河北中前
谷地高校前	サハトベに花前	ヨークベニマル河北店	

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ

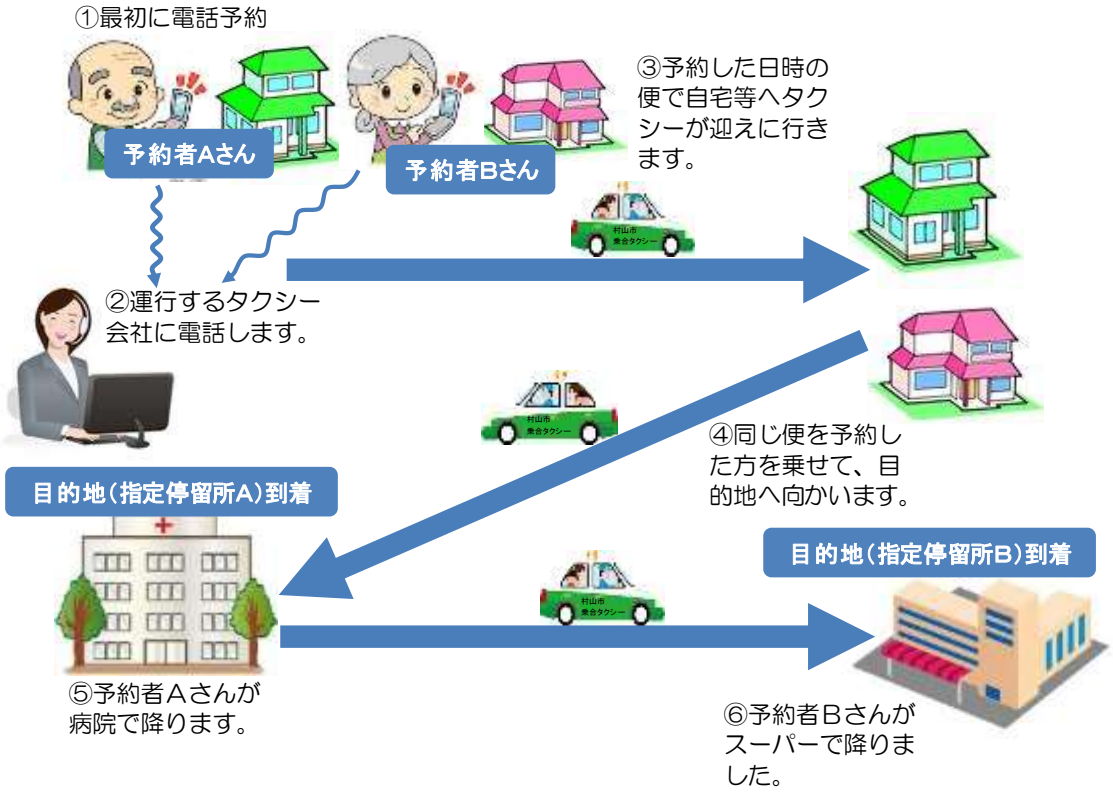

■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。

（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

冨本地域・戸沢地域 ⇒ 楯岡交通　０２３７－５５－３１３１

（戸沢：樽石・長善寺本郷・稲下日影地区）

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前７時～午後７時

※ 予約は１、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　長井市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・　長井市地域公共交通会議おける、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（長井市）

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（長井市）

・　GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（長井市）
・　本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページで紹介（長井市）

〇　山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（長井市）

・　地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、長井市）

・　本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（長井市、事業者）

〇　その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・　鉄道や路線バスを含めた「長井市バスブック」を作成、市内全戸配布（長井市）
・　市内の高等学校を中心にモビリティマネジメントを行う（長井市）
・　運転免許証自主返納者に対する支援を行う。（長井市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

○　山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・　長井市目標値（目標年度:R7）：　　県外　1,200 人、県内 1,700 人

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・　長井市の目標値（目標年度:R7）：0.97 回／人（直近年度の実績 0.97 回／人）

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　市町村の移動サービスに対する負担額
　地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
　路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
　コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
　デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
　タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・　長井市目標値（目標年度:R7）
　地域鉄道　　：28,836 千円（直近年度の実績 28,836 千円）
　コミュニティバス：20,000 千円（直近年度の実績 24,502 千円）

○　上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
　※ 路線再編のため、直近年度の実績については省略する。
（国庫補助対象路線 … 8 系統）

① 里巻・中央線
　年間乗車数　8,152 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 4,751 千円
② 里巻・中央・置賜総合病院線
　年間乗車数　1,785 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 1,040 千円
③ 糀館・白兎・中央線
　年間乗車数　5,292 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 5,514 千円
④ 九野本・中央・平山線
　年間乗車数　2,973 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 6,521 千円
⑤ 伊佐沢・中央線
　年間乗車数　3,990 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 5,799 千円
⑥ 中央・伊佐沢・置賜総合病院線
　年間乗車数　　505 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額　734 千円

○　事業の効果

・　上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の 5 地区）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。

○　上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、長井市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業（国庫補助対象路線）の費用総額　24,359 千円

負担者：長井市、山形県

負担額：長井市　費用総額から山形県の負担額を除いた費用
　　山形県　山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

幹線と結節する「勧進代（白兎）・置賜総合病院線」を運行する車両（三菱ローザ 29 人乗り・平成 14 年度購入・総走行距離 715,000ｋｍ）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「白兎（里巻）・中央・平線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 435,000ｋｍ）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「伊佐沢・中央線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 400,000ｋｍ）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「九野本・中央・平山線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 26 年度購入・総走行距離 420,000ｋｍ）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

当該路線の維持確保及び安全な輸送を確保するため、車両を更新する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇　山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の長井市相当分の達成
- 県全体目標値（目標年度:R7）
  ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- 長井市目標値（目標年度:R7）：　県外　1,200 人、県内 1,700 人

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の長井市相当分の達成
- 県全体目標値（目標年度:R7）
  市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- 長井市の目標値（目標年度:R7）：0.97 回／人（直近年度の実績 0.97 回／人）

別　紙

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・　長井市目標値（目標年度:R7）

地域鉄道　　：28,836 千円（直近年度の実績 28,836 千円）

コミュニティバス：20,000 千円（直近年度の実績 24,502 千円）

○　上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

※ 路線再編のため、直近年度の実績については省略する。

（国庫補助対象路線 … 8 系統）

① 里巻・中央線

年間乗車数　8,152 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 4,751 千円

② 里巻・中央・置賜総合病院線

年間乗車数　1,785 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 1,040 千円

③ 粡舘・白兎・中央線

年間乗車数　5,292 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 5,514 千円

④ 九野本・中央・平山線

年間乗車数　2,973 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 6,521 千円

⑤ 伊佐沢・中央線

年間乗車数　3,990 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額 5,799 千円

⑥ 中央・伊佐沢・置賜総合病院線

年間乗車数　　505 人／　路線の収支率　5.1%／　負担額　　734 千円

○　事業の効果

・　上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の 5 地区）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。

○　上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、長井市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

（２）事業の効果

新車両を取得することにより、幹線と結節する当該路線が確保維持されるほか、老朽化による乗車への不安が解消され、安全な輸送が確保されることから、利用促進が期待できる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

導入車両：トヨタハイエース（キャブオーバ）※ 現行車両と同型のものを想定

別　紙

導入時期：令和 5 年 12 月入札、令和 6 年 7 月末納品、同 8 月より運行予定
導入台数：1 台
費用総額：5,502 千円
費用負担：長井市

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞

・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 7 月 15 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

＜令和 4 年度＞

① 令和 4 年度第 1 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 4 年 6 月 3 日）
・ 長井市営バス時刻の改正について
・ フリー乗降区間の設定（追加）について

② 令和 4 年度第 1 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 5 年 1 月 11 日）
・ 長井市オンデマンドバス運行の第１回実証実験結果について
・ 長井市オンデマンドバス運行の第２回実証実験について
・ 民間路線バス市内乗車利用運賃差額補助金について

＜令和 5 年度＞

① 令和 5 年度第 1 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 5 年 6 月 9 日）
・ 令和５年度 長井市営バスの運行実績等について
・ 長井市オンデマンドバス運行の第２回実証実験結果について
・ 長井市営バス路線、時刻の改正について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により長井市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、上記と併せ市内の各地区等からの要望事項、運行委託事業者に寄せられた利用者からの意見についても施策の反映につなげている。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）長井市栄町１番１号
（所　属）地域づくり推進課
（氏　名）佐藤　孝一朗
（電　話）0238-82-8005
（e-mail）p-transport@city.nagai.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1)　里巻・中央線	里巻	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	239日	717回			路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 里巻・中央・置賜総合病院線	里巻	長井市役所・長井駅前	置賜総合病院前	往 28.5km 復 28.5km	239日	119.5回			路線定期運行	①		③
		(3) 粡舘・白兎・中央線	粡舘構造改善センター前	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	239日	836.5回			路線定期運行	①		③
		(4) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所・長井駅前	野川まなび館前	往 25.1km 復 25.1km	239日	836.5回			路線定期運行	①		③
		(5)　伊佐沢・中央線	下伊佐沢	長井市役所・長井駅前	本町二丁目	往 22.7km 復 22.7km	239日	836.5回			路線定期運行	①		③
		(6) 中央・伊佐沢・置賜総合病院線	長井市役所・長井駅前	伊佐沢郵便局東	置賜総合病院前	往 20.1km 復 20.1km	239日	119.5回			路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1)　里巻・中央線	里巻	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	240日	720回			路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 里巻・中央・置賜総合病院線	里巻	長井市役所・長井駅前	置賜総合病院前	往 28.5km 復 28.5km	240日	120回			路線定期運行	①		③
		(3) 粡舘・白兎・中央線	粡舘構造改善センター前	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	240日	840回			路線定期運行	①		③
		(4) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所・長井駅前	野川まなび館前	往 25.1km 復 25.1km	240日	840回			路線定期運行	①		③
		(5)　伊佐沢・中央線	下伊佐沢	長井市役所・長井駅前	本町二丁目	往 22.7km 復 22.7km	240日	840回			路線定期運行	①		③
		(6) 中央・伊佐沢・置賜総合病院線	長井市役所・長井駅前	伊佐沢郵便局東	置賜総合病院前	往 20.1km 復 20.1km	240日	120回			路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1)　里巻・中央線	里巻	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	238日	714回			路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 里巻・中央・置賜総合病院線	里巻	長井市役所・長井駅前	置賜総合病院前	往 28.5km 復 28.5km	238日	119回			路線定期運行	①		③
		(3) 粡舘・白兎・中央線	粡舘構造改善センター前	長井市役所・長井駅前	ヤマザワ前	往 21.7km 復 21.7km	238日	833回			路線定期運行	①		③
		(4) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所・長井駅前	野川まなび館前	往 25.1km 復 25.1km	238日	833回			路線定期運行	①		③
		(5)　伊佐沢・中央線	下伊佐沢	長井市役所・長井駅前	本町二丁目	往 22.7km 復 22.7km	238日	833回			路線定期運行	①		③
		(6) 中央・伊佐沢・置賜総合病院線	長井市役所・長井駅前	伊佐沢郵便局東	置賜総合病院前	往 20.1km 復 20.1km	238日	119回			路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	長井市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	16005
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	令和3年度
山形県地域公共交通利便増進実施計画(長井市版)	令和3年8月25日	令和4年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
長井市	長井市	1	(1)　里巻・中央線	小型車両			29人	平成30年1月			一括
	長井市	2	(3)　粡舘・白兎・中央線	小型車両			14人	令和4年7月			一括
	長井市	3	(5)　伊佐沢・中央線	小型車両			14人	令和5年7月			一括
	長井市	4	(4)　九野本・中央・平山線	小型車両			14人	令和6年7月			一括
		5	（　）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

里巻・中央 線　L=21.7㎞

識別番号1
（系統番号1）

長井市要図

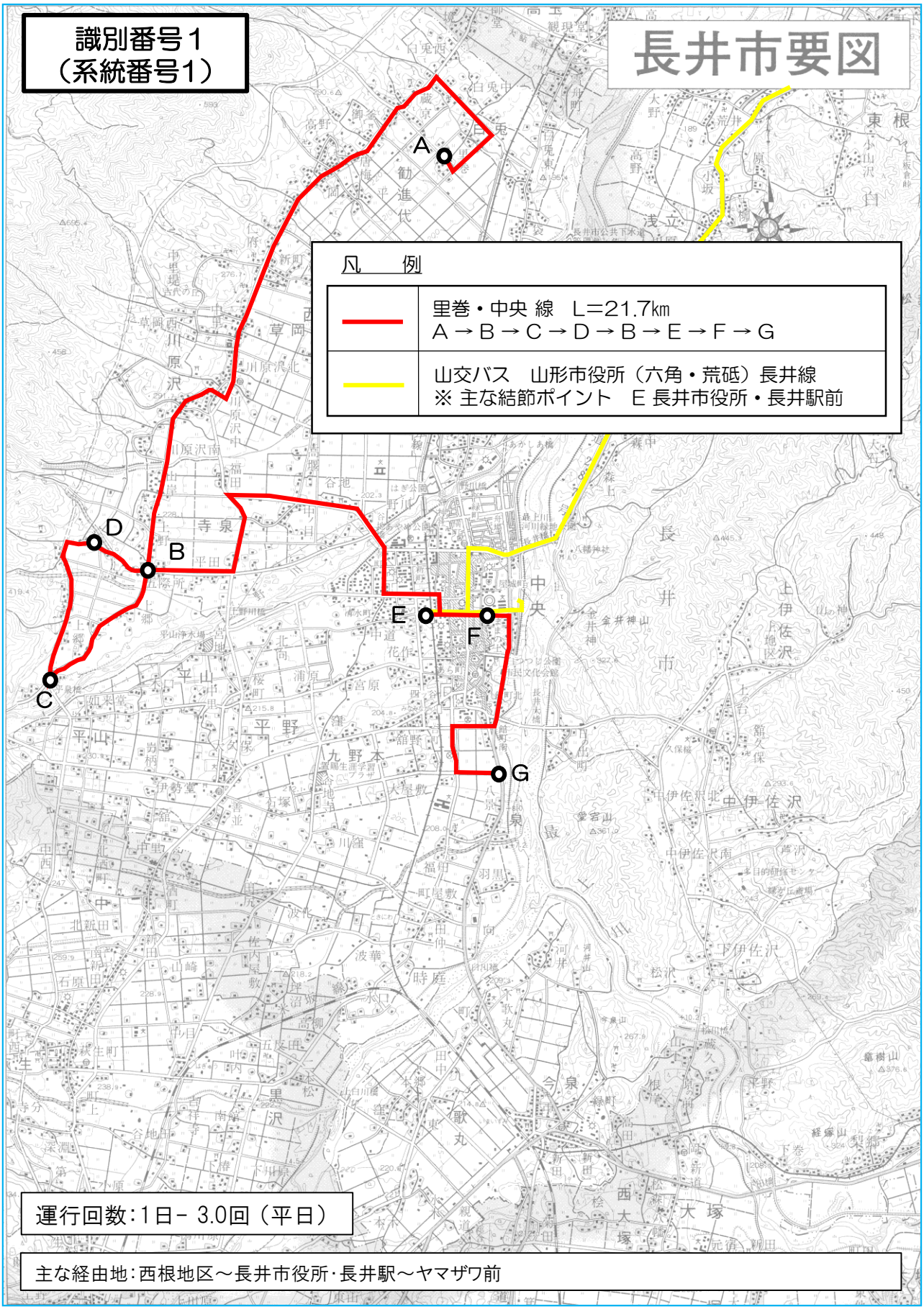

凡　例

――	里巻・中央 線　L=21.7㎞ A → B → C → D → B → E → F → G
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　E 長井市役所・長井駅前

運行回数：1日－ 3.0回（平日）

主な経由地：西根地区～長井市役所・長井駅～ヤマザワ前

里巻・中央・置賜総合病院 線　L＝28.5㎞

識別番号2
（系統番号2）

長井市要図

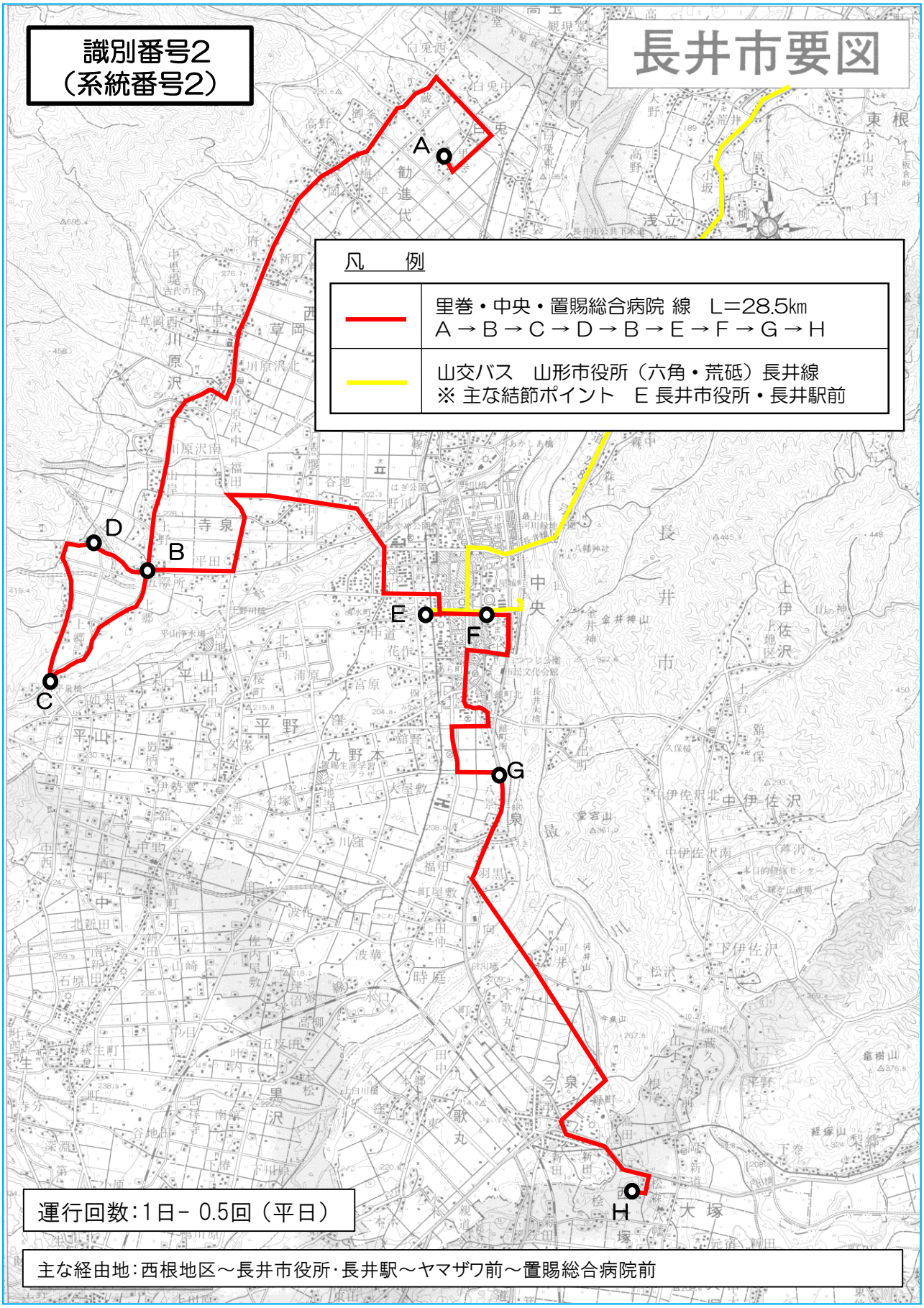

運行回数：1日－ 0.5回（平日）

主な経由地：西根地区～長井市役所・長井駅～ヤマザワ前～置賜総合病院前

糀舘・白兎・中央 線　L＝21.7㎞

識別番号3
（系統番号3）

長井市要図

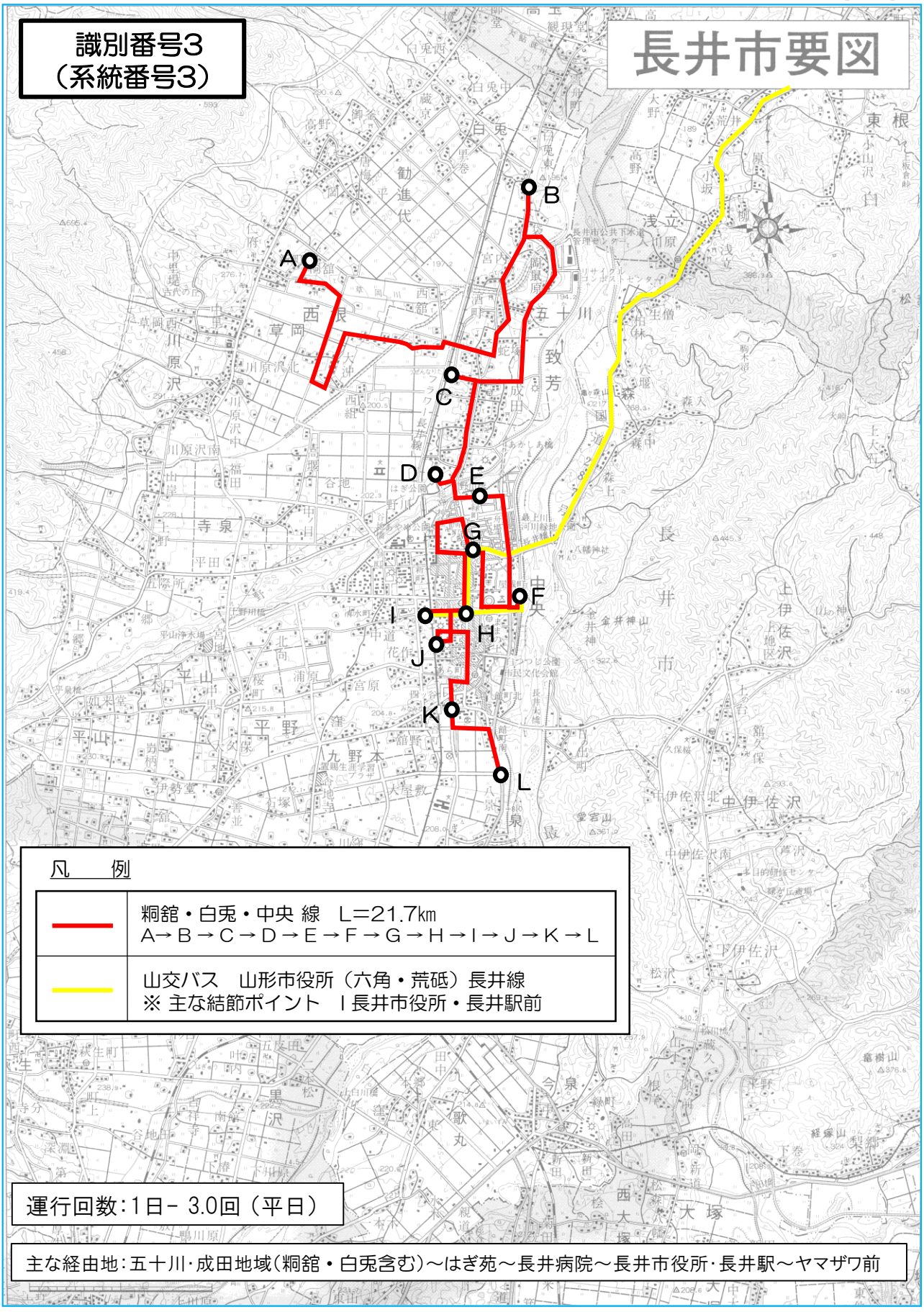

凡　　例

━━	糀舘・白兎・中央 線　L＝21.7㎞ A→B→C→D→E→F→G→H→I→J→K→L
━━	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　I 長井市役所・長井駅前

運行回数：1日－ 3.0回（平日）

主な経由地：五十川･成田地域（糀舘・白兎含む）～はぎ苑～長井病院～長井市役所･長井駅～ヤマザワ前

糊舘・白兎・中央 線　L＝20.9㎞

識別番号3
※ 同一系統扱い
（系統番号4）

長井市要図

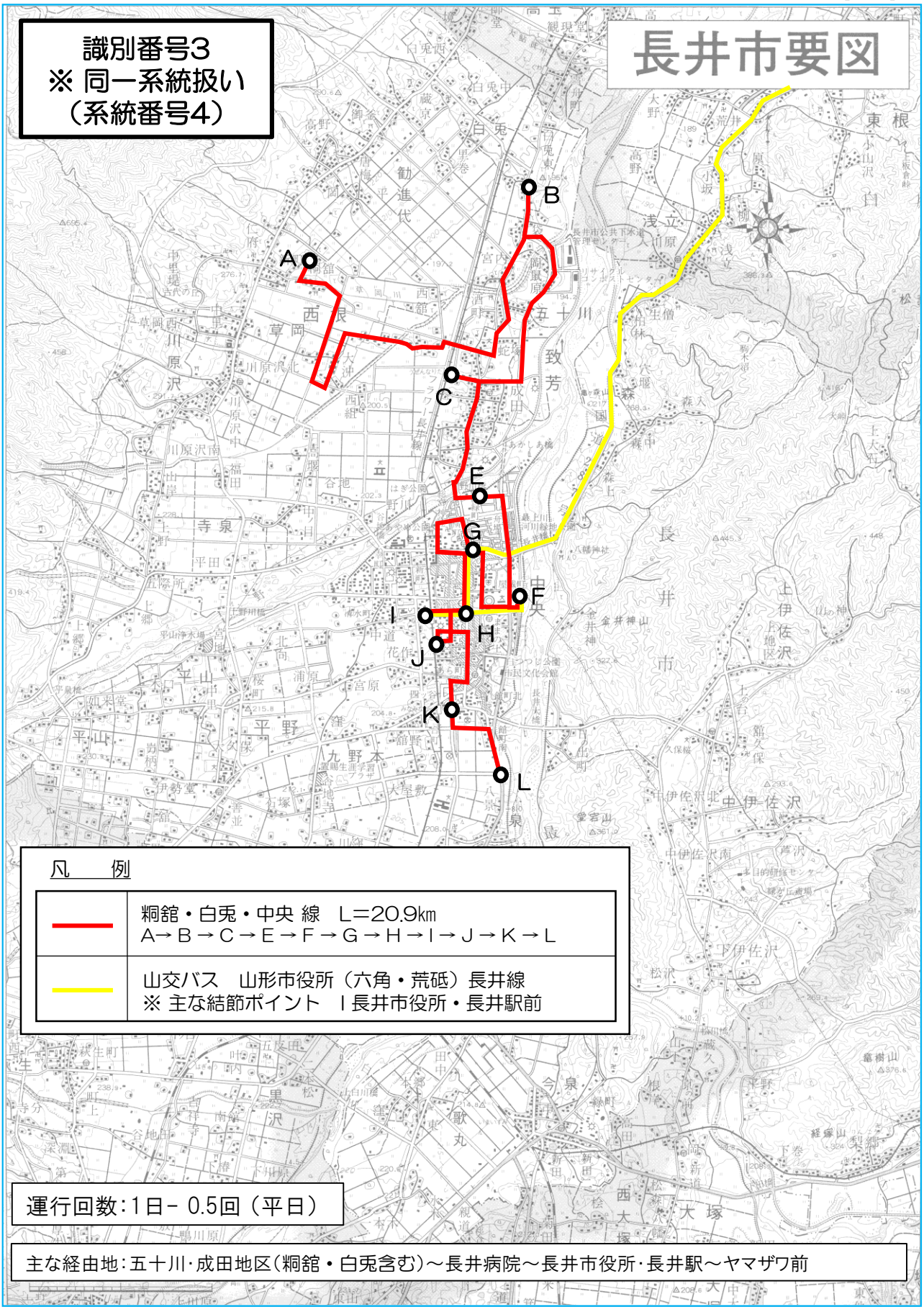

凡　例

━━	糊舘・白兎・中央 線　L＝20.9㎞ A→B→C→E→F→G→H→I→J→K→L
━━	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　I 長井市役所・長井駅前

運行回数：1日－ 0.5回（平日）

主な経由地：五十川・成田地区（糊舘・白兎含む）～長井病院～長井市役所・長井駅～ヤマザワ前

九野本・中央・平山 線　L=25.1㎞

識別番号4
（系統番号5）

長井市要図

凡　例

――	九野本・中央・平山 線　L=25.1㎞ A→B→C→D→D→C→E→F→G→B→H
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　G 長井市役所・長井駅前

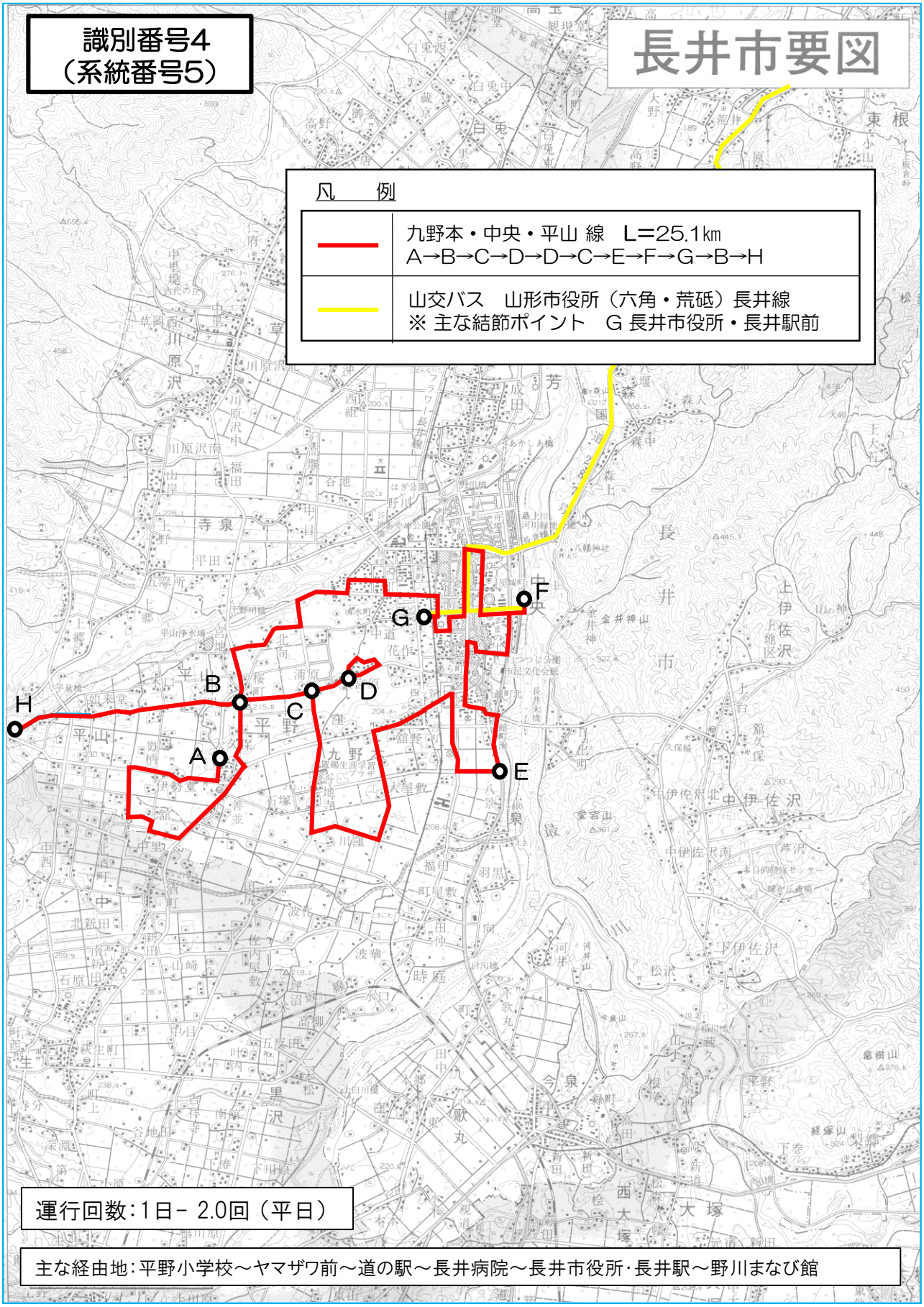

運行回数：1日－ 2.0回（平日）

主な経由地：平野小学校～ヤマザワ前～道の駅～長井病院～長井市役所･長井駅～野川まなび館

九野本・中央・平山 線　L=26.1㎞

識別番号4
※ 同一系統扱い
（系統番号6）

長井市要図

凡　例

	九野本・中央・平山 線　L=26.1㎞ A→B→C→D→D→C→E→F→G→I→B→H
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　G 長井市役所・長井駅前

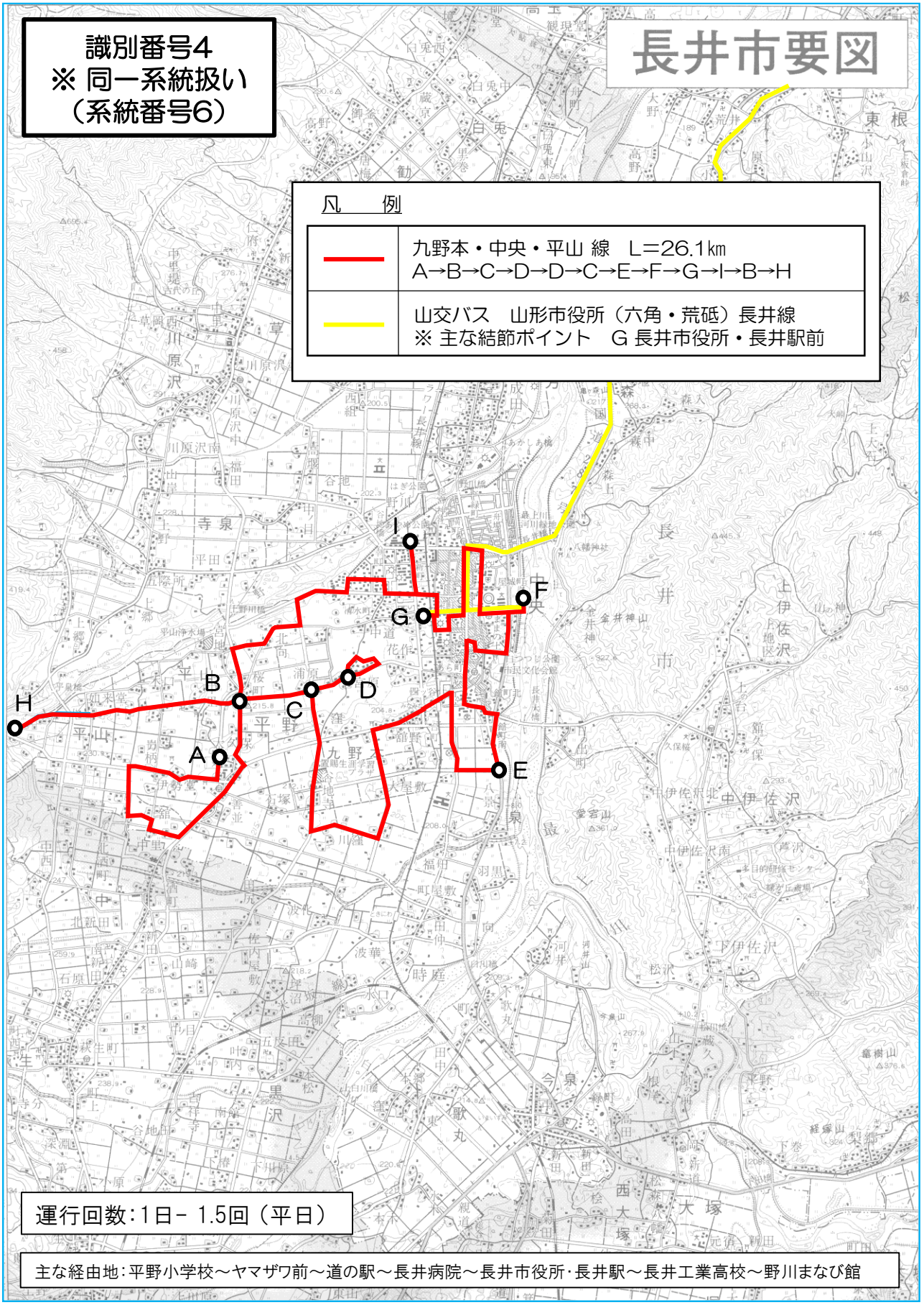

運行回数：1日－ 1.5回（平日）

主な経由地：平野小学校～ヤマザワ前～道の駅～長井病院～長井市役所･長井駅～長井工業高校～野川まなび館

伊佐沢・中央 線　L＝22.7㎞

識別番号５
（系統番号7）

長井市要図

凡　　例

	伊佐沢・中央 線　L＝22.7㎞ A→B→C→D→E→F→E→C→G→B→ H→Ⅰ→J→Ⅰ→K→L→M→K→N
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　Ⅰ　長井市役所・長井駅前

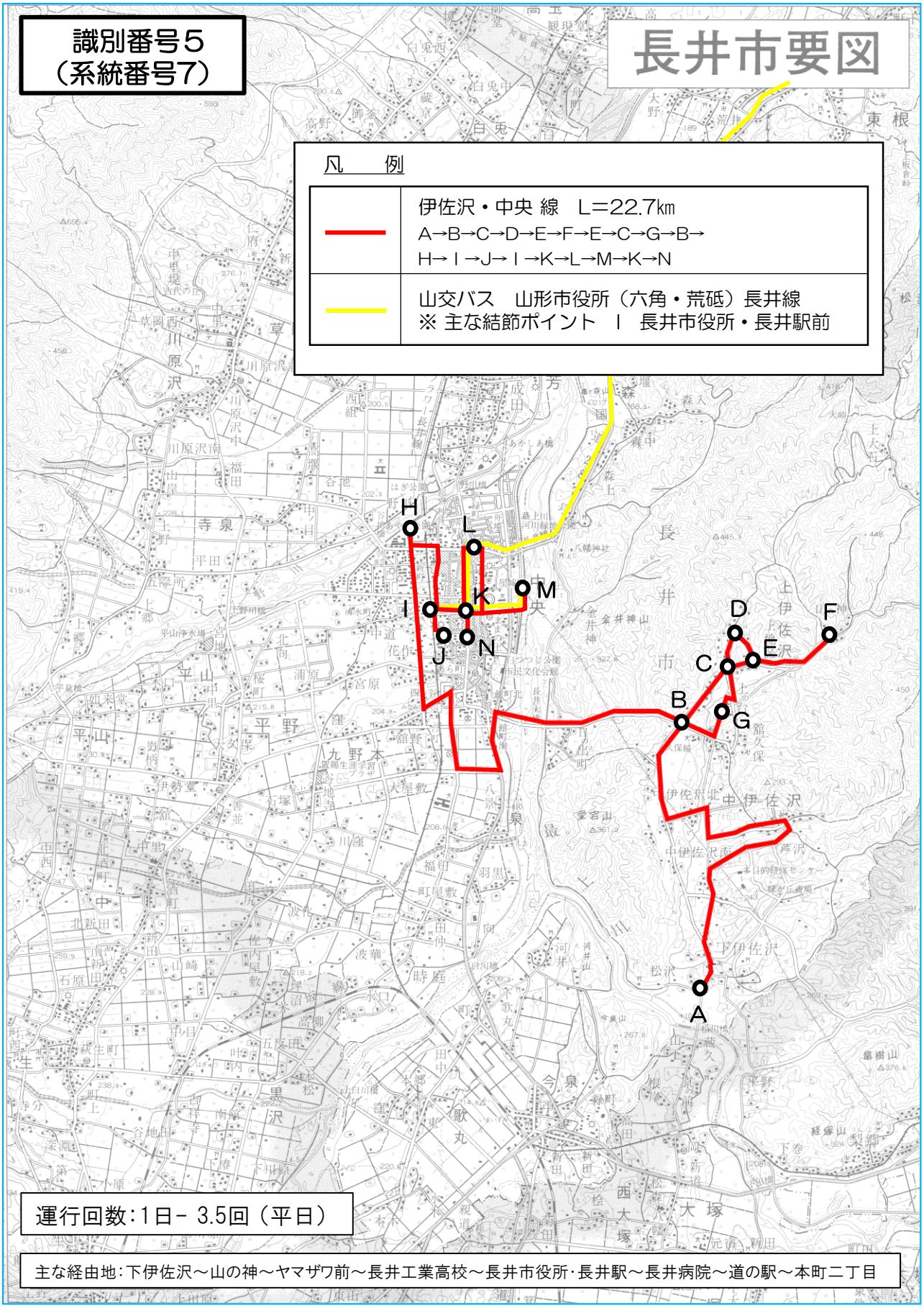

運行回数：1日－ 3.5回（平日）

主な経由地：下伊佐沢～山の神～ヤマザワ前～長井工業高校～長井市役所･長井駅～長井病院～道の駅～本町二丁目

中央・伊佐沢・置賜総合病院 線　L＝20.1㎞

識別番号６
（系統番号8）

長井市要図

凡　例

――	中央・伊佐沢・置賜総合病院 線　L＝20.1㎞ H→I→B→G→C→E→F→E→D→C→B→A→J
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　H 長井市役所・長井駅前

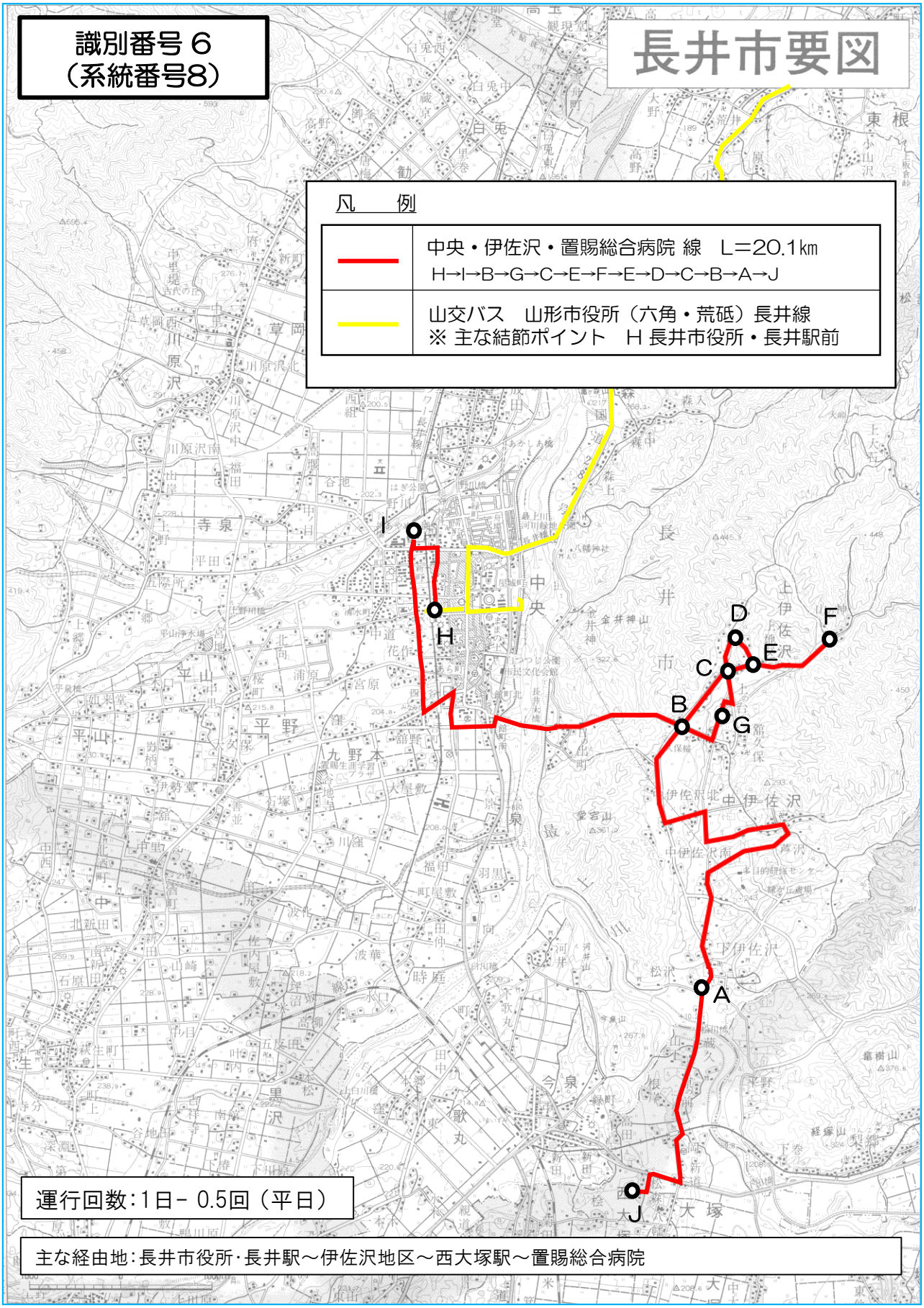

運行回数：1日－ 0.5回（平日）

主な経由地：長井市役所・長井駅～伊佐沢地区～西大塚駅～置賜総合病院

置賜総合病院・豊田・中央 線　L＝15.8㎞

識別番号 非該当
（系統番号9）

長井市要図

凡　　例

	置賜総合病院・豊田・中央 線　L＝15.8㎞ A→B→C→D→E→F→G→H→H→G→E→I
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　なし

運行回数：1日－ 3.5回（平日）

主な経由地：置賜総合病院前～今泉駅～ヤマザワ前

中央・置賜総合病院 線　L＝10.0㎞

識別番号 非該当
（系統番号10）

長井市要図

凡　　例

赤線	中央・置賜総合病院 線　L＝10.0㎞ A→B→C
黄線	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　なし

C

B

A

運行回数：1日－ 7.0回（平日）

主な経由地：置賜総合病院前～今泉駅～ヤマザワ前

中央・置賜総合病院 線（短縮）　L＝6.0㎞

識別番号 非該当
（系統番号11）

長井市要図

凡　例

――	中央・置賜総合病院 線（短縮） L＝6.0㎞ C→B→A
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　なし

C

B

A

運行回数：1日－ 2.0回（平日）

主な経由地：ヤマザワ前～置賜総合病院前

【1便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）　長井市役所・長井駅前 ― 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 ― ヤマザワ前

西根バス　里巻・中央・置賜総合病院 線

	停留所名	時刻
起点	里巻	7:25
	白兎集会センター前	7:26
	白兎中スクールバスのりば	7:26
	白兎西集会所前	7:27
	蔵京	7:29
	勧進代中部公民館前	7:29
	岡十字路	7:30
	仁府	7:31
	戸根林口	7:32
	草岡新町	7:32
	中里	7:33
	西根農協前	7:34
	川原沢中	7:35
	川原沢	7:35
	白山森口	7:36
	山岸十字路	7:37
	上野	7:38
	五祭所	7:39
	上郷地区構造改善センター前	7:40
	平泉橋北	7:41
	寺泉庵前	7:43
	大沢	7:45
	五祭所南	7:46
	平田	7:47
	福田十字路	7:50
	中の目	7:51
	谷地	7:52
	谷地橋東南	7:53
	幸町	7:53
	中道	7:54
	ファミリーマート中道店前	7:54
	長井市役所・長井駅前	**8:00**
	栄町（中村循環器科医院前）	8:00
	長井郵便局前	8:01
	旧長井小学校第一校舎前	8:02
	ドコモショップ長井店前	8:03
	白つつじ公園北	8:04
	荘内銀行長井支店東	8:05
	やませ蔵	8:06
	あら町（安達医院前）	8:07
	裁判所前	8:08
	長井高校南（頓珍館前）	8:10
	旧グランパリス前	8:11
	長井警察署前	8:11
	小出ヨークタウン前	8:12
	八文字屋長井店前	8:12
	ホームセンタームサシ前	8:13
	ヤマザワ前	8:15
	福田橋	8:16
	時庭口	8:17
	河井	8:20
	八ヶ森自然公園口	8:21
	県立やまなみ学園口	8:22
	今泉第二公民館前	8:23
	置賜総合病院前　着	8:25
終点		

致芳バス　糀舘・白兎・中央 線

停留所名	時刻
糀舘構造改善センター前	7:17
大沖公民館	7:22
西舘	7:26
八反田地蔵尊西	7:27
致芳小学校前	7:28
酒町	7:28
宮内	7:29
白兎東	7:32
袋地蔵前	7:33
致芳コミュニティセンター前	7:36
ローソン長井成田店前	7:37
羽前成田駅前角	7:38
羽前成田郵便局前	7:39
福蔵院前	7:40
芳野	7:41
卯の花温泉はぎ乃湯	-
うめや北店前	7:42
あかしあ橋南	7:42
アカシア通り（舟場）	7:43
屋城町	7:44
道の駅　川のみなと長井	7:45
旧長井小学校第一校舎前	7:46
長井郵便局前	7:47
調剤薬局前	7:48
長井病院前	7:49
薬王堂長井十日町店前	7:49
長井キープセンター前	7:50
あやめ公園前	7:51
はぎスタジオ前	7:52
あやっか前（十日町）	7:53
撞木橋	7:53
山形銀行前	7:54
栄町（中村循環器科医院前）	7:55
長井市役所・長井駅前	**8:00**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	8:02
本町商店街駐車場南	8:02
本町二丁目	8:03
やませ蔵	8:03
あら町（阿達医院前）	8:04
鈴木歯科医院前	8:05
長井高校前（西口）	8:06
長井高校南（頓珍館前）	8:07
ヤマザワ前　着	**8:10**

伊佐沢バス　伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	7:18
北原	7:19
中里	7:20
芦沢東	7:22
芦沢西	7:23
芦沢口	7:23
糀町十字路	7:24
西町	7:25
岩見原	7:26
岩穴	7:29
山の神	7:32
石田橋	7:33
矢婁十字路	7:35
久保	7:35
伊佐沢郵便局東	7:36
上の台	7:37
日の出町	7:38
さくら大橋東	7:39
ヤマザワ前	**7:43**
ホームセンタームサシ前	7:43
八文字屋長井店前	7:43
小出ヨークタウン前	7:43
長井警察署前	7:44
旧グランパリス前	7:45
長井高校前（西口）	7:46
花作町	7:48
旧JA愛菜館前	7:49
サンプラザうめや前	7:50
長井工業高校前	7:50
横町	7:51
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	7:52
遊びと学びの交流施設 くるんと前	7:54
長井市役所・長井駅前	**8:00**
栄町（中村循環器科医院前）	8:00
山形銀行前	8:01
撞木橋	8:01
あやっか前（十日町）	8:02
薬王堂長井十日町店前	8:03
長井病院前	8:04
調剤薬局前	8:05
長井郵便局前	8:05
旧長井小学校第一校舎前	8:06
道の駅　川のみなと長井	8:07
桑島記念館前	8:10
本町二丁目　着	8:10

伊佐沢バス　中央・伊佐沢・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
長井市役所・長井駅前	**8:22**
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	8:22
横町	8:23
長井工業高校前	8:24
サンプラザうめや前	8:24
旧JA愛菜館前	8:25
花作町	8:26
長井高校前（西口）	8:29
長井高校南（頓珍館前）	8:30
さくら大橋東	8:31
日の出町	8:32
伊佐沢地区 ※ 全停留所通過します	↓
置賜総合病院前　着	9:00

平野バス　九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	7:30
伊勢堂	7:31
伊勢堂西	7:32
舘	7:33
善並	7:35
平野郵便局前	7:36
大久保	7:37
桜町十字路南	7:38
浦原十字路	7:39
宮原	7:40
石橋十字路	7:43
生涯学習プラザ	7:44
谷地寺	7:45
川窪（大豆田）	7:46
大屋敷西	7:48
八雲神社前	7:49
台町十字路	7:50
長井高校前（西口）	7:51
旧グランパリス前	7:52
長井警察署前	7:52
小出ヨークタウン前	7:53
八文字屋長井店前	7:53
ホームセンタームサシ前	7:54
ヤマザワ前	**8:00**
裁判所前	8:03
あら町（阿達医院前）	8:03
やませ蔵	8:04
本町二丁目	8:04
荘内銀行長井支店東	8:05
白つつじ公園北	8:05
ドコモショップ長井店前	8:06
道の駅　川のみなと長井	8:07
旧長井小学校第一校舎前	8:08
長井郵便局前	8:09
調剤薬局前	8:09
長井病院前	8:10
薬王堂長井十日町店前	8:11
あやっか前（十日町）	8:12
撞木橋	8:12
山形銀行前	8:13
栄町（中村循環器科医院前）	8:14
遊びと学びの交流施設 くるんと前	8:15
長井市役所・長井駅前	**8:16**
ファミリーマート中道店前	8:17
長井工業高校前	8:19
中道	8:20
幸町	8:20
清水町児童公園	8:21
清水町公民館東	8:22
はなぞの保育園前	8:22
清水町一丁目	8:23
北向公民館前	8:25
宮地	8:26
桜町十字路西	8:27
中里	8:28
木口	8:29
野川まなび館前　着	8:31

豊田バス　置賜総合病院・豊田・中央 線／中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	7:22
今泉第二公民館前	7:23
和久井窯前	7:24
今泉駅前角	7:26
今泉駅前	7:27
親道	7:30
一本木水木	7:32
東十字路	7:33
窪	7:35
本郷	7:37
田中	7:38
町（南陽葬祭前）	7:39
豊田小学校前	7:40
豊田コミュニティーセンター	7:41
正法寺前	7:47
時庭駅東口	7:50
宝光院西	7:52
長井南中学校前	7:53
小出ヨークタウン前	7:53
八文字屋長井店前	7:53
ホームセンタームサシ前	7:54
ヤマザワ前　着	**7:55**
ヤマザワ前	**8:00**
福田橋	8:01
時庭口	8:02
羽黒	8:03
豊田小学校前	8:06
町（南陽葬祭前）	8:07
河井	8:09
八ヶ森自然公園口	8:11
県立やまなみ学園口	8:11
和久井窯前	8:12
今泉駅前角	8:14
今泉駅前	8:15
今泉公民館南	8:16
今泉ぶどう集荷所前	8:17
置賜総合病院前　着	8:21

豊田バス　中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	7:34
今泉ぶどう集荷所前	7:37
今泉公民館南	7:38
今泉駅前	7:39
今泉駅前角	7:40
和久井窯前	7:41
県立やまなみ学園口	7:42
八ヶ森自然公園口	7:43
河井	7:45
町（南陽葬祭前）	7:47
豊田小学校前	7:48
羽黒	7:51
時庭口	7:52
福田橋	7:53
ヤマザワ前　着	**7:55**

スペースの関係上、
時刻を省略しております。
詳しくはお問い合わせください。

【2便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）長井市役所・長井駅前 ― 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 ― ヤマザワ前

西根バス 里巻・中央・置賜総合病院 線

	停留所名	時刻
起点	里巻	9:40
	白兎集会センター前	9:41
	白兎中スクールバスのりば	9:41
	白兎西集会所前	9:42
	蔵京	9:43
	勧進代中部公民館前	9:44
	岡十字路	9:45
	仁府	9:46
	戸根林口	9:46
	草岡新町	9:47
	中里	9:48
	西根農協前	9:49
	川原沢中	9:49
	川原沢	9:50
	白山森口	9:51
	山岸十字路	9:52
	上野	9:53
	五祭所	9:54
	上郷地区構造改善センター前	9:55
	平泉橋北	9:56
	寺泉庵前	9:58
	大沢	10:00
	五祭所南	10:01
	平田	10:02
	福田十字路	10:05
	中の目	10:06
	谷地	10:07
	谷地橋東南	10:07
	幸町	10:08
	中道	10:08
	ファミリーマート中道店前	10:09
	長井市役所・長井駅前	**10:15**
	栄町（中村循環器科医院前）	10:15
	長井郵便局前	10:16
	旧長井小学校第一校舎前	10:17
	ドコモショップ長井店前	10:18
	タスパークホテル・市民文化会館前	10:20
	館町南	10:21
	長井高校南（頓珍館前）	10:22
	旧グランパリス前	10:23
	長井警察署前	10:23
	小出ヨークタウン前	10:24
	八文字屋長井店前	10:24
	ホームセンタームサシ前	10:25
	ヤマザワ前　着	**10:26**

致芳バス 桐舘・白兎・中央 線

	停留所名	時刻
	桐舘構造改善センター前	9:30
	大沖公民館	9:35
	西舘	9:39
	八反田地蔵尊西	9:40
	致芳小学校前	9:41
	酒町	9:41
	宮内	9:42
	白兎東	9:45
	袋地蔵前	9:46
	致芳コミュニティセンター前	9:49
	ローソン長井成田店前	9:50
	羽前成田駅前角	9:51
	羽前成田郵便局前	9:52
	福蔵院前	9:53
	芳野	9:54
	卯の花温泉はぎ乃湯	9:56
	うめや北店前	9:57
	あかしあ橋南	9:57
	アカシア通り（舟場）	9:58
	屋城町	9:59
	道の駅　川のみなと長井	10:00
	旧長井小学校第一校舎前	10:01
	長井郵便局前	10:02
	調剤薬局前	10:02
	長井病院前	10:03
	薬王堂長井十日町店前	10:04
	長井キープセンター前	10:05
	あやめ公園前	10:06
	はぎスタジオ前	10:07
	あやっか前（十日町）	10:07
	撞木橋	10:08
	山形銀行前	10:09
	栄町（中村循環器科医院前）	10:10
	長井市役所・長井駅前	**10:15**
	遊びと学びの交流施設 くるんと前	10:16
	本町商店街駐車場南	10:17
	本町二丁目	10:17
	やませ蔵	10:18
	あら町（阿達医院前）	10:19
	鈴木歯科医院前	10:20
	長井高校前（西口）	10:21
	長井高校南（頓珍館前）	10:22
	ヤマザワ前　着	**10:25**

伊佐沢バス 伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	9:33
北原	9:34
中里	9:35
芦沢東	9:37
芦沢西	9:38
芦沢口	9:38
粡町十字路	9:39
西町	9:40
岩見原	9:41
岩穴	9:44
山の神	9:47
石田橋	9:48
矢婁十字路	9:50
久保	9:50
伊佐沢郵便局東	9:51
上の台	9:52
日の出町	9:53
さくら大橋東	9:54
ヤマザワ前	**9:58**
ホームセンタームサシ前	9:58
八文字屋長井店前	9:58
小出ヨークタウン前	9:58
長井警察署前	9:59
旧グランパリス前	10:00
長井高校前（西口）	10:01
花作町	10:03
旧JA愛菜館前	10:04
サンプラザうめや前	10:05
長井工業高校前	10:05
横町	10:06
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	10:07
遊びと学びの交流施設 くるんと前	10:09
長井市役所・長井駅前	**10:15**
栄町（中村循環器科医院前）	10:15
山形銀行前	10:16
撞木橋	10:16
あやっか前（十日町）	10:17
薬王堂長井十日町店前	10:18
長井病院前	10:19
調剤薬局前	10:20
長井郵便局前	10:20
旧長井小学校第一校舎前	10:21
道の駅　川のみなと長井	10:22
桑島記念館前	10:24
本町二丁目　着	10:25

平野バス 九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	8:56
木口	8:58
中里	8:59
桜町十字路西	9:00
宮地	9:01
北向公民館前	9:02
清水町一丁目	9:03
はなぞの保育園前	9:04
清水町公民館東	9:04
清水町児童公園	9:05
幸町	9:05
中道	9:06
長井工業高校前	-
ファミリーマート中道店前	9:07
長井市役所・長井駅前	**9:08**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	9:09
栄町（中村循環器科医院前）	9:10
山形銀行前	9:10
撞木橋	9:11
あやっか前（十日町）	9:12
薬王堂長井十日町店前	9:13
長井病院前	9:13
調剤薬局前	9:14
長井郵便局前	9:15
旧長井小学校第一校舎前	9:16
道の駅　川のみなと長井	9:17
ドコモショップ長井店前	9:17
白つつじ公園北	9:18
荘内銀行長井支店東	9:19
本町二丁目	9:19
やませ蔵	9:20
あら町（阿達医院前）	9:20
裁判所前	9:21
ヤマザワ前	**9:30**
ホームセンタームサシ前	9:30
八文字屋長井店前	9:30
小出ヨークタウン前	9:31
長井警察署前	9:31
旧グランパリス前	9:32
長井高校前（西口）	9:33
台町十字路	9:34
八雲神社前	9:35
大屋敷西	9:37
川窪（大豆田）	9:38
谷地寺	9:39
生涯学習プラザ	9:40
石橋十字路	9:41
宮原	9:44
浦原十字路	9:45
桜町十字路南	9:47
大久保	9:48
平野郵便局前	9:49
善並	9:50
舘	9:51
伊勢堂西	9:52
伊勢堂	9:53
平野小学校前　着	9:55

豊田バス 置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	8:22
ホームセンタームサシ前	8:22
八文字屋長井店前	8:22
小出ヨークタウン前	8:23
長井南中学校前	8:23
宝光院西	8:24
時庭駅東口	8:26
正法寺前	8:30
豊田コミュニティーセンター	8:35
豊田小学校前	8:36
町（南陽葬祭前）	8:37
田中	8:39
本郷	8:40
窪	8:42
東十字路	8:43
一本木水木	8:45
親道	8:46
今泉駅前	8:50
今泉駅前角	8:51
和久井窯前	8:52
今泉第二公民館前	8:53
置賜総合病院前　着	8:55

豊田バス 中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻	時刻
ヤマザワ前	**9:30**	**10:30**
福田橋	9:31	10:30
時庭口	9:32	10:31
羽黒	9:33	-
豊田小学校前	9:36	-
町（南陽葬祭前）	9:37	-
河井	9:39	-
八ヶ森自然公園口	9:41	10:35
県立やまなみ学園口	9:41	10:36
和久井窯前	9:42	-
今泉駅前角	9:44	-
今泉駅前	9:45	-
今泉公民館南	9:46	-
今泉ぶどう集荷所前	9:47	-
置賜総合病院前　着	9:51	10:39

終点

【3便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）長井市役所・長井駅前 ― 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 ― ヤマザワ前

西根バス　里巻・中央 線

	停留所名	時刻
起点	**ヤマザワ前**	**10:40**
	ホームセンタームサシ前	10:40
	八文字屋長井店前	10:40
	小出ヨークタウン前	10:40
	長井警察署前	10:41
	旧グランパリス前	10:42
	長井高校南（頓珍館前）	10:43
	館町南	10:44
	タスパークホテル・市民文化会館前	10:46
	ドコモショップ長井店前	10:47
	旧長井小学校第一校舎前	10:48
	長井郵便局前	10:48
	栄町（中村循環器科医院前）	10:49
	長井市役所・長井駅前	**10:55**
	ファミリーマート中道店前	10:55
	中道	10:56
	幸町	10:57
	谷地橋東南	10:57
	谷地	10:58
	中の目	11:00
	福田十字路	11:01
	平田	11:03
	五祭所南	11:04
	大沢	11:05
	寺泉庵前	11:07
	平泉橋北	11:09
	上郷地区構造改善センター前	11:10
	五祭所	11:11
	上野	11:12
	山岸十字路	11:13
	白山森口	11:14
	川原沢	11:15
	川原沢中	11:15
	西根農協前	11:16
	中里	11:17
	草岡新町	11:18
	戸根林口	11:18
	仁府	11:19
	岡十字路	11:20
	勧進代中部公民館前	11:20
	蔵京	11:21
	白兎西集会所前	11:22
	白兎中スクールバスのりば	11:23
	白兎集会センター前	11:24
	里巻　着	11:26

致芳バス　桐舘・白兎・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**10:42**
長井高校南（頓珍館前）	10:44
長井高校前（西口）	10:45
鈴木歯科医院前	10:46
あら町（阿達医院前）	10:47
やませ蔵	10:47
本町二丁目	10:48
本町商店街駐車場南	10:48
遊びと学びの交流施設 くるんと前	10:49
長井市役所・長井駅前	**10:55**
栄町（中村循環器科医院前）	10:56
山形銀行前	10:56
撞木橋	10:57
あやっか前（十日町）	10:58
はぎスタジオ前	10:59
あやめ公園前	11:00
長井キープセンター前	11:00
薬王堂長井十日町店前	11:01
長井病院前	11:02
調剤薬局前	11:03
長井郵便局前	11:03
旧長井小学校第一校舎前	11:04
道の駅　川のみなと長井	11:05
屋城町	11:06
アカシア通り（舟場）	11:07
あかしあ橋南	11:07
うめや北店前	11:08
卯の花温泉はぎ乃湯	11:10
芳野	11:11
福蔵院前	11:12
羽前成田郵便局前	11:13
羽前成田駅前角	11:14
ローソン長井成田店前	11:16
致芳コミュニティセンター前	11:17
袋地蔵前	11:20
白兎東	11:21
宮内	11:23
酒町	11:23
致芳小学校前	11:24
八反田地蔵尊西	11:25
西舘	11:26
大沖公民館	11:30
桐舘構造改善センター前　着	11:36

伊佐沢バス　伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	10:40
桑島記念館前	10:40
道の駅　川のみなと長井	10:43
旧長井小学校第一校舎前	10:43
長井郵便局前	10:44
調剤薬局前	10:45
長井病院前	10:46
薬王堂長井十日町店前	10:47
あやっか前（十日町）	10:47
撞木橋	10:48
山形銀行前	10:49
栄町（中村循環器科医院前）	10:50
長井市役所・長井駅前	**10:55**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	10:56
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	10:58
横町	10:58
長井工業高校前	10:59
サンプラザうめや前	11:00
旧JA愛菜館前	11:01
花作町	11:02
長井高校前（西口）	11:04
グランパリス前	11:05
長井警察署前	11:05
小出ヨークタウン前	11:05
八文字屋長井店前	11:06
ホームセンタームサシ前	11:06
ヤマザワ前	**11:07**
さくら大橋東	11:09
日の出町	11:10
上の台	11:11
伊佐沢郵便局東	11:12
久保	11:13
矢婁十字路	11:14
石田橋	11:16
山の神	11:17
岩穴	11:20
岩見原	11:24
西町	11:25
桐町十字路	11:25
芦沢口	11:26
芦沢西	11:27
芦沢東	11:28
中里	11:30
北原	11:31
下伊佐沢　着	11:33

平野バス　九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	10:20
伊勢堂	10:21
伊勢堂西	10:22
舘	10:23
善並	10:25
平野郵便局前	10:26
大久保	10:27
桜町十字路南	10:28
浦原十字路	10:29
宮原	10:30
石橋十字路	10:33
生涯学習プラザ	10:34
谷地寺	10:35
川窪（大豆田）	10:36
大屋敷西	10:38
八雲神社前	10:39
台町十字路	10:40
長井高校前（西口）	10:41
旧グランパリス前	10:42
長井警察署前	10:42
小出ヨークタウン前	10:43
八文字屋長井店前	10:43
ホームセンタームサシ前	10:44
ヤマザワ前	**10:50**
裁判所前	10:53
あら町（阿達医院前）	10:53
やませ蔵	10:54
本町二丁目	10:54
荘内銀行長井支店東	10:55
白つつじ公園北	10:55
ドコモショップ長井店前	10:56
道の駅　川のみなと長井	10:57
旧長井小学校第一校舎前	10:58
長井郵便局前	10:59
調剤薬局前	10:59
長井病院前	11:00
薬王堂長井十日町店前	11:01
あやっか前（十日町）	11:02
撞木橋	11:02
山形銀行前	11:03
栄町（中村循環器科医院前）	11:04
遊びと学びの交流施設 くるんと前	11:05
長井市役所・長井駅前	11:06
ファミリーマート中道店前	11:07
長井工業高校前	-
中道	11:07
幸町	11:08
清水町児童公園	11:08
清水町公民館東	11:09
はなぞの保育園前	11:09
清水町一丁目	11:10
北向公民館前	11:12
宮地	11:14
桜町十字路西	11:14
中里	11:15
木口	11:16
野川まなび館前　着	11:19

豊田バス　中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	10:04
今泉ぶどう集荷所前	10:07
今泉公民館南	10:08
今泉駅前	10:09
今泉駅前角	10:10
和久井窯前	10:11
県立やまなみ学園口	10:12
八ヶ森自然公園口	10:13
河井	10:15
町（南陽葬祭前）	10:17
豊田小学校前	10:18
羽黒	10:21
時庭口	10:22
福田橋	10:23
ヤマザワ前　着	**10:25**

豊田バス　置賜総合病院・豊田・中央 線／中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	10:12
今泉第二公民館前	10:13
和久井窯前	10:14
今泉駅前角	10:16
今泉駅前	10:17
親道	10:20
一本木水木	10:22
東十字路	10:23
窪	10:25
本郷	10:27
田中	10:28
町（南陽葬祭前）	10:29
豊田小学校前	10:30
豊田コミュニティーセンター	10:31
正法寺前	10:37
時庭駅東口	10:40
宝光院西	10:42
長井南中学校前	10:43
小出ヨークタウン前	10:43
八文字屋長井店前	10:43
ホームセンタームサシ前	10:44
ヤマザワ前　着	**10:45**
ヤマザワ前	**10:50**
福田橋	10:50
時庭口	10:51
羽黒	-
豊田小学校前	-
町（南陽葬祭前）	-
河井	-
八ヶ森自然公園口	10:55
県立やまなみ学園口	10:56
和久井窯前	-
今泉駅前角	-
今泉駅前	-
今泉公民館南	-
今泉ぶどう集荷所前	-
置賜総合病院前　着	10:59

11:10
11:11
11:12
11:13
11:16
11:17
11:19
11:21
11:21
11:22
11:24
11:25
11:26
11:27
11:31

終点

【4便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）長井市役所・長井駅前 → 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 → ヤマザワ前

起点

西根バス 里巻・中央 線		致芳バス 桐舘・白兎・中央 線		伊佐沢バス 伊佐沢・中央 線		平野バス 九野本・中央・平山 線		豊田バス 中央・置賜総合病院 線/置賜総合病院・豊田・中央 線		
停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	時刻
ヤマザワ前	12:10	ヤマザワ前	12:12	本町二丁目	12:10	野川まなび館前	11:46	置賜総合病院前	11:56	12:14
ホームセンタームサシ前	12:10	長井高校南(頓珍館前)	12:14	桑島記念館前	12:10	木口	11:48	今泉ぶどう集荷所前	-	12:17
八文字屋長井店前	12:10	長井高校前(西口)	12:15	道の駅 川のみなと長井	12:13	中里	11:49	今泉公民館南	-	12:18
小出ヨークタウン前	12:10	鈴木歯科医院前	12:16	旧長井小学校第一校舎前	12:13	桜町十字路西	11:50	今泉駅前	-	12:19
長井警察署前	12:11	あら町(阿達医院前)	12:17	長井郵便局前	12:14	宮地	11:51	今泉駅前角	-	12:20
旧グランパリス前	12:12	やませ蔵	12:17	調剤薬局前	12:15	北向公民館前	11:52	和久井窯前	-	12:21
長井高校南(頓珍館前)	12:13	本町二丁目	12:18	長井病院前	12:16	清水町一丁目	11:53	県立やまなみ学園口	11:58	12:22
館町南	12:14	本町商店街駐車場南	12:18	薬王堂長井十日町店前	12:17	はなぞの保育園前	11:54	八ヶ森自然公園口	11:59	12:23
タスパークホテル・市民文化会館前	12:16	遊びと学びの交流施設 くるんと前	12:19	あやっか前(十日町)	12:17	清水町公民館東	11:54	河井	-	12:25
ドコモショップ長井店前	12:17	長井市役所・長井駅前	12:25	撞木橋	12:18	清水町児童公園	11:55	町(南陽葬祭前)	-	12:27
旧長井小学校第一校舎前	12:18	栄町(中村循環器科医院前)	12:26	山形銀行前	12:19	幸町	11:55	豊田小学校前	-	12:28
長井郵便局前	12:18	山形銀行前	12:26	栄町(中村循環器科医院前)	12:20	中道	11:56	羽黒	-	12:31
栄町(中村循環器科医院前)	12:19	撞木橋	12:27	長井市役所・長井駅前	12:25	長井工業高校前	-	時庭口	12:02	12:32
長井市役所・長井駅前	12:25	あやっか前(十日町)	12:28	遊びと学びの交流施設 くるんと前	12:26	ファミリーマート中道店前	11:57	福田橋	12:03	12:33
ファミリーマート中道店前	12:25	はぎスタジオ前	12:29	置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	12:28	長井市役所・長井駅前	11:58	ヤマザワ前 着	12:05	12:35
中道	12:26	あやめ公園前	12:30	横町	12:28	遊びと学びの交流施設 くるんと前	11:59	ヤマザワ前	12:20	
幸町	12:27	長井キープセンター前	12:30	長井工業高校前	12:29	栄町(中村循環器科医院前)	12:00	ホームセンタームサシ前	12:20	
谷地橋東南	12:27	薬王堂長井十日町店前	12:31	サンプラザうめや前	12:30	山形銀行前	12:00	八文字屋長井店前	12:20	
谷地	12:28	長井病院前	12:32	旧JA愛菜館前	12:31	撞木橋	12:01	小出ヨークタウン前	12:21	
中の目	12:30	調剤薬局前	12:33	花作町	12:32	あやっか前(十日町)	12:02	長井南中学校前	12:21	
福田十字路	12:31	長井郵便局前	12:33	長井高校前(西口)	12:34	薬王堂長井十日町店前	12:03	宝光院西	12:22	
平田	12:33	旧長井小学校第一校舎前	12:34	グランパリス前	12:35	長井病院前	12:03	時庭駅東口	12:24	
五祭所南	12:34	道の駅 川のみなと長井	12:35	長井警察署前	12:35	調剤薬局前	12:04	正法寺前	12:28	
大沢	12:35	屋城町	12:36	小出ヨークタウン前	12:35	長井郵便局前	12:05	豊田コミュニティーセンター	12:33	
寺泉庵前	12:37	アカシア通り(舟場)	12:37	八文字屋長井店前	12:36	旧長井小学校第一校舎前	12:06	豊田小学校前	12:34	
平泉橋北	12:39	あかしあ橋南	12:37	ホームセンタームサシ前	12:36	道の駅 川のみなと長井	12:07	町(南陽葬祭前)	12:35	
上郷地区構造改善センター前	12:40	うめや北店前	12:38	ヤマザワ前	12:37	ドコモショップ長井店前	12:07	田中	12:37	
五祭所	12:41	卯の花温泉はぎ乃湯	12:40	さくら大橋東	12:39	白つつじ公園北	12:08	本郷	12:38	
上野	12:42	芳野	12:41	日の出町	12:40	荘内銀行長井支店東	12:09	窪	12:40	
山岸十字路	12:43	福蔵院前	12:42	上の台	12:41	本町二丁目	12:09	東十字路	12:41	
白山森口	12:44	羽前成田郵便局前	12:43	伊佐沢郵便局東	12:42	やませ蔵	12:10	一本木水木	12:43	
川原沢	12:45	羽前成田駅前角	12:44	久保	12:43	あら町(阿達医院前)	12:10	親道	12:44	
川原沢中	12:45	ローソン長井成田店前	12:46	矢婁十字路	12:44	裁判所前	12:11	今泉駅前	12:48	
西根農協前	12:46	致芳コミュニティセンター前	12:47	石田橋	12:46	ヤマザワ前	12:20	今泉駅前角	12:49	
中里	12:47	袋地蔵前	12:50	山の神	12:47	ホームセンタームサシ前	12:20	和久井窯前	12:50	
草岡新町	12:48	白兎東	12:51	岩穴	12:50	八文字屋長井店前	12:20	今泉第二公民館前	12:51	
戸根林口	12:48	宮内	12:53	岩見原	12:54	小出ヨークタウン前	12:21	置賜総合病院前 着	12:53	
仁府	12:49	酒町	12:53	西町	12:55	長井警察署前	12:21			
岡十字路	12:50	致芳小学校前	12:54	桐町十字路	12:55	旧グランパリス前	12:22			
勧進代中部公民館前	12:50	八反田地蔵尊西	12:55	芦沢口	12:56	長井高校前(西口)	12:23			
蔵京	12:51	西舘	12:56	芦沢西	12:57	台町十字路	12:24			
白兎西集会所前	12:52	大沖公民館	13:00	芦沢東	12:58	八雲神社前	12:25			
白兎中スクールバスのりば	12:53	桐舘構造改善センター前 着	13:06	中里	13:00	大屋敷西	12:27			
白兎集会センター前	12:54			北原	13:01	川窪(大豆田)	12:28			
里巻 着	12:56			下伊佐沢 着	13:03	谷地寺	12:29			
						生涯学習プラザ	12:30			
						石橋十字路	12:31			
						宮原	12:34			
						浦原十字路	12:35			
						桜町十字路南	12:37			
						大久保	12:38			
						平野郵便局前	12:39			
						善並	12:40			
						舘	12:41			
						伊勢堂西	12:42			
						伊勢堂	12:43			
						平野小学校前 着	12:45			

終点

豊田バス 中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	12:40
福田橋	12:41
時庭口	12:42
羽黒	12:43
豊田小学校前	12:46
町(南陽葬祭前)	12:47
河井	12:49
八ヶ森自然公園口	12:51
県立やまなみ学園口	12:51
和久井窯前	12:52
今泉駅前角	12:54
今泉駅前	12:55
今泉公民館南	12:56
今泉ぶどう集荷所前	12:57
置賜総合病院前 着	13:01

【5便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）長井市役所・長井駅前 ― 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 ― ヤマザワ前

西根バス 里巻・中央 線

	停留所名	時刻
起点	里巻	13:35
	白兎集会センター前	13:36
	白兎中スクールバスのりば	13:36
	白兎西集会所前	13:37
	蔵京	13:38
	勧進代中部公民館前	13:39
	岡十字路	13:40
	仁府	13:41
	戸根林口	13:41
	草岡新町	13:42
	中里	13:43
	西根農協前	13:44
	川原沢中	13:44
	川原沢	13:45
	白山森口	13:46
	山岸十字路	13:47
	上野	13:48
	五祭所	13:49
	上郷地区構造改善センター前	13:50
	平泉橋北	13:51
	寺泉庵前	13:53
	大沢	13:55
	五祭所南	13:56
	平田	13:57
	福田十字路	14:00
	中の目	14:01
	谷地	14:02
	谷地橋東南	14:02
	幸町	14:03
	中道	14:03
	ファミリーマート中道店前	14:04
	長井市役所・長井駅前	**14:10**
	栄町（中村循環器科医院前）	14:10
	長井郵便局前	14:11
	旧長井小学校第一校舎前	14:12
	ドコモショップ長井店前	14:13
	タスパークホテル・市民文化会館前	14:15
	館町南	14:16
	長井高校南（頓珍館前）	14:17
	旧グランパリス前	14:18
	長井警察署前	14:18
	小出ヨークタウン前	14:19
	八文字屋長井店前	14:19
	ホームセンタームサシ前	14:20
	ヤマザワ前 着	**14:21**
終点		

致芳バス 桐舘・白兎・中央 線

停留所名	時刻
桐舘構造改善センター前	13:25
大沖公民館	13:30
西舘	13:34
八反田地蔵尊西	13:35
致芳小学校前	13:36
酒町	13:36
宮内	13:37
白兎東	13:40
袋地蔵前	13:41
致芳コミュニティセンター前	13:44
ローソン長井成田店前	13:45
羽前成田駅前角	13:46
羽前成田郵便局前	13:47
福蔵院前	13:48
芳野	13:49
卯の花温泉はぎ乃湯	13:51
うめや北店前	13:52
あかしあ橋南	13:52
アカシア通り（舟場）	13:53
屋城町	13:54
道の駅 川のみなと長井	13:55
旧長井小学校第一校舎前	13:56
長井郵便局前	13:57
調剤薬局前	13:57
長井病院前	13:58
薬王堂長井十日町店前	13:59
長井キープセンター前	14:00
あやめ公園前	14:01
はぎスタジオ前	14:02
あやっか前（十日町）	14:02
撞木橋	14:03
山形銀行前	14:04
栄町（中村循環器科医院前）	14:05
長井市役所・長井駅前	**14:10**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	14:11
本町商店街駐車場南	14:12
本町二丁目	14:12
やませ蔵	14:13
あら町（阿達医院前）	14:14
鈴木歯科医院前	14:15
長井高校前（西口）	14:16
長井高校南（頓珍館前）	14:17
ヤマザワ前 着	**14:20**

伊佐沢バス 伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	13:28
北原	13:29
中里	13:30
芦沢東	13:32
芦沢西	13:33
芦沢口	13:33
粡町十字路	13:34
西町	13:35
岩見原	13:36
岩穴	13:39
山の神	13:42
石田橋	13:43
矢婁十字路	13:45
久保	13:45
伊佐沢郵便局東	13:46
上の台	13:47
日の出町	13:48
さくら大橋東	13:49
ヤマザワ前	**13:53**
ホームセンタームサシ前	13:53
八文字屋長井店前	13:53
小出ヨークタウン前	13:53
長井警察署前	13:54
旧グランパリス前	13:55
長井高校前（西口）	13:56
花作町	13:58
旧JA愛菜館前	13:59
サンプラザうめや前	14:00
長井工業高校前	14:00
横町	14:01
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	14:02
遊びと学びの交流施設 くるんと前	14:04
長井市役所・長井駅前	**14:10**
栄町（中村循環器科医院前）	14:10
山形銀行前	14:11
撞木橋	14:11
あやっか前（十日町）	14:12
薬王堂長井十日町店前	14:13
長井病院前	14:14
調剤薬局前	14:15
長井郵便局前	14:15
旧長井小学校第一校舎前	14:16
道の駅 川のみなと長井	14:17
桑島記念館前	14:19
本町二丁目 着	14:20

平野バス 九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	13:55
伊勢堂	13:56
伊勢堂西	13:57
舘	13:58
善並	14:00
平野郵便局前	14:01
大久保	14:02
桜町十字路南	14:03
浦原十字路	14:04
宮原	14:05
石橋十字路	14:08
生涯学習プラザ	14:09
谷地寺	14:10
川窪（大豆田）	14:11
大屋敷西	14:13
八雲神社前	14:14
台町十字路	14:15
長井高校前（西口）	14:16
旧グランパリス前	14:17
長井警察署前	14:17
小出ヨークタウン前	14:18
八文字屋長井店前	14:18
ホームセンタームサシ前	14:19
ヤマザワ前	**14:25**
裁判所前	14:28
あら町（阿達医院前）	14:28
やませ蔵	14:29
本町二丁目	14:29
荘内銀行長井支店東	14:30
白つつじ公園北	14:30
ドコモショップ長井店前	14:31
道の駅 川のみなと長井	14:32
旧長井小学校第一校舎前	14:33
長井郵便局前	14:34
調剤薬局前	14:34
長井病院前	14:35
薬王堂長井十日町店前	14:36
あやっか前（十日町）	14:37
撞木橋	14:37
山形銀行前	14:38
栄町（中村循環器科医院前）	14:39
遊びと学びの交流施設 くるんと前	14:40
長井市役所・長井駅前	**14:41**
ファミリーマート中道店前	14:42
長井工業高校前	-
中道	14:42
幸町	14:43
清水町児童公園	14:43
清水町公民館東	14:44
はなぞの保育園前	14:44
清水町一丁目	14:45
北向公民館前	14:47
宮地	14:49
桜町十字路西	14:49
中里	14:50
木口	14:51
野川まなび館前 着	14:54

豊田バス ①

置賜総合病院・豊田・中央 線／中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	13:47
今泉第二公民館前	13:48
和久井窯前	13:49
今泉駅前角	13:51
今泉駅前	13:52
親道	13:55
一本木水木	13:57
東十字路	13:58
窪	14:00
本郷	14:02
田中	14:03
町（南陽葬祭前）	14:04
豊田小学校前	14:05
豊田コミュニティーセンター	14:06
正法寺前	14:12
時庭駅東口	14:15
宝光院西	14:17
長井南中学校前	14:18
小出ヨークタウン前	14:18
八文字屋長井店前	14:18
ホームセンタームサシ前	14:19
ヤマザワ前 着	**14:20**
ヤマザワ前	**14:25**
福田橋	14:26
時庭口	14:27
羽黒	14:28
豊田小学校前	14:31
町（南陽葬祭前）	14:32
河井	14:34
八ヶ森自然公園口	14:36
県立やまなみ学園口	14:36
和久井窯前	14:37
今泉駅前角	14:39
今泉駅前	14:40
今泉公民館南	14:41
今泉ぶどう集荷所前	14:42
置賜総合病院前 着	14:46

豊田バス ②

中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	13:59
今泉ぶどう集荷所前	14:02
今泉公民館南	14:03
今泉駅前	14:04
今泉駅前角	14:05
和久井窯前	14:06
県立やまなみ学園口	14:07
八ヶ森自然公園口	14:08
河井	14:10
町（南陽葬祭前）	14:12
豊田小学校前	14:13
羽黒	14:16
時庭口	14:17
福田橋	14:18
ヤマザワ前 着	**14:20**

【6便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）　長井市役所・長井駅前 → 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 → ヤマザワ前

起点

西根バス　里巻・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**15:35**
ホームセンタームサシ前	15:35
八文字屋長井店前	15:35
小出ヨークタウン前	15:35
長井警察署前	15:36
旧グランパリス前	15:37
長井高校南（頓珍館前）	15:38
館町南	15:39
タスパークホテル・市民文化会館前	15:41
ドコモショップ長井店前	15:43
旧長井小学校第一校舎前	15:43
長井郵便局前	15:43
栄町（中村循環器科医院前）	15:44
長井市役所・長井駅前	**15:50**
ファミリーマート中道店前	15:50
中道	15:51
幸町	15:52
谷地橋東南	15:52
谷地	15:53
中の目	15:55
福田十字路	15:56
平田	15:58
五祭所南	15:59
大沢	16:00
寺泉庵前	16:02
平泉橋北	16:04
上郷地区構造改善センター前	16:05
五祭所	16:06
上野	16:07
山岸十字路	16:08
白山森口	16:09
川原沢	16:10
川原沢中	16:10
西根農協前	16:11
中里	16:12
草岡新町	16:13
戸根林口	16:13
仁府	16:14
岡十字路	16:15
勧進代中部公民館前	16:15
蔵京	16:16
白兎西集会所前	16:17
白兎中スクールバスのりば	16:18
白兎集会センター前	16:19
里巻　着	16:21

致芳バス　糀館・白兎・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**15:37**
長井高校南（頓珍館前）	15:39
長井高校前（西口）	15:40
鈴木歯科医院前	15:41
あら町（阿達医院前）	15:42
やませ蔵	15:42
本町二丁目	15:43
本町商店街駐車場南	15:43
遊びと学びの交流施設 くるんと前	15:44
長井市役所・長井駅前	**15:50**
栄町（中村循環器科医院前）	15:51
山形銀行前	15:51
撞木橋	15:52
あやっか前（十日町）	15:53
はぎスタジオ前	15:54
あやめ公園前	15:55
長井キープセンター前	15:55
薬王堂長井十日町店前	15:56
長井病院前	15:57
調剤薬局前	15:58
長井郵便局前	15:58
旧長井小学校第一校舎前	15:59
道の駅　川のみなと長井	16:00
屋城町	16:01
アカシア通り（舟場）	16:02
あかしあ橋南	16:02
うめや北店前	16:03
卯の花温泉はぎ乃湯	16:05
芳野	16:06
福蔵院前	16:07
羽前成田郵便局前	16:08
羽前成田駅前角	16:09
ローソン長井成田店前	16:11
致芳コミュニティセンター前	16:12
袋地蔵前	16:15
白兎東	16:16
宮内	16:18
酒町	16:18
致芳小学校前	16:19
八反田地蔵尊西	16:20
西舘	16:21
大沖公民館	16:25
糀館構造改善センター前　着	16:31

伊佐沢バス　伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	15:35
桑島記念館前	15:35
道の駅　川のみなと長井	15:38
旧長井小学校第一校舎前	15:38
長井郵便局前	15:39
調剤薬局前	15:40
長井病院前	15:41
薬王堂長井十日町店前	15:42
あやっか前（十日町）	15:42
撞木橋	15:43
山形銀行前	15:44
栄町（中村循環器科医院前）	15:45
長井市役所・長井駅前	**15:50**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	15:51
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	15:53
横町	15:53
長井工業高校前	15:54
サンプラザうめや前	15:55
旧JA愛菜館前	15:56
花作町	15:57
長井高校前（西口）	15:59
グランパリス前	16:00
長井警察署前	16:00
小出ヨークタウン前	16:00
八文字屋長井店前	16:01
ホームセンタームサシ前	16:01
ヤマザワ前	**16:02**
さくら大橋東	16:04
日の出町	16:05
上の台	16:06
伊佐沢郵便局東	16:07
久保	16:08
矢婁十字路	16:09
石田橋	16:11
山の神	16:12
岩穴	16:15
岩見原	16:19
西町	16:20
糀町十字路	16:20
芦沢口	16:21
芦沢西	16:22
芦沢東	16:23
中里	16:25
北原	16:26
下伊佐沢　着	16:28

平野バス　九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	15:09
木口	15:11
中里	15:12
桜町十字路西	15:13
宮地	15:14
北向公民館前	15:15
清水町一丁目	15:16
はなぞの保育園前	15:17
清水町公民館東	15:17
清水町児童公園	15:18
幸町	15:18
中道	15:19
長井工業高校前	15:21
ファミリーマート中道店前	15:22
長井市役所・長井駅前	**15:24**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	15:25
栄町（中村循環器科医院前）	15:26
山形銀行前	15:26
撞木橋	15:27
あやっか前（十日町）	15:27
薬王堂長井十日町店前	15:28
長井病院前	15:29
調剤薬局前	15:30
長井郵便局前	15:31
旧長井小学校第一校舎前	15:32
道の駅　川のみなと長井	15:33
ドコモショップ長井店前	15:33
白つつじ公園北	15:34
荘内銀行長井支店東	15:34
本町二丁目	15:35
やませ蔵	15:35
あら町（阿達医院前）	15:36
裁判所前	15:37
ヤマザワ前	**15:45**
ホームセンタームサシ前	15:45
八文字屋長井店前	15:46
小出ヨークタウン前	15:46
長井警察署前	15:47
旧グランパリス前	15:48
長井高校前（西口）	15:49
台町十字路	15:50
八雲神社前	15:51
大屋敷西	15:52
川窪（大豆田）	15:54
谷地寺	15:55
生涯学習プラザ	15:56
石橋十字路	15:57
宮原	16:00
浦原十字路	16:01
桜町十字路南	16:02
大久保	16:03
平野郵便局前	16:04
善並	16:05
舘	16:07
伊勢堂西	16:08
伊勢堂	16:09
平野小学校前　着	16:10

豊田バス　中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	15:09
今泉ぶどう集荷所前	15:12
今泉公民館南	15:13
今泉駅前	15:14
今泉駅前角	15:15
和久井窯前	15:16
県立やまなみ学園口	15:17
八ヶ森自然公園口	15:18
河井	15:20
町（南陽葬祭前）	15:22
豊田小学校前	15:23
羽黒	15:26
時庭口	15:27
福田橋	15:28
ヤマザワ前　着	**15:30**
ヤマザワ前	**15:45**
ホームセンタームサシ前	15:45
八文字屋長井店前	15:45
小出ヨークタウン前	15:46
長井南中学校前	15:46
宝光院西	15:47
時庭駅東口	15:49
正法寺前	15:53
豊田コミュニティーセンター	15:58
豊田小学校前	15:59
町（南陽葬祭前）	16:00
田中	16:02
本郷	16:03
窪	16:05
東十字路	16:06
一本木水木	16:08
親道	16:09
今泉駅前	16:13
今泉駅前角	16:14
和久井窯前	16:15
今泉第二公民館前	16:16
置賜総合病院前　着	16:18

豊田バス　中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻	時刻
ヤマザワ前	**15:45**	**16:30**
福田橋	15:46	16:31
時庭口	15:47	16:32
羽黒	15:48	16:33
豊田小学校前	15:51	16:36
町（南陽葬祭前）	15:52	16:37
河井	15:54	16:39
八ヶ森自然公園口	15:56	16:41
県立やまなみ学園口	15:56	16:41
和久井窯前	15:57	16:42
今泉駅前角	15:59	16:44
今泉駅前	16:00	16:45
今泉公民館南	16:01	16:46
今泉ぶどう集荷所前	16:02	16:47
置賜総合病院前　着	16:06	16:51

終点

【7便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

らくらく乗換 … 車両と車両が停車した状態で乗換することができます。時刻の太枠が対象です。例）長井市役所・長井駅前 → 長井市役所・長井駅前 ／ ヤマザワ前 → ヤマザワ前

起点

西根バス 里巻・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**17:35**
ホームセンタームサシ前	17:35
八文字屋長井店前	17:35
小出ヨークタウン前	17:35
長井警察署前	17:36
旧グランパリス前	17:37
長井高校南（頓珍館前）	17:38
館町南	17:39
タスパークホテル・市民文化会館前	17:41
ドコモショップ長井店前	17:43
旧長井小学校第一校舎前	17:43
長井郵便局前	17:43
栄町（中村循環器科医院前）	17:44
長井市役所・長井駅前	**17:50**
ファミリーマート中道店前	17:50
中道	17:51
幸町	17:52
谷地橋東南	17:52
谷地	17:53
中の目	17:55
福田十字路	17:56
平田	17:58
五祭所南	17:59
大沢	18:00
寺泉庵前	18:02
平泉橋北	18:04
上郷地区構造改善センター前	18:05
五祭所	18:06
上野	18:07
山岸十字路	18:08
白山森口	18:09
川原沢	18:10
川原沢中	18:10
西根農協前	18:11
中里	18:12
草岡新町	18:13
戸根林口	18:13
仁府	18:14
岡十字路	18:15
勧進代中部公民館前	18:15
蔵京	18:16
白兎西集会所前	18:17
白兎中スクールバスのりば	18:18
白兎集会センター前	18:19
里巻　着	18:21

致芳バス 桐舘・白兎・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**17:37**
長井高校南（頓珍館前）	17:39
長井高校前（西口）	17:40
鈴木歯科医院前	17:41
あら町（阿達医院前）	17:42
やませ蔵	17:42
本町二丁目	17:43
本町商店街駐車場南	17:43
遊びと学びの交流施設 くるんと前	17:44
長井市役所・長井駅前	**17:50**
栄町（中村循環器科医院前）	17:51
山形銀行前	17:51
撞木橋	17:52
あやっか前（十日町）	17:53
はぎスタジオ前	17:54
あやめ公園前	17:55
長井キープセンター前	17:55
薬王堂長井十日町店前	17:56
長井病院前	17:57
調剤薬局前	17:58
長井郵便局前	17:58
旧長井小学校第一校舎前	17:59
道の駅　川のみなと長井	18:00
屋城町	18:01
アカシア通り（舟場）	18:02
あかしあ橋南	18:02
うめや北店前	18:03
卯の花温泉はぎ乃湯	18:05
芳野	18:06
福蔵院前	18:07
羽前成田郵便局前	18:08
羽前成田駅前角	18:09
ローソン長井成田店前	18:11
致芳コミュニティセンター前	18:12
袋地蔵前	18:15
白兎東	18:16
宮内	18:18
酒町	18:18
致芳小学校前	18:19
八反田地蔵尊西	18:20
西舘	18:21
大沖公民館	18:25
桐舘構造改善センター前　着	18:31

伊佐沢バス 伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	17:35
桑島記念館前	17:35
道の駅　川のみなと長井	17:38
旧長井小学校第一校舎前	17:38
長井郵便局前	17:39
調剤薬局前	17:40
長井病院前	17:41
薬王堂長井十日町店前	17:42
あやっか前（十日町）	17:42
撞木橋	17:43
山形銀行前	17:44
栄町（中村循環器科医院前）	17:45
長井市役所・長井駅前	**17:50**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	17:51
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	17:53
横町	17:53
長井工業高校前	17:54
サンプラザうめや前	17:55
旧JA愛菜館前	17:56
花作町	17:57
長井高校前（西口）	17:59
グランパリス前	18:00
長井警察署前	18:00
小出ヨークタウン前	18:00
八文字屋長井店前	18:01
ホームセンタームサシ前	18:01
ヤマザワ前	**18:02**
さくら大橋東	18:05
日の出町	18:05
上の台	18:06
伊佐沢郵便局東	18:07
久保	18:08
矢婁十字路	18:09
石田橋	18:11
山の神	18:12
岩穴	18:15
岩見原	18:19
西町	18:20
桐町十字路	18:20
芦沢口	18:21
芦沢西	18:22
芦沢東	18:23
中里	18:25
北原	18:26
下伊佐沢　着	18:28

平野バス 九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	17:25
木口	17:27
中里	17:28
桜町十字路西	17:29
宮地	17:30
北向公民館前	17:31
清水町一丁目	17:32
はなぞの保育園前	17:33
清水町公民館東	17:33
清水町児童公園	17:34
幸町	17:34
中道	17:35
長井工業高校前	17:37
ファミリーマート中道店前	17:38
長井市役所・長井駅前	**17:40**
遊びと学びの交流施設 くるんと前	17:41
栄町（中村循環器科医院前）	17:42
山形銀行前	17:42
撞木橋	17:43
あやっか前（十日町）	17:43
薬王堂長井十日町店前	17:44
長井病院前	17:45
調剤薬局前	17:46
長井郵便局前	17:47
旧長井小学校第一校舎前	17:48
道の駅　川のみなと長井	17:49
ドコモショップ長井店前	17:49
白つつじ公園北	17:50
荘内銀行長井支店東	17:50
本町二丁目	17:51
やませ蔵	17:51
あら町（阿達医院前）	17:52
裁判所前	17:53
ヤマザワ前	**18:01**
ホームセンタームサシ前	18:01
八文字屋長井店前	18:02
小出ヨークタウン前	18:02
長井警察署前	18:03
旧グランパリス前	18:04
長井高校前（西口）	18:05
台町十字路	18:06
八雲神社前	18:07
大屋敷西	18:08
川窪（大豆田）	18:10
谷地寺	18:11
生涯学習プラザ	18:12
石橋十字路	18:13
宮原	18:16
浦原十字路	18:17
桜町十字路南	18:18
大久保	18:19
平野郵便局前	18:20
善並	18:21
舘	18:23
伊勢堂西	18:24
伊勢堂	18:25
平野小学校前　着	18:26

豊田バス 中央・置賜総合病院 線・置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻	時刻
置賜総合病院前	17:21	17:39
今泉ぶどう集荷所前	-	17:42
今泉公民館南	-	17:43
今泉駅前	-	17:44
今泉駅前角	-	17:45
和久井窯前	-	17:46
県立やまなみ学園口	17:23	17:47
八ヶ森自然公園口	17:24	17:48
河井	-	17:50
町（南陽葬祭前）	-	17:52
豊田小学校前	-	17:53
羽黒	-	17:56
時庭口	17:27	17:57
福田橋	17:28	17:58
ヤマザワ前　着	**17:30**	**18:00**
ヤマザワ前	**18:05**	
ホームセンタームサシ前	18:05	
八文字屋長井店前	18:05	
小出ヨークタウン前	18:06	
長井南中学校前	18:06	
宝光院西	18:07	
時庭駅東口	18:09	
正法寺前	18:13	
豊田コミュニティーセンター	18:18	
豊田小学校前	18:19	
町（南陽葬祭前）	18:20	
田中	18:22	
本郷	18:23	
窪	18:25	
東十字路	18:26	
一本木水木	18:28	
親道	18:29	
今泉駅前	18:33	
今泉駅前角	18:34	
和久井窯前	18:35	
今泉第二公民館前	18:36	
置賜総合病院前　着	18:38	

豊田バス 中央・置賜総合病院 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	**18:05**
福田橋	18:06
時庭口	18:07
羽黒	18:08
豊田小学校前	18:11
町（南陽葬祭前）	18:12
河井	18:14
八ヶ森自然公園口	18:16
県立やまなみ学園口	18:16
和久井窯前	18:17
今泉駅前角	18:19
今泉駅前	18:20
今泉公民館南	18:21
今泉ぶどう集荷所前	18:22
置賜総合病院前　着	18:26

終点

添付資料　人口集中地区以外の地区を示す地図

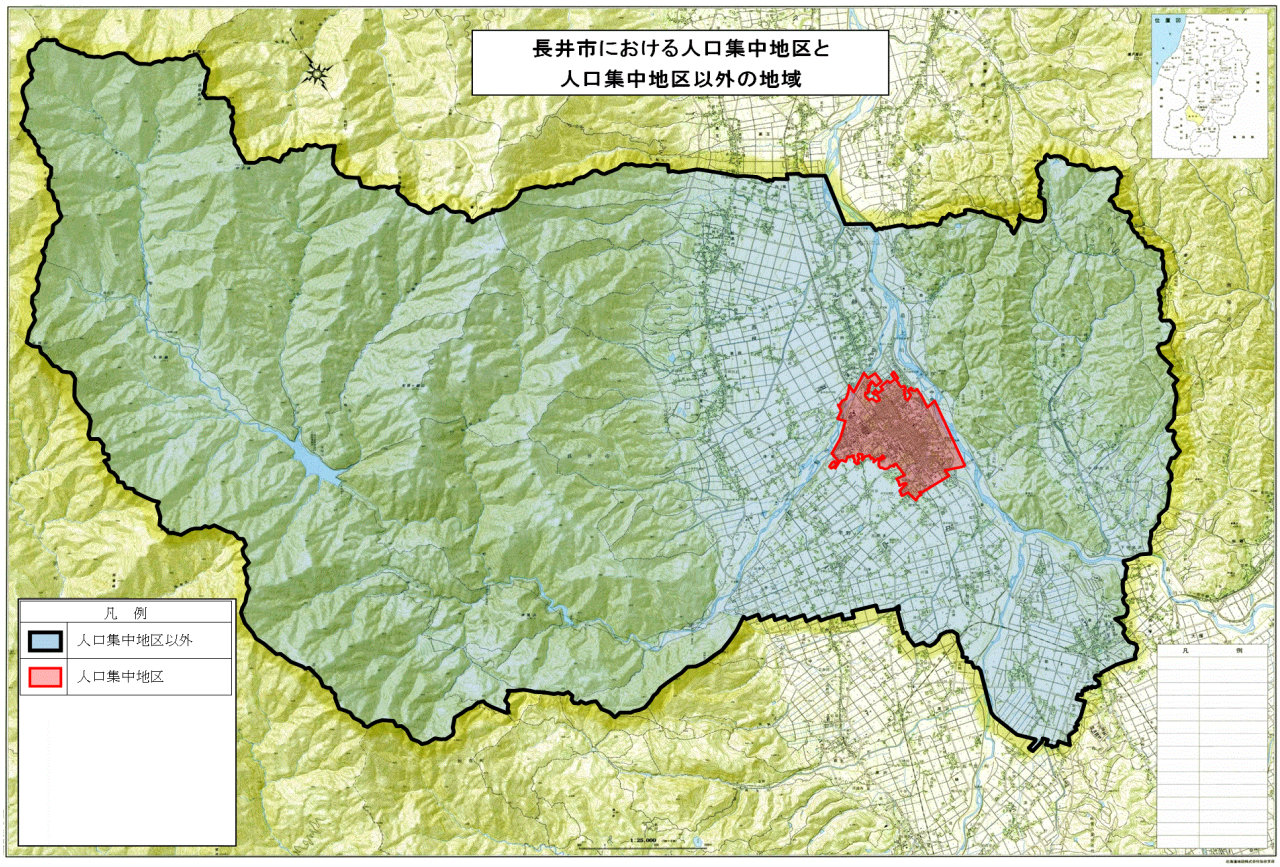

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：天童市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（天童市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（天童市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（天童市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（天童市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（天童市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（天童市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・地域住民に対して市内公共交通に関するアンケートを実施し、分析を行う。（天童市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の天童市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 4,200 人、県内 2,800 人（直近年度の実績：県外 3,781 人、県内 2,467 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の天童市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・天童市の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.70 回／人（直近年度の実績 35,678 人、0.57 回/人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の天童市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7，553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3．331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4，033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）

別　紙

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：5,894,000 円（直近年度の実績 3,390,000 円）
デマンド交通：26,700,000 円（直近年度の実績 26,700,000 円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標：デマンド）
中部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：400 人以上（直近年度の実績 376 人）
長岡線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：700 人以上（直近年度の実績 646 人）
荒谷・干布線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1，000 人以上（直近年度の実績 908 人）
成生・蔵増区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3，300 人以上（直近年度の実績 3,195 人）
寺津・高擶区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,200 人以上（直近年度の実績 1,178 人）
津山・天童原区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1，300 人以上（直近年度の実績 1,299 人）
山口・田麦野区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3，200 人以上（直近年度の実績 3,048 人）
３社合同運行のため、以下全体での
全体の収支率：97.00%以上（直近年度の実績 111.77%）
全系統への天童市負担額 26,700,000 円（直近年度の実績 26,700,000 円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、旧田麦野集落等の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全系統について、その運行に係る費用総額 31,218 千円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、全系統への上記天童市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

別　紙

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
＜令和５年度＞
・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和４年度＞
・開催なし
＜令和５年度＞
・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇 天童市地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和５年１月26日：地方バスの路線統合及び一部停留所の廃止等について

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等
＜令和４年度＞
・令和４年10月5～7日：デマンド交通の説明会
・令和５年３月28日：地方バス路線の説明会

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県天童市老野森１－１－１
（所　属）生活環境課
（氏　名）中村　俊晶
（電　話）023-654-1111
（e-mail）seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	241日	192回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	241日	241回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	241日	333回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	241日	1446回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	241日	666回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	241日	864回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	241日	1446回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	240日	191回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	240日	240回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	240日	332回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	240日	663回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	240日	860回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	238日	190回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	238日	238回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	238日	329回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	238日	1428回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	238日	658回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	238日	853回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	238日	1428回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天童市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	22490
交通不便地域等	140

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
140	旧田麦野村	山村振興法第7条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

区域 乗合型 時刻表

一般料金:500円　割引料金:300円　小学生料金:250円

成生・蔵増区域

●成生・蔵増区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	成生・蔵増区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:30	9:20～10:00	13:10～13:40	14:20～14:50

●市内各目的地から成生・蔵増区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 成生・蔵増区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	10:50～11:20	12:00～12:30	15:30～16:00	16:50～17:20

●お住まいの住所

交り江一丁目～五丁目、柏木町一丁目～三丁目、大字小関、大字高木、大字成生、大字大清水、大字大町、大字今町、小関一丁目、小関二丁目、大字久野本（線路西）、大字蔵増、大字矢野目、大字塚野目、大字高野辺、大字窪野目

寺津・高擶区域

●寺津・高擶区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	寺津・高擶区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:40	9:20～10:00	13:30～14:00	14:40～15:10

●市内各目的地から寺津・高擶区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 寺津・高擶区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	10:50～11:30	12:10～12:50	15:40～16:10	16:50～17:10

●お住まいの住所

大字寺津、大字藤内新田、大字高擶、大字清池、大字長岡、大字芳賀（線路西）

津山・天童原区域

●津山・天童原区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	津山・天童原区域 ⇒ 目的地		
	1回目	2回目	3回目
	8:40～9:10	10:10～10:40	15:00～15:30

●市内各目的地から津山・天童原区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 津山・天童原区域		
	1回目	2回目	3回目
	11:30～12:00	13:40～14:10	16:10～16:40

●お住まいの住所　乱川一丁目～四丁目、北久野本一丁目～五丁目、大字山元、大字貫津、大字東善寺、大字老野森、大字久野本（線路東）

山口・田麦野区域

●山口・田麦野区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	山口・田麦野区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:40	9:00～9:40	13:10～13:50	14:10～14:50

●市内各目的地から山口・田麦野区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 山口・田麦野区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	11:00～11:40	12:20～13:00	15:40～16:20	16:50～17:30

●お住まいの住所　大字山口、大字川原子、大字乱川、大字道満、大字田麦野

■割引料金対象者

中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、未就学児無料

●指定目的地

公共機関
市役所
図書館
福祉センター
ゆぴあ
はな駒荘
ひまわり園
県総合運動公園
市スポーツセンター
県総合交通安全センター
子育て未来館げんキッズ
道の駅・天童温泉（もりーな）
西沼田遺跡公園
JR天童駅
JR乱川駅
JR天童南駅
JR高擶駅
天童郵便局
北久野本郵便局
成生郵便局
蔵増郵便局
塚野目簡易郵便局
寺津郵便局
山口郵便局
高擶郵便局
天童北部小学校
成生小学校
蔵増小学校
寺津小学校
津山小学校
山口小学校
高擶小学校
市内中学校４校
天童高校
市立天童南部公民館
市立成生公民館
市立蔵増公民館
市立寺津公民館
市立津山公民館
市立田麦野公民館（ぼんぼこ）
市立山口公民館
市立高擶公民館
市立長岡公民館

※利用できる公民館分館につきましては、予約の時にご確認ください。

医療機関
総合病院、一般病院、歯科医院等市内全ての医療機関

金融機関・スーパーマーケット
利用できる金融機関、スーパーマーケットにつきましては、予約の時にご確認ください。

商店街等
下記の商店街等をご利用の方は、予約の時に最寄りの目的地をご確認ください。 山口商店会、グリーンモール天童商店街、北本町商店街、ニューてんどう商店街、天童中央商店街、くのもと商店会、天童温泉商店会、王将通り商店街

その他
健康増進施設のぞみ、明幸園、清幸園、あこがれ、さくらホーム天童

天童市 予約制乗合タクシー【ドモス】DOMOSU 予約の仕方

①事前に

- ☑ 会員登録はお済みですか？
- ☑ 利用便はお決まりですか？
- ☑ 利用日はお決まりですか？
- ☑ 行き先はお決まりですか？

②会員証を準備します

会員番号は何番ですか？
※会員証をなくした場合は、 再発行できます

こちらの番号に
おかけください。

③予約の連絡をします

☎023-652-0755

9:00～18:00（土曜日は休み）

会員番号	「会員番号は○○○です。」
お名前	「名前は、○○○○です。」
お住まい	「住所は、○○○○です。」
利用日	「○月○日に、利用します。」
行きの予約	「行きの便は、○回目です。」
(停留所・目的地)	「○○から○○まで行きます。」
帰りの予約	「帰りの便は、○回目です。」

DOMOSU（ドモス）が便利になります　令和４年４月１日～

天童市 予約制乗合タクシー

DOMOSU（ドモス）を利用してみませんか

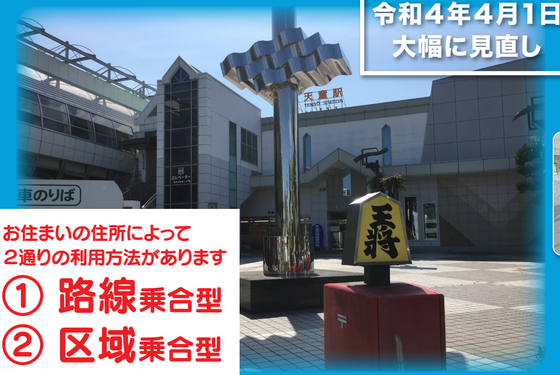

令和４年４月１日 大幅に見直し

お住まいの住所によって２通りの利用方法があります

① 路線乗合型

② 区域乗合型

天童市 予約制乗合タクシー DOMOSU（ドモス） ご利用方法について

あらかじめの準備

①会員登録

事前に会員登録が必要です。

必要書類：身分証明書、障がい者手帳（お持ちの方）

受付場所：天童市乗合タクシー総合センター、天童市役所（市民部生活環境課）、各市立公民館

利用日時・目的地が決まったら

②予約

利用日の１週間前から前日までの間に予約をしてください。10：00以降の便は、当日の１時間前まで予約が可能です。

予約方法：電話、Ｅメール、FAX、Web　Webは令和４年夏 稼働予定

受付時間：9：00～18：00（土曜日は休所日）
※電話以外での予約は17：00まで
運行日：**月曜日～金曜日**
（祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は運休）

③乗車

予約した場所にタクシーまたはジャンボタクシーが迎えに来ます。降りる際に、料金をお支払いください。

ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ予約先　**☎652-0755**　**天童市乗合タクシー総合センター**
受付時間／9:00～18:00
天童市東本町3－2－18
（土曜日は休所日）
FAX 652−0756　Eメール domosu@amail.plala.or.jp

路線 乗合型 時刻表

一般料金：300円　割引料金：200円　小学生料金：150円

■割引料金対象者
中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、未就学児無料

❶ 中部線

1日	2日	4日	No.	停留所名	3日	5日	6日
行き（往路）／始点			1	天童南駅	帰り（復路）／終点		
			2	天童駅前	11:30	15:40	17:10
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源地			
			5	天童高校	⇑	⇑	⇑
			6	東久野本北			
			7	天童警察署北			
8:00	9:20	13:30	8	美術館東口	11:20	15:30	17:00
⇓	⇓	⇓	9	図書館前			
			10	福祉センター前			
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源池			
			11	久野本水源池北			
			12	久野本公園口			
			13	市営久野本住宅口	⇑	⇑	⇑
			14	東北労働金庫前			
			15	天童郵便局北			
8:10	9:30	13:40	16	天童郵便局南	11:10	15:20	16:50
⇓	⇓	⇓	17	市役所北			
			9	図書館前			
			18	泉町李田公園前			
			19	篠田病院前 ※			
			20	はな駒荘 ※			
			21	わくわくランド	⇑	⇑	⇑
			22	山交天童車庫前			
			23	吉岡病院前			
8:20	9:40	13:50	24	東北電力前	11:00	15:10	16:40
			25	天童市役所前			
			26	東本町			
⇓	⇓	⇓	2	天童駅前			
			27	本町			
			28	南部小学校北	⇑	⇑	⇑
			29	駅西公園前			
			30	天童市民病院			
8:30	9:50	14:00	29	駅西公園前	10:50	15:00	16:30
⇓	⇓	⇓	31	天童駅西郵便局前			
			32	天童駅西			
			33	市スポーツセンター			
8:40	10:00	14:10	10	福祉センター前			
行き（往路）／終点			25	天童市役所前	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り

❷ 長岡線

1日	2日	4日	No.	停留所名	3日	5日	6日
行き（往路）／始点			1	福祉センター前	帰り（復路）／終点		
			2	図書館前	12:10	15:40	16:50
			3	天童市役所前			
			4	東北電力前	⇑	⇑	⇑
8:40	10:10	14:00	5	吉岡病院前			
			6	温泉南	12:00	15:30	16:40
			7	篠田病院前 ※			
⇓	⇓	⇓	8	はな駒荘 ※			
			9	わくわくランド			
			10	桜町			
			11	上北目公民館口			
			12	ららパーク			
			13	パナソニック前			
			14	東芳賀三丁目			
			15	東芳賀			
			16	和久井公園前			
			17	長岡小学校北			
8:50	10:20	14:10	18	長岡小学校南			
			19	中里グリーンベルト北			
			20	中里グリーンベルト南			
			21	創学館高校前			
			22	中里			
			23	長岡南町			
			24	長岡中町			
			25	東長岡			
			26	長岡北			
			27	県総合運動公園前	⇑	⇑	⇑
			28	芳賀諏訪神社前			
			29	陸橋南			
⇓	⇓	⇓	30	天童南駅	11:50	15:20	16:30
			31	イオンモール天童口			
			32	南小畑公民館南			
			33	南小畑東公園口			
			34	天童市民病院			
			35	駅西公園前			
			36	天童駅西郵便局前			
			37	市スポーツセンター			
			38	天童駅前	⇑	⇑	⇑
			39	東本町			
			1	福祉センター前			
9:00	10:30	14:20	2	図書館前	11:40	15:10	16:20
			3	天童市役所前			
⇓	⇓	⇓	4	東北電力前			
			5	吉岡病院前			
			6	温泉南			
			7	篠田病院前 ※			
9:10	10:40	14:30	8	はな駒荘 ※			
行き（往路）／終点			9	わくわくランド	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り

❸ 荒谷・千布線

1日	2日	4日	No.	停留所名	3日	5日	6日
行き（往路）／始点			1	天童市役所前	帰り（復路）／終点		
			2	東北電力前	12:10	14:50	16:20
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※	⇑	⇑	⇑
			6	はな駒荘 ※			
8:40	10:10	12:50	7	わくわくランド	12:00	14:40	16:10
			8	桜町			
			9	上北目公民館口			
			10	県総合運動公園北口			
			11	原町西			
			12	八幡神社前			
			13	奈良沢口			
			14	こぐらく園前			
			15	奈良沢南			
			16	石倉北			
			17	石倉公民館前			
			18	荻野戸入口			
			19	上荻野戸下公民館前	⇑	⇑	⇑
			20	上荻野戸公民館前			
			21	上荻野戸			
8:50	10:20	13:00	22	荒谷東	11:50	14:30	16:00
			23	上荒谷公民館前			
			24	上荒谷			
			25	八千代台さくら公園			
⇓	⇓	⇓	26	八千代台いちょう公園			
			27	八千代台団地			
			28	荒谷小学校前			
			29	荒谷四辻西			
			30	荒谷			
			31	あこがれ前			
			32	あこがれ口			
			33	荻の戸四辻			
			34	片羽			
			35	出田原			
			13	奈良沢口	⇑	⇑	⇑
			12	八幡神社前			
			11	原町西			
9:00	10:30	13:10	10	県総合運動公園北口	11:40	14:20	15:50
			36	ららパーク			
⇓	⇓	⇓	37	パナソニック前			
			38	升賀			
			39	北目口			
			40	一日町			
			41	五日町			
			42	寒河江街道			
			43	青年の家前			
			44	南部小学校北			
			45	駅西公園前			
			46	天童市民病院			
			45	駅西公園前	⇑	⇑	⇑
			47	天童駅西郵便局前			
			48	市スポーツセンター			
9:10	10:40	13:20	49	天童駅前	11:30	14:10	15:40
			50	本町公民館前			
⇓	⇓	⇓	51	福祉センター前			
			1	天童市役所前			
			2	東北電力前			
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※			
9:20	10:50	13:30	6	はな駒荘 ※			
行き（往路）／終点			7	わくわくランド	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替／通過順は、6便中3便は逆回り

お住まいの住所

南部　北目一丁目～四丁目、一日町一丁目～四丁目、三日町一丁目～二丁目、仲町一丁目、五日町一丁目～二丁目、田鶴町一丁目～四丁目、南町一丁目～三丁目、駅西一丁目～五丁目、南小畑一丁目～六丁目、芳賀タウン北一丁目～六丁目
中部　本町一丁目～二丁目、小路一丁目～二丁目、東本町一丁目～二丁目、老野森一丁目～三丁目、久野本一丁目～五丁目、東久野本一丁目～三丁目、泉町一丁目～二丁目、糠塚一丁目～三丁目、天童中一丁目～三丁目、桜町
津山　鎌田一丁目～二丁目、鎌田本町一丁目～三丁目、鶴ノ町一丁目～二丁目、東本町三丁目
高擶　芳賀タウン南一丁目～六丁目
長岡　中里一丁目～七丁目、東長岡一丁目～四丁目、長岡北一丁目～四丁目、東芳賀一丁目～三丁目、清池東一丁目～二丁目、石鳥居、石鳥居一丁目～二丁目
千布　大字奈良沢、大字原町、大字上荻野戸、大字下荻野戸、大字千布
荒谷　大字荒谷

※ 天童市外の方も利用できます。

問合せ 予約　☎652-0755　天童市乗合タクシー総合センター
受付時間／9:00～18:00（土曜日は休所日）
FAX 652-0756　Eメール domosu@amail.plala.or.jp

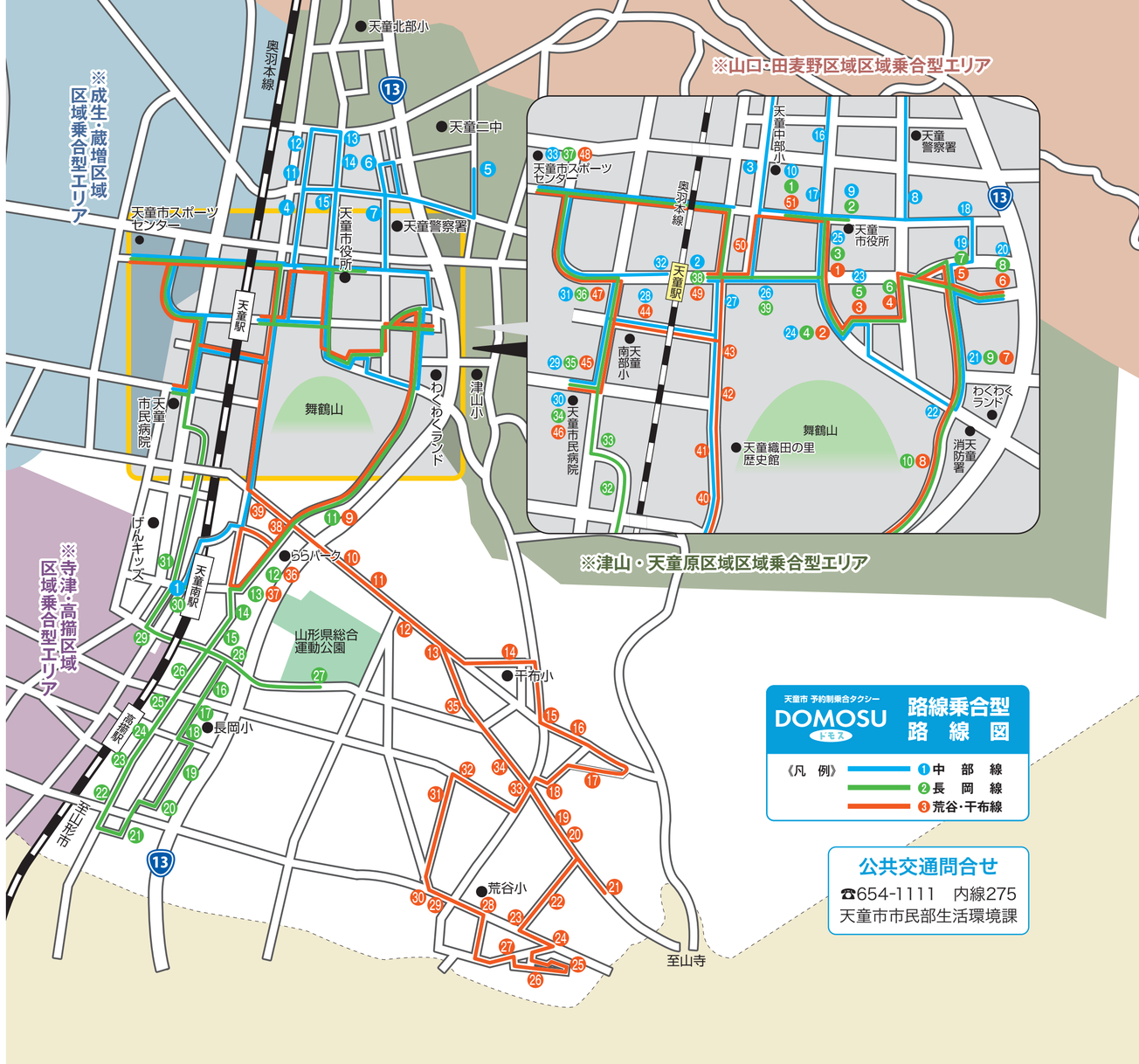

天童市 予約制乗合タクシー DOMOSU（ドモス）

路線乗合型 路線図

《凡例》
❶ 中部線
❷ 長岡線
❸ 荒谷・千布線

公共交通問合せ

☎654-1111　内線275
天童市市民部生活環境課

人口集中地区及び交通不便地域

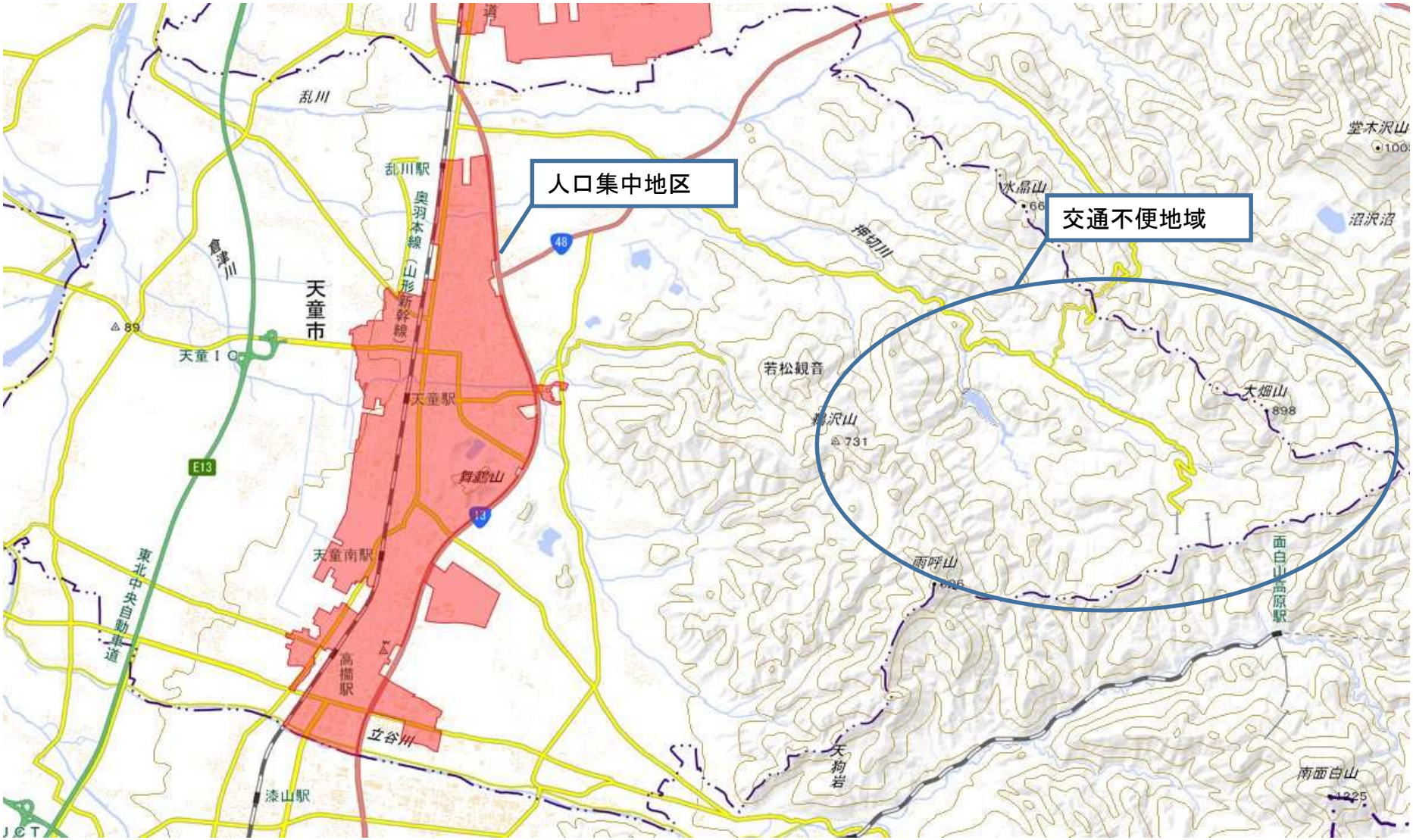

国土地理院地図を加工して作成

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　東根市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）
・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（東根市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（東根市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）: 県外 60,000 人、県内 70,000 人
・東根市目標値（目標年度:R7）
県外 2,700 人、県内 100 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・東根市の目標値（目標年度:R7）
1.1 回／人（直近年度の実績 28,659 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績103万円）

・東根市目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：19,460千円（直近年度の実績21,458千円）
デマンド交通：420千円（直近年度の実績677千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名(国庫補助対象路線)	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	9,793人以上（直近年度の実績9,696人）	12.8%以上（直近年度の実績12.7%）	5,217千円（直近年度の実績5,270千円）
休石線	1,901人以上（直近年度の実績1,882人）	4.7%以上（直近年度の実績4.6%）	4,752千円（直近年度の実績4,800千円）
休石線（公立病院経由）	3,949人以上（直近年度の実績3,910人）	9.1%以上（直近年度の実績9.0%）	3,521千円（直近年度の実績3,557千円）
北部循環線	2,227人以上（直近年度の実績2,205人）	10.9%以上（直近年度の実績10.8%）	2,500千円（直近年度の実績2,525千円）
河北線	9,868人以上（直近年度の実績9,770人）	23.0%以上（直近年度の実績22.8%）	2,976千円（直近年度の実績3,006千円）
荷口神町東根線	396人以上（直近年度の実績392人）	2.7%以上（直近年度の実績2.6%）	1,361千円（直近年度の実績1,375千円）
中央循環東根線	295人以上（直近年度の実績292人）	3.4%以上（直近年度の実績3.3%）	916千円（直近年度の実績925千円）
デマンド型乗合タクシー	517人以上（直近年度の実績512人）	21.6%以上（直近年度の実績21.4%）	670千円（直近年度の実績677千円）
公立病院（大石田）尾花沢線	14,968人以上（直近年度の実績14,968人）	30.6%以上（直近年度の実績34.0%）	449千円（直近年度の実績4008千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別　紙

東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（21,603 千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ＜令和 5 年度＞ ・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について 〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山） ＜令和 4 年度＞ ・開催なし ＜令和 5 年度＞

別　紙

・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

○ 東根市地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和４年５月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）
・令和４年６月：西川町乗合タクシー「月山ライナー」の運行について（書面協議）
・令和４年11月：東根市市民バス「河北線」の冬季間における一部変更について（書面協議）
・令和４年12月：令和５年度市民バス運行計画（案）について
・令和５年１月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等
＜令和４年度＞
・令和４年11月16日：市民バス検討部会
令和５年度市民バス運行計画（案）について
・令和４年12月16日：バスシステム市民会議
令和５年度市民バス運行計画（案）について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

（２）交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　東根市中央一丁目１番１号
（所　属）　市民生活部生活環境課
（氏　名）　松　山　　朋　美
（電　話）　0237-42-1111（内線 2172）
（e-mail）　seikatsu@city.higashine.yamagata.jp
【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）東根市中央１丁目１番１号
（所　属）東根市経済部商工観光課
（氏　名）髙畠　美優
（電　話）0237-42-1111 内線 3119
（e-mail）kankou@city.higashine.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1)　向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2)　向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3)　休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5)　北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6)　河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7)　荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	144日	144回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8)　中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	239日	1195回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
東根市	東根交通 神町タクシー	(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	145日	145回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	240日	1200回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
東根市	東根交通 神町タクシー	(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	193日	386回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1)　向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	242日	242回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2)　向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3)　休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	242日	484回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	242日	242回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5)　北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	242日	484回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6)　河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	242日	242回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7)　荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	143日	143回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8)　中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(9) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	238日	1190回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
東根市	東根交通 神町タクシー	(10) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

++

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東根市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	31,382
交通不便地域等	3,985

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,659	旧東郷村	山村振興法第7条第1項
1,326	旧高崎村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

市民バス運行経路図

凡　例

- 休石線　（公立病院経由）
- 北部循環線
- 向原神町東根線
- 向原神町東根線　（長瀞・公立病院経由）
- 河北線
- 荷口神町東根線
- 中央循環東根線
- バス停

長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
長瀞南四辻
長瀞川原
第二白水荘
出張
東公民館
横町
蟹沢東
野田
野田中央
郡山東
藤助新田中
藤助新田東
三ツ屋
羽入
大富公民館
荷口北
荷口
宿
柏原
神町西一丁目
神町西二丁目
神町西三丁目
神町西四丁目
神町西五丁目
神町中央
神町小学校
神町北
神町駅前
大森小学校
消防署
一本木中央
若木神社前
市営住宅口
北門口
板垣中通り
中島新田
一本松
営団公民館
営団中通り
営団南通り
東若木
八幡町
川向
上野川
野川西
野川
大門口
高崎駐在所西
西道東
西道水車前
沢渡口
市民体育館
原方街道
原方公民館
小林一丁目
県営住宅前
東根市役所
まなびあテラス
さくらんぼ東根駅
四ツ家一丁目
平林郵便局
四ツ家下
五間通り東
六田
東根公民館
本町通り
三日町
東根郵便局
宮崎角
東根駅前角
さくらんぼ東根温泉口
さくらんぼ東根温泉
公立病院
堂ノ前公園
日本一の大ケヤキ
薬師
東の杜
一日町郵便局
六日町公民館
向原
追分
原宿
高野
西原
休石
休石長坂口

河北町へ

市民バス運行経路図（河北町内）

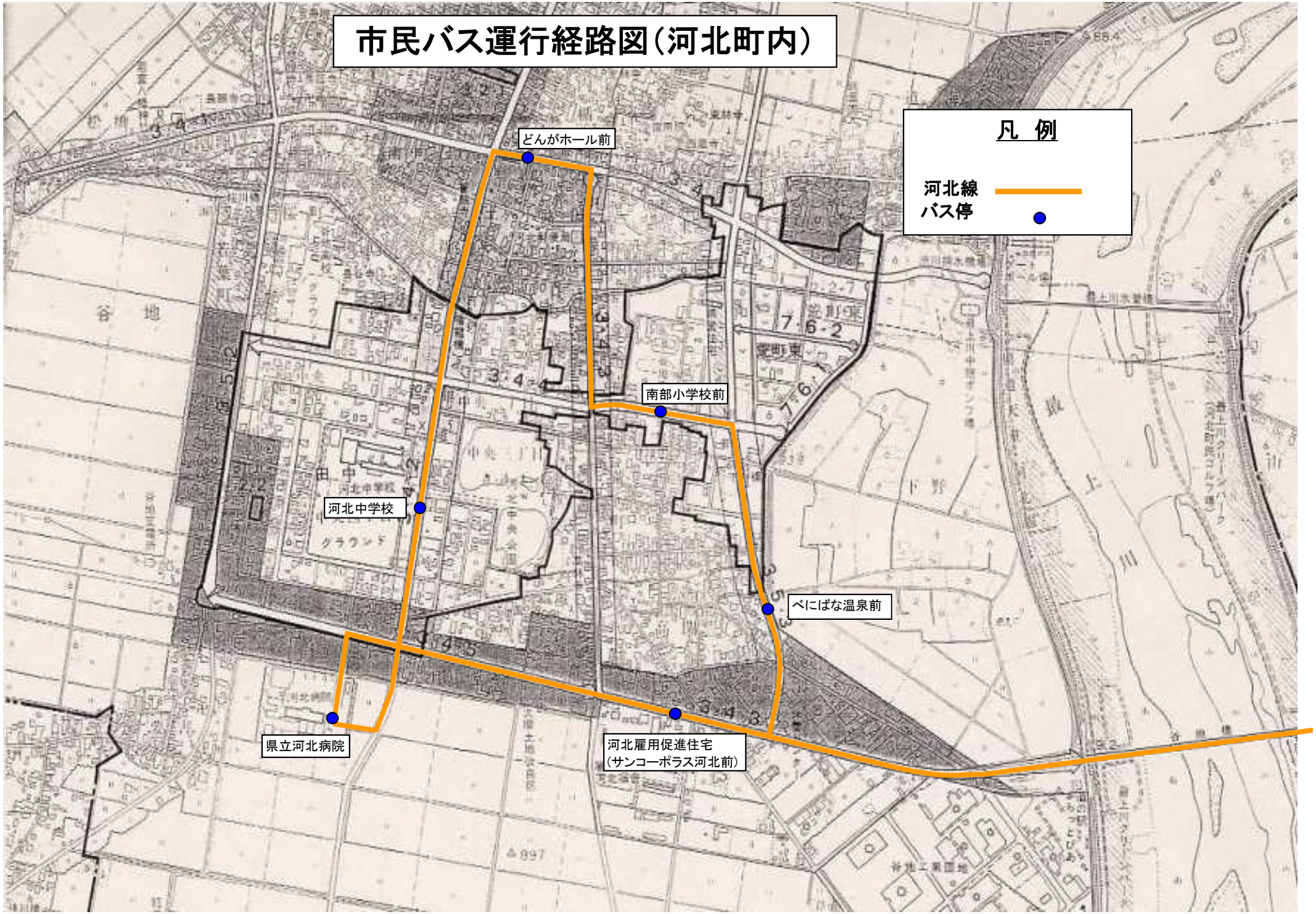

東根市市民バス時刻表

令和５年４月から

休　石　線

さくらんぼ東根駅行			休石長坂口行		
休石長坂口	6:17	7:21	**さくらんぼ東根駅**	14:30	18:30
休石	6:17	7:21	一本木中央	14:31	18:31
西原	6:18	7:22	まなびあテラス	14:33	18:32
高野	6:19	7:23	**東根市役所**	14:34	18:33
原宿	6:19	7:24	県営住宅前	14:35	18:34
追分	6:20	7:25	五間通り東	14:36	18:35
新田	6:21	7:26	東根公民館	14:37	18:36
向原	6:26	7:31	一日町郵便局	14:38	18:37
八幡町	6:28	7:33	六日町公民館	14:39	18:38
川向	6:29	7:34	原方公民館	14:40	18:39
上野川	6:30	7:35	原方街道	14:41	18:40
高崎駐在所西	6:32	7:37	西道水車前	14:43	18:42
大門口	6:33	7:38	沢渡口	14:44	18:43
野川	6:35	7:40	西道東	14:45	18:44
野川西	6:36	7:41	野川西	14:46	18:45
西道東	6:37	7:42	野川	14:47	18:46
沢渡口	6:38	7:43	大門口	14:49	18:48
西道水車前	6:39	7:44	高崎駐在所西	14:50	18:49
原方街道	6:41	7:46	上野川	14:52	18:51
原方公民館	6:42	7:47	川向	14:53	18:52
六日町公民館	6:43	7:48	八幡町	14:54	18:53
一日町郵便局	6:44	7:49	**向原**	14:56	18:55
東根公民館	6:45	7:50	新田	14:58	18:57
五間通り東	6:46	7:51	追分	14:59	18:58
県営住宅前	6:47	7:52	原宿	15:00	18:59
東根市役所	6:48	7:53	高野	15:00	18:59
まなびあテラス	6:49	7:54	西原	15:01	19:00
一本木中央	6:50	7:55	休石	15:02	19:01
さくらんぼ東根駅	6:51	7:56	**休石長坂口**	15:03	19:02

[乗車料金]

乗車区間に関わらず、一律料金です。小学校入学前の方は**無料**です。

●大人　**200**円　　●小・中学生、高校生　**100**円

●次の条件に該当する方は、乗車料金が**半額**になります。

各種手帳等や年齢の分かるものを運転手にご提示ください。

身体障害者、知的障害者、精神障害者、

車イス使用者（付添人を含みます。）、満70歳以上の方

[回数券]

●**100円券が11枚綴りで1,000円**です。

●回数券の販売は、次の場所でおこなっております。

市民バス車内、観光物産協会（さくらんぼタント館１階）、

東根市役所生活環境課

[運休日]

土曜日、日曜日、祝日、12月31日～１月３日

[ご利用についてのご協力とお願い]

時刻表の時刻は、予定時刻です。

道路状況や天候等により遅れる場合がありますので ご了承ください。

[お問い合わせ]

東根市生活環境課市民生活係　0237-42-1111　内線2171、2172

山交バス株式会社寒河江営業所　0237-86-2181

[フリー乗降]

市民バスでは、停留所以外でも自由に乗降できる「フリー乗降」を一部の路線で実施しています。（時刻表の着色された部分　です。）

●実施区間　　北部循環線・休石線・荷口神町東根線の一部

●利用方法

〈乗 る と き〉バス路線上にて、手を挙げてお知らせください。

〈降りるとき〉事前に運転手へお伝えください。

[バスロケーションシステム]

下記の路線は、インターネット上で、バスの現在地や接近情報を確認できます。

○向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）　7：11 発

○河北線　7：04 発　　ＱＲコードはこちらから→

休石線（公立病院経由）

さくらんぼ東根駅行		休石長坂口行	
休石長坂口	8:57	**さくらんぼ東根駅**	11:45
休石	8:57	一本木中央	11:46
西原	8:58	まなびあテラス	11:48
高野	8:59	**東根市役所**	11:49
原宿	8:59	県営住宅前	11:50
追分	9:00	五間通り東	11:51
新田	9:01	東根公民館	11:52
向原	9:06	日本一の大ケヤキ	11:53
八幡町	9:08	堂ノ前公園	11:54
川向	9:09	さくらんぼ東根温泉	11:56
上野川	9:10	**公立病院**	11:58
高崎駐在所西	9:12	さくらんぼ東根温泉口	12:00
大門口	9:13	東根駅前角	12:01
野川	9:15	宮崎角	12:02
野川西	9:16	東根郵便局	12:03
西道東	9:17	三日町	12:04
沢渡口	9:18	本町通り	12:05
西道水車前	9:19	一日町郵便局	12:06
原方街道	9:21	東の杜	12:07
原方公民館	9:22	薬師	12:09
六日町公民館	9:23	東の杜	12:11
東の杜	9:24	六日町公民館	12:12
薬師	9:26	原方公民館	12:13
東の杜	9:28	原方街道	12:14
一日町郵便局	9:29	西道水車前	12:16
本町通り	9:30	沢渡口	12:17
三日町	9:31	西道東	12:18
東根郵便局	9:32	野川西	12:19
宮崎角	9:33	野川	12:20
東根駅前角	9:34	大門口	12:21
さくらんぼ東根温泉口	9:35	高崎駐在所西	12:22
公立病院	9:37	上野川	12:24
さくらんぼ東根温泉	9:39	川向	12:25
堂ノ前公園	9:41	八幡町	12:26
日本一の大ケヤキ	9:42	**向原**	12:28
東根公民館	9:43	新田	12:30
五間通り東	9:44	追分	12:31
県営住宅前	9:45	原宿	12:32
東根市役所	9:46	高野	12:32
まなびあテラス	9:47	西原	12:33
一本木中央	9:48	休石	12:34
さくらんぼ東根駅	9:49	**休石長坂口**	12:35

北部循環線

東回り		西回り	
さくらんぼ東根駅	11:30	**さくらんぼ東根駅**	9:20
一本木中央	11:31	一本木中央	9:21
まなびあテラス	11:32	まなびあテラス	9:22
東根市役所	11:32	**東根市役所**	9:22
県営住宅前	11:33	平林郵便局	9:24
五間通り東	11:34	四ツ家下	9:25
東根公民館	11:35	蟹沢東	9:26
本町通り	11:36	東公民館	9:27
三日町	11:37	横町	9:29
東根郵便局	11:38	出張	9:30
宮崎角	11:39	第二白水荘	9:32
東根駅前角	11:40	長瀞川原	9:33
さくらんぼ東根温泉口	11:41	長瀞南四辻	9:34
さくらんぼ東根温泉	11:43	長瀞公民館東口	9:35
公立病院	11:45	長瀞東ノ宿	9:36
長瀞東ノ宿	11:50	**公立病院**	9:42
長瀞公民館東口	11:51	さくらんぼ東根温泉	9:44
長瀞南四辻	11:52	さくらんぼ東根温泉口	9:46
長瀞川原	11:53	東根駅前角	9:47
第二白水荘	11:55	宮崎角	9:48
出張	11:56	東根郵便局	9:49
横町	11:57	三日町	9:50
東公民館	11:59	本町通り	9:51
蟹沢東	12:00	東根公民館	9:52
四ツ家下	12:01	五間通り東	9:53
平林郵便局	12:03	県営住宅前	9:54
東根市役所	12:05	**東根市役所**	9:55
まなびあテラス	12:05	まなびあテラス	9:55
一本木中央	12:06	一本木中央	9:56
さくらんぼ東根駅	12:07	**さくらんぼ東根駅**	9:57

向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）

向原	7:11
八幡町	7:13
東若木	7:14
営団南通り	7:15
営団中通り	7:16
営団公民館	7:17
一本松	7:18
中島新田	7:20
板垣中通り	7:21
北門口	7:22
市営住宅口	7:23
若木神社前	7:24
神町小学校	7:26
↓	↓
↓	↓
神町北	7:32
大森小学校	7:33
消防署	7:35
一本木中央	7:37
さくらんぼ東根駅	7:46
四ツ家一丁目	7:47
六田	7:48
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
長瀞公民館東口	7:56
公立病院	8:00
さくらんぼ東根温泉	8:02
堂ノ前公園	8:04
日本一の大ケヤキ	8:05
東根公民館	8:06
小林一丁目	8:07
↓	↓
↓	↓
まなびあテラス	8:10
一本木中央	8:11
さくらんぼ東根駅	8:12

向原神町東根線（公立病院経由）

向原	13:00	**さくらんぼ東根駅**	15:00
八幡町	13:02	一本木中央	15:01
東若木	13:03	まなびあテラス	15:03
営団南通り	13:04	東根市役所	15:04
営団中通り	13:05	県営住宅前	15:05
営団公民館	13:06	五間通り東	15:06
一本松	13:07	東根公民館	15:07
中島新田	13:08	日本一の大ケヤキ	15:08
板垣中通り	13:09	堂ノ前公園	15:09
北門口	13:10	さくらんぼ東根温泉	15:11
市営住宅口	13:11	**公立病院**	15:13
若木神社前	13:12	さくらんぼ東根温泉口	15:15
神町小学校	↓	東根駅前角	15:16
神町中央	13:13	宮崎角	15:17
神町駅前	13:14	東根郵便局	15:18
神町北	13:15	三日町	15:19
大森小学校	13:16	本町通り	15:20
消防署	13:17	東根公民館	15:21
一本木中央	13:19	五間通り東	15:22
さくらんぼ東根駅	13:22	県営住宅前	15:23
一本木中央	13:24	**東根市役所**	15:25
まなびあテラス	13:25	まなびあテラス	15:26
東根市役所	13:26	一本木中央	15:27
県営住宅前	13:27	**さくらんぼ東根駅**	15:31
五間通り東	13:28	一本木中央	15:33
東根公民館	13:29	消防署	15:35
本町通り	13:30	大森小学校	15:36
三日町	13:31	神町北	15:37
東根郵便局	13:32	神町駅前	15:38
宮崎角	13:33	神町中央	15:40
東根駅前角	13:34	神町小学校	15:44
さくらんぼ東根温泉口	13:35	若木神社前	15:46
公立病院	13:37	市営住宅口	15:47
さくらんぼ東根温泉	13:39	北門口	15:48
堂ノ前公園	13:41	板垣中通り	15:49
日本一の大ケヤキ	13:42	中島新田	15:50
東根公民館	13:43	一本松	15:51
五間通り東	13:44	営団公民館	15:52
県営住宅前	13:45	営団中通り	15:53
東根市役所	13:46	営団南通り	15:54
まなびあテラス	13:47	東若木	15:55
一本木中央	13:48	八幡町	15:56
さくらんぼ東根駅	13:49	**向原**	15:58

中央循環東根線　※火・金曜日のみ運行

さくらんぼ東根駅	10:07	**さくらんぼ東根駅**	13:20
一本木中央	10:08	一本木中央	13:21
市民体育館	10:13	まなびあテラス	13:22
四ツ家一丁目	10:21	**東根市役所**	13:23
六田	10:22	小林一丁目	13:24
東根駅前角	10:23	東根公民館	13:25
さくらんぼ東根温泉口	10:25	日本一の大ケヤキ	13:26
公立病院	10:27	堂ノ前公園	13:27
さくらんぼ東根温泉	10:29	さくらんぼ東根温泉	13:29
堂ノ前公園	10:31	**公立病院**	13:31
日本一の大ケヤキ	10:32	さくらんぼ東根温泉口	13:33
東根公民館	10:33	東根駅前角	13:35
小林一丁目	10:34	六田	13:36
東根市役所	10:35	四ツ家一丁目	13:37
まなびあテラス	10:36	市民体育館	13:45
一本木中央	10:38	一本木中央	13:51
さくらんぼ東根駅	10:40	**さくらんぼ東根駅**	13:53

荷口神町東根線　※月・水・木曜日のみ運行

公立病院行		荷口行	
荷口	10:07	**公立病院**	13:20
荷口北	10:08	さくらんぼ東根温泉	13:22
大富公民館	10:09	堂ノ前公園	13:24
宿	10:10	日本一の大ケヤキ	13:25
柏原	10:11	一日町郵便局	13:26
神町西五丁目	10:14	東の杜	13:27
神町西四丁目	10:15	薬師	13:29
神町西三丁目	10:16	東の杜	13:31
神町西二丁目	10:17	一日町郵便局	13:32
神町西一丁目	10:18	東根公民館	13:33
さくらんぼ東根駅	10:27	五間通り東	13:34
一本木中央	10:28	県営住宅前	13:35
まなびあテラス	10:29	**東根市役所**	13:36
東根市役所	10:30	まなびあテラス	13:37
県営住宅前	10:31	一本木中央	13:38
五間通り東	10:32	**さくらんぼ東根駅**	13:43
東根公民館	10:33	神町西一丁目	13:48
一日町郵便局	10:34	神町西二丁目	13:49
東の杜	10:35	神町西三丁目	13:50
薬師	10:37	神町西四丁目	13:51
東の杜	10:39	神町西五丁目	13:52
一日町郵便局	10:40	柏原	13:55
日本一の大ケヤキ	10:41	宿	13:56
堂ノ前公園	10:42	大富公民館	13:57
さくらんぼ東根温泉	10:44	荷口北	13:58
公立病院	10:46	**荷口**	13:59

河　北　線

さくらんぼ東根駅	7:04	16:40
野田中央	7:11	16:44
野田	7:12	16:45
三ツ屋	7:14	16:47
羽入	7:16	16:49
藤助新田東	7:18	16:51
藤助新田中	7:19	16:52
サンコーポラス河北前	7:25	16:58
県立河北病院	7:28	17:01
河北中学校	7:31	17:02
どんがホール前	7:33	17:04
南部小学校前	7:35	17:06
べにばな温泉前	7:36	17:07
藤助新田中	7:43	17:14
藤助新田東	7:44	17:15
羽入	7:46	17:17
三ツ屋	7:47	17:19
野田	7:49	17:21
野田中央	7:50	17:22
郡山東	7:52	↓
まなびあテラス	8:01	↓
一本木中央	8:03	↓
さくらんぼ東根駅	8:04	17:28

河北町路線バス　東根線

停留所名	平日 ①	平日 ②	平日 ③	平日 ④	平日 ⑤	平日 ⑥	土日・祝日 ①	土日・祝日 ②	土日・祝日 ③
谷地（役場）	5:57	9:02	12:54	14:51	17:47	19:06	7:06	12:59	17:47
どんがホール前	5:58	9:03	12:55	14:52	17:48	19:07	7:07	13:00	17:48
南部小学校前	6:01	9:06	12:58	14:55	17:51	19:10	7:10	13:03	17:51
ひな産直センター前	↓	9:07	12:59	14:56	↓	↓	↓	13:04	↓
べに花温泉	6:03	9:08	13:00	14:57	17:53	19:12	7:12	13:05	17:53
河北病院	↓	9:13	13:05	15:02	17:58	↓	7:17	13:10	17:58
ぶらっとぴあ（道の駅）	↓	9:17	13:09	15:06	18:02	19:17	7:21	13:14	18:02
山王	↓	9:19	13:11	15:08	18:04	19:19	7:23	13:16	18:04
藤助新田中	↓	9:21	13:13	15:10	18:06	19:21	7:25	13:18	18:06
藤助新田東	↓	9:22	13:14	15:11	18:07	19:22	7:26	13:19	18:07
羽入	↓	9:25	13:17	15:14	18:10	19:25	7:29	13:22	18:10
三ツ屋	↓	9:27	13:19	15:16	18:12	19:27	7:31	13:24	18:12
野田	↓	9:28	13:20	15:17	18:13	19:28	7:32	13:25	18:13
野田中央	↓	9:29	13:21	15:18	18:14	19:29	7:33	13:26	18:14
さくらんぼ東根駅	着 6:20 発 6:30	着 9:35 発 9:40	着 13:27 発 13:32	着 15:24 発 15:29	着 18:20 発 18:25	着 19:35 発 19:40	着 7:39 発 7:49	着 13:32 発 13:37	着 18:20 発 18:25
一本木中央	6:32	9:42	13:34	15:31	18:27	19:42	7:51	13:39	18:27
まなびあテラス	6:33	9:43	13:35	15:32	18:28	19:43	7:52	13:40	18:28
野田中央	6:41	9:51	13:43	15:40	18:36	19:51	8:00	13:48	18:36
野田	6:42	9:52	13:44	15:41	18:37	19:52	8:01	13:49	18:37
三ツ屋	6:43	9:53	13:45	15:42	18:38	19:53	8:02	13:50	18:38
羽入	6:45	9:55	13:47	15:44	18:40	19:55	8:04	13:52	18:40
藤助新田東	6:48	9:58	13:50	15:47	18:43	19:58	8:07	13:55	18:43
藤助新田中	6:49	9:59	13:51	15:48	18:44	19:59	8:08	13:56	18:44
山王	6:51	10:01	13:53	15:50	18:46	20:01	8:10	13:58	18:46
ぶらっとぴあ（道の駅）	↓	10:03	13:55	15:52	18:48	20:03	8:12	14:00	18:48
サンコーポラス河北前	6:54	10:05	13:57	15:54	18:50	20:05	8:14	14:02	18:50
河北病院	6:57	10:08	14:00	15:57	18:53	↓	8:17	14:05	18:53
河北中学校前	7:00	10:11	14:03	16:00	18:56	20:08	8:20	14:08	18:56
谷地（役場）	7:03	10:14	14:06	16:03	18:59	20:11	8:23	14:11	18:59

東根市市民バス　運行経路図

【路線名】

- 休石線（公立病院経由も含む）
- 北部循環線
- 河北線
- 向原神町東根線（公立病院経由）
- 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）
- 荷口神町東根線
- 河北町路線バス　東根線
- 中央循環東根線

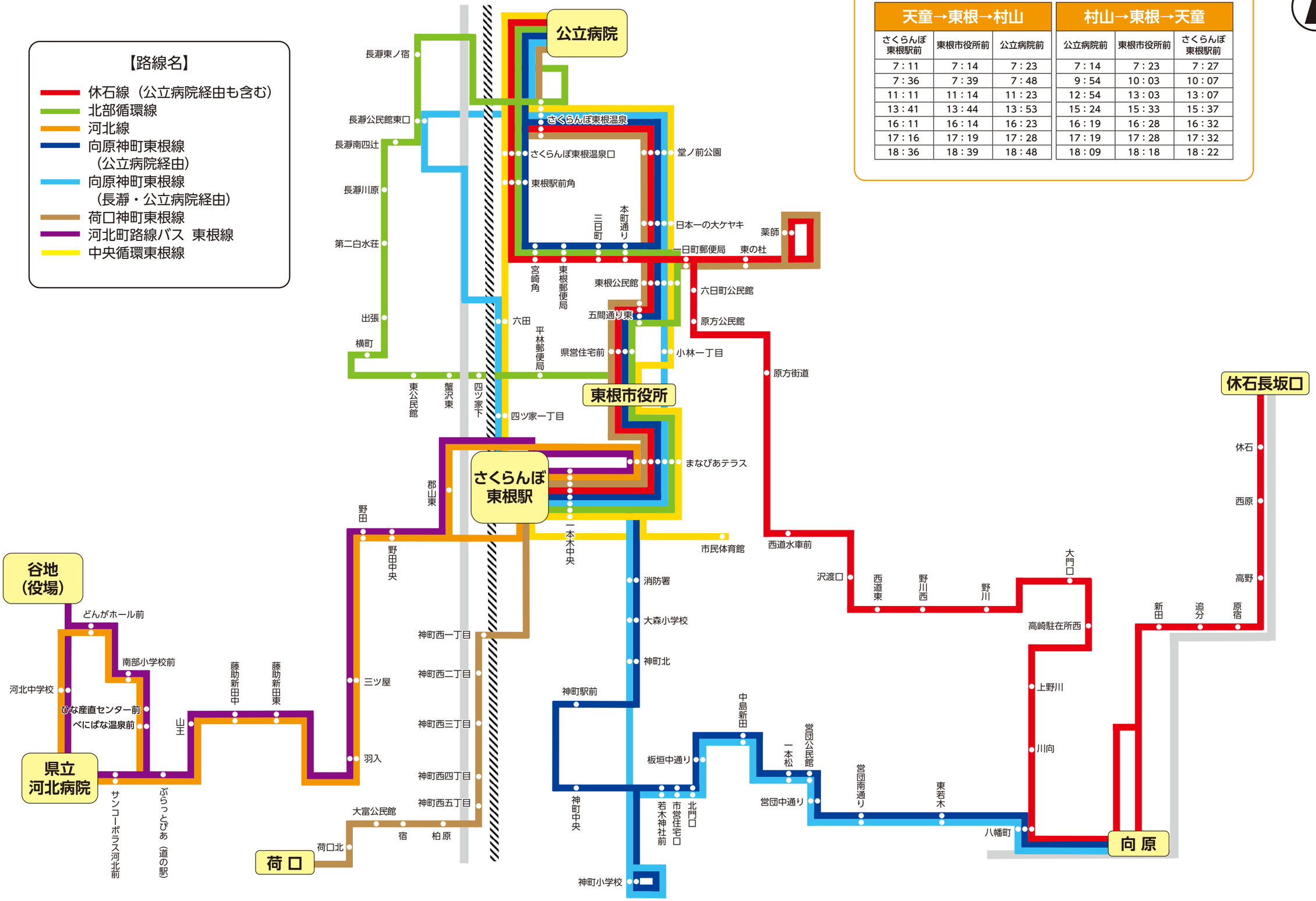

山交バス時刻表（平日）

天童→東根→村山			村山→東根→天童		
さくらんぼ東根駅前	東根市役所前	公立病院前	公立病院前	東根市役所前	さくらんぼ東根駅前
7：11	7：14	7：23	7：14	7：23	7：27
7：36	7：39	7：48	9：54	10：03	10：07
11：11	11：14	11：23	12：54	13：03	13：07
13：41	13：44	13：53	15：24	15：33	15：37
16：11	16：14	16：23	16：19	16：28	16：32
17：16	17：19	17：28	17：19	17：28	17：32
18：36	18：39	18：48	18：09	18：18	18：22

N

東根市デマンド型乗合タクシー「タントのりあい号」 共通乗降場所一覧表

東根市内医療機関一覧

指定No.	病　院　名　・医　院　名	乗降場所
101	北村山公立病院	施設出入口
102	山形ロイヤル病院	〃
103	安達クリニック	〃
104	井川整形外科クリニック	〃
105	いとう内科クリニック	〃
106	宇賀神内科クリニック	〃
107	江口こども医院	〃
108	大沼医院	〃
109	金村医院	〃
110	菅クリニック	〃
111	北村山在宅診療所	〃
112	けんじ脳神経クリニック	〃
113	後藤眼科医院	〃
114	さくらんぼクリニック	〃
115	柴田内科循環器科クリニック	〃
116	神町整形リウマチクリニック	〃
117	すずきこどもクリニック	〃
118	つばさ皮膚科	〃
119	ひがしね耳鼻咽喉科	〃
120	PFC　JAPAN　CLINIC（旧東根クリニック）	〃
121	ひかり皮膚科	〃
122	ひろせこころのクリニック	〃
123	藤田医院	〃
124	保坂クリニック	〃
125	三浦医院	〃
126	宮崎外科胃腸科クリニック	〃
127	山本内科医院	〃
128	渡辺医院	〃

東根市内歯科医院一覧

指定No.	歯　科　医　院　名	乗降場所
201	あべ歯科医院	施設出入口
202	あんじょう歯科医院	〃
203	えだまつ歯科口腔外科クリニック	〃
204	えちごやタウン歯科	〃
205	江場歯科医院	〃
206	海老名歯科医院	〃
207	おおつか歯科	〃
208	奥山歯科医院	〃
209	加藤歯科医院	〃
210	菅デンタルクリニック	〃
211	岸歯科医院	〃
212	けやき歯科クリニック	〃
213	佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス	〃
214	須藤歯科医院	〃
215	歯科田原医院	〃
216	とよたか歯科	〃
217	にとうべ歯科医院	〃
218	みのる歯科医院	〃
219	森歯科クリニック	〃

金融機関等一覧

指定No.	金融機関・郵便局・農協名	乗降場所
301	北郡信用組合　神町支店	施設出入口
302	北郡信用組合　東根支店	〃
303	きらやか銀行　さくらんぼ東根支店	〃
304	荘内銀行　東根支店	〃
305	新庄信用金庫　東根出張所	〃
306	山形銀行　東根支店	〃
307	羽前高崎郵便局	〃
308	大富郵便局	〃
309	小田島郵便局	〃
310	さくらんぼ東根温泉簡易郵便局	〃
311	神町郵便局	〃
312	東郷郵便局	〃
313	長瀞郵便局	〃
314	東根一日町郵便局	〃
315	東根郵便局	〃
316	平林簡易郵便局	〃
317	JAさくらんぼひがしね　市役所出張所	〃
318	〃　西部支店	〃
319	〃　東部支店	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
401	大富公民館	施設出入口
402	小田島公民館	〃
403	さくらんぼタントクルセンター	〃
404	さくらんぼ東根駅	〃
405	神町駅	〃
406	神町公民館	〃
407	高崎公民館	〃
408	東郷公民館	〃
409	長瀞公民館	〃
410	ひがしねあそびあランド	〃
411	東根駅	〃
412	東根公民館	〃
413	東根市屋内多目的コート	〃
414	まなびあテラス	〃
415	東根市消防署	〃
416	東根市西部防災センター	〃
417	東根市中央運動公園	〃
418	東根市民体育館	〃
419	東根市役所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
420	東の杜	施設出入口
421	村山警察署神町交番	〃
422	村山警察署東根交番	〃
423	山形空港	〃
424	陸上自衛隊神町駐屯地（西側入口）	〃
425	陸上自衛隊神町駐屯地（東側入口）	〃

大型スーパー店等乗降施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
501	イオン東根店	タクシー乗り場
502	ヨークベニマル東根店	〃
503	ヤマザワ神町店	バス停（神町北）
504	ヨークベニマル神町店	バス停（神町西五丁目）
505	さくらんぼ東根温泉（東方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉）
506	さくらんぼ東根温泉（西方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉口）

介護保険事業所一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
601	居宅介護支援事業所まごころ	施設出入口
602	グループホームとうごう	〃
603	ケアセンターとこしえさくらんぼ東根駅前	〃
604	ケアプランセンターりんく	〃
605	こもれびふれ愛ホーム	〃
606	宅老所じんまち	〃
607	月あかり　神町	〃
608	デイサービスまごころ	〃
609	特養おおとみ	〃
610	特養おさなぎ	〃
611	特養白水荘	〃
612	特養ソーレ東根	〃
613	特養第二白水荘	〃
614	ナーシングホームさくらんぼ	〃
615	にこにこファミリア温泉町	〃
616	ニチイケアセンター神町	〃
617	はなまるはあと	〃
618	ほっとデイサービスセンター水晶館	〃
619	本丸ホーム	〃
620	まごころ	〃
621	ゆいケア	〃
622	らふらんす東根	〃

デマンド型乗合タクシー運行について

≪泉郷エリア≫

1. 改正日　令和5年4月1日（土）

2. 運行日　**毎週火・金曜日**

（祝日、12月31日～1月3日は運休日）

3. 運行時間（便数）

行き　（中央方面）／9:30

帰り　（泉郷方面）／12:00・14:00　1日3便

4. 利用料金　一般料金：500円（未就学児無料）

割引料金：300円

（小中学生・高校生・障害者手帳のお持ちの方・70歳以上の方）

5. デマンドタクシー「タントのりあい号」予約受付電話番号

☎　0237－53－8655　（㈱東根交通内）

Fax　0237－42－0239　（　〃　）

※予約受付可能時間　9時～17時（平日のみ）

※予約の受付に関する注意

・予約の受付は、前日の17時までお願いします。

・キャンセルする際は、当日の1時間前までお願いします。

6. デマンドタクシーに関するお問い合わせ

東根市役所　生活環境課内　　市民生活係

☎42-1111（内線2171）Fax43-1177

※　上記共通乗降場所一覧表に指定されていない場所については、乗降目的地最寄りの市民バス停が乗降場所となります（裏面、市民バス経路図を参照して下さい）。

※　デマンドタクシー「タントのりあい号」は、㈱東根交通・㈱神町タクシー2社が運行いたします。

市民バス運行経路図

凡　例

- 休石線　（公立病院経由）
- 北部循環線
- 向原神町東根線
- 向原神町東根線　（長瀞・公立病院経由）
- 河北線
- 荷口神町東根線
- 中央循環東根線
- バス停

長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
長瀞南四辻
長瀞川原
第二白水荘
出張
東公民館
横町
蟹沢東
野田
野田中央
郡山東
さくらんぼ東根駅
藤助新田中
三ツ屋
藤助新田東
羽入
大富公民館
荷口北
荷口
宿
柏原
神町西一丁目
神町西二丁目
神町西三丁目
神町西四丁目
神町西五丁目
四ツ家下
四ツ家一丁目
さくらんぼ東根温泉口
公立病院
さくらんぼ東根温泉
東根駅前角
宮崎角
東根郵便局
六田
平林郵便局
一本木中央
消防署
大森小学校
神町北
神町駅前
神町中央
神町小学校
若木神社前
市営住宅口
板垣中通り
北門口
三日町
本町通り
東根公民館
五間通り東
県営住宅前
東根市役所
まなびあテラス
堂ノ前公園
日本一の大ケヤキ
薬師
東の杜
一日町郵便局
六日町公民館
原方公民館
小林一丁目
原方街道
西道水車前
市民体育館
中島新田
営団公民館
一本松
営団中通り
営団南通り
東若木
西道東
沢渡口
野川西
野川
大門口
高崎駐在所西
上野川
八幡町
川向
向原
新田
追分
原宿
高野
西原
休石
休石長坂口

河北町へ

東根市デマンド型乗合タクシー「タントのりあい号」 共通乗降場所一覧表

東根市内医療機関一覧

指定No.	病　院　名　・医　院　名	乗降場所
101	北村山公立病院	施設出入口
102	山形ロイヤル病院	〃
103	安達クリニック	〃
104	井川整形外科クリニック	〃
105	いとう内科クリニック	〃
106	宇賀神内科クリニック	〃
107	江口こども医院	〃
108	大沼医院	〃
109	金村医院	〃
110	菅クリニック	〃
111	北村山在宅診療所	〃
112	けんじ脳神経クリニック	〃
113	後藤眼科医院	〃
114	さくらんぼクリニック	〃
115	柴田内科循環器科クリニック	〃
116	神町整形リウマチクリニック	〃
117	すずきこどもクリニック	〃
118	つばさ皮膚科	〃
119	ひがしね耳鼻咽喉科	〃
120	PFC　JAPAN　CLINIC（旧東根クリニック）	〃
121	ひかり皮膚科	〃
122	ひろせこころのクリニック	〃
123	藤田医院	〃
124	保坂クリニック	〃
125	三浦医院	〃
126	宮崎外科胃腸科クリニック	〃
127	山本内科医院	〃
128	渡辺医院	〃

東根市内歯科医院一覧

指定No.	歯　科　医　院　名	乗降場所
201	あべ歯科医院	施設出入口
202	あんじょう歯科医院	〃
203	えだまつ歯科口腔外科クリニック	〃
204	えちごやタウン歯科	〃
205	江場歯科医院	〃
206	海老名歯科医院	〃
207	おおつか歯科	〃
208	奥山歯科医院	〃
209	加藤歯科医院	〃
210	菅デンタルクリニック	〃
211	岸歯科医院	〃
212	けやき歯科クリニック	〃
213	佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス	〃
214	須藤歯科医院	〃
215	歯科田原医院	〃
216	とよたか歯科	〃
217	にとうべ歯科医院	〃
218	みのる歯科医院	〃
219	森歯科クリニック	〃

金融機関等一覧

指定No.	金融機関・郵便局・農協名	乗降場所
301	北郡信用組合　神町支店	施設出入口
302	北郡信用組合　東根支店	〃
303	きらやか銀行　さくらんぼ東根支店	〃
304	荘内銀行　東根支店	〃
305	新庄信用金庫　東根出張所	〃
306	山形銀行　東根支店	〃
307	羽前高崎郵便局	〃
308	大富郵便局	〃
309	小田島郵便局	〃
310	さくらんぼ東根温泉簡易郵便局	〃
311	神町郵便局	〃
312	東郷郵便局	〃
313	長瀞郵便局	〃
314	東根一日町郵便局	〃
315	東根郵便局	〃
316	平林簡易郵便局	〃
317	JAさくらんぼひがしね　市役所出張所	〃
318	〃　西部支店	〃
319	〃　東部支店	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
401	大富公民館	施設出入口
402	小田島公民館	〃
403	さくらんぼタントクルセンター	〃
404	さくらんぼ東根駅	〃
405	神町駅	〃
406	神町公民館	〃
407	高崎公民館	〃
408	東郷公民館	〃
409	長瀞公民館	〃
410	ひがしねあそびあランド	〃
411	東根駅	〃
412	東根公民館	〃
413	東根市屋内多目的コート	〃
414	まなびあテラス	〃
415	東根市消防署	〃
416	東根市西部防災センター	〃
417	東根市中央運動公園	〃
418	東根市民体育館	〃
419	東根市役所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
420	東の杜	施設出入口
421	村山警察署神町交番	〃
422	村山警察署東根交番	〃
423	山形空港	〃
424	陸上自衛隊神町駐屯地（西側入口）	〃
425	陸上自衛隊神町駐屯地（東側入口）	〃

大型スーパー店等乗降施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
501	イオン東根店	タクシー乗り場
502	ヨークベニマル東根店	〃
503	ヤマザワ神町店	バス停（神町北）
504	ヨークベニマル神町店	バス停（神町西五丁目）
505	さくらんぼ東根温泉（東方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉）
506	さくらんぼ東根温泉（西方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉口）

介護保険事業所一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
601	居宅介護支援事業所まごころ	施設出入口
602	グループホームとうごう	〃
603	ケアセンターとこしえさくらんぼ東根駅前	〃
604	ケアプランセンターりんく	〃
605	こもれびふれ愛ホーム	〃
606	宅老所じんまち	〃
607	月あかり　神町	〃
608	デイサービスまごころ	〃
609	特養おおとみ	〃
610	特養おさなぎ	〃
611	特養白水荘	〃
612	特養ソーレ東根	〃
613	特養第二白水荘	〃
614	ナーシングホームさくらんぼ	〃
615	にこにこファミリア温泉町	〃
616	ニチイケアセンター神町	〃
617	はなまるはあと	〃
618	ほっとデイサービスセンター水晶館	〃
619	本丸ホーム	〃
620	まごころ	〃
621	ゆいケア	〃
622	らふらんす東根	〃

デマンド型乗合タクシー運行について

≪沼沢・猪野沢エリア≫

1．改正日　令和5年4月1日（土）

2．運行日　**毎週月・木曜日**

（祝日、12月31日～1月3日は運休日）

3．運行時間（便数）

行き　（中央方面）／**9:15**

帰り　（沼沢・猪野沢方面）／**12:00・14:00**　1日3便

4．利用料金　一般料金：500円（未就学児無料）

割引料金：300円

（小中学生・高校生・障害者手帳のお持ちの方・70歳以上の方）

5．デマンドタクシー「タントのりあい号」予約受付電話等

☎　53－8655　（㈱東根交通内）

Fax 42－0239　（　〃　）

※予約受付可能時間　9時～17時（平日のみ）

※予約の受付に関する注意

・予約の受付は、前日の17時までお願いします。

・キャンセルする際は、当日の1時間前までお願いします。

6．デマンドタクシーに関するお問い合わせ

東根市役所　生活環境課内　☎　0237－42－1111

※　上記共通乗降場所一覧表に指定されていない場所については、乗降目的地最寄りの市民バス停が乗降場所となります（裏面、市民バス経路図を参照して下さい）。

※　デマンドタクシー「タントのりあい号」は、㈱東根交通・㈱神町タクシー2社が運行いたします。

市民バス運行経路図

凡　例

- 休石線　（公立病院経由）
- 北部循環線
- 向原神町東根線
- 向原神町東根線　（長瀞・公立病院経由）
- 河北線
- 荷口神町東根線
- 中央循環東根線
- バス停

長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
長瀞南四辻
長瀞川原
第二白水荘
出張
東公民館
横町
蟹沢東
野田
野田中央
郡山東
さくらんぼ東根駅
藤助新田中
三ツ屋
藤助新田東
羽入
大富公民館
荷口北
荷口
宿
柏原
神町西一丁目
神町西二丁目
神町西三丁目
神町西四丁目
神町西五丁目
四ツ家下
四ツ家一丁目
さくらんぼ東根温泉口
公立病院
さくらんぼ東根温泉
東根駅前角
宮崎角
東根郵便局
三日町
本町通り
六田
東根公民館
五間通り東
平林郵便局
県営住宅前
東根市役所
まなびあテラス
一本木中央
消防署
大森小学校
神町北
神町駅前
神町中央
若木神社前
市営住宅口
北門口
板垣中通り
神町小学校
堂ノ前公園
日本一の大ケヤキ
薬師
東の杜
一日町郵便局
六日町公民館
原方公民館
小林一丁目
原方街道
西道水車前
市民体育館
中島新田
営団公民館
一本松
営団中通り
営団南通り
東若木
西道東
沢渡口
野川西
野川
大門口
高崎駐在所西
上野川
八幡町
川向
向原
新田
追分
原宿
高野
西原
休石
休石長坂口

河北町へ

公立病院～尾花沢　線

尾花沢待合所（バス）
大石田
42 分
33 分
尾花沢市
楢の木立・長寿の名水
銀山温泉・仙峡の宿 銀山荘
延沢城跡
湯舟沢(ゆぶねさわ)温泉旅館
花笠高原スキー場
寺崎酒店
白蛇の滝
最上川美術館・真下慶治記念館
村山市
最上川三難所舟くだり
東沢バラ公園
村山
公立病院［北村山］（バス）
山形新幹線
最上川

公立病院→尾花沢（平日）時刻表

公立病院	9:10	10:40	12:20	13:45	16:05
温泉北	9:11	10:41	12:21	13:46	16:06
新町南	9:12	10:42	12:22	13:47	16:07
新町	9:13	10:43	12:23	13:48	16:08
村山駅前	9:15	10:45	12:25	13:50	16:10
ふれあい広場前	9:16	10:46	12:26	13:51	16:11
切通し	9:16	10:46	12:26	13:51	16:11
二日町	9:16	10:46	12:26	13:51	16:11
楯岡中学校前	9:17	10:47	12:27	13:52	16:12
名取街道	9:18	10:48	12:28	13:53	16:13
湯沢口	9:18	10:48	12:28	13:53	16:13
北町	9:20	10:50	12:30	13:55	16:15
北町北	9:21	10:51	12:31	13:56	16:16
林崎	9:22	10:52	12:32	13:57	16:17
金谷	9:23	10:53	12:33	13:58	16:18
金谷工業団地口	9:24	10:54	12:34	13:59	16:19
本飯田入口	9:26	10:56	12:36	14:01	16:21
本飯田南	9:27	10:57	12:37	14:02	16:22
坂の上	9:28	10:58	12:38	14:03	16:23
袖崎学校前	9:29	10:59	12:39	14:04	16:24
袖崎農協前	9:29	10:59	12:39	14:04	16:24
土生田	9:31	11:01	12:41	14:06	16:26
土生田寺前	9:32	11:02	12:42	14:07	16:27
北島	9:34	11:04	12:44	14:09	16:29
追分	9:34	11:04	12:44	14:09	16:29
虹ケ丘公園口	9:36	11:06	12:46	14:11	16:31
今宿	9:37	11:07	12:47	14:12	16:32
北今宿	9:38	11:08	12:48	14:13	16:33
東町口	9:39	11:09	12:49	14:14	16:34
大橋前	9:40	11:10	12:50	14:15	16:35
大石田役場前	9:41	11:11	12:51	14:16	16:36
大石田駅前	9:42	11:12	12:52	14:17	16:37
中通り	9:42	11:12	12:52	14:17	16:37
庚申町	9:43	11:13	12:53	14:18	16:38
北村山高校西	9:44	11:14	12:54	14:19	16:39
北村山高前	9:45	11:15	12:55	14:20	16:40
北村山高校東	9:45	11:15	12:55	14:20	16:40
住宅前	9:47	11:17	12:57	14:22	16:42
ＪＡ・おーばん前	9:48	11:18	12:58	14:23	16:43
サルナート	9:49	11:19	12:59	14:24	16:44
尾花沢市役所	9:50	11:20	13:00	14:25	16:45
尾花沢待合所	9:52	11:22	13:02	14:27	16:47

尾花沢→公立病院（平日）時刻表

尾花沢待合所	7:45	8:50	10:10	11:50	13:30
ＪＡ・おーばん前	7:47	8:52	10:12	11:52	13:32
サルナート	7:47	8:52	10:12	11:52	13:32
尾花沢市役所	7:48	8:53	10:13	11:53	13:33
住宅前	7:50	8:55	10:15	11:55	13:35
北村山高校東	7:51	8:56	10:16	11:56	13:36
北村山高前	7:51	8:56	10:16	11:56	13:36
北村山高校西	7:52	8:57	10:17	11:57	13:37
庚申町	7:53	8:58	10:18	11:58	13:38
中通り	7:54	8:59	10:19	11:59	13:39
大石田駅前	7:57	9:02	10:22	12:02	13:42
大石田役場前	7:58	9:03	10:23	12:03	13:43
大橋前	7:59	9:04	10:24	12:04	13:44
東町口	7:59	9:04	10:24	12:04	13:44
北今宿	8:00	9:05	10:25	12:05	13:45
今宿	8:02	9:07	10:27	12:07	13:47
虹ケ丘公園口	8:04	9:09	10:29	12:09	13:49
追分	8:05	9:10	10:30	12:10	13:50
北島	8:05	9:10	10:30	12:10	13:50
土生田寺前	8:07	9:12	10:32	12:12	13:52
土生田	8:08	9:13	10:33	12:13	13:53
袖崎農協前	8:10	9:15	10:35	12:15	13:55
袖崎学校前	8:10	9:15	10:35	12:15	13:55
坂の上	8:11	9:16	10:36	12:16	13:56
本飯田南	8:12	9:17	10:37	12:17	13:57
本飯田入口	8:13	9:18	10:38	12:18	13:58
金谷工業団地口	8:15	9:20	10:40	12:20	14:00
金谷	8:16	9:21	10:41	12:21	14:01
林崎	8:17	9:22	10:42	12:22	14:02
北町北	8:18	9:23	10:43	12:23	14:03
北町	8:19	9:24	10:44	12:24	14:04
湯沢口	8:20	9:25	10:45	12:25	14:05
名取街道	8:20	9:25	10:45	12:25	14:05
楯岡中学校前	8:21	9:26	10:46	12:26	14:06
切通し	8:21	9:26	10:46	12:26	14:06
ふれあい広場前	8:22	9:27	10:47	12:27	14:07
村山駅前	8:23	9:28	10:48	12:28	14:08
新町	8:24	9:29	10:49	12:29	14:09
新町南	8:25	9:30	10:50	12:30	14:10
温泉北	8:26	9:31	10:51	12:31	14:11
公立病院	8:27	9:32	10:52	12:32	14:12

人口集中地区･･･東根、神町の一部（別紙のとおり）

交通不便地域･･･東郷、高崎

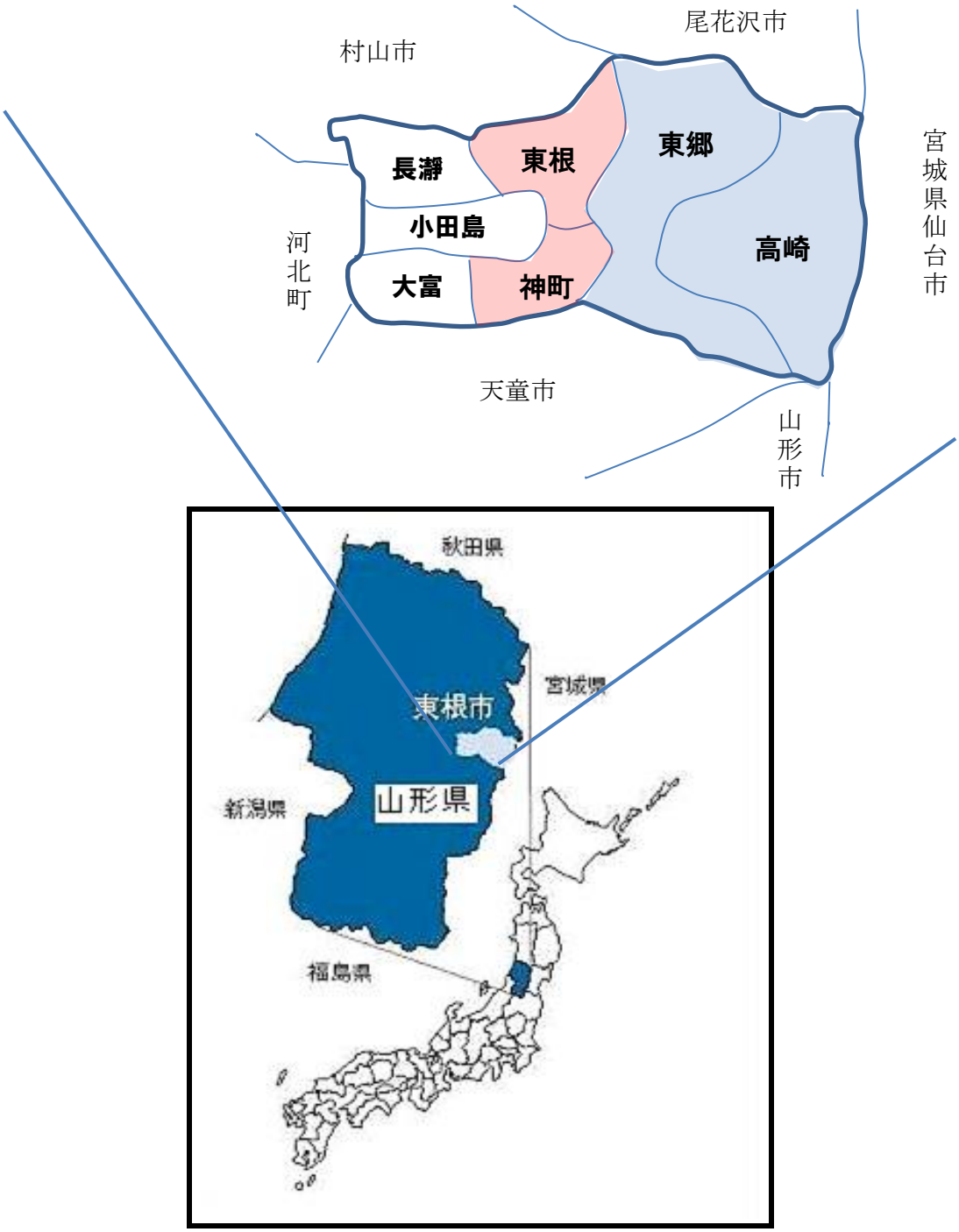

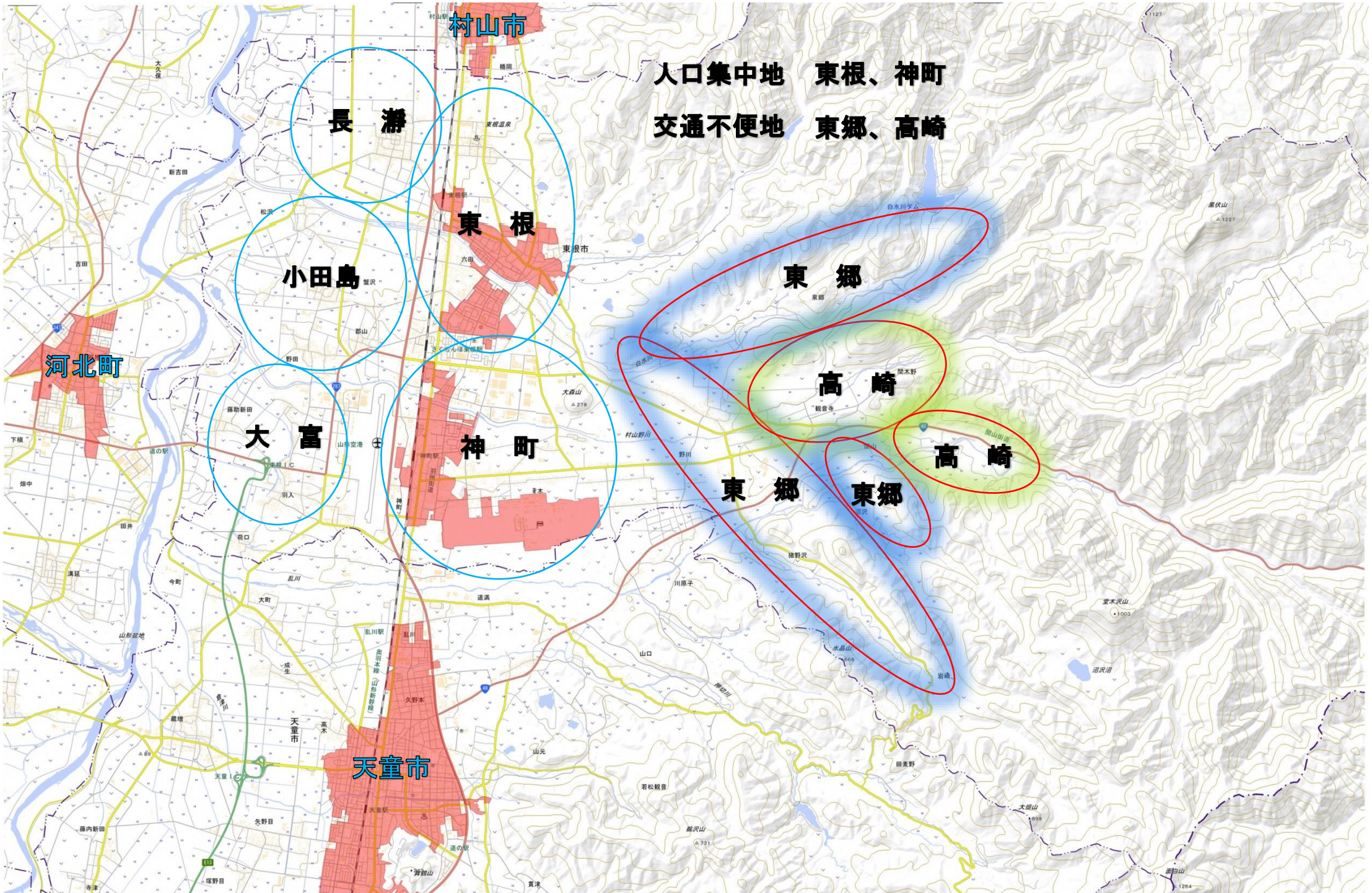
村山市
人口集中地　東根、神町
交通不便地　東郷、高崎
長　瀞
東　根
小田島
大　富
神　町
東　郷
高　崎
東　郷
高　崎
東郷
河北町
天童市

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大石田町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6,577
交通不便地域等	6,577

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6,577	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　尾花沢市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（尾花沢市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（尾花沢市）
・GTFS-JP の作成・提供。（尾花沢市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（尾花沢市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、尾花沢市）
・本事業対象路線を含め本市路線バスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（尾花沢市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・降雪時期の路線バス遅延対応や停留所での待ち時間短縮などのめ、簡易ロケーションシステムを一部路線バスで提供している。（尾花沢市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 1,300 人、県内 1,900 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・尾花沢市の目標値（目標年度 R7 年度末）
3.20 回／人（直近年度の実績 72,168 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績103万円）

・尾花沢市目標値（目標年度R7年度末）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：4,000万円（直近年度の実績5,178万円）
タクシー　　：1,000万円（直近年度の実績234万円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
◇◇路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：34千人以上（直近年度の実績25,615人）
◇◇路線の収支率：0.7%以上（直近年度の実績0.5%）
◇◇路線への尾花沢市負担額5,000万円（直近年度の実績5,178万円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、尾花沢中心市街地以外の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、尾花沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る鶴子線（費用総額約10,120千円）、市野々線（費用総額10,230千円）、南沢線（費用総額6,669千円）、毒沢線（6,337千円）、旧牛房野線沿線、旧五十沢線沿線、旧細野線沿線、原田線の路線バス廃止地区で行う生活交通タクシー補助（3,540千円）、その運行に係る費用総額36,896千円を、委託料及び助成金として支出し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する尾花沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

別　紙

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和４年度＞

・開催なし

＜令和５年度＞

・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

詳細の変更

〇 尾花沢市地域公共交通会議

＜令和４年度＞

・令和４年12月22日：細野線及び原田線の一部廃止及び代替事業について

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和４年度＞

・令和４年６月：原田線、細野線地区で意見交換会

・令和４年11月：細野線地区で意見交換会

・令和５年３月：新規タクシー補助対象地区説明会（5地区）

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により尾花沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、高齢化率が高く路線バスの利用者が少ない地区でアンケートや意見交換を行い、施策に反映している。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

牛房野線
　廃止時期：令和３年４月１日廃止
　主な経由地：牛房野地区、田沢地区、和合地区
五十沢線
　廃止時期：令和４年４月１日廃止
　主な経由地：五十沢地区、横内地区
細野線
　廃止時期：令和５年４月１日廃止
　主な経由地：細野地区、畑沢地区、荒町地区
原田線（一部地域を廃止）
　廃止時期：令和５年４月１日
　主な経由地：上原田地区、下原田地区、東原地区、玉野原地区、袖原地区

（２）交通手段の検討状況

タクシー補助に関する住民説明会・意見交換会など
・令和 3 年 6 月 18・19 日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
・令和 4 年 2 月 19 日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
・令和 4 年 3 月 27 日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会
・令和 4 年 6 月：原田線、細野線地区で意見交換会
・令和 4 年 11 月：細野線地区で意見交換会
・令和 5 年 3 月：新規タクシー補助対象地区説明会（5 地区）
地域公共交通会議
・令和 3 年 11 月 11 日：五十沢線廃線に関し協議
・令和 4 年 12 月 22 日：細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議
尾花沢市議会
・令和 3 年 11 月 9 日：全員協議会、五十沢線沿線地区へのタクシー補助内容及び中長期的な計画を協議
・令和 4 年 10 月 14 日：常任委員会、細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）尾花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号
（所　属）尾花沢市市民税務課
（氏　名）石山　忠洋
（電　話）0237-22-1111
（e-mail）shiminzeimu@city.obanazawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	296日	689回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	366日	1734.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	296日	1725回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	245日	735回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町		往　km 復　km	245日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	294日	685回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1730.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	296日	1725回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	245日	735回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町		往　km 復　km	245日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	686.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1729.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	294日	1719回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町		往　km 復　km	244日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	尾花沢市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	14971
交通不便地域等	14971

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
14971	尾花沢市全地区	過疎法第二条第一項
1152	牛房野、田沢、和合、下原田、上原田、東原、玉野原、袖原、荒町、畑沢、細野、横内、五十沢	局長指定（乗用）

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

尾花沢市路線バス経路図

No.	適 用	路線名	始点～終点	始 点	終 点
③	79	南沢線		尾花沢市役所	南沢
⑥	4	鶴子線		花笠高原荘	JR大石田駅
⑦	79	市野々線		岩谷沢	尾花沢市役所
⑧	79	毒沢線		毒沢	尾花沢市役所

南沢線

毒沢線

市野々線

鶴子線

地域幹線系統との接続
（48 ライナー、銀山線）

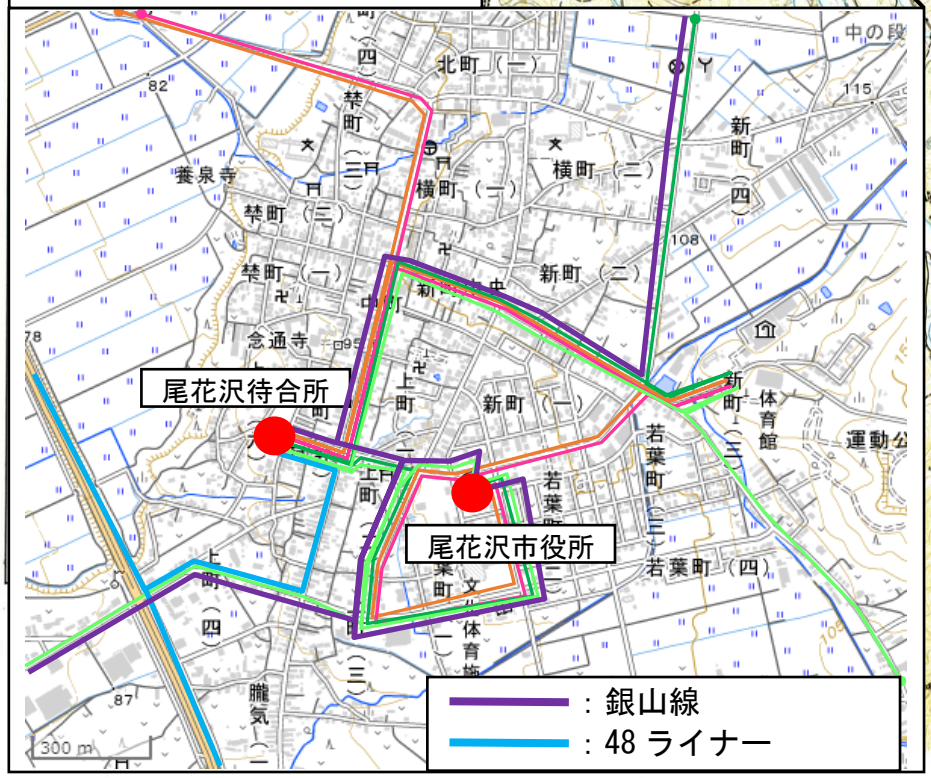

鶴　子　線

※日：日曜・祝日は運休　　※年：12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休
※ス：花笠高原ｽｷｰ場経由(冬季)　　※大：大石田駅発着

鶴子　行き						尾花沢市役所　行き					
大石田駅					17:35	花笠高原荘		8:45	11:20	13:30	16:45
北村山高校				15:55	17:38	花笠高原ｽｷｰ場			11:21	13:31	16:46
上町西				15:55	17:38	室内運動場		8:47	11:22	13:32	16:47
上町四丁目 （ゆうき眼科クリニック前）				15:57	17:40	鶴子温泉	7:10	8:49	11:24	13:34	16:49
尾花沢市役所	7:55	10:30	12:45	16:00	17:45	紅内口	7:10	8:49	11:24	13:34	16:49
若葉町 （ＪＡ･おーばん前）	7:55	10:30	12:45	16:00	17:45	鶴子	7:11	8:50	11:25	13:35	16:50
サルナート	7:56	10:31	12:46	16:01	17:46	鶴子河原	7:12	8:51	11:26	13:36	16:51
尾花沢待合所	8:00	10:35	12:50	16:05	17:50	久保	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
寺前 （菅クリーニング商会前）	8:01	10:36	12:51	16:06	17:51	中里	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	8:02	10:37	12:52	16:07	17:52	鶴子小学校	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
新町 （井上玩具店前）	8:03	10:38	12:53	16:08	17:53	滝の上	7:14	8:53	11:28	13:38	16:53
新町地蔵堂	8:03	10:38	12:53	16:08	17:53	堀の内	7:14	8:53	11:28	13:38	16:53
中央診療所			12:55			御所神社前	7:15	8:54	11:29	13:39	16:54
東光館	8:04	10:39	12:56	16:09	17:54	中原	7:16	8:55	11:30	13:40	16:55
長根下	8:05	10:40	12:57	16:10	17:55	下原	7:17	8:56	11:31	13:41	16:56
荒楯口	8:06	10:41	12:58	16:11	17:56	鶴子道	7:17	8:57	11:32	13:42	16:57
取上	8:06	10:41	12:58	16:11	17:56	大正橋	7:18	8:58	11:33	13:43	16:58
万寿荘	8:07	10:42	12:59	16:12	17:57	六沢	7:19	8:59	11:34	13:44	16:59
一本松	8:08	10:43	13:00	16:13	17:58	六沢寺前	7:20	9:00	11:35	13:45	17:00
小坂	8:10	10:45	13:02	16:15	18:00	延沢	7:22	9:02	11:37	13:47	17:02
古殿	8:11	10:46	13:03	16:16	18:01	常盤地区公民館	7:22	9:02	11:37	13:47	17:02
五十沢口	8:12	10:47	13:04	16:17	18:02	延沢郵便局	7:23	9:03	11:38	13:48	17:03
車段	8:14	10:49	13:06	16:19	18:04	延沢寺前	7:24	9:04	11:39	13:49	17:04
九日町	8:15	10:50	13:07	16:20	18:05	坂下	7:25	9:05	11:40	13:50	17:05
坂下	8:15	10:50	13:07	16:20	18:05	九日町	7:25	9:05	11:40	13:50	17:05
延沢寺前	8:16	10:51	13:08	16:21	18:06	車段	7:26	9:06	11:41	13:51	17:06
延沢郵便局	8:17	10:52	13:09	16:22	18:07	五十沢口	7:28	9:08	11:43	13:53	17:08
常盤地区公民館	8:17	10:52	13:09	16:22	18:07	古殿	7:29	9:09	11:44	13:54	17:09
延沢	8:18	10:53	13:10	16:23	18:08	小坂	7:30	9:10	11:45	13:55	17:10
六沢寺前	8:20	10:55	13:11	16:25	18:10	一本松	7:31	9:11	11:46	13:56	17:11
六沢	8:21	10:56	13:12	16:26	18:11	万寿荘	7:32	9:12	11:47	13:57	17:12
大正橋	8:22	10:57	13:13	16:27	18:12	取上	7:32	9:12	11:47	13:57	17:12
鶴子道	8:22	10:57	13:13	16:27	18:12	荒楯口	7:34	9:14	11:49	13:59	17:14
下原	8:23	10:58	13:14	16:28	18:13	長根下	7:35	9:15	11:50	14:00	17:15
中原	8:25	11:00	13:15	16:30	18:15	東光館	7:36	9:16	11:51	14:01	17:16
御所神社前	8:26	11:01	13:16	16:31	18:16	中央診療所		9:17			
堀の内	8:26	11:01	13:16	16:31	18:16	新町地蔵堂	7:36	9:19	11:51	14:01	17:16
滝の上	8:27	11:02	13:17	16:32	18:17	新町 （井上玩具店前）	7:37	9:20	11:52	14:02	17:17
鶴子小学校	8:28	11:03	13:18	16:33	18:18	新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	7:38	9:21	11:53	14:03	17:18
中里	8:28	11:03	13:18	16:33	18:18	寺前 （菅クリーニング商会前）	7:39	9:22	11:54	14:04	17:19
久保	8:29	11:04	13:19	16:34	18:19	尾花沢待合所	7:40	9:23	11:55	14:05	17:20
鶴子河原	8:29	11:04	13:19	16:34	18:19	若葉町 （ＪＡ･おーばん前）	7:42	9:25	11:57	14:07	17:22
鶴子	8:30	11:05	13:20	16:35	18:20	サルナート	7:43	9:26	11:58	14:08	17:23
紅内口	8:30	11:05	13:20	16:35	18:20	尾花沢市役所	7:43	9:26	11:58	14:08	17:23
鶴子温泉	8:31	11:06	13:21	16:36	18:21	上町四丁目 （ゆうき眼科クリニック前）					17:25
室内運動場	8:33	11:08	13:23	16:38	18:23	上町西					17:26
花笠高原ｽｷｰ場		11:09	13:24	16:39		北村山高校					17:28
花笠高原荘	8:35	11:10	13:25	16:40	18:25	大石田駅					17:31
		ス	ス	ス	日年大		土日年		ス	ス	ス大

毒　沢　線

※土曜・日曜・祝日・12/31～1/3は運休
※毒沢 7：10発はジャンボタクシーによる運行

毒沢　行き					尾花沢市役所　行き			
尾花沢市役所	7:00	9:55	13:30	18:00	毒沢	7:10	10:35	16:00
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:00	9:55	13:30	18:00	毒沢口	7:11	10:36	16:01
サルナート	7:01	9:56	13:31	18:01	旧名木沢小学校前	7:12	10:37	16:02
若葉町二丁目（加藤クリニック前）			13:32		名木沢	7:13	10:38	16:03
中央診療所			13:34		上ノ原口	7:14	10:39	16:04
新町地蔵堂			13:36		芦沢駅前	7:16	10:41	16:06
新町（井上玩具店前）			13:37		小山口	7:18	10:43	16:08
新町中央（サイクルランドセイトウ前）			13:37		芦沢寺前	7:20	10:45	16:10
尾花沢待合所	7:05	10:00	13:40	18:05	芦沢	7:21	10:46	16:11
寺前（菅クリーニング商会前）	7:06	10:01	13:41	18:06	旧中部小学校前	7:22	10:47	16:12
芭蕉・清風歴史資料館前	7:07	10:02	13:43	18:07	福原中学校口	7:23	10:48	16:13
尾花沢郵便局	7:07	10:02	13:43	18:07	野黒沢	7:24	10:49	16:14
大導寺	7:08	10:03	13:44	18:08	福原地区公民館口	7:25	10:50	16:15
荻袋	7:11	10:06	13:47	18:11	荻袋上の原	7:26	10:51	16:16
荻袋寺前	7:12	10:07	13:48	18:12	旧荻袋小学校口	7:27	10:52	16:17
旧荻袋小学校口	7:13	10:08	13:49	18:13	荻袋寺前	7:28	10:53	16:18
荻袋上の原	7:14	10:09	13:50	18:14	荻袋	7:29	10:54	16:19
福原地区公民館口	7:15	10:10	13:51	18:15	大導寺	7:32	10:57	16:22
野黒沢	7:16	10:11	13:52	18:16	尾花沢郵便局	7:33	10:58	16:23
福原中学校口	7:17	10:12	13:53	18:17	芭蕉・清風歴史資料館前	7:33	10:58	16:23
旧中部小学校前	7:18	10:13	13:54	18:18	寺前（菅クリーニング商会前）	7:34	10:59	16:24
芦沢	7:19	10:14	13:55	18:19	尾花沢待合所	7:35	11:00	16:25
芦沢寺前	7:20	10:15	13:56	18:20	新町中央（サイクルランドセイトウ前）	7:38		
小山口	7:22	10:17	13:58	18:22	新町（井上玩具店前）	7:38		
芦沢駅前	7:24	10:19	14:00	18:24	新町地蔵堂	7:39		
上ノ原口	7:26	10:21	14:02	18:26	中央診療所	7:41		
名木沢	7:27	10:22	14:03	18:27	若葉町二丁目（加藤クリニック前）	7:43		
旧名木沢小学校前	7:28	10:23	14:04	18:28	若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:45	11:04	16:29
毒沢口	7:29	10:24	14:05	18:29	サルナート	7:46	11:05	16:30
毒沢	7:30	10:25	14:06	18:30	尾花沢市役所	7:46	11:05	16:30

南　沢　線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休

南沢　行き				尾花沢市役所　行き		
尾花沢市役所	12:10	14:27	18:00	南　沢	7:54	12:56
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	12:10	14:27	18:00	上西原	7:57	12:59
サルナート	12:11	14:28	18:01	西原	7:58	13:00
若葉町二丁目（加藤クリニック前）	12:13			西原境	8:00	13:02
中央診療所	12:15			西原公民館	8:02	13:04
新町地蔵堂	12:17			中西原	8:04	13:06
新町（井上玩具店前）	12:18			福原小学校	8:05	13:07
新町中央（サイクルランドセイトウ前）	12:18			寺内寺前	8:05	13:07
尾花沢待合所	12:21	14:32	18:05	寺　内	8:06	13:08
寺前（菅クリーニング商会前）	12:22	14:33	18:06	野　崎	8:07	13:09
芭蕉・清風歴史資料館前	12:23	14:34	18:07	下西原	8:08	13:10
尾花沢郵便局	12:23	14:34	18:07	西原口	8:09	13:11
大導寺	12:24	14:35	18:08	福原中学校前	8:12	13:14
荻袋	12:27	14:38	18:11	野黒沢	8:13	13:15
荻袋寺前	12:28	14:39	18:12	福原地区公民館口	8:14	13:16
旧荻袋小学校口	12:29	14:40	18:13	荻袋上の原	8:15	13:17
荻袋上の原	12:30	14:41	18:14	旧荻袋小学校口	8:16	13:18
福原地区公民館口	12:31	14:42	18:15	荻袋寺前	8:17	13:19
野黒沢	12:32	14:43	18:16	荻袋	8:18	13:20
福原中学校前	12:33	14:44	18:17	大導寺	8:21	13:23
西原口	12:36	14:47	18:20	尾花沢郵便局	8:22	13:24
下西原	12:37	14:48	18:21	芭蕉・清風歴史資料館前	8:22	13:24
野　崎	12:38	14:49	18:22	寺前（菅クリーニング商会前）	8:23	13:25
寺　内	12:39	14:50	18:23	尾花沢待合所	8:24	13:26
寺内寺前	12:40	14:51	18:24	新町中央（サイクルランドセイトウ前）	8:27	
福原小学校	12:40	14:51	18:24	新町（井上玩具店前）	8:27	
中西原	12:41	14:52	18:25	新町地蔵堂	8:28	
西原公民館	12:43	14:54	18:27	中央診療所	8:30	
西原境	12:45	14:56	18:29	若葉町二丁目（加藤クリニック前）	8:32	
西原	12:47	14:58	18:31	若葉町（ＪＡ・おーばん前）	8:34	13:30
上西原	12:48	14:59	18:32	サルナート	8:35	13:31
南　沢	12:51	15:02	18:35	尾花沢市役所	8:35	13:31
		土	土			

市　野　々　線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休　　※丹：丹生経由　　※中：中島・行沢経由

市野々　行き						
尾花沢市役所	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15
サルナート	7:41	10:31	13:11	15:01	16:46	18:16
尾花沢待合所	7:45	10:35	13:15	15:05	16:50	18:20
寺前（菅クリーニング商会前）	7:46	10:36	13:16	15:06	16:51	18:21
新町中央（サイクルランドセイトウ前）	7:47	10:37	13:17	15:07	16:52	18:22
新町（井上玩具店前）	7:48	10:38	13:18	15:08	16:53	18:23
新町地蔵堂	7:49	10:39	13:19	15:09	16:54	18:24
中央診療所		10:41				
新町四丁目（東光園前）	7:49	10:43	13:19	15:09	16:54	18:24
消防署前	7:50	10:44	13:20	15:10	16:55	18:25
中の段北	7:51	10:45	13:21	15:11	16:56	18:26
農協前	7:52	10:46	13:22	15:12	16:57	18:27
坂の上	7:53	10:47	13:23	15:13	16:58	18:28
二藤袋宿	7:54	10:48	13:24	15:14	16:59	18:29
裏宿	7:56	10:50	13:26	15:16	17:01	18:31
正厳	7:57	10:51	13:27	15:17	17:02	18:32
上横道	7:58	10:52	13:28	15:18	17:03	18:33
丹生		10:54	13:30	15:20		18:35
丹生東		10:56	13:32	15:22		18:37
丹生東口	7:59	10:58	13:34	15:24	17:04	18:39
上の宿	8:00	10:59	13:35	15:25	17:05	18:40
宮沢小学校口	8:01	11:00	13:36	15:26	17:06	18:41
中島		11:03	13:39	15:29		
行沢		11:05	13:41	15:31		
押切	8:02	11:08	13:44	15:34	17:07	18:42
宮沢地区公民館	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
押切東	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
三軒家	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
宮沢地区交流センター	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44
旧高橋小学校	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44
中沢	8:08	11:14	13:50	15:40	17:13	18:48
刈安	8:09	11:15	13:51	15:41	17:14	18:49
高橋	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52
矢越寺前	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52
矢越	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53
富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53

尾花沢市役所　行き						
岩谷沢		8:25	11:30	14:05	15:55	17:30
市野々	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
市野々口	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
上関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
中富山	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
富山	6:52	8:28	11:33	14:08	15:58	17:33
矢越	6:53	8:29	11:34	14:09	15:59	17:34
矢越寺前	6:54	8:30	11:35	14:10	16:00	17:35
高橋	6:55	8:31	11:36	14:11	16:01	17:36
刈安	6:59	8:35	11:40	14:15	16:05	17:40
中沢	7:00	8:36	11:41	14:16	16:06	17:41
旧高橋小学校	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
宮沢地区交流センター	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
三軒家	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
押切東	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
宮沢地区公民館	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
押切	7:05	8:41	11:46	14:21	16:11	17:46
行沢		8:45	11:50			
中島		8:47	11:52			
宮沢小学校口	7:06	8:49	11:54	14:22	16:12	17:47
上の宿	7:07	8:50	11:55	14:23	16:13	17:48
丹生東口	7:08	8:51	11:56	14:24	16:14	17:49
丹生東		8:53	11:58			
丹生		8:55	12:00			
上横道	7:09	8:57	12:02	14:25	16:15	17:50
正厳	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
裏宿	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
二藤袋宿	7:13	9:01	12:06	14:29	16:19	17:54
坂の上	7:14	9:02	12:07	14:30	16:20	17:55
農協前	7:15	9:03	12:08	14:31	16:21	17:56
中の段北	7:16	9:04	12:09	14:32	16:22	17:57
消防署前	7:17	9:05	12:10	14:33	16:23	17:58
新町四丁目（東光園前）	7:18	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
中央診療所	7:20					
新町地蔵堂	7:23	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
新町（井上玩具店前）	7:24	9:07	12:12	14:35	16:25	18:00

中富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53	新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	7:25	9:08	12:13	14:36	16:26	18:01
関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	寺前 （菅クリーニング商会前）	7:26	9:09	12:14	14:37	16:27	18:02
上関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	尾花沢待合所	7:28	9:11	12:16	14:39	16:29	18:04
市野々口	8:16	11:22	13:58	15:48	17:21	18:56	若葉町 （ＪＡ･おーばん前）		9:13	12:18	14:41	16:31	18:07
市野々	8:17	11:23	13:59	15:49	17:22	18:57	サルナート		9:14	12:19	14:42	16:32	18:08
岩谷沢	8:18	11:24	14:00	15:50	17:23	18:58	尾花沢市役所	7:31	9:16	12:21	14:44	16:34	18:10
		丹中	丹中	丹中		丹土		土	丹中	丹中			

「この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院発行
の五万分の一地形図を縮図複製したものである。
（承認番号）平２，東複　第２２３号」

尾　花　沢　市

生活交通タクシー補助範囲

牛房野
田沢
和合
尾花沢市街地
東原
下原田
玉野原
横内
袖原
上原田
荒町
細野
五十沢
畑沢

位置図

凡　例	

1：100,000

0　2.5　5　7.5　10 km

山形県　尾花沢市役所

北海道地図株式会社仙台支店
電話（022）261－0157

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　南陽市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等または各交通モードの運行協議会等における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（南陽市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（南陽市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（南陽市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（南陽市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、南陽市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（南陽市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（南陽市）
・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う（南陽市、事業者）。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇 山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の南陽市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・南陽市目標値（目標年度:R7）
県外 2,000 人、県内 2,500 人

〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の南陽市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・南陽市の目標値（目標年度:R7）
1.0 回／人（直近年度の実績 19,037 人）

別　紙

○ 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の南陽市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・南陽市目標値（目標年度:R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

コミュニティバス：2,000 万円（直近年度の実績 2,138 万 8 千円）

タクシー　　：300 万円（直近年度の実績 235 万 3 千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

「おきタク」の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 3,647 人）

「おきタク」への南陽市負担額：300 万円（直近年度の実績 235 万 3 千円）

「おきタク」の収支率：40.0%（直近年度の実績 39.7%）

○ 事業の効果

・上記路線を維持することにより、特に高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、南陽市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗用タクシーを活用した沖郷地区地域公共交通「おきタク」について、その運行に係る費用総額 560 万円のうち、南陽市から地域住民で組織する運行協議会への補助金額については、運行収入及び地区負担金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「おきタク」への上記南陽市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する南陽市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

別　紙

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和４年度＞ ・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ＜令和５年度＞ ・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について **〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）** ＜令和４年度＞ ・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ） （日付は書面報告日） **〇 南陽市地域公共交通会議** ＜令和３年度＞ ・令和３年９月17日（第１回）：バス停留所の位置の変更について協議 ・令和４年３月15日（第２回）：フリー乗降区間の設定について協議 ＜令和４年度＞ ・令和４年６月20日（第１回）：バス停留所の新設及びダイヤ改正について協議 ・令和５年１月４日　（第２回）：バス停留所の移設について協議

別　紙

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

※沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関することのみ記載

＜令和 2 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 2 年 4 月 30 日（令和 2 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

・令和 3 年 2 月 6 日：沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 3 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 3 年 4 月 30 日（令和 3 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

・令和 3 年 10 月 11 日（令和 3 年度第 2 回役員会）：運行ルールの見直しについて協議

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 4 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 4 年 4 月 18 日（令和 4 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 5 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 5 年 4 月 19 日（令和 5 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により南陽市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、各交通モードの運行主体において利用者や事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、地域の実態に即したサービスの改善や負担割合の調整に活かしている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

沖郷市民バス（冬期間のみ運行）昭和 61 年～平成 9 年

（２）交通手段の検討状況

別　紙

○沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関すること

＜平成 29 年度＞

沖郷地区地域公共交通検討会

・平成 29 年 7 月 25 日　沖郷地区地域公共交通検討会設立総会
・平成 29 年 8 月 21 日　先進地視察研修 山形市明治大郷地区スマイルグリーン号の取組
・平成 30 年 1 月 12 日　勉強会　講師：福島大学 吉田准教授

＜平成 30 年度＞

・平成 30 年 4 月 1 日　沖郷地区 日常の外出に関するアンケートを実施
・平成 30 年 11 月 1 日～12 月 14 日　実証実験運行

＜平成 31 年度・令和元年度＞

・令和 1 年 7 月 2 日　沖郷地区地域公共交通運行協議会設立総会
・令和 1 年 10 月 1 日　「おきタク」本格運行開始

＜令和 2 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 2 年 4 月 30 日　令和 2 年度第 1 回役員会）
・令和 3 年 2 月 6 日　沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
・令和 3 年 2 月　　おきタクの利用に関するアンケート調査を実施

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 3 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 3 年 4 月 30 日　令和 3 年度第 1 回役員会
・令和 3 年 10 月 11 日　令和 3 年度第 2 回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 4 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 4 年 4 月 18 日　令和 4 年度第 1 回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県南陽市三間通 436 番地の 1
（所　属）南陽市みらい戦略課 企画調整係
（氏　名）落合　祐弥
（電　話）0238-40-0248（係直通）
（e-mail）mirai1@city.nanyo.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	245日	4000回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続、赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	245日	4000回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続、赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	245日	4000回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続、赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南陽市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	24,112
交通不便地域等	8,020

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
542	旧吉野村	山村振興法第7条第1項
391	旧金山村	山村振興法第7条第1項
7,087	沖郷地区	局長指定（乗用）

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

おきタクのりば 一覧　※一部改訂（令和4年1月運行分より適用）

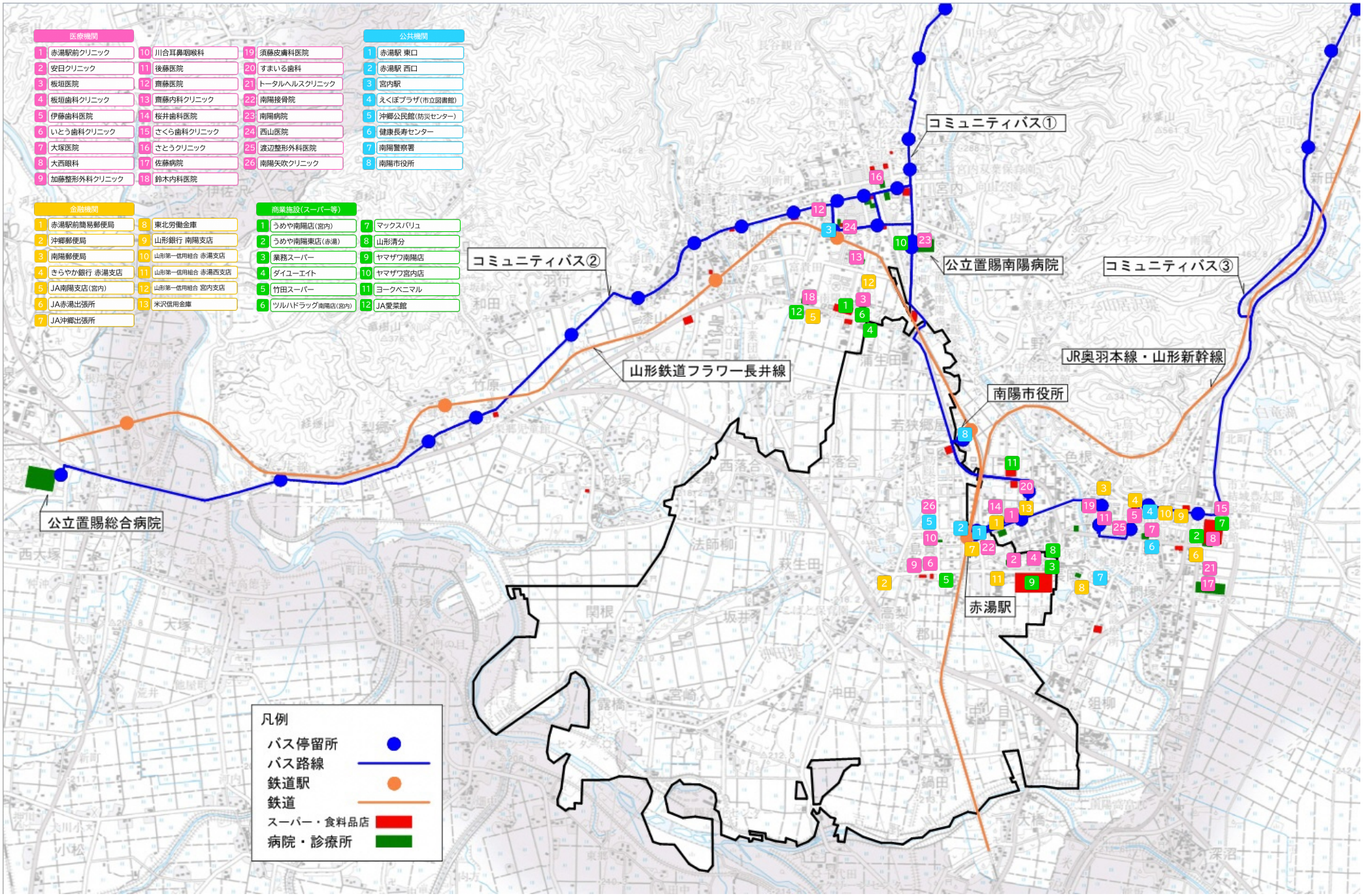

地理院地図
GSI Maps

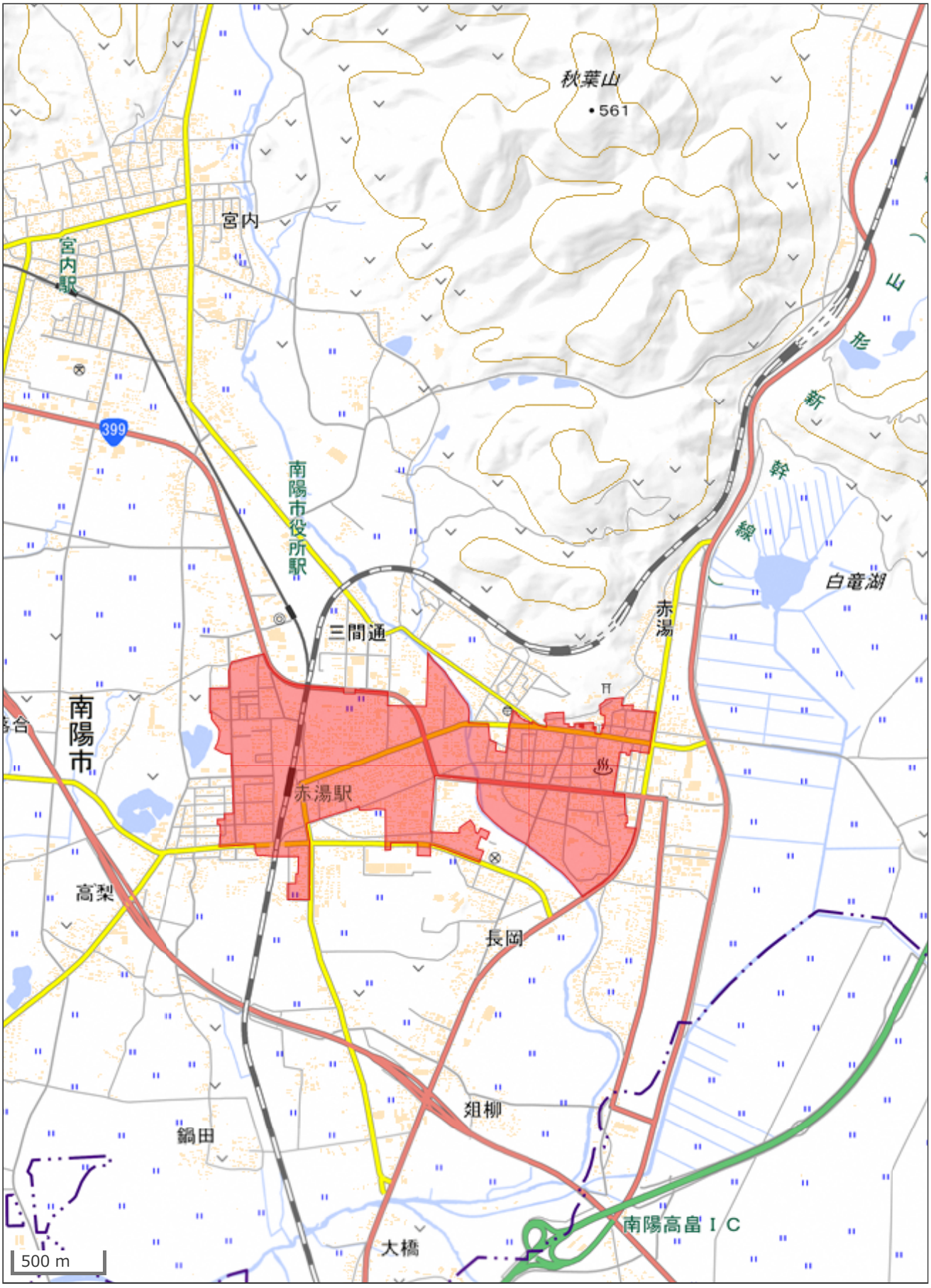

別添資料 表５ 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

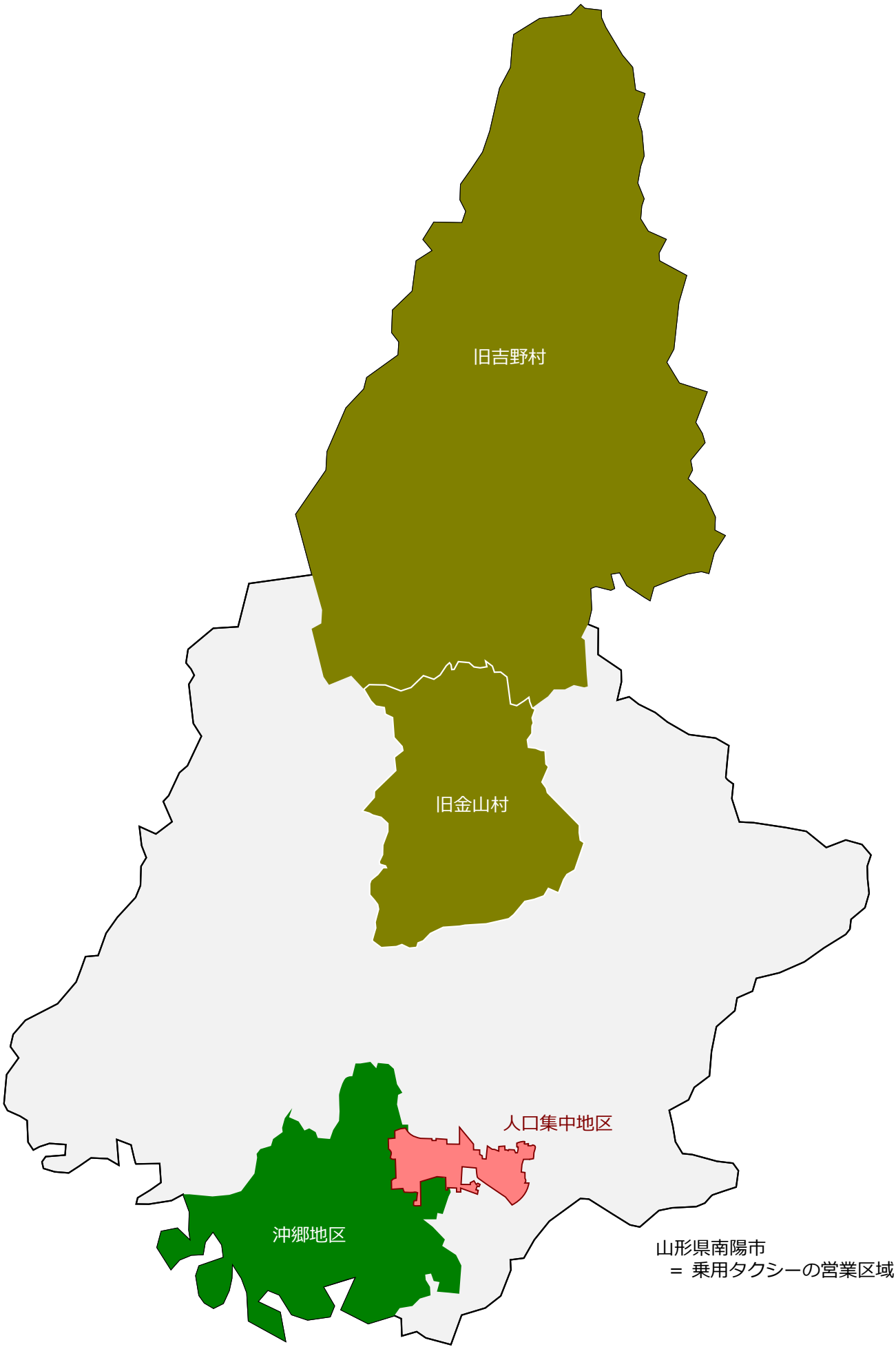

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　山辺町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山辺町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（山辺町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（山辺町）
・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの町ホームページ等での紹介（山辺町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山辺町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（山辺町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（山辺町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（山辺町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の山辺町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・山辺町目標値（目標年度:R7）
県外 300 人、県内 2,800 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の山辺町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・山辺町の目標値（目標年度:R7）
１回／人（直近年度の実績　0.58 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の山辺町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・山辺町目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：600 万円（直近年度の実績 582 万 3 千円）
デマンド交通：300 万円（直近年度の実績 411 万 6 千円）

別　紙

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・東西線（時計回り）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 1,486 人）
東西線（時計回り）の収支率：16%以上（直近年度の実績 9.2%）
東西線（時計回り）への山辺町負担額 80 万円（直近年度の実績 91 万 7 千円）

・東西線（反時計回り）の年間利用者数：2,200 人以上（直近年度の実績 1,405 人）
東西線（反時計回り）の収支率：15%以上（直近年度の実績 8.8%）
東西線（反時計回り）への山辺町負担額 81 万円（直近年度の実績 92 万 3 円）

・南北線（時計回り）の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,252 人）
南北線（時計回り）の収支率：11%以上（直近年度の実績 7.0%）
南北線（時計回り）への山辺町負担額 100 万円（直近年度の実績 109 万 1 千円）

・南北線（反時計回り）の年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,153 人）
南北線（反時計回り）の収支率：10%以上（直近年度の実績 6.5%）
南北線（反時計回り）への山辺町負担額 102 万円（直近年度の実績 110 万 1 千円）

・中作線の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,279 人）
中作線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.8%）
中作線への山辺町負担額 246 万円（直近年度の実績 174 万 2 千円）

・デマンドバスの年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,295 人）
デマンドバスの収支率：15%以上（直近年度の実績 5.8%）
デマンドバスへの山辺町負担額 325 万円（直近年度の実績 400 万 5 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、中・作谷沢・大寺・根際地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山辺町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスについて、その運行に係る費用総額 1,424 万 7 千円のうち、山辺町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスへの上記山辺町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山辺町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

別　紙

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
＜令和５年度＞
・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和４年度＞
・開催なし
＜令和５年度＞
・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇 山辺町地域公共交通会議
＜令和３年度＞
・令和３年５月　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細について（書面決議）
・令和４年１月　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
＜令和４年度＞
・令和４年５月　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細について
＜令和５年度＞
・開催なし

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山辺町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
当町では、コミュニティバス利用者へのアンケートや懇話会を随時実施している。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　山形県東村山郡山辺町緑ケ丘５番地
（所　属）　山辺町町民生活課
（氏　名）　後藤　智宣
（電　話）　０２３−６６７−１１０９
（e-mail）　jyumin@town.yamanobe.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1) 東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	291日	582回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	291日	582回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3) 南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	291日	582回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	291日	582回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	291日	145.5回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6) 中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	291日	145.5回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	291日	1,746回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1) 東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3) 南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6) 中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	290日	1,740回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1) 東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3) 南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6) 中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7) デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	290日	1,740回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山辺町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	2,663

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
159	中地区	局長指定
423	作谷沢地区	局長指定
1,357	大寺地区	局長指定
724	根際地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行ルート・東西線

N

時計の逆回り

時計回り

大門町五丁目
大門町六丁目
6ノ3消防前
東部公民館
ふるさと資料館
山辺駅
上野
上宿
長沼公園
田小路新道
鍛治町
大門町一丁目
緑ケ丘北
役場北
南公園前
緑ケ丘南
役場東
山辺高校前
五宮
根際児童遊園
白山神社口
的場
近江北
日向橋前
旧JA相模店前
近江公園前
少林寺前
駒場
大塚東
近江南
山辺温泉
大塚公民館
5ノ3消防前
下原

運行ルート・南北線

N

熊沢公民館前
正福寺口
熊野神社前
観音橋
久保
蓮台寺
芦沢北
芦沢
西町
西町南
前ノ内東
前小路
メルヘン
旧JA大寺店前
高楯北
１ノ２消防前
高楯
東高楯
町営芦沢住宅前
東町
JA山辺支店前
仲町
時計回り
時計の逆回り
山辺駅
ふるさと資料館
上宿
上野
上田小路
田小路
緑ケ丘北
役場北
南公園前
新町三丁目
清水町
三河尻
山辺温泉

運行ルート・中作線

N

畑谷公民館
畑谷
沢下
北作児童遊園
築沢
前方
中支所
面白口
荒谷口
荒谷
相ノ沢
杉下
北垣
２ノ１消防前
西之表
ふるさと資料館
田小路新道
上宿
緑ケ丘北
役場北
南公園前
山辺駅
山辺温泉

凡	例
	バス停留所(１)
	バス停留所(２)
	起終点
	運行ルート
	急行化ルート（往路）
運行距離（往路）	18.5ｋｍ
運行距離（復路）	22.2ｋｍ

バスのりば
平成29年10月～
やまのべコミュニティバス

やまのべコミュニティバス 時刻表

・やまのべコミュニティバスの運行は月曜日～土曜日です。
（日曜日・祝日・8月13日～16日・12月31日～1月3日は運休となります）
・時刻表の時間は、予定時刻です。道路状況や天候により異なりますので、時間には余裕を持ってご利用ください。

ご利用についてのお願い

●路線バスの料金は、３コースとも**100円**です。現金または回数券でお支払いください。また、両替機はありませんので、釣り銭のないようにしてください。

●お乗りになりましたら、現金または回数券を「料金箱」に投入してください。

●利用してからの料金払い戻しは、原則行いません。

●利用者が定員（32名または、36名）を超える時点で、乗車をお断りいたします。

●中作線の北垣から畑谷までは「フリーストップ区間」となっています。

●中作線第１便については西之表からふるさと資料館までの区間には停車いたしませんのでご注意ください。

●みんなのバスです。乗降マナーを守り、ゆずり合いの心を持ち利用しましょう。

デマンドバス予約 ☎665-7077
※デマンドバスについては、裏面をご覧ください。

山辺町町民生活課 ☎667-1109
山辺観光タクシー㈱ ☎664-5030

中作線

山辺温泉行 第1便	バス停名	畑谷行 第10便
発 6:25	畑谷	18:44 着
6:25	畑谷公民館	18:44
6:28	沢下	18:41
6:29	簗沢	18:40
6:29	北作児童遊園	18:40
6:36	前方	18:33
6:37	中支所	18:32
6:38	面白口	18:31
6:40	荒谷口	18:29
6:42	荒谷	18:27
6:49	相ノ沢	18:20
6:51	杉下	18:18
6:53	北垣	18:16
6:53	２ノ１消防前	18:16
	西之表	18:15
	上宿	18:14
	緑ケ丘北	18:14
	役場北	18:13
	南公園前	18:12
	田小路新道	18:12
	ふるさと資料館	18:11
6:56	山辺駅	18:09
着 7:05	山辺温泉	18:00 発

フリーストップ区間

東西線

時計回り 第3便	第6便	バス停名	時計の逆回り 第5便	第8便
発 9:15	13:25	山辺温泉	12:17	16:22 着
9:15	13:25	近江南	12:17	16:22
9:16	13:26	近江公園前	12:16	16:21
9:17	13:27	近江北	12:15	16:20
9:18	13:28	大塚東	12:14	16:19
9:19	13:29	大塚公民館	12:13	16:18
9:21	13:31	旧JA相模店前	12:11	16:16
9:22	13:32	駒場	12:10	16:15
9:23	13:33	５ノ３消防前	12:09	16:14
9:24	13:34	下原	12:08	16:13
9:25	13:35	少林寺前	12:07	16:12
9:26	13:36	日向橋前	12:06	16:11
9:27	13:37	白山神社口	12:05	16:10
9:28	13:38	的場	12:04	16:09
9:29	13:39	根際児童遊園	12:03	16:08
9:30	13:40	五宮	12:02	16:07
9:31	13:41	緑ケ丘南	12:01	16:06
9:32	13:42	緑ケ丘北	12:00	16:05
9:32	13:42	上宿	12:00	16:05
9:33	13:43	上野	11:59	16:04
9:34	13:44	長沼公園	11:58	16:03
9:35	13:45	役場北	11:57	16:02
9:36	13:46	南公園前	11:56	16:01
9:37	13:47	田小路新道	11:55	16:00
9:38	13:48	ふるさと資料館	11:54	15:59
9:42	13:52	山辺駅	11:50	15:55
9:43	13:53	鍛冶町	11:49	15:54
9:45	13:55	６ノ３消防前	11:47	15:52
9:45	13:55	大門町五丁目	11:47	15:52
9:46	13:56	大門町六丁目	11:46	15:51
9:47	13:57	東部公民館	11:45	15:50
9:47	13:57	大門町一丁目	11:45	15:50
9:48	13:58	鍛冶町	11:44	15:49
9:50	14:00	山辺高校前	11:42	15:47
9:51	14:01	南公園前	11:41	15:46
9:52	14:02	役場東	11:40	15:45
9:55	14:05	近江北	11:37	15:42
9:56	14:06	近江公園前	11:36	15:41
9:57	14:07	近江南	11:35	15:40
着 9:57	14:07	山辺温泉	11:35	15:40 発

南北線

時計回り 第2便	第7便	バス停名	時計の逆回り 第4便	第9便
発 8:00	14:30	山辺温泉	11:11	17:31 着
8:03	14:33	三河尻	11:08	17:28
8:06	14:36	清水町	11:05	17:25
8:06	14:36	新町三丁目	11:05	17:25
8:07	14:37	南公園前	11:04	17:24
8:08	14:38	役場北	11:03	17:23
8:10	14:40	緑ケ丘北	11:01	17:21
8:10	14:40	上宿	11:01	17:21
8:11	14:41	上野	11:00	17:20
8:12	14:42	上田小路	10:59	17:19
8:12	14:42	田小路	10:59	17:19
8:13	14:43	ふるさと資料館	10:58	17:18
8:14	14:44	山辺駅	10:57	17:17
8:15	14:45	前小路	10:56	17:16
8:15	14:45	前ノ内東	10:56	17:16
8:16	14:46	西町南	10:55	17:15
8:16	14:46	西町	10:55	17:15
8:17	14:47	芦沢南	10:54	17:14
8:17	14:47	町営芦沢住宅前	10:54	17:14
8:17	14:47	芦沢北	10:54	17:14
8:18	14:48	旧JA大寺店前	10:53	17:13
8:19	14:49	蓮台寺	10:52	17:12
8:20	14:50	久保	10:51	17:11
8:20	14:50	観音橋	10:51	17:11
8:21	14:51	熊野神社前	10:50	17:10
8:21	14:51	正福寺口	10:50	17:10
8:22	14:52	熊沢公民館前	10:49	17:09
8:24	14:54	メルヘン	10:47	17:07
8:25	14:55	高楯北	10:46	17:06
8:25	14:55	１ノ２消防前	10:46	17:06
8:26	14:56	高楯	10:45	17:05
8:27	14:57	東高楯	10:44	17:04
8:28	14:58	東町	10:43	17:03
8:28	14:58	JA山辺支店前	10:43	17:03
8:29	14:59	仲町	10:42	17:02
8:30	15:00	山辺駅	10:41	17:01
8:31	15:01	ふるさと資料館	10:40	17:00
8:32	15:02	田小路	10:39	16:59
8:33	15:03	上田小路	10:38	16:58
8:34	15:04	上野	10:37	16:57
8:35	15:05	上宿	10:36	16:56
8:36	15:06	緑ケ丘北	10:35	16:55
8:38	15:08	役場北	10:33	16:53
8:39	15:09	南公園前	10:32	16:52
8:40	15:10	新町三丁目	10:31	16:51
8:40	15:10	清水町	10:31	16:51
8:43	15:13	三河尻	10:28	16:48
着 8:46	15:16	山辺温泉	10:25	16:45 発

◆駅・バス停での乗継時刻表◆

羽前山辺駅列車時刻表

フルーツライン 左沢線

上り 山辺発	行先 山形着	下り 山形発	山辺発	行先 着
6:18	6:36	7:04	7:17	左沢 7:52
6:40	6:54	7:50	8:10	左沢 8:44
7:17	7:31	9:17	9:36	左沢 10:03
7:52	8:06	10:39	10:54	寒河江 11:08
8:39	8:52	11:55	12:09	左沢 12:37
9:19	9:36	13:24	13:41	寒河江 13:55
10:37	10:50	14:18	14:33	寒河江 14:47
12:09	12:22	15:27	15:40	左沢 16:08
13:23	13:39	16:31	16:44	左沢 17:11
14:15	14:29	17:32	17:45	左沢 18:13
15:21	15:36	18:35	18:48	左沢 19:17
16:07	16:20	19:38	19:53	左沢 20:27
16:44	17:00	20:29	20:41	左沢 21:15
17:45	17:58	21:30	21:47	左沢 22:16
18:48	19:01	22:42	22:55	左沢 23:22
19:53	20:06	23:35	23:47	寒河江 0:01
21:09	21:22	（仙山線・仙台行の最終接続列車）		
22:16	22:29			

山交バス時刻表

山辺～西原・山形（復）

	山辺駅前	山辺高校前	山辺温泉	山本学園高校前	山形駅西口	篠田病院前	山形市役所前
▲	7:05	7:06	7:09	7:24	7:29	7:33	7:39
▲	9:05	9:06	9:09	9:24	9:29	9:33	9:39
▲	13:05	13:06	13:09	13:24	13:29	13:33	13:39
▲	17:05	17:06	17:09	17:24	17:29	17:33	17:39

山形～西原・山辺（往）

	山形市役所前	山交ビル	山形駅西口	山本学園高校前	山辺温泉	山辺高校前	山辺駅前
▲	8:00	8:06	8:12	8:16	8:32	8:35	8:36
▲	12:00	12:06	12:12	12:16	12:32	12:35	12:36
▲	16:00	16:06	16:12	16:16	16:32	16:35	16:36
▲	18:15	18:21	18:27	18:31	18:47	18:50	18:51

▲印：土・日曜・祝日運休　●印：土・日曜・祝日運転

千歳公園～替所・下原・西滝の平（復）

	下原	山交バス本社前	山形駅西口	篠田病院前	山形市役所前
▲	7:00	7:14	7:18	7:21	7:27
▲	7:30	7:45	7:49	7:54	8:00
●	8:40	8:54	8:58	9:01	9:07
▲	9:10	9:24	9:28	9:31	9:37
	10:55	11:09	11:13	11:16	11:22
	12:55	13:09	13:13	13:16	13:22
▲	13:55	14:09	14:13	14:16	14:22
▲	16:10	16:24	16:28	16:31	16:37

千歳公園～替所・下原・西滝の平（往）

	山形市役所前	篠田病院前	山形駅西口	山交バス本社前	下原
▲	8:21	8:29	8:33	8:38	8:52
	10:01	10:09	10:13	10:18	10:32
▲	12:01	12:09	12:13	12:18	12:32
▲	13:01	13:09	13:13	13:18	13:32
▲	15:01	15:09	15:13	15:18	15:32
▲	16:01	16:09	16:13	16:18	16:32
	17:21	17:29	17:33	17:38	17:52
▲	18:02	18:10	18:15	18:20	18:34

ＪＲ時刻表　平成29年８月１日現在、山交バス時刻表　平成29年４月１日現在の時刻表です。ご確認ください。

【ＪＲ】664-5055
【山形(営)】644-6165
【山交バス】http://www.yamakobus.co.jp/　（山交バスQRコード）

路線図（全域）

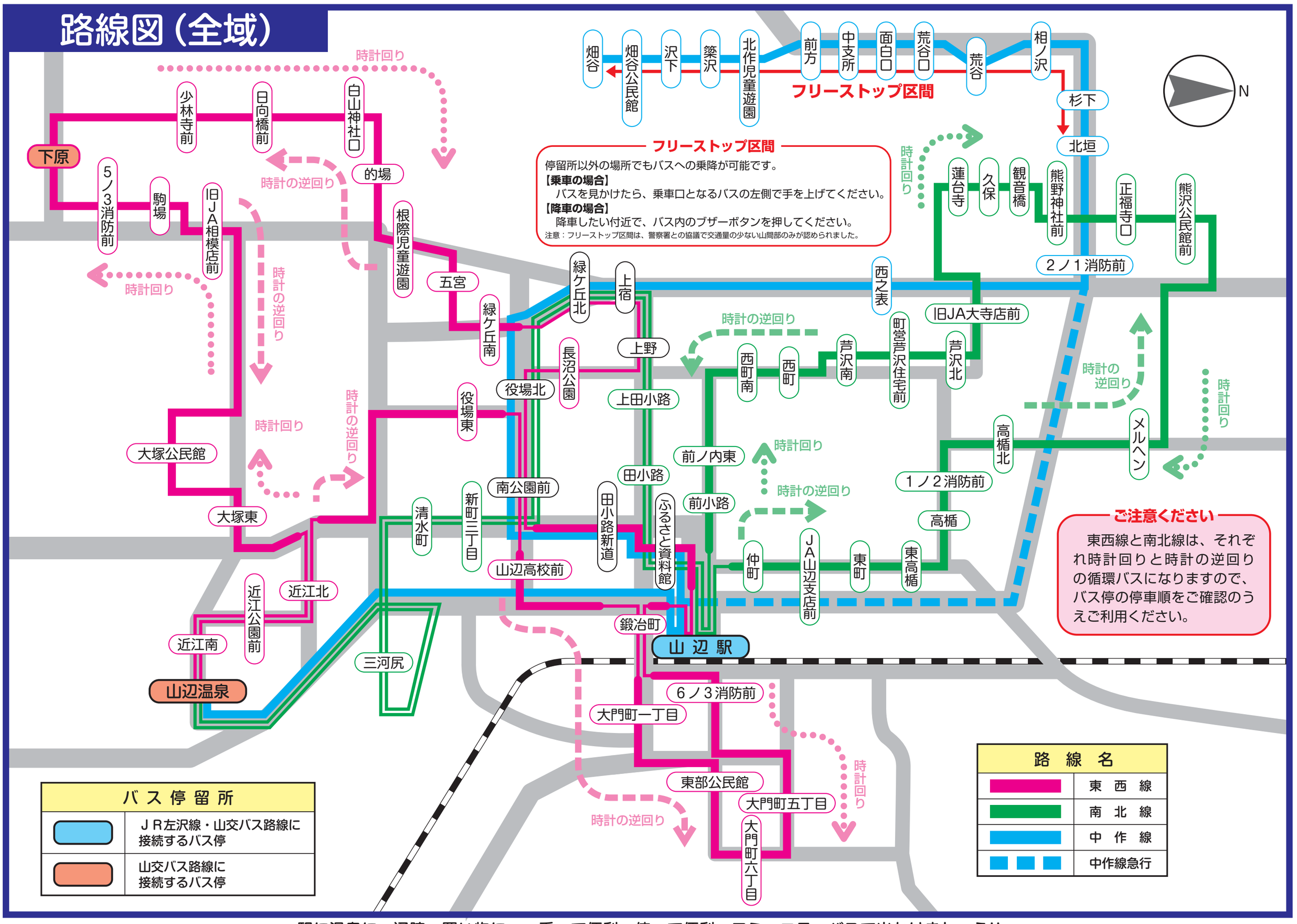

駅に温泉に、通院・買い物に……乗って便利。使って便利。コミュニティバスで出かけましょう!!

デマンドバス運行エリア及び指定拠点

凡　例	
	デマンド交通運行エリア
運行日	月～土
運行本数	運行エリア発3便 指定拠点発3便
指定拠点から指定拠点の区間のみの乗降はできない	

中地区

大寺地区の一部
（杉下・鬼ノ目）

相模地区の一部
（サイカチ）

作谷沢地区

●指定拠点	
【交　通　機　関】	
①	羽前山辺駅
②	下原バス停留所（山交バス）
【公　共　機　関】	
①	山辺町役場
②	町公民館（中央・東部・南部・北部・大寺・相模・近江）
③	町総合体育館
④	山辺温泉保養センター
⑤	保健福祉センター
⑥	ふるさと資料館
⑦	緑ケ丘コミュニティセンター
【医　療　機　関】	
①	医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
②	医療法人和敬会和敬会クリニック
③	医療法人花開瞭鈴木医院
④	医療法人伊東医院
⑤	やまのべ整形外科
⑥	やまのべ耳鼻咽喉科
⑦	やまのべ藤田クリニック
⑧	山辺こどもクリニック
⑨	ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩	しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
【歯　科　医　療　機　関】	
①	高橋歯科医院
②	医療法人横山歯科医院
③	内野歯科医院
④	佐藤歯科医院
⑤	武田歯科医院
⑥	緑ケ丘歯科クリニック
【商　業　施　設】	
①	やまのべショッピングプラザ・ベル
②	おーばん山辺店
③	本町・仲町・駅前・田小路商店街
【金　融　機　関】	
①	山形銀行山辺支店
②	きらやか銀行山辺支店
③	郵便局（山辺・相模）
④	山形農業協同組合山辺支店

1：25,000

1：10,000

デマンドバス

・通常の路線方式のバスと異なり、ご予約いただいた方々を迎えに行き、目的地（自宅または指定拠点）まで送迎する、乗合バスです。
・山間部と平野部を結ぶバスになります。
・利用される方は、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

ご利用についてのお知らせ

●**運　行　日**：月曜日～土曜日です。
（日曜日･祝日･8月13日～16日･12月31日～１月３日は運休となります）

●**運行エリア**：作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目･杉下）・相模地区の一部（サイカチ）

●**運 行 区 間**：運行エリア（山間部）のご自宅前（付近）と、指定拠点（平野部）の区間を運行します。（指定拠点間の利用はできません）

●**運　　賃**：**500円**（１人／１回の利用毎）

●**利用できる方**
（1）原則として、山辺町内に居住する住民の方で、ひとりで乗り降りできる方であれば、どなたでもご利用できます。
（2）未就学児は無料ですが、保護者の同伴が必要になります。
（3）ひとりで乗り降りできない方は、付添いの方がいれば利用することができます。この場合、付添いの方も料金が必要です。

●**利用者登録**
（1）利用される方は事前に利用者登録（無料）が必要になりますので、登録申込書をご提出ください。登録は１回のみで、申込書の記入については、最初の電話予約の際にご説明いたします。
（2）登録の受付は随時行っています。

●**予　　約**
（1）利用する場合は、予約センターへ電話で予約してください。
（2）予約については、利用予定日の１週間前から受付いたしますが、遅くとも利用予定の便の出発時間の１時間前までに予約をお願いいたします。ただし、朝の第１便のみは、前日までの予約が必要です。（月曜日の第１便は、前の週の土曜日までの予約が必要です。）

デマンドバス

運行エリア ⇒ 指定拠点（山間部）発		指定拠点 ⇒ 運行エリア（平野部）発	
番号		番号	
1	8：00	2	9：30
3	11：00	4	13：30
5	15：00	6	16：30

※運行時刻は、基本として運行エリア（山間部）発は作谷沢支所、指定拠点（平野部）発は指定管理者事業所を出発する時間とします。

予約の流れ（例：自宅から病院まで行く場合）

デマンドバス予約センター

１．所在：山辺観光タクシー内（山辺町大字山辺2250番１）

２．電話：**023-665-7077**

３．受付：午前８時～午後５時（月曜日～土曜日）
※日曜日・祝日などの運行日以外の日は、受付することができません。

運行エリア

【作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目･杉下）・相模地区の一部（サイカチ）】

ご注意ください
指定拠点から指定拠点の利用はできません。

☆指定拠点位置図

※黒枠で囲まれているのが指定拠点です。

指　定　拠　点

	【　交　通　機　関　】
①	羽前山辺駅
②	下原バス停留所（山交バス）
	【　公　共　機　関　】
①	山辺町役場
②	町公民館（中央･東部･南部･北部･大寺･相模･近江）
③	町民総合体育館
④	山辺温泉保養センター
⑤	保健福祉センター
⑥	ふるさと資料館
⑦	緑ケ丘コミュニティセンター
	【　医　療　機　関　】
①	医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
②	医療法人和敬会和敬会クリニック
③	医療法人花開瞭鈴木医院
④	医療法人伊東医院
⑤	やまのべ整形外科
⑥	やまのべ耳鼻咽喉科
⑦	やまのべ藤田クリニック
⑧	山辺こどもクリニック
⑨	ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩	しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
	【　歯　科　医　療　機　関　】
①	高橋歯科医院
②	医療法人横山歯科医院
③	内野歯科医院
④	佐藤歯科医院
⑤	武田歯科医院
⑥	緑ケ丘歯科クリニック
	【　商　業　施　設　】
①	やまのべショッピングプラザ・ベル
②	おーばん山辺店
③	本町・仲町・駅前・田小路商店街
	【　金　融　機　関　】
①	山形銀行山辺支店
②	きらやか銀行山辺支店
③	郵便局（山辺・相模）
④	山形農業協同組合山辺支店

駅に温泉に、通院・買い物に……乗って便利。使って便利。コミュニティバスで出かけましょう!!

駅・バス停から半径1㎞以内及び交通不便地域

中地区
17.39㎢
159人

大寺地区
5.24㎢
1,357人

根際地区
3.94㎢
724人

作谷沢地区
22.95㎢
423人

山形中央IC

山形市

凡　例

- 【町営】 東西線
- 【町営】 南北線
- 【町営】 中作線
- 【町営】 中作線（急行化ルート）
- 【山交】山形～西原～山辺線
- 【山交】山形～替所・下原・西滝の
- バス停（山交）
- バス停半径1k
- 交通不便地域
- 居住集落

1：25,000

1：10,000

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　河北町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（河北町）
・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（河北町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（河北町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（河北町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（河北町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（河北町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（河北町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（河北町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・河北町目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 869 人、県内 2,451 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・河北町の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.75 回／人（直近年度の実績 12,962 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円円）
・河北町目標値（目標年度 R7 年度末）
路線バス　　：　8,000 千円（直近年度の実績　8,438 千円）
コミュニティバス：19,800 千円（直近年度の実績 20,830 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,400 人以上
（直近年度の実績 8,347 人）
東根線の収支率：9.47%以上（直近年度の実績 9.35%）
東根線への河北町負担額 7,538 千円（直近年度の実績 7,638 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 29,268 千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和 4 年 9 月 21 日（第 2 回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 27 日（第 3 回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和 4 年度＞
・開催なし
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 5 月 30 日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

別　紙

○ 河北町地域公共交通会議
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 5 月 13 日（第 1 回）：運行の一部休止について（書面協議）
　（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 18 日（第 2 回）：河北町路線バスの運行計画（案）について
・　　山交バス路線「寒河江～谷地線」における変更に係る協議について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　河北町谷地戊８１番地
（所　属）　まちづくり推進課
（氏　名）　後藤　洋介
（電　話）　０２３７－７３－２１１６
（e-mail）　kankyo@town.yamagata-kahoku.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復　km	365日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復　km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復　km	364日	1824回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	河北町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	11,454
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

河北町路線バス時刻表

（令和５年４月１日改正）

北部線

西回り					東回り	
		停留所名	2便	3便	停留所名	4便
		役場	10:20	12:10	役場	14:10
		どんがホール前	10:21	12:11	河北中学校前	14:12
		ひな産直センター前	10:24	12:14	河北病院	14:15
		べに花温泉	10:25	12:15	ひな産直センター前	14:19
		河北病院	10:30	12:20	べに花温泉	14:20
		河北中学校前	10:33	12:23	どんがホール前	14:24
		役場	10:35	12:25	役場	14:25
		細谷医院前	10:36	12:26	細谷医院前	14:26
		ひな市通り東	10:37	12:27	ひな市通り東	14:27
		下工	10:39	12:29	海老鶴温泉	14:32
		サハトべに花	10:40	12:30	押切	14:35
		給食センター	10:43	12:33	改目公民館	14:38
		紅花資料館	10:44	12:34	清龍寺	14:39
		弥勒寺	10:46	12:36	農協北谷地支所	14:40
		松田商店	10:48	12:38	岩根	14:41
停留所名	1便	岩木観音口	10:50	12:40	新吉田	14:45
岩枝	7:07	岩枝	10:53	12:43	大道端	14:47
笹本	7:08	笹本	10:54	12:44	笹本	14:48
大道端	7:09	大道端	10:55	12:45	岩枝	14:49
新吉田	7:11	新吉田	10:57	12:47	岩木観音口	14:52
岩根	7:15	岩根	11:01	12:51	松田商店	14:54
農協北谷地支所	7:16	農協北谷地支所	11:02	12:52	弥勒寺	14:56
清龍寺	7:17	清龍寺	11:03	12:53	紅花資料館	14:58
改目公民館	7:18	改目公民館	11:04	12:54	給食センター	14:59
押切		押切	11:07		サハトべに花	15:02
海老鶴温泉		海老鶴温泉	11:10		下工	15:03
ひな市通り東	7:20	ひな市通り東	11:15	12:56	ひな市通り東	15:05
細谷医院前	7:21	細谷医院前	11:16	12:57	細谷医院前	15:06
役場	7:22	役場	11:17	12:58	役場	15:07
どんがホール前	7:23	河北中学校前	11:19		どんがホール前	15:08
ひな産直センター前	↓	河北病院	11:22		ひな産直センター前	15:11
べに花温泉	7:27	ひな産直センター前	11:26		べに花温泉	15:12
河北病院	7:32	べに花温泉	11:27		河北病院	15:17
河北中学校前	7:35	どんがホール前	11:31		河北中学校前	15:20
役場	7:37	役場	11:32		役場	15:22

西部線

東回り		西回り	
	停留所名	2便	停留所名	3便
	役場	8:55	役場	11:47
停留所名	1便	細谷医院前	8:56	どんがホール前	11:48
岩木観音口	7:18	ひな市通り東	8:57	ひな産直センター前	11:51
松田商店	7:20	下工	8:59	べに花温泉	11:52
弥勒寺	7:22	サハトべに花	9:00	河北病院	11:57
紅花資料館	7:24	給食センター	9:03	河北中学校前	12:00
高嶋	7:27	高嶋	9:06	要害	12:04
根際	7:28	根際	9:07	下槙	12:05
田植え踊りの里両所駅	7:31	田植え踊りの里両所駅	9:10	畑中	12:07
両所島	7:32	両所島	9:11	造山	12:10
天満	7:37	天満	9:16	入倉	12:12
治部橋	7:38	治部橋	9:17	塩之渕	12:13
中島	7:39	中島	9:18	白山堂	12:14
白山神社前	7:44	白山神社前	9:23	白山神社前	12:16
白山堂	7:46	白山堂	9:25	中島	12:21
塩之渕	7:47	塩之渕	9:26	治部橋	12:22
入倉	7:48	入倉	9:27	天満	12:23
造山	7:50	造山	9:29	両所島	12:28
畑中	7:53	畑中	9:32	田植え踊りの里両所駅	12:29
下槙	7:55	下槙	9:34	根際	12:32
要害	7:56	要害	9:35	高嶋	12:33
河北中学校前	8:00	河北中学校前	9:39	給食センター	12:36
河北病院	8:03	河北病院	9:42	サハトべに花	12:39
ひな産直センター前	↓	ひな産直センター前	9:46	下工	12:40
べに花温泉	8:08	べに花温泉	9:47	ひな市通り東	12:42
どんがホール前	8:12	どんがホール前	9:51	細谷医院前	12:43
役場	8:13	役場	9:52	役場	12:44

東根線

	平日便						土日祝日便		
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	1便	2便	3便
役場	5:57	9:02	12:54	14:51	17:47	19:06	7:06	12:59	17:47
どんがホール前	5:58	9:03	12:55	14:52	17:48	19:07	7:07	13:00	17:48
南部小学校前	6:01	9:06	12:58	14:55	17:51	19:10	7:10	13:03	17:51
ひな産直センター前	↓	9:07	12:59	14:56	↓	↓	↓	13:04	↓
べに花温泉	6:03	9:08	13:00	14:57	17:53	19:12	7:12	13:05	17:53
河北病院	↓	9:13	13:05	15:02	17:58	↓	7:17	13:10	17:58
ぷらっとぴあ(道の駅)	↓	9:17	13:09	15:06	18:02	19:17	7:21	13:14	18:02
山王	↓	9:19	13:11	15:08	18:04	19:19	7:23	13:16	18:04
藤助新田中	↓	9:21	13:13	15:10	18:06	19:21	7:25	13:18	18:06
藤助新田東	↓	9:22	13:14	15:11	18:07	19:22	7:26	13:19	18:07
羽入	↓	9:25	13:17	15:14	18:10	19:25	7:29	13:22	18:10
三ツ屋	↓	9:27	13:19	15:16	18:12	19:27	7:31	13:24	18:12
野田	↓	9:28	13:20	15:17	18:13	19:28	7:32	13:25	18:13
野田中央	↓	9:29	13:21	15:18	18:14	19:29	7:33	13:26	18:14
さくらんぼ東根駅	着6:20	着9:35	着13:27	着15:24	着18:20	着19:35	着7:39	着13:32	着18:20
	発6:30	発9:40	発13:32	発15:29	発18:25	発19:40	発7:49	発13:37	発18:25
一本木中央	6:32	9:42	13:34	15:31	18:27	19:42	7:51	13:39	18:27
まなびあテラス	6:33	9:43	13:35	15:32	18:28	19:43	7:52	13:40	18:28
野田中央	6:41	9:51	13:43	15:40	18:36	19:51	8:00	13:48	18:36
野田	6:42	9:52	13:44	15:41	18:37	19:52	8:01	13:49	18:37
三ツ屋	6:43	9:53	13:45	15:42	18:38	19:53	8:02	13:50	18:38
羽入	6:45	9:55	13:47	15:44	18:40	19:55	8:04	13:52	18:40
藤助新田東	6:48	9:58	13:50	15:47	18:43	19:58	8:07	13:55	18:43
藤助新田中	6:49	9:59	13:51	15:48	18:44	19:59	8:08	13:56	18:44
山王	6:51	10:01	13:53	15:50	18:46	20:01	8:10	13:58	18:46
ぷらっとぴあ(道の駅)	↓	10:03	13:55	15:52	18:48	20:03	8:12	14:00	18:48
サンコーポラス河北前	6:54	10:05	13:57	15:54	18:50	20:05	8:14	14:02	18:50
河北病院	6:57	10:08	14:00	15:57	18:53	↓	8:17	14:05	18:53
河北中学校前	7:00	10:11	14:03	16:00	18:56	20:08	8:20	14:08	18:56
役場	7:03	10:14	14:06	16:03	18:59	20:11	8:23	14:11	18:59

南部線

停留所名	1便	2便
役場		13:15
どんがホール前		13:16
河北中学校前		13:19
河北病院		13:22
ひな産直センター前		13:26
べに花温泉		13:27
杉の下		13:31
日下部商店		13:33
今田商店		13:35
研修センター	7:21	13:37
城址公園	7:22	13:38
丹野園	7:24	13:40
舟戸	7:28	13:44
溝延南口	7:31	13:47
研修センター	7:33	13:48
今田商店	7:34	13:50
日下部商店	7:36	13:52
杉の下	7:38	13:54
ひな産直センター前	↓	13:57
べに花温泉	7:42	13:58
河北病院	7:47	14:03
河北中学校前	7:50	14:06
どんがホール前	7:53	14:09
役場	7:54	14:10
細谷医院前	7:55	14:11
ひな市通り東	7:56	14:12
下工	7:58	14:14
サハトべに花	7:59	14:15
役場	8:04	14:20

東部線

停留所名	1便	2便
役場		11:15
どんがホール前		11:16
ひな産直センター前		11:19
べに花温泉		11:20
河北病院		11:25
河北中学校前		11:28
役場		11:30
細谷医院前		11:31
ひな市通り東		11:32
押切		11:34
舞台		11:36
吉野		11:38
荒小屋	7:47	11:41
吉野	7:49	11:44
舞台	7:51	11:46
押切	7:53	11:48
ひな市通り東	7:55	11:50
細谷医院前	7:56	11:51
役場	7:57	11:52
河北中学校前	8:00	
河北病院	8:03	

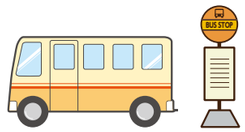

《各種料金》

●乗車料金	：全路線共通	200円	（高校生以下	100円）
●回数券（11回券）：		2,000円	（高校生以下	1,000円）
●定期券	：1ヵ月定期券	7,000円	（高校生以下	3,500円）
	3ヵ月定期券	19,950円	（高校生以下	9,980円）
	6ヵ月定期券	37,800円	（高校生以下	18,900円）

●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は各種手帳、満75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証等の年齢のわかるものを運転手にご提示いただきますと**上記料金の半額**で乗車できます。

●回数券は「車内と役場 まちづくり推進課」、定期券は「役場 まちづくり推進課」にて、それぞれお求めになれます。

●「他市町路線バス及び山交バス」では、河北町の回数券及び定期券は、使えません。

●「他市町村路線バス及び山交バス」の料金等については、直接お問合わせください。

《運行日》

●北部線・西部線・南部線・東部線……平日のみ運行

●東根線　平日便……平日のみ運行

　土日祝日便……元旦を除く土日祝日のみ運行

注）東根市市民バス河北線のべにばな温泉停留所は、ひな産直センター西側道路沿いにありますのでご注意ください。

【フリー乗降制度について】

停留所に限らず、路線内どこでも乗り降りできます！

（国道２８７号中央分離帯設置箇所は除きます。）

※「他市町路線バス及び山交バス」は、河北町内ではフリー乗降はしておりません。

《乗降のしかた》

●乗車の際は、運転手にわかるように手を上げるなど合図をしてください。

●降車の際は、運転手に声をかけてください。

※事故防止のため急停車はできませんので、ご了承ください。

※道路状況や悪天候、その他の事由により遅れる場合があります。

※河北町路線バスの定員は9人以内でジャンボタクシー等の車両になります。

※各路線の「ひな産直センター前」へは1月1日から1月3日は停車しません。

問い合わせ先

<河北町営路線バス>

まちづくり推進課生活環境係　**電話：0237−73−2111**

（裏面にも他市町路線バス及び山交バスの時刻表を記載しております。）

他市町路線バス及び山交バス時刻表

（令和５年４月１日改正）

山交バス（平日便）

運休日：土日祝日・8月13日～16日・12月29日～1月3日

寒河江～谷地線　　②のみ1月・2月は「谷地」バス停始発

停留所	①	(特)	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
河北病院	6:10	—	7:20	8:35	9:20	11:10	12:45	14:35	15:45	16:40	17:20	18:30
ひなの湯・産直センター前	6:13	6:48	7:23	8:38	9:23	11:13	12:48	14:38	15:48	16:43	17:23	18:33
谷地	6:17	6:52	7:27	8:42	9:27	11:17	12:52	14:42	15:52	16:47	17:27	18:37
ヨークタウン河北	6:20	6:55	7:30	8:45	9:30	11:20	12:55	14:45	15:55	16:50	17:30	18:40
サハトべに花	6:22	6:57	7:32	8:47	9:32	11:22	12:57	14:47	15:57	16:52	17:32	18:42
谷地高校前	6:24	6:59	7:34	8:49	9:34	11:24	12:59	14:49	15:59	16:54	17:34	18:44
河北病院西口	6:26	7:01	7:36	8:51	9:36	11:26	13:01	14:51	16:01	16:56	17:36	18:46
総合支庁前	6:33	7:08	7:43	8:58	9:43	11:33	13:08	14:58	16:08	17:03	17:43	18:53
寒河江市役所前	6:34	7:10	7:44	8:59	9:44	11:34	13:09	14:59	16:09	17:04	17:44	18:54
寒河江駅前	6:38	7:17	7:50	9:05	9:50	11:40	13:15	15:05	16:15	17:10	17:50	19:00

停留所	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
寒河江駅前	8:00	10:00	12:30	13:15	15:10	16:15	17:25	18:10	19:20
寒河江市役所前	8:02	10:02	12:32	13:17	15:12	16:17	17:27	18:12	19:22
総合支庁前	8:05	10:05	12:35	13:20	15:15	16:20	17:30	18:15	19:25
河北病院西口	8:12	10:12	12:42	13:27	15:22	16:27	17:37	18:22	19:32
谷地高校前	8:13	10:13	12:43	13:28	15:23	16:28	17:38	18:23	19:33
サハトべに花	8:15	10:15	12:45	13:30	15:25	16:30	17:40	18:25	19:35
ヨークタウン河北	8:17	10:17	12:47	13:32	15:27	16:32	17:42	18:27	19:37
谷地	8:20	10:20	12:50	13:35	15:30	16:35	17:45	18:30	19:40
ひなの湯・産直センター前	8:24	10:24	12:54	13:39	15:34	16:39	17:49	18:34	19:44
河北病院	8:27	10:27	12:57	13:42	15:37	16:42	17:52	18:37	19:47

(特) 特急山形駅前行き（山形自動車道経由）

山交バス（土曜便）

運休日：平日・日曜日・8月13日～16日・12月29日～1月3日

寒河江～谷地線

停留所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
河北病院	8:35	9:30	10:40	12:45	13:45	15:45	17:20
ひなの湯・産直センター前	8:38	9:33	10:43	12:48	13:48	15:48	17:23
谷地	8:42	9:37	10:47	12:52	13:52	15:52	17:27
ヨークタウン河北	8:45	9:40	10:50	12:55	13:55	15:55	17:30
サハトべに花	8:47	9:42	10:52	12:57	13:57	15:57	17:32
谷地高校前	8:49	9:44	10:54	12:59	13:59	15:59	17:34
河北病院西口	8:51	9:46	10:56	13:01	14:01	16:01	17:36
総合支庁前	8:58	9:53	11:03	13:08	14:08	16:08	17:43
寒河江市役所前	8:59	9:54	11:04	13:09	14:09	16:09	17:44
寒河江駅前	9:05	10:00	11:10	13:15	14:15	16:15	17:50

停留所	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
寒河江駅前	8:00	10:00	12:30	14:05	15:10	16:15	17:25	18:10
寒河江市役所前	8:02	10:02	12:32	14:07	15:12	16:17	17:27	18:12
総合支庁前	8:05	10:05	12:35	14:10	15:15	16:20	17:30	18:15
河北病院西口	8:12	10:12	12:42	14:17	15:22	16:27	17:37	18:22
谷地高校前	8:13	10:13	12:43	14:18	15:23	16:28	17:38	18:23
サハトべに花	8:15	10:15	12:45	14:20	15:25	16:30	17:40	18:25
ヨークタウン河北	8:17	10:17	12:47	14:22	15:27	16:32	17:42	18:27
谷地	8:20	10:20	12:50	14:25	15:30	16:35	17:45	18:30
ひなの湯・産直センター前	8:24	10:24	12:54	14:29	15:34	16:39	17:49	18:34
河北病院	8:27	10:27	12:57	14:32	15:37	16:42	17:52	18:37

山交バス（平日便）

運休日：土日祝日・8月13日～16日・12月29日～1月3日

河北病院～公立病院線　　⑤のみ1月・2月は「谷地」バス停始発

停留所	①	②	③	④	停留所	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
公立病院前	10:10	12:40	16:30	18:35	河北病院	7:10	8:30	11:40	15:00	17:30
村山駅前	10:15	12:45	16:35	18:40	南部小学校前	7:13	8:33	11:43	15:03	17:33
村山市役所前	10:19	12:49	16:39	18:44	谷地	7:15	8:35	11:45	15:05	17:35
碁点	10:25	12:55	16:45	18:50	河北町役場前	7:16	8:36	11:46	15:06	17:36
北谷地小学校前	10:37	13:07	16:57	19:02	改目	7:18	8:38	11:48	15:08	17:38
改目	10:39	13:09	16:59	19:04	北谷地小学校前	7:20	8:40	11:50	15:10	17:40
河北町役場前	10:41	13:11	17:01	19:06	碁点	7:33	8:53	12:03	15:23	17:53
谷地	10:42	13:12	17:02	19:07	村山市役所前	7:39	8:59	12:09	15:29	17:59
南部小学校前	10:43	13:13	17:03	19:08	村山駅前	7:44	9:04	12:14	15:34	18:04
河北病院	10:46	13:16	17:06	19:11	公立病院前	7:48	9:08	12:18	15:38	18:08

東根市市民バス

運休日：土日祝日・12月31日～1月3日

河北線

停留所名	1便	2便
さくらんぼ東根駅	7:04	16:40
野田	7:12	16:45
三ツ屋	7:14	16:47
羽入	7:16	16:49
藤助新田中	7:19	16:52
サンコーポラス河北前	7:25	16:58
県立河北病院	7:28	17:01
河北中学校	7:31	17:02
どんがホール前	7:33	17:04
南部小学校前	7:35	17:06
べにばな温泉前	7:36	17:07
藤助新田中	7:43	17:14
羽入	7:46	17:17
三ツ屋	7:47	17:19
野田	7:49	17:21
まなびあテラス	8:01	↓
一本木中央	8:03	↓
さくらんぼ東根駅	8:04	17:28

※朝の1便目が通学に便利な時間帯になっております。

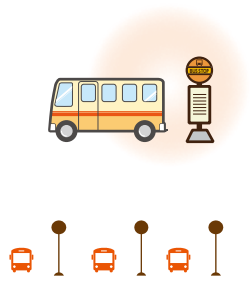

村山市市営バス

運休日：土日祝日・12月29日～1月3日

富並～河北病院線

停留所名	1便	2便	停留所名	3便	4便
大高根保育園	–	9:00	河北町どんがホール	13:10	16:50
富並小学校前	–	9:01	河北中学校	13:11	16:51
富並	–	9:02	河北病院	13:12	16:52
深沢	7:35	9:05	谷地高校前	13:15	16:55
長島	7:38	9:08	サハトべに花	13:17	16:57
宮下口	7:39	9:09	羽根田医院前	13:23	17:03
白鳥	7:40	9:10	稲下	13:25	17:05
土海在家	7:42	9:12	戸沢小学校	13:26	17:06
戸沢小学校	7:44	9:14	土海在家	13:28	17:08
稲下	7:45	9:15	白鳥	13:30	17:10
羽根田医院前	7:47	9:17	宮下口	13:31	17:11
サハトべに花	7:53	9:23	長島	13:32	17:12
谷地高校前	7:55	9:25	深沢	13:35	17:15
河北病院	7:58	9:28	富沢	13:38	17:18
河北中学校	7:59	9:29	富並小学校前	13:39	17:19
河北町どんがホール	8:00	9:30	大高根保育園	13:40	17:20

バス運行経路図

○停留場所　　東部線　　北部線

●停留場所(4/1～11/30)　　西部線　　南部線　　東根線

全体経路図

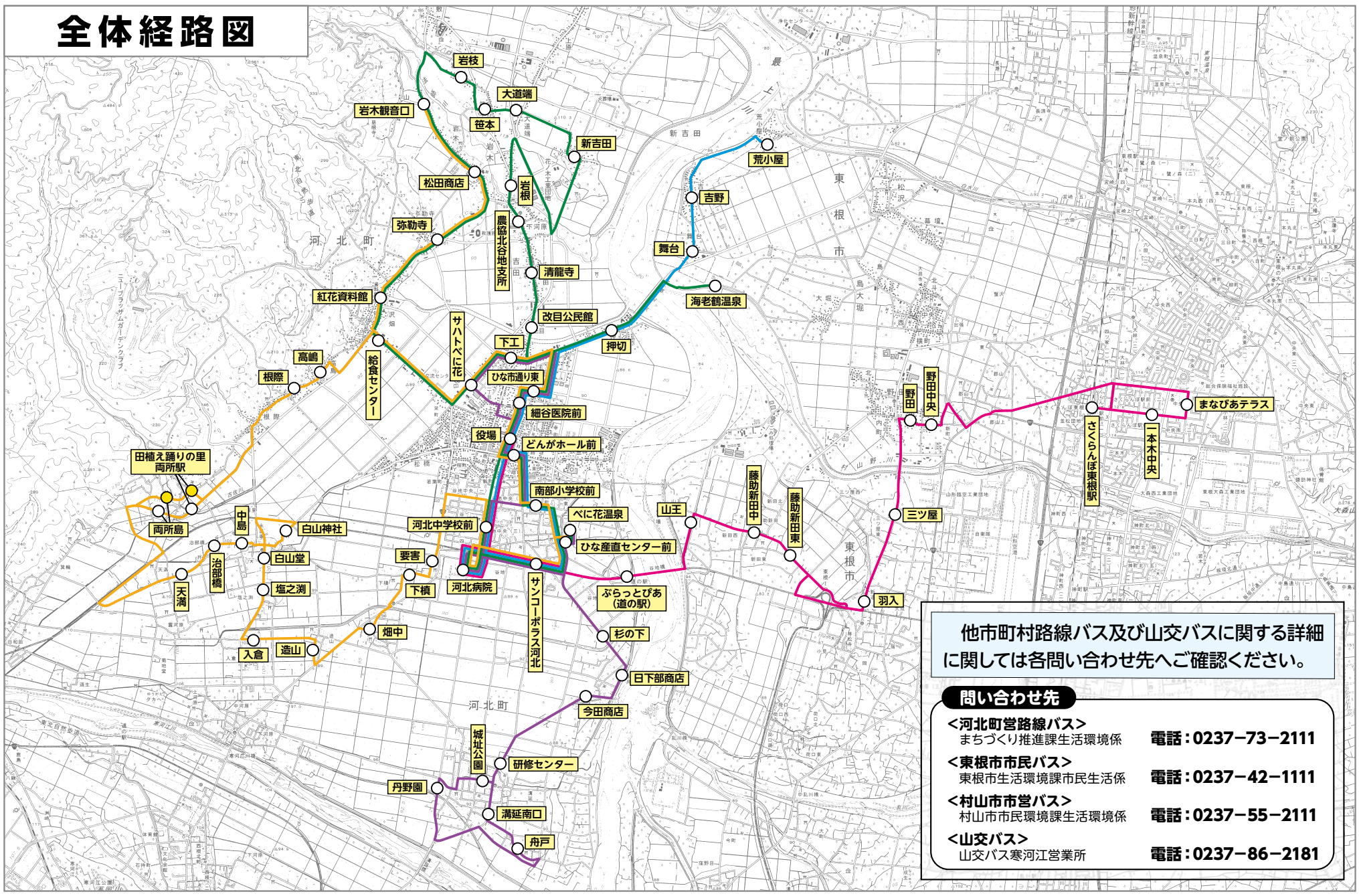

他市町村路線バス及び山交バスに関する詳細に関しては各問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先

<河北町営路線バス>
まちづくり推進課生活環境係　　**電話：0237−73−2111**

<東根市市民バス>
東根市生活環境課市民生活係　　**電話：0237−42−1111**

<村山市市営バス>
村山市市民環境課生活環境係　　**電話：0237−55−2111**

<山交バス>
山交バス寒河江営業所　　**電話：0237−86−2181**

321　西村山郡河北町　Nishimurayama-gun Kahoku-cho

H27

市町村境界図及び人口集中地区境界図

Boundary Maps of *Shi*, *Machi*, *Mura* and Densely Inhabited Districts

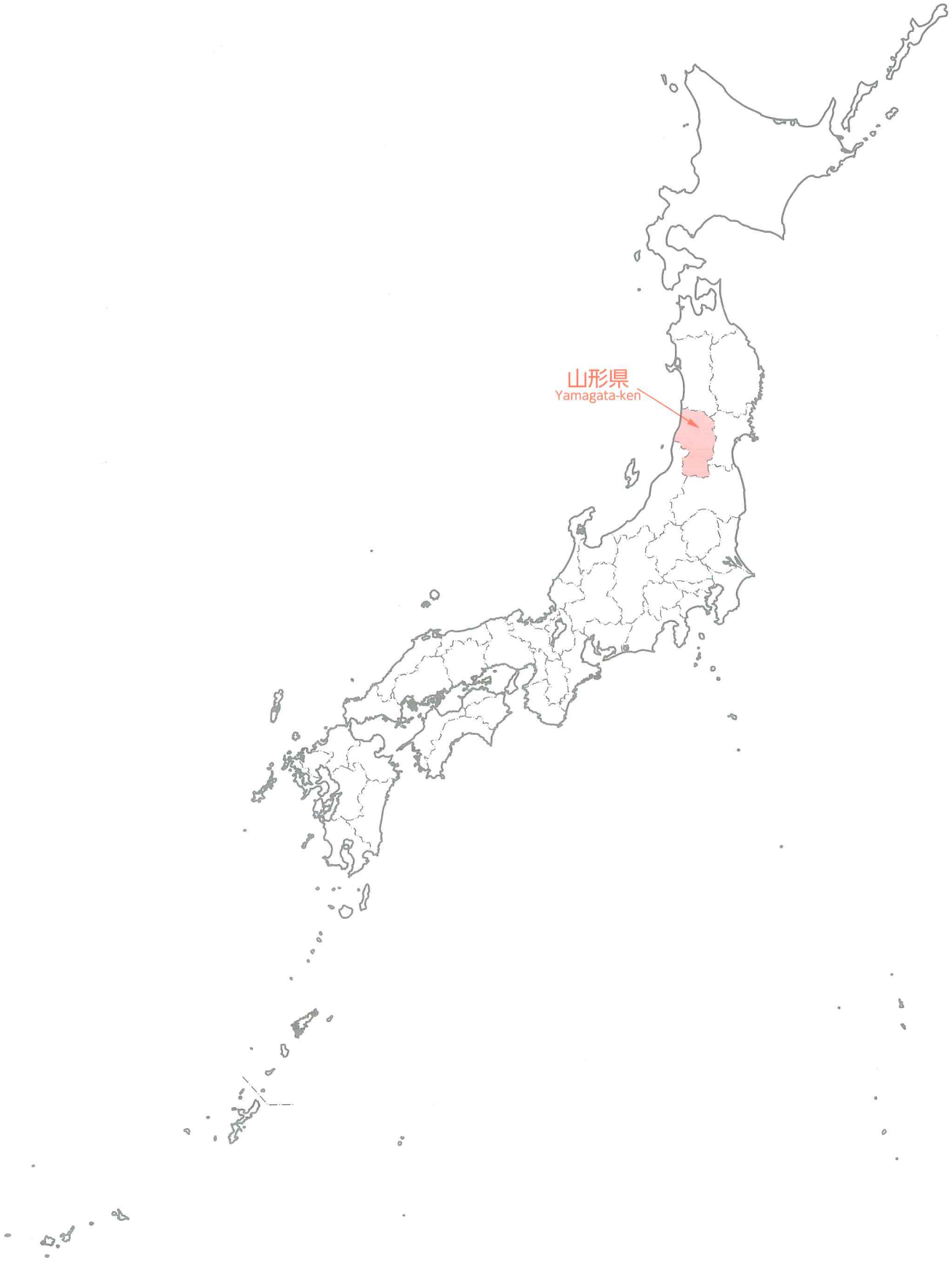

人口集中地区境界図

Boundary Maps of Densely Inhabited Districts

凡　例　Legend

当該市区町村に属する人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID contained in shi, ku, machi or mura concerned.

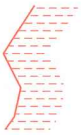

当該市区町村に属さない人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID not contained in shi, ku, machi or mura concerned.

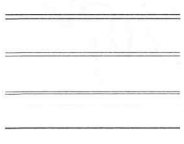

道　　路　　Road

小　　径　　Path

J　R　線　　JR railway line

私鉄線又は特殊線　　Other railway line

縮　尺　Scale

1:50,000

0　1　2　3　4km

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を使用した。
（承認番号　平27情使、第49-GISMAP36191号）

H27

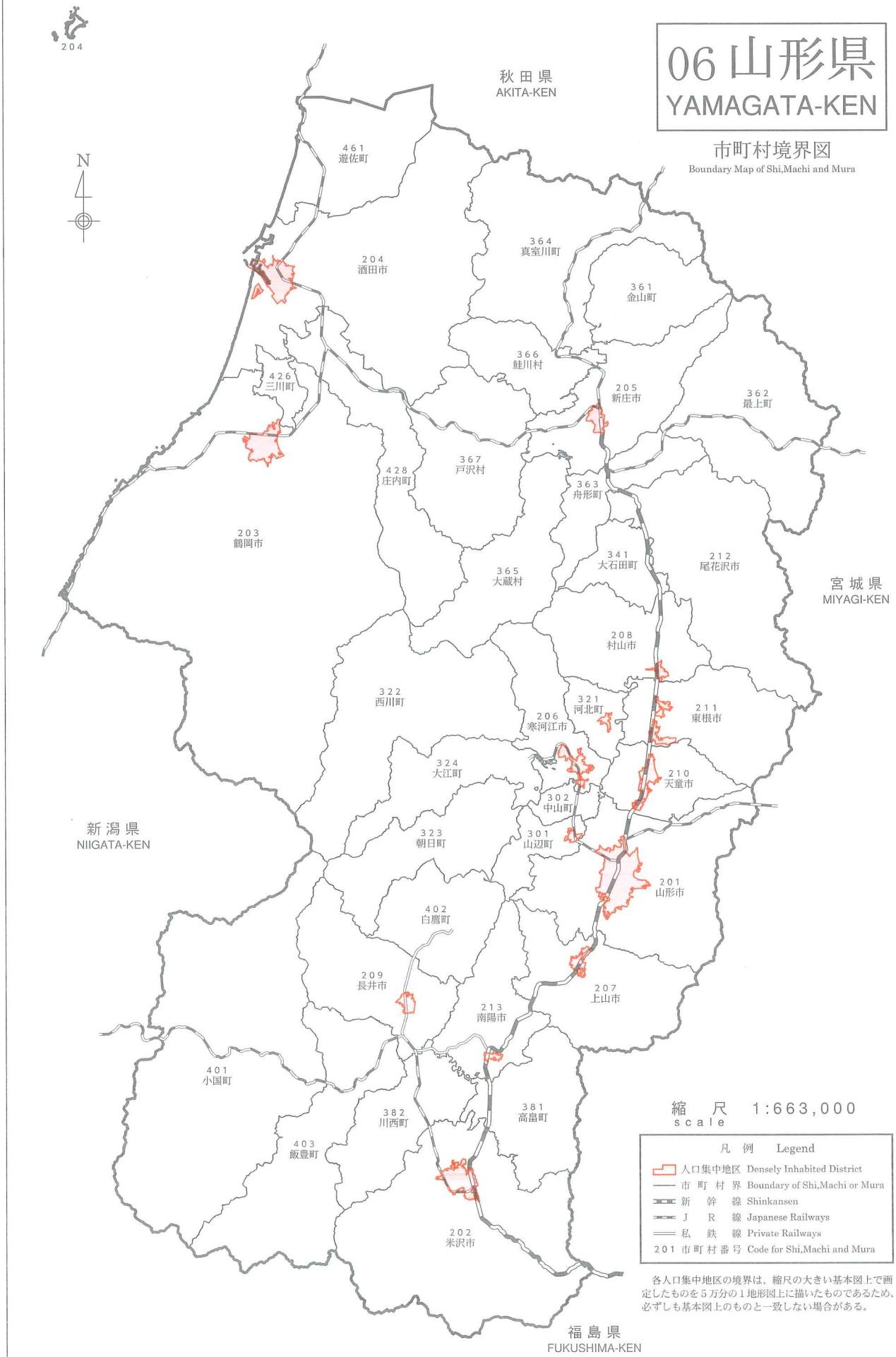
06 山形県
YAMAGATA-KEN
市町村境界図
Boundary Map of Shi,Machi and Mura
N
秋田県
AKITA-KEN
宮城県
MIYAGI-KEN
新潟県
NIIGATA-KEN
福島県
FUKUSHIMA-KEN
204
461 遊佐町
204 酒田市
364 真室川町
361 金山町
366 鮭川村
426 三川町
205 新庄市
362 最上町
428 庄内町
367 戸沢村
363 舟形町
203 鶴岡市
365 大蔵村
341 大石田町
212 尾花沢市
208 村山市
322 西川町
321 河北町
206 寒河江市
211 東根市
324 大江町
210 天童市
302 中山町
323 朝日町
301 山辺町
201 山形市
402 白鷹町
209 長井市
207 上山市
213 南陽市
401 小国町
382 川西町
381 高畠町
403 飯豊町
202 米沢市
縮尺 1:663,000
scale
凡例 Legend
人口集中地区 Densely Inhabited District
市町村界 Boundary of Shi,Machi or Mura
新幹線 Shinkansen
JR線 Japanese Railways
私鉄線 Private Railways
201 市町村番号 Code for Shi,Machi and Mura
各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。

321 西村山郡河北町 Nishimurayama-gun Kahoku-cho

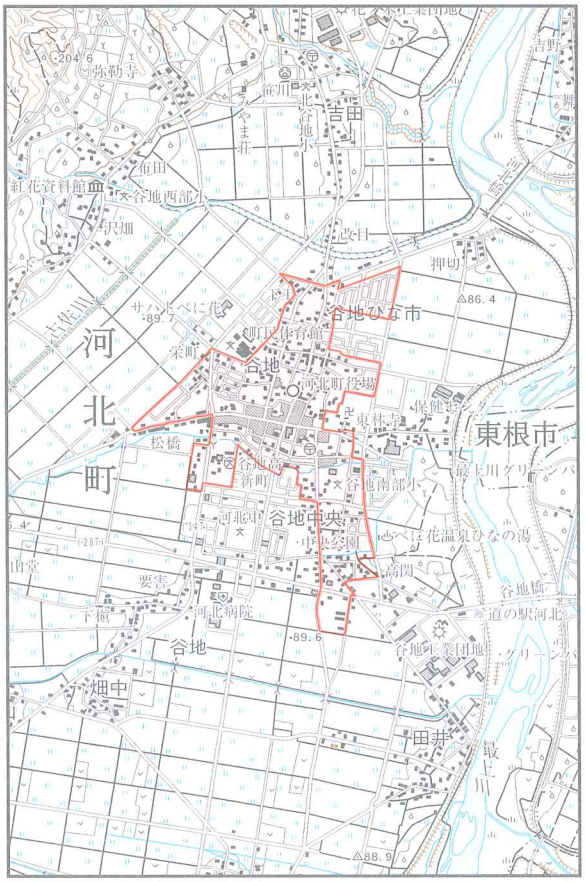

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　西川町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（西川町）
・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（西川町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（西川町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（西川町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（西川町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、西川町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（西川町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（西川町）
・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る（西川町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・西川町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 607 人、県内 549 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・西川町の目標値（目標年度 R6 年度末）
12.26 回／人（直近年度の実績 55,419 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

別　紙

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 0 円）

・西川町目標値（目標年度 R6 年度末）
路線バス　　：3,954 万円（直近年度の実績 4,753 万円）
デマンド型乗合タクシー：　683 万円（直近年度の実績 283 万円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数：55,032 人以上
（直近年度の実績 55,419 人）
町営路線バスの収支率：32.6%以上（直近年度の実績 29.0%）
町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下（直近年度の実績 4,753 万円）

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数：106 人以上（直近年度の実績 281 人）
デマンド型乗合タクシーの収支率：42.6%以上（直近年度の実績 0.6%）
デマンド型乗合タクシーの町負担額 683 万円以下（直近年度の実績 283 万円）

〇事業の効果
・上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

別　紙

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会 ＜令和４年度＞ ・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 ・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ＜令和５年度＞ ・令和５年６月 28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について 〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山） ＜令和４年度＞ ・開催なし ＜令和５年度＞ ・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ） （日付は書面報告日） 〇 西川町地域公共交通活性化協議会 ＜令和４年度＞ ・令和４年９月29日：（書面協議）：町地域公共交通計画に基づき実施する事業報告 〇 その他 ・令和４年７月28日：対話会「路線バス･交通の対話会」の実施 ・令和４年11月７日：対話会「路線バス･交通の対話会（道の駅にしかわ寒河江駅線、羽前高松駅･県立病院線等通学路線）」の実施

別　紙

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運行業者からの状況聞取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。

さらに、全年齢層の町民を対象に対話会を 2 回開催し、町営路線バスのダイヤ改正、デマンド型乗合タクシーの増便など買い物や通院・通学等、利便性向上のため町民ニーズベースの施策を実施している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西村山郡西川町大字海味 510 番地
（所　属）企画財政課企画係
（氏　名）渡辺　亮太
（電　話）0237-74-4402
（e-mail）kikaku@town.yamagata-nishikawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしかわ）		西川町内		往　km 復　km	240日	960回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしかわ）		西川町内		往　km 復　km	240日	960回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	240日	1440回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしかわ）		西川町内		往　km 復　km	240日	960回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西川町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	4,956
交通不便地域等	4,956

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
4,956	町内全地区	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和５年度 西川町デマンド型乗合タクシー

のってあべ

各ルート午後の便を増便しました！！

デマンド（予約）型乗合タクシーとは？

・・・ 自宅と目的地の間を通院、買い物などに利用できる交通手段です。
通常のタクシーとは異なり、決まった時間に、他の利用者と乗り合いで各目的地まで運行します。

登録方法

★まずは事前登録をお願いします！

◎西川町に住所を有する方であれば、どなたでもOK
※原則、一人で乗り降りできる方
※未就学児の場合は、保護者等の同伴が必要です。

◎別紙「西川町デマンド型乗合タクシー利用登録申請書」を役場町民税務課（☎74-4118）または月山観光タクシー(株)へ提出してください。
※障がいをお持ちの方は、障がい者手帳もあわせて提示をお願いします。

※一度登録したことがある方は、再度登録する必要はございません。

利用方法

①電話で予約をします。

月山観光タクシー(株)（☎74-2310）へ電話予約をしてください。

※氏名、住所、利用日時、乗降場所をお伝えください。

★７時台～９時台の便…前日の１７時まで

★上記以外の便…当日の９時まで　必ず予約をお願いします。

②予約時間前に乗車場所で待機します。
③ほかの利用者と乗合で目的地に向かいます。

〔運行内容・時刻は裏面へ〕

運行内容

大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）

出発 ―― 経由 ―→ 到着

行き	根子～原	黒淵～桧原	本道寺～月岡	横岫～石倉	水沢～綱取	拠点施設
★①	7:45	7:50頃	8:05頃	8:10頃	8:15頃	8:30頃
★②	9:15	9:20頃	9:35頃	9:40頃	9:45頃	10:00頃
③	13:00	13:05頃	13:20頃	13:25頃	13:30頃	13:45頃
帰り	拠点施設	水沢～綱取	横岫～石倉	本道寺～月岡	黒淵～桧原	根子～原
①	10:30	10:45頃	10:50頃	10;55頃	11:10頃	11:15頃
②	12:00	12:15頃	12:20頃	12:25頃	12:40頃	12:45頃
③	14:15	14:30頃	14:35頃	14:40頃	14:55頃	15:00頃

小山ルート（小山、入間、沼山、原）

出発 ―― 経由 ―→ 到着

行き	軽井沢～石畑	新田～前野	日影～沼山（田代）	沼山～原	拠点施設
★①	8:00	8:10頃	8:15頃	8:20頃	8:30頃
★②	9:00	9:10頃	9:15頃	9:20頃	9:30頃
③	12:15	12:25頃	12:30頃	12:35頃	12:45頃
帰り	拠点施設	沼山～原	日影～沼山（田代）	新田～前野	軽井沢～石畑
①	10:30	10:40頃	10:45頃	10:50頃	11:00頃
②	11:35	11:45頃	11:50頃	11:55頃	12:05頃
③	13:00	13:10頃	13:15頃	13:20頃	13:30頃

岩根沢・小沼ルート（岩根沢、小沼）

出発 ―― 経由 ―→ 到着

行き	小沼	岩根沢	拠点施設
★①	8:10	8:20頃	8:30頃
★②	9:20	9:30頃	9:40頃
③	12:05	12:15	12:25頃
帰り	拠点施設	岩根沢	小沼
①	10:30	10:40頃	10:50頃
②	11:35	11:45頃	11:55頃
③	13:30	13:40頃	13:50頃

注）★印は前日の１７時まで予約をしてください。（無印は当日の９時まで予約してください。）

注）他の利用者と乗り合いのため、記載されている時間は目安の時間となります。あらかじめご了承ください。

東部（間沢、海味、睦合、吉川）・道の駅にしかわルート

	出発 自宅又は拠点施設	到着 自宅又は拠点施設
★①	8:40	9:00頃
★②	9:50	10:10頃
③	10:55	11:15頃
④	13:00	13:20頃

※東部ルートは、拠点施設間の利用も可能です。

運賃は、乗車時に
お支払いください。

❑運賃

１人１乗車　**３００円**　※障がい者の方は半額、中学生以下は無料です。

❑運行区間

自宅と睦合・海味・間沢地内の拠点施設（公共施設・医療機関・金融機関・店舗等）及び「道の駅にしかわ」の間を運行します。 ☞P4 をご参照ください

❑運行日

月曜日から金曜日

（土曜・日曜・祝日、８月 13 日～８月 16 日、12 月 29 日～１月３日は運休）

❑運行ルート・時刻

４ルート　（各ルートの運行時刻は左記のとおり）

❑利用上の注意

◎時間に余裕をもってご予約ください。
（左記以外の時間をご希望の場合は、通常のタクシーをご利用ください。）

◎予約した内容に変更がある場合やキャンセルされる場合は、すぐに月山観光タクシー㈱（☎0237-74-2310）へご連絡ください。

◎乗降箇所は、各１箇所のみとなります。
（自宅→目的地→目的地のように、２箇所以上の立ち寄りはできません。）

～　乗合タクシーの使用例　～

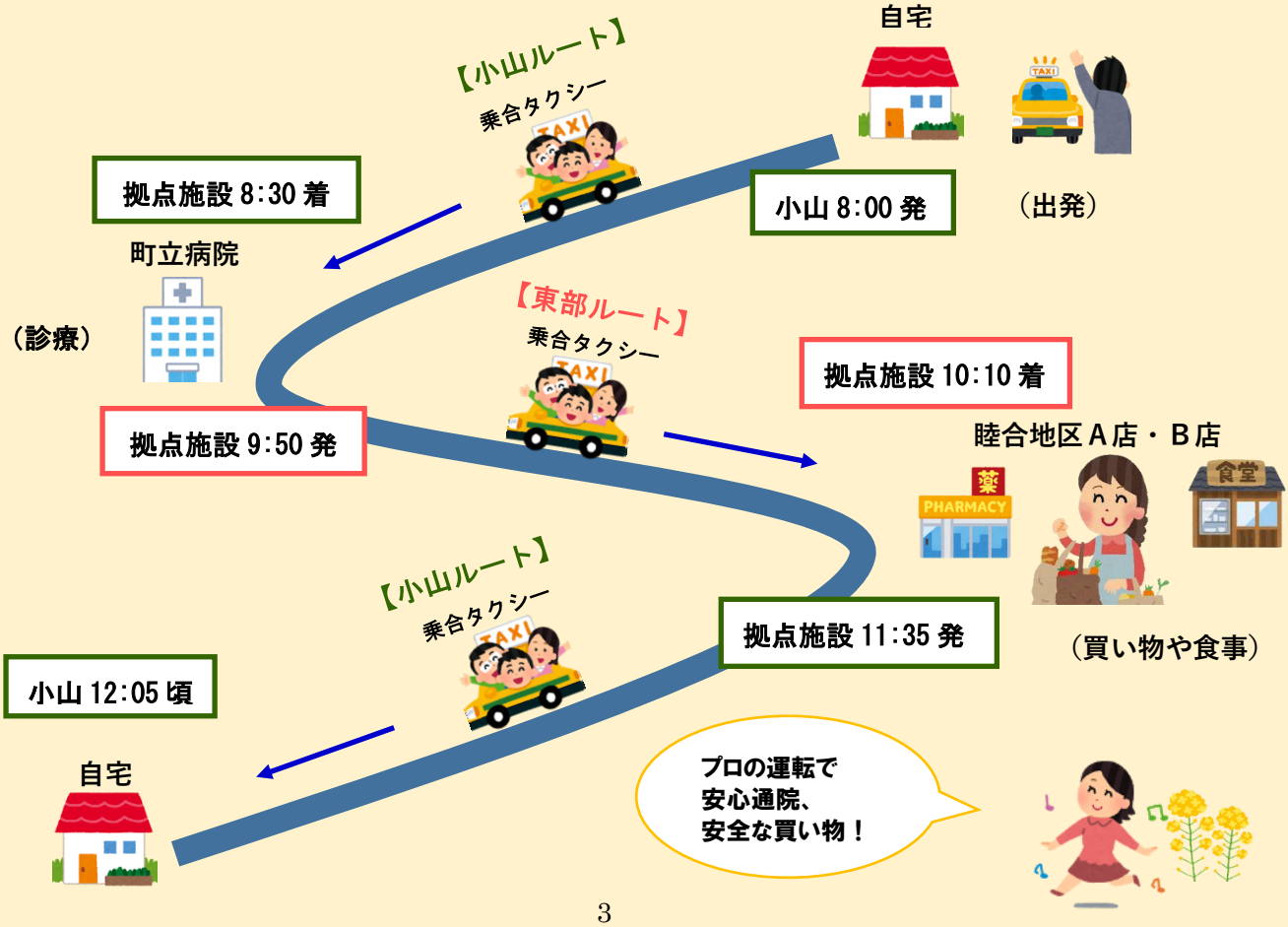

西川町デマンド（予約）型乗合タクシー　主な拠点施設（目的地）

◎睦合・海味・間沢地内の事業所等と「道の駅にしかわ」が目的地となります。

No.	地区	施設等名称	No.	地区	施設等名称
公共施設等			**金融機関等**		
1	海味	西川町役場	16	海味	ＪＡ西川支所
2		西川町立病院	17		西川郵便局
3		西川町保健センター	18	間沢	間沢郵便局
4		老人福祉センター	19		山形銀行　西川支店
5		にしかわ保育園	20		きらやか銀行　間沢支店
6		西川小学校	**医療機関、福祉施設、接骨院等**		
7		西川駐在所	21	睦合	佐藤接骨院
8		西川町商工会	22		渡辺接骨院
9		西川町土地改良区	23	海味	ケアハイツ西川
10		西村山地方森林組合	24		とこしえ西川
11	間沢	交流センターあいべ	25		大沼歯科医院
12		月山観光タクシー	26		桜井歯科医院
13	水沢	道の駅にしかわ	27	間沢	荒木接骨院
14		睦合・海味・間沢地区公民館・集会所	28		陰陽堂治療院
			調剤薬局		
15		睦合・海味・間沢地区路線バス停留所	29	海味	ブナの森　高取薬局
			30		ら・ふらんす調剤薬局　西川店
飲食店					
31	睦合	まるきや	37	間沢	玉貴
32		武兵ェそば	38		加登屋
33		十三時	39		美どり亭
34	海味	六十里越ドライブイン	40		そば処一松
35		ひょうたん	41		美味しんぼ　あきば
36	間沢	出羽屋	42		山六食堂
店　舗					
43	睦合	玉谷製麺所	60	海味	理容みやま
44		まるろく	61		やました美容室
45		設楽酒造店	62		かしわぐら理容館
46		セブンイレブン西川町睦合店	63		亀屋理容所
47		黒坂理容所	64		オリーブ
48		コメリハード&グリーン　西川店	65	間沢	さらぬま
49		薬王堂　山形西川店	66		三澤商店
50	海味	Ａコープ　西川店	67		マルコウ
51		フレッシュマート　シブヤ	68		黒坂商店
52		山竹商店	69		間沢美容室
53		国井商店	70		あらき精肉店
54		マルハルさとう	71		菓子処松月
55		西谷食品	72		セブンイレブン西川町間沢店
56		ニシタニ	73		理容キクチ
57		アルス	74		アラキ理容所
58		松野屋商店	75		奥山電化センター
59		産直　わかば屋	76		佐藤輪店

※順不同

・主な拠点施設の一覧ですので、その他事業所等あれば予約時にお申し出ください。
・施設名は一部（(有)(株)など）省略・通称表示しています。

<お問い合わせ先>　西川町町民税務課　生活環境係　☎0237-74-4118

印刷日：令和04年06月07日

本道寺・月岡地区

小沼地区

岩根沢地区

目的地：道の駅にしかわ

水沢地区

綱取地区

目的地:間沢、海味、睦合、吉川地区

※目的地に「吉川」を追加

入間地区

沼山・原地区

吉川地区

大井沢地区

小山地区

東部エリア：間沢、海味、睦合、吉川地区

目的地	
岩根沢・小沼ルート	
小山ルート	
大井沢ルート	
東部エリア	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平30情複、第1541号）

縮尺　1：55000

1000　500　0　1000

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　朝日町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
　・朝日町地域公共交通活性化協議会及び朝日町町民バス等運営委員会において、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）
　・GTFS-JP の作成・提供（朝日町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（朝日町）
　・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）
　・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（朝日町）
　・IC カードと町運行のバスとの連携の検討（朝日町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
　・直行バスならびにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（朝日町）
　・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付（朝日町）
　・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町

２．運行系統の概要及び運送予定者

表１のとおり

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標 2 の朝日町相当分の達成
　・県全体目標値（目標年度 R7）
　　RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
　・朝日町目標値（目標年度 R7）
　　県外 200 人、県内 900 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成
　・県全体目標値（目標年度 R7）
　　市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

別　紙

・朝日町の目標値（目標年度 R7）
3.3 回／人（直近年度の実績 19,968 人）
○山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の朝日町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・朝日町目標値（目標年度 R7）
路線バス　　：　6,100 千円（直近年度の実績 6,835 千円の約 90%）
デマンド交通：　5,200 千円（直近年度の実績 5,790 千円の約 90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）
朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：6,336 人以上（直近年度の実績 6,034 人）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：4,223 人以上（直近年度の実績 4,022 人）
デマンドタクシーの年間利用者数：10,408 人以上（直近年度の実績 9,912 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：32%（直近年度の実績 31%）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：32%（直近年度の実績 31%）
デマンドタクシーの収支率：10%（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：3,690 千円（直近年度の実績 4,101 千円）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,460 千円（直近年度の実績 2,734 千円）
デマンドタクシーへの朝日町負担額：5,211 千円（直近年度の実績 5,790 千円）
○事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者や高校生等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
○上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の３路線について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた 12,625,000 円を朝日町で負担している。
また、３路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

町内を運行するデマンドタクシーについては、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全性の確保と費用負担軽減のために小型車両(現行同様ハイエース)を購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標 2 の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・朝日町目標値（目標年度 R7）

県外 200 人、県内 900 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・朝日町の目標値（目標年度 R7）

3.3 回／人（直近年度の実績 19,968 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通　：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・朝日町目標値（目標年度 R7）

路線バス　　：　6,100 千円（直近年度の実績 6,835 千円の約 90%）

デマンド交通：　5,200 千円（直近年度の実績 5,790 千円の約 90%）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：6,336 人以上（直近年度の実績 6,034 人）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：4,223 人以上（直近年度の実績 4,022 人）

デマンドタクシーの年間利用者数：10,408 人以上（直近年度の実績 9,912 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：32%（直近年度の実績 31%）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：32%（直近年度の実績 31%）

デマンドタクシーの収支率：10%（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：3,690 千円（直近年度の実績 4,101 千円）

別　紙

朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,460 千円（直近年度の実績 2,734 千円）
デマンドタクシーへの朝日町負担額：5,211 千円（直近年度の実績 5,790 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者や高校生等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

（２）事業の効果

デマンドタクシーを維持することにより交通弱者の日常生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、高齢化が進んでいる中、高齢者の方の外出促進に繋がり健康維持を図ることができる。
デマンドタクシーは計４台(予備車１台)で運行しており、定期的なメンテナンスを行っているが修繕費の負担が大きくなっていることから購入することによるコストの削減、安定的・効率的な運行形態が可能となる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表１０に記載のとおり(令和６年度からの２年間で２台ずつ計４台購入する。)。

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表１０に記載のとおり

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和 4 年度＞
・開催なし
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 5 月 30 日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について(報告のみ)
（日付は書面報告日）

別　紙

○ 朝日町地域公共交通活性化協議会
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 20 日(第１回)：令和 5 年度生活交通確保維持改善計画の策定について
令和３年度協議会収支決算について(書面協議)
・令和 5 年 3 月 10 日(第２回)：令和５年度運行計画について
＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月　 日(第１回)：市町村運営有償運送の登録の更新について

１０．利用者等の意見の反映状況

朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和 5 年 2 月 3 日）し、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表５のとおり

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115
（所　属）朝日町役場
（氏　名）皆川 佳穂
（電　話）0237-67-2112
（e-mail）chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5 km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	4880回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9 km 復 km	294日	147回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5 km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	4880回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9 km 復 km	293日	146.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5 km	242日	363回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	242日	4880回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝日町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6,366
交通不便地域等	6,366

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6,366	朝日町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表10　車両の取得計画の概要（自家用有償に係る車両購入）（地域内フィーダー系統）

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別	乗車定員	購入年月
朝日町	朝日町	1	(3)　朝日町デマンド型タクシー	小型自動車	10	R6
	朝日町	2	(3)　朝日町デマンド型タクシー	小型自動車	10	R6
		3	(　)			
		4	(　)			
		5	(　)			

○講習の受講（車両を取得し、講習を受講する場合のみ）

受講予定者数	0

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。（道路運送車両法施行規則　別表第一）

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。
なお、立席は座席を除いた面積を1人当あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

朝日町デマンド型タクシー　運行計画図　　表1　添付資料

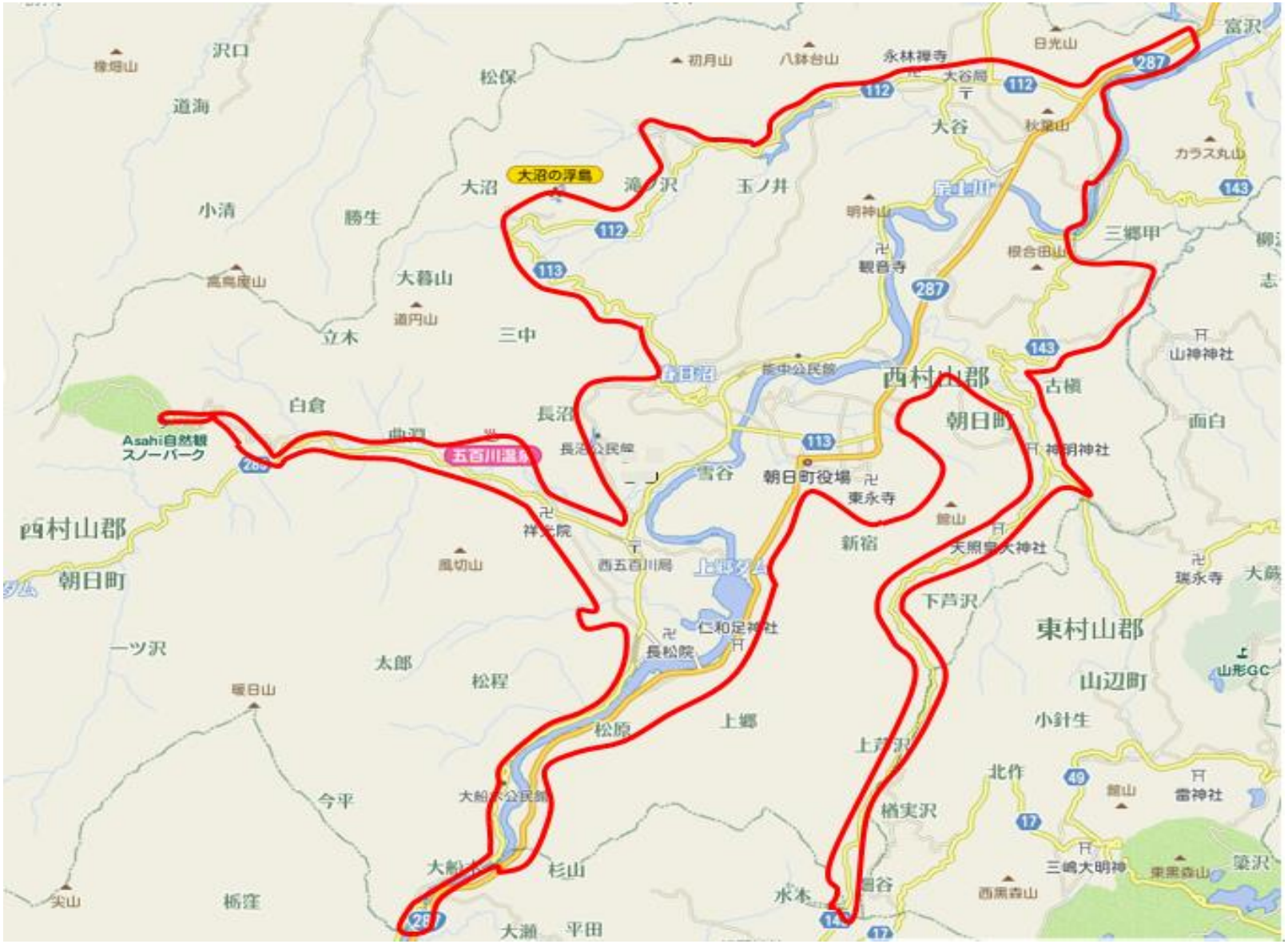

朝日町・山形市間直行バス　運行経路図

表1　添付資料

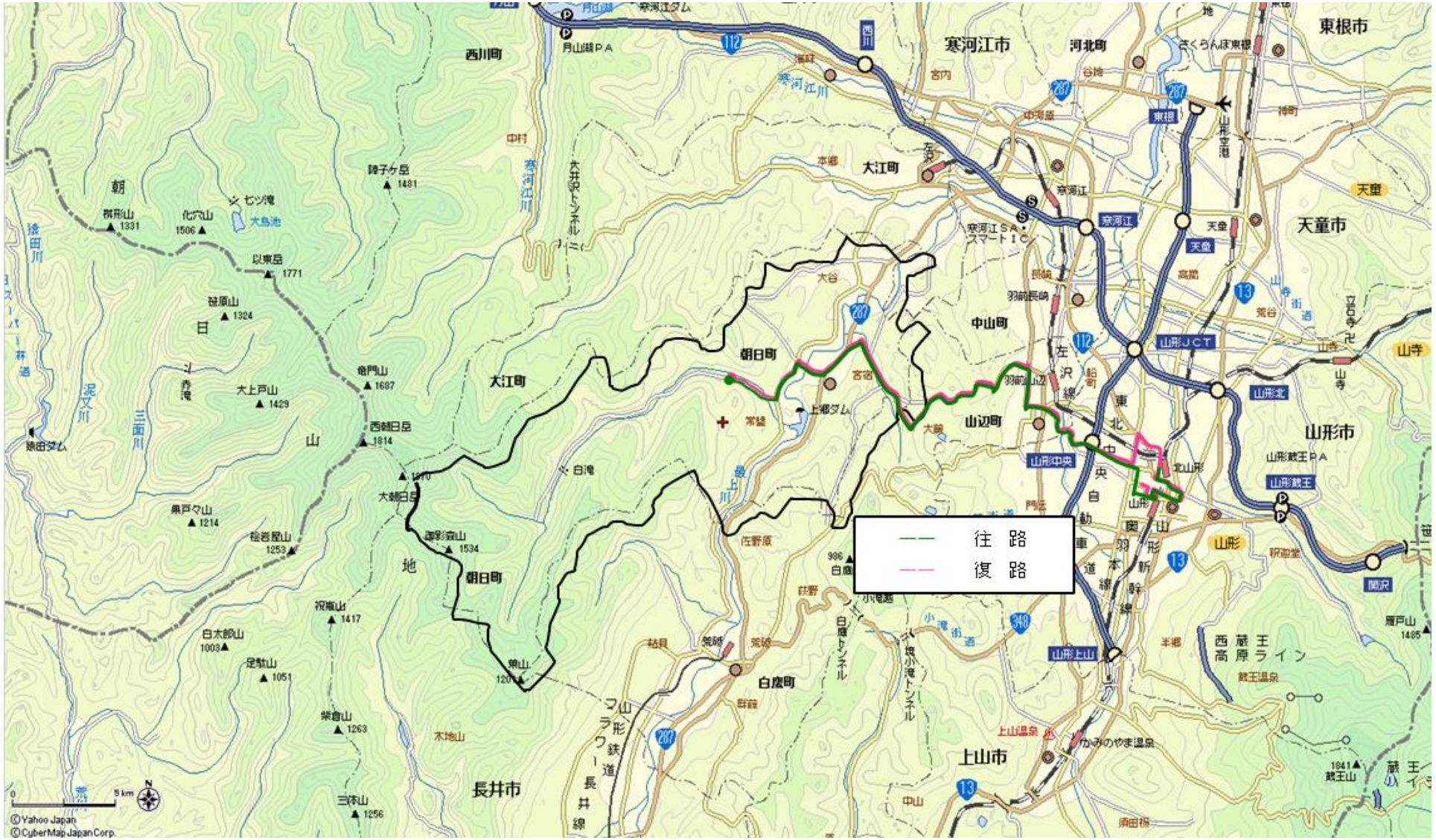

添付資料　時刻表

朝日町･山形市間直行バス　運行時刻表

【 運行時刻 】

往 路（朝日町 → 山形市）月～土			
	バ　ス　停	3月～11月 時刻	12月～2月 時刻
乗車専用	太郎公民館	6:33	6:23
	太　郎	6:34	6:24
	新　崩	6:35	6:25
	水　口	6:36	6:26
	西小前	6:36	6:26
	発電所前	6:37	6:27
	旧農協支所前	6:38	6:28
	双葉住宅団地前	6:38	6:28
	西船渡	6:39	6:29
	助ノ巻	6:40	6:30
	西　町	6:41	6:31
	朝日町役場前	6:42	6:32
	本　町	6:43	6:33
	大　町	6:44	6:34
	小学校前	6:45	6:35
	前田沢	6:45	6:35
	朝日中前	6:46	6:36
	四ノ沢	6:47	6:37
	古　槇	6:49	6:39
	中　堀	6:49	6:39
	送橋警備所前	6:50	6:40
降車専用	山辺高校前	7:15	7:08
	惺山高校前	7:30	7:25
	山形商業前	7:33	7:28
	山形駅西口	7:35	7:32
	山形市役所前	7:48	7:48
	城北高校前	7:57	7:57
	北山形駅	8:00	8:00

復路（山形市→朝日町）月～金				
	バ　ス　停	１便目 時刻	２便目 時刻	３便目 時刻
乗車専用	山交バス本社前	17:00	19:05	20:40
	山形駅西口	17:05	19:10	20:43
	山形市役所前	17:10	19:15	20:47
	城北高校前	17:15	19:20	20:50
	北山形駅	17:18	19:23	20:51
	山辺高校前	17:38	19:38	21:05
降車専用	送橋警備所前	18:03	20:03	21:27
	中　堀	18:04	20:04	21:28
	古　槇	18:04	20:04	21:28
	四ノ沢	18:06	20:06	21:30
	朝日中前	18:07	20:07	21:31
	前田沢	18:08	20:08	21:32
	小学校前	18:08	20:08	21:32
	大　町	18:09	20:09	21:33
	本　町	18:10	20:10	21:34
	朝日町役場前	18:11	20:11	21:35
	西　町	18:12	20:12	21:36
	助ノ巻	18:13	20:13	21:37
	西船渡	18:14	20:14	21:38
	双葉住宅団地前	18:15	20:15	21:39
	旧農協支所前	18:15	20:15	21:39
	発電所前	18:16	20:16	21:40
	西小前	18:17	20:17	21:41
	水　口	18:17	20:17	21:41
	新　崩	18:18	20:18	21:42
	太　郎	18:19	20:19	21:43
	太郎公民館	18:20	20:20	21:44

※平日運行（月～金）。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。
　土曜日は往路（山形行き）のみ運行します。

【利用料金】　（単位：円）

乗車１回あたり	大人（高校生以上）	小人（中学生以下）	小学生未満
	５００円	２５０円	無　料

定期券	通　学				普　通			
	片　道		往　復		片　道		往　復	
		平日限定		平日限定		平日限定		平日限定
１ケ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
３ケ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
６ケ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
１ 年 定 期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券に限り、山交バス寒河江宮宿線の寒河江駅前から朝日町役場前までの区間が利用できます。（乗車口：「左沢駅」及び「寒河江駅前」）

添付資料　時刻表

デマンドタクシー「あいのり号」運行時刻表

【 運行時刻表 】

上　り （各地区発 → 宮宿行き）	順	下　り （宮宿発 → 各地区行き）
午前　８時	１番便	午前　８時４５分
午前　９時　３０分	２番便	午前　１１時
午後　０時	３番便	午後　１時
午後　１時　４５分	４番便	午後　２時　３０分
午後　４時　４５分	５番便	午後　４時　１０分

〇予約状況により、運行経路は毎回異なります。
〇順次迎えに行きますので、時間は大まかな目安ととらえてください。
〇平日運行。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。

デマンドタクシー予約センター

Tel：６７－２１７３（Fax：６７－２１９５）

初めて利用される場合は、予約センターにて利用者登録を行ってください。

利用する場合は**予約が必要**です。出発時刻の**３０分前**までにご連絡ください。

〇受付時間：平日　午前７時から 午後５時３０分 まで

【 利用料金 】

乗車１回あたり	７５才以上	高校生以上	小・中学生	小学生未満
	２００円	４００円	２００円	無　料

〇回　数　券 …… ４００円券１４枚綴り：４，０００円
２００円券１４枚綴り：２，０００円

問合せ先 ／ 朝日町政策推進課　℡６７－２１１２

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：大江町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（大江町）
・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（大江町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（大江町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（大江町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（大江町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入された交通系ＩＣカードについて、住民や来訪者への普及啓発（事業者、大江町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（大江町、事業者）
・地域間交通ネットワークと町内交通との乗換拠点となる左沢駅の整備の検討（大江町）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布（大江町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・大江町目標値（目標年度 R7）
県外 250 人、県内 1,500 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・大江町の目標値（目標年度 R7）
2.50 回／人（直近年度の実績 16,482 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績3,000千円円）

・大江町目標値（目標年度R7）

路線バス　　：13,000千円（直近年度の実績13,160千円）

デマンド交通：6,100千円（直近年度の実績6,142千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・大江町営バス柳川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：13,500人以上（直近年度の実績13,082人）
・大江町営バス柳川線の収支率：7.0%以上（直近年度の実績6.9%）
・大江町営バス柳川線への大江町負担額13,000千円（直近年度の実績13,103千円）
・大江町乗り合いタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,500人以上（直近年度の実績3,400人）
・大江町乗り合いタクシーの収支率：7.0%以上（直近年度の実績6.8%）
・大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額6,400千円（直近年度の実績6,462千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額14,080千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額7,200千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞

・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和 4 年度＞

・開催なし

＜令和 5 年度＞

・令和 5 年 5 月 30 日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

別　紙

○ 大江町地域公共交通会議
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 7 月 15 日（第 1 回）：大江町乗り合いタクシーモニター試験運行についての協議
・令和 4 年 10 月 31 日（第 2 回）：大江町営バス路線柳川線の経路変更についての協議
・令和 4 年 12 月 20 日（第 3 回）：大江町乗り合いタクシー運行事業に係る設定区域の改正についての協議
・令和 5 年 2 月 28 日（第 4 回）：山交バス路線「寒河江～宮宿線」に係る日祝便運休についての協議
大江町営バスに係る経路変更についての協議
大江町営バスに係るダイヤ改正についての協議

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）大江町大字左沢 882-1
（所　属）大江町政策推進課
（氏　名）清野　翔太
（電　話）0237-62-2118
（e-mail）　seinos@town.oe.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往21.0km 復20.8km	363日	2,300.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	363日	2,178回			区域	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往21.0km 復20.8km	362日	2294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往21.0km 復20.8km	362日	2294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系統山交バス寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大江町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,646
交通不便地域等	7,646

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
7,646	大江町	過疎地域自立促進特別措置法2条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

大江町営バス路線図

柳川線　停留所（全 38 か所）

①柳川温泉 ②神社前 ③七夕畑 ④やまさぁーべ前 ⑤沢口 ⑥貫見 ⑦貫見局前 ⑧貫見東 ⑨月布 ⑩月布口 ⑪楢山口 ⑫大平 ⑬十八才 ⑭橋上支所前 ⑮橋上 ⑯三合田 ⑰顔好 ⑱葛沢 ⑲滝の沢 ⑳梨木原 ㉑望山 ㉒諏訪原 ㉓諏訪堂 ㉔中央公民館前 ㉕小漆川 ㉖白田医院前 ㉗らふらんす大江前 ㉘役場前 ㉙左沢駅前 ㉚左沢郵便局前 ㉛左沢十字路 ㉜小見口 ㉝藤田 ㉞舟唄温泉前 ㉟柏陵団地口 ㊱柏陵団地 ㊲柏陵荘前 ㊳テルメ柏陵

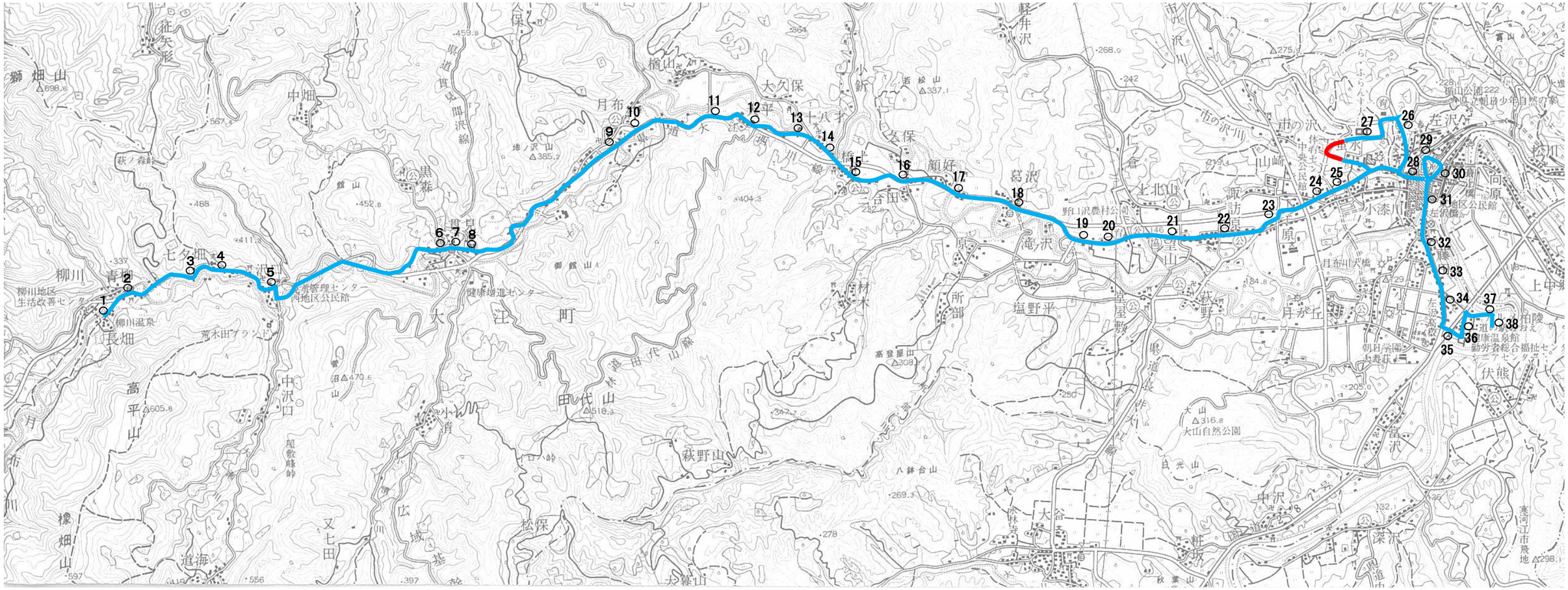

路線又は運送の区域（柳川線）

起　点	主たる経過地	終　点	キロ程
大江町大字柳川 1502 番地の 3（柳川温泉）	貫見地区、十八才地区、左沢駅	大江町大字藤田 831 番地の 40（テルメ柏陵）	21.0 km

大江町乗り合いタクシー路線図

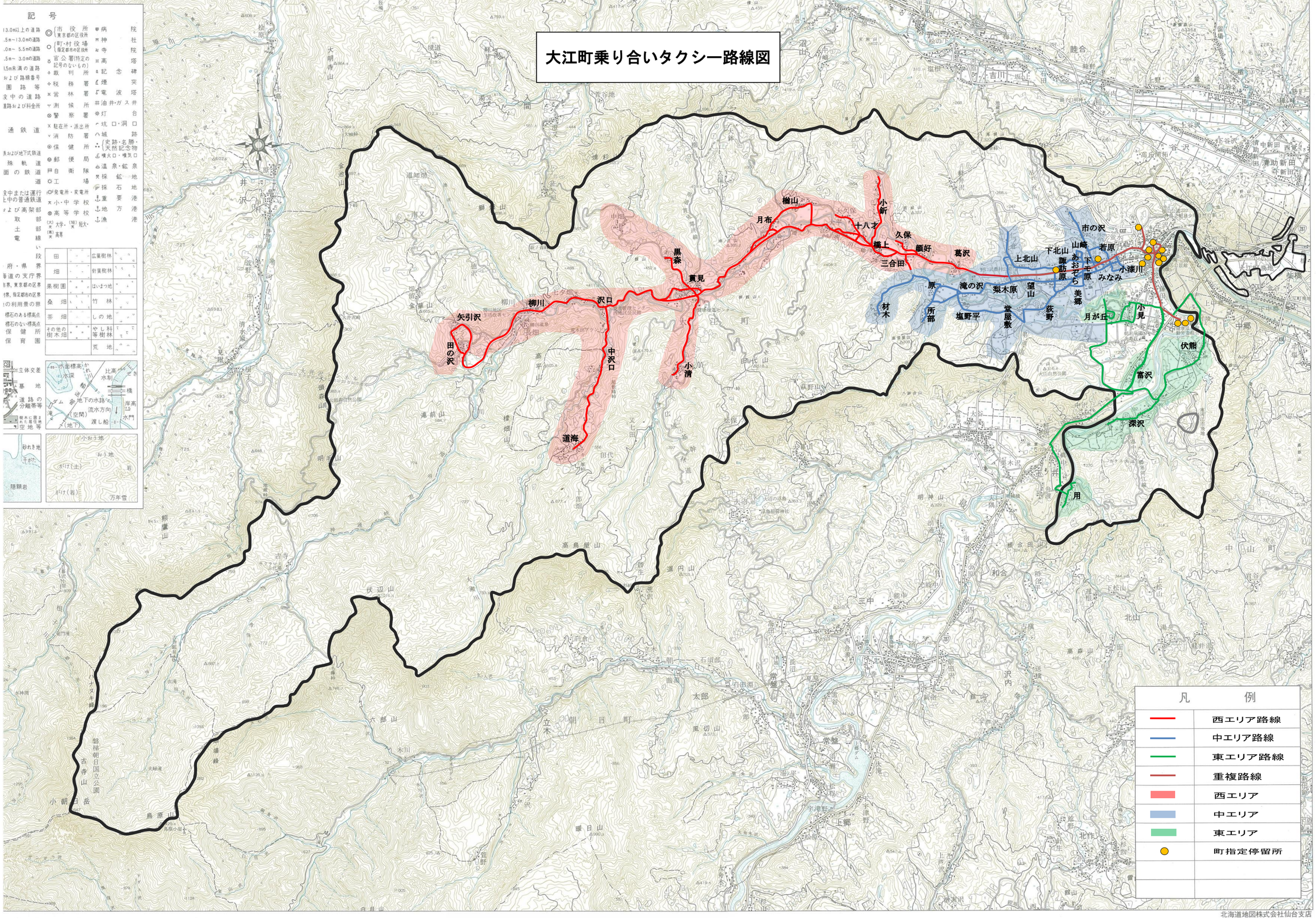

記号

- 13.0m以上の道路
- 5.5m～13.0mの道路
- 3.0m～5.5mの道路
- 3.0m未満の道路
- および路線番号
- 園路等
- 交中の道路
- 道路および料金所
- 通鉄道
- および地下式鉄道
- 殊軌道
- 面の鉄道
- 道
- 交中または運行
- 上中の普通鉄道
- および高架部
- 取部
- 土部
- 電線い
- 段
- 府・県界
- 等道の支庁界
- 界、東京都の区界
- 標、指定都市の区界
- の利用景の界
- 標石のある標高点
- 標石のない標高点
- 保健所
- 保育園

（市役所 東京都の区役所）
（町・村役場 指定都市の区役所）
官公署(特定の記号のないもの)
裁判所
税務署
営林署
測候所
警察署
駐在所・派出所
消防署
保健所
郵便局
自衛隊
工場
発電所・変電所
小・中学校
高等学校
大学・短大
高専
病院
神社
寺院
高塔
記念碑
煙突
電波塔
油井・ガス井
灯台
坑口・洞口
城跡
史跡・名勝・天然記念物
噴火口・噴気口
温泉・鉱泉
採鉱地
採石地
重要港
地方港
漁港

田		広葉樹林	
畑		針葉樹林	
果樹園		はいまつ地	
桑畑		竹林	
茶畑		しの地	
その他の樹木畑		やし科等樹林	
		荒地	

立体交差
基地
道路の分離帯等
空地等
附属に置かれた階数
比高
水制
橋
ダム
地下の水路
流水方向
渡し船
岸高
水門
(空間)
(地下)
水面標高
水深
隠顕岩
小おう地
おう地
がけ(土)
岩
がけ(岩)
万年雪

凡例

	西エリア路線
	中エリア路線
	東エリア路線
	重複路線
	西エリア
	中エリア
	東エリア
	町指定停留所

北海道地図株式会社仙台支店

大江町営バス時刻表

令和5年4月1日改正

柳川温泉⇒テルメ柏陵　行							
柳川温泉	5:55	7:08	9:22	12:05	14:12	17:03	19:08
神社前	5:56	7:09	9:23	12:06	14:13	17:04	19:09
七夕畑	5:58	7:11	9:25	12:08	14:15	17:06	19:11
やまさぁーべ前	5:59	7:12	9:26	12:09	14:16	17:07	19:12
沢口	6:00	7:13	9:27	12:10	14:17	17:08	19:13
貫見	6:04	7:17	9:31	12:14	14:21	17:12	19:17
貫見局前	6:05	7:18	9:32	12:15	14:22	17:13	19:18
貫見東	6:06	7:19	9:33	12:16	14:23	17:14	19:19
月布	6:08	7:21	9:35	12:18	14:25	17:16	19:21
月布口	6:09	7:22	9:36	12:19	14:26	17:17	19:22
楢山口	6:10	7:23	9:37	12:20	14:27	17:18	19:23
大平	6:11	7:24	9:38	12:21	14:28	17:19	19:24
十八才	6:12	7:25	9:39	12:22	14:29	17:20	19:25
橋上支所前	6:13	7:26	9:40	12:23	14:30	17:21	19:26
橋上	6:14	7:27	9:41	12:24	14:31	17:22	19:27
三合田	6:15	7:28	9:42	12:25	14:32	17:23	19:28
顔好	6:16	7:29	9:43	12:26	14:33	17:24	19:29
葛沢	6:17	7:30	9:44	12:27	14:34	17:25	19:30
滝ノ沢	6:18	7:31	9:45	12:28	14:35	17:26	19:31
梨木原	6:19	7:32	9:46	12:29	14:36	17:27	19:32
望山	6:20	7:33	9:47	12:30	14:37	17:28	19:33
諏訪原	6:21	7:34	9:48	12:31	14:38	17:29	19:34
諏訪堂	6:22	7:35	9:49	12:32	14:39	17:30	19:35
中央公民館前	6:23	7:36	9:50	12:33	14:40	17:31	19:36
小漆川	6:24	7:37	9:51	12:34	14:41	17:32	19:37
白田医院前	6:26	7:39	9:53	12:36	14:43	17:34	19:39
らふらんす大江前	6:27	7:40	9:54	12:37	14:44	17:35	19:40
役場前	6:31	7:44	9:58	12:41	14:48	17:39	19:44
左沢駅前	6:34	7:47着 7:56発	10:01着 10:08発	12:44	14:51着 14:53発	17:42	19:47
左沢郵便局前		7:57	10:09	12:45	14:54	17:43	
左沢十字路		7:58	10:10	12:46	14:55	17:44	
小見口		7:59	10:11	12:47	14:56	17:45	
藤田		7:59	10:11	12:47	14:56	17:45	
舟唄温泉前		8:00	10:12	12:48	14:57	17:46	
柏陵団地口		8:01	10:13	12:49	14:58	17:47	
柏陵団地		8:01	10:13	12:49	14:58	17:47	
柏陵荘前		8:02	10:14	12:50	14:59	17:48	
テルメ柏陵		8:03	10:15	12:51	15:00	17:49	

土日祝運休

※1月1日～1月3日は全便運休

テルメ柏陵⇒柳川温泉　行						
テルメ柏陵	8:25	11:10	13:17	16:01	18:06	
柏陵荘前	8:26	11:11	13:18	16:02	18:07	
柏陵団地	8:26	11:11	13:18	16:02	18:07	
柏陵団地口	8:27	11:12	13:19	16:03	18:08	
舟唄温泉前	8:28	11:13	13:20	16:04	18:09	
藤田	8:29	11:14	13:21	16:05	18:10	
小見口	8:29	11:14	13:21	16:05	18:10	
左沢十字路	8:30	11:15	13:22	16:06	18:11	
左沢駅前	8:32	11:17	13:24	16:08着 16:15発	18:13着 18:20発	19:50
左沢郵便局前	8:33	11:18	13:25	16:16	18:21	19:51
役場前	8:34	11:19	13:26	16:17	18:22	19:52
白田医院前	8:35	11:20	13:27	16:18	18:23	19:53
らふらんす大江前	8:36	11:21	13:28	16:19	18:24	19:54
小漆川	8:40	11:25	13:32	16:23	18:28	19:58
中央公民館前	8:41	11:26	13:33	16:24	18:29	19:59
諏訪堂	8:42	11:27	13:34	16:25	18:30	20:00
諏訪原	8:43	11:28	13:35	16:26	18:31	20:01
望山	8:44	11:29	13:36	16:27	18:32	20:02
梨木原	8:45	11:30	13:37	16:28	18:33	20:03
滝ノ沢	8:46	11:31	13:38	16:29	18:34	20:04
葛沢	8:47	11:32	13:39	16:30	18:35	20:05
顔好	8:48	11:33	13:40	16:31	18:36	20:06
三合田	8:49	11:34	13:41	16:32	18:37	20:07
橋上	8:50	11:35	13:42	16:33	18:38	20:08
橋上支所前	8:51	11:36	13:43	16:34	18:39	20:09
十八才	8:52	11:37	13:44	16:35	18:40	20:10
大平	8:53	11:38	13:45	16:36	18:41	20:11
楢山口	8:54	11:39	13:46	16:37	18:42	20:12
月布口	8:55	11:40	13:47	16:38	18:43	20:13
月布	8:56	11:41	13:48	16:39	18:44	20:14
貫見東	8:59	11:44	13:51	16:42	18:47	20:17
貫見局前	9:00	11:45	13:52	16:43	18:48	20:18
貫見	9:01	11:46	13:53	16:44	18:49	20:19
沢口	9:06	11:51	13:58	16:49	18:54	20:24
やまさぁーべ前	9:07	11:52	13:59	16:50	18:55	20:25
七夕畑	9:08	11:53	14:00	16:51	18:56	20:26
神社前	9:09	11:54	14:01	16:52	18:57	20:27
柳川温泉	9:10	11:55	14:02	16:53	18:58	20:28

別　紙

運行時刻表

左沢行き

中エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

西エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

東エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

左沢発

中エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

西エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

東エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

※各便とも、運行２時間前まで予約がなければ運行しない。

※7:00 発の便は前日１９時まで予約とする。

※1 月１日～１月３日は全便運休

指定目的地

■官公庁

役場、中央公民館、ふれあい会館

■駅

左沢駅

■商店街等

中央通り商店街第１駐車場、まちなか交流館

■医療機関等

あかざクリニック、白田医院、五十嵐歯科医院、公平歯科医院、太田歯科医院

■金融関係等

山形銀行左沢支店、山形中央信用組合左沢支店、ＪＡさがえ西村山大江支所、左沢郵便局

■その他

テルメ柏陵健康温泉館、道の駅おおえ

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：最上町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（最上町）
・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（最上町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（最上町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（最上町）
・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの町ホームページ等での紹介（最上町）
・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段の GTFS-JP の作成・提供（最上町、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（最上町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（最上町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（最上町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。（最上町）
・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する（最上町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の最上町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・最上町目標値（目標年度:R7）
県外 406 人、県内 1,531 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の最上町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・最上町の目標値（目標年度:R7）
1.3 回／人（直近年度の実績 8,066 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の最上町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額

別　紙

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
　コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
　デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
　タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・最上町目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
デマンド交通：22,000 千円（直近年度の実績 22,719 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
　デマンド最上町区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,000 人以上
（直近年度の実績 8,066 人
　デマンド最上町区域の収支率：6%以上（直近年度の実績 6.8%）
　デマンド最上町区域への最上町負担額 18,800 千円
（直近年度の実績 175,969 千円（デマンド分)、
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって、最上町バス事業デマンド型交通に係る運行費用約 22,000 千円のついては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担している。
また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

予約制乗合バス前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行しているバス車両については、平成 20 年に購入した普通自動車（8 人乗り）を予約制乗合バスとして使用しており、耐用年数を大幅に上回る８年を経過しているほか、利用者数の増加により乗車定員乗車し、利用を制限しなければならない状況となっていることから、安心安全な輸送を確保するために小型車両を 1 台購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の最上町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末）
1.3 回／人（直近年度の実績 8,066 人）

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 22,719 千円（デマンド分）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の年間利用者数：2,000 人以上
（直近年度の実績 1,113 人）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の収支率：4.2%
（直近年度の実績 1.6%）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアへの最上町負担額　6,700 千円
（直近年度の実績 6,907 千円

（２）事業の効果

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）を維持することにより、前森集落・黒沢集落・月楯集落・萱場集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

購入予定の車両で、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行することにより、利用者増加による乗車定員の心配をせずに、安心安全な運行形態を構築する。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）について、車両の取得に係る費用総額 5,650 千円のうち、補助金額については、最上町で国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

別　紙

＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和４年度＞
＜令和４年度＞
・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）
・令和５年２月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

○ 最上町地域公共交通会議
＜令和３年度＞
・令和３年６月17日（第１回）：定時定路線型バスから予約制乗合バスへの変更についての議論　等
・令和４年２月（書面協議）：予約制乗合バスエリア分割運行及び運行時刻変更　等

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等
・予約制乗合バスの新たなエリア運行に伴う住民説明会及び、デマンドバス試乗会

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

わが町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡最上町大字向町644
（所　属）最上町役場総務企画課　財務行革推進室
（氏　名）菅　　淳
（電　話）0233-43-2111
（e-mail）gyokaku@town.mogami.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往 km 復 km	245日	1225回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往 km 復 km	245日	1225回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	245日	2450回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	245日	1225回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2440回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2440回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	最上町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	8,080
交通不便地域等	8,080

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
8,080	最上町	過疎法第2条の1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
最上町	最上町	1	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリ	小型車両			14	R4.11			一括
		2	（ ）								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

最上町運行予定系統図

予約制乗合バス
西エリア
（令和3年8月より運行開始）

予約制乗合バス
前森・黒沢エリア

予約制乗合バス
月楯・萱場エリア

予約制乗合バス
東エリア（赤倉堺田方面）

予約制乗合バス
東エリア（満沢方面）

町の暮らしの懸け橋へ

レインボー号 Q&A

デマンドバスってなに？

「デマンド」とは、需要、要求、請求といった意味です。利用予約に応じて運行する「デマンドバス」は新しいスタイルの乗り合いバスです。

利用の対象者や制限はありますか？

年齢制限など基本的にありません。ご利用の前の「事前登録」をお願いします。

時間や目的地の変更、キャンセルはどうすれば？

予約の変更やキャンセルは早めに予約センターにご連絡ください。当日でも受け付けます。

予約が1人でも運行しますか？

基本的に乗り合いになるルートで効率的に運行しますが、同じ時間帯、方向で予約がない場合は、お一人でも運行します。

予約時刻に遅れた場合待ってもらえますか？

他のお客様の予約の関係から、予約時刻を過ぎたら出発します。予約時刻より少し前に乗車場所でお待ちください。

携帯電話からの予約も可能ですか？

可能です。ただし予約をする際にはご自宅電話番号（事前登録した番号）をお伝えください。

なるほど

最上町予約制乗合バス（レインボー号）

予約センター

☎29-7800 月～金 8:00～16:00

休 土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

予約受付業務は、旧営林署事務所の「みんなの家」で行っています。レインボー号発着までお時間がある際は、ぜひ待合所としてお気軽にお立ち寄りください。湯茶などご用意してお待ちしております。

デマンドバス レインボー号に関するお問合せ先

最上町役場総務課 行革推進係 ☎43-2111

利用紹介動画公開中！→

2023.4月 発刊

町の暮らしの懸け橋へ

最上町予約制乗合バス

レインボー号

運行日 月～金

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休

予約制乗合バス（デマンド型）レインボー号は、事前に電話等で予約を行い、他の利用者との乗合いで、ご自宅から目的地までの送迎を行う、町の新しい地域公共交通サービスです。

はじめに 事前登録

乗降場所（ご自宅等）を事前に把握するために【事前登録】の申請が必要です。申請書に必要事項をご記入の上、右のいずれかにご提出ください。後日、登録証が発行されます。

役場総務課	☎43-2111 ←電話での登録も可
社会福祉協議会	☎43-3180 ←電話での登録も可
町立最上病院	☎43-2112
健康福祉課	☎43-3117
予約センター	☎29-7800
町営バス車両内	

申請書は各窓口で用意されています。

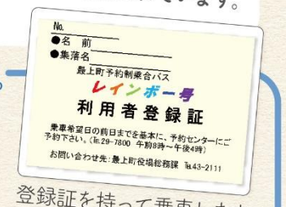

登録証を持って乗車します

お手元に登録証が届いたら利用開始できます。

運行経路 東エリア、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア、西エリア（詳細は中面をご覧ください。）

ご自宅 ⇄ 町の指定場所・施設

利用料金

乗車1回につき **300円**

70歳以上 200円、小学生 150円、障がいをお持ちの方は、料金の全額または一部免除。（未就学児無料）

「行きだけ」「帰りだけ」の予約もできるから便利。

指定場所・施設

- 最上病院
- 高齢者総合福祉センター
- 小川歯科医院
- 永井医院
- 役場
- 最上駅
- JA最上支店
- 交流広場
- ホームセンターマルトク
- マックスバリュ
- 柴崎喜久光商店
- 予約センター

事前予約

乗車希望日の前日午後4時まで

乗車希望日の前日午後４時まで、予約センターに電話でご予約ください。（当日の予約や変更も可能です。※当日の予約・変更やｷｬﾝｾﾙについては 30 分前までとします。

最上町予約制乗合バス（レインボー号）

予約センター

☎29-7800 月～金 8:00～16:00

休 土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

ご利用の前に予約センターから確認の電話が入ります。

乗車

予約場所でお待ちください

予約センターから連絡された乗車予定時間前に、ご自宅前またはご希望の乗車予定場所で、登録証を持って、バスの到着をお待ちください。

バスの中で、現金または回数券で料金をお支払いください。

お釣りのないようにご協力ください。

お得な回数券 100円券×11枚綴りで1,000円 バス車内または役場総務課で購入できます。

町の暮らしの懸け橋

最上町予約制乗合バス レインボー号

より利用しやすく

運行経路案内

令和5年4月から、JA 最上支店が移転するためランドマークも移転します！ 旧 JA 最上支店近辺をご利用の方は、予約センター等をご利用ください。

運行日 月 ～ 金 土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休

西エリア
- 下白川 • 若宮 • 白川端 • 東法田
- 野頭 • 法田中 • 法田下 • 志茂
- 清水町 • 大堀 • 横川 • 鵜杉
- 上鵜杉 • 瀬見

前森黒沢エリア
- 前森1 • 前森2 • 前森3
- 黒沢 • 向町 1·2·4·5·6·8 区

東エリア 「赤倉堺田方面」
- 堺田 • 松根 • 笹森 • 明神 • 万騎の原
- 赤倉 • 一刎 • 新田 • 下小路 • 立小路
- 本城 • 十日町

月楯萱場エリア
- 沢原 • 若宮 • 月楯1 • 月楯2
- 萱場 • 豊田 • 向町 3·7 区

東エリア 「満沢方面」
- 満沢1 • 満沢2

指定場所・施設

1. 最上病院
2. 高齢者総合福祉センター
3. ホームセンターマルトク
4. 最上駅
5. 交流広場
6. 最上町役場
7. 小川歯科医院
8. JA 最上支店
9. 永井医院
10. マックスバリュ
11. 予約センター
12. 柴崎喜久光商店

デマンドバス利用の皆様へ

バス利用の方法や様子を分かりやすく動画にまとめています。是非ご覧ください。

最上病院を受診される皆様へ

最上病院を受診された方には、会計時にバス乗車券（1 回分）をお渡ししております。帰りのバス乗車でぜひご利用ください。病院のお会計の際に、お声がけください。

東エリア 向町発 運行

迎え

満沢方面	赤倉堺田方面
①7時便 7時40 分	①8時便 8時 10 分
②9時便 9時10分	②9時便 9時 40 分

送り

満沢方面	赤倉堺田方面
①11時便11時05分	①11時便 11時35分
②12時便12時35分	②12時便 13時05分
③14時便14時05分	③14時便 14時25分

前森黒沢エリア 運行

迎え
- ①8時便 向町発 8時10分
- ②9時便 向町発 9時20分

送り
- ①10時便 向町発 10時30分
- ②11時便 向町発 11時40分
- ③12時便 向町発 12時50分

月楯萱場エリア 運行

迎え
- ①8時便 向町発 8時40分
- ②9時便 向町発 9時50分

送り
- ①11時便 向町発 11時00分
- ②12時便 向町発 12時10分
- ③13時便 向町発 13時20分

西エリア 運行

迎え
- ①8時便 向町発 8時10分
- ②9時便 向町発 9時40分

送り
- ①11時便 向町発 11時10分
- ②12時便 向町発 12時40分
- ③14時便 向町発 14時10分

最上町
過疎区分：全部過疎
町内全域交通不便地域等

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　舟形町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（舟形町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（舟形町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（舟形町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（舟形町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、舟形町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（舟形町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・舟形町目標値（目標年度:R7）
県外 180 人、県内 800 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・舟形町の目標値（目標年度:R7）
1.0 回／人（直近年度の実績 4,458 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・舟形町目標値（目標年度:R7）
デマンド交通：6,252 千円（直近年度の実績 4,554 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・町外便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,000 人以上（直近年度の実績 1,776 人）
町外便の収支率：20%以上（直近年度の実績 17.1%）
町外便への舟形町負担額 2,282 千円（直近年度の実績 2,431 千円）

・町内便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,800 人以上（直近年度の実績 2,862 人）
町内便の収支率：18%以上（直近年度の実績 15.1%）
町内便への舟形町負担額 1,997 千円（直近年度の実績 2,123 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、舟形町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、舟形町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る町外便及び町内便について、その運行に係る費用総額 9,634 千円のうち、舟形町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、町外便及び町内便への上記舟形町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する舟形町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

別　紙

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）

＜令和４年度＞

・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（日付は書面報告日）

・令和５年２月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について（日付は書面協議成立時）

〇 舟形町地域公共交通会議

＜令和３年度＞

・令和４年１月14日（第１回）：町外便の増便・運賃の改定についての議論（書面開催）

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により舟形町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域住民の意見を反映するため、各地区の町内会長の中から地域公共交通会議の委員を選出し、委嘱している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡舟形町舟形２６３
（所　属）舟形町まちづくり課地域支援係
（氏　名）斎藤　優輝
（電　話）0233-32-0104
（e-mail）chiiki@town.funagata.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	243日	1,207回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町外便と接続	②
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	366日	1,702回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町内便と接続	②
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	243日	1,207回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町外便と接続	②
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	366日	1,702回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町内便と接続	②
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	243日	1,207回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町外便と接続	②
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	366日	1,702回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で補助対象地域間幹線系統町内便と接続	②
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	舟形町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	5,007
交通不便地域等	5,007

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
5,007人	町内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

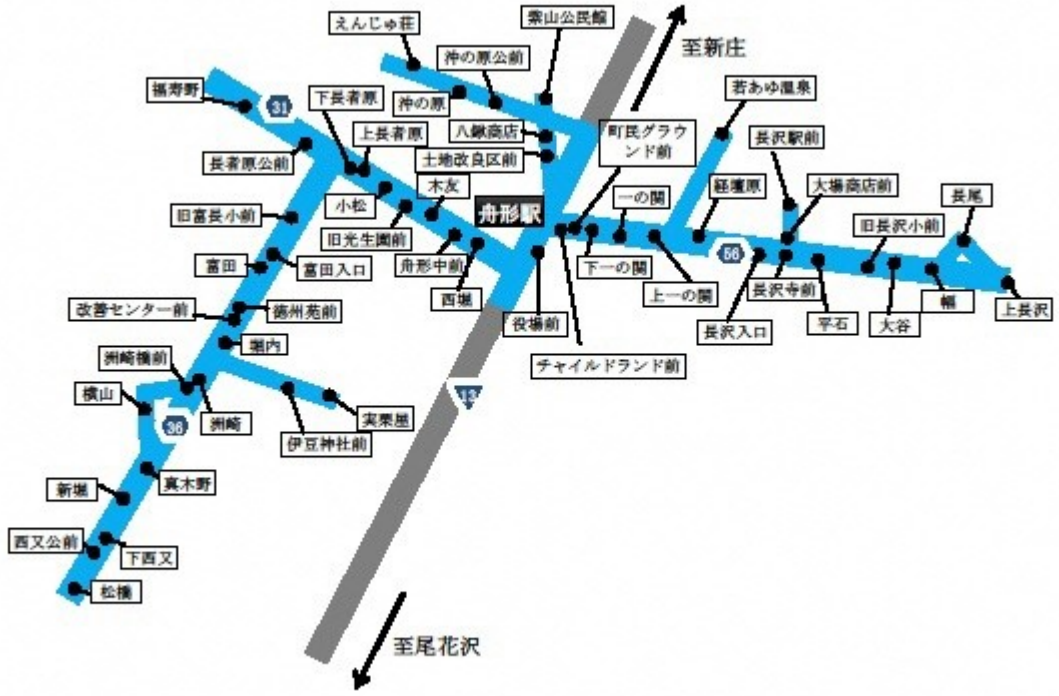
至新庄
至尾花沢
えんじゅ荘
栗山公民館
沖の原公前
沖の原
福寿野
下長者原
上長者原
八鍬商店
町民グラウンド前
若あゆ温泉
長沢駅前
長者原公前
土地改良区前
木友
小松
舟形駅
一の関
経塚原
大場商店前
長尾
旧富長小前
旧光生園前
旧長沢小前
富田
富田入口
舟形中前
下一の関
長沢寺前
幅
改善センター前
西堀
上一の関
徳州苑前
役場前
長沢入口
平石
大谷
上長沢
堀内
洲崎橋前
チャイルドランド前
横山
洲崎
実栗屋
伊豆神社前
新堀
真木野
西又公前
下西又
松橋

時刻表

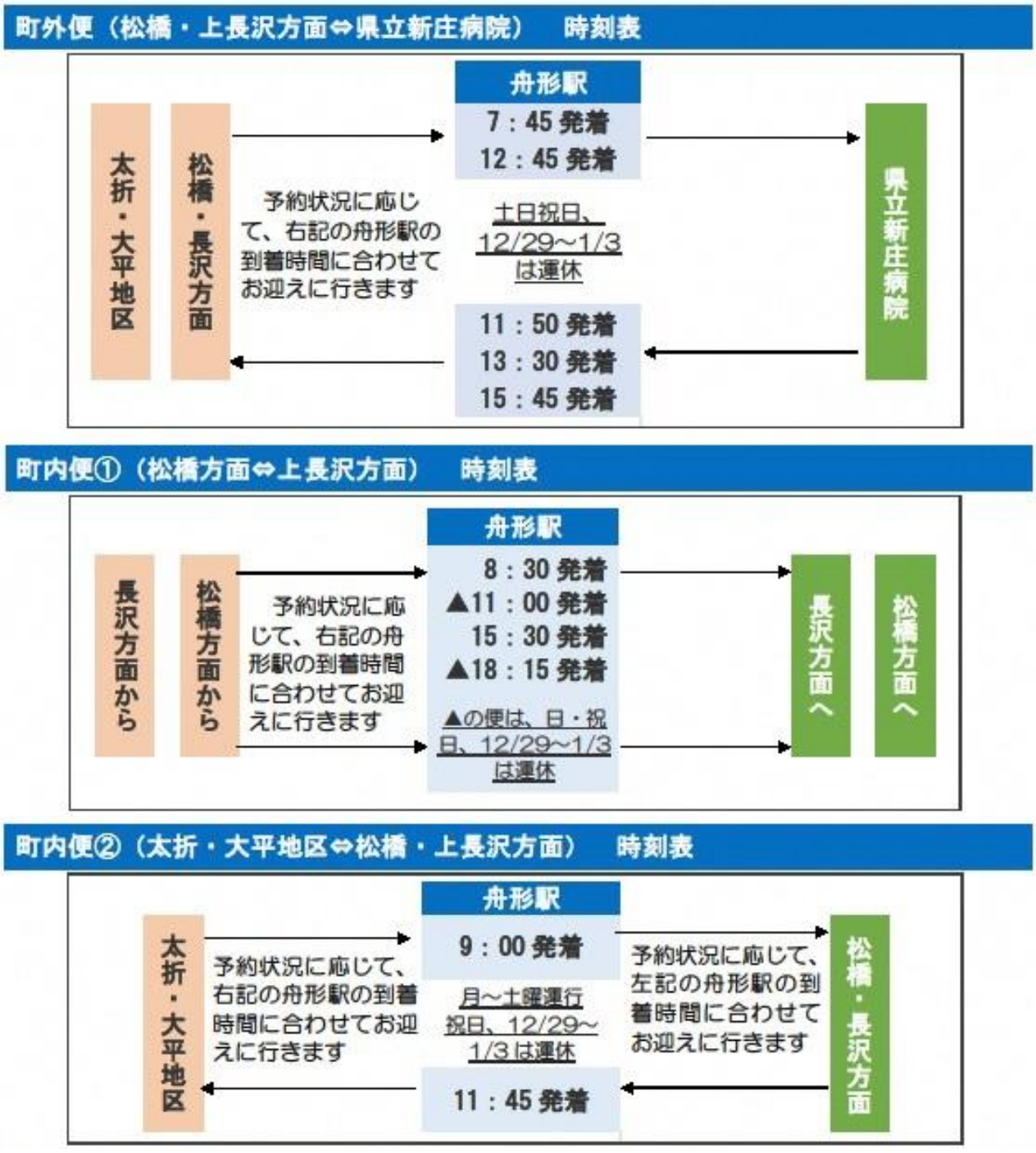

※お盆も運行を行います。（土日は除く）

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　鮭川村

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鮭川村）
・〇〇市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（〇〇市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（鮭川村、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（鮭川村）
・本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（〇〇市）
・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段の GTFS-JP の作成・提供（〇〇市、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鮭川村）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、鮭川村）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（鮭川村、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・鮭川村目標値（目標年度:R7）
県外 122 人、県内 650 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・鮭川村の目標値（目標年度:R7）
2.75 回／人（直近年度の実績 11,457 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績103万円）
・鮭川村目標値（目標年度:R7）
路線バス　　：28,332,547円（直近年度の実績28,332,547円）
デマンド交通：18,888,365円（直近年度の実績18,888,365円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
日下・真室川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,700人以上（直近年度の実績1,242人）
大芦沢・豊里駅線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,400人以上（直近年度の実績1,410人）
羽根沢・新庄線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,500人以上（直近年度の実績6,438人）
予約制乗合バス（村外）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,367人）
予約制乗合バス（村内）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,367人）

日下・真室川線の収支率：2.0%以上（直近年度の実績2.80%）
大芦沢・豊里駅線の収支率：1.5%以上（直近年度の実績1.40%）
羽根沢・新庄線の収支率：5.0%以上（直近年度の実績7.20%）
予約制乗合バスの収支率：1.7%以上（直近年度の実績2.70%）

日下・真室川線への鮭川村負担額5,666,508円（直近年度の実績5,666,508円）
大芦沢・豊里駅線への鮭川村負担額10,766,368円（直近年度の実績10,766,368円）
羽根沢・新庄線への鮭川村負担額11,899,671円（直近年度の実績11,899,671円）
予約制乗合バスへの鮭川村負担額18,888,365円（直近年度の実績18,888,365円）

※　予約制乗合バスは全体で一契約となっていることから、収支率及び負担額について分割することが困難なため合算したものを記載しています。

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、村内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鮭川村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスの各路線について、鮭川村から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスへの上記鮭川村の委託金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交

別　紙

通サービスに対する鮭川村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。
地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額　47,220,912 円（直近年度の実績 47,220,912 円）

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和 5 年 1 月 27 日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和 5 年度＞
・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 7 月 15 日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

別　紙

・令和５年２月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鮭川村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本村の地域公共交通会議においても利用者の代表者を委員として選出し、提出された意見等を運行に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7
（所　属）住民税務課
（氏　名）木水　良
（電　話）0233-55-2111
（e-mail）jyuuzei2@vill.sakegawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往　km 復　km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往　km 復　km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往　km 復　km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往　km 復　km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1km 復 10.1km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	245日	857.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.2km	245日	1102.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往　km 復　km	245日	735回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往　km 復　km	245日	1470回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鮭川村

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	3,902
交通不便地域等	3,902

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
3,902	村内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

路線バス路線図

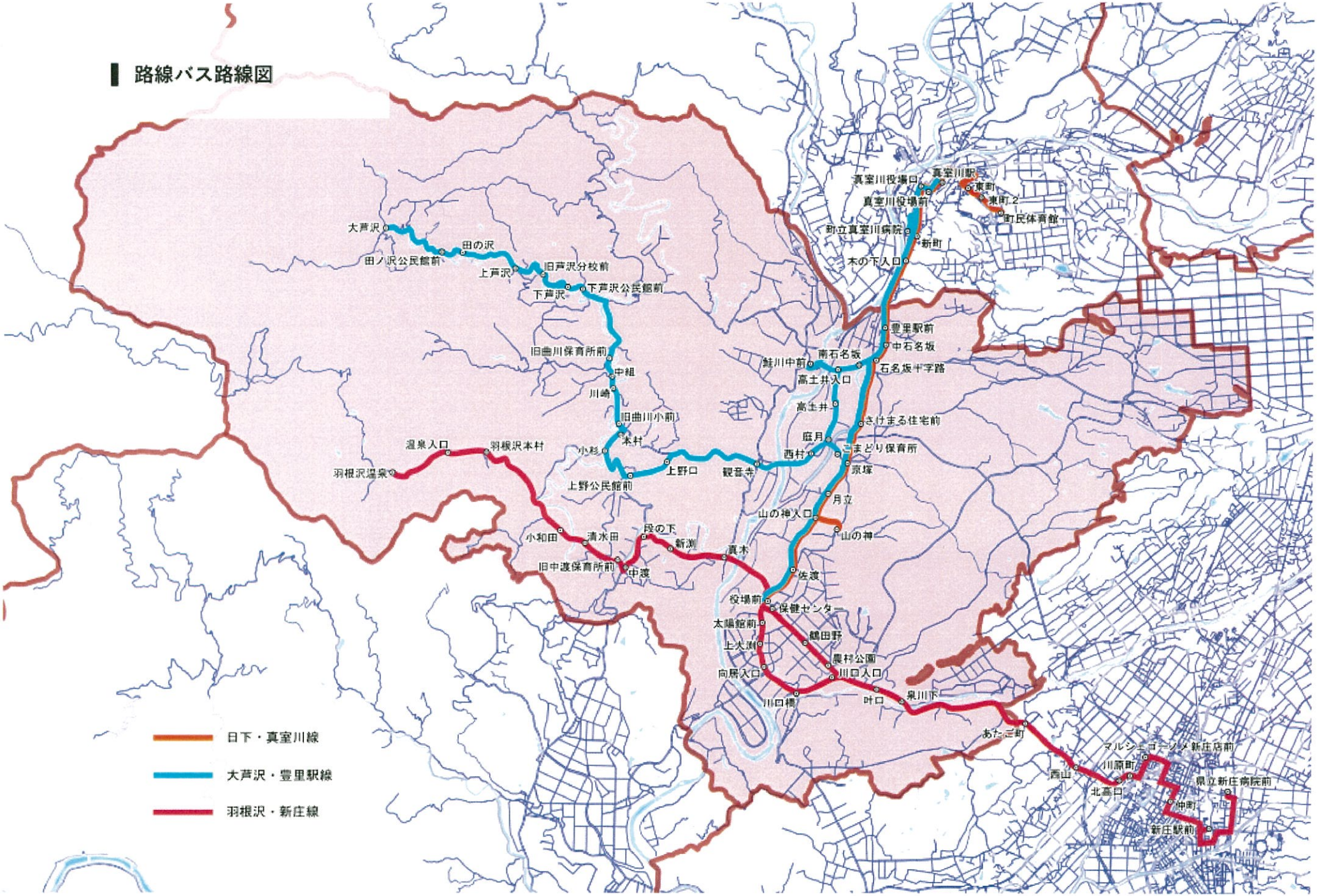
大芦沢
田の沢
田ノ沢公民館前
上芦沢
旧芦沢分校前
下芦沢
下芦沢公民館前
旧曲川保育所前
中組
川崎
旧曲川小前
温泉入口
羽根沢本村
羽根沢温泉
小杉
本村
上野口
上野公民館前
観音寺
小和田
清水田
段の下
新渕
旧中渡保育所前
中渡
真木
真室川役場口
真室川駅
東町
東町2
真室川役場前
町民体育館
新立真室川病院
新町
木の下入口
豊里駅前
中石名坂
鮭川中前
南石名坂
石名坂十字路
高土井入口
高土井
さけまる住宅前
庭月
こまどり保育所
西村
京塚
月立
山の神入口
山の神
佐渡
役場前
保健センター
太陽館前
鶴田野
上大渕
農村公園
向屋入口
川口入口
川口橋
叶口
泉川下
あたご町
マルシェコージ新庄店前
川原町
西山
北高口
県立新庄病院前
仲町
新庄駅前
日下・真室川線
大芦沢・豊里駅線
羽根沢・新庄線

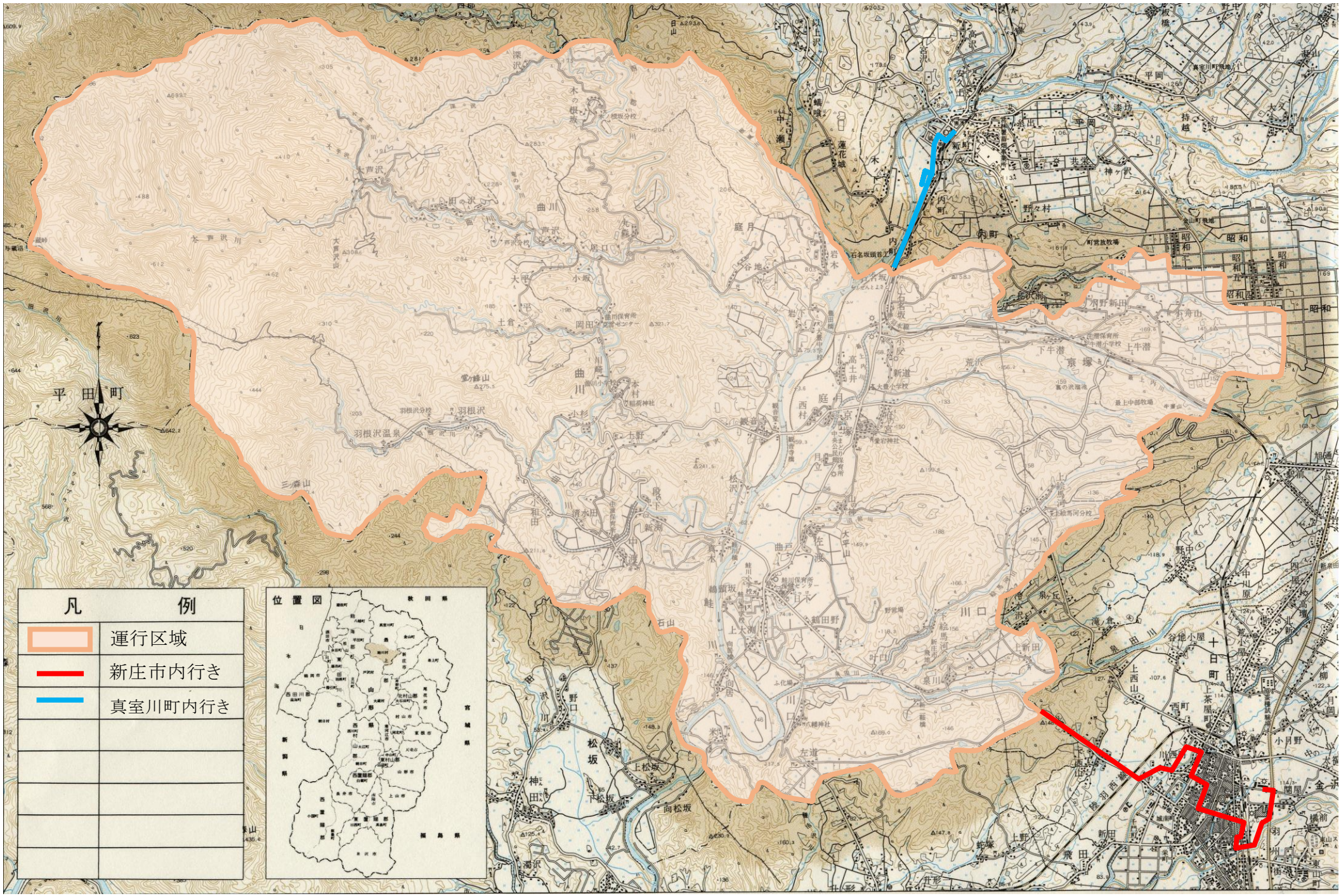
凡　例
運行区域
新庄市内行き
真室川町内行き
位置図
平田町

○日下～真室川線

真室川行き					鮭川村役場行き					
鮭川村役場前	7:20	9:20	10:50	13:30	町民体育館	8:15	11:30	14:25	17:15	18:35
佐渡	7:21	9:21	10:51	13:31	東町2	8:16	11:31	14:26	17:16	18:36
山の神	7:24	9:24	10:54	13:34	東町	8:17	11:32	14:27	17:17	18:37
山の神入口	7:25	9:25	10:55	13:35	真室川駅前	8:21	11:36	14:31	17:21	18:41
月立	7:26	9:26	10:56	13:36	真室川役場前	8:23	11:38	14:33	17:23	18:43
京塚	7:27	9:27	10:57	13:37	真室川役場口	8:24	11:39	14:34	17:24	18:44
さけまる住宅前	7:28	9:28	10:58	13:38	町立病院前	8:26	11:41	14:36	17:26	18:46
石名坂十字路	7:30	9:30	11:00	13:40	新町	8:28	11:43	14:38	17:28	18:48
中石名坂	7:31	9:31	11:01	13:41	木の下入口	8:29	11:44	14:39	17:29	18:49
豊里駅前	7:32	9:32	11:02	13:42	豊里駅前	8:32	11:47	14:42	17:32	18:52
木の下入口	7:35	9:35	11:05	13:45	中石名坂	8:33	11:48	14:43	17:33	18:53
新町	7:36	9:36	11:06	13:46	石名坂十字路	8:34	11:49	14:44	17:34	18:54
町立病院前	7:38	9:38	11:08	13:48	さけまる住宅前	8:36	11:51	14:46	17:36	18:56
真室川役場口	7:40	9:40	11:10	13:50	京塚	8:37	11:52	14:47	17:37	18:57
真室川役場前	7:42	9:42	11:12	13:52	月立	8:38	11:53	14:48	17:38	18:58
真室川駅前	7:43	9:43	11:13	13:53	山の神入口	8:39	11:54	14:49	17:39	18:59
東町	7:47	9:47	11:17	13:57	山の神	8:40	11:55	14:50	17:40	19:00
東町2	7:48	9:48	11:18	13:58	佐渡	8:43	11:58	14:53	17:43	19:03
町民体育館	7:49	9:49	11:19	13:59	鮭川村役場前	8:44	11:59	14:54	17:44	19:04

○大芦沢～豊里駅線

豊里駅行き			大芦沢行き				
大芦沢	6:50	8:20	大芦沢	10:00	真室川駅前	12:20	14:10		
田の沢公民館前	6:53	8:23	田の沢公民館前	10:03	真室川役場前	12:22	14:12		
田の沢	6:54	8:24	田の沢	10:04	真室川役場口	12:23	14:13		
上芦沢	6:56	8:26	上芦沢	10:06	町立病院前	12:25	14:15		
旧芦沢分校前	6:58	8:28	旧芦沢分校前	10:08	新町	12:27	14:17		
下芦沢	6:59	8:29	下芦沢	10:09	木の下入口	12:28	14:18		
下芦沢公民館前	7:00	8:30	下芦沢公民館前	10:10	豊里駅前	12:30	14:20	16:00	17:35
旧曲川保育所前	7:02	8:32	旧曲川保育所前	10:12	中石名坂	12:31	14:21	16:01	17:36
中組	7:03	8:33	中組	10:13	石名坂十字路	12:32	14:22	16:02	17:37
川崎	7:04	8:34	川崎	10:14	南石名坂	12:33	14:23	16:03	17:38
旧曲川小前	7:05	8:35	旧曲川小前	10:15	高土井入口	12:34	14:24	16:04	17:39
本村	7:06	8:36	本村	10:16	鮭川中前	12:36	14:26	16:06	17:41
小杉	7:07	8:37	小杉	10:17	高土井	12:38	14:28	16:08	17:43
上野公民館前	7:10	8:40	上野公民館前	10:20	庭月	12:39	14:29	16:09	17:44
上野口	7:11	8:41	上野口	10:21	こまどり保育所	12:41	14:31	16:11	17:46
観音寺	7:15	8:45	観音寺	10:25	西村	12:43	14:33	16:13	17:48
西村	7:16	8:46	西村	10:26	観音寺	12:44	14:34	16:14	17:49
こまどり保育所	7:18	8:48	こまどり保育所	10:28	上野口	12:48	14:38	16:18	17:53
庭月	7:20	8:50	庭月	10:30	上野公民館前	12:49	14:39	16:19	17:54
高土井	7:21	8:51	高土井	10:31	小杉	12:52	14:42	16:22	17:57
鮭川中前	7:24	8:54	鮭川中前	10:34	本村	12:53	14:43	16:23	17:58
高土井入口	7:25	8:55	高土井入口	10:35	旧曲川小前	12:54	14:44	16:24	17:59
南石名坂	7:26	8:56	南石名坂	10:36	川崎	12:55	14:45	16:25	18:00
石名坂十字路	7:27	8:57	石名坂十字路	10:37	中組	12:56	14:46	16:26	18:01
中石名坂	7:28	8:58	中石名坂	10:38	旧曲川保育所前	12:57	14:47	16:27	18:02
豊里駅前	7:29	8:59	豊里駅前	10:39	下芦沢公民館前	12:59	14:49	16:29	18:04
木の下入口		9:02	石名坂十字路	10:40	下芦沢	13:00	14:50	16:30	18:05
新町		9:03	京塚	10:42	旧芦沢分校前	13:01	14:51	16:31	18:06
町立病院前		9:05	月立	10:43	上芦沢	13:03	14:53	16:33	18:08
真室川役場口		9:07	山の神	10:45	田の沢	13:05	14:55	16:35	18:10
真室川役場前		9:09	佐渡	10:48	田の沢公民館前	13:06	14:56	16:36	18:11
真室川駅前		9:10	鮭川村役場前	10:49	大芦沢	13:09	14:59	16:39	18:14

○羽根沢～新庄線

県立病院行き

羽根沢温泉	6:55	羽根沢温泉	9:00	12:20	14:20
温泉入口	6:57	温泉入口	9:02	12:22	14:22
羽根沢本村	6:58	羽根沢本村	9:03	12:23	14:23
小和田	7:01	小和田	9:06	12:26	14:26
清水田	7:02	清水田	9:07	12:27	14:27
旧中渡保育所前	7:03	旧中渡保育所前	9:08	12:28	14:28
中渡	7:04	中渡	9:09	12:29	14:29
段ノ下	7:05	段ノ下	9:10	12:30	14:30
新渕	7:06	新渕	9:11	12:31	14:31
真木	7:07	真木	9:12	12:32	14:32
鮭川村役場前	7:11	鮭川村役場前	9:16	12:36	14:36
太陽館前	7:13	保健センター	9:18	12:38	14:38
上大渕	7:14	鶴田野	9:19	12:39	14:39
向居入口	7:15	農村公園	9:20	12:40	14:40
川口橋	7:16	川口入口	9:21	12:41	14:41
川口入口	7:17	叶口	9:22	12:42	14:42
叶口	7:18	泉川下	9:23	12:43	14:43
泉川下	7:19	あたご町	9:27	12:47	14:47
あたご町	7:23	西山	9:29	12:49	14:49
西山	7:25	北高口	9:31	12:51	14:51
北高口	7:27	川原町	9:32	12:52	14:52
川原町	7:28	マルシェゴーノメ新庄店前	9:33	12:53	14:53
仲町	7:30	仲町	9:36	12:56	14:56
新庄駅前	7:34	新庄駅前	9:39	12:59	14:59
県立病院前	7:39	県立病院前	9:44	13:04	15:04

羽根沢温泉行き

県立病院前	8:01	10:06	13:21	県立病院前	15:56	17:56
新庄駅前	8:08	10:13	13:28	新庄駅前	16:04	18:04
仲町	8:11	10:16	13:31	仲町	16:08	18:08
マルシェゴーノメ新庄店前	8:14	10:19	13:34	川原町	16:10	18:10
川原町	8:15	10:20	13:35	北高口	16:11	18:11
北高口	8:16	10:21	13:36	西山	16:13	18:13
西山	8:18	10:23	13:38	あたご町	16:15	18:15
あたご町	8:20	10:25	13:40	泉川下	16:19	18:19
泉川下	8:24	10:29	13:44	叶口	16:20	18:20
叶口	8:25	10:30	13:45	川口入口	16:21	18:21
川口入口	8:26	10:31	13:46	川口橋	16:22	18:22
農村公園	8:27	10:32	13:47	向居入口	16:23	18:23
鶴田野	8:28	10:33	13:48	上大渕	16:24	18:24
保健センター	8:29	10:34	13:49	太陽館前	16:25	18:25
鮭川村役場前	8:31	10:36	13:51	鮭川村役場前	16:27	18:27
真木	8:35	10:40	13:55	真木	16:31	18:31
新渕	8:36	10:41	13:56	新渕	16:32	18:32
段ノ下	8:37	10:42	13:57	段ノ下	16:33	18:33
中渡	8:38	10:43	13:58	中渡	16:34	18:34
旧中渡保育所前	8:39	10:44	13:59	旧中渡保育所前	16:35	18:35
清水田	8:40	10:45	14:00	清水田	16:36	18:36
小和田	8:41	10:46	14:01	小和田	16:37	18:37
羽根沢本村	8:44	10:49	14:04	羽根沢本村	16:40	18:40
温泉入口	8:45	10:50	14:05	温泉入口	16:41	18:41
羽根沢温泉	8:47	10:52	14:07	羽根沢温泉	16:43	18:43

鮭川村「でんわで予約バス」のお知らせ

令和3年4月1日からの鮭川村「**でんわで予約バス**」運行について下記のとおりお知らせいたします。

でんわで予約バスの乗り方

予約受付時間：利用日前日の午前９時～午後４時
※受付は平日（祝日、年末年始除く）になります。

事前の会員登録が必要です。住民税務課で受付します。
役場へ来ることが困難な場合は初回乗車時のバス内で受付できます。
予約電話の際に「バス内で登録受付希望」とお伝えください。

① **新庄輸送サービス**
５５－２２５０
に電話をして
「乗るバス停」「降りるバス停」「乗る時間」「乗る人数」を伝えます。

② **「乗るバス停」にバスが来る時刻をお伝えします。**

③ **バスが来る時刻が近くなったらバス停に出ましょう。**

※１　他のお客さんと乗合が基本です。マナーを守った乗車をお願いします。
※２　迂回をすることがあるため発着時刻にずれが生じる場合があります。
※３　お急ぎの場合や到着時間の指定・発着所以外の乗降を希望される方はタクシー利用等をお願いします。
※４　予約は受付時間内のみです。留守電等では受付できませんのでご了承ください。
※５　会員登録の方法については住民税務課または新庄輸送サービスにお問い合わせください。

村内行き

○ 村内のバス停どこでも　利用料金：２００円

※　７０歳以上の方、身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は料金が１００円になります。（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：午前便予約　前日午後４時まで
午後便予約　当日正午まで

運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く

【村内バス停から予約者指定の村内バス停へ】

午前便	役場発車時刻	午後便	役場発車時刻
	８：３０		１３：００
	〃		１４：００
	１１：００		１５：００
			１７：３０

※　運行時間は役場発車時刻から１時間を見込んでいます。

村外行き

（新庄市内、真室川町内行き）利用料金：６００円

※７０歳以上の方は１００円割引。身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は半額になります。
（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：前日午後４時まで

１．新庄市内便
運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く
【鮭川村役場から新庄市内へ】　【新庄市内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	**停留所・発着所**	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	**県立新庄病院前**	12:30	14:00
予約者自宅付近停留所		**新庄駅前**	12:32	14:02
新庄駅前	9:28	**予約者自宅付近停留所**		
県立新庄病院前	9:30	**鮭川村役場**	13:30	15:00

２．真室川町内便
運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く
【鮭川村役場から真室川町内へ】　【真室川町内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	停留所・発着所	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	**真室川駅**	12:30	14:00
予約者自宅付近停留所		**町立真室川病院**	12:32	14:02
町立真室川病院	9:28	**予約者自宅付近停留所**		
真室川駅	9:30	**鮭川村役場**	13:30	15:00

○お問い合わせ：鮭川村住民税務課危機管理室
ＴＥＬ：５５－２１１１（内線１１３）

でんわで予約バスの活用例

基本的な使い方

例①　下絵馬河バス停から役場前バス停まで

①

新庄輸送サービス
５５－２２５０
に電話をして
「下絵馬河バス停」から
「役場前バス停」まで
「2人」で「希望する時刻」を伝えます。

②

電話受付員から乗るバス停にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。

③

予約した時間が近くなったらバス停に出ましょう。
※乗合の為、到着時間が１０分前後ずれる場合があります。

時刻例：１１：００便で下絵馬河から役場前へ。１３：００便で役場前から下絵馬河へ帰ることができます。

○活用例

①佐藤医院へ向かい、受診後自宅へ帰る
9:00便で自宅付近バス停から保健センターバス停で下車し佐藤医院へ。11:00便で保健センターバス停から自宅付近バス停まで行き帰宅。

②木の根坂の友人宅へ向かい、帰宅する。
村内13:00便で自宅付近バス停から木の根坂バス停で下車。15:00便で木の根坂バス停から自宅付近バス停で下車し帰宅。

③役場で書類を提出し、帰宅する。
9:00便で自宅付近バス停から役場前バス停で下車。11:00便で役場前バス停から自宅付近バス停で下車し帰宅。

※あくまで一例です。利用の際は電話受付員にご相談ください。

路線バスとの乗換え方法

例②　上大渕西バス停から新庄病院前バス停まで（※真室川町へも同様に向かうことができます。）

①

新庄輸送サービス
５５－２２５０
に電話をして
「上大渕西バス停」から
「役場前」まで「2人」で「希望する時刻」を伝えます。

②

電話受付員から乗るバス停にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。

③

予約した時間が近くなったらバス停に出ましょう。
※乗合の為、到着時間が１０分前後ずれる場合があります。

④

鮭川村役場で路線バスに乗り継ぎます。

⑤

目的地で下車します。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	真室川町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,203
交通不便地域等	7,203

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
7,203	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　戸沢村

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、村内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・戸沢村地域公共交通会議における、村内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（戸沢村）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（戸沢村、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（戸沢村）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（戸沢村）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、村民や来訪者への普及啓発（戸沢村）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（戸沢村、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の戸沢村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・戸沢村目標値（目標年度:R7）
県外 430 人、県内 531 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の戸沢村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・戸沢村の目標値（目標年度:R7）
2.00 回／人（直近年度の実績 8,096 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の戸沢村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額

別　紙

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・戸沢村目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
乗合デマンドタクシー上松坂新庄線：439,000 円（直近年度の実績　402,620 円）
※実証運行期間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで）の実績

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
上松坂新庄線の年間利用者数：300 人以上（直近年度の実績 285 人）
上松坂新庄線の収支率：26%以上（直近年度の実績 26%）
上松坂新庄線への戸沢村負担額 439,000 円（直近年度の実績 402,620 円）

〇事業の効果
・上松坂新庄線を維持することにより、松坂、野口、神田等北部地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、戸沢村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗合デマンドタクシー上松坂について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を戸沢村においてのみ負担することとしている。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する戸沢村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

なお、運行経路上、新庄市内を走行するが、新庄市は負担費用負担をしないため、本系統に関する山形県地域公共交通計画の位置づけは戸沢村の地域公共交通確保維持事業のみで足りるものである。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

別　紙

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）
＜令和４年度＞
・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）
・令和５年２月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

〇 戸沢村地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和５年１月16日：デマンドタクシー実証運行に係る今後の対応（本格運行）について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により戸沢村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本村では、地域住民の意見を反映するため、地区会長会の中から地域公共交通会議の委員を選出している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

別　紙

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡戸沢村大字古口２７０
（所　属）戸沢村住民税務課
（氏　名）齋藤　郁恵
（電　話）0233-72-2111（内線 112）
（e-mail）juuminzeimu@vill.tozawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1)　上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	50日	50回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前で山交バス新庄金山線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1)　上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	50日	50回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前で山交バス新庄金山線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1)　上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	48日	48回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前で山交バス新庄金山線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	戸沢村

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	4042
交通不便地域等	4042

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
4042	村内全域	過疎法第2条の1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和5年4月から本格運行開始！

デマンドタクシー　上松坂新庄線

≪県立新庄病院まで≫

デマンドタクシーとは？

予約制の乗合タクシーです。利用登録をした方から電話予約を受け、同じ利用日に予約された方々を指定バス停留所から目的地（県立新庄病院）まで送迎します。

利用手順

①　電話で予約

利用者証を準備し、戸沢観光タクシーに電話します。利用者番号、お名前、利用日、乗降バス停留所を伝えます。

②　お迎え

申し込みをしたバス停留所へ迎えにいきます。
乗車の際、「利用者証」を提示してください。

③　目的地へ

同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。

運行路線・利用料金

路線	上松坂新庄線	運賃（片道）	中学生以上	500円
運行日	毎週水曜日 （8/13、12/29～1/3運休）		小学生	250円
運行時間	往路　8時15分発 ～　9時00分着 復路　12時00分発 ～12時45分着		障がい者	450円 （乗車前に障がい者手帳等を提示ください）
予約人数	9人まで		未就学児	保護者同伴で2人まで無料
予約受付時間	午前8時　～　午後6時まで　（利用日の1週間前から前日まで ※予約受付順の利用です）			
予約先	（有）戸沢観光タクシー　電話：0233-72-2711 注：戸沢村営バス予約センターではありません			

※運賃の支払いには村で発行するタクシー券が利用できます（おつりは出ません）

運行時刻表

上松坂新庄線	往路	出発 上松坂バス停	① 野呂田	② 上野口	下野口	神田簡易郵便局前	③ ホエールマート前	④ 濁沢	⑤ 農協前	⑥ 向名高	⑦ 名高	目的地 県立新庄病院
		8:15	8:16	8:21	8:22	8:27	8:28	8:30	8:32	8:34	8:36	9:00頃
	復路	県立新庄病院	名高	向名高	農協前	濁沢	ホエールマート前	神田簡易郵便局前	下野口	上野口	野呂田	上松坂バス停
		12:00	12:24	12:26	12:28	12:30	12:32	12:33	12:38	12:39	12:44	12:45頃

初めて利用される方

事前に利用者登録が必要です。住民税務課窓口でお手続きください。利用者証が発行され、予約可能となります。

※これまで利用していた方も、本格運行に伴い、改めて登録が必要になります。

運行路線図

デマンドタクシー利用者登録申請について

① デマンドタクシーを利用するには**事前に利用登録**が必要です。（小学生未満の方の登録は不要です。）

② **『戸沢村乗合デマンドタクシー利用登録申請書』**を右の記入例を参考に記入し、戸沢村役場 住民税務課へ提出してください。

③ **「利用者証」**が発行され、予約可能となります。

『戸沢村乗合デマンドタクシー利用申請書』は住民税務課窓口に用意しています。
役場に来るのが困難な方は、電話でも申請を受け付けますので、住民税務課までお問い合わせください。

記 入 例

様式第１号（第５条関係）

令和 5年 4月 1日

戸沢村乗合デマンドタクシー利用登録申請書

戸沢村長　加藤　文明　　宛

次のとおり乗合デマンドタクシーの利用登録について申請します。

（フリガナ） 世帯主名	トザワ　タロウ 戸沢　太郎	性別	男・女	生年月日	大・昭・平 2年　2月　2日
自宅の電話番号	72−2111	お持ちの方は携帯電話番号		−	−
自宅の住所	戸沢村大字　神田　9999				
乗降場所を記入ください。	（最寄りのバス停等） 神田簡易郵便局前				

フリガナ 利用されるご家族名	性別	生年月日	お持ちの方は携帯電話番号
トザワ　タロウ 戸沢　太郎	男・女	大・昭・平 2年　2月　2日	− −
トザワ　ハナコ 戸沢　花子	男・女	大・昭・平 3年　3月　3日	− −
トザワ　ヨシオ 戸沢　良男	男・女	大・昭・平 23年　4月　4日	090−1111−2222
トザワ　ヨシコ 戸沢　良子	男・女	大・昭・平 25年　5月　5日	080−3333−4444
	男・女	大・昭・平 年　月　日	− −

備考　ご家族で申請する方がいる場合は、併せて記入してください。乗降場所は同一に限ります。

事前に乗務員に知っておいてもらいたい事項をお書きください。
太郎は耳が遠いので大きい声で話してください。

※この登録情報は「戸沢村乗合デマンドタクシー」に関する利用以外に使用いたしません。

【お問い合わせ】戸沢村役場　住民税務課　住民生活係　☎0233-72-2326

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：高畠町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・　地域公共交通会議における、交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証を行う（高畠町）。

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって　整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、データ提供を検討する。（高畠町）
・　GTFS-JP の作成・提供の検討（高畠町）

〇　山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（高畠町）
・　地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への啓発活動を行う。（高畠町）
・　本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（高畠町）

〇　その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・　町広報誌等を活用し、デマンド交通の利用に係る手続き等を再周知する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の高畠町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・高畠町の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.85 回／人（直近年度の実績 0.87 回／人）

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の高畠町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

別　紙

・高畠町目標値（(目標年度:R7）
デマンド交通：22,000 千円（直近年度の実績 17,053 千円）

○　上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：21,500 人以上
（直近年度の実績 19,645 人）
デマンド交通の収支率：22%以上（直近年度の実績 19.3%）
デマンド交通の高畠町負担額 23,000 千円（直近年度の実績 17,053 千円）

○　事業の効果
・上記デマンド交通を維持することにより、高畠町二井宿地区、和田地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○　上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、高畠町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 34,083 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、デマンド交通への上記高畠町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する高畠町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

別　紙

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

＜令和４年度＞

・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇 高畠町地域公共交通会議

＜令和４年度＞

開催なし

＜令和５年度＞

・令和５年６月14日（第１回）：公立置賜総合病院へのデマンド交通延伸実証事業について議論

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会において、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により高畠町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

当町では、公共交通機関の利用者からの意見について、デマンド交通に関連する事業担当課間での情報共有を適時適切に行い、必要に応じて幹部職員の会議の案件とし、施策の反映につなげることとしている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436
（所　属）企画財政課　企画調整係
（氏　名）阿部　恭大
（電　話）0238-52-1112
（e-mail）kikaku@town.takahata.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	360日	3240回			区域	②（1）	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	359日	3231回			区域	②(1)	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	359日	3231回			区域	②(1)	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	高畠町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	22,463
交通不便地域等	3,619

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
824	二井宿地区	山村振興法
2,795	和田地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

高畠町デマンド交通 ご利用案内

高畠町内を運行区域として、３台のデマンドタクシー（はやま号・まほろば号・みつわ号）が運行しています。
玄関から玄関まで送迎いたします。
町民の方に限らずどなたでもご利用できます。
乗り合いでの運行となりますので、到着時間には余裕をもってご予約ください。

1. 電話で予約

① 予 約

利用したい運行時間の**1時間前までに**
予約センターにお電話ください。

☎ 0238−51−1255

※ 朝8時便は、前日午後4時までの予約をお願いします。

② 受 付

オペレーターが受付します。

- 利用する方のお名前と、利用したい運行時間
- 乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）をお伝えください

※予約の変更、取消の場合は、
すぐに予約センターにご連絡願います。

③ お 迎 え

予約した乗車場所にお迎えに参ります。

- 建物の中でお待ちください

④ 到 着

目的地までお送りいたします。

- 目的地が同じ方向の方と乗り合わせとなります。

2. FAXで予約

予約センターにＦＡＸをお送りください。

FAX 51−1256

- 利用する方のお名前、自宅の電話番号（携帯電話番号）
- 利用したい運行時間と連絡方法（電話・FAX等）
- 乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）を記入
- 予約センターから予約可能か折り返しご連絡いたします。
  それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。

3. ネットで予約

利用希望時間の1時間30分前までに
ご予約お願いします。

このQRコードを読み込んで入力してください。

- 利用したい運行時間の1時間30分前までに
  入力フォームにしたがってご予約お願いします。
- 予約センターから予約可能かご連絡いたします。
  それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。
- 高畠町公式ホームページからも予約できます

ご利用料金

	区 分	料 金
高畠町民の方	①一般の方（中学生以上）	500円
	②75歳以上の方	400円
	③65歳以上で運転経歴証明書所持者	400円
	④障がい者手帳所持者	300円
	⑤小学生	300円
町民以外の方（小学生以上）		500円

◆②～④の方は、利用区分証を発行いたしますので、健康長寿課（げんき館）で手続きをお願いします。
◆未就学児は無料ですが、保護者同伴での乗車をお願いします。
◆回数券（10回分の料金で11回利用できる）を販売しています。（販売場所：デマンド車内、げんき館）

運 行 時 間 午前８時～午後４時
午前 ８時・９時・10時・11時・12時
午後 １時・２時・ ３時 ・ ４時 （全９便）
年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

予約受付時間 午前７時～午後４時
土、日、祝日も受付しています。
ご利用希望時間の１時間前までにご予約願います。
（ネット予約は１時間30分前まで）
朝8時便は前日の午後４時までにご予約願います。
年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

お問い合わせは こい わんにゃんゴーゴー
予約センター ☎ 0238-51-1255
高畠町健康長寿課（げんき館） ☎0238-52-4478

注 意 事 項

- 乗車には定員がありますので、予約状況によってはご希望の時間にご利用できない場合がございます。
- 他のお客様と乗り合い乗車になるため、未就学児及び一人で乗車できない方（付き添いがいれば可）、泥酔している方はご利用をお断りいたします。
- ペット連れの乗車はできません。
- お迎えの時間は予約申込み状況により前後いたします。
- 混雑したり気象状況によって、時間に遅れることがございます。到着時間に余裕をもってご利用願います。

高畠町健康長寿課 R2.4版

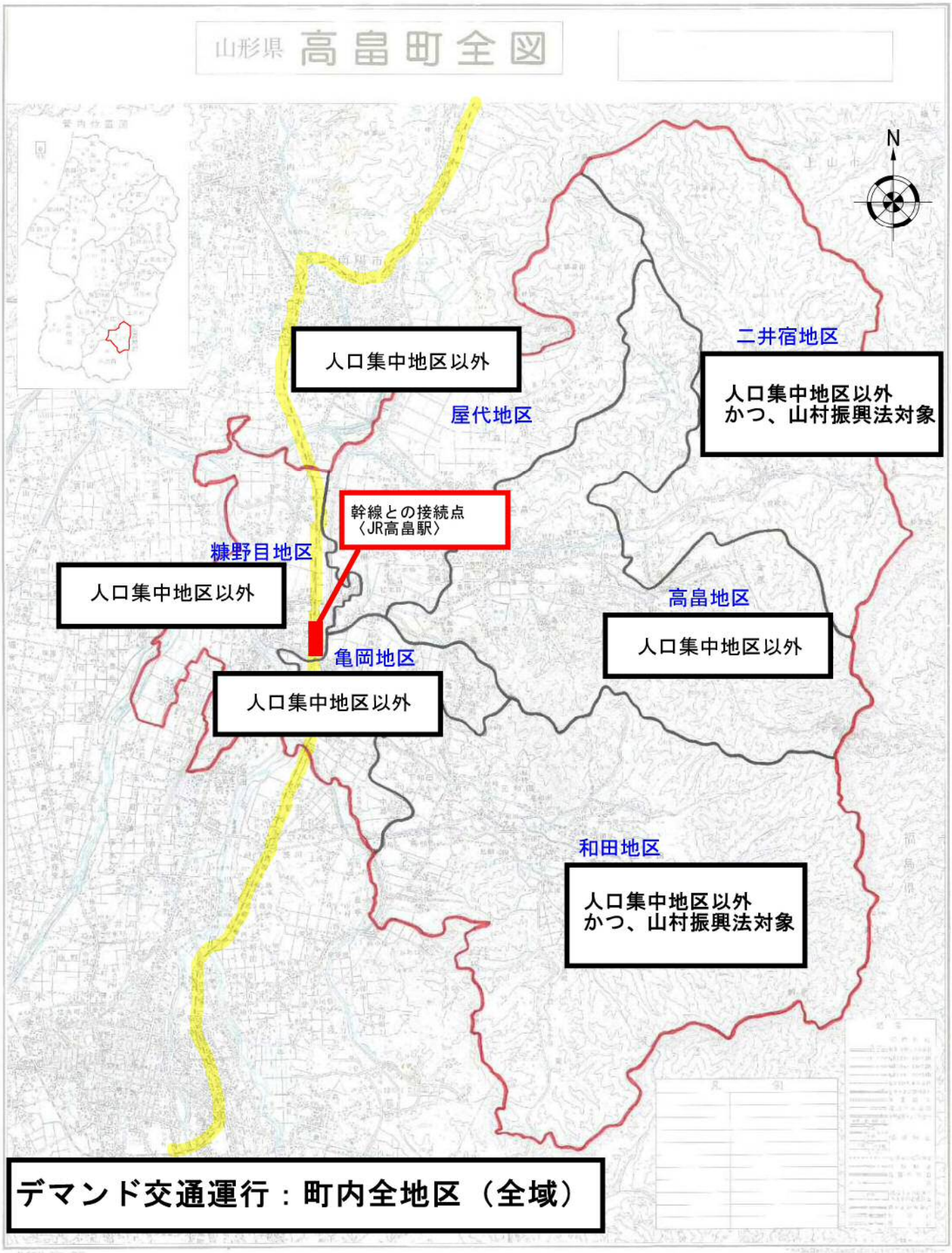
山形県 高畠町全図
N
人口集中地区以外
屋代地区
二井宿地区
人口集中地区以外
かつ、山村振興法対象
幹線との接続点
〈JR高畠駅〉
糠野目地区
人口集中地区以外
高畠地区
人口集中地区以外
亀岡地区
人口集中地区以外
和田地区
人口集中地区以外
かつ、山村振興法対象
デマンド交通運行：町内全地区（全域）

山形県人口集中地区一覧
※高畠町は該当地区無し

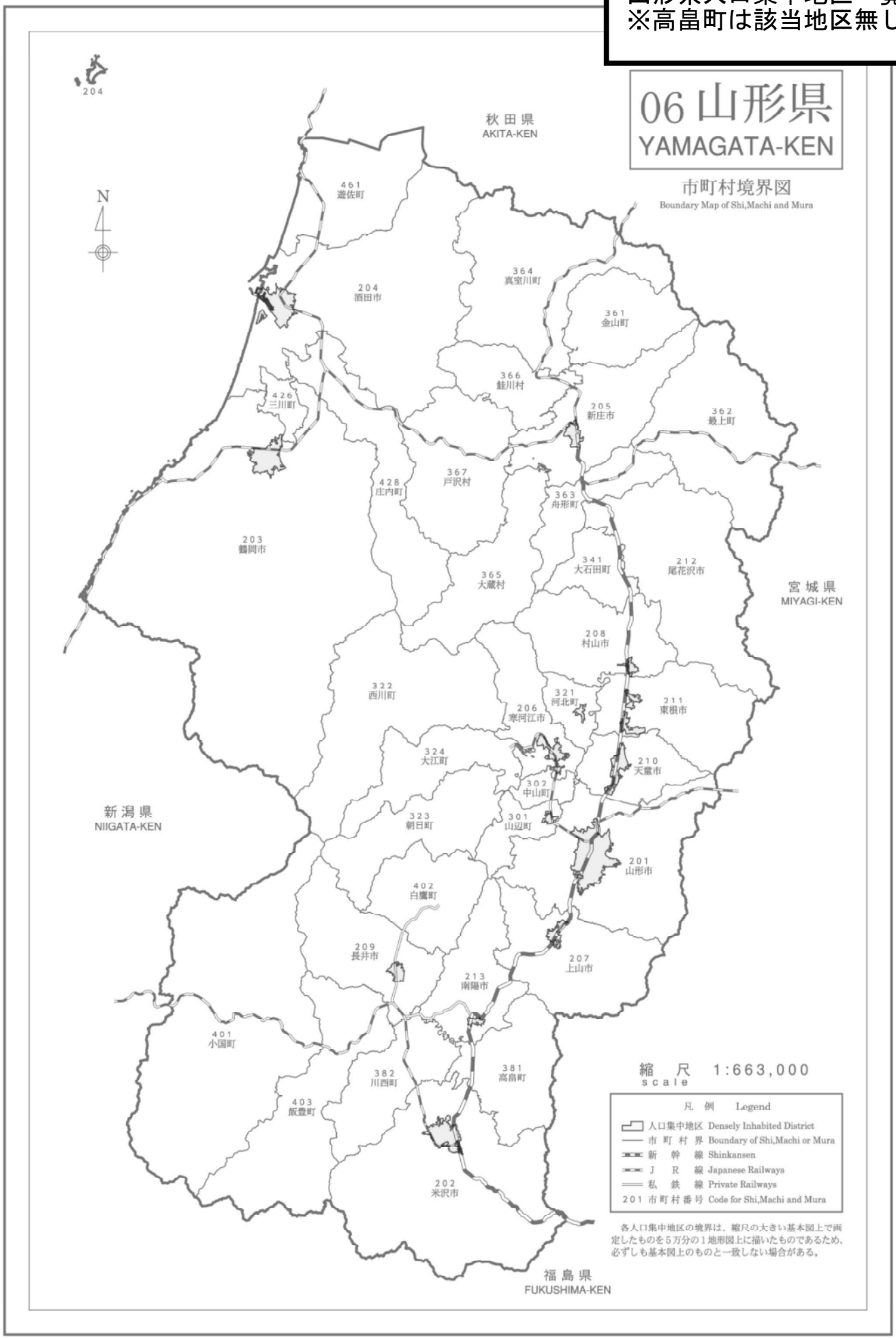

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　川西町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（川西町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（川西町・事業者）
・GTFS-JP の提供（川西町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（川西町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（川西町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（川西町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の川西町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・川西町目標値（目標年度:R7）
県外 464 人、県内 1,744 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の川西町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・川西町の目標値（目標年度:R7）
0.57 回／人（直近年度の実績 0.56 回／人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の川西町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・川西町目標値（目標年度:R7）

デマンド交通：17,324 千円（直近年度の実績 17,324 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

川西町デマンド型乗合交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数

：8,500 人（直近年度の実績 7,301 人）

川西町デマンド型乗合交通の経費に係る一般財源の割合：50%（直近年度の実績 56.4%）

利用者アンケートにおける満足度：80%（直近年度の実績 79.5%）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、川西町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、川西町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る川西町デマンド型乗合交通について、その運行に係る費用総額 17,323,449 円のうち、川西町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、川西町デマンド型乗合交通への上記川西町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する川西町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

別　紙

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

＜令和４年度＞

・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇 川西町地域公共交通会議

＜令和４年度＞

・令和４年５月10日（第１回）：川西町デマンド型交通当日予約の受付実施について
・令和５年１月11日（第２回）：山交バス米沢小松路線の運行について

＜令和５年度＞

・令和５年６月20日（第１回）：高畠町デマンド交通の公立置賜総合病院延伸について

〇 その他住民説明会

＜令和４年度＞

・令和４年11月１日（第１回）：山交バス米沢小松路線の運行について
・令和４年11月２日（第２回）：山交バス米沢小松路線の運行について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により川西町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、毎年度デマンド型乗合交通の利用者へアンケート調査を実施している。調査結果より住民ニーズを把握し、利便性の向上に努めている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

別　紙

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　山形県東置賜郡川西町大字上小松977-1
（所　属）　まちづくり課
（氏　名）　大河原　綾乃
（電　話）　0238-27-1133
（e-mail）　machizuku@town.kawanishi.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有） （有）大京タクシー （有）みどりタクシー	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	366日	9882回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有） （有）大京タクシー （有）みどりタクシー	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	365日	9855回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有） （有）大京タクシー （有）みどりタクシー	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	365日	9855回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	川西町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	14,558
交通不便地域等	14,558

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
14,558人	町内全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

川西町デマンド交通のご案内

365日運行中！

デマンド交通が便利になりました！

当日11時までの予約で、その日の午後便に乗れるようになりました！
基本は前日までの予約となります！

デマンド交通とは？

町民の方が利用できる予約制の**「乗合いタクシー」**です。
１台に複数の方を乗せて自宅や指定の場所から目的地まで順次送迎します。
ご利用は町内にお住まいの方（町内に住民票がある方）に限ります。

利用料金

片道 ひとり 500 円（小学生以上）
※カワニシお買い物券・福祉タクシー利用助成券も利用可能

目 的 地

町内どこでも乗り降り可能。乗降場所の戸口まで送迎します。
ご予約時に目的地をお伝えください。

利用方法

事前の会員登録と予約センターへの電話予約が必要です。
利用日の１週間前から前日 16 時までにご予約ください。
※事前予約出来ず、急遽当日ご利用希望の方は 11 時までの連絡で午後便に乗れます。
予約センター（受付時間 8:30~17:00）
☎ 0238-42-3288 受付時間 8:30~17:00

初めて利用される方

手順１ まずはお電話か役場窓口にて**会員登録手続き**下さい。（10 分程度）

手順２ 後日、会員証を郵送にてご自宅へお届けします。（１週間程度）

手順３ ご利用する際は予約センター（0238-42-3288）へ
※会員番号・利用日時・乗降場所をお伝えください。

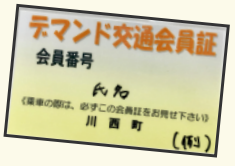

会員登録のお手続きはこちら

川西町役場 まちづくり課企画調整グループ
☎ 0238-27-1133

運行詳細については裏面をご覧ください →

川西町デマンド交通のご案内

予約センター
受付時間 8:30～17:00

☎ **0238-42-3288**
【最終受付】午前便（前日 16 時まで）午後便（当日 11 時まで）

タクシーの出発時間（1 日 9 便）

午 前	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30
午 後	13:00	14:00	15:00	16:00	

※ご利用の際は必ず会員証を携帯してください。

※運行便の時間はタクシーが**タクシー会社を出発する時間**です。
お迎えに上がる時間ではありませんのでご注意ください。

※方面ごとの乗合い運行の為、到着時間が一定ではありませんのでご了承ください。

ご予約の流れ　例：自宅から病院まで行く場合

「上小松の川西太郎です。**会員番号は 10001 番**です。」

「上小松の川西太郎さんですね。
ご予約は何日の何時便で、どちらからどちらまでご利用ですか？」

「**13 日 7:30 便**で**自宅から公立置賜総合病院まで**お願いします。」

「13 日の 7:30 便で自宅から公立置賜総病院までですね。」
「帰りはどうなさいますか？」

「**13:00 便**で**公立置賜総合病院から自宅まで**お願いします。」

「乗合せで目的地に向かう為少々お時間がかかります。お待ちください。
ご予約ありがとうございました。」

予約した便に乗れない時

病院の診察が長引く等で予約した便に乗れない場合は、予約した便の運行前に予約センターへご連絡いただくと、後発の運行便に乗ることができます。

予約をキャンセルしたい時

キャンセルご希望の方は必ず予約センターへお電話ください。

会員登録申し込み・問合せはこちら

川西町役場 まちづくり課企画調整グループ　☎ 0238-27-1133

川　西　町　全　図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号　平20東複第209号）」

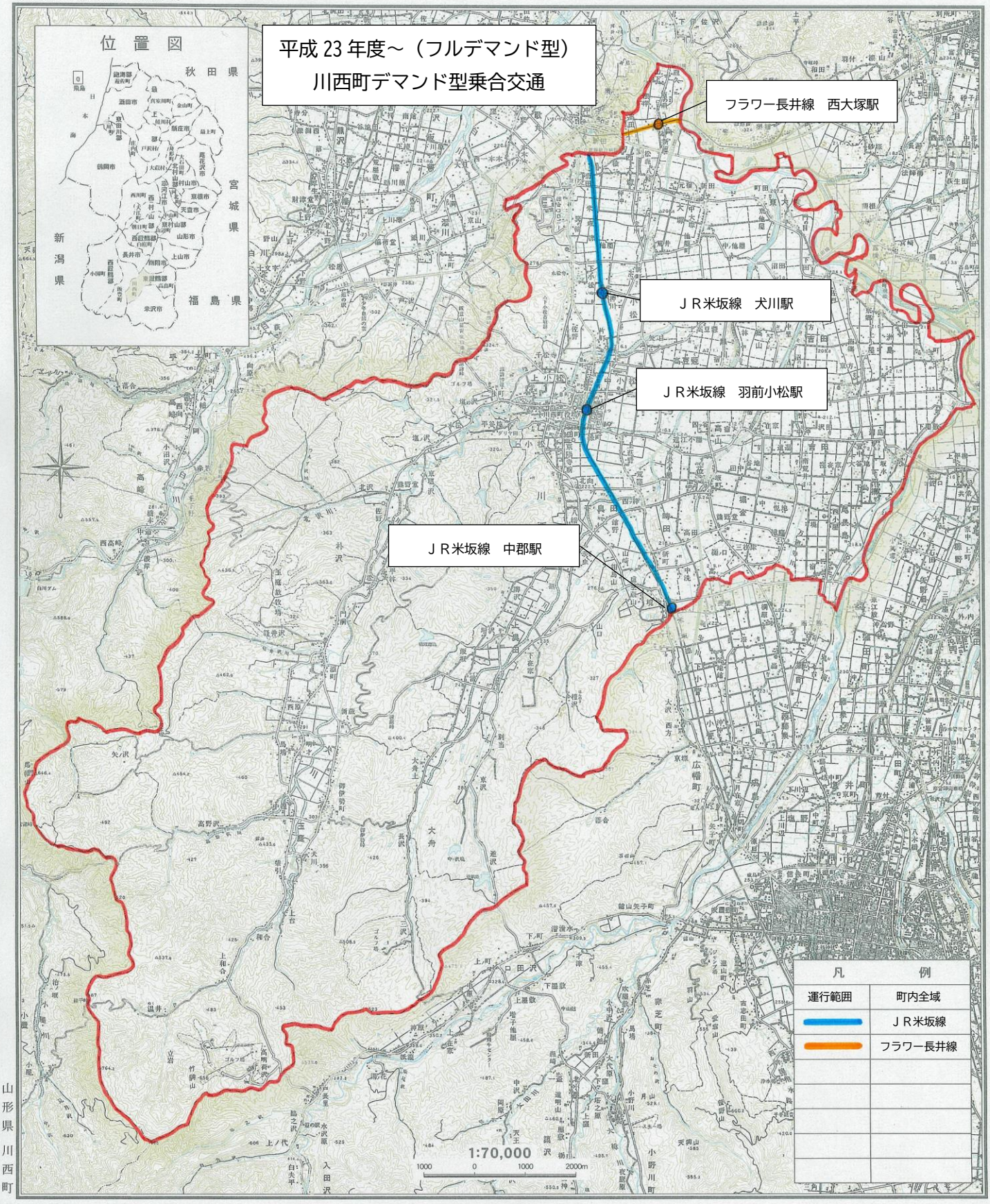

山形県川西町

国際航業株式会社調製

記号

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　小国町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・小国町地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（小国町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（小国町）
・GTFS-JP の作成・提供（小国町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（小国町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（小国町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（小国町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の小国町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・小国町の目標値（目標年度：R7）
県外 550 人、県内 850 人
※ＲＥＳＡＳにおける当町内令和元年度の 14 時時点の滞在人口、6 月の平日・休日、12 月の平日・休日の平均値（対象：15 歳以上 80 歳未満）の維持を目標とする。

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の小国町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・小国町の目標値（目標年度：R7）
3.70 回／人（直近年度の実績　2.20 回／人）
※ R1 年度の実績 3.69 人の維持を目標とする。

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の小国町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績103万円）
・小国町目標値（目標年度：R7）
デマンド交通：2,800,000円（直近年度の実績　デマンド交通3,222,000円）
※ R1年度の実績2,904,000円と同等の負担額を目標とする。

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
１ 金目線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　210人以上（直近年度の実績　203人）
２ 足中線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　230人以上（直近年度の実績　229人）
３ 白沼線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　900人以上（直近年度の実績　891人）
４ 東部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,920人以上（直近年度の実績　1,911人）

１ 金目線の収支率：　5.0%以上（直近年度の実績　4.94%）
２ 足中線の収支率：　7.0%以上（直近年度の実績　7.29%）
３ 白沼線の収支率：　9.0%以上（直近年度の実績　8.70%）
４ 東部線の収支率：　4.0%以上（直近年度の実績　3.43%）

１ 金目線への小国町負担額　　320,000円（直近年度の実績　　317,000円）
２ 足中線への小国町負担額　　320,000円（直近年度の実績　　314,000円）
３ 白沼線への小国町負担額　　850,000円（直近年度の実績　　841,000円）
４ 東部線への小国町負担額　1,800,000円（直近年度の実績　1,750,000円）
※ 直近年度の実績を維持することを目標とする。

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、金目線、足中線、白沼線及び東部線の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や運行委託事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、小国町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線について、その運行に係る費用総額8,129,000円のうち、小国町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線への上記小国町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する小国町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

別　紙

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）
＜令和４年度＞
・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

〇 小国町地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和４年 ８月31日　令和４年度第１回小国町地域公共交通会議（書面協議）
主な議題：小国町営バス 自家用有償旅客運送の更新登録について
（日付は書面協議成立時）
・令和４年11月30日　令和４年度第２回小国町地域公共交通会議（書面協議）
主な議題：令和５年１月 小国町営バスダイヤ改正について
（日付は書面協議成立時）
・令和５年 ２月21日　令和４年度第３回小国町地域公共交通会議
主な議題：令和５年４月 小国町営バスダイヤ改正について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により小国町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域の意見や利用者の要望を取り入れたダイヤ改正を適宜実施しており、令和４年12月及び令和５年４月に運行ダイヤと経由道路の見直しを実施している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

別　紙

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町２丁目７０番地
（所　属）　小国町役場　町民課
（氏　名）　佐藤　甫
（電　話）　０２３８－６２－２２６０
（e-mail）　choumin@town.oguni.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	143日	572回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	51日	204回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	150日	600回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	244日	1,464回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	143日	572回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	52日	208回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	152日	608回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	244日	1,464回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	143日	572回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	50日	200回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	149日	596回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	242日	1,452回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小国町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,107
交通不便地域等	7,107

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
7,107	小国町全域	過疎地域自立特別措置法 第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

金目線（全域）

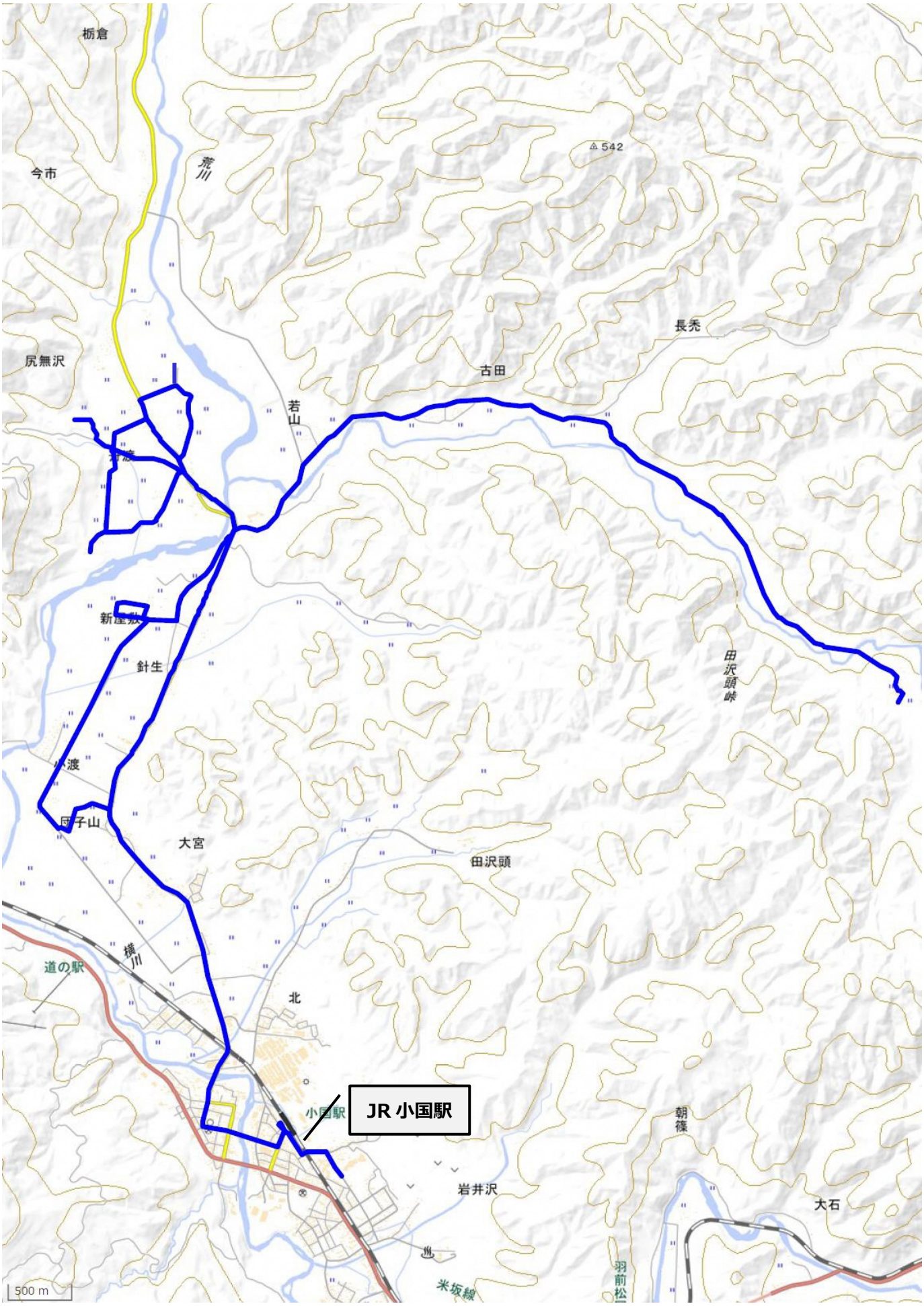
栃倉
今市
荒川
542
尻無沢
古田
長禿
若山
新屋敷
針生
田沢頭峠
小渡
団子山
大宮
田沢頭
横川
道の駅
北
JR 小国駅
小国駅
朝篠
岩井沢
大石
羽前松
米坂線
500 m

金目線（町中心部）

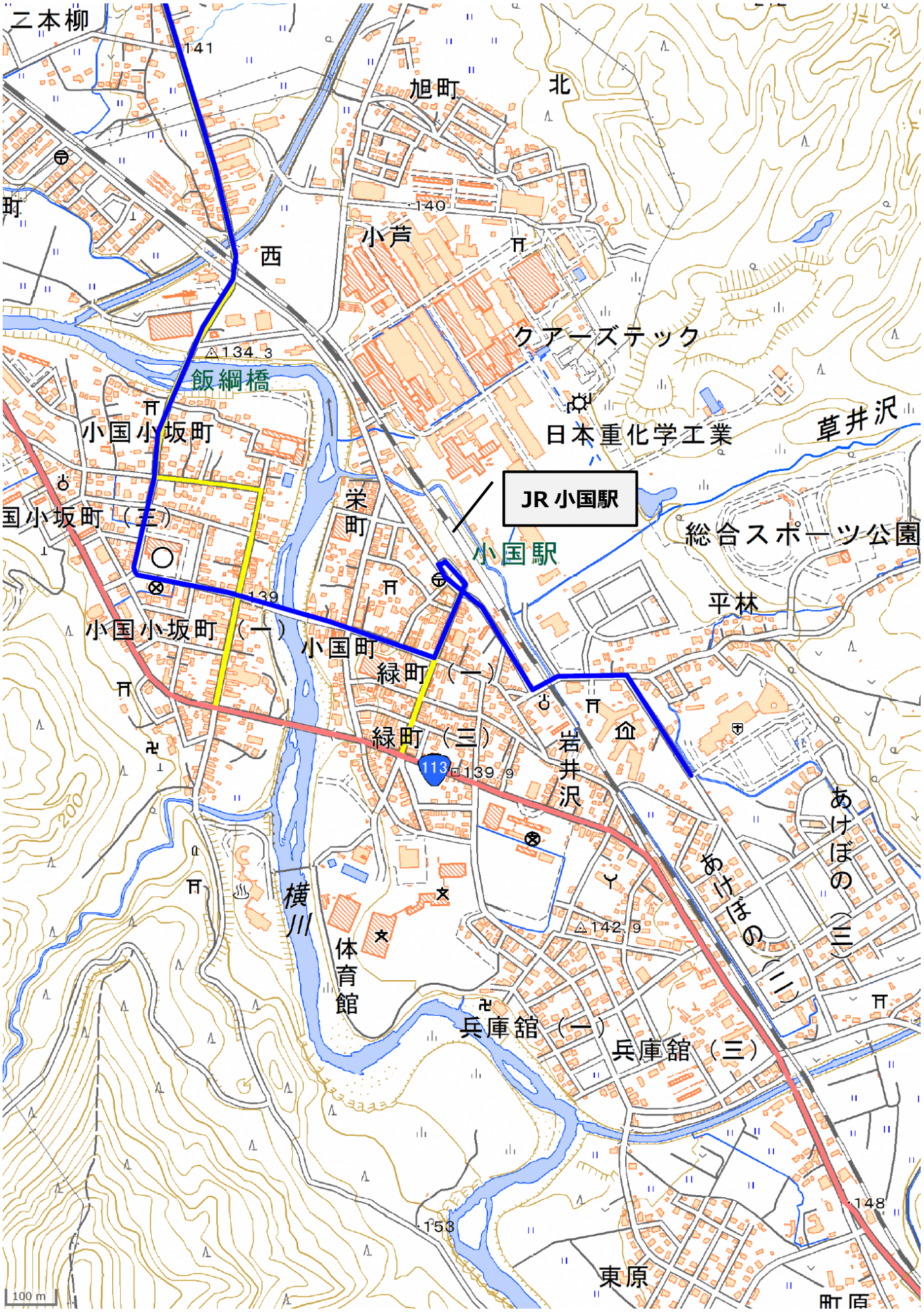
二本柳
141
旭町
北
町
140
小芦
西
クアーズテック
△134.3
飯綱橋
小国小坂町
日本重化学工業
草井沢
JR小国駅
国小坂町（三）
栄町
総合スポーツ公園
小国駅
139
平林
小国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
緑町（三）
113
139.9
岩井沢
あけぼの（三）
あけぼの（二）
横川
体育館
△142.9
兵庫館（一）
兵庫館（三）
148
153
東原
町原
100 m

足中線（全域）

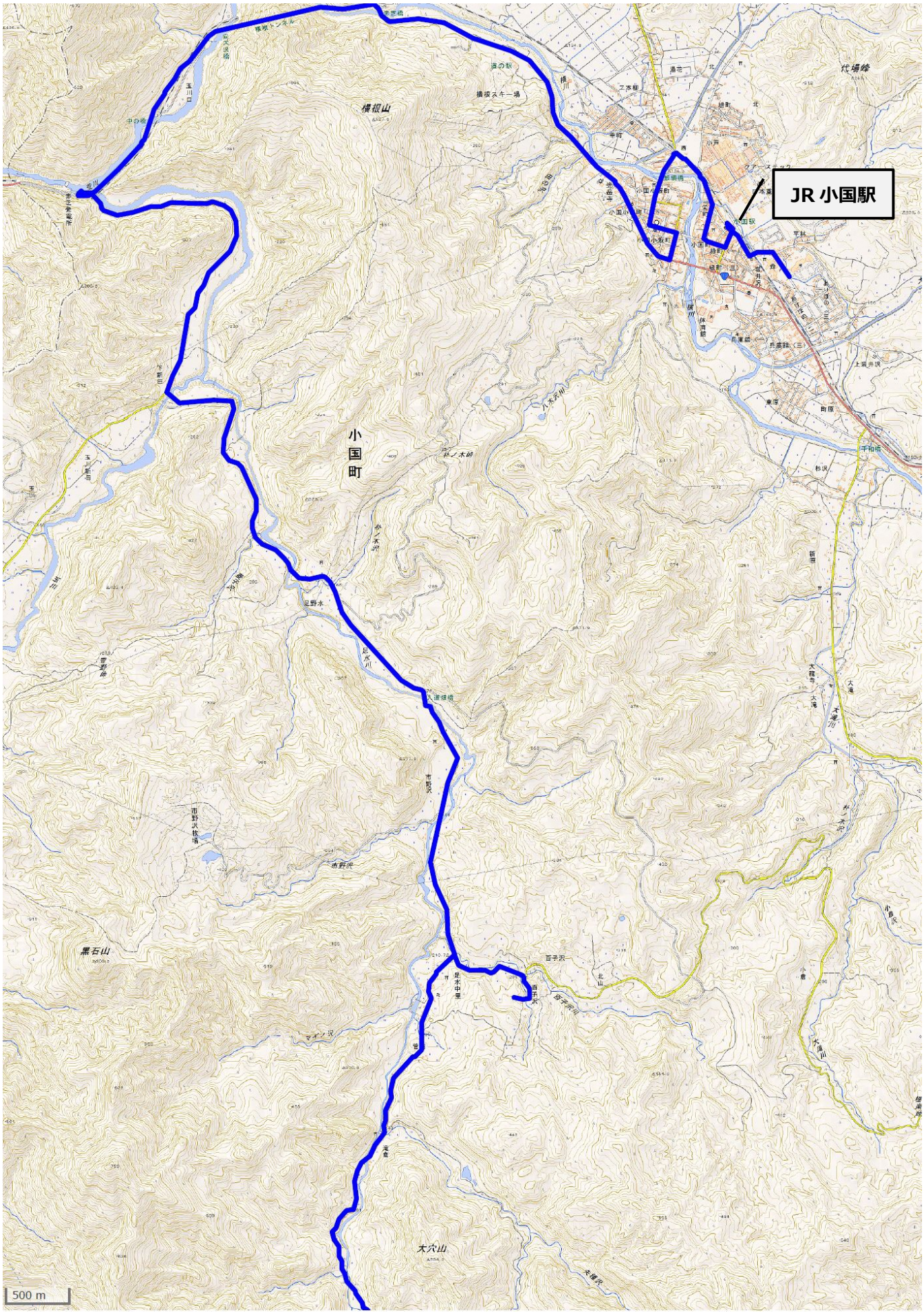

足中線（中心部）

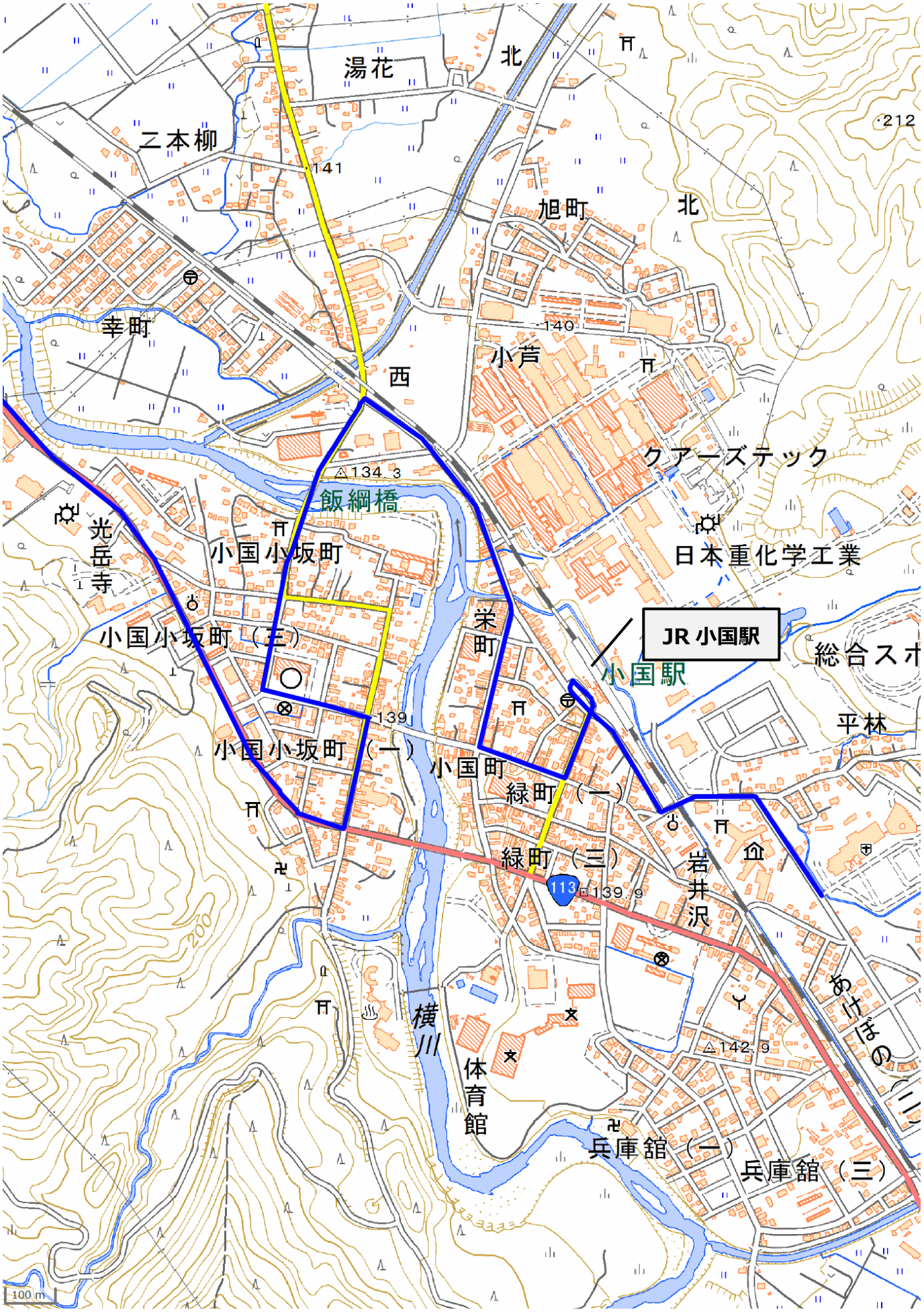
湯花
北
二本柳
141
212
旭町
北
幸町
140
小芦
西
クアーズテック
134.3
飯綱橋
光岳寺
小国小坂町
日本重化学工業
JR小国駅
小国駅
栄町
総合スポ
小国小坂町（三）
小国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
平林
緑町（三）
113
139.9
岩井沢
横川
体育館
142.9
あけぼの（二）
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
200
100 m

白沼線（全域）

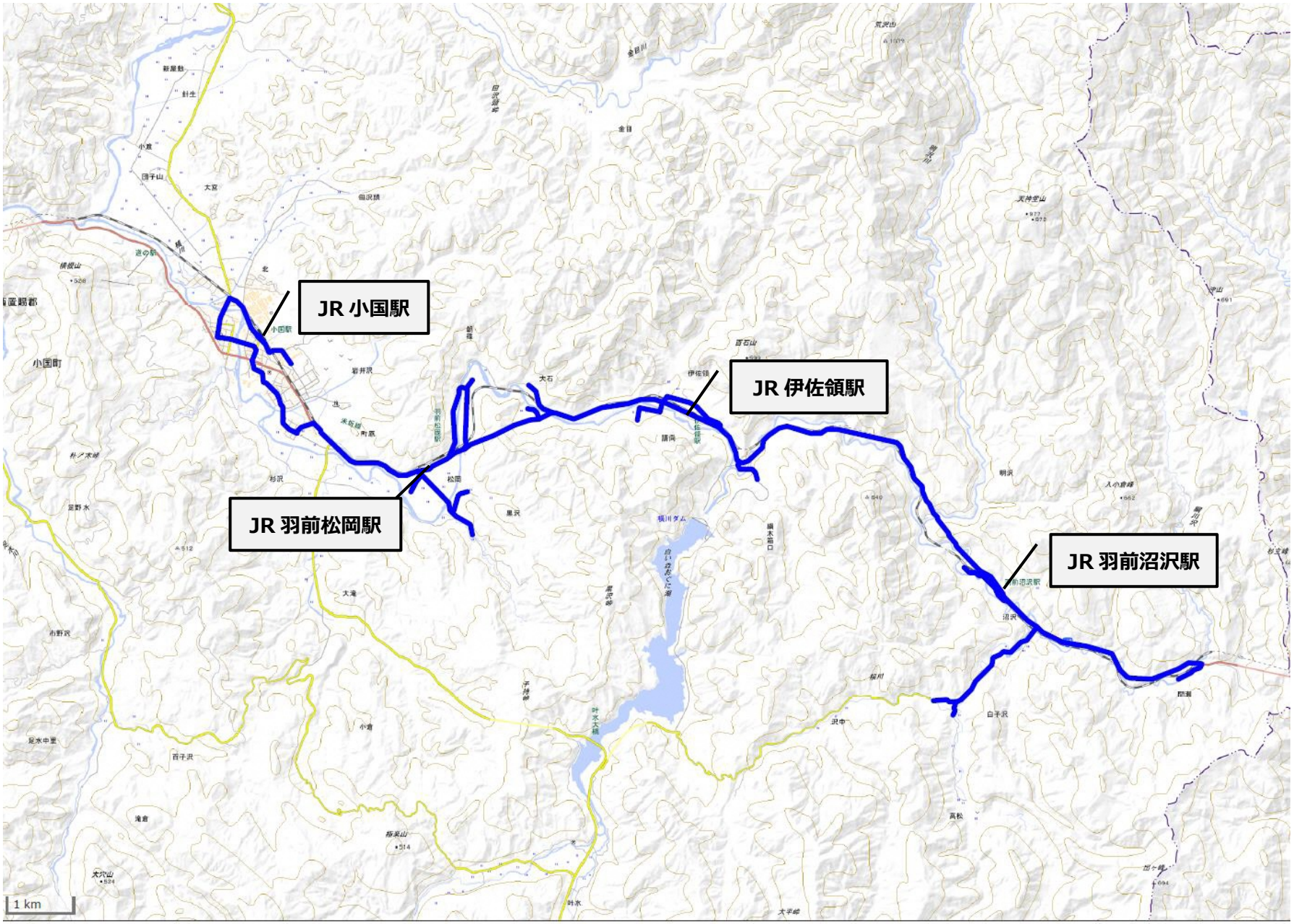

白沼線（町中心部）

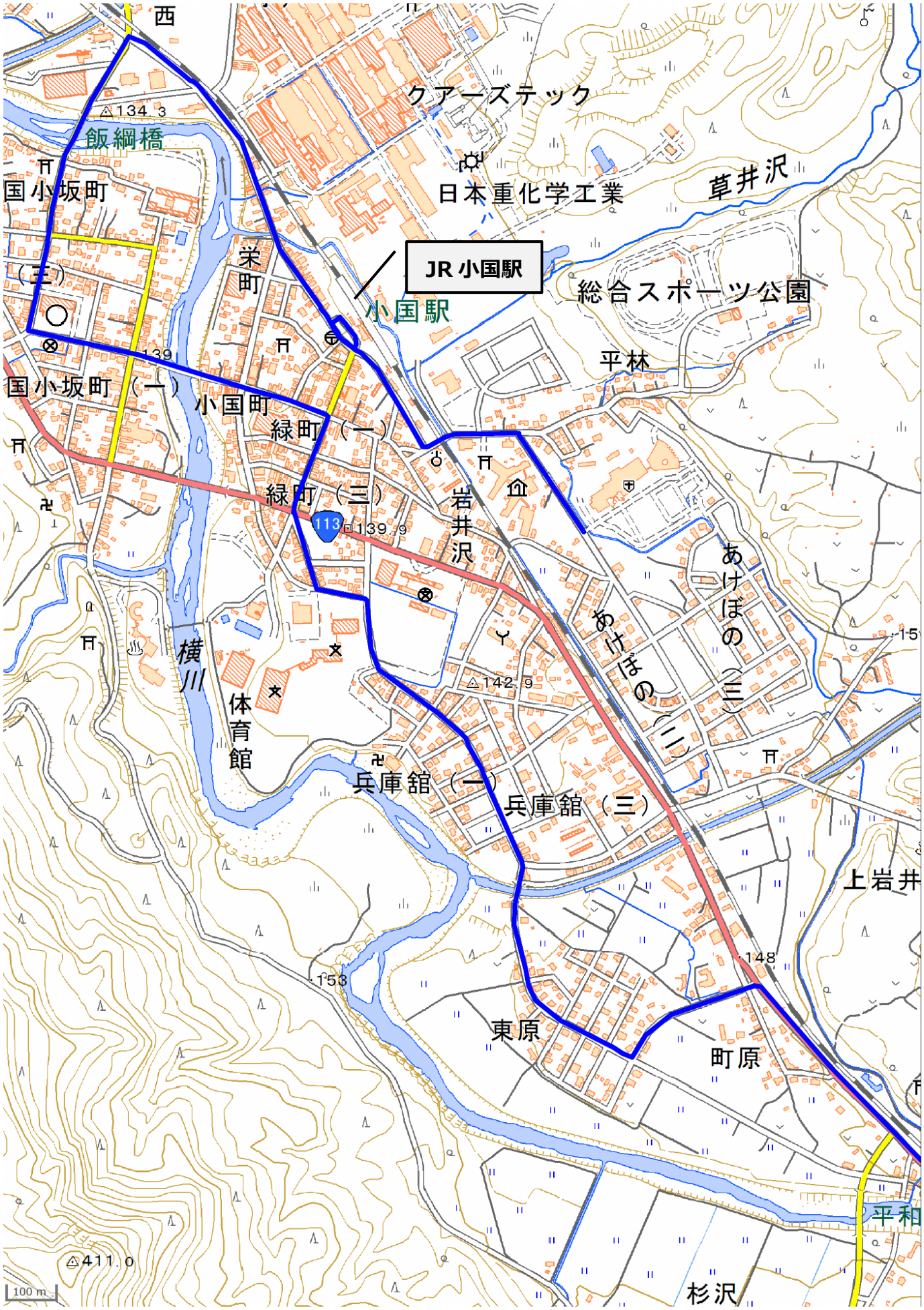
西
△134.3
飯綱橋
国小坂町
クアーズテック
日本重化学工業
草井沢
JR 小国駅
小国駅
栄町
総合スポーツ公園
平林
国小坂町（二）
139
国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
緑町（三）
113
△139.9
岩井沢
あけぼの（三）
あけぼの（二）
横川
体育館
△142.9
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
上岩井
148
153
東原
町原
平和
△411.0
杉沢
100 m

東部線（全域）

JR 小国駅
横根山
528
西置賜郡
小国町
横川
小国駅
羽前松岡駅
米坂線
伊佐領駅
百石山
599
明沢川
朴ノ木峠
512
横川ダム
白い森おぐに湖
黒沢峠
子持峠
叶水大橋
極楽山
514
大穴山
534
大平峠
白滝
983
茂松山
767
樽口峠
掛摺山
927
泡ノ湯温泉
1 km
西置

東部線（町中心部）

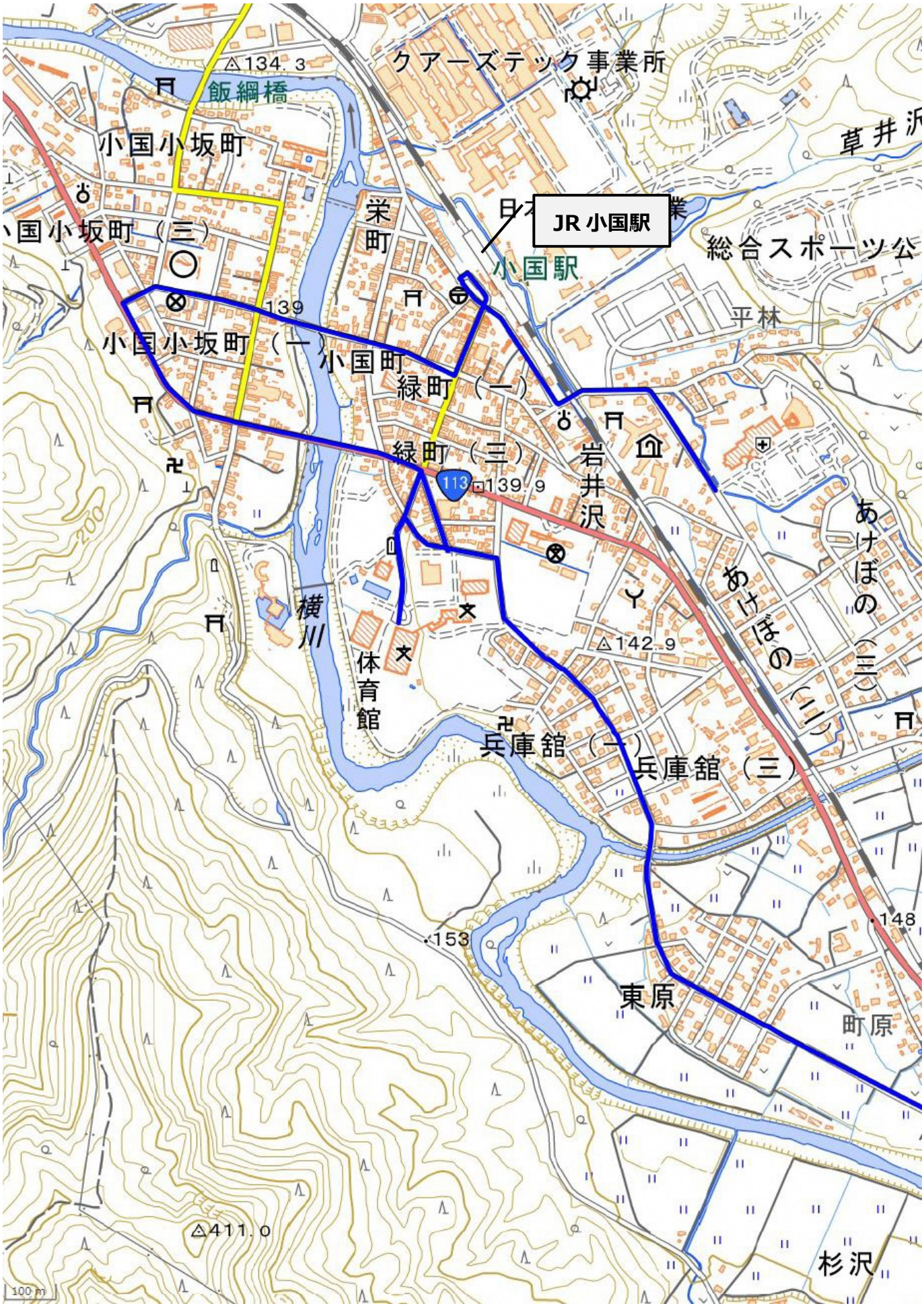
JR 小国駅
クアーズテック事業所
飯綱橋
小国小坂町
小国小坂町（三）
小国小坂町（一）
栄町
小国町
緑町（一）
緑町（三）
小国駅
総合スポーツ公
平林
岩井沢
あけぼの（二）
あけぼの（三）
横川
体育館
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
東原
町原
杉沢
草井沢
△134.3
△139.9
△142.9
△411.0
139
113
153
148
100 m

★金目線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和５年４月１日 改正

◎ 12月31日から１月３日までは全便運休します。

行　先	金　目（団子山・舟渡経由）		行　先	病院前（舟渡・団子山経由）	
記　事	月火金 運転 (祝除く)	月火金 運転 (祝除く)	記　事	月火金 運転 (祝除く)	月火金 運転 (祝除く)
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:10まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 12:10まで
病院前	8:00	13:10	金目	8:40	13:50
老福センター前	8:01	13:11	茶畑	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。	
小国駅	8:02	13:12	門松		
アスモ前	8:04	13:14	古田		
役場前	8:05	13:15	若山		
飯綱橋	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間と下林から金目までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎小国駅から下林までの区間の乗降場所は、各バス停になります。		中里	8:50頃 〜 8:58頃	14:00頃 〜 14:08頃
旧診療所前			上舟渡		
高稲場			蟹沢		
二本柳			舟渡		
横道			旧沖庭小学校前	9:03頃	14:13頃
団地前			針生		
大宮			新屋敷		
下林			小渡	9:06頃	14:16頃
団子山	8:12頃	13:22頃	団子山		
小渡			下林	◎金目から下林までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎下林から小国駅までの区間の乗降場所は、各バス停になります。	
新屋敷	8:15頃	13:25頃	大宮		
針生			団地前		
旧沖庭小学校前			横道		
舟渡	8:18頃 〜 8:25頃	13:28頃 〜 13:35頃	二本柳		
蟹沢			高稲場		
上舟渡			旧診療所前		
中里			飯綱橋		
若山			役場前		
古田			アスモ前		
門松			小国駅		
茶畑			老福センター前		
金目	8:35頃	13:45頃	病院前	9:15頃	14:25頃

※ 網掛けの区間は自由乗降区間です。バス停以外で乗車する方は道路の左側で手を挙げてお知らせください。

★足中線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和５年４月１日 改正

◎ 12月31日から１月３日までは全便運休します。

行　先	樽　口		行　先	病院前	
記　事	火曜運転 (祝除く)	火曜運転 (祝除く)	記　事	火曜運転 (祝除く)	火曜運転 (祝除く)
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 13:20まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 13:20まで
病　院　前	8:00	14:20	樽　口	8:45	15:05
老福センター前	8:01	14:21	滝　倉		
小　国　駅	8:02	14:22	足水中里		
アスモ前	8:04	14:24	百　子　沢		
滝の二重	8:05	14:25	市　野　沢		
飯　綱　橋	8:06	14:26	足　野　水		
役　場　前	8:07	14:27	下　新　田		
光岳寺前			落　合		
片　岩			赤　芝　峡		
赤　芝　峡			片　岩		
落　合			光岳寺前		
下　新　田			役　場　前		
足　野　水			飯　綱　橋		
市　野　沢			滝の二重		
百　子　沢			アスモ前		
足水中里			小　国　駅		
滝　倉			老福センター前		
樽　口	8:40頃	15:00頃	病　院　前	9:25頃	15:45頃

◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。

◎病院前から小国駅までの区間と落合から樽口までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。

◎小国駅から落合までの区間の乗降場所は、各バス停になります。

◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。

◎樽口から落合までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。

◎落合から小国駅までの区間の乗降場所は、各バス停になります。

◎足中線は、火曜日が祝日の場合には前日の月曜日に振替運転をします。

ただし振替後の月曜日も祝日であった場合には運休となります。

※ 網掛けの区間は自由乗降区間です。バス停以外で乗車する方は道路の左側で手を挙げてお知らせください。

★白沼線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和５年４月１日 改正

◎ 12月31日から１月３日までは全便運休します。

行　先	白子沢		行　先	病院前	
記　事	水木金運転(祝除く)	水木金運転(祝除く)	記　事	水木金運転(祝除く)	水木金運転(祝除く)
予約時間	前日の17:00まで	当日の12:20まで	予約時間	前日の17:00まで	当日の12:20まで
病院前	8:15	13:30	白子沢	9:00	14:15
老福センター前	8:16	13:31	間瀬	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎白子沢から緑町二までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。（国道区間では、乗降場所を限定する場合があります。） ◎緑町二から小国駅までの区間の乗降場所は、各バス停になります。	
小国駅	8:17	13:32	農協支店前		
滝の二重	8:18	13:33	沼沢		
飯綱橋	8:19	13:34	沼沢駅		
役場前	8:20	13:35	沼沢パーキング		
アスモ前	8:21	13:36	箱の口		
緑町二	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間と緑町二から白子沢までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。（国道区間では、乗降場所を限定する場合があります。） ◎小国駅から緑町二までの区間の乗降場所は、各バス停になります。		伊佐領		
中学校前			小川橋		
兵庫舘			蝟池		
東原			大石		
町原			朝篠		
黒沢口			松岡		
芹出			芹出		
黒沢			黒沢		
松岡			黒沢口		
朝篠			町原		
大石			東原		
蝟池			兵庫舘		
小川橋			中学校前		
伊佐領			緑町二		
箱の口			アスモ前		
沼沢パーキング			役場前		
沼沢駅			飯綱橋		
沼沢			滝の二重		
農協支店前			小国駅		
間瀬			老福センター前		
白子沢	8:55頃	14:10頃	病院前	9:40頃	14:55頃

※ 網掛けの区間は自由乗降区間です。バス停以外で乗車する方は道路の左側で手を挙げてお知らせください。

★東部線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和５年４月１日 改正

◎ 12月31日から１月３日までは全便運休します。

行　先	上大石沢（河原角経由）			行　先	病院前（河原角経由）		
記　事	平日運転 (土・日・祝日は運休)	平日運転 (土・日・祝日は運休)	平日運転 (土・日・祝日は運休)	記　事	平日運転 (土・日・祝日は運休)	平日運転 (土・日・祝日は運休)	平日運転 (土・日・祝日は運休)
予約時間	前日の 17:00まで	当日の 10:50まで	当日の 15:20まで	予約時間	前日の 17:00まで	当日の 10:50まで	当日の 15:20まで
病　院　前	6:45	11:50	16:20	上大石沢	7:25	12:30	17:10
老福センター前	6:46	11:51	16:21	大　石　沢	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎上大石沢から小学校前までの区間と小国駅から病院前の区間では、路線内の希望の場所まで運行します。		
小　国　駅	6:47	11:52	16:22	二　渡　戸			
アスモ前	6:48	11:53	16:23	河　原　角			
役　場　前	6:50	11:55	16:25	新　股			
小学校前	-	-	16:30	土　尾	7:40頃	12:43頃	17:23頃
緑　町　二	6:52頃	11:57頃	-	学　園　前	◎緑町二から小国駅までの区間の乗降場所は各バス停 になります。		
中学校前			16:31頃	下　叶　水			
兵　庫　舘	6:53頃	11:58頃	16:32頃	子　持　峠			
東　原	6:55頃	12:00頃	16:34頃	上　大　滝	7:47頃	12:50頃	17:30頃
平　和　橋				下　大　滝	7:48頃		
杉　沢	6:57頃	12:02頃	16:38頃	新　原	7:49頃		
種　沢				種　沢	7:52頃	12:53頃	17:33頃
新　原	7:00頃	12:05頃	16:42頃	杉　沢	7:55頃		
下　大　滝				平　和　橋	7:56頃	12:55頃	17:35頃
上　大　滝				東　原	7:57頃		
子　持　峠	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。			兵　庫　舘	7:58頃	12:57頃	17:37頃
下　叶　水				中学校前	7:59頃	12:58頃	17:38頃
学　園　前				緑　町　二	-		
土　尾	7:07頃	12:12頃	16:50頃	小学校前	8:00頃	-	-
新　股	◎病院前から小国駅までの区間と小学校前から上大石沢の区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎小国駅から緑町二の区間の乗降場所は各バス停になります。			役　場　前	8:05頃	13:00頃	17:40頃
河　原　角				アスモ前			
二　渡　戸				小　国　駅			
大　石　沢				老福センター前			
上大石沢	7:20頃	12:25頃	17:05頃	病　院　前	8:10頃	13:05頃	17:45頃

※ 網掛けの区間は自由乗降区間です。バス停以外で乗車する方は道路の左側で手を挙げてお知らせください。

添付資料

小国町管内図

（人口集中地区以外の地区及び交通不便地区については小国町全域）

各運行系統の営業区域

１　金目線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、岩井沢、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、西、北、湯花、増岡、大宮、小渡、針生、舟渡、網代瀬、若山、古田、金目

２　足中線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、西、緑町１丁目、玉川、足野水、市野沢、足水中里、百子沢、菅沼、滝倉、樽口

３　白沼線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの２丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、兵庫舘１丁目、兵庫舘２丁目、兵庫舘３丁目、西、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、東原、町原、黒沢、芹出、松岡、朝篠、伊佐領、綱木箱口、沼沢、白子沢

４　東部線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの２丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、兵庫舘１丁目、兵庫舘２丁目、兵庫舘３丁目、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、東原、町原、杉沢、種沢、新原、大滝、叶水、大石沢、新股、河原角

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　白鷹町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（白鷹町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（白鷹町）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（白鷹町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（白鷹町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、白鷹町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（白鷹町、町内事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・白鷹町目標値（目標年度 R7）
県外 300 人、県内 1,800 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・白鷹町の目標値（目標年度 R7）
0.40 回／人（直近年度の実績 6,020 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

別　紙

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績3,000千円）
・白鷹町目標値（目標年度R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
地域鉄道：13,440千円（直近年度の実績21,579千円）
デマンド交通：8,400千円（直近年度の実績14,163千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
全町線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000人以上（直近年度の実績6,020人）
全町線の収支率：20%以上（直近年度の実績16.77%）
全町線への白鷹町負担額10,000千円（直近年度の実績10,061千円）
公立置賜病院線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：100人以上（直近年度の実績28人）
公立置賜病院線の収支率：5%以上（直近年度の実績3.9%）
公立置賜病院線への白鷹町負担額3,000千円（直近年度の実績608千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、白鷹町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額17,639千円のうち、白鷹町から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、上記路線への白鷹町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する白鷹町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

別　紙

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

＜令和４年度＞

・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（日付は書面報告日）

〇 白鷹町地域公共交通会議

＜令和３年度＞

・令和４年２月22日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便に関する議論

＜令和４年度＞

・令和５年１月25日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便及び自家用有償旅客運送に関する議論

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により白鷹町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、白鷹町地域公共交通会議の開催により意見を収集している。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
（所　属）企画政策課
（氏　名）金子　秀人
（電　話）0238-85-6123
（e-mail）kikaku@town.shirataka.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	245日	1,715回			区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	51日	51回			路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	243日	1,701回			区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	52日	52回			路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	239日	1,673回			区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	51日	51回			路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	白鷹町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	12,890
交通不便地域等	12,890

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
12,890	白鷹町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

公立置賜病院線（バス停留所・運行経路図）

○総延長約17.8㎞

○所要時間約30分（乗降車含）

○運行ルート
①白鷹町立病院
↓
②ヤマザワ長井店
↓
③公立置賜総合病院

白鷹町デマンドタクシー町外延伸便　時刻表

■改正日
　令和５年４月３日（月）　～
■運行日
　月曜日から金曜日の週５日間（土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休）
■乗車方法など
○前日までの予約制　ご予約を希望の方はデマンドタクシー予約センターへ　0238-85-0365
○料金は、片道一律１，０００円（障害者手帳をお持ちの方、運転免許証を自主返納された方、小学生は500円）

便	町立病院		ヤマザワ長井店		公立置賜総合病院
１便	８:３０	→	８:５０	→	９:００
	９:４０	←	９:２０	←	９:１０
２便	１０:３０	→	１０:５０	→	１１:００
	１２:３０	←	１２:１０	←	１２:００
３便	１４:００	→	１４:２０	→	１４:３０
	１５:１０	←	１４:５０	←	１４:４０

白鷹町デマンドタクシーのご案内

平成３０年４月１日改正

１　デマンド（予約型）タクシーとは？

通常のタクシーとは異なり、予約していただいたかたを順番に迎えに行き、低料金で目的地まで送迎する他の人との乗り合いタクシーです。利用されるかたは、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

２　運行計画

（１）運 行 日：　月曜から金曜の週５日
（土・日曜日、祝日、年末年始 12/29～1/3 は運休）

（２）利用料金：　１回　500 円（未就学児は無料）
＊障がいのあるかたは障害者手帳を提示いただくと 250 円（半額）で利用できます。
＊運転免許証を自主返納された方は運転履歴証明書を提示いただくと 300 円で利用できます。
＊回数券（100 円券 11 枚つづり 1 冊 1,000 円）を利用するとお得です。
朝日観光タクシーまたは白鷹タクシーよりお買い求めください。
＊ゆーかーどの満点券（500 円相当）も利用できます。

（３）定　　員：　１台　９名

（４）運行業者：　朝日観光タクシー、白鷹タクシー

（５）時 刻 表：　午前８時便、午前９時便、午前 10 時便、午前 11 時便、午前 12 時便（午前５便）
午後１時便、午後２時便、午後３時便、午後４時便（午後４便）

３　運行エリア

町内全域をひとつの「白鷹エリア」として運行します。

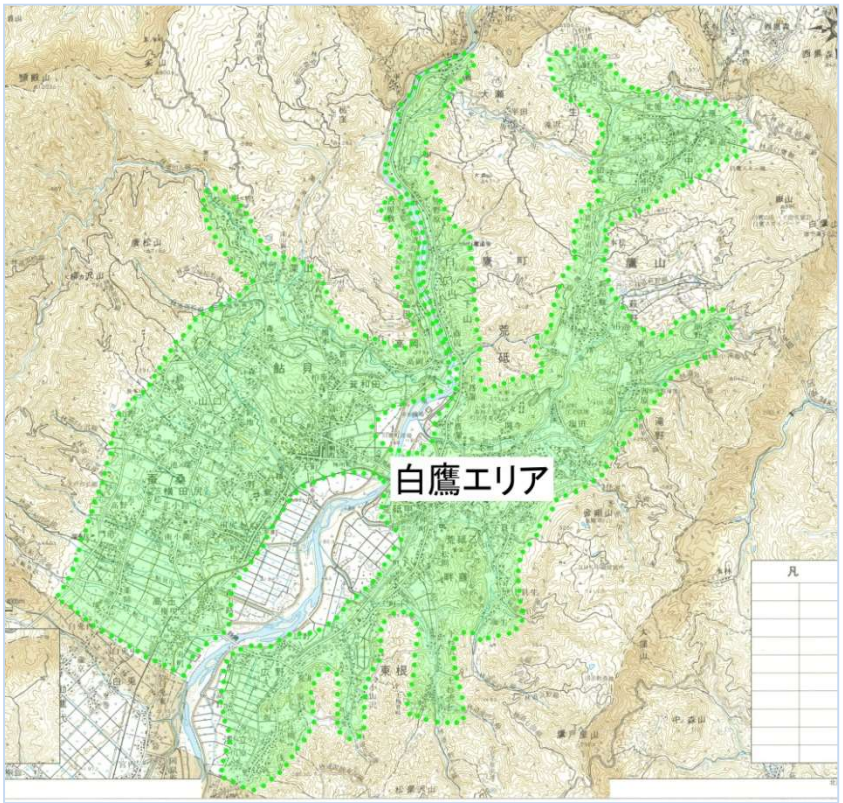

㊟エリア内は、乗り換えをすることなく行くことができ、どこでも乗り降りが可能です。

㊟予約をする場合は、自宅や施設など待合いが可能な場所をご予約ください。
例「自宅」から「病院」まで
「自宅」から「〇〇商店」まで

㊟複数の方との乗り合いとなりますので、予約状況によって待ち時間や到着時間が変わります。時間には十分余裕を持ってご利用ください。

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　飯豊町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画〈施策・事業 3-2-1〉地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証・及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（飯豊町）
〇山形県地域公共交通計画〈施策・事業 1-1-1〉〈1-2-1〉によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、ＧＴＦＳ－ＪＰ等のデータを適時適切に提供できるよう検討する。（飯豊町、めざみ交通(株)）
・ＧＴＦＳ－ＪＰ（ＧＴＦＳ－ＲＴ）の作成・提供の検討（飯豊町）
〇山形県地域公共交通計画の〈施策・事業 3-1-1〉に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（飯豊町）
・地域公共交通計画の〈施策・事業 2-1-1〉によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（めざみ交通(株)、飯豊町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（飯豊町、めざみ交通(株)）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・利用者の利用形態検証やニーズなどを把握し改善を図る。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・飯豊町目標値（目標年度Ｒ７年度末）
県外 400 人、県内 1,000 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口当たりの乗車人員：2.50 回／人
・飯豊町の目標数値（目標年度Ｒ７年度末）
　1.5 回／人（直近年度の実績 8,401 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

別　紙

・飯豊町の目標値（目標年度Ｒ7 年度末）
14,300,000 円（直近年度の実積 23,259,000 円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
まちなか線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,500 人以上（直近年度の実績 5,348 人）
中津川線　　〃　　：300 人以上（直近年度の実績 278 人）
まちエリア線　〃　　：2,900 人以上（直近年度の実績 2,775 人）

まちなか線の収支率：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）
中津川線　〃　：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）
まちエリア線〃　：24.5%以上（直近年度の実績 15.3%）

まちなか線への飯豊町負担額 9,563 千円（直近年度の実績 13,124 千円）
中津川線　〃　　1,524 千円（直近年度の実績 2,089 千円）
まちエリア線〃　　3,213 千円（直近年度の実績 4,532 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内全域、特に中津川集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、飯豊町運行委員会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまちなか線、中津川線、まちエリア線について、その運行に係る費用総額 27,004 千円のうち、飯豊町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、まちなか線、中津川線、まちエリア線への上記飯豊町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する飯豊町の負担については、山形県市町村総合交付金要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

別　紙

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞

・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

＜令和４年度＞

・令和４年７月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付は書面報告日）

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により飯豊町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

飯豊町ではデマンド交通の利用者の意見や要望について、委託先である社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会と情報を共有し、その都度、迅速に対応している。また、運行委員会において、課題などを客観的に協議し、よりよい運行ができるよう事業へ反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888
（所　属）飯豊町住民課生活環境室
（氏　名）遠藤　貴幸
（電　話）0238-87-0514
（e-mail）i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	238日	3094回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	238日	1904回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア線		まちエリア		往　km 復　km	238日	3332回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	239日	3108回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	239日	1912回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア線		まちエリア		往　km 復　km	239日	3346回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	237日	3082回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	237日	1896回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア線		まちエリア		往　km 復　km	237日	3318回			区域運行	②（1）	【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅　などと接続	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯豊町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6,613
交通不便地域等	6,613

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6,613	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

デマンド交通システム

ほほえみカー利用案内

運転手は予約受付は行いませんので
必ず予約センターにご連絡ください。

ご予約はお電話で！

ほほえみカー予約センター
（社会福祉協議会事務所内）

電話 86-2220

受付時間：平日午前7時30分～午後4時まで

予約時に必要な情報

①自宅電話番号　②利用される方のお名前
③利用したい時間　④乗る場所・降りる場所

予約方法

① 予約センターにお電話ください。
- 自宅電話番号
- 利用される方のお名前をお話し下さい。

② オペレーターが受付します。
- 利用したい時間
- 乗車場所・目的地をお話し下さい。

③ 予約した乗車場所までお迎えに行きます。
- 自宅から
- 病院、スーパーなどお出かけ先から

④ 予約した目的地までお送りします。
- 自宅まで
- 病院、スーパーなどへ

※病院・薬局・スーパーなど外出先からの電話予約に不安がある方は、その病院などの受付・従業員の方が本人に代わり予約をしてくれることになっておりますのでご利用ください。

●エリア別運行時刻表（平成27年4月現在）

●表示時刻は最初の利用者の乗車時刻となります。

まちなか線

まちエリア ⇔ 長井エリア

まちエリア発	長井エリア発
8:00	
9:00	9:00
10:00	10:00
	11:00
	12:15
13:15	13:15
14:15	14:15
	15:15
	16:00※

※印…まちなか線と混乗（長井エリア発時刻）

中津川線

中津川エリア ⇔ 椿地区（乗換エリア）

中津川エリア発	椿地区（乗換エリア）発
7:30	8:30
9:15	10:15
12:00	12:45
13:30	16:00※

※印…まちなか線と混乗（長井エリア発時刻）

まちエリア線（循環）

まちエリア ⇔ まちエリア

8:00～11:30
13:00～15:30
エリア内30分間隔で循環

★中津川⇔長井エリア間は必ずまちエリアでの乗り継ぎが必要です。
このとき中津川⇔乗換エリアの料金は割引適用となります。

●利用料金

（平成27年4月現在）

	中津川地区	西部地区 白椿地区	東部地区 中部地区	長井エリア 置総病院
中津川地区	400	400	600	800
西部地区 白椿地区	400	400	400	600
東部地区 中部地区	600	400	400	600
長井エリア 置総病院	800	600	600	利用不可

※小学生及び福祉割引適用者は半額料金となります。
※小学生未満児は1名無料（2名から小学生料金）
福祉割引適用者：①生活保護受給世帯　②身体障がい者（手帳1～3級）　③知的障がい者　④精神障がい者

長井エリア

乗降りできるエリアは［　］の指定区域
及び4つの特別ポイントとなります。

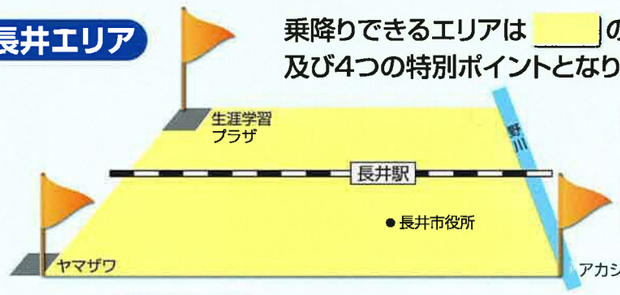

特別ポイント
① 前山耳鼻咽喉クリニック（泉）
② 佐藤接骨院（今泉）
③ 今泉駅
④ 公立置賜総合病院

お願い
★利用したい時間の30分前まで予約して下さい。
（7:30便・8:00便は前日までの予約となります）
★予約を取消しする場合は直ちにご連絡下さい。
★予約は1週間前から受付します。

【乗換エリア】は
・羽前椿駅・健康福祉センター・国保診療所
・町民総合センター「あ～す」・飯豊町役場
・社会福祉協議会　などで乗降することができます。

【待合所】は社会福祉協議会事務所に設置しております。

注意事項
●土・日・祝祭日及び8月13日～16日、12月29日～1月5日は運休となります。
●定員がありますので予約状況によって満席となり、対応できない場合がありますのでご了承下さい。
●ほかのお客様との乗り合い乗車になるため、中学生未満及び1人で乗降できない方（付添有の場合は可）・喫煙飲酒している方・ペット連れの方・お急ぎの方等は利用をお断りしております。
●混雑している便、気象状況により時間の遅れが出る場合があります。時間には十分余裕をもってご利用下さい。

お問い合わせ
飯豊町社会福祉協議会　☎72-3353
飯豊町住民税務課（生活環境室内）　☎87-0514

登録されている個人情報は、運行管理以外の目的には使用しません。
また、利用登録されている方の中で、ご住所や氏名（新たに障がい者手帳の交付を受け福祉割引適用の対象になった場合を含む）等の情報に変更があった場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡下さい。
利用登録は随時お電話にて受付けます（登録無料）

別紙

路線（運行区域）図

（１）運送の区間　【変更なし】

番号	区間の名称	区間（発地、経由地、着地）
1	まちなか線	まちなかエリア（中津川エリア以外の町内全域） ⇔ 長井エリア※1 長井市（指定区域及び特別ポイント） 川西町（公立置賜総合病院）
2	中津川線	中津川エリア（町内中津川地区） ⇔ まちなかエリア（中津川エリア以外の町内全域）
3	まちエリア線	まちなかエリア（中津川エリアを除く町内を循環） ⇔ まちなかエリア

※1

長井エリア

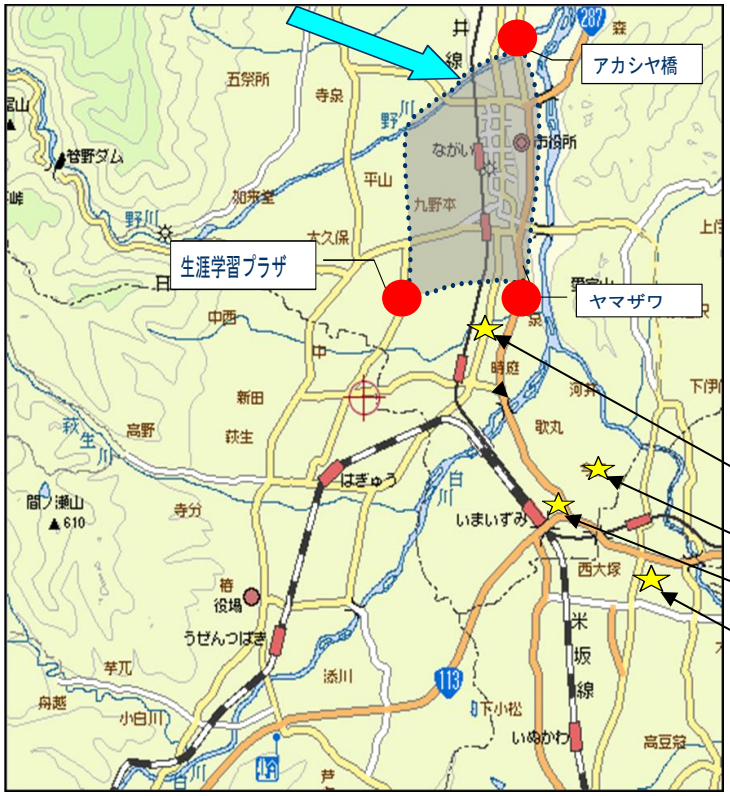

長井エリアは　　で囲まれたエリア内であればどこでも乗り降りすることができる。
また、☆の特別ポイントでも乗り降りすることができます。

特別ポイント

①前山耳鼻咽喉クリニック
②佐藤接骨院
③今泉駅・齋藤医院
④公立置賜総合病院（川西町）

【運行区域（略図）】

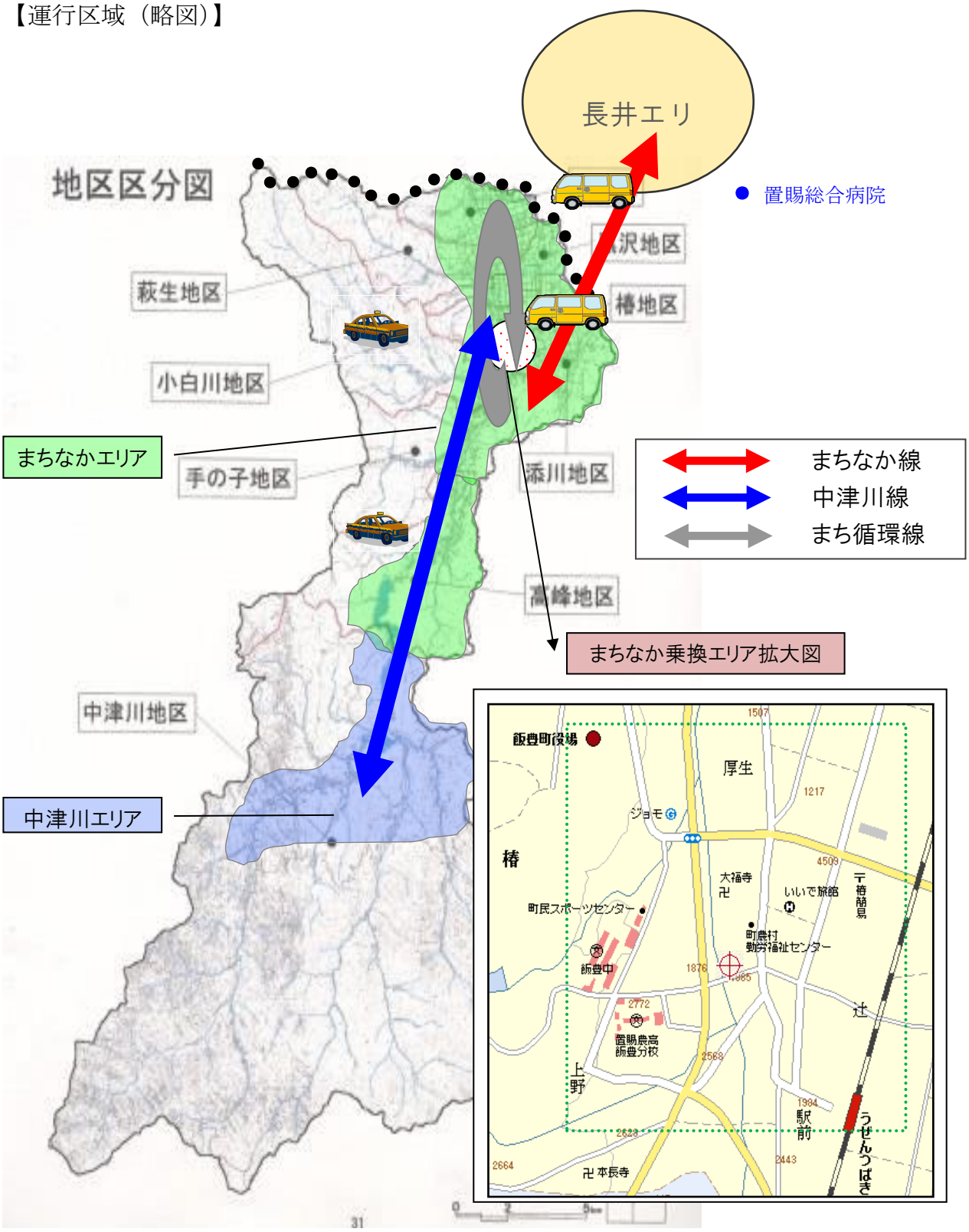
長井エリ
地区区分図
置賜総合病院
萩生地区
椿地区
小白川地区
まちなかエリア
手の子地区
添川地区
まちなか線
中津川線
まち循環線
まちなか乗換エリア拡大図
中津川地区
中津川エリア
飯豊町役場
厚生
ジョモ
椿
大福寺
町民スポーツセンター
いいで旅館
町農村
勤労福祉センター
飯豊中
置賜農高
飯豊分校
上野
駅前
辻
本長寺
うぜんつばき

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　三川町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（三川町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の検討（三川町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（三川町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、三川町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（三川町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・三川町目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 943 人、県内 3,770 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・三川町の目標値（目標年度 R7 年度末）
3.54 回／人（直近年度の実績 2,014 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 0 円）
・三川町目標値（目標年度 R7 年度末）
デマンド交通：4,982,384 円（直近年度の実績 4,982,384 円）

別　紙

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

デマンド交通への三川町負担額 4,982,384 円（直近年度の実績 4,982,384 円）

デマンド交通利用者数（直近年度の実績 2,014 人）

デマンド交通収支率（直近年度の実績 12.1%）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率の実績を基に、三川町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通路線について、その運行に係る費用総額 4,982,384 円のうち、三川町から運行事業者への委託料については、国庫補助金を委託料から差し引いた差額分を負担することとしている。

三川町デマンド型交通への上記三川町の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する三川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

別　紙

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和４年度＞
・令和４年７月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）

・令和４年８月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）
・令和４年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により三川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）三川町大字横横山字西田85
（所　属）企画調整課企画調整係
（氏　名）須藤　崇仁
（電　話）0235-35-7013
（e-mail）kikakuinfo@town.yamagata-mikawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1)　三川町内デマンド	三川	町内	三川	往 11 km 復 11 km	340	1,359			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1)　三川町内デマンド	三川	町内	三川	往 11 km 復 11 km	339	1,356			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1)　三川町内デマンド	三川	町内	三川	往 11 km 復 11 km	339	1,351			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三川町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,601
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

車が無くてもこれで安心！

デマンドタクシー でんでん号

デマンドタクシーは乗合タクシー制で、町内３００円で利用できます。
町内の移動に便利なタクシーですので、是非ご利用ください。
（利用には三川町役場にて事前登録が必要です）

利用対象　①満６５歳以上の方　②車や運転免許をお持ちでない方

運行範囲　三川町内のみ

料　金　１回３００円

運行時間　１日７便：午前９時、１０時、１１時、正午、午後２時、４時、５時

乗り合いタクシー

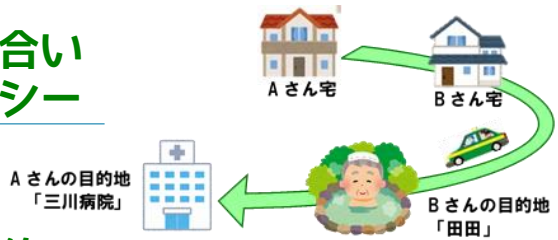

予約するときは必ず
「デマンドタクシー」と
一言伝えてね！

予　約

庄交ハイヤー㈱に直接予約します。
電話２２－００５５

問合せ・利用登録先
役場企画調整課
電話３５－７０１３

202005

デマンドタクシーでんでん号とは？

利用にはまず登録を！

デマンドタクシーでんでん号をご利用するにあたって、事前に登録が必要です。登録できる方は、町内にお住まいの次のどちらかに該当する方です。

① **満65歳以上の方**

② **車や運転免許をお持ちでない方**

役場企画調整課（☎35－7013）で利用登録を受付けしています。登録をするにあたり、移動手段がないなど、役場に来ることが困難な方は、一度電話でご相談ください。

1回300円でご利用できます

乗車料金は、距離に関係なく、1回300円です。降車の際に、タクシー運転手にお支払ください。

※小学校に就学前のお子様については、登録者に同乗する場合に限り、登録をしなくても、無料でご利用いただけます。ご予約の際に、その旨をお伝えください。

※通院などで介添えが必要な方も、登録することなく利用できますが、その場合は乗車料金300円をいただきます。ご予約の際に、その旨お伝えください。

ご自宅から目的地まで利用できる乗合タクシー

デマンドタクシーでんでん号のご利用にあたっては、バス停で待つ必要はありません。

ご自宅まで迎えに行き、町内の目的地まで送迎いたします。あらかじめ決まった運行時間に合わせていただければ、帰りも同様にご利用できます。

ただし、デマンドタクシーでんでん号は、乗合になりますので、他のお客さまと同乗し、それぞれの目的地まで送迎することになります。

別のお客さまを乗せ、別々の目的地までお送りするため、**運行時間ぴったりにお迎えすることができない場合があります。**時間には余裕をもってご利用ください。

運行範囲は町内のみ1日7便の運行です

運行範囲：三川町内

運行時間：午前9時・10時・11時・正午・午後2時・4時・5時

運 休 日：祝日・お盆（8/13～16）、年末年始（12/29～1/4）

（詳しくはデマンド運行カレンダーをご覧ください）

予約は庄交ハイヤー（株）へ　☎22-0055

運行業者である庄交ハイヤー（株）に、次の事項を連絡の上、ご予約ください。

①氏名及び登録番号　②運行希望日・希望時間　③目的地

ご予約は利用希望日の2週間前から前日までにお願いします。**午前9時・10時の便を除き、利用を希望する便の2時間前まで予約できます。**ただし、午前11時の便は利用希望日の午前9時30分までとなります。

予約の取り消しは、遅くとも予約便の**2時間前まで**お願いします。

取り消しが遅いとキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

ゆとりある時間の便で予約をし、ゆとりを持ってお待ち願います

お問合せ先：三川町役場企画調整課企画調整係　☎３５－７０１３

利用の予約先：庄交ハイヤー（株）　☎２２－００５５

三川町全図

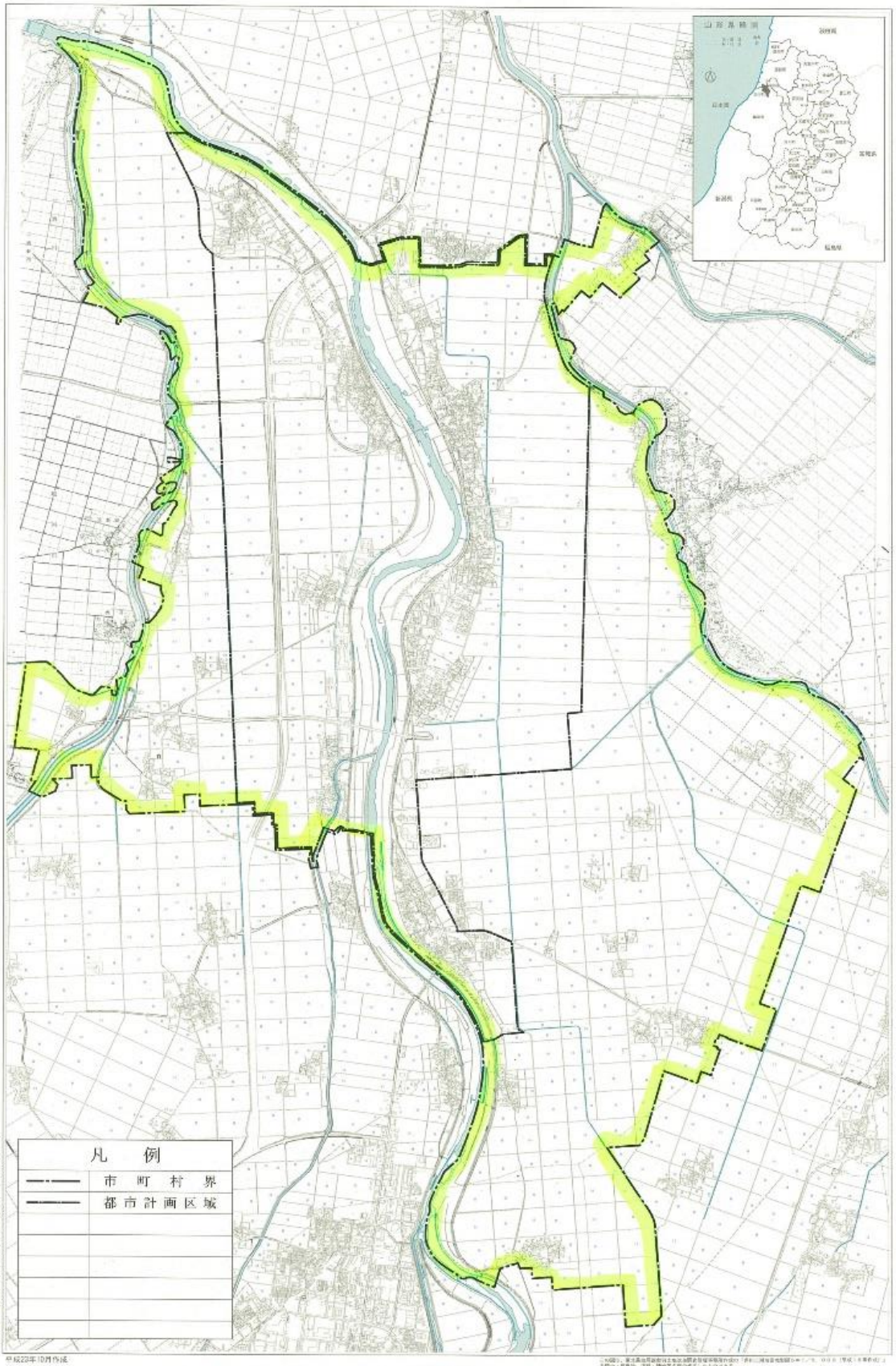

1:25,000

平成23年10月作成

有限会社 佐藤測量設計事務所 調製

山形県東田川郡三川町

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　庄内町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年 1 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（庄内町）
・庄内町外に影響する公共交通の検討・協議（庄内町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（庄内町）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（庄内町）
・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（庄内町）
・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段の GTFS-JP の作成・提供（庄内町、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（庄内町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、庄内町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（庄内町、事業者）
・地域間交通ネットワークと市内交通との乗換拠点となる余目駅の整備（庄内町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・各自治会や老人クラブ等で勉強会を実施するなど、サービスの周知と利用促進を呼びかける（庄内町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の庄内町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・庄内町目標値（目標年度:R7）
県外 808 人、県内 3,615 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の庄内町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・庄内町の目標値（目標年度:R7）
0.1 回／人（直近年度の実績 0.04 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の庄内町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）

・庄内町目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：31,013円（直近年度の実績29,867円）
デマンド交通：11,411円（直近年度の実績5,666千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

(1)　立谷沢余目線（中村経由）
年間利用者数：230人以上（直近年度の実績180人）
収支率：0.9%以上（直近年度の実績0.96%）
庄内町負担額3,820千円（直近年度の実績4,280千円）

(2)　立谷沢余目線（鉢子経由）
年間利用者数：620人以上（直近年度の実績336人）
収支率：0.9%以上（直近年度の実績0.96%）
庄内町負担額10,329千円（直近年度の実績8,012千円）

(3)　小出新田循環線
年間利用者数：34人以上（直近年度の実績70人）
収支率：0.2%以上（直近年度の実績0.22%）
庄内町負担額2,527千円（直近年度の実績2,738千円）

(4)　家根合循環線
年間利用者数：40人以上（直近年度の実績34人）
収支率：0.2%以上（直近年度の実績0.22%）
庄内町負担額2,930千円（直近年度の実績3,222千円）

(5)　狩川循環線
年間利用者数：41人以上（直近年度の実績11人）
収支率：0.2%以上（直近年度の実績0.20%）
庄内町負担額3,068千円（直近年度の実績2,944千円）

(6)　平岡循環線
年間利用者数：16人以上（直近年度の実績26人）
収支率：0.1%以上（直近年度の実績0.20%）
の庄内町負担額2,343千円（直近年度の実績2,512千円）

(7)　中心市街地循環線
年間利用者数：250人以上（直近年度の実績103人）
収支率：0.3%以上（直近年度の実績0.30%）
庄内町負担額5,996千円（直近年度の実績6,159千円）

(8)　三ケ沢狩川線
年間利用者数：22人以上（直近年度の実績2人）
収支率：0.1%以上（直近年度の実績0.0%）
庄内町負担額3,227千円（直近年度の実績2,850千円）

(9)　出河原狩川線
年間利用者数：8人以上（直近年度の実績0人）
収支率：0.05%以上（直近年度の実績0.0%）
庄内町負担額2,164千円（直近年度の実績1,957千円）

別　紙

(10)　余目酒田線（新設　R4.8～）
年間利用者数：2,000人以上（直近年度の実績238人）
収支率：14%以上（新設）（直近年度の実績18.7%）
庄内町負担額6,020千円（直近年度の実績530千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、庄内町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 35,433 千円のうち、庄内町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記庄内町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する庄内町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和 4 年度＞

別　紙

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
・令和４年９月21日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）
＜令和４年度＞
・令和４年７月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）
・令和４年８月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）
・令和４年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（日付は書面協議成立時）

〇庄内町地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和５年２月14日（書面協議）
・庄内町立中学校の生徒の部活動及びクラブ活動への参加に係る庄内町営バス並びに庄内町デマンドタクシー三ケ沢狩川線及び出川原狩川線の使用料の額を無料とする。
・路線キロ数の変更

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により庄内町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域公共交通会議の会議録を町ホームページで公開し、提供された意見については、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）庄内町余目字町132-1
（所　属）企画情報課まちづくり係
（氏　名）清野　恭広
（電　話）0234-42-0162
（e-mail）machizukuri@town.shonai.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155.0回	385.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	362.0回	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294.0回	2,352.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245.0回	735.0回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系統庄交鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155.0回	385.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	362.0回	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294.0回	2,352.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245.0回	735.0回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系統庄交鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155.0回	385.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	362.0回	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	142.0回	284.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	142.0回	71.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	152.0回	304.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	152.0回	76.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294.0回	2,352.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	245.0回	980.0回			路線定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	245.0回	735.0回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系統庄交鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	庄内町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	20,151
交通不便地域等	20,151

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
20,151	全地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

庄内町営バス

幹線路線（立谷沢余目線）

路線図　R3.9.1 改正

庄内町役場

余目駅

立川総合支所

立谷沢出張所（車庫）

北月山荘

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆１コース　常万・大和方面（月・水・金運行）　※小出新田循環線

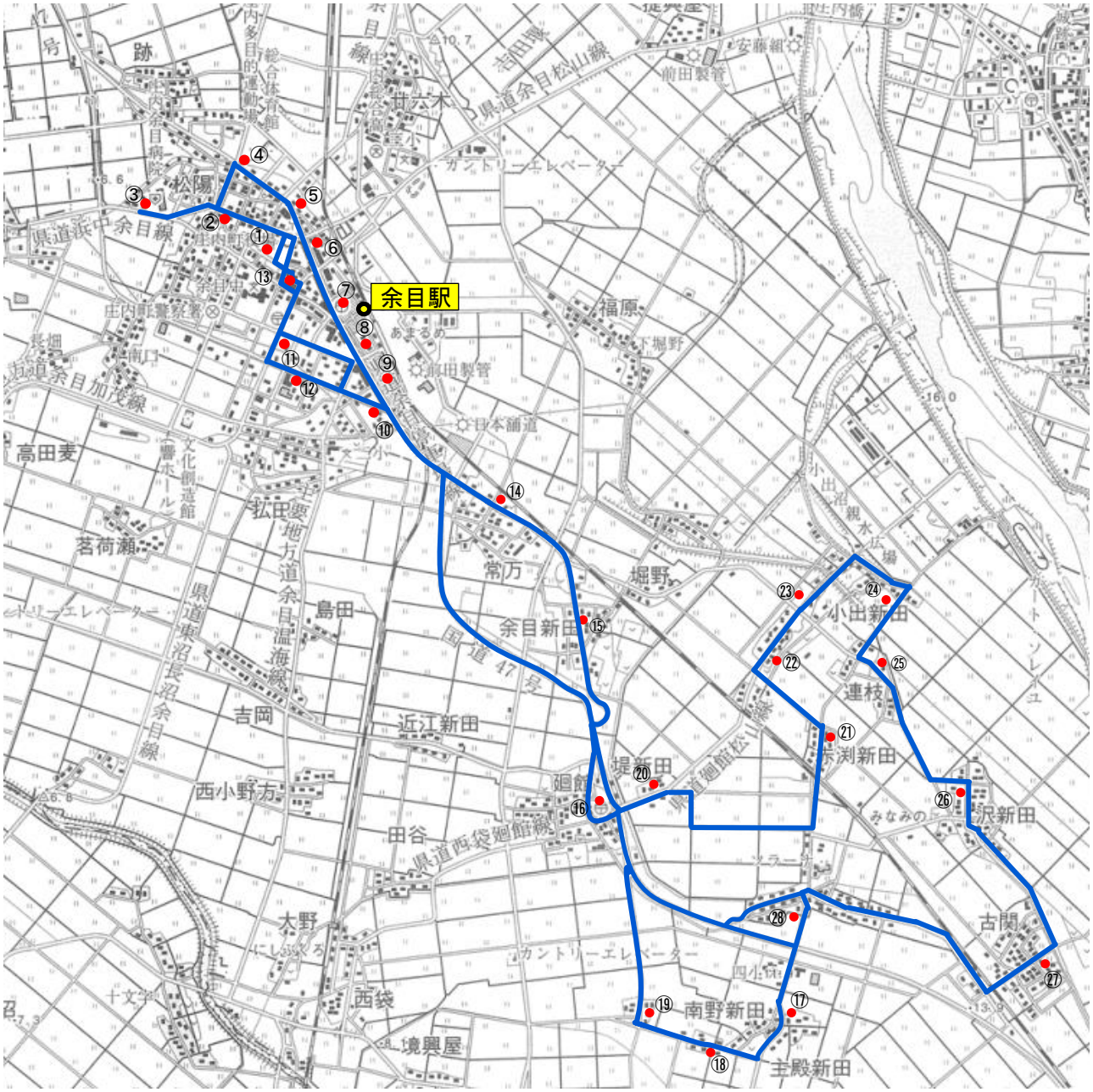

No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	主殿新田	㉕	連枝
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	中野	㉖	沢新田
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	南興屋	㉗	古関（循環）
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	堤新田	㉘	阿部医院
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	赤渕新田		
⑥	斎藤整形	⑭	常万	㉒	小出根子		
⑦	きらやか銀行	⑮	余目新田	㉓	小出新田		
⑧	カザミドリ前	⑯	廻館	㉔	連枝土場		

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆２コース　八栄里・栄方面（月・水・金運行）　※家根合循環線

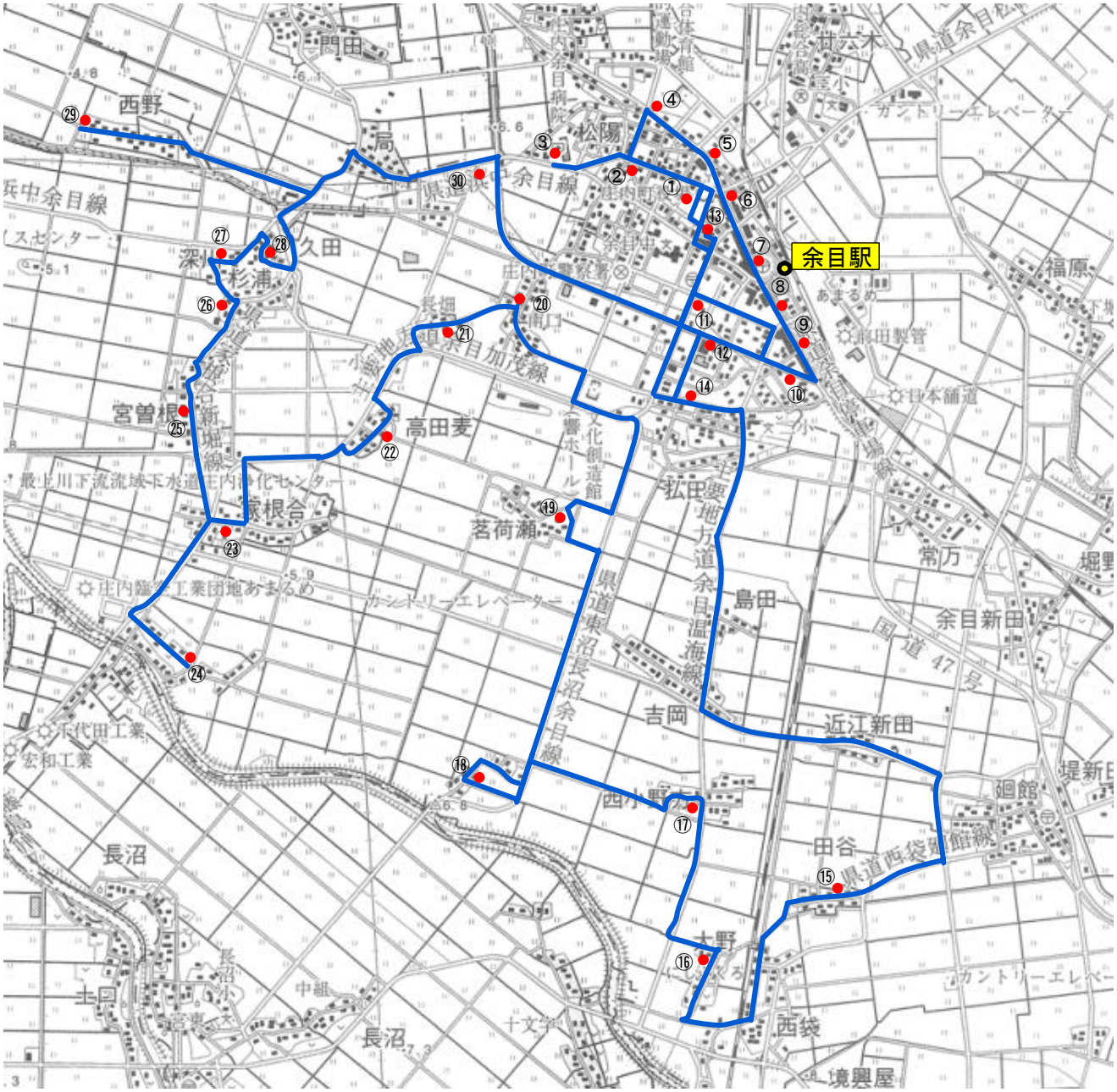

No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	西小野方	㉕	宮曽根
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	生三	㉖	杉浦
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	茗荷瀬	㉗	深川
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	南口	㉘	久田
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	長畑	㉙	西野
⑥	斎藤整形	⑭	梵天塚前	㉒	高田麦	㉚	下朝丸
⑦	きらやか銀行	⑮	田谷	㉓	家根合		
⑧	カザミドリ前	⑯	大野	㉔	落合		

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆３コース　吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土運行）　※狩川循環線

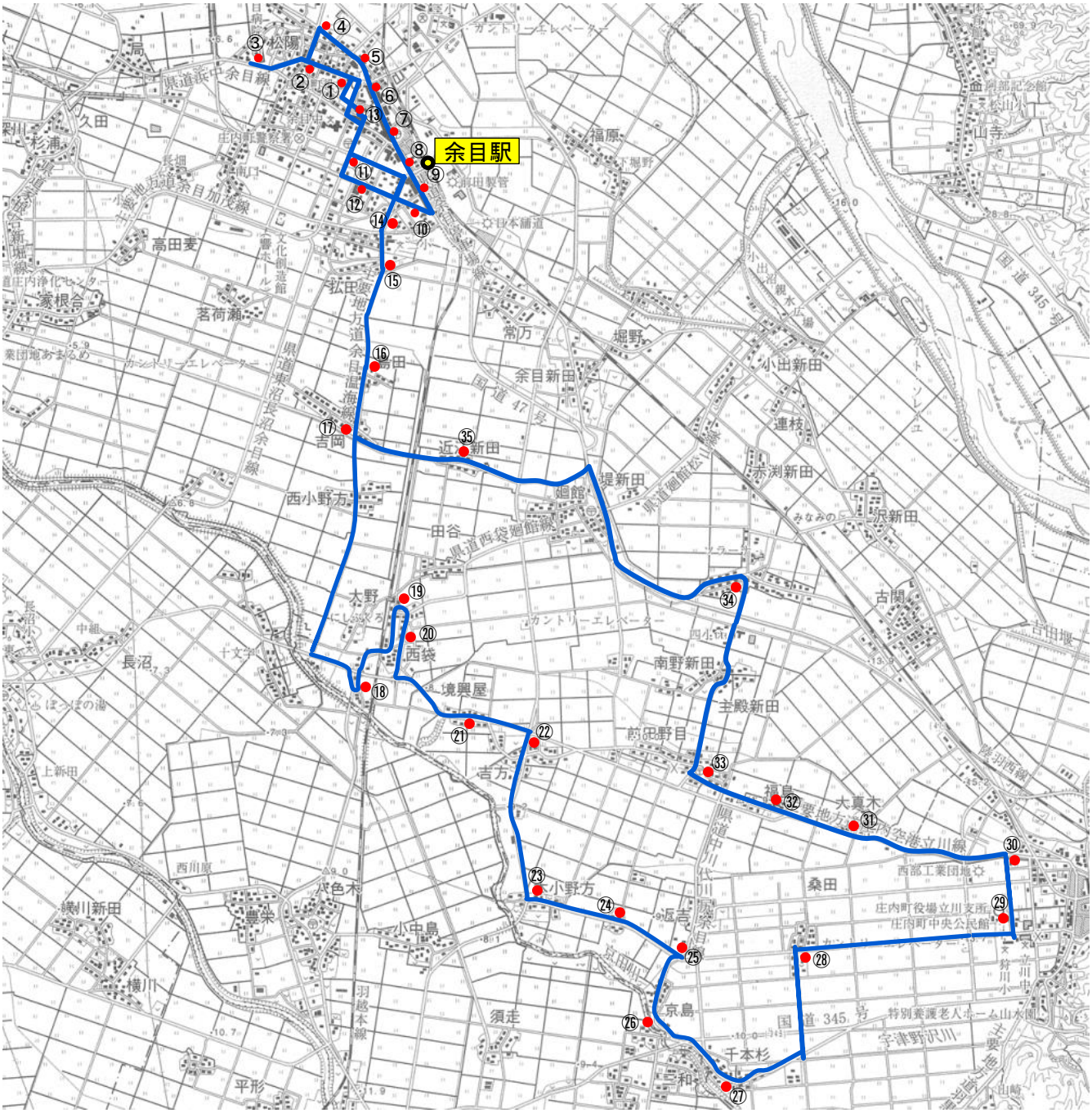

No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑩	富樫接骨院	⑲	西袋駅前	㉘	桑田
②	松蔵商店前	⑪	森田内科	⑳	西袋公民館前	㉙	立川総合支所
③	庄内余目病院	⑫	新余目支所・町湯	㉑	境興屋	㉚	第２種苗センター
④	菅原医院	⑬	町農協	㉒	吉方	㉛	大真木
⑤	肉のもり前	⑭	上朝丸	㉓	本小野方	㉜	福島
⑥	斎藤整形	⑮	払田	㉔	新田目	㉝	前田野目
⑦	きらやか銀行	⑯	島田	㉕	返吉	㉞	阿部医院
⑧	カザミドリ前	⑰	吉岡	㉖	京島	㉟	近江新田
⑨	兼古商店前	⑱	橋の脇	㉗	千本杉		

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆４コース　堀野・第三学区方面（火・木・土運行）　※平岡循環線

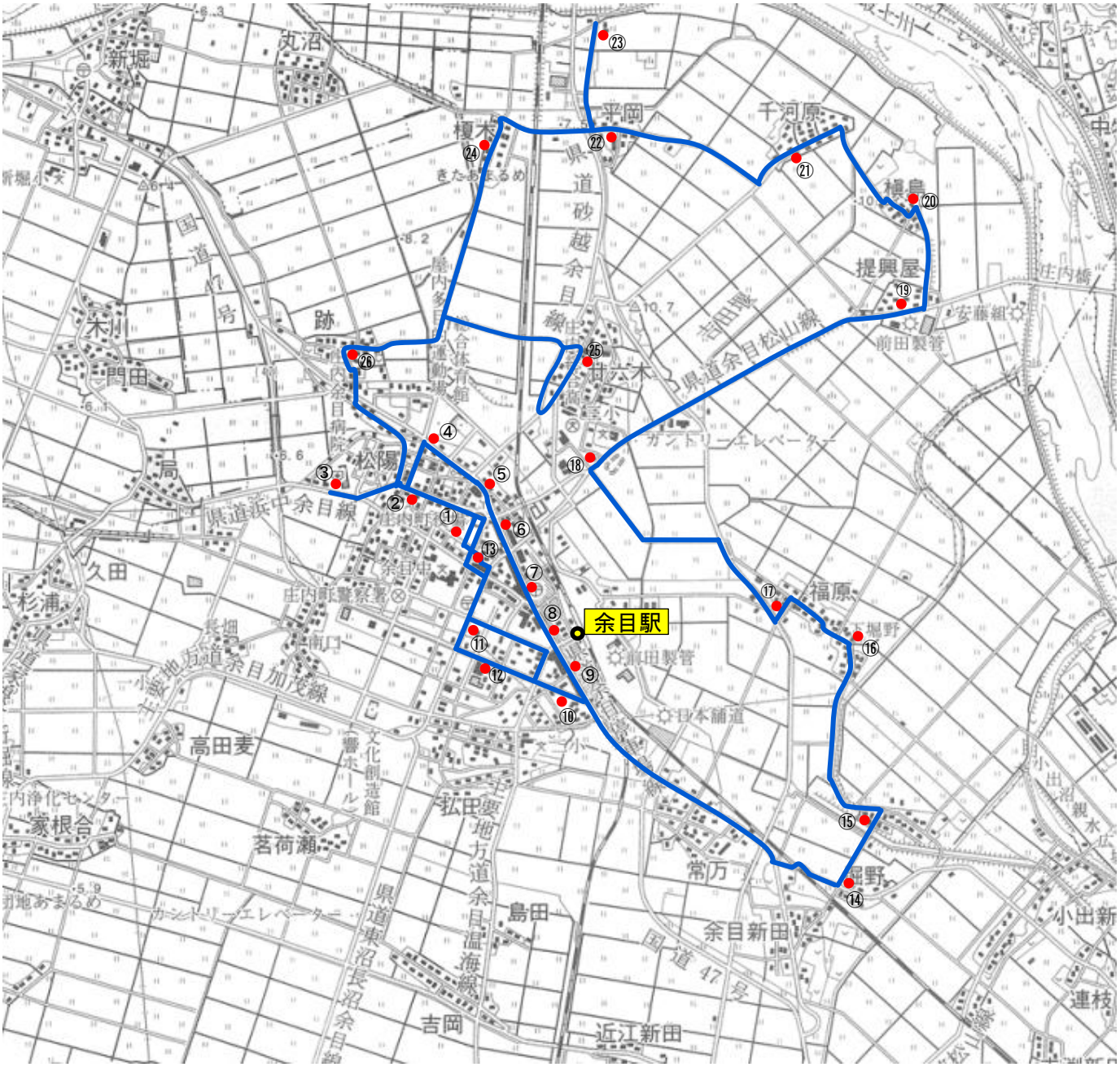

No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑧	カザミドリ前	⑮	中堀野	㉒	平岡
②	松蔵商店前	⑨	兼古商店前	⑯	下堀野	㉓	榎木土場
③	庄内余目病院	⑩	富樫接骨院	⑰	福原	㉔	榎木
④	菅原医院	⑪	森田内科	⑱	三百地	㉕	廿六木
⑤	肉のもり前	⑫	新余目支所・町湯	⑲	提興屋	㉖	跡
⑥	斎藤整形	⑬	町農協	⑳	槇島		
⑦	きらやか銀行	⑭	上堀野	㉑	千河原		

中心市街地循環線路線図

R3.9.1 改正

◎ 始発及び終点は、全便ともに「庄内町役場」です。

No.	停留所名	場所	No.	停留所名	場所
①	庄内町役場	役場バス乗り場	⑪	富樫接骨院前	駐車場
②	松蔵商店前	店舗脇	⑫	森田内科	駐車場
③	庄内余目病院	入口前	⑬	新余目支所・町湯	新余目支所入口前
④	菅原医院	駐車場	⑭	マックスバリュ	店舗入口前
⑤	肉のもり前	駐車場	⑮	ヤマザワ	店舗入口前
⑥	斎藤整形	駐車場	⑯	うおぎん前	店舗脇
⑦	きらやか銀行	駐車場	⑰	和光町	庄内測量設計舎倉庫前
⑧	カザミドリ前	店舗入口前	⑱	太田デンタル	入口前
⑨	余目駅前	バス待合室前	⑲	町農協	駐車場
⑩	兼古商店前	店舗入口前			

庄内町デマンドタクシー

運行路線図（令和３年９月１日）

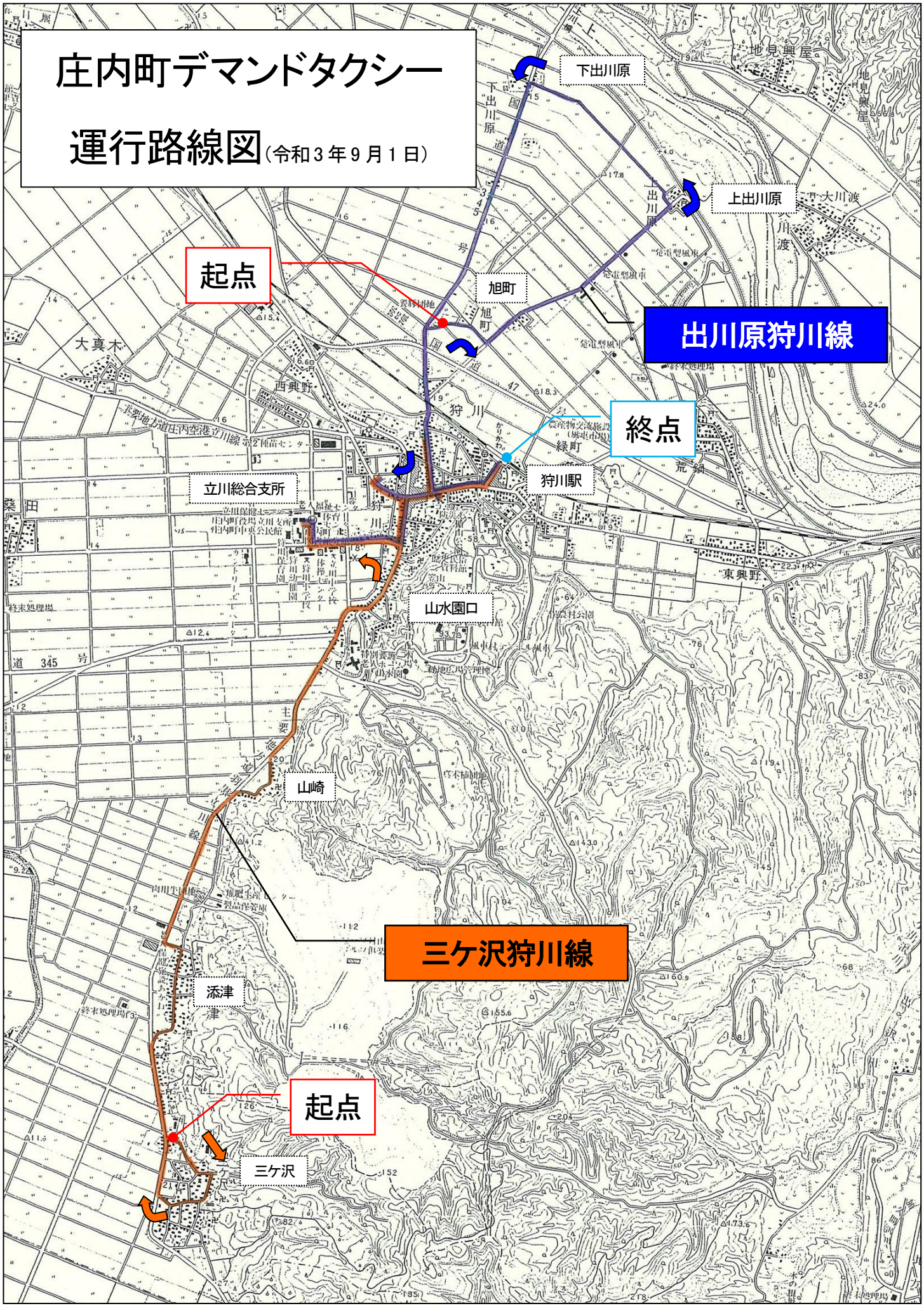

令和4年8月1日から運行時刻が変わります!!

デマンドタクシー
三ケ沢狩川線・出川原狩川線

三ケ沢狩川線

	地名	1便	2便	3便	4便
行き	三ケ沢	8:00	8:40	11:40	13:00
	野崎	8:04	8:44	11:44	13:04
	添津（消防ポンプ小屋前）	8:06	8:46	11:46	13:06
	山崎（寺院前）	8:08	8:48	11:48	13:08
	山水園口	8:10	8:50	11:50	13:10
	立川総合支所	8:13	8:53	11:53	13:13
	旧商工会前	8:16	8:56	11:56	13:16
	北楯接骨院	8:19	8:59	11:59	13:19
	旧狩川銀行前	8:21	9:01	12:01	13:21
	奥山医院前	8:23	9:03	12:03	13:23
	Aコープたちかわ	8:24	9:04	12:04	13:24
	狩川駅	8:25	9:05	12:05	13:25
帰り	狩川駅	9:05	11:15	14:13	15:22
	Aコープたちかわ	9:06	11:16	14:14	15:23
	奥山医院前	9:07	11:17	14:15	15:24
	旧狩川銀行前	9:09	11:19	14:17	15:26
	北楯接骨院	9:11	11:21	14:19	15:28
	旧商工会前	9:14	11:24	14:22	15:31
	立川総合支所	9:17	11:27	14:25	15:34
	山水園口	9:20	11:30	14:28	15:37
	山崎（寺院前）	9:22	11:32	14:30	15:39
	添津（消防ポンプ小屋前）	9:24	11:34	14:32	15:41
	野崎	9:26	11:36	14:34	15:43
	三ケ沢	9:30	11:40	14:38	15:47

出川原狩川線

	地名	1便	2便	3便	4便
行き	旭町（公民館前）	8:00	8:40	10:00	13:00
	砂山	8:04	8:44	10:01	13:01
	上出川原	8:06	8:46	10:04	13:04
	下出川原（公民館前）	8:08	8:48	10:07	13:07
	奥山医院前	8:10	8:50	10:10	13:10
	旧狩川銀行前	8:13	8:53	10:13	13:13
	北楯接骨院	8:16	8:56	10:15	13:15
	旧商工会前	8:19	8:59	10:18	13:18
	立川総合支所	8:21	9:01	10:21	13:21
	Aコープたちかわ	8:23	9:03	10:23	13:23
	狩川駅	8:24	9:04	10:25	13:25
帰り	狩川駅	9:05	11:25	14:20	15:22
	Aコープたちかわ	9:06	11:26	14:21	15:23
	立川総合支所	9:07	11:29	14:24	15:26
	旧商工会前	9:09	11:32	14:27	15:29
	北楯接骨院	9:11	11:35	14:30	15:32
	旧狩川銀行前	9:14	11:38	14:33	15:35
	奥山医院前	9:17	11:40	14:35	15:37
	下出川原（公民館前）	9:20	11:43	14:38	15:40
	上出川原	9:22	11:46	14:41	15:43
	砂山	9:24	11:48	14:43	15:45
	旭町（公民館前）	9:26	11:50	14:45	15:47

①利用するためには、事前に登録が必要です。
②2路線とも1日4往復しますが、予約のない場合は運行しません。
③全区間フリー乗降となります。
④乗車希望日の1週間前から前日午後8時まで予約してください。
⑤定員は、1便あたり5名（予約順）です。

予約　☎ 56-2128 ㈲立川タクシー

運休日
土・日、国民の祝日・休日
12月29日～1月3日

乗車料金　150円

◆半額となる方
・満65歳以上
　70歳未満の町内在住の方
・小学校の児童

◆無料となる方
・満70歳以上の町内在住の方
・身体障碍者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
・上記手帳所持者の介助人
・小学校入学前の幼児
・庄内総合高等学校の生徒

※ゴールドパス・シルバーパス使用できます！

≪お問合せ≫　庄内町企画情報課まちづくり係　TEL 42-0162／FAX 42-0893

ご利用案内

令和4年8月1日　運行スタート!!

デマンドタクシー 余目酒田線

デマンドタクシーとは?

運行する日時【時刻表】と乗り降りできる場所【停留所】が決まっている乗合タクシーです。
あらかじめ登録した利用者が、事前に予約した場合にのみ運行します。どなたでもご登録いただけますので、買い物、通院、通勤などのお出かけの際に、是非ご利用ください。

ご利用の流れ

登録
デマンドタクシー利用登録申込書を登録窓口にご提出ください。

▶

予約
利用日の前日午後５時までに余目タクシー㈲にお電話で予約してください。

▶

乗車
当日、予約いただいた時間に合わせて停留所にタクシーがお迎えにあがります。

▶

到着
目的地の停留所で降車してください。

運行日

月曜日～金曜日の **平日運行**
≪注意≫土・日、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日は運行しません。

登録

利用するためには、**事前の登録が必要**です。１度登録すれば、ずっと利用できます。
※三ケ沢狩川線、出川原狩川線を利用するために既に登録している方は、改めて登録する必要はありません。

登録方法
登録窓口に「デマンドタクシー利用登録申込書」を提出してください。
用紙は、各登録窓口に備え付けられています。
≪登録窓口≫庄内町役場(まちづくり係)、立川総合支所(総合支所係)、余目タクシー㈲

予約

利用日の**1週間前から前日の5時までに、余目タクシー㈲に電話をして予約**してください。
通勤等で通年利用する、または特段の理由がある場合は、ご相談ください。

予約はこちら　☎ **0234-43-2411** 余目タクシー㈲

予約方法
① **名前・電話番号** をつたえる　② **日にち・時間** をつたえる
③ **行き先・乗り場** をつたえる

乗車料金

500円／回
（おひとりあたりの料金です）

現金のほか、回数乗車券もご利用いただけます。
500円券×11回分、250円×11回分の回数乗車券綴を各々10回分の料金で庄内町役場、立川総合支所で販売します。

※ゴールドパス(無料)・シルバーパス(半額)は使用できません。

無料・割引制度

半額	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（介助のために同乗する方も半額対象です。） ・小学校の児童
無料	・小学校就学前の始期に達するまでの子ども

時刻表および乗降場所

酒田方面行き

便	余目駅前	きらやか銀行	庄内町役場	松蔵商店前	庄内余目病院	広田	イオン酒田南店	日本海総合病院
❶	7:00	7:01	7:03	7:04	7:05	7:15	7:18	7:21
❷	9:10	9:11	9:13	9:14	9:15	9:25	9:28	9:31
❸	12:30	12:31	12:33	12:34	12:35	12:45	12:48	12:51

余目方面行き

便	日本海総合病院	イオン酒田南店	広田	庄内余目病院	松蔵商店前	庄内町役場	きらやか銀行	余目駅前
❶	12:00	12:03	12:06	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21
❷	15:45	15:48	15:51	16:01	16:02	16:03	16:05	16:06
❸	17:00	17:03	17:06	17:16	17:17	17:18	17:20	17:21

デマンドタクシーの利用例

（例１）余目駅から日本海総合病院へ通院するコース

行き：余目駅前 発 9:10 → デマンドタクシー → 日本海総合病院 着 9:31

帰り：日本海総合病院 発 12:00 → デマンドタクシー → 余目駅前 着 12:21

（例２）町営バスから乗り継いで日本海総合病院へ通院後に徒歩でイオン酒田南店へ行き、買い物をして帰宅するコース

行き：町内各集落 →（町営バス）→ 着 循環 8:50頃 幹線 8:35 庄内町役場 発 9:13 →（デマンドタクシー）→ 日本海総合病院 着 9:31

日本海総合病院 発 →（歩き）→ イオン酒田南店 着

タクシーの時間までイオンでお買い物

帰り：イオン酒田南店 発 15:48 →（デマンドタクシー）→ 着 16:03 庄内町役場 発 循環 16:10頃 幹線 16:27 →（町営バス）→ 町内各集落

デマンドタクシーに関するお問合せ
庄内町企画情報課まちづくり係　TEL 42-0162／FAX 42-0893

路線新設区間図

停留所名			
①	余目駅前	⑤	庄内余目病院
②	きらやか銀行	⑥	広田
③	庄内町役場	⑦	イオン酒田南店
④	松蔵商店前	⑧	日本海総合病院

令和３年９月１日改正

はっぴーバス
庄内町営バス時刻表

この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れる場合がありますのでご了承ください。

町営バスに関するお問い合わせ

企画情報課まちづくり係　TEL：0234−42−0162

＜料金について＞

◆普通使用料

・幹線路線

乗降場所	立谷沢地区	清川・狩川地区	余目地域
立谷沢地区	150 円	300 円	450 円
清川・狩川地区	300 円	150 円	300 円
余目地域	450 円	300 円	150 円

・循環路線 / 市街地循環線 / デマンドタクシー
150 円

◆無料／割引制度

次に当てはまる方は、料金が無料または半額になります。（※の方は、乗車する際に要件に当てはまることが確認できる書類を提示してください。）

◆無料となる方
- ●満70歳以上の町内在住の方※
- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者※
- ●上記手帳所持者の介護人
- ●小学校入学前の幼児
- ●庄内総合高等学校の生徒※

◆半額となる方
- ●満65歳以上70歳未満の町内在住の方※
- ●小学校の児童

ゴールドパス・シルバーパスの発行について

65歳以上の町民の方に、無料または半額の適用を受ける際に提示するパスを発行しています。申請は役場で受け付けています。

◆回数乗車券

10 回分の料金で 11 回券綴になっています。70 円券綴・150 円券綴・300 円券綴・450 円券綴があります。

◆定期乗車券使用料（幹線路線のみ）

乗降場所	立谷沢地区		清川・狩川地区		余目地域	
有効期間	1 か月	3 か月	1 か月	3 か月	1 か月	3 か月
立谷沢地区	5,250 円	15,000 円	10,500 円	30,000 円	15,000 円	42,750 円
清川・狩川地区	10,500 円	30,000 円	5,250 円	15,000 円	10,500 円	30,000 円
余目地域	15,000 円	42,750 円	10,500 円	30,000 円	5,250 円	15,000 円

◆回数乗車券・定期乗車券取り扱い所

庄内町役場（企画情報課まちづくり係）、立川総合支所（総合支所係）、清川出張所、立谷沢出張所

＜フリー乗降区間（幹線路線、循環路線）＞

停留所名青字の区間は、安全運行に支障のない範囲で停留所以外でも乗降ができます。
乗車する場合：進行方向左側で大きく手を挙げて合図してください。
降車する場合：運転手にお知らせください。

My 時刻表

よくご利用される時刻等を記入してご利用ください。

行　き			
乗車バス停			
曜日・路線			
発車時刻	:	:	:
	⬇	⬇	⬇
降車バス停			
着　時　刻	:	:	:

帰　り			
乗車バス停			
曜日・路線			
発車時刻	:	:	:
	⬇	⬇	⬇
降車バス停			
着　時　刻	:	:	:

中心市街地循環線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

（庄内町役場－庄内余目病院－余目駅前－庄内町役場）

停留所＼便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
庄内町役場	9:10	10:00	11:20	12:10	13:40	14:30	15:20	16:10
松蔵商店前	9:11	10:01	11:21	12:11	13:41	14:31	15:21	16:11
庄内余目病院	9:14	10:04	11:24	12:14	13:44	14:34	15:24	16:14
菅原医院	9:16	10:06	11:26	12:16	13:46	14:36	15:26	16:16
肉のもり前	9:17	10:07	11:27	12:17	13:47	14:37	15:27	16:17
斎藤整形	9:18	10:08	11:28	12:18	13:48	14:38	15:28	16:18
きらやか銀行	9:19	10:09	11:29	12:19	13:49	14:39	15:29	16:19
カザミドリ前	9:20	10:10	11:30	12:20	13:50	14:40	15:30	16:20
余目駅前	9:22	10:12	11:32	12:22	13:52	14:42	15:32	16:22
兼古商店前	9:24	10:14	11:34	12:24	13:54	14:44	15:34	16:24
富樫接骨院	9:26	10:16	11:36	12:26	13:56	14:46	15:36	16:26
森田内科	9:28	10:18	11:38	12:28	13:58	14:48	15:38	16:28
新余目支所・町湯	9:31	10:21	11:41	12:31	14:01	14:51	15:41	16:31
マックスバリュ	9:34	10:24	11:44	12:34	14:04	14:54	15:44	16:34
ヤマザワ	9:36	10:26	11:46	12:36	14:06	14:56	15:46	16:36
うおぎん前	9:39	10:29	11:49	12:39	14:09	14:59	15:49	16:39
庄内余目病院	9:42	10:32	11:52	12:42	14:12	15:02	15:52	16:42
和光町	9:45	10:35	11:55	12:45	14:15	15:05	15:55	16:45
太田デンタル	9:47	10:37	11:57	12:47	14:17	15:07	15:57	16:47
町農協	9:49	10:39	11:59	12:49	14:19	15:09	15:59	16:49
庄内町役場	9:50	10:40	12:00	12:50	14:20	15:10	16:00	16:50

幹線路線（立谷沢余目線）

運休日　12月31日～1月3日

北月山荘発（又は瀬場発）⇒ 庄内町役場行き

地域	便	1便		スクールバス住民利用		2便		3便	
	運行日（経由地）／停留所	月～金の平日	土日祝	月～金の平日（鉢子）	立川小・中スクールバス運行日（中村）	月水金の平日（鉢子）	火木土の平日（中村）	月水金日（鉢子）	火木土（中村）
立谷沢地域	北月山荘					10:35		14:35	
	瀬場	6:12	7:15	7:15		10:38		14:38	
	下瀬場	6:13	7:16	7:16		10:39		14:39	
	大中島ふれあい館前	6:14	7:17	7:17		10:40		14:40	
	大中島			7:18					
	新田	6:18	7:21	7:20		10:44		14:44	
	工藤沢	6:20	7:23	7:23		10:46		14:46	
	科沢	6:23	7:26	7:26		10:49		14:49	
	下科沢	6:24	7:27	7:27					
	木の沢	6:27	7:30	7:29		10:52		14:52	
	鉢子	6:29	7:32	7:31		10:54		14:54	
	大平口								
	松の木	6:32	7:35	7:34		10:57		14:57	
	下松の木	6:33	7:36	7:35		10:58		14:58	
	肝煎			7:36					
	立谷沢公民館				7:20		10:52		14:52
	中村				7:22		10:54		14:54
	下中村						10:55		14:55
	板敷橋				7:24		10:57		14:57
清川・狩川地域	興屋				7:26		10:59		14:59
	中島				7:28		11:00		15:00
	生繰沢				7:30		11:02		15:02
	中島口	6:35	7:38	7:38		11:00		15:00	
	片倉	6:37	7:40	7:40		11:02		15:02	
	生繰沢橋	6:38	7:41	7:41	7:32	11:03		15:03	
	成沢医院前	6:39	7:42	7:42	7:34	11:04		15:04	
	清河八郎記念館			7:43	7:35				
	清川関所前	6:40	7:43			11:05		15:05	
	清川				7:38				
	清川駅前	6:41	7:44	7:44		11:06		15:06	
	東興野	6:45	7:48	7:48	7:42	11:10		15:10	
	荒鍋	6:46	7:49			11:11		15:11	
	道の駅しょうない（着）					11:12		15:12	
	道の駅しょうない（発）					11:17		15:17	
	緑町	6:47	7:50			11:19		15:19	
	狩川駅	6:49	7:52			11:21		15:21	
	旧狩川銀行前	6:50	7:53	7:52	7:45	11:22		15:22	
	旧商工会前		7:54	7:53		11:23		15:23	
	立川総合支所（着）	6:53	7:58	7:58	7:48	11:26		15:26	
	立川総合支所（発）	7:58		←					
	第2種苗センター前	7:59		スクールバス住民利用について ・スクールバス車両での生徒(児童)と一緒に乗り合わせです。 ・立川総合支所で幹線1便に乗り換えができます。 ・12月～3月は、瀬場発7:15→7:10、立谷沢公民館発7:20→7:10となるため、立川総合支所までの各停留所で発着時間が早くなります。		11:27		15:27	
	栄町					11:28		15:28	
	西興野	8:00				11:29		15:29	
余目地域	古関（幹線）	8:02				11:31		15:31	
	阿部医院	8:05				11:34		15:34	
	第四公民館	8:07				11:36		15:36	
	廻館	8:11				11:40		15:40	
	余目新田	8:13				11:43		15:43	
	常万	8:14				11:45		15:45	
	余目駅前	8:18				11:49		15:49	
	カザミドリ前	8:19							
	きらやか銀行	8:20							
	新余目支所・町湯					11:52		15:52	
	町農協					11:55		15:55	
	庄内総合高校	8:25							
	庄内余目病院	8:30							
	庄内町役場	8:35				11:56		15:56	

庄内町役場発 ⇒ 北月山荘行き（又は瀬場行き）

地域	便	1便		2便		3便	
	運行日（経由地）／停留所	月水金日（鉢子）	火木土（中村）	月水金の平日（鉢子）	火木土の平日（中村）	月水金日（鉢子）	火木土（中村）
余目地域	庄内町役場	9:00		13:00		16:27	
	庄内総合高校					16:31	
	町農協	9:01		13:01		16:34	
	新余目支所・町湯	9:04		13:04		16:37	
	余目駅前	9:07		13:07		16:40	
	常万	9:11		13:11		16:44	
	余目新田	9:12		13:12		16:45	
	廻館	9:15		13:15		16:48	
	第四公民館	9:18		13:18		16:51	
	阿部医院	9:20		13:20		16:53	
	古関（幹線）	9:23		13:23		16:56	
清川・狩川地域	西興野	9:27		13:27		17:00	
	栄町						
	第2種苗センター前						
	立川総合支所	9:30		13:30		17:02	
	旧商工会前	9:33		13:33		17:05	
	旧狩川銀行前	9:34		13:34		17:06	
	狩川駅	9:36		13:36		17:08	
	緑町	9:37		13:37		17:09	
	道の駅しょうない（着）	9:38		13:38		17:10	
	道の駅しょうない（発）	9:44		13:43		17:15	
	荒鍋	9:45		13:44		17:16	
	東興野	9:47		13:46		17:18	
	清川駅前	9:52		13:51		17:23	
	清川	9:53		13:52		17:24	
	清川関所前	9:54		13:53		17:25	
	清河八郎記念館						
	成沢医院前	9:55		13:54		17:26	
	生繰沢橋	9:56		13:55		17:27	
	片倉	9:57		13:56		17:28	
	中島口	9:59		13:58		17:30	
	生繰沢		9:57		13:56		17:28
	中島		9:59		13:58		17:30
	興屋		10:00		13:59		17:31
立谷沢地域	板敷橋		10:03		14:02		17:34
	下中村		10:06		14:05		17:37
	中村						
	肝煎	10:02		14:01		17:33	
	下松の木						
	松の木	10:03		14:02		17:34	
	大平口	10:06		14:05		17:37	
	鉢子	10:07		14:06		17:38	
	立谷沢公民館	10:10		14:08		17:40	
	木の沢			14:08		17:40	
	下科沢	10:13		14:11		17:43	
	科沢						
	工藤沢	10:16		14:14		17:46	
	新田	10:18		14:16		17:48	
	大中島	10:20		14:18		17:50	
	大中島ふれあい館前						
	下瀬場	10:22		14:20		17:52	
	瀬場						
	北月山荘	10:25		14:23			

※冬期間は、北月山荘の休業に合わせて瀬場～北月山荘までの区間を運休する場合があります。

フリー乗降区間（停留所名青字部分）
北月山荘～狩川駅までの区間、西興野～常万ご線橋付近の交差点までの区間

庄内町デマンドタクシー 運行時刻表

運休日　土・日、国民の祝日・休日
12月29日～1月3日

三ケ沢狩川線

	地　名	1便	2便	3便	4便
行き	三　ケ　沢	8:00	8:40	9:20	13:30
	野　崎	8:04	8:44	9:24	13:34
	添　津（消防ポンプ小屋前）	8:06	8:46	9:26	13:36
	山　崎（寺院前）	8:08	8:48	9:28	13:38
	山水園口	8:10	8:50	9:30	13:40
	立川総合支所	8:13	8:53	9:33	13:43
	旧商工会前	8:16	8:56	9:36	13:46
	北楯接骨院	8:19	8:59	9:39	13:49
	旧狩川銀行前	8:21	9:01	9:41	13:51
	奥山医院前	8:23	9:03	9:43	13:53
	Aコープたちかわ	8:24	9:04	9:44	13:54
	狩　川　駅	8:25	9:05	9:45	13:55
帰り	狩　川　駅	10:30	11:40	14:25	15:45
	Aコープたちかわ	10:31	11:41	14:26	15:46
	奥山医院前	10:32	11:42	14:27	15:47
	旧狩川銀行前	10:34	11:44	14:29	15:49
	北楯接骨院	10:36	11:46	14:31	15:51
	旧商工会前	10:39	11:49	14:34	15:54
	立川総合支所	10:42	11:52	14:37	15:57
	山水園口	10:45	11:55	14:40	16:00
	山　崎（寺院前）	10:47	11:57	14:42	16:02
	添　津（消防ポンプ小屋前）	10:49	11:59	14:44	16:04
	野　崎	10:51	12:01	14:46	16:06
	三　ケ　沢	10:55	12:05	14:50	16:10

出川原狩川線

	地　名	1便	2便	3便	4便
行き	旭　町（公民館前）	8:00	8:40	9:20	13:30
	砂　山	8:02	8:42	9:22	13:32
	上出川原	8:04	8:44	9:24	13:34
	下出川原（公民館前）	8:07	8:47	9:27	13:37
	奥山医院前	8:10	8:50	9:30	13:40
	旧狩川銀行前	8:12	8:52	9:32	13:42
	北楯接骨院	8:15	8:55	9:35	13:45
	旧商工会前	8:18	8:58	9:38	13:48
	立川総合支所	8:21	9:01	9:41	13:51
	Aコープたちかわ	8:24	9:04	9:44	13:54
	狩　川　駅	8:25	9:05	9:45	13:55
帰り	狩　川　駅	10:30	11:40	14:25	15:45
	Aコープたちかわ	10:31	11:41	14:26	15:46
	立川総合支所	10:34	11:44	14:29	15:49
	旧商工会前	10:37	11:47	14:32	15:52
	北楯接骨院	10:40	11:50	14:35	15:55
	旧狩川銀行前	10:43	11:53	14:38	15:58
	奥山医院前	10:45	11:55	14:40	16:00
	下出川原（公民館前）	10:48	11:58	14:43	16:03
	上出川原	10:51	12:01	14:46	16:06
	砂　山	10:53	12:03	14:48	16:08
	旭　町（公民館前）	10:55	12:05	14:50	16:10

※利用するためには、事前に右記窓口にて**利用登録**が必要です。
※２路線とも１日４往復します。ただし、**予約のない場合は運行しません。**
※**全区間フリー乗降**となりますので、**上記の時間を目安**にご乗車ください。
※利用登録後、乗車希望日の１週間前から前日午後８時まで、右記連絡先に電話で予約してください。（何便で・どこからどこまで・往復の場合は帰りの分も）
予約されていない方は乗車できませんのでご注意ください。
※定員は、１便あたり５名（予約順）です。

利用登録窓口：
- 庄内町役場（まちづくり係）
- 立川総合支所（総合支所係）
- ㈲立川タクシー

乗車予約　：　㈲立川タクシー
電　　話　：　56－2128

循　環　路　線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

1コース 常万・大和方面（月・水・金）

停留所＼便	1便	2便	3便	
庄内町役場		10:45		
松蔵商店前		10:46		
庄内余目病院		10:48		
菅原医院		10:50		
肉のもり前		10:51		
斎藤整形		10:52		
きらやか銀行		10:53		
カザミドリ前		10:54		
兼古商店前		10:55		
富樫接骨院		10:56		
森田内科		10:58		
新余目支所・町湯		11:00		
町農協		11:03		
庄内町役場	7:55	11:04	16:10	
町農協	—	—	16:11	
新余目支所・町湯	—	—	16:14	
常万	8:00	11:09		降車専用
余目新田	8:02	11:11		
廻館	8:05	11:14		
阿部医院	—	11:17		
主殿新田	8:09	11:19		
中野	8:10	11:20		
南興屋	8:11	11:21		
堤新田	8:14	11:24		
赤渕新田	8:17	11:27		
小出根子	8:18	11:28		
小出新田	8:19	11:29		
連枝土場	8:21	11:31		
連枝	8:22	11:32		
沢新田	8:24	11:34		
古関（循環）	8:27	11:37		
阿部医院	8:31	—		※1便は庄内町役場、2便は古関、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：常万バス停～余目こ線橋の常万側の交差点までの区間
富樫接骨院	8:38	降車専用		
森田内科	8:40	—		
新余目支所・町湯	8:42			降車専用
町農協	8:45			
庄内町役場	8:46			
松蔵商店前				降車専用
庄内余目病院				
菅原医院				
肉のもり前				
斎藤整形				
きらやか銀行				
カザミドリ前				
兼古商店前				

2コース 八栄里・栄方面（月・水・金）

停留所＼便	1便	2便	3便	
庄内町役場		10:45		
松蔵商店前		10:46		
庄内余目病院		10:48		
菅原医院		10:50		
肉のもり前		10:51		
斎藤整形		10:52		
きらやか銀行		10:53		
カザミドリ前		10:54		
兼古商店前		10:55		
富樫接骨院		10:56		
森田内科		10:58		
新余目支所・町湯		11:00		
町農協		11:03		
庄内町役場	7:50	11:04	16:10	
町農協	—	—	16:11	
新余目支所・町湯	—	—	16:14	
梵天塚前	7:54	11:08		降車専用
田谷	8:01	11:15		
大野	8:04	11:18		
西小野方	8:07	11:21		
生三	8:10	11:24		
茗荷瀬	8:13	11:27		
南口	8:17	11:31		
長畑	8:18	11:32		
高田麦	8:20	11:34		
家根合	8:23	11:37		
落合	8:27	11:41		
宮曽根	8:30	11:44		
杉浦	8:32	11:46		
深川	8:33	11:47		
久田	8:34	11:48		
西野	8:38	11:52		
下朝丸	8:43	11:57		
新余目支所・町湯	8:48			降車専用
町農協	8:51			
庄内町役場	8:52			
松蔵商店前				降車専用
庄内余目病院				
菅原医院				
肉のもり前				
斎藤整形				
きらやか銀行				
カザミドリ前				
兼古商店前				
富樫接骨院		—		※1便は庄内町役場、2便は下朝丸、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：梵天塚前バス停～下朝丸バス停までの区間
森田内科		—		

循　環　路　線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

3コース 吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土）

停留所＼便	西回り 1便	西回り 3便
庄内町役場	7:50	16:10
町農協	—	16:11
新余目支所・町湯	—	16:14
上朝丸	7:53	降車専用
払田	7:54	
島田	7:55	
吉岡	7:56	
橋の脇	7:59	
西袋駅前	8:01	
西袋公民館前	8:02	
境興屋	8:04	
吉方	8:05	
本小野方	8:07	
新田目	8:08	
返吉	8:09	
京島	8:11	
千本杉	8:13	
桑田	8:16	
立川総合支所	8:20	
第2種苗センター前	8:21	
大真木	8:23	
福島	8:24	
前田野目	8:26	
阿部医院	8:29	
近江新田	8:34	
吉岡	8:36	
島田	8:37	
払田	8:38	
上朝丸	8:39	
森田内科	8:40	
新余目支所・町湯	8:42	
町農協	8:45	
庄内町役場	8:46	
松蔵商店前	降車専用	
庄内余目病院		
菅原医院		
肉のもり前		
斎藤整形		
きらやか銀行		
カザミドリ前		
兼古商店前		
富樫接骨院		

停留所＼便	東回り 2便
庄内町役場	10:45
松蔵商店前	10:46
庄内余目病院	10:48
菅原医院	10:50
肉のもり前	10:51
斎藤整形	10:52
きらやか銀行	10:53
カザミドリ前	10:54
兼古商店前	10:55
富樫接骨院	10:56
森田内科	10:58
新余目支所・町湯	11:00
町農協	11:03
庄内町役場	11:04
上朝丸	11:07
払田	11:08
島田	11:09
吉岡	11:10
近江新田	11:12
阿部医院	11:17
前田野目	11:20
福島	11:21
大真木	11:22
第2種苗センター前	11:24
立川総合支所	11:25
桑田	11:29
千本杉	11:32
京島	11:34
返吉	11:35
新田目	11:36
本小野方	11:38
吉方	11:40
境興屋	11:41
西袋公民館前	11:43
西袋駅前	11:44
橋の脇	11:46
吉岡	11:49
島田	11:50
払田	11:51
上朝丸	11:52
新余目支所・町湯	降車専用
町農協	
庄内町役場	
松蔵商店前	
庄内余目病院	
菅原医院	
肉のもり前	
斎藤整形	
きらやか銀行	
カザミドリ前	
兼古商店前	

※1・3便と2便では経由する方向が変わります。
※1便は庄内町役場、2便は上朝丸、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。

※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：払田バス停～払田バス停へ戻るまでの区間

4コース 堀野・第三学区方面（火・木・土）

停留所＼便	1便	2便	3便
庄内町役場		10:45	
松蔵商店前		10:46	
庄内余目病院		10:48	
菅原医院		10:50	
肉のもり前		10:51	
斎藤整形		10:52	
きらやか銀行		10:53	
カザミドリ前		10:54	
兼古商店前		10:55	
富樫接骨院		10:56	
森田内科		10:58	
新余目支所・町湯		11:00	
町農協		11:03	
庄内町役場	7:50	11:04	16:10
町農協	—	—	16:11
新余目支所・町湯	—	—	16:14
上堀野	7:58	11:12	降車専用
中堀野	7:59	11:13	
下堀野	8:01	11:15	
福原	8:02	11:16	
三百地	8:05	11:19	
提興屋	8:08	11:22	
槇島	8:09	11:23	
千河原	8:12	11:26	
平岡	8:14	11:28	
榎木土場	8:16	11:30	
榎木	8:20	11:34	
廿六木	8:23	11:37	
跡	8:27	11:41	
庄内余目病院	8:32	降車専用	注）1便は庄内町役場、2便は跡、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。
菅原医院	8:34		
肉のもり前	8:35		
斎藤整形	8:36		
きらやか銀行	8:37		
カザミドリ前	8:38		
兼古商店前	8:39		
富樫接骨院	8:40	—	
森田内科	8:42	—	
新余目支所・町湯	8:44	降車専用	
町農協	8:47		
庄内町役場	8:48		
松蔵商店前	降車専用		

※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：上堀野バス停～跡バス停までの区間

青文字	フリー乗降区間
	同一便で複数回停車する停留所

路線図

中心市街地循環線 P2

- 菅原医院
- 斎藤整形
- 余目駅前
- ヤマザワ
- 富樫接骨院
- 森田内科
- 庄内余目病院
- 庄内町役場
- 町農協
- 新余目支所・町湯
- 常万
- 阿部医院
- 立川総合支所

循環２コース　八栄里・栄方面 P5

西野 ― 落合 ― 田谷 ― 役場方面

循環４コース　堀野・第三学区方面 P6

上堀野 ― 堤興屋 ― 跡 ― 役場方面

循環１コース　常万・大和方面 P5

主殿新田 ― 小出新田 ― 古関 ― 役場方面

循環３コース　吉岡・十六合・狩川方面 P6

西袋駅前 ― 本小野方 ― 千本杉 ― 役場方面

デマンドタクシー P4

狩川駅 ― 清川駅前 ― 清川関所前

幹線路線 P3

鉢子 ― 中村 ― 立谷沢公民館 ― 瀬場 ― 北月山荘

庄内町役場を起点に
各路線に乗り換える
ことができます

別　紙

令和６年度　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：遊佐町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（遊佐町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（遊佐町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（遊佐町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（遊佐町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（遊佐町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（遊佐町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・遊佐町目標値（目標年度 R7）
県外 700 人、県内 3,000 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・遊佐町の目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス
遊佐町デマンドタクシー　0.68 回／人（直近年度の実績 8,707 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 103 万円）
・遊佐町目標値（目標年度 R7）
デマンド交通：14,700 千円（直近年度の実績 16,113 千円）

別　紙

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

遊佐町デマンドタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：
10,000 人以上（直近年度の実績 8,707 人）

遊佐町デマンドタクシーの収支率 28.8%以上（直近年度の実績 14.44%）

遊佐町デマンドタクシーへの町負担額　16,300 千円（直近年度の実績 16,113 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、遊佐町全域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、遊佐町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る遊佐町デマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額 27,100 千円のうち、遊佐町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、遊佐町デマンドタクシーへの上記遊佐町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する遊佐町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

・令和 4 年 9 月 21 日（第２回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

別　紙

・令和５年１月27日（第３回）：令和４年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和５年３月30日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

＜令和５年度＞
・令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）
＜令和４年度＞
・令和４年７月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

・令和４年８月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）
・令和４年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について
（日付は書面協議成立時）

〇遊佐町地域公共交通会議
＜令和４年度＞
・令和４年４月22日（第１回）：遊佐町デマンドタクシー回数券の料金変更について
（日付は書面決議成立時）　（書面決議）
・令和４年10月18日（第２回）：スクールバスの路線変更について、遊佐町デマンドタクシー回数券の料金変更について

＜令和５年度＞
・令和５年５月17日（第１回）：遊佐町デマンドタクシー回数券の料金変更について
（日付は書面決議成立時）　（書面決議）
・令和５年６月　日（第２回）：遊佐乗合タクシーの運賃改定について

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により遊佐町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
遊佐町では、遊佐町デマンドタクシーの利用補助として回数券の割引キャンペーンを実施している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202
（所　属）遊佐町産業課産業創造係
（氏　名）鳥海　千尋
（電　話）0234-72-5422
（e-mail）sozo@town.yuza.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	246日	4920回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	246日	4920回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	246日	4920回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	遊佐町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	13,032
交通不便地域等	13,032

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
13,032	遊佐町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

遊佐町デマンドタクシー
ご利用説明書

「デマンドタクシー」とは？

平成20年度に、通院や買い物など、町民の皆様の暮らしを支える交通手段として導入しました。“乗りあう”ことと、“予約制”という考え方から、利用者間の「ゆずりあい」や「思いやり」の気持ちが大切です。一般タクシーとは大きく異なりますので、以下のことにご留意・ご理解いただきますようお願いいたします。

「デマンドタクシー」の運行について

①乗り合わせることによって、利用者を送迎します。

②乗る前に、電話等によって予約が必要です。
（予約のお申し込みは、1週間前から各便の1時間前までです。）

③町内全域どこへでも運行します。

④運行日は平日のみとなっております。
※ただし、年末年始は（12/31～1/3）までお休みします。

⑤午前9時から午後3時まで、1時間ごとの運行です。

⑥一般の乗車運賃は、1回の乗車につき500円です。※福祉タクシー券を使えます。

予約受付と運行時刻について

予約先	デマンド予約センター（遊佐駅内）
予約の電話番号	0234−71−1233
受付時間	平日　午前8時30分～午後4時30分 ただし、年末年始（12/31～1/3）は、お休みします。

便	時刻	予約締切
9時便	9:00	前日の16:30まで
10時便	10:00	9:00まで
11時便	11:00	10:00まで
12時便	12:00	11:00まで
13時便	13:00	12:00まで
14時便	14:00	13:00まで
15時便	15:00	14:00まで

※時刻は、最初の利用者が乗車する時間を表しています。
※予約は、利用したい日の1週間前から各便の1時間前までです。
※予約をキャンセルする場合は、遅くとも出発する5分前にデマンド予約センターへお伝えください。

運賃	・1回の乗車：500円 ・4歳以上の幼児及び小学生の児童：350円 ・4歳未満の乳幼児：無料（保護者同伴の場合に限る） ・身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持する方：350円 ・お支払いは、回数券または福祉タクシー券、現金となります。
回数券	・500円分の回数券（11枚つづり、5,000円） ・350円分の回数券（11枚つづり、3,500円）

回数券の購入は、
車内およびデマンド予約センターで受け付けます。

別紙（表１添付資料）

遊佐デマンドタクシー

１．運行ダイヤ

便	出発時刻	予約締切
9 時便	9：00	前日の 16：30 まで
10 時便	10：00	当日 9：00 まで
11 時便	11：00	当日 10：00 まで
12 時便	12：00	当日 11：00 まで
13 時便	13：00	当日 12：00 まで
14 時便	14：00	当日 13：00 まで
15 時便	15：00	当日 14：00 まで

＊平日の９時～１５時の１時間ごとに一日合計７便運行

遊佐町内であればどこでも乗降可能

２．運行区域